明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成三十年六月八日

○第百九十六回国会 参議院会議録第二十七号（その一）

平成三十年六月八日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十七号
平成三十年六月八日
午前十時開議
第一　災害救助法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　農薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
第六　日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
第七　日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
第八　日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

○本日の会議に付した案件
一、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
一、日程第一より第八まで
一、国際経済・外交に関する調査の中間報告
一、国民生活・経済に関する調査の中間報告
一、原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告

○議長（伊達忠一君）　これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（伊達忠一君）　御異議ないと認めます。農林水産大臣齋藤健君。
〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕
○国務大臣（齋藤健君）　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
食品流通におきましては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んでおります。
こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るためには、卸売市場につきまして、その実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、食品流通全体につきまして、物流コストの削減や品質・衛生管理の強化などの流通の合理化と、その取引の適正化を図ることが必要であります。
このため、公正な取引環境の確保と卸売市場を含む食品流通の合理化とを一体的に促進する観点から、この法律案を提出した次第であります。
次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。
まず、卸売市場法の一部改正であります。
第一に、目的規定において、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場の認定に関する措置等を講ずることを定めることとしております。
第二に、農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営、施設等に関する基本的な事項を明らかにするため、卸売市場に関する基本方針を定めることとしております。
第三に、農林水産大臣又は都道府県知事は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件や結果の公表等の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、基本方針等に即して中央卸売市場又は地方卸売市場として認定することとしております。
第四に、国は、食品等の流通の合理化に取り組む中央卸売市場の開設者に対し、予算の範囲内において、その施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができることとしております。
次に、食品流通構造改善促進法の一部改正であります。
第一に、目的規定において、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化及び取引の適正化を図るための措置を講ずることを定めることとしております。
第二に、農林水産大臣は、食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者が講ずべき食品等の流通の効率化、品質・衛生管理の高度化等の措置を明らかにするため、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めることとしております。
第三に、農林水産大臣は、基本方針等に即して食品等流通合理化事業に関する計画を認定することとし、認定を受けた者は、その計画の実施に当たり、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を受けることができることとしております。
第四に、農林水産大臣は、食品等の取引の適正化を図るため、食品等の取引の状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき、指導、助言等の措置を講ずるとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することとしております。
第五に、これらの改正に伴い、法律の題名を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に改めることとしております。
以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。舞立昇治君。

〔舞立昇治君登壇、拍手〕

○舞立昇治君　自由民主党の舞立昇治です。

私は、自民・公明を代表し、ただいま議題となりました卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について、齋藤農林水産大臣に質問します。

我が国は、起伏に富んだ東西南北に広がる国土を有し、四方を海に囲まれ、様々な農林水産物に恵まれた国です。また、農林水産物の生産に併せて様々な加工製造業も発展し、私たちの食卓は多種多品目の野菜、魚介類、食肉、果物等に満たされてきました。こうした私たちの豊かな食生活は、平成二十五年には和食がユネスコ文化遺産として認められるなど、世界に誇るべきものです。思えば、このすばらしい食文化はどのように受け継がれ、どのように支えられてきたのでしょうか。

全国各地の気候風土にかかわらず、例えば、野菜を安定して届けるためには、全国各地の産地から切れ目のない出荷が必要です。こうした産地リレーは、生産者の安定出荷の努力を基礎とし、その出荷を受ける卸売市場が適切にコーディネートするからこそ構築できるものです。生鮮食料品等の円滑かつ安定的な供給に重要な機能を発揮している卸売市場等の重要性は論をまちません。

一方で、現在、食品流通は大きく変化し、この流れは今後も続くことが予想される中、私は、我が国の豊かな食卓を支える食品流通を今後とも維持発展させる立場から質問したいと思います。

近年、国民の食料需要や消費は大きく変わり、生鮮食料品の消費の縮小、加工食品や外食での消費の拡大、直売所やインターネット通販といった購入流通ルートの多様化等、卸売市場法制定時の昭和四十年代と比較し、食品流通を取り巻く環境は大きく変化しています。

この変化を受けて、平成二十八年十月六日、規制改革推進会議農業ワーキング・グループ等が、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通、加工の業界構造の確立に関して提言を行いました。この中の卸売市場に関する箇所、特に、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止するという提言は、その後、全国の市場関係者の不安や懸念を招くこととなりました。私自身、関係者の皆様から、卸売市場を廃止するつもりなのか、実態と乖離した議論だ、市場流通が弱体化し混乱が生じるなど、多くの意見をいただきました。

自民・公明は、こうした懸念や厳しい意見を受け止め、昨年秋以降、迅速に議論を開始し、卸売業者、仲卸業者といった市場関係者のほか、卸売市場に出荷する生産者、卸売市場で調達する小売業者等からも直接御意見を伺いつつ、濃密な検討を重ねました。その結果、時代の変化に伴う卸売市場制度の見直しの必要性は否定しないものの、卸売市場がこれまで果たしてきた役割、機能が今後も一層発揮されるような改革をすべきとの結論に至りました。

そこで、まずは、卸売市場に対する現状認識と、今回の卸売市場を含めた食品流通構造改革の基本的な考え方について、答弁を求めます。

大正の米騒動以降、先人が築き上げてきた卸売市場というシステムは、昭和四十年代の物価高騰期を経て現在の形に構築されました。現行法では、卸売市場の開設に当たり、中央卸売市場では農林水産大臣の認可が、地方卸売市場では都道府県知事の許可がそれぞれ必要であり、この許認可がなければ開設が認められない、言わば原則禁止という厳格な規制が課されています。

今回の法案では、卸売市場を開設すること自体は自由にしつつ、その卸売市場が、様々な流通ルートがある中で公平な取引の場かどうかということを農林水産大臣と知事が認定する仕組み、いわゆる認定制へと見直され、これまでの原則禁止から原則自由へと大きな制度変更がなされます。しかし、多くの関係者は、許認可と認定の違いを始め何がどう変わるのかよく分からないというのが正直な感想です。

そこで、今回、なぜ許認可制から認定制に見直すのか、その違いや政策的な狙いと併せ、明快な答弁を求めます。

中央卸売市場の開設についても、様々な臆測が不安を招いています。

現状では、中央卸売市場の開設者は、国による卸売市場の計画的な整備を推進する観点から、都道府県と人口二十万人以上の市といった地方公共団体に限定され、地方公共団体の下で、集荷、分荷、価格形成、代金決済等の卸売市場の調整機能が発揮されています。

しかし、今回の法案では、誰が中央卸売市場を開設するか自体は自由として、開設者の要件とは別に、公正な取引の場として必要な要件を審査し、農林水産大臣が認定の判断をすることとしています。

この点について、開設者は誰でもいいこととなるので、地方公共団体への国の補助金や地方財政措置が縮減され、地方公共団体が市場から手を引いていくのではないか、また、大規模な商業資本や外国資本が新たに市場開設者として参入し、自分たちに有利な取引を行う場としてしまうのではないかといった不安の声もいまだ多くあります。

与党においても、そうした不安に十分配慮した議論を行ってきましたが、改めて、今回、地方公共団体以外でも中央卸売市場を開設できることとした理由や、国の補助金を含め今後の地方公共団体への財政措置はどのようになるのかを伺うとともに、仮に民間企業が中央卸売市場を開設したとしても、卸売市場における公正な取引や市場の公共性は十分維持できる点について不安が払拭されるよう、明快な答弁を求めます。

私のふるさと鳥取県には、境港という一大水産漁港があります。水産物を水揚げするいわゆる産地市場は、都道府県知事の許可を得て、地方卸売市場として日々取引が行われるものが多くあります。

こうした地方卸売市場では、現状でも取引上の規制が比較的緩やかなこともあり、創意工夫を生かした様々な取引が行われています。例えば、現在の中央卸売市場では、卸売業者が自ら買い占めて大規模な価格操作を行うことを防止するため、卸売業者による自己買い付けを禁止していますが、地方卸売市場では、自己買い付けを禁止するかどうかは各卸売市場の判断に委ねられています。このため、地方卸売市場の卸売業者でもある漁業協同組合が、水揚げのあった水産物を自己買い付けし、うろこや内蔵除去等の一次加工を施した上で量販店に販売することにより浜の取り分を増やす、つまり所得の向上に寄与しています。

今回の法案では、差別的取扱いや受託許否の禁止など、必要不可欠な規制は残しながら、自己買い付けの禁止や第三者販売の原則禁止などの取引ルールは卸売市場ごとに判断し、創意工夫を生かした取組を助長するとしていますが、具体的にどのような創意工夫が想定され、出荷者、消費者、市場関係者にどのようなメリットがあるのか、地方創生の推進にも資することと併せ、関係者が期待を持てるような答弁を求めます。

最後に、今回の卸売市場を含む食品流通構造の改革に関わってきた者の一人として、一点要望します。

今回の改革は、消費者の需要の変化、流通ルートの多様化など、卸売市場制度の構築当時からの

時代の変化や今後の将来予測などを勘案すると、必要なものと思います。一方で、長年、卸売市場に出荷し、早朝から働いて新鮮な食品を調達してきた関係者の皆様にとっては非常に大きな変革でもあります。

政府には、この改革に対する理解の促進に最大限の努力を払い、開設者を始め、卸売業者や仲卸業者はもちろん、出荷者や八百屋、魚屋といった小売業者など、できる限り多くの方々の理解を得ていただきたいと思います。

特に、地方公共団体からは、今回の見直しにより開設者の責任と権限が大きくなる中で、今後どうすればよいかといった不安もいまだ多くあると伺っています。こうした点に細心の注意と努力を払い、適切かつ丁寧な対応をお願いします。

この度の見直しにより、卸売市場が生き生きと一層活力に満ちた取引の場となり、全国各地で生活する方々に少しでも元気が、そして地域ににぎわいが取り戻せるよう心からお祈りして、代表質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕

○国務大臣（齋藤健君）　舞立議員の御質問にお答えをいたします。

卸売市場に対する認識と食品流通構造改革の基本的な考え方についてのお尋ねがありました。

卸売市場については、生産者から農水産物を集めて小売店等に小分けして供給し、代金を早期に決済するなどの機能を果たしており、今後も食品流通の核として堅持すべきと考えております。

食品流通につきましては、近年、生鮮品の需要が減少をし、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、価格面のみならず品質や衛生面などへの関心が高まっているため、創意工夫を生かして消費者ニーズに合った食品を供給する環境を整備するとともに、物流コストの削減や品質・衛生管理の強化等を進め、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を促進する必要があると考えています。

許認可制と認定制の違いや、認定制へ見直す理由についてのお尋ねがございました。

現行の卸売市場法では、農林水産大臣や都道府県知事の許認可を受けなければ、卸売市場の開設が認められません。

他方、本法案では、卸売市場の開設は許認可を受けなくとも行い得ることとしつつ、生鮮品の公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場を農林水産大臣等が認定をし、その振興を図ることとしています。

また、現行法では、卸売市場の運営等の細部にわたり国が一律に規制を課しておりますが、本法案により認定制に見直すことによりまして、公正な取引の場としての要件は確保した上で、創意工夫の発揮などによる卸売市場の活性化を促進してまいります。

民間事業者による中央卸売市場の開設と、地方公共団体への財政支援措置、民設市場の公共性の確保についてのお尋ねがございました。

本法案では、開設者が、卸売業者等に対し、公正な取引の場として必要な取引ルールを遵守させ、厳格な監督を行う場合に限って認定することとしているため、中央卸売市場の開設者についても、特に地方公共団体に限定しないこととしたところであります。

卸売市場の施設整備につきましては、認定を受けた卸売市場に対して、予算措置として補助率三分の一以内で助成するとともに、中央卸売市場が食品等流通合理化計画の認定を受けた場合には、法律補助として補助率十分の四以内で助成することとしているほか、地方財政措置の継続について調整を行っているところであります。

また、民設の中央卸売市場においても、開設者が、卸売業者等に対する指導、検査、監督を怠ったり、特定の出荷者や買受人を差別的に取り扱う場合に、農林水産大臣が是正命令を発出し、命令に従わないときには認定を取り消すことができることとすることにより、公共性を確保することといたしております。

取引ルールの柔軟化によるメリットについてのお尋ねがありました。

本法案では、卸売市場ごとの実態に合わせて取引ルールを柔軟に設定できることとしております。

例えば、豊漁等の場合に、卸売業者が自ら買い付け、加工業者や小売業者等に販売することによりまして、漁業者は出荷した水産物を全て売り切ることができるとともに、加工や小分けを志向する消費者のニーズに一層応えられるほか、市場取引でありながら物流は直送するということによりまして、出荷者の物流コストを削減するとともに、食品の鮮度を保って消費者まで届けることができるといったメリットがあり、地域産業の活性化等、地方創生にも資するものと考えております。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　田名部匡代君。

〔田名部匡代君登壇、拍手〕

○田名部匡代君　国民民主党・新緑風会の田名部匡代です。

会派を代表し、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案につきまして、以下、農林水産大臣に対し質問いたします。

本法律案は、農業競争力プログラムに基づく農業改革の積み残しを実現するためのものです。これは、またしても規制改革推進会議の提案であります。

この一連の改革を実施、推進するための農業競争力強化支援法は昨年の常会で成立をしていますが、その審議の冒頭、私はこの壇上で、現場の声を全く無視した政策が次々と提言されている、誰のためか分からない法律はこれ以上作るべきではないという趣旨の訴えをしました。

同じく昨年、本院の決算委員会で、規制改革推進会議の動きを牽制する措置要求決議が行われました。しかし、彼らに全く反省の色はないようであります。

卸売市場に関する規制改革推進会議の提言には、受託拒否の禁止を一律に適用することはやめるべき、これがあると、品質の劣るものを安易に出荷するという生産者の不適切な活動を助長しかねないとの記述があります。しかし、卸売業者が正当な理由がない限り出荷者からの申込みを拒否できないという受託拒否禁止のルールは、まさに生産量の増減等を始め、自然相手の農林水産業の特性を踏まえたものであり、提言は一次産業に対する理解のなさを露呈するどころか、生産者を一方的に見下す姿勢がうかがえ、非常に強い怒りを感じます。

コスト面における体質強化や過度の競争、合理化を推進する余り、現在の卸売市場が食料安定供給の公的機能や公共性を持つ重要な社会インフラであることをお忘れではないでしょうか。改めて、卸売市場についてどのように御認識しておられるか、大臣に答弁を求めます。

卸売市場では、取引する数量の大小などで出荷を不当に差別する差別的取扱いが禁止されており、公正な取引の場となっている上、労力の要する販売活動ができない方や、契約の有無、また小規模な生産者や小売にとって、いつでも誰にでも利用可能なオープンシステムとなっています。加えて、生産者は売れ残りや代金回収の心配をせず生産活動ができます。地域ごとに産地の出荷計画を作成し、バランスよく出荷していることで、全国どこでも販売量も価格も安定し、満遍なく物が並んでいるのです。私たちが豊かな食生活を享受

できて、そして世界に誇る食文化が育まれてきた背景の一つに、この卸売市場制度があるのです。

規制改革推進会議農業ワーキング・グループが平成二十八年に未来投資会議構造改革徹底推進会合と連名で取りまとめた提言書では、農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意されるべきと記されています。これらは、いずれも卸売市場を通さない直接販売の推進を強調するものと思われます。

直接販売は、中間コストの削減などによる生産者所得の向上や、価格の低廉化という消費者のメリットがあると思われがちでありますけれど、複数の販売先に出荷する場合、小ロットの作物ごとに流通経費が掛かるため、結果的にコスト増となるおそれがあります。輸送コストは輸送単位が大きければ大きいほど安くなるのです。加えて、直接販売にアクセスできる生産者や消費者が限定されていることも無視できません。

食品流通に関する政府の一連の改革は、卸売市場の持つオープン性を著しく軽視しているように思えるのですが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

次に、卸売市場の開設について、許認可制から認定制に変える必要性について伺います。

現行制度では、中央卸売市場を開設することができるのは自治体に限られ、農林水産大臣の認可を必要としています。地方卸売市場を開設することは民間事業者も可能ですが、都道府県知事の許可を必要としています。この許認可は、適正配置が考慮されていますが、本法律案は、市場の開設を原則禁止から原則自由へと大きく転換させるものであります。自治体が開設者であるからこそ、公平、公正な運営がなされ、卸や仲卸の市場使用料が低く抑えられていると考えられますが、開設者が民間事業者に替わることで、量販店等が強大な権限を持ち、使用料や生鮮品の価格、委託手数料の上昇にもつながるのではないかという心配の声があります。

なぜ許認可制の下で取引行為の自由度を高めるような手法を取らないのでしょうか、認可制を廃止しなければならないほどの理由がどこにあるのでしょうか、具体的な説明を求めます。

そもそも、卸売市場の一番のメリットは、それぞれ異なる立場に立つ卸と仲卸が相対することによって、適切な価格形成と良好な品質を保持する機能を発揮できるという点にあります。

本法案では、これまで一律に定められていた第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則について、今後は実態に応じ、卸売市場ごとに判断、設定ができる内容となっています。

このことにより、例えば大手小売業者などがバイイングパワーに任せて商品を囲い込むなど、優越的地位を濫用して価格形成に影響力を及ぼすおそれが指摘されています。本法案では、不公正な取引についての規定が設けられていますが、農林水産大臣が行う調査、是正もどれだけの実効性があるのか疑問であります。

調査、是正はどのような方針で行うのかについて、答弁を求めます。

公共性を支える大きな要素である受託拒否の禁止は、卸売業者の営業の自由度を縛るものであるため、開設者が自治体でなくなると、引き続き採用されるか分かりません。そこで、本法案では、一定規模以上のもの、かつ受託拒否の禁止を遵守するものについて中央卸売市場の認定を申請することができるとしております。

認定中央卸売市場の規模要件はどの程度の面積とする方針なのか、どのような者が開設者となることを想定し、どの程度の民間参入を見込んでいるのか、お答えください。

なお、受託拒否の禁止を遵守するのであれば、公共性を有する市場として、また地域の第一次産業や経済を支える重要なインフラとして、規模の大小にかかわらず、施設整備等への支援を厚くするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

国による適正配置を考慮した整備方針、整備計画が廃止されると、全国の需給調整や流通に責任を持って目を配る者がいなくなります。現在、地方の市場の中には、大都市の市場から転送品に頼っているところもあり、市場間格差が広がり、中央卸売市場から地方卸売市場への転換を含む再編も進められています。開設や取引の規制緩和が市場流通の活性化へ動けばいいのですが、自由競争の結果として、ただでさえ財政負担を感じている一部の地方自治体では撤退を考えるところも出てくるのではないでしょうか。

少数の大規模卸売市場が残り、生産者の身近な出荷先や地域住民の地産地消を担うマーケットがなくなる懸念はないのか、御見解をお聞かせください。

私には、本法律が本当に生産者、消費者にメリットをもたらすものなのか、不安と疑問だらけであります。この法案には、卸売市場の将来像が全く見えません。

そもそも、規制改革推進会議の議論から始まる農政改革は、官邸から丸投げされ、そして全く現場の実態を見ないまま議論し、しかも彼らは結果に責任を負いません。無責任な政策決定にはもううんざりです。官邸主導の農政は現場を分かっていないと感じている与党議員の皆さんも多いのではないでしょうか。

私たち国会議員には、それぞれの現場や地域から託された思いと未来への責任があります。私たち国民民主党は、これからも未来への責任ある農業政策実現のために全力を尽くしてまいりたいと思います。

そして、もう一言。

六月四日、財務省から森友問題の文書改ざんに関する調査報告書が発表されました。まさに財務省の財務省による財務省を守るための調査と言わざるを得ません。麻生大臣は閣僚給与の十二か月分を自主返納されたとのことですが、返納すべきは給与よりも先に大臣の椅子であります。

何度も申し上げますけれども、全容解明のために与党の皆さんにも御協力をいただくことを心からお願いを申し上げて、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

（国務大臣齋藤健君登壇、拍手）

○国務大臣（齋藤健君）　田名部議員の御質問にお答えいたします。

卸売市場に対する認識についてのお尋ねがございました。

卸売市場につきましては、集荷、分荷、価格形成、代金決済等の重要な調整機能を果たしてきたものと認識をしております。

このため、今後も卸売市場を食品流通の核として堅持した上で、公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場を農林水産大臣等が認定するとともに、このような高い公共性を有する卸売市場に対して施設整備への助成を行うなど、その振興を図ってまいりたいと考えております。

直接販売と卸売市場のオープン性に対する見解についてのお尋ねがございました。

消費者への直接販売につきましては、生産者が自ら販売価格を決定でき、販売手数料等も要しない一方、少量輸送のため物流コストが高くなることがあり、また生産者が自ら売れ残りリスクを負います。

他方、卸売市場への出荷につきましては、販売価格は市場における需給等により決定され、卸売業者に対して販売委託手数料を支払う必要がある一方、産地からの大量輸送により物流コストを安くできる面があるほか、卸売業者が市場で多数の

買手にオープンに販売するため、生産者は売れ残りリスクを負うことがありません。

このように、直接販売も市場出荷もそれぞれメリット、デメリットがあるため、生産者にとっては、いずれか一方が有利ということではなく、自らの判断で販売ルートを選択できる環境を整備することが重要であると考えております。

許認可制等を維持した改正案とならなかった理由についてのお尋ねがございました。

現行の許認可制の下でも、民間の卸売センターやインターネット通販など、許認可を受けた卸売市場以外に多様な流通ルートが存在し、様々な事業展開が行われております。この傾向は今後も加速すると思われます。

このような現状を踏まえ、本法案では、卸売市場の開設は許認可を受けなくとも行い得ることとしつつ、開設主体のいかんを問わず、公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場について、今後ともその機能を発揮できるよう振興を図るとの考え方に立って、農林水産大臣等が認定するとともに、卸売市場が実態に合わせて取引ルールを柔軟に設定できることとしたところでございます。

農林水産大臣が行う調査、是正の実効性についてのお尋ねがありました。

まず、第三者販売等の取引ルールの設定に当たりましては、仲卸業者を始めとする取引参加者の意見を聴くこととしており、特定の事業者に一方的に有利になる取引ルールが設定されることにはならないと考えております。

その上で、農林水産大臣が行う食品等の取引状況の調査につきましては、例えば、特に賞味期限が短く、取引上買手が優位になりやすい食品等を選定し、取引当事者からヒアリング等を行うほか、農林水産省に通報窓口を設け、取引に関する通報を踏まえ個別の調査を行うなど、取引の実態をしっかり把握する手法について検討してまいります。

また、こうした実態把握を踏まえ、事業者に対し指導、助言等を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に通知をすることといたしております。

中央卸売市場の規模要件と民間企業による参入の見込みについてのお尋ねがございました。

中央卸売市場につきましては、受託拒否の禁止が共通の取引ルールとなるため、相当程度の規模を有する比較的大きな消費地への流通拠点を想定しております。卸売場、仲卸売場等の施設の面積が一定規模以上であることなどを省令で定めることとし、具体的な面積等は今後検討を行ってまいります。

また、どのような民間事業者がどの程度中央卸売市場の開設者となるかの見込みにつきましては、現時点で予断を持ってお答えするのは難しいのですが、開設者が地方自治体であるか民間事業者であるかを問わず、公正な取引の場として必要な共通の取引ルールの遵守を求めることといたしております。

受託拒否の禁止を遵守する卸売市場への施設整備等の支援についてのお尋ねがございました。

認定を受けた卸売市場につきましては、公正な取引の場として高い公共性を有するため、中央卸売市場、地方卸売市場を問わず、予算措置として、その施設整備に対して補助率三分の一以内で助成を行うこととしております。

地方卸売市場が受託拒否の禁止を取引ルールとして設定した場合には一層の支援をすべきとの御指摘につきましては、中央卸売市場が、一定規模以上の施設であり、受託拒否の禁止を一律に義務付けられるといった、より一層高い公共性を有するものであるから、中央卸売市場が食品等流通合理化計画の認定を受けた場合に限り、法律補助として補助率十分の四で助成を行うこととしているものでございます。

地方自治体の市場経営からの撤退のおそれについてのお尋ねがございました。

卸売市場につきましては、現行法の下でも、取扱金額の減少等の実態変化を背景に、統合、廃止するものや、中央卸売市場が地方卸売市場に転換をして、さらに民営化するものも出てきています。

こうした中、地方の卸売市場が今後とも食品流通の核としてその機能を発揮できるよう、本法案では、公正な取引の場として一定の要件は確保した上で、地域や取扱品目など、卸売市場ごとの実態に合わせて取引ルールを柔軟に設定できることとするとともに、認定を受けた卸売市場に対して、中央卸売市場、地方卸売市場を問わず、施設整備への助成を行うこととし、活性化を図りたいと考えております。

以上であります。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　小川勝也君。

〔小川勝也君登壇、拍手〕

○小川勝也君　立憲民主党・民友会の小川勝也です。

ただいま議題となりました卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に対し、会派を代表し、質問いたします。

昨年から今年にかけて、国会では森友、加計問題が注目され、いよいよ安倍総理の進退の段階まで来ました。世界で最も優秀とされる霞が関の官僚が、公文書を破棄、改ざんしたり、誰かをかばうために国会で虚偽の答弁をしたり、国民の政治、行政に対する信頼はまさに地に落ちています。財務省の決裁文書改ざん問題も、国有地の大幅値下げ問題も、加計学園の獣医学部設置の認可も、なぜなされたのか、全容は少しも解明されていません。多くの国民が政府を信頼できなくなっている今こそ、国会が全てを明らかにする責務を背負っていることを与野党問わず厳しく自覚するべきであります。

さて、そんな中で、どうしても理解できない法案が昨年成立してしまいました。それは、主要農作物種子法の廃止法案であります。国民の命の源である食料、その源が種子です。種子こそが戦略物資化される世界の潮流の中での廃止法案、びっくりいたしました。今、野党各党で衆議院に復活法案を提案しているところでございます。

そして、いま一つ理解し難い法案が、ただいま議題となっております卸売市場法の改正案です。

食料の供給、分配は、まさに生命の存続に関わることであり、そのルール作りは、洋の東西を問わず大変重要な歴史上の政治課題でした。飢饉があったり、強力なリーダーが誕生したりと、人類は紆余曲折を経て、文化、地域の違いはあるとはいえ、それぞれの卸売市場制度を持ち、今も食料の供給、売買のルールは大事にされています。

本法律案は、平成二十九年十一月二十四日に未来投資会議等が出した卸売市場の抜本的見直しの提言がベースとなったものであり、事実上の卸売市場法廃止を求める声が反映されたものと承知をいたしております。ＪＡグループなども廃止ありきに反対し、与党審査で大きく押し戻したと報道されていました。しかし、実際はどうだったでしょうか。

結論から申し上げますと、この法改正の肝は、中央、地方卸売市場の開設を許認可制から認定制へというところであり、裏を返せば、今年五月二十四日の井上食料産業局長の衆議院農林水産委員会での大串委員に対する答弁のとおりであります。その内容は、認定制に移行した場合には、認定を受けずに開設する卸売市場が制度上は存在を

し得る、このことに尽きるのではないでしょうか。

齋藤農水大臣にお伺いいたします。

本法律案は、各種会議の委員が望むような新たな食料の流通システム、すなわち規制の極めて少ない産地と消費者を結ぶ市場、すなわち非認定の卸売市場、別名食品物流センターを容認することにあるのではないでしょうか。お答えください。

昨今の中央、地方の卸売市場のありようは大変厳しい状況であると聞いています。その要因は幾つもあります。国民の食生活の変化、小売店の減少、大規模小売店の展開、加工食品の増加、食品の市場経由率の減少などです。ちなみに、水産物の市場経由率は、昭和六十年におおむね七七％だったものが現在では五〇％程度、青果では、同じく八五％が六〇％程度まで下がっております。複数の市場の仲買人の方から、物が少ない、物がないという話も伺ってまいりました。

現在の中央、地方の卸売市場のままで万々歳とは考えていませんが、公設、許認可制の下で取引規制の緩和を盛り込むことや、独自の工夫がしやすくなるような改正案に至らなかった理由を農林水産大臣に伺います。

この改正を契機に、地方都市などで自治体が運営から撤退する可能性が高くなるという指摘があります。農林水産大臣の受け止めはいかがでしょうか。

また、認定市場から非認定市場への転換にはどのような手続が考えられますか。国から受けた施設整備補助はどうなるんでありましょうか、併せてお伺いいたします。

経営の自由度が高い大資本による非認定の卸売市場が誕生すれば、海外からの輸入食品、国内の農林水産物、加工食品など、大型量販店との取引を中心に、未来投資会議なる会議体の方々がもくろむような経営の優位な物流センターに発展する可能性が高くなります。そうなれば、食品流通の大部分が非認定の卸売市場に流れ、公設の認定卸売市場の経営は、荷物、売り先の減少などにより一層厳しくなり、撤退することも予想されます。

将来的に公設の卸売市場の経営がどうなると予測しておられるのか、農林水産大臣の見通しをお答えください。また、公設市場が存続の危機に瀕したときには国はどういう関与をするのでしょうか、農林水産大臣、お答えをいただきたいと思います。

今、私たちの国には買物難民が増えています。買物にアクセスできる小売店が一つだけという方も増えています。このような小売店の仕入先としても、公設市場は大きな存在です。

食料・農業・農村基本法には、食料の安定供給が国の責務として明記されています。私は、国民がどこに住んでいても、安全でおいしい食料を適正な価格で手にすることができる、このような食料アクセス権を保障するのも国の大きな責務の一つだと考えますが、いかがでしょうか。アクセスできる範囲に公設市場を経由した食品流通がなくなることを、国は容認するのでしょうか。

国民の食料にアクセスする権利に対する国の責務について、農水大臣のお考えをお伺いいたします。

民間企業には、当然、倒産、経営判断による撤退、海外企業に買収されてしまう、そんなリスクさえあります。農林水産大臣は、国民の台所がそのようなリスクにさらされることを許容しますか。

大資本による非認定の卸売市場は、大型量販店と結託して地域の食品流通を支配することによって、公設の認定卸売市場が撤退した後、自己に有利な取引と価格、生産者、消費者に押し付けるような事態も起こりかねません。国が公設市場の適正配置に責任を持つ仕組みを撤廃してしまう本法律案は、その第一歩に思えてなりません。

国は責任を放棄したと考えてよいかどうか、農林水産大臣にお尋ねいたします。

そして、大事な点があります。生産者がよりどころとして安心して農作物を生産できたのは、価格に上下変動はあるにせよ、認可市場に受託拒否の禁止規定があるからです。認可、認定の市場が減少すれば、生産者の立場はおのずから弱いものになっていきます。

消費者の立場からも生産者の立場も危うくする本法律案は一体誰のための法案なのでしょうか。農林水産大臣にお尋ねいたします。

公設市場の卸売、仲卸の存在や手数料も無駄なものと決め付ける人たちに、命と食料の制度改正を任せていいのでしょうか。生産者の利益を守る卸、消費者の利益を守る仲卸、日本の市場制度はうまく機能してきました。さきに述べたように、市場をめぐる情勢は必ずしも明るいものではありませんが、仲卸会社も減少の一途をたどり、競りに掛かる物品も減ってきています。競り場に、それぞれの市場で独特のあの味のある掛け声も、過去の風物詩となってしまうのでしょうか。

今だけ、金だけ、自分だけ。安倍総理の率いる審議会政治に対する尊称です。現代は、資本主義社会、ビジネス社会ですが、生命を人質に取るようなビジネスと食料を独占するビジネスはタブーとされてきました。さきに述べた種子法廃止法案と本法律案は、明らかに将来に禍根を残すであろう格別の悪法です。衆議院では、問題が明らかになったにもかかわらず、すぐ採決になってしまったようです。

参議院では、将来に向けての想像力を豊かにして、廃案も視野に入れ、徹底的に審議してまいりましょう。

終わります。（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕

○国務大臣（齋藤健君）　小川議員の御質問にお答えをいたします。

本法案の趣旨が食品物流センターの容認にあるのではないかというお尋ねがございました。

本法案は、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立することを基本的な考え方として、創意工夫を生かして消費者ニーズに合った食品を供給する環境を整備するとともに、物流コストの削減や品質・衛生管理の強化等を進めるほか、公正な取引環境の確保を図ることといたしております。

卸売市場につきましては、現在でも許認可を受けた卸売市場以外にも多様な流通ルートが存在し、様々な事業展開が行われていることも踏まえまして、卸売市場の開設は許認可を受けなくとも行い得ることとしつつ、公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場を農林水産大臣等が認定することにより、こうした卸売市場の振興を図ることを目的といたしております。

許認可制等を維持した改正案とならなかった理由についてのお尋ねがございました。

現行の許認可制の下でも、民間の卸売センターやインターネット通販など、許認可を受けた卸売市場以外に多様な流通ルートが存在し、様々な事業展開が行われています。

このような現状を踏まえ、本法案では、卸売市場の開設は許認可を受けなくとも行い得ることとしつつ、開設主体のいかんを問わず、公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場について、今後ともその機能を発揮できるよう振興を図るとの考え方に立って、農林水産大臣等が認定するとともに、各卸売市場の実態に合わせて取引ルールを柔軟に設定できることといたしたところでございます。

地方公共団体の市場運営からの撤退と、認定卸

売市場から非認定卸売市場への転換についてのお尋ねがありました。

地方公共団体は、地域住民への生鮮品の安定供給等、地域のニーズを踏まえて卸売市場運営をしておりまして、今後も継続して運営に当たっていただけることを期待しております。国としても、生鮮品の公正な取引の場として、その振興を図ることとしたいと思います。

仮に、認定を受けた卸売市場が非認定の卸売市場に転換する場合には、開設者は、認定卸売市場の業務の廃止を取引参加者に通知をするとともに、農林水産大臣等に届け出る必要があるほか、開設者が地方公共団体の場合には、条例である業務規程の改正等が必要になります。

また、非認定に転換する卸売市場が施設整備の助成を受けていた場合で、助成の目的が消滅するときは、補助金適正化法等に基づき、所要額の返納を求めることもあります。

公設の卸売市場の経営と国の関与についてのお尋ねがございました。

卸売市場につきましては、取扱金額の減少等を背景に、統合、廃止や、中央卸売市場が地方卸売市場に転換をし、さらに民営化するものも実態として出てきております。

こうした中、卸売市場が今後ともその機能を発揮することができるように、創意工夫の発揮などによる卸売市場の活性化を図ることが重要になってきていると考えています。

今回の改正により、公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場を農林水産大臣等が認定をし、当該市場が取引ルールを柔軟に設定できるようにすることによりまして創意工夫の発揮を促進し、また、認定を受けた卸売市場に対して施設整備への助成を行うなどにより、卸売市場の活性化を図ることができると考えております。

農林水産省としては、卸売市場の業務が適正かつ健全に行われるよう、今後も開設者に対し必要な指導、助言を行うこととしております。

公設市場を経由した食品へのアクセス、国の責務についてのお尋ねがございました。

食品流通につきましては、統合、廃止や民営化される卸売市場も出てきている一方で、卸売市場以外の多様な流通ルートも存在し、様々な事業展開が行われている、そういう現状にあります。

本法案は、このような食品流通の変化を踏まえ、将来にわたり国民に対する食料の安定供給を担い得る卸売市場を含む食品流通の構造を構築するものであり、創意工夫を生かして消費者の需要に合った食品を供給する環境を整備するとともに、物流コストの削減や品質・衛生管理の強化等を進め、消費者ニーズへの的確な対応と生産者の所得向上を促進する、そういう法律になっております。

民間企業による卸売市場の運営についてのお尋ねがございました。

現行の卸売市場法の下におきましても、地方卸売市場の開設者に限定はなく、実際に、その約九割は民間企業により適正に運営されています。

本法案では、いずれの開設者についても、卸売業者等に対し、公正な取引の場として必要な取引ルールを遵守させ、厳格な監督を行う場合に限って認定することとしており、中央卸売市場でも開設者を特に限定しないこととしております。

なお、認定を受けた民設の卸売市場に対しましても、各卸売市場の創意工夫を発揮できるよう取引ルールの柔軟性は確保しつつ、卸売市場の施設整備への助成を行うなど、卸売市場の活性化を図るとともに、卸売市場の業務が適正かつ健全に行われるよう、農林水産大臣等は開設者に対し必要な指導、助言、監督を行うこととしております。

卸売市場の適正配置についてのお尋ねがございました。

卸売市場につきましては、整備計画等に基づいて全国的に整備は進んでまいりましたが、むしろ近年は、取扱量の減少等により、その数は減少傾向にあります。

こうした中、公正な取引の場としての要件を満たす卸売市場が今後ともその機能を発揮することができるよう、こうした卸売市場を認定をし、施設整備への助成を行うとともに、取引ルールの柔軟な設定を可能とすることにより、その創意工夫の発揮を促進するなど、卸売市場の活性化を図ることとしており、国が責任を放棄したという認識はございません。

また、認定を受けた卸売市場以外の流通も含めまして、改正食品流通構造改善促進法に基づき、農林水産大臣が、食品等の取引状況等の調査を行い、調査結果に基づき事業者に対して指導、助言等を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に通知することにより、公正な取引環境を確保してまいります。

本法案の趣旨、誰のための法案かについてのお尋ねがございました。

今般の法改正は、食品流通の状況変化を踏まえ、卸売市場も市場外も含めて、創意工夫を生かし、消費者や生産者のニーズに対応した食品流通を実現する環境を整備するとともに、物流コストの削減や品質・衛生管理の強化等を進めるほか、公正な取引環境の確保を図る、こういったことを目的としており、これにより生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応、これを促して卸売市場の活性化を目指すものでございます。

卸売市場につきましては、公正な取引の場として一定の要件を満たす市場を農林水産大臣等が認定をし、これに施設整備への助成を行うこと等により、振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　紙智子君。

〔紙智子君登壇、拍手〕

○紙智子君　私は、日本共産党を代表して、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正案について質問いたします。

本改正案は、卸売市場の認可制を認定制に変えることを始め、八十三条の条文を十九条まで減らす大幅な改正です。それなのに衆議院の質疑は、参考人を含めて、五月二十三日、二十四日、連続二日間のみで採決をされました。余りにも早い採決に驚くばかりです。これで審議が尽くされたと考えますか。参議院では、慎重、丁寧、充実した審議を求めるものです。

卸売市場は、生産者が出荷する野菜、青果物、食肉、水産物、花卉などを集荷、分荷、値決めをし、効率的に流通させています。商品は、卸売業者、仲卸業者、小売業者を通じて料理店や消費者に届けられ、日本の農業、漁業生産と豊かな食分化を支える役割を果たしています。

衆議院において中澤誠参考人は、卸売市場法で大事なところは品質競争することだ、競争することで生産者は品質のいい生産物を作ろうとする、卸は生産物を高く売ろうとする、それが生産者の再生産を保障することになると言われました。また、仲卸は、品質を見極める目利きの力で品質のいい商品を求める消費者の利益を守ろうと努力する、立場の違う卸と仲卸が生産者、消費者の立場に立って価格形成を行うのが卸売市場だと言われました。

卸売市場が果たしている役割をどう認識していますか。目利きの力でブランド力を高め、消費者

にも観光客にも愛されている築地市場を始め、各地の卸売市場を誰のために見直すのですか。

未来投資会議、規制改革推進会議は、二〇一六年十月、総合的なＴＰＰ関連政策大綱に基づく改革の課題として、卸売市場の抜本的見直し又は卸売市場法という特別の法制度に基づく時代遅れの規制は廃止を提言しました。

これを受け入れた政府は、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すると決めました。また、卸売市場関係業界の抜本的な合理化、流通加工業界、中間流通の業界再編、全農の農産物の売り方の見直しが必要であるとして、業界再編並びに全農改革としてセットで改革を迫ったのです。

改正案は、ＴＰＰ、環太平洋経済連携協定の推進に合わせた改革ではありませんか。改正案は、卸売市場の開設者に民間企業が参入することを認めています。卸売市場を軸にした生鮮食品のサプライチェーンを、多国籍企業を含む大手流通と食品企業のために見直すのではありませんか。

以上、農林水産大臣、お答えください。

改正案は、中央と地方の卸売市場の許認可制度を認定制に変えるものです。同時に、地方自治体に限定していた中央卸売市場の開設制限をなくし、大都市に食料を安定供給するために設けられた開設区域も廃止するものです。

中央卸売市場は、地方公共団体が開設者になり、税金を投じて整備したからこそ、卸売会社や仲卸会社は自前の土地や建物を持つ必要がなく、安心して生鮮食料品の取引に専念することができたのです。安全な食品を供給するために、衛生検査機関を設置し、常時検査、公表する体制整備を取っています。

札幌中央卸売市場では、夕張メロンを保管する定温施設を整備し、ブランド化を図っています。住民の代表である地方議会は、条例で中央卸売市場の施設使用料など業務規定を定め、必要な予算を付けることで、住民への食料の安定供給に責任を持ってきました。

認定制になれば、中央卸売市場に民間企業の参入が可能になります。採算が合わず撤退したら、食料の安定供給に誰が責任を持つのですか。国と地方公共団体が果たしてきた公的役割が後退するのではありませんか。総務大臣と農林水産大臣に答弁を求めます。

卸売市場は、生産者、消費者の立場に立って公平公正な価格形成が行われています。改正案は、取引規制の緩和に反対する世論の高まりを受けて、一部の規制は残すことになりました。しかし、卸売業者が仲卸や売買参加者以外に売ってはいけないとする第三者販売の禁止等の規制をかぶせるかどうかは、開設者の判断に委ねました。この規制が自由化されれば、卸が仲卸を通さず、直接取引を行い、値決めする。大手流通小売業界の販売力が強まり、公平公正な価格形成が損なわれるのではありませんか。

政府は、農業等の生産者の所得を向上させるとともに、消費者のニーズに的確に対応するために、食品の流通構造を改革すると言っています。生産者が卸に支払う手数料を減らすことができれば、その分、生産者の実入りは増えるでしょう。しかし、利益率が低い卸にとって、手数料を下げることは至難の業です。

衆議院で藤島廣二参考人は、卸業者、仲卸業者の利益率は〇・五％前後だ、トヨタ自動車の利益率の二十分の一か三十分の一でしかない、脆弱な経営体質を支えているのが公設市場だ、業者と地方自治体が組むことで低コスト供給システムをつくることが可能になったと言われました。食品の流通構造の改革は、結局、卸売業者、仲卸業者に再編、リストラを迫るものではありませんか。

第三者販売の禁止、直荷引き禁止、商物一致の自由化も重大です。

資本力のある卸は、大手スーパーや外食産業への直接販売が可能になります。一方、大手スーパー等の仕入れを代行している大手の仲卸も、生産物を直接買い付けて販売することが可能になります。卸売市場内で取引するという商物一致が廃止されれば、市場外取引が可能になります。

これでは、中小の仲卸が卸売市場内で生鮮食品を扱うことが困難になり、目利きの力に依存してきた専門小売店、料理店、すし店などの仕入れも困難になります。札幌中央卸売市場は、量販店で手に入らない生マグロを扱うことで、小売店に安心できる食材を提供しています。取引規制の自由化は、仲卸業者を淘汰するものではありませんか。

東日本大震災の後に仙台市中央卸売市場を訪問し、仙台市や業者から話を聞きました。私たちは震災時もずっと市場を開けていた、入るものがあれば出せるものもある、それが中央卸売市場の役割だと言われました。仲卸の社長さんは、家は被害を受けたけれども流通は止められないと営業を続けた、スーパーやコンビニの配送センターはデータ処理ができないのでストップしたが、アナログの世界は処理できる、いざというときに役に立つのが公設市場だと言われました。公設市場の役割を強化することこそ必要です。

最後に、一言申し上げたい。

安倍政権は、規制改革推進会議に主導させて、ＴＰＰに反対した農協に改革を迫り、森林所有者が誰も求めていないのに、林家から山を奪い取る林政改悪を行い、地域ブランド米を育てた主要農作物種子法を廃止するとともに、今年から米の所得補償を廃止しました。さらには、企業に漁業権を与える漁業改革を行おうとしています。現場が求めてもいない官邸農政はやめるべきではありませんか。農林水産大臣の答弁を求めて、質問といたします。（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕

○国務大臣（齋藤健君）　紙議員の御質問にお答えをいたします。

本法案の衆議院における審議についてのお尋ねがございました。

衆議院における本法案の審議について政府としてコメントを申し述べる立場にありませんが、真摯に説明等をさせていただき、御可決に至ったものと考えております。

卸売市場が果たしている役割についてのお尋ねがございました。

卸売市場につきましては、生産者から農水産物を集めて小売店等に小分けをして供給をし、卸売業者と仲卸業者等との間で適正な価格を形成するなどの機能を果たしております。

このため、今後も卸売市場を食品流通の核として堅持した上で、公正な取引の場としての一定の要件を満たす卸売市場を農林水産大臣等が認定するとともに、このような高い公共性を有する卸売市場に対して施設整備への助成を行うなど、その振興を図ってまいりたいと考えております。

本法案はＴＰＰ等の推進に合わせた改革ではないかとのお尋ねがございました。

卸売市場を含む食品流通構造改革については、平成二十七年十一月の総合的なＴＰＰ関連政策大綱におきまして、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通、加工の業界構造の確立が検討項目とされたことに端を発しますが、基本的な考え方は、生産者、消費者双方にメリットのある食品流通構造の実現であります。

卸売市場の開設者につきましては、現行の卸売市場法の下でも、地方卸売市場は特に限定することなく、実際に約九割の地方卸売市場が民間企業により適正に運営されております。

本法案では、中央卸売市場、地方卸売市場のいずれにつきましても、開設者が卸売業者等に対

し、公正な取引の場として必要な取引ルールを遵守させ、厳格な監督を行う場合に限って認定することとした上で、開設者の属性は問わないこととしたところでございます。

民間企業の市場運営からの撤退と、国等の公的役割についてのお尋ねがございました。

卸売市場につきましては、取扱金額の減少等を背景に、統合、廃止するものや、中央卸売市場が地方卸売市場に転換をし、さらに民営化するものも出てきております。

こうした中、卸売市場が今後ともその機能を発揮することができるよう、公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場を農林水産大臣等が認定をし、各卸売市場が取引ルールを柔軟に設定できるようにすることにより創意工夫の発揮を促進し、また、認定を受けた卸売市場に対しては、施設整備への助成を行うこと等により、卸売市場の活性化を図ることとしております。

また、卸売市場の業務が適正かつ健全に行われるよう、農林水産大臣等が開設者に対し厳格な監督を行うこととしております。

第三者販売等の取引ルールの柔軟化の影響についてお尋ねがありました。

現行の卸売市場法では、特に中央卸売市場における運営等の細部にわたり国が一律に規制をしているため、卸売事業者等が、生産者、消費者のニーズに対応するため、やむを得ず別会社を設立をして市場外で取引を行っている実態がございます。

このため、本法案では、卸売市場が各々の実情に即して柔軟に取引ルールを設定できることとしつつ、その場合には、仲卸業者、卸売業者等の取引参加者の意見を十分に聴くこととするとともに、特定の買受人を卸売業者が不当に差別的に取り扱うことを禁止し、大手の小売業者ばかり優遇されることのないよう、公正な取引を確保してまいります。

農林水産政策改革についてお尋ねがありました。

我が国の農林水産業は、人口減少に伴うマーケットの縮小や、農林漁業者の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増大など、大きな曲がり角に立っていると認識しています。

このような中、我が国の農林水産業に活力を取り戻し、若者たちが創意工夫を存分に発揮できる魅力ある成長産業にしていくためには、消費者ニーズに応えた付加価値の高い農林水産物の生産、販売や成長著しい海外マーケットの開拓を進めるとともに、農林水産業の構造改革を進めていく必要があります。

このため、安倍内閣においては、米政策改革や輸出促進、農地集積バンクの創設、六十年ぶりの農協改革、生産資材価格の引下げや流通加工構造の改革など、農政全般にわたる改革を精力的に進めるとともに、今般、適切な資源管理と成長産業化を両立させるため、林業と水産業の抜本的な改革に着手いたしました。

今後とも、現場の意見を受け止めながら、農林水産政策改革を積極的に進め、若者が夢や希望を託すことができる農林水産業を実現をしてまいります。（拍手）

〔国務大臣野田聖子君登壇、拍手〕

○国務大臣（野田聖子君）　紙議員にお答えいたします。

中央卸売市場の開設者である地方公共団体が食料の安定供給に果たす役割についてお尋ねがありました。

地方公共団体は、生鮮食料品等の広域的な流通の中核的拠点である中央卸売市場を開設してきました。

今回の改正法案においても、中央卸売市場が生鮮食料品等の公正な取引の場として、国民へ食料を安定的に供給する重要な役割を担うことに変わりはなく、地方公共団体が開設する中央卸売市場も、引き続き同様の役割を果たすことになるものと考えています。（拍手）

――――――――――

○議長（伊達忠一君）　儀間光男君。

〔儀間光男君登壇、拍手〕

○儀間光男君　日本維新の会の儀間光男でございます。

我が党を代表いたしまして、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

中央卸売市場法が一九二三年に制定されて以降、集荷面では、卸売市場経由率が最も高い国産青果を見ると、現在でも約八五％が市場を経由するなど、卸売市場の機能とされる集荷、分荷、価格形成、代金決済、情報受発信を担う等、重要な役割を担ってきました。しかし、食品流通構造の変化により市場外流通の比率が高まってきており、卸売市場への依存度が年々低下をしてきております。

今回の改正案は、卸売市場を含めた食品流通の適正化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保が目的と理解しております。こうした取組を通じて、消費者ニーズに的確に応え、新たな需要の開拓、付加価値の向上に向けた食品流通の効率性と生産性の向上を図ることで、農林水産漁業者の所得の向上にもつながる重要な取組であると考えております。

一方、商取引が多様化する中、今回の改正案では、第三者販売の原則禁止については、一律の規制ではなく、卸売市場ごとに定めるとしています。

卸売市場が廃止を決定した場合、市場と大手量販店との直接取引が拡大し、仲卸を介した取引が行われなくなる懸念があります。価格についても大手量販店側の言い値となるおそれがあり、相場の乱高下が起こる可能性もあります。

現在でも第三者販売によって産地から大手量販店への直接取引も行われておりますが、こういった取引形態が更に拡大することにより、大手量販

店が有利になるため、中小スーパー、八百屋など、経営の事業の継続が心配されます。取扱いのルールが自由化されることが、大手量販店への荷量の集中を招き、ブランド産地の囲い込み等が起こることによって産地間の格差が広がる懸念もあります。

流通の自由化が進むことによって起こり得る弊害について、農林水産省としてどのような対策等が必要とお考えでしょうか。農林水産大臣、お答えください。

また、現在、千市場を上回る地方卸売市場ですが、これらの淘汰が進むことによって巨大な小売業が流通を握るおそれもあり、産地側としては、どこに卸すのか、販売戦略が極めて重要となると想定されます。

産地に対する経営支援や販売戦略について、政府としてどのような支援が必要とお考えでしょうか。農林水産大臣、お答えください。

卸売市場の物流を見ていますと、標準化や機械化が遅れ、効率が悪いのが実態です。青果物については、トラック運転者が細かく積卸しており、手待ちを含めると荷降ろしに時間と手間が掛かっているという実情があります。

荷役や手待ち時間の短縮はドライバーの長時間労働削減のためにも喫緊の課題でありますが、今後、働き方改革関連法案における改善に向けた取組において、農林水産省だけではなく、厚生労働省も含めた連携の必要性についてどのようにお考えでしょうか。厚生労働大臣、農林水産大臣、それぞれお答えください。

卸売市場法の改正案では、地方公共団体以外の者が中央卸売市場の開設者になるということが可能になります。民間としてできることは民間が行う、そのような取組は好ましいことであり、新しい規制改革の取組になると考えています。

今回の改正によって、民間事業者による参入数がどの程度になると見込んでいるのでしょうか。また、民間が参入することによる経済的効果、そして市場の動向をどのように見込んでいるのか。その反面、民間事業者が利益を追求する余り、卸売市場の役割、例えば価格形成機能など、本来果たすべき役割が果たせなくなるケースを想定した対策が取られているのでしょうか。農林水産大臣、お答えください。

現行法においては卸売業者の純資産基準額が定められておりますが、この基準額を下回る申請者には許可が与えられませんでした。これは、卸売業者に対し、卸売業を行うために必要な一定の資力を維持するための規定でした。今回の改正案では、卸売業者の純資産額について明記がされておりません。大きな規制緩和となりますが、思い切った変更と言えます。純資産基準額に関する規制をなくす根拠を具体的にお答えください。農林水産大臣に伺います。

東京都中央卸売市場が公表している二〇一七年の仲卸業者の経営状況において、財務基準に抵触する業者の数は四百五十九業者あり、全体の五二・一％と半数以上を占めております。抵触者の基準は都条例で定められているものですが、仲卸業者は厳しい経営状況に置かれていると思います。東京都中央卸売市場の例を挙げましたが、全国的にも同じような状況と言えます。仲卸業者の営業利益は非常に低い水準にあると考えざるを得ません。

今回、卸売市場法を改正するに当たり、仲卸業を維持するための対策や支援強化といった検討はなされているのか、卸売市場の機能を維持する上で欠かせない視点であると考えますが、農林水産大臣、御見解を伺います。

食品流通構造改善促進法改正案について伺います。

本法律は、これまで、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を目的としていました。これらは国民の生活に直接的に関わる課題ですが、改正前の法律ではどの程度改善が図られてきた実績があったのでしょうか。目的は達せられたと評価できるのでしょうか。農林水産大臣、お答えください。

また、本改正法案では、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律と名称が変更され、食品等の流通の合理化と取引の適正化を目的とする法律に変わります。この合理化、適正化は何を意味するものなのか。法律の名称を変えてまで実現したい目的は何なのでしょうか。農林水産大臣、お答えください。

本法案では、農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料されるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとすることとしております。この不公正の中には、優越的地位の濫用などが含まれていると思われます。そして、これまでも優越的地位を利用した弱い立場の業者に対する圧力が外部の目には触れない形で行使されてきた実態がございます。

ここで規制しようとしている食品流通分野における不公正な取引方法というのはどのようなものを想定しているのでしょうか。農林水産大臣、お答えください。

我が日本維新の会は、今後も国民のためにより良い政策を実現していくことのみを考え、責任ある態度で今後も国会審議に臨んでいくことを国民の皆様にお約束をいたしまして、私の質問を終わります。

御清聴、誠にもってありがとうございました。

（拍手）

〔国務大臣齋藤健君登壇、拍手〕

○国務大臣（齋藤健君）　儀間議員の御質問にお答えいたします。

第三者販売の原則禁止規定の廃止による影響についてのお尋ねがございました。

現行の卸売市場法では、卸売市場における運営等の細部にわたり国が一律に規制しておりまして、食品流通の変化に対応できない面が生じているため、本法案では、認定を受ける卸売市場については、公正な取引の場としての要件は確保した上で、卸売市場ごとの実態に合わせて、第三者販売の禁止など、その他の取引ルールを柔軟に設定できることとしています。

第三者販売等の取引ルールを定める場合でも、大規模小売業者や小規模専門小売業者などに差別的な取扱いをしないなどを共通の遵守すべきルールとするとともに、仲卸業者を始めとする取引参加者の意見を聴いて定めることとしており、内容、手続面で公正さを求めております。

産地に対する経営支援や販売戦略についてのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、産地、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通構造を確立することが重要と考えております。

このため、産地、生産者が円滑に販売ルートを選択できるように、本法案において、認定を受けた卸売市場ごとに取引ルールを設定する場合には、その内容と当該ルールを設定した理由を公表するほか、委託手数料を始めとする取引条件や取引結果を公表することとしています。また、卸売市場を含む多様な流通ルートの取引条件を見える化し、比較検討できるインターネットサイトを開設をしております。

食品流通における働き方改革についてのお尋ねがございました。

食品流通はトラック輸送に大きく依存をしてお

りますが、荷役、手待ち時間が長いことなどから、物流の効率化が課題となっております。

このため、政府の自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議の下で、農林水産省といたしましては、関係省庁と連携しつつ、情報通信技術を活用したトラック予約受付システムの導入、大量の段ボール等を機械で一度に運ぶための台、いわゆるパレットの導入等を推進し、食品の物流の効率化に取り組んでまいります。

民間事業者による中央卸売市場への参入についてのお尋ねがありました。

法改正によりましてどの程度の民間事業者が中央卸売市場開設者となるか、その経済的効果はどうなるかの見込みについては、現時点で予断を持ってお答えするのは困難であります。

中央卸売市場が本来果たすべき役割を維持するため、民間が開設者となる場合も含めまして、集荷、分荷、価格形成、代金決済等の機能が発揮されるよう、差別的取扱いの禁止、売買取引の方法や代金決済方法の策定、公表、売買取引の条件や取引結果等の公表を共通の遵守すべき事項といたしております。

卸売業者の純資産基準額に関する規制についてのお尋ねがありました。

近年、消費者ニーズの変化に伴い流通ルートが多様化するとともに、買手と売手の情報格差がなくなり、売惜しみなどによる価格のつり上げがしにくい環境になっています。

このため、本法案では、卸売市場の開設は許認可を受けなくとも行い得ることとするとともに、卸売業者の営業も許可制を廃止し、許可基準である純資産基準額も廃止したところです。

なお、農林水産大臣又は都道府県知事は、卸売業者の業務を含め、卸売市場において健全な業務運営が行われるよう、開設者に対して監督を行うとともに、出荷者による卸売業者の財務状況の閲覧、これを卸売市場の認定要件としているところでございます。

仲卸業を維持するための対策についてのお尋ねがありました。

本法案では、各卸売市場がその実態に合わせて、仲卸業者を始めとする取引参加者の意見を聴いた上で、取引ルールを設定できることとしております。

例えば、仲卸業者が産地から直接集荷できるという取引ルールを設定した場合には、仲卸業者が小ロットでも有機農産物や地場野菜等を直接仕入れることが可能となり、消費者ニーズに合った品ぞろえを充実し、販路を拡大できるようになります。

また、仲卸業者による品質・衛生管理の高度化や、加工、輸出といった国内外の需要への対応など、流通の合理化に向けた取組も支援をすることとしております。

食品流通構造改善促進法の実績と改正の目的についてのお尋ねがございました。

この法律は、制定以来、千件以上の計画認定と支援を通じて、農林漁業者と食品販売業者等との連携や、食品販売業の近代化を図り、食品流通の構造改善に一定の役割を果たしてまいりました。

他方、近年、食品流通におきましては、物流の効率化、情報通信技術の活用、品質・衛生管理の高度化、国内外の需要への対応といった流通の合理化が課題となるとともに、食品が短期間で品質が低下しやすく、取引上の立場に格差が生じやすいことを踏まえ、公正な取引環境の確保による取引の適正化が求められております。

本法案では、食品流通構造改善促進法を改正し、これらに資する措置を講じ、これに合わせて法律の名称も改めることとしたところでございます。

食品流通分野における不公正な取引方法についてのお尋ねがございました。

食品流通分野における不公正な取引方法としては、例えば、小売業者がこれに商品を納入する仲卸業者や加工業者等に対し不当な値下げを要請する買いたたき、あるいは、小売業者が商品の取扱いや販売促進のための諸経費等に充当する名目で徴収する使用料あるいは協賛金等の算出根拠が不明朗であったり過度に高い場合、こういうケースを想定をいたしております。

以上であります。（拍手）

〔国務大臣加藤勝信登壇、拍手〕

○国務大臣（加藤勝信君） 儀間光男議員より、トラック運転者の長時間労働削減についてお尋ねがありました。

トラックの運転を始めとする自動車の運転業務については、現に他の産業に比べて労働時間が長い実態があり、その背景には、取引慣行の問題など、個々の事業主の努力だけでは解決できない課題があります。

今国会に提出した働き方改革関連法案においては、自動車の運転業務について、こうした取引慣行上の課題も含めて解決しながら、実態に即した形で時間外労働の上限規制を適用するため、施行期日の五年後に、年九百六十時間の規制を適用することとしております。

御指摘のとおり、トラック運転者の長時間労働削減のためには、荷役や手待ち時間の短縮が喫緊の課題であります。そのため、本年五月三十日に関係省庁連絡会議において策定をいたしました自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画に沿って、荷主を含めた業界ごとの取組を進めることとしており、機械荷役への転換促進による荷役時間の短縮やトラック予約受付システムの導入促進による荷待ち時間短縮などに取り組みます。

このように、猶予期間においても、関係省庁と連携しつつ、長時間労働を是正するための環境整備にしっかりと取り組ませていただきます。

（拍手）

○議長（伊達忠一君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（伊達忠一君）　日程第一　災害救助法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長河野義博君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔河野義博君登壇、拍手〕

○河野義博君　ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の意義及び期待される効果、救助実施市の指定に際しての基準及び手続、制度の見直しに係る都道府県の懸念への対応、都道府県知事による連絡調整機能の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百三十二
賛成　二百三十二
反対　〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　**日程第二　消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長三原じゅん子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔三原じゅん子君登壇、拍手〕
○三原じゅん子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあおり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要である旨を告げること等を追加する等の措置を講じようとするものであります。
なお、衆議院におきまして、事業者の行為により消費者が困惑した場合について意思表示を取り消すことができる類型として、加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下している消費者の不安をあおり、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げることを追加すること等を内容とする修正が行われております。
委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、社会生活上の経験が乏しいとの要件の解釈、衆議院修正により追加された困惑類型の意義、法の解釈の周知徹底、民法の成年年齢引下げと消費者被害の防止、救済策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百三十二
賛成　二百三十二
反対　〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　**日程第三　文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長高階恵美子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔高階恵美子君登壇、拍手〕
○高階恵美子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、文化に関する施策を総合的に推進するため、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省及び文化庁の所掌事務に追加するとともに、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管する等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、文化庁の機能強化の在り方、文化庁の京都移転が文化施策に与える影響、芸術教育の充実の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の吉良理事より反対の意見が述べられました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百三十一
賛成　二百十七
反対　十四
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　**日程第四　農薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長岩井茂樹君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔岩井茂樹君登壇、拍手〕

○岩井茂樹君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、再評価制度の運用の在り方、農薬の安全審査の充実に向けた取組、農薬規制の国際動向への調和等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十二
賛成	二百三十二
反対	〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　**日程第五　日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書**
日程第六　日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
日程第七　日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
日程第八　日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長竹谷とし子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔竹谷とし子君登壇、拍手〕

○竹谷とし子君　ただいま議題となりました四件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

四件は、日本放送協会の平成二十五年度、二十六年度、二十七年度及び二十八年度の決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものであります。

まず、平成二十五年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は九千三百四十二億円、負債合計は三千七十三億円、純資産合計は六千二百六十九億円となっております。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千五百五十二億円、経常事業支出は六千四百九十六億円、経常事業収支差金は五十六億円となっております。

次に、平成二十六年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は九千九百七十一億円、負債合計は三千三百五億円、純資産合計は六千六百六十五億円となっております。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千七百三十億円、経常事業支出は六千五百六十一億円、経常事業収支差金は百六十九億円となっております。

次に、平成二十七年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は一兆四百三十二億円、負債合計は三千四百七十八億円、純資産合計は六千九百五十四億円となっております。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千八百五十九億円、経常事業支出は六千六百七十億円、経常事業収支差金は百八十八億円となっております。

次に、平成二十八年度の貸借対照表の一般勘定については、資産合計は一兆九百十五億円、負債合計は三千六百八十億円、純資産合計は七千二百三十五億円となっております。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は七千十九億円、経常事業支出は六千八百八十五億円、経常事業収支差金は百三十三億円となっております。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、公共放送としての協会の業務等の在り方、協会の働き方改革の具体的内容と検証、前会長の下でのガバナンス上の諸問題と改善状況、受信料水準や負担軽減の在り方、インターネット常時同時配信等の放送と通信の融合についての見解、視聴覚障害者への対応の充実等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、国民民主党・新緑風会を代表して礒﨑哲史委員より、平成二十五年度決算に賛成、平成二十六年度、二十七年度及び二十八年度決算に反対、立憲民主党・民友会を代表して吉川沙織理事より、平成二十六年度、二十七年度及び二十八年度決算に反対、日本共産党を代表して山下芳生委員より、平成二十五年度、二十六年度、二十七年度及び二十八年度決算に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、四件はいずれも多数をもって是認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。

まず、日程第五の日本放送協会財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書の採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十二
賛成	二百十八
反対	十四

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（伊達忠一君）**　次に、日程第六ないし第八の日本放送協会財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書を一括して採決いたします。

三件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（伊達忠一君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（伊達忠一君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　百六十四
反対　六十八

よって、三件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（伊達忠一君）**　この際、国際経済・外交に関する調査会長から、**国際経済・外交に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（伊達忠一君）**　御異議ないと認めます。国際経済・外交に関する調査会理事三木亨君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔三木亨君登壇、拍手〕

○**三木亨君**　敬愛する鴻池調査会長に代わりまして、国際経済・外交に関する調査会における中間報告について御報告申し上げます。

本調査会は、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成二十八年九月二十六日に設置され、三年間の調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定し、調査を進めております。

二年目の調査では、五つの調査項目のうち、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」について計十五名の参考人の方から意見を聴取し、質疑を行ったほか、海外派遣議員からの報告聴取、委員間の意見交換並びに都内及び横浜市における関連機関の視察を行いました。この度、七つの柱から成る提言を含む中間報告を取りまとめ、去る六月六日、議長に提出いたしました。

以下、提言部分について、主な内容を御報告いたします。

まず、国際公共財、いわゆるグローバルコモンズにおける平和と自由の確保について、自由で安全な海洋の実現のため、地域各国との間で法の支配などの重要性に関し認識の共有を図るべきこと、また、宇宙空間のガバナンスについて、宇宙利用に関するルール作りの枠組み構築と協力の実績により、その必要性についてロシア、中国などの理解が得られるようにすべきこと、さらに、サイバーセキュリティーについて、攻撃の監視、分析等に関する国際協力の推進に取り組むべきことなどを指摘しております。

次に、核軍縮・不拡散について、北朝鮮の核・ミサイル問題に関し、関係国と連携しながら解決に向けた外交努力を行うべきことなどを指摘しております。

また、テロ対策について、我が国が東京オリンピック・パラリンピックを控える中、アジア諸国へのテロ対策支援を継続し、人的協力をより積極的に行うことを検討すべきことなどを指摘しております。

また、環境問題、防災などを通じた地域協力について、我が国の気候変動問題への取組を強化し、そのノウハウを開発途上国などに広めるべきこと、多様な主体との連携の下、人材育成支援などの防災協力を引き続き強化するとともに、防災の主流化を効果的に進めるべきこと、越境海洋ごみ問題への国の更なる関与のほか、各国ＮＧＯなどの取組に対し、より積極的に支援すべきことなどを指摘しております。

また、対ロシア外交について、米ロ関係改善に向けた外交を推進するほか、安全保障面でのロシア側の懸念を踏まえた適切な協力により日ロ関係の進展を図るべきこと、対インド外交について、我が国の自由で開かれたインド太平洋戦略と中国の一帯一路戦略とで補完する連携の在り方を検討すべきことなどを指摘しております。

さらに、多国間協力の在り方について、ＡＳＥＡＮを対等なパートナーとして重視し十分な支援を行うとともに、政策目的に沿った国際援助ツールの効果的な組合せについての新たな仕組みを検討すべきことなどを指摘しております。

そのほか、外交における議会の役割について、参議院が議員外交の戦略性を高め、ある程度の自主性を持って外交活動を行うために必要な条件について議論を行うべきことなどを指摘しております。

以上が、提言の主な内容でございます。

本調査会としましては、最終年におきましても更に調査を進めてまいる所存であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（伊達忠一君）**　この際、国民生活・経済に関する調査会長から、**国民生活・経済に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（伊達忠一君）**　御異議ないと認めます。国民生活・経済に関する調査会長増子輝彦君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○**増子輝彦君**　国民生活・経済に関する調査会における中間報告について御報告申し上げます。

本調査会は、平成二十八年九月、第百九十二回国会において設置され、三年間の調査テーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」と決定し、鋭意調査を進めてまいりました。

二年目は、調査テーマのうち、「豊かな国民生活の実現」について調査を行うこととし、子どもをめぐる格差への取組、若年者をめぐる格差への取組、高齢者をめぐる格差への取組、ユニバーサルサービスへの取組及び子ども・若年者をめぐる格差への取組について参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、格差及びその是正策に関する実情調査のため海外に派遣された議員から報告を聴取いたしました。その後、委員間の意見交換を行い、今般、参考人の意見を基にした主要論点の整理を含む報告書を取りまとめ、去る六月六日、これを議長に提出いたしました。

以下、主要論点を中心に御報告申し上げます。

子供をめぐる格差への取組に関しては、子供全般に対する施策の充実と課題のある子供へのきめ細かい支援、小中学校から学力格差を生じさせない方策、地方自治体において子供の貧困率を算定する方法の確立、公立中学校や定時制高校におけ

る学校給食の拡充などについて意見がありました。

若年者をめぐる格差への取組に関しては、安定した住まいの確保、労働に関する教育の充実と相談窓口の整備、引きこもり支援における学習支援と中間就労の場の確保などについて意見がありました。

高齢者をめぐる格差への取組に関しては、高齢期までの生活を保障するための制度の組合せ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援、働きやすい環境づくりなどについて意見がありました。

ユニバーサルサービスへの取組に関しては、障害特性に合った希望する仕事を長期に安定して続けるための支援、障害者への差別や偏見をなくす上での行政用語の適正化、駅のホームからの転落防止対策などについて意見がありました。

以上は調査項目ごとの主要論点でございますが、格差への取組全般を通じては、子供の貧困や若年者の生活困窮、高齢者の孤立等についての十分な実態把握と、支援策の評価検証、支援が必要な人を支援につなぐための取組などの必要性が共通して指摘されたところです。

また、委員間の意見交換においても、これらの主要論点を踏まえて格差等への対応を求めるとともに、今後の議論の進め方についても様々な提起がなされました。

本調査会といたしましては、これまでの論点を踏まえつつ、引き続き有識者の意見や第一線の現場の実情を調査するとともに、委員間の議論を深め、「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」のため、最終報告に向けて引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（伊達忠一君）**　この際、資源エネルギーに関する調査会長から、**原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（伊達忠一君）**　御異議ないと認めます。資源エネルギーに関する調査会長鶴保庸介君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔鶴保庸介君登壇、拍手〕

○**鶴保庸介君**　資源エネルギーに関する調査会の中間報告について、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、三年間の調査テーマである「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」のうち、二年目は「我が国の資源エネルギー戦略」について調査を行い、中間報告書として取りまとめ、去る六月六日、議長に提出いたしました。

その内容は、資源エネルギーの安全保障、再生可能エネルギー、資源エネルギーをめぐる諸問題についての参考人からの意見聴取とそれに対する質疑、政府説明に対する質疑、委員間の意見交換、そしてこれらの議論の主要論点別の整理でございます。

主要論点の主な内容は、次のとおりです。

第一に、エネルギー政策の方向性については、エネルギー資源の安定確保の重要性、エネルギー基本計画の策定において留意すべき事項、社会構造変革への対応の在り方を取り上げております。

第二に、エネルギーミックスについては、３Ｅプラス Ｓの観点からのバランスの取れた供給体制構築の重要性を取り上げております。

第三に、地球温暖化対策とエネルギー政策については、CO_2排出量の削減と着実な経済成長を両立させることの重要性を取り上げております。

第四に、産油国情勢については、確実なエネルギー調達の在り方を取り上げております。

第五に、火力発電については、石炭火力の世界的動向と我が国の施策の在り方を取り上げております。

第六に、原子力発電については、原発に係る十分な情報提供の重要性、原発をめぐる課題、放射性廃棄物等のバックエンド対策を取り上げております。

第七に、再生可能エネルギーについては、系統接続問題、高コスト問題、地域の取組、水力発電の更なる活用について、それぞれ整理して取り上げております。

そして第八に、海洋資源については、海底熱水鉱床等の鉱物資源開発、メタンハイドレート等を取り上げております。

本調査会といたしましては、以上を踏まえ、更に調査を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（伊達忠一君）**　本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

出席者は左のとおり。

議　長	伊達　忠一君	
副議長	郡司　彰君	
議　員		
	高木かおり君	平木　大作君
	新妻　秀規君	大沼みずほ君
	片山　大介君	竹内　真二君
	里見　隆治君	小野田紀美君
	石井　苗子君	伊藤　孝江君
	三浦　信祐君	熊野　正士君
	小川　克巳君	清水　貴之君
	高瀬　弘美君	佐々木さやか君
	河野　義博君	宮崎　勝君
	石田　昌宏君	藤巻　健史君
	儀間　光男君	杉　久武君
	秋野　公造君	竹谷とし子君
	石川　博崇君	石井　正弘君
	井原　巧君	浅田　均君
	石井　章君	横山　信一君
	谷合　正明君	矢倉　克夫君
	若松　謙維君	水落　敏栄君
	野上浩太郎君	片山虎之助君
	東　徹君	室井　邦彦君
	浜田　昌良君	山本　香苗君
	山本　博司君	西田　実仁君
	山口那津男君	魚住裕一郎君
	上月　良祐君	高橋　克法君
	長峯　誠君	堀井　巌君
	山下　雄平君	自見はなこ君
	こやり隆史君	佐藤　啓君
	進藤金日子君	徳茂　雅之君
	中西　哲君	今井絵理子君
	朝日健太郎君	青山　繁晴君
	足立　敏之君	和田　政宗君
	古賀友一郎君	太田　房江君
	大野　泰正君	北村　経夫君
	酒井　庸行君	島田　三郎君
	島村　大君	高野光二郎君
	大家　敏志君	中西　健治君
	赤池　誠章君	江島　潔君
	渡辺　猛之君	三原じゅん子君
	藤川　政人君	長谷川　岳君
	末松　信介君	礒崎　陽輔君
	牧野たかお君	平野　達男君
	片山さつき君	石井　準一君
	松村　祥史君	山本　順三君
	松山　政司君	世耕　弘成君
	林　芳正君	衛藤　晟一君

藤井　基之君　山谷えり子君
山本　一太君　武見　敬三君
岡田　直樹君　吉田　博美君
山田　修路君　元榮太一郎君
山口　和之君　平山佐知子君
伊波　洋一君　松川　るい君
藤木　眞也君　宮島　喜文君
渡辺　喜美君　糸数　慶子君
渡辺美知太郎君　山田　宏君
そのだ修光君　井上　義行君
阿達　雅志君　渡邉　美樹君
滝沢　求君　滝波　宏文君
柘植　芳文君　堂故　茂君
豊田　俊郎君　中泉　松司君
二之湯武史君　羽生田　俊君
高階恵美子君　中西　祐介君
宇都　隆史君　上野　通子君
岩井　茂樹君　磯﨑　仁彦君
石井　浩郎君　青木　一彦君
関口　昌一君　西田　昌司君
二之湯　智君　野村　哲郎君
松下　新平君　福岡　資麿君
猪口　邦子君　橋本　聖子君
愛知　治郎君　宮沢　洋一君
岡田　広君　有村　治子君
金子原二郎君　鶴保　庸介君
柳本　卓治君　木村　義雄君
溝手　顕正君　薬師寺みちよ君
野田　国義君　行田　邦子君
木戸口英司君　伊藤　孝恵君
アントニオ猪木君　松沢　成文君
中山　恭子君　山本　太郎君
浜口　誠君　吉川ゆうみ君
森屋　宏君　宮本　周司君
青木　愛君　森本　真治君
馬場　成志君　舞立　昇治君

三木　亨君　三宅　伸吾君
福島みずほ君　石上　俊雄君
浜野　喜史君　森　まさこ君
山田　俊男君　丸山　和也君
丸川　珠代君　田名部匡代君
大野　元裕君　大島九州男君
足立　信也君　石井みどり君
古川　俊治君　中野　正志君
羽田雄一郎君　長浜　博行君
小林　正夫君　徳永　エリ君
鴻池　祥肇君　山崎　正昭君
尾辻　秀久君　中曽根弘文君
山東　昭子君　増子　輝彦君
大塚　耕平君　舟山　康江君
矢田わか子君　宮沢　由佳君
杉尾　秀哉君　山添　拓君
真山　勇一君　小西　洋之君
武田　良介君　礒﨑　哲史君
吉川　沙織君　斎藤　嘉隆君
岩渕　友君　川合　孝典君
石橋　通宏君　有田　芳生君
難波　奨二君　牧山ひろえ君
藤田　幸久君　倉林　明子君
吉良よし子君　川田　龍平君
風間　直樹君　江崎　孝君
相原久美子君　紙　智子君
辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
櫻井　充君　白　眞勲君
那谷屋正義君　蓮　舫君
芝　博一君　大門実紀史君
井上　哲士君　田村　智子君
榛葉賀津也君　柳田　稔君
小川　敏夫君　小川　勝也君
福山　哲郎君　神本美恵子君
鉢呂　吉雄君　山下　芳生君
市田　忠義君　小池　晃君

国務大臣
総　務　大　臣　野田　聖子君
文部科学大臣　林　芳正君
厚生労働大臣　加藤　勝信君
農林水産大臣　齋藤　健君
国　務　大　臣
（内閣府特命担当大臣（防災））　小此木八郎君
国　務　大　臣
（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））　福井　照君
副大臣
農林水産副大臣　谷合　正明君

議長の報告事項

一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　有村　治子君　渡辺美知太郎君
進藤金日子君　藤木　眞也君
補欠　太田　房江君　佐藤　啓君
吉田　博美君　松下　新平君

総務委員
辞任　岡田　直樹君　自見はなこ君
補欠　太田　房江君　佐藤　啓君
吉田　博美君　松下　新平君

法務委員
辞任　高野光二郎君　岡田　直樹君
補欠　太田　房江君　佐藤　啓君
吉田　博美君　松下　新平君

外交防衛委員
辞任　佐藤　啓君　宮島　喜文君
補欠　高野光二郎君　岡田　直樹君

財政金融委員
辞任　辰巳孝太郎君　小池　晃君
補欠　世耕　弘成君　島田　三郎君

文教科学委員
辞任　衛藤　晟一君　森　まさこ君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
こやり隆史君　今井絵理子君
倉林　明子君　吉良よし子君
室井　邦彦君　高木かおり君
（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

厚生労働委員
辞任　今井絵理子君　自見はなこ君
宮島　喜文君　こやり隆史君
吉良よし子君　倉林　明子君

農林水産委員
辞任　平野　達男君　井原　巧君
藤木　眞也君　進藤金日子君

経済産業委員
辞任　井原　巧君　平野　達男君
中西　哲君　中川　雅治君
武田　良介君　辰巳孝太郎君

国土交通委員
辞任　松下　新平君　吉田　博美君
高木かおり君　室井　邦彦君

環境委員
辞任　太田　房江君　高野光二郎君
島田　三郎君　世耕　弘成君
渡辺美知太郎君　有村　治子君
小池　晃君　武田　良介君

予算委員
辞任　世耕　弘成君　島田　三郎君

議院運営委員
　辞任　　補欠
　中川　雅治君　　中西　哲君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
　辞任　　補欠
　中西　哲君　　佐藤　信秋君
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員
　辞任　　補欠
　儀間　光男君　　石井　章君
消費者問題に関する特別委員
　辞任　　補欠
　石井みどり君　　宮本　周司君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際経済・外交に関する調査会委員
　辞任　　補欠
　今井絵理子君　　こやり隆史君
　徳永　エリ君　　古賀　之士君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
議院運営委員会
　理事　里見　隆治君（里見隆治君の補欠）
　理事　矢倉　克夫君（矢倉克夫君の補欠）
同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。
日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第百八十七回国会提出）
日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第百九十回国会提出）
日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第百九十二回国会提出）
日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書（第百九十五回国会提出）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
文部科学省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）　文教科学委員会に付託
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（閣法第五三号）　国土交通委員会に付託
平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百九十五回国会提出）
平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第百九十五回国会提出）
平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第百九十五回国会提出）　決算委員会に付託
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
農地法の一部を改正する法律案（浅田均君発議）
地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案（藤巻健史君発議）
児童福祉法の一部を改正する法律案（浅田均君発議）
医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案（浅田均君発議）
医療法等の一部を改正する法律案（藤巻健史君発議）
母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案（浅田均君発議）
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
気候変動適応法案
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案
エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案
同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出された。
災害救助法の一部を改正する法律案（閣法第六五号）審査報告書
消費者契約法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）審査報告書
国際経済・外交に関する調査報告書（中間報告）
国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）
原子力等エネルギー・資源に関する調査報告書（中間報告）
同日議員から次の質問主意書が提出された。
気候変動適応への地方の対応に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一二五号）
気候変動適応法における情報の収集に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一二六号）
事業者の気候変動適応に資する事業活動の促進に関する質問主意書（牧山ひろえ君提出）（第一二七号）
いわゆる「道徳」に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一二八号）
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
気候変動適応法
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律
昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
　辞任　　補欠
　藤木　眞也君　　野上浩太郎君
　渡辺美知太郎君　　有村　治子君
外交防衛委員
　辞任　　補欠
　中西　哲君　　こやり隆史君
財政金融委員
　辞任　　補欠
　徳茂　雅之君　　小川　克巳君
文教科学委員
　辞任　　補欠
　赤池　誠章君　　足立　敏之君
　森　まさこ君　　衛藤　晟一君
厚生労働委員
　辞任　　補欠
　小川　克巳君　　徳茂　雅之君
　こやり隆史君　　中西　哲君
農林水産委員
　辞任　　補欠
　井原　巧君　　平野　達男君
　野上浩太郎君　　藤木　眞也君
　森　ゆうこ君　　青木　愛君
経済産業委員
　辞任　　補欠
　平野　達男君　　井原　巧君
国土交通委員
　辞任　　補欠
　足立　敏之君　　赤池　誠章君
　青木　愛君　　森　ゆうこ君
環境委員
　辞任　　補欠
　有村　治子君　　渡辺美知太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任　　補欠

宮本　周司君　　石井みどり君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際経済・外交に関する調査会委員

辞任　　補欠

こやり隆史君　　今井絵理子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

文教科学委員会

理事　吉良よし子君（吉良よし子君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第三号）

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（石橋通宏君外五名発議）（参第九号）

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

食品衛生法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）審査報告書

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書」に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一二九号）

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

食品衛生法等の一部を改正する法律

投票者氏名

日程第一　災害救助法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三二名

足立　敏之君　　阿達　雅志君
愛知　治郎君　　青木　一彦君
青山　繁晴君　　赤池　誠章君
朝日健太郎君　　有村　治子君
井上　義行君　　井原　巧君
石井　準一君　　石井　浩郎君
石井　正弘君　　石井みどり君
石田　昌宏君　　磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　　猪口　邦子君
今井絵理子君　　岩井　茂樹君
宇都　隆史君　　上野　通子君
江島　潔君　　衛藤　晟一君
小川　克巳君　　小野田紀美君
尾辻　秀久君　　大家　敏志君
大沼みずほ君　　大野　泰正君
太田　房江君　　岡田　直樹君
岡田　広君　　片山さつき君
金子原二郎君　　木村　義雄君
北村　経夫君　　こやり隆史君
古賀友一郎君　　上月　良祐君
鴻池　祥肇君　　佐藤　啓君
酒井　庸行君　　山東　昭子君
自見はなこ君　　島田　三郎君
島村　大君　　進藤金日子君
末松　信介君　　世耕　弘成君
関口　昌一君　　そのだ修光君
髙階恵美子君　　高野光二郎君
高橋　克法君　　滝沢　求君
滝波　宏文君　　武見　敬三君
柘植　芳文君　　鶴保　庸介君
堂故　茂君　　徳茂　雅之君
豊田　俊郎君　　中泉　松司君
中曽根弘文君　　中西　健治君
中西　哲君　　中西　祐介君
中野　正志君　　長峯　誠君
二之湯　智君　　二之湯武史君
西田　昌司君　　野上浩太郎君
野村　哲郎君　　羽生田　俊君
長谷川　岳君　　馬場　成志君
橋本　聖子君　　林　芳正君
平野　達男君　　福岡　資麿君
藤井　基之君　　藤川　政人君
藤木　眞也君　　古川　俊治君
堀井　巌君　　舞立　昇治君
牧野たかお君　　松川　るい君
松下　新平君　　松村　祥史君
松山　政司君　　丸川　珠代君
丸山　和也君　　三木　亨君
三原じゅん子君　　三宅　伸吾君
水落　敏栄君　　溝手　顕正君
宮沢　洋一君　　宮島　喜文君
宮本　周司君　　元榮太一郎君
森　まさこ君　　森屋　宏君
柳本　卓治君　　山崎　正昭君
山下　雄平君　　山田　修路君
山田　俊男君　　山田　宏君
山谷えり子君　　山本　一太君
山本　順三君　　吉川ゆうみ君
吉田　博美君　　和田　政宗君
渡辺　猛之君　　渡辺美知太郎君
渡邉　美樹君　　秋野　公造君
伊藤　孝江君　　石川　博崇君
魚住裕一郎君　　河野　義博君
熊野　正士君　　佐々木さやか君
里見　隆治君　　杉　久武君
高瀬　弘美君　　竹内　真二君
竹谷とし子君　　谷合　正明君
新妻　秀規君　　西田　実仁君
浜田　昌良君　　平木　大作君
三浦　信祐君　　宮崎　勝君
矢倉　克夫君　　山本　香苗君
山本　博司君　　横山　信一君
若松　謙維君　　足立　信也君
伊藤　孝恵君　　石上　俊雄君
礒崎　哲史君　　大島九州男君

大塚　耕平君
川合　孝典君
櫻井　充君
田名部匡代君
長浜　博行君
浜口　誠君
藤田　幸久君
増子　輝彦君
矢田わか子君
相原久美子君
石橋　通宏君
小川　勝也君
風間　直樹君
川田　龍平君
斎藤　嘉隆君
杉尾　秀哉君
難波　奨二君
鉢呂　吉雄君
真山　勇一君
宮沢　由佳君
蓮　　舫君
市田　忠義君
紙　　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
武田　良介君
仁比　聡平君
山添　　拓君
東　　徹君
石井　苗子君
片山虎之助君
清水　貴之君
藤巻　健史君
青木　　愛君
福島みずほ君
行田　邦子君

大野　元裕君
小林　正夫君
榛葉賀津也君
徳永　エリ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
舟山　康江君
森本　真治君
柳田　　稔君
有田　芳生君
江崎　　孝君
小川　敏夫君
神本美恵子君
小西　洋之君
芝　　博一君
那谷屋正義君
白　　眞勲君
福山　哲郎君
牧山ひろえ君
吉川　沙織君
井上　哲士君
岩渕　　友君
小池　　晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
浅田　　均君
石井　　章君
片山　大介君
儀間　光男君
高木かおり君
室井　邦彦君
木戸口英司君
山本　太郎君
中山　恭子君

松沢　成文君
薬師寺みちよ君
糸数　慶子君
郡司　　彰君
山口　和之君

アントニオ猪木君
伊波　洋一君
平山佐知子君
野田　国義君
渡辺　喜美君

反対者氏名　　〇名

日程第二　消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　　二三二名

足立　敏之君
愛知　治郎君
青山　繁晴君
朝日健太郎君
井上　義行君
石井　準一君
石井　正弘君
石田　昌宏君
礒崎　陽輔君
今井絵理子君
宇都　隆史君
江島　　潔君
小川　克巳君
尾辻　秀久君
大沼みずほ君
太田　房江君
岡田　　広君
金子原二郎君
北村　経夫君
古賀友一郎君
鴻池　祥肇君
酒井　庸行君
自見はなこ君
島村　　大君
末松　信介君

阿達　雅志君
青木　一彦君
赤池　誠章君
有村　治子君
井原　　巧君
石井　浩郎君
石井みどり君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩井　茂樹君
上野　通子君
衛藤　晟一君
小野田紀美君
大家　敏志君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
こやり隆史君
上月　良祐君
佐藤　　啓君
山東　昭子君
島田　三郎君
進藤金日子君
世耕　弘成君

関口　昌一君
髙階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
柘植　芳文君
堂故　　茂君
豊田　俊郎君
中曽根弘文君
中西　　哲君
中野　正志君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
平野　達男君
藤井　基之君
藤木　眞也君
堀井　　巌君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　順三君
吉田　博美君
渡辺　猛之君
渡邉　美樹君

そのだ修光君
高野光二郎君
滝沢　　求君
武見　敬三君
鶴保　庸介君
徳茂　雅之君
中泉　松司君
中西　健治君
中西　祐介君
長峯　　誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　　芳正君
福岡　資麿君
藤川　政人君
古川　俊治君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
丸川　珠代君
三木　　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
宮島　喜文君
元榮太一郎君
森屋　　宏君
山崎　正昭君
山田　修路君
山田　　宏君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
和田　政宗君
渡辺美知太郎君
秋野　公造君

伊藤　孝江君
魚住裕一郎君
熊野　正士君
里見　隆治君
高瀬　弘美君
竹谷とし子君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　　勝君
山本　香苗君
横山　信一君
若松　謙維君
石上　俊雄君
大島九州男君
大野　元裕君
小林　正夫君
榛葉賀津也君
徳永　エリ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
舟山　康江君
森本　真治君
柳田　　稔君
有田　芳生君
江崎　　孝君
小川　敏夫君
神本美恵子君
小西　洋之君
芝　　博一君
那谷屋正義君
白　　眞勲君
福山　哲郎君
牧山ひろえ君
吉川　沙織君
井上　哲士君
岩渕　　友君

石川　博崇君
河野　義博君
佐々木さやか君
杉　　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　　勝君
山本　香苗君
横山　信一君
足立　信也君
石上　俊雄君
大島九州男君
大野　元裕君
川合　孝典君
櫻井　　充君
田名部匡代君
長浜　博行君
浜口　　誠君
藤田　幸久君
増子　輝彦君
矢田わか子君
相原久美子君
石橋　通宏君
小川　勝也君
風間　直樹君
川田　龍平君
斎藤　嘉隆君
杉尾　秀哉君
難波　奨二君
鉢呂　吉雄君
真山　勇一君
宮沢　由佳君
蓮　　舫君
市田　忠義君

紙　智子君　倉林　明子君　田村　智子君　武田　良介君　仁比　聡平君　山添　拓君　東　徹君　石井　苗子君　片山虎之助君　清水　貴之君　藤巻　健史君　青木　愛君　福島みずほ君　行田　邦子君　松沢　成文君　薬師寺みちよ君　糸数　慶子君　郡司　彰君　山口　和之君

反対者氏名　〇名

日程第三　文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一七名

足立　敏之君　愛知　治郎君　青山　繁晴君　朝日健太郎君　井上　義行君　石井　準一君　石井　正弘君　石田　昌宏君　礒崎　陽輔君　今井絵理子君　岩井　茂樹君　宇都　隆史君　江島　潔君　小川　克巳君　尾辻　秀久君　大沼みずほ君　太田　房江君　岡田　広君　金子原二郎君　北村　経夫君　古賀友一郎君　鴻池　祥肇君　酒井　庸行君　自見はなこ君　島村　大君　末松　信介君　関口　昌一君　髙階恵美子君　高橋　克法君　滝波　宏文君　柘植　芳文君　堂故　茂君　豊田　俊郎君　中曽根弘文君　中西　哲君　中野　正志君　二之湯　智君　西田　昌司君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤川　政人君　古川　俊治君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　丸川　珠代君　三木　亨君　三宅　伸吾君　溝手　顕正君　宮島　喜文君　元榮太一郎君　森屋　宏君　山崎　正昭君　山下　雄平君　山田　俊男君　山田　宏君　山本　一太君　吉川ゆうみ君　吉田　博美君　渡辺　猛之君　渡邉　美樹君　伊藤　孝江君　魚住裕一郎君　熊野　正士君　里見　隆治君　高瀬　弘美君　竹谷とし子君　新妻　秀規君　浜田　昌良君　三浦　信祐君　矢倉　克夫君　山本　博司君　若松　謙維君　伊藤　孝恵君　礒崎　哲史君　大塚　耕平君　川合　孝典君　櫻井　充君　田名部匡代君　長浜　博行君　浜口　誠君　藤田　幸久君　増子　輝彦君　矢田わか子君　衛藤　晟一君　小野田紀美君　大家　敏志君　大野　泰正君　岡田　直樹君　片山さつき君　木村　義雄君　こやり隆史君　上月　良祐君　佐藤　啓君　山東　昭子君　島田　三郎君　進藤金日子君　世耕　弘成君　そのだ修光君　高野光二郎君　滝沢　求君　武見　敬三君　鶴保　庸介君　徳茂　雅之君　中泉　松司君　中西　健治君　中西　祐介君　長峯　誠君　二之湯武史君　野上浩太郎君　羽生田　俊君　馬場　成志君　平野　達男君　藤井　基之君　藤木　眞也君　堀井　巌君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　丸山　和也君　三原じゅん子君　水落　敏栄君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　森　まさこ君　柳本　卓治君　山下　雄平君　山田　俊男君　山谷えり子君　山本　順三君　吉田　博美君　渡辺　猛之君　渡邊　美樹君　伊藤　孝江君　魚住裕一郎君　熊野　正士君　里見　隆治君　高瀬　弘美君　竹谷とし子君　新妻　秀規君　浜田　昌良君　三浦　信祐君　矢倉　克夫君　山本　博司君　若松　謙維君　伊藤　孝恵君　礒崎　哲史君　大塚　耕平君　川合　孝典君　櫻井　充君　田名部匡代君　長浜　博行君　浜口　誠君　藤田　幸久君　増子　輝彦君　矢田わか子君　柳田　稔君　有田　芳生君　江崎　孝君　小川　敏夫君　神本美恵子君　小西　洋之君　芝　博一君　白　眞勲君　福山　哲郎君　牧山ひろえ君　吉川　沙織君　浅田　均君　石井　章君　片山　大介君　清水　貴之君　高木かおり君　室井　邦彦君　木戸口英司君　山本　太郎君　中山　恭子君　アントニオ猪木君　伊波　洋一君　平山佐知子君　郡司　彰君　野田　国義君　渡辺　喜美君　相原久美子君　石橋　通宏君　小川　勝也君　風間　直樹君　川田　龍平君　斎藤　嘉隆君　杉尾　秀哉君　難波　奨二君　鉢呂　吉雄君　真山　勇一君　宮沢　由佳君　蓮　舫君　東　徹君　石井　苗子君　片山虎之助君　清水　貴之君　藤巻　健史君　青木　愛君　福島みずほ君　行田　邦子君　松沢　成文君　薬師寺みちよ君　糸数　慶子君　郡司　彰君　山口　和之君

反対者氏名　一四名

井上　哲士君　岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　市田　忠義君　紙　智子君　倉林　明子君　田村　智子君　武田　良介君　仁比　聡平君　山下　芳生君　山添　拓君

日程第四　農薬取締法の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名
二三二名

足立　敏之君　阿達　雅志君　中曽根弘文君　中西　健治君　新妻　秀規君　西田　実仁君　山添　拓君　浅田　均君
愛知　治郎君　青木　一彦君　中西　哲君　浜田　昌良君　東　徹君　石井　章君
青山　繁晴君　赤池　誠章君　中野　正志君　三浦　信祐君　石井　苗子君　片山　大介君
朝日健太郎君　有村　治子君　二之湯　智君　矢倉　克夫君　片山虎之助君　儀間　光男君
井上　義行君　井原　巧君　二之湯武史君　山本　博司君　清水　貴之君　高木かおり君
石井　準一君　石井　浩郎君　西田　昌司君　山本　香苗君　藤巻　健史君　室井　邦彦君
石井　正弘君　石井みどり君　野村　哲郎君　横山　信一君　木戸口英司君　山本　太郎君
石田　昌宏君　磯崎　仁彦君　長谷川　岳君　若松　謙維君　行田　邦子君　中山　恭子君
磯崎　陽輔君　猪口　邦子君　橋本　聖子君　足立　信也君　郡司　彰君　野田　国義君
今井絵理子君　岩井　茂樹君　平野　達男君　石上　俊雄君　松沢　成文君　アントニオ猪木君
宇都　隆史君　上野　通子君　藤井　基之君　伊藤　孝恵君　薬師寺みちよ君　伊波　洋一君
江島　潔君　衛藤　晟一君　藤木　眞也君　馬場　成志君　糸数　慶子君　平山佐知子君
小川　克巳君　小野田紀美君　堀井　巌君　林　芳正君　渡辺　喜美君　江島　潔君
尾辻　秀久君　大家　敏志君　牧野たかお君　福岡　資麿君　山口　和之君　辰巳孝太郎君
大沼みずほ君　大野　泰正君　松下　新平君　大塚　耕平君　山下　芳生君
太田　房江君　岡田　直樹君　松山　政司君　川合　孝典君
岡田　広君　片山さつき君　丸山　和也君　小林　正夫君
金子原二郎君　木村　義雄君　三木　亨君　櫻井　充君
北村　経夫君　こやり隆史君　三宅　伸吾君　榛葉賀津也君
古賀友一郎君　上月　良祐君　水落　敏栄君　徳永　エリ君
佐藤　啓君　山下　雄平君　宮沢　洋一君　浜口　誠君　舟山　康江君　羽田雄一郎君　浜野　喜史君
鴻池　祥肇君　山田　俊男君　宮本　周司君　藤田　幸久君　山本　香苗君
酒井　庸行君　山谷えり子君　森　まさこ君　増子　輝彦君　横山　信一君
自見はなこ君　山本　順三君　山本　一太君　矢田わか子君　若松　謙維君
島村　大君　吉田　博美君　吉川ゆうみ君　相原久美子君　石上　俊雄君
末松　信介君　渡辺　猛之君　和田　政宗君　石橋　通宏君　伊藤　孝恵君
関口　昌一君　渡邉　美樹君　渡辺美知太郎君　小川　勝也君　大島九州男君
そのだ修光君　伊藤　孝江君　秋野　公造君　風間　直樹君　大野　元裕君
高階恵美子君　高野光二郎君　石川　博崇君　川田　龍平君　小林　正夫君
高橋　克法君　滝沢　求君　魚住裕一郎君　河野　義博君　小西　洋之君　芝　博一君　榛葉賀津也君
滝波　宏文君　武見　敬三君　熊野　正士君　佐々木さやか君　斎藤　嘉隆君　那谷屋正義君　徳永　エリ君
柘植　芳文君　鶴保　庸介君　里見　隆治君　杉　久武君　杉尾　秀哉君　白　眞勲君　田名部匡代君
堂故　茂君　徳茂　雅之君　高瀬　弘美君　竹内　真二君　難波　奨二君　福山　哲郎君　長浜　博行君
豊田　俊郎君　中泉　松司君　竹谷とし子君　谷合　正明君　鉢呂　吉雄君　牧山ひろえ君　浜口　誠君
真山　勇一君　吉川　沙織君　舟山　康江君
宮沢　由佳君　井上　哲士君　増子　輝彦君
蓮　舫君　岩渕　友君　森本　真治君
市田　忠義君　吉良よし子君　柳田　稔君
紙　智子君　小池　晃君　有田　芳生君
倉林　明子君　江崎　孝君
田村　智子君　小川　敏夫君
武田　良介君　神本美恵子君
仁比　聡平君

反対者氏名
〇名

日程第五　日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
賛成者氏名
二一八名

足立　敏之君　阿達　雅志君
愛知　治郎君　青木　一彦君
青山　繁晴君　赤池　誠章君
朝日健太郎君　有村　治子君
井上　義行君　井原　巧君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井　正弘君　石井みどり君
石田　昌宏君　磯崎　仁彦君
磯崎　陽輔君　猪口　邦子君
今井絵理子君　岩井　茂樹君
宇都　隆史君　上野　通子君
江島　潔君　衛藤　晟一君
小川　克巳君　小野田紀美君

尾辻　秀久君　大家　敏志君　水落　敏栄君　溝手　顕正君　相原久美子君　有田　芳生君
大沼みずほ君　大野　泰正君　宮沢　洋一君　宮島　喜文君　石橋　通宏君　江崎　孝君
太田　房江君　岡田　直樹君　宮本　周司君　元榮太一郎君　小川　勝也君　小川　敏夫君
岡田　広君　片山さつき君　森　まさこ君　森屋　宏君　風間　直樹君　神本美恵子君
金子原二郎君　木村　義雄君　柳本　卓治君　山崎　正昭君　川田　龍平君　小西　洋之君
北村　経夫君　こやり隆史君　山下　雄平君　山田　修路君　斎藤　嘉隆君　芝　博一君
古賀友一郎君　上月　良祐君　山田　俊男君　山田　宏君　杉尾　秀哉君　那谷屋正義君
鴻池　祥肇君　佐藤　啓君　山谷えり子君　山本　一太君　難波　奨二君　白　眞勲君
酒井　庸行君　山東　昭子君　山本　順三君　吉川ゆうみ君　鉢呂　吉雄君　福山　哲郎君
自見はなこ君　島田　三郎君　吉田　博美君　和田　政宗君　真山　勇一君　牧山ひろえ君
島村　大君　進藤金日子君　渡辺　猛之君　渡辺美知太郎君　宮沢　由佳君　吉川　沙織君
末松　信介君　世耕　弘成君　渡邉　美樹君　秋野　公造君　蓮　舫君　浅田　均君
関口　昌一君　そのだ修光君　伊藤　孝江君　石川　博崇君　東　徹君　石井　章君
髙階恵美子君　高野光二郎君　魚住裕一郎君　河野　義博君　石井　苗子君　片山　大介君
高橋　克法君　滝沢　求君　熊野　正士君　佐々木さやか君　片山虎之助君　儀間　光男君
滝波　宏文君　武見　敬三君　里見　隆治君　杉　久武君　清水　貴之君　高木かおり君
拓植　芳文君　鶴保　庸介君　高瀬　弘美君　竹内　真二君　藤巻　健史君　室井　邦彦君
堂故　茂君　徳茂　雅之君　竹谷とし子君　谷合　正明君　青木　愛君　木戸口英司君
豊田　俊郎君　中泉　松司君　新妻　秀規君　西田　実仁君　福島みずほ君　山本　太郎君
中曽根弘文君　中西　健治君　浜田　昌良君　平木　大作君　行田　邦子君　中山　恭子君
中西　哲君　中西　祐介君　三浦　信祐君　宮崎　勝君　松沢　成文君　アントニオ猪木君
中野　正志君　長峯　誠君　矢倉　克夫君　山本　香苗君　薬師寺みちよ君　伊波　洋一君
二之湯　智君　二之湯武史君　山本　博司君　横山　信一君　糸数　慶子君　平山佐知子君
西田　昌司君　野上浩太郎君　若松　謙維君　足立　信也君　郡司　彰君　野田　国義君
野村　哲郎君　羽生田　俊君　伊藤　孝恵君　石上　俊雄君　山口　和之君　渡辺　喜美君
長谷川　岳君　馬場　成志君　礒﨑　哲史君　大島九州男君
橋本　聖子君　林　芳正君　大塚　耕平君　大野　元裕君
平野　達男君　福岡　資麿君　川合　孝典君　小林　正夫君
藤井　基之君　藤川　政人君　櫻井　充君　榛葉賀津也君
藤木　眞也君　古川　俊治君　田名部匡代君　徳永　エリ君
堀井　巌君　舞立　昇治君　長浜　博行君　羽田雄一郎君
牧野たかお君　松川　るい君　浜口　誠君　浜野　喜史君
松下　新平君　松村　祥史君　藤田　幸久君　舟山　康江君
松山　政司君　丸川　珠代君　増子　輝彦君　森本　真治君
丸山　和也君　三木　亨君　矢田わか子君　柳田　稔君
三原じゅん子君　三宅　伸吾君

反対者氏名　一四名

井上　哲士君　市田　忠義君
岩渕　友君　紙　智子君
吉良よし子君　倉林　明子君
小池　晃君　田村　智子君
大門実紀史君　武田　良介君
辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
山下　芳生君　山添　拓君

日程第六　日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
日程第七　日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書
日程第八　日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

賛成者氏名　一六四名

足立　敏之君　阿達　雅志君
愛知　治郎君　青木　一彦君
青山　繁晴君　赤池　誠章君
朝日健太郎君　有村　治子君
井上　義行君　井原　巧君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井　正弘君　石井みどり君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君
礒﨑　陽輔君　猪口　邦子君
今井絵理子君　岩井　茂樹君
宇都　隆史君　上野　通子君
江島　潔君　衛藤　晟一君
小川　克巳君　小野田紀美君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大沼みずほ君　大野　泰正君
太田　房江君　岡田　直樹君
岡田　広君　片山さつき君
金子原二郎君　木村　義雄君
北村　経夫君　こやり隆史君
古賀友一郎君　上月　良祐君
鴻池　祥肇君　佐藤　啓君
酒井　庸行君　山東　昭子君
自見はなこ君　島田　三郎君

島村　大君
末松　信介君
関口　昌一君
髙階恵美子君
高橋　克法君
滝波　宏文君
柘植　芳文君
堂故　茂君
豊田　俊郎君
中曽根弘文君
中西　哲君
中野　正志君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
平野　達男君
藤井　基之君
藤木　眞也君
堀井　巌君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　順三君
吉田　博美君

進藤金日子君
世耕　弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
滝沢　求君
武見　敬三君
鶴保　庸介君
徳茂　雅之君
中泉　松司君
中西　健治君
中西　祐介君
長峯　誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
福岡　資麿君
藤川　政人君
古川　俊治君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
宮島　喜文君
元榮太一郎君
森屋　宏君
山崎　正昭君
山田　修路君
山田　宏君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
和田　政宗君

渡辺　猛之君
渡邉　美樹君
伊藤　孝江君
魚住裕一郎君
熊野　正士君
里見　隆治君
髙瀬　弘美君
竹谷とし子君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
三浦　信祐君
矢倉　克夫君
山本　博司君
若松　謙維君
東　徹君
石井　苗子君
片山虎之助君
清水　貴之君
藤巻　健史君
行田　邦子君
松沢　成文君
薬師寺みちよ君
山口　和之君

渡辺美知太郎君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
佐々木さやか君
杉　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
山本　香苗君
横山　信一君
浅田　均君
石井　章君
片山　大介君
儀間　光男君
高木かおり君
室井　邦彦君
中山　恭子君
アントニオ猪木君
平山佐知子君
渡辺　喜美君

柳田　稔君
有田　芳生君
江崎　孝君
小川　敏夫君
神本美恵子君
小西　洋之君
芝　博一君
那谷屋正義君
白　眞勲君
福山　哲郎君
牧山ひろえ君
吉川　沙織君
井上　哲士君
岩渕　友君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
青木　愛君
福島みずほ君
伊波　洋一君
郡司　彰君

相原久美子君
石橋　通宏君
小川　勝也君
風間　直樹君
川田　龍平君
斎藤　嘉隆君
杉尾　秀哉君
難波　奨二君
鉢呂　吉雄君
真山　勇一君
宮沢　由佳君
蓮　舫君
市田　忠義君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
武田　良介君
仁比　聡平君
山添　拓君
木戸口英司君
山本　太郎君
糸数　慶子君
野田　国義君

反対者氏名

六八名

足立　信也君
石上　俊雄君
大島九州男君
大野　元裕君
小林　正夫君
榛葉賀津也君
徳永　エリ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
舟山　康江君
森本　真治君

伊藤　孝恵君
礒﨑　哲史君
大塚　耕平君
川合　孝典君
櫻井　充君
田名部匡代君
長浜　博行君
浜口　誠君
藤田　幸久君
増子　輝彦君
矢田わか子君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成三十年六月八日

○国会第百九十六回 参議院会議録第二十七号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

災害救助法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年六月六日

災害対策特別委員長　河野　義博

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

災害救助法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月二十五日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

災害救助法の一部を改正する法律案

災害救助法の一部を改正する法律

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条の三」に、「第二十九条」を「第三十条」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十一条―第三十四条」を「第三十二条―第三十五条」に改める。

第二条中「市町村（特別区を含む。）」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）」に改め、「とする。」の下に「次条第一項において同じ。」を加え、第一章中同条の次に次の二条を加える。

（救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二　救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

2　前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

3　内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（都道府県知事による連絡調整）

第二条の三　都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した第二条に規定する災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

第三条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条中「都道府県知事は」を「都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は」に改める。

第四条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五条第一項中「生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第九条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

第十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十一条中「、都道府県知事等」に、「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」を「災害発生市町村（救助実施市を除く。以下同じ。）の長」に改める。

第十三条中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

第十四条及び第十六条中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七条を次のように改める。

（事務の区分）

第十七条　この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一　第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務

二　第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三　第二条の二第一項の規定により救助実施市が処理することとされている事務

四　第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理することとされている事務

第十八条第一項中「の行われた地の都道府県」を「を行った都道府県知事等の統括する都道府県等」

に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「都道府県が」を「都道府県等が」に改める。

第十九条中「都道府県は、当該都道府県知事」を「都道府県等は、その都道府県知事等」に改める。

第二十条の見出し中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同条第一項中「都道府県は、他の都道府県において」を「都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により」に、「救助の行われた地の都道府県」を「当該他の都道府県等」に改め、同条第二項中「救助の行われた地の都道府県」を「都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）」に、「当該都道府県」を「当該被請求都道府県等」に、「行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）」に改め、同条第三項中「前項の規定による」の下に「被請求都道府県等の」を加え、「救助の行われた地の都道府県」を「当該被請求都道府県等」に改め、「費用」の下に「（以下「請求費用」という。）」を加え、「当該都道府県」を「当該被請求都道府県等」に、「当該求償の請求を行った都道府県」を「請求都道府県等」に改め、同条第四項中「第一項の規定による求償の請求に係る費用」を「請求費用」に、「場合において、救助の行われた地の都道府県」を「ときは、被請求都道府県等」に改める。

第二十一条第一項中「都道府県」を「都道府県等」に、「。以下」を「。第二十三条において」に改め、同条第二項中「前条第二項の規定による」の下に「被請求都道府県等の」を加え、「同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県」を「請求都道府県等」に改め、同項第一号中「救助の行われた地の都道府県」を「被請求都道府県等」に改め、同項第二号中「救助の行われた地の都道府県」を「被請求都道府県等」に、「前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県」を「請求費用を当該被請求都道府県等」に、「当該求償の請求を行った都道府県」を「請求都道府県等」に改め、同条第三項中「前条第一項の規定による求償の請求に係る費用」を「請求費用」に、「より救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」を「よる要請に係る」に改める。

第二十二条中「都道府県」を「都道府県等」に改める。

第二十三条中「当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する」を「次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める」に、「都道府県は」を「都道府県等は」に改め、同条に次の各号を加える。

一　都道府県（次号に掲げる都道府県を除く。）　当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額

二　救助実施市を包括する都道府県　当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合（救助実施市を包括する都道府県の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下この号において同じ。）に占める救助実施市ごとの人口の割合をいう。次号において同じ。）の合計を乗じて得た額を減じた額

三　救助実施市　当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額

第二十八条中「以上」を「を超えて」に改め、「（特別区を含む。以下同じ。）」を削り、「同条の規定による」を「当該」に改める。

第三十四条中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、第四章中第三十条を第三十一条とする。

第二十九条中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に、「救助を必要とする者の現在地の市町村」を「当該救助に係る災害発生市町村」に改め、第三章中同条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十九条　災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の項を次のように改める。

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一　第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県等が処理することとされている事務 二　第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務 三　第二条の二第一項の規定により救助実施市が処理することとされている事務 四　第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理することとされている事務

（住民基本台帳法の一部改正）

第三条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中一の五の項を一の七の項とし、一の二の項から一の四の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一の二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第一項に規定する救助実施市（次項及び別表第四の一の二の項において「救助実施市」という。）の長	災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三　災害救助法第二条に規定する災害発生市町村（救助実施市を除く。以下この項及び別表第四の一の三の項において「災害発生市町村」という。）の長	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中五の十三の項を削り、五の十四の項を五の十三の項とし、五の十五の項から五の三十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一の二　都道府県知事	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中七の八の項を削り、七の九の項を七の八の項とし、七の十の項から七の二十の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第四中一の六の項を一の八の項とし、一の二の項から一の五の項までを二項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一の二　救助実施市の長	災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三　災害発生市町村の長	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中四の十三の項を削り、四の十四の項を四の十三の項とし、四の十五の項から四の三十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第五中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二　災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第九号の五を削り、第九号の六を第九号の五とし、第九号の七を第九号の六とする。

（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十六条のうち住民基本台帳法別表第三の七の二十の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三の七の二十の項」を「別表第三の七の十九の項」に、「七の二十一」を「七の二十」に改める。

審査報告書

消費者契約法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年六月六日

消費者問題に関する特別委員長　三原じゅん子

参議院議長　伊達　忠一　殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあおり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要である旨を告げること等を追加する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　本法第四条第三項第三号及び第四号における「社会生活上の経験が乏しい」とは、社会生活上の経験の積み重ねが契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないことを意味するものであること、社会生活上の経験が乏しいことから、過大な不安を抱いていること等の要件の解釈については、契約の目的となるもの、勧誘の態様などの事情を総合的に考慮して、契約を締結するか否かに当たって適切な判断を行うための経験が乏しいことにより、消費者が過大な不安を抱くことなどをいうものであること、高齢者であっても、本要件に

該当する場合があること、霊感商法のように勧誘の態様に特殊性があり、その社会生活上の経験の積み重ねによる判断が困難な事案では高齢者でも本要件に該当し、救済され得ることを明確にするとともに、かかる法解釈について消費者、事業者及び消費生活センター等の関係機関に対し十分に周知すること。また、本法施行後三年を目途として、本規定の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。

二　本法第四条第三項第五号における「その判断力が著しく低下している」とは、本号が不安をあおる事業者の不当な勧誘行為によって契約を締結するかどうかの合理的な判断をすることができない状態に陥った消費者を救済する規定であることを踏まえ、本号による救済範囲が不当に狭いものとならないよう、各要件の解釈を明確にするとともに、かかる法解釈について消費者、事業者及び消費生活センター等の関係機関に対し十分に周知すること。また、本法施行後三年を目途として、本規定の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。

三　法第九条第一号における「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」の立証に必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって当該損害額の立証が困難となっている場合が多いと考えられることから、「平均的な損害の額」の意義、「解除に伴う」などの本号の他の要件についても必要に応じて検討を加えつつ、当該損害額を法律上推定する規定の創設など消費者の立証責任の負担軽減に向け早急に検討を行い、本法成立後二年以内に必要な措置を講ずること。

四　高齢者、若年成人、障害者等の知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）の創設について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえて早急に検討を行い、本法成立後二年以内に必要な措置を講ずること。

五　本法第三条第一項第二号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を行うこと。

六　消費者が消費者契約締結前に契約条項を認識できるよう、事業者における約款等の契約条件の事前開示の在り方について、消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえた検討を行うこと。

七　消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において今後の検討課題とされた諸問題である、「消費者」概念の在り方（法第二条第一項）、断定的判断の提供（法第四条第一項第二号）、先行行為等の不利益事実の不告知（法第四条第二項）にかかる要件の在り方、威迫・執拗な勧誘等の困惑類型の追加、「第三者」による不当勧誘（法第五条第一項）、法定追認の特則、サルベージ条項等の不当条項の類型の追加、条項使用者不利の原則、抗弁権の接続、複数契約の無効・取消し・解除、継続的契約の任意解除権などにつき、引き続き検討を行い、本法施行後三年を目途として必要な措置を講ずること。

八　本法施行後五年を目途として、独立行政法人国民生活センターや地方公共団体との間で全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ－ＮＥＴ）の活用による一層の連携を図ること等により、消費者の被害状況や社会経済情勢の変化を把握しつつ、消費者契約法の実効性をより一層高めるため、同法の見直しを含め必要な措置を講ずること。

九　差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政支援の充実、ＰＩＯ－ＮＥＴに係る情報の開示の範囲の拡大、両制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他必要な施策を行うこと。

十　特定適格消費者団体による仮差押命令申立てにおける独立行政法人国民生活センターの立担保に係る手続等について消費者裁判手続特例法の趣旨を損なうことのない運用に努めるとともに、行政が事業者の財産を保全し、消費者の被害の回復を図る制度の創設について早急に検討を行うこと。

十一　地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。

十二　消費者の自立を支援し、消費者が消費者契約法をはじめとする民事ルールや消費生活センター等を活用できる実践的能力を培うため、消費生活相談員などを学校教育において積極的に活用する方策を講じつつ、すべての都道府県において充実した消費者教育を受けることができる機会を確保すること。

右決議する。

消費者契約法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月二十四日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

（小字及び――は衆議院修正）

消費者契約法の一部を改正する法律案

消費者契約法の一部を改正する法律

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一　消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。

二　消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的と

なるものの性質に応じ、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。

第四条第二項中「故意に」を「故意又は重大な過失によって」に改め、同条第三項に次の四号を加える。

三　当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ　進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項

ロ　容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項

四　当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

五　当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

六　当該消費者に対し、霊感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

五七　当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

六八　前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。

第八条の見出し中「条項」を「条項等」に改め、同条第一項第一号中「免除する」を「免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する」に改め、同項第二号中「免除する」を「免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する」に改め、同項第三号中「免除する」を「免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する」に改め、同項第四号中「免除する」を「免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する」に改め、同項第五号中「免除する」を「免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する」に改める。

第八条の二の見出し中「条項」を「条項等」に改め、同条各号中「放棄させる」を「放棄させ、又は当該事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（事業者に対し後見開始の審判等による解除権を付与する条項の無効）

第八条の三　事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約（消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供することとされているものを除く。）の条項は、無効とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、この法律による改正後の消費者契約法（以下「新法」という。）第四条第二項（新法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新法第四条第三項第三号から第六八号まで（これらの規定を新法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。

3　この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、新法第八条第一項及び第八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　新法第八条の三の規定は、この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、適用しない。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、消費者の被害の状況、消費者の利益の擁護を図るための諸施策の実施の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条のうち、消費者契約法第八条第二項の改正規定中「免除する」を「免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する」に改め、同法第八条の二の改正規定中「条項の」を「条項等の」に、「放棄させる消費者契約」を「放棄させ、又は当該事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する消費者契約」に改める。

審査報告書

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三十年六月七日

文教科学委員長　髙階恵美子

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、文化に関する施策を総合的に推進するため、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省及び文化庁の所掌事務に追加するとともに、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法により機能強化を図った上で、文化庁の組織が東京と京都に二分されることが予定されているが、文化庁が分割された後においても、本法により文化庁の所管とされる学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務等を含めた全ての文化庁の所管事務が混乱することなく、円滑に執行されるよう、遅くとも平成三十三年度中とされる京都への本格移転に向け、文化庁を中心に関係行政機関が緊密な連携を図り、細部の検討にも遺漏がないよう万全の準備を行うこと。

二、本法による文化庁の機能強化・組織改革が、政府関係機関の地方への移転を契機とした行政の肥大化につながり、行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。

三、平成二十九年に改正された「文化芸術基本法」において、文化芸術と観光、まちづくり、国際交流等の施策との連携が定められたことを踏まえ、文化芸術の価値を中心に据えた施策の立案及びその実行のため、文化芸術関係予算の増額及び文化庁の更なる機能強化に努めること。

四、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を行うに当たっては、これまでの文化芸術振興施策を通して培ってきた知見やネットワークを活用するとともに、学校の教育課程全体についての深い専門性を持って他の教科や総合的な学習の時間等と連携を深め、または芸術家の参加を得る等して、学校現場等におけるより開かれた文化芸術教育の推進に努めること。

五、本法により、博物館の更なる振興を図るため、その事務を文化庁に一元化することとしていることを踏まえ、博物館運営・施設整備や学芸員の育成・配置等に関する支援策を一層講じるとともに、博物館に対する財政的支援の更なる拡充に努めること。

六、文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること。

七、本法の成立を契機として、国は、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化芸術の担い手や関係団体に係る支援措置を強化するとともに、文化庁を中核として関係行政機関が一丸となって文化芸術政策を推進できるような体制の構築に努めること。

八、平成三十一年九月に京都で開催されるＩＣＯＭ（国際博物館会議）京都大会は、文化庁の京都への本格移転に向けた重要な会議であることを政府は深く認識し、ＩＣＯＭ関係者が京都において我が国の文化に触れる貴重な機会である同大会が成功するよう、文化庁を中心に関係行政機関を挙げて取り組むこと。

九、文化庁の京都への本格移転は、文化行政の機能強化の途上であり、文化芸術の礎たる表現の自由と、自主性等を基本理念とする文化芸術基本法や我が国の文化財の継承・活用等を図る文化財保護法等の文化振興施策をさらに発展・充実させていくため、「文化省」の創設を見据え、引き続き文化行政に関する取組の在り方を検討すること。

右決議する。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十年五月二十九日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び文化」を削り、「スポーツ」の下に「及び文化」を加える。

第四条第一項中第九十三号を第九十五号とし、第七十八号から第九十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七十七号中「第八十三号」を「第八十五号」に、「第八十号」を「第八十二号」に改め、同号を同項第七十九号とし、同項第七十六号の次に次の二号を加える。

七十七　文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十八　文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第十六条中「第八十六号」を「第八十八号」に、「第八十七号及び第八十九号から第九十三号まで」

を「第八十九号及び第九十一号から第九十五号まで」に改める。

第十八条中「及び」を「その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに」に改め、「国際文化交流の振興」の下に「及び博物館による社会教育の振興」を加える。

第十九条中「第五号」の下に「、第三十号、第三十二号（博物館に係るものに限る。）、第三十三号（博物館に係るものに限る。）」を加え、「第八十五号まで、第八十六号」を「第八十七号まで、第八十八号」に、「第八十七号及び第八十九号から第九十三号まで」を「第八十九号及び第九十一号から第九十五号まで」に改め、「事務」の下に「並びに学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務」を加える。

第二十一条第一項第一号中「振興及び」を「振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに」に、「）に」を「）及び博物館による社会教育の振興に」に改める。

附　則

この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

審査報告書

農薬取締法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年六月七日

農林水産委員長　岩井　茂樹

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農薬は、農産物の安定生産に必要な生産資材であるが、その販売・使用については最新の科学的知見を的確に反映し、安全性を向上させるとともに、人の健康や環境への影響を考慮し、安全かつ適正に使用していくことが不可欠である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　登録された農薬の再評価制度の実施に当たっては、農薬の安全性の更なる向上を図ることを旨として行うこと。また、農薬に係る関係府省の連携を強化し評価体制を充実するとともに、新規農薬の登録に遅延が生じないようにすること。

二　最新の科学的知見に基づく定期的再評価又は随時評価により、農作物等、人畜又は環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、当該農薬につき、その登録の内容の変更又は取消しができるようにすること。また、定期的再評価の初回の評価については、可及的速やかに行うこと。

三　マイナー作物に使用できる農薬については、作物群を単位とした登録が可能な品目を増やすための作物のグループ化の動きを促進する等の必要な措置を充実させること。

四　良質かつ低廉な農薬の選択肢を広げるために、先発農薬の規格に係る情報を迅速かつ適切に公開し、ジェネリック農薬の開発・普及を促進すること。

五　農薬の登録制度の見直しにおいて、農薬メーカーの負担にも配慮し、農業者への良質かつ低廉な農薬の提供を推進すること。

六　生活環境動植物についてのリスク評価手法を早急に確立し、登録の際に必要となる試験成績の内容等を速やかに公表すること。

七　試験に要する費用・期間の効率化や国際的な動物試験削減の要請に鑑み、定量的構造活性相関の活用等を含む動物試験の代替法の開発・活用を促進すること。

また、国内外の法制度で明記されている動物試験における３Ｒ（代替法活用、使用数削減、苦痛軽減）の原則に鑑み、不合理な動物実験の重複を避けるなど、３Ｒの有効な実施を促進すること。

八　安全な農産物の生産及び農薬使用者の安全を確保し、農薬による事故を防止するために、登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項等を農薬使用者にわかりやすい手法で表示及び情報提供が行われるよう措置し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底を図ること。また、農薬使用の際に、農薬使用者及び農薬散布地の近隣住民に被害が出ないようにするため、農林水産大臣及び都道府県知事は防除業者を含む農薬使用者に対して十分な指導及び助言を行うこと。

九　非農耕地用除草剤が農薬として使用されないよう表示の徹底や販売店に対して十分な指導を行うこと。

十　制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、農業生産の安定を図り、国民の健康を保護することを前提に、農業者等の農薬使用者、農薬の製造者・販売者、農産物の消費者等の意見や、農薬の使用実態及び最新の科学的知見を踏まえて行うこと。

右決議する。

農薬取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成三十年六月一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

農薬取締法の一部を改正する法律案

農薬取締法の一部を改正する法律

第一条　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　登録（第三条―第十五条）
第三章　販売の規制（第十六条―第二十三条）
第四章　使用の規制等（第二十四条―第二十八条）
第五章　監督（第二十九条―第三十三条）
第六章　外国製造農薬（第三十四条―第三十七条）
第七章　雑則（第三十八条―第四十六条）
第八章　罰則（第四十七条―第五十二条）
附則

第一章　総則

第一条中「行なう」を「行う」に、「品質の適正化と」を「安全性その他の品質及び」に、「もつて」を「もって」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条の見出しを「（登録の拒否）」に改め、同条第一項中「前条第三項の検査」を「前条第四項の審査」に、「場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる」を「と認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない」に改め、同項第一号中「申請書」を「提出された書類」に改め、同項中第九号及び第十号を削り、第八号を第十号とし、同項第七号中「もとに」を「下に」に、「の事項」を「に掲げる事項」に、「いう。第十二条の二」を「いう。第二十六条」に、「含む。第十二条の二」を「含む。同条」に、「なつて」を「なって」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「もとに」を「下に」に、「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「の事項」を「に掲げる事項」に、「当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等」を「その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物」に、「なつて人畜」を「なって人」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「の事項」を「に掲げる事項」に、「当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等」を「その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。次号において同じ。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物」に、「なつて人畜」を「なって人」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

三　当該農薬の薬効がないと認められるとき。

第三条第一項に次の一号を加える。

十一　前各号に掲げるもののほか、農作物等、人畜又は水産動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

第三条第二項中「前項第四号から第七号まで」を「前項第六号から第九号まで」に改め、同条第三項を削り、同条を第四条とする。

第二条第一項ただし書中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に、「第七条」を「第十六条」に改め、同条第二項中「次の」を「次に掲げる」に、「、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本」を「及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」という。）は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならない。

第二条第二項第一号中「あつては」を「あっては」に、「以下」を「第十二号を除き、以下」に改め、同項第二号中「含有量」を「含有濃度（第十一号に掲げる事項を除く。）」に改め、同項第三号中「あつては」を「あっては」に改め、同項第七号中「貯蔵上」を「農薬の貯蔵上」に改め、同項第八号中「製造場」を「農薬の製造場」に改め、同項第十号中「販売する場合にあつては」を「販売しようとする農薬については」に改め、同項に次の三号を加える。

十一　農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

十二　農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所並びに農薬原体の製造場の名称及び所在地

十三　農薬原体の主要な製造工程

第二条第三項を次のように改める。

3　第一項の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に同項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出すべき資料の一部を省略することができる。

第二条中第六項を第八項とし、第五項を削り、同条第四項中「検査項目、検査方法その他前項の検査」を「第四項の審査」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　農林水産大臣は、第一項の登録の申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、第二項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

5　農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。

6　農林水産大臣は、第一項の登録の申請に係る農薬が、病害虫の防除若しくは農作物等の

生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての第四項の審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

第二条に次の一項を加える。

9　農林水産大臣は、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録の申請に係る農薬を登録し、かつ、次に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

一　登録番号及び登録年月日

二　第二項第二号、第三号、第八号及び第十一号に掲げる事項

三　水質汚濁性農薬（第二十六条第二項に規定する水質汚濁性農薬をいう。第十六条第五号及び第二十条において同じ。）に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字

四　製造者又は輸入者の氏名及び住所

第二条を第三条とする。

第一条の三を削る。

第一条の二第一項中「ねずみ」の下に「、草」を、「殺虫剤」の下に「、除草剤」を加え、「をいう」を「（肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう」に改め、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であって、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものをいう。

第一条の二を第二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章　登録

第五条の二第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条を第五条とする。

第六条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「又は第四号」を「、第四号」に、「の事項中」を「、第十二号又は第十三号に掲げる事項」に改め、「生じた日」の下に「（同号に掲げる事項に変更を生じた場合にあっては、その変更後の製造工程により製造された農薬原体を原料とする農薬の製造若しくは加工又は輸入を開始した日）」を加え、「あつた」を「あった」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第三項中「届け出で」を「届け出て」に改め、同条第五項及び第六項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十一条中「第十五条の六」を「第三十八条」に改め、同条を第五十二条とする。

第二十条第一項中「第十七条」を「第四十七条」に、「犯人の」を「犯人が」に、「知つて」を「知って」に改め、同条を第五十一条とする。

第十九条中「前三条」を「次の各号に掲げる規定に、「次の各号」を「当該各号」に改め、同条第一号中「第十七条第一号（第二条第一項又は第九条第一項」を「第四十七条第一号、第三号（第十八条第一項」に、「第二号又は第三号（第九条の二」を「第四号又は第五号（第十九条」に改め、同条第二号中「第十七条」を「第四十七条」に、「、第十八条又は第十八条の二」を「又は前二条」に改め、同条を第五十条とする。

第十八条の二中「第五条の二第三項、第六条第一項、第三項、第五項若しくは第六項又は第六条の六の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五条第三項又は第六条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者

二　第六条第一項又は第十二条の規定に違反した者

三　第六条第五項又は第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十八条の二を第四十九条とする。

第十八条第一号を次のように改める。

一　第六条第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者

第十八条第三号中「第十五条の三第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十三条の二第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十条又は第三十四条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第十八条を第四十八条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条第五号中「第十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第十二条の二第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第九条の二又は第十条の四第二項」を「第十九条又は第二十三条第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「第二条第一項、第七条、第九条第一項、第十条の二（第十五条の二第六項」を「第十八条第一項、第二十一条（第三十四条第六項」に、「第十一条又は第十二条第三項」を「第二十四条又は第二十五条第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第三条第一項又は第七条第一項の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入した者

二　第十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農薬を販売した者

第十七条を第四十七条とする。

第十六条の四中「第十三条第一項」を「第二十

平成三十年六月八日　参議院会議録第二十七号（その二）　農薬取締法の一部を改正する法律案

九条第一項」に改め、同条を第四十五条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（経過措置）

第四十六条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章　罰則

第十六条の三を第四十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第四十三条　第二十三条及び第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限並びに第二十九条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第四十四条　第二十三条、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

2　第二十九条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。

第十六条の二第一項中「公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は」を「第十八条第二項」に、「若しくは改廃しよう」を「又は改廃しよう」に改め、同条第二項中「第三条第二項（第十五条の二第六項」を「第四条第二項（第三十四条第六項」に、「第三条第一項第四号又は第五号」を「第四条第一項第六号又は第七号」に改め、同条第三項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「同条第一項第四号又は第五号」を「同条第一項第六号又は第七号」に改め、同条第四項中「第十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国際的動向への配慮等）

第四十一条　農林水産大臣及び環境大臣は、この法律の施行に当たっては、農薬の安全性その他の品質の確保に関する国際的動向に十分配慮するとともに、関係行政機関の長と密接な連携を図らなければならない。

第十六条第一項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に、「第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しよう」を「第三条第一項の登録をしようとするとき（同条第三項に規定する場合を除く。）、第七条第七項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をしよう」に、「、第六条の三第一項」を「（農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。）、第九条第二項若しくは第三項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）」に、「第九条第二項」を「第十八条第二項」に、「又は第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、「変更しようとするとき」の下に「、又は第三十四条第一項の登録をしようとするとき（同条第六項において準用する第三条第三項に規定する場合を除く。）」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「第三条第二項（第十五条の二第六項」を「第四条第二項（第三十四条第六項」に、「第十二条の二第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第十二条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第十五条の六中「第二条第三項及び第六条の二第二項」を「第三条第五項、第七条第三項及び第八条第五項」に、「第十五条の二第六項」を「第三十四条第六項」に、「の検査、第十三条の二第一項」を「に規定する審査、第三十条第一項」に、「第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第十五条の三第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第十五条の五第一項第二号中「支払つて」を「支払って」に改め、同項第三号中「選任しなかつた」を「選任しなかった」に改め、同条第三項中「第六条の三第三項」を「第九条第五項」に、「第十四条の二」を「第三十二条」に改め、「聴聞について」の下に「、それぞれ」を加え、同条を第三十七条とし、同条の次に次の章名を付する。

第七章　雑則

第十五条の四第一項中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に、「は、次の」を「（当該農薬の登録外国製造業者又はその国内管理人である場合を除く。）は、次に掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

当該事項に変更を生じたとき、及び当該輸入者がその輸入を廃止したときも、同様とする。

第十五条の四第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に、「あつては」を「あっては」に、「第一項の事項中」を「前項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三十六条とする。

第十五条の三第三項中「第十三条第四項」を「第二十九条第四項及び第五項」に、「第十三条の二第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十五条の二第二項中「採らせる」を「とらせる」に改め、同条第四項中「登録外国製造業者は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「真実かつ完全に」を削り、「少なくとも三年間その帳簿」を「これ」に改め、同条第五項中「国内管理人は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「少なくとも三年間その帳簿」を「これ」に改め、同条第六項中「第二条第二項、第三項及び第六項、第三条から第五条まで、第六条の五並びに第六条の七」を「第三条第二項から第九項まで、第四条、第十一条及び第十三条」に、「、第二条第五項、第六条の三及び第六条の四第一項」を「ついて、第五条から第八条まで、第十条第二項、第十二条及び第十六条（ただし書を除く。）の規定は登録外国製造業者について、第九条及び第十条第一

項」に、「、第五条の二から第六条の二まで、第六条の四第二項、第六条の六及び第七条（ただし書を除く。）の規定は登録外国製造業者に、第九条第四項及び第十条の二」を「ついて、第十四条第二項、第十八条第四項及び第二十一条」に改め、「国内管理人に」の下に「ついて、それぞれ」を加え、「第二条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に、「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「製造方法」とあるのは「」の下に「農薬の」を加え、「同条第三項第五号」を「同条第九項第四号」に、「第三条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第四条第一項中「二週間」とあるのは「一月」と、同条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第五条の二第一項」を「第五条第一項」に、「」とあるのは「製造業（に、）」と」を「の」とあるのは「製造業（に、）」と」に改め、「第六条第二項中」の下に「「農薬の製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものの製造又は加工」と、」を加え、「第六条の五第二号」を「第十一条第二号」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、「及び第六条の六第一号」を削り、「同条第四号及び第六条の七中「第十四条第一項」を「第十二条第三号及び第十三条中「第三十一条第一項」に、「第十五条の五第一項」を「第三十七条第一項」に、「、第七条」を「、第十四条第二項中「その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬」とあるのは「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と、第十六条」に、「第九条第四項中」を「第十八条第四項中」に、「第十条の二中」を「第二十一条中」に改め、同条を第三十四条とする。

第十五条中「第十四条」を「第三十一条第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章　外国製造農薬

第十四条の二を第三十二条とする。

第十四条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に、「第九条の二又は第十条の二第一項」を「第十九条又は第二十一条第一項」に改め、同条第三項中「なつた」を「なった」に改め、同条第四項中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に、「第九条の二並びに第十条の二第一項」を「第十九条並びに第二十一条第一項」に改め、同条を第三十一条とする。

第十三条の三及び第十三条の四を削る。

第十三条の二第一項中「農薬使用者」の下に「又は農薬原体を製造する者その他の関係者」を、「若しくは使用」の下に「若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よって」に改め、同条第三項中「従つて」を「従って」に、「行つた」を「行った」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による集取又は立入検査について準用する。

第十三条の二を第三十条とする。

第十三条第一項中「又は除草剤販売者」を「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者」に、「第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項」を「第三条第一項、第四条第一項、第七条第八項、第九条第二項及び第三項、第十条第一項、第十六条、第十八条第一項」に、「第九条の二、第十条の二、第十条の四、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項」を「第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第三項、第二十六条第一項並びに第三十一条第一項」に改め、「除草剤の販売」の下に「若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「又は除草剤販売者」を「若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者」に改め、「除草剤の販売」の下に「若しくは農薬原体の製造その他の事項」を加え、同項ただし書中「よつて」を「よって」に改め、同条第四項中「あつた」を「あった」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項及び第三項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十三条を第二十九条とする。

第十二条の四の見出し中「農林水産大臣」の下に「、環境大臣」を加え、同条中「農林水産大臣」の下に「、環境大臣」を加え、「の確保と品質の適正化」を「及びその安全性その他の品質の確保」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章　監督

第十二条の三の見出しを「（農薬の使用に関する理解等）」に改め、同条中「当たっては」を「当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに」に改め、同条を第二十七条とする。

第十二条の二第一項中「をもつて」を「で」に、「の各号の」を「に掲げる」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「まとまつて」を「まとまって」に改め、同項第二号中「まとまつて」を「まとまって」に、「もとでは」を「下では」に、「なつて」を「なって」に改め、同条第二項中「水質汚濁性農薬」を「前項の規定により指定された水質汚濁性農薬（以下単に「水質汚濁性農薬」という。）」に、「なつて」を「なって」に、「をもつて」を「で」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十六条とする。

第十二条第一項中「をもつて」を「で」に、「第二条第一項又は第十五条の二第一項」を「第三条第一項又は第三十四条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十一条中「の各号」を削り、同条ただし書中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第一号中「第七条」を「第十六条」に、「第九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十条の四第二項中「とらなかつた」を「とらなかった」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　使用の規制等

第十条の三第一項中「であつて」を「であって」に改め、同条を第二十二条とする。

第十条の二第一項中「含有量」を「含有濃度」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条中「。）は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「あつては」を「あっては」に、「第十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、「第十二条の二第一項の」及び「、真実かつ完全に」を削り、「少なくとも三年間その帳簿」を「これ」に改め、同条を第二十条とする。

第九条の二中「第十四条第三項」を「第三十一条第三項」に、「伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「第七条（第十五条の二第六項」を「第十六条（第三十四条第六項」に、「第十一条第一号」を「第二十四条第一号」に改め、同条第二項中「第六条の三第一項（」を「第九条第二項又は第三項（これらの規定を」に、「第十五条の二第六項」を「第三十四条第六項」に改め、「。第十六条第一項において同じ」を削り、「第六条の四第一項」を「第十条第一項」に、「伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に、「をもつて」を「で定めるところにより」に、「第七条」を「第十六条」に改め、同条第三項中「農林水産省令をもつて第七条」を「規定により第十六条」に、「よつて」を「より」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「次項、第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十四条第四項」を「第三十一条第四項」に改め、「。）は」の下に「、農林水産省令で定めるところにより」を加え、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

第八条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「開始した」を「開始する」に、「あつては」を「あっては」に、「増設した」を「増設し、又は廃止した」に改め、「その増設」の下に「又は廃止」を加え、「第一項の事項中」を「同項各号に掲げる事項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十七条とする。

第七条中「あつてはその」を「あっては、その」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、「真実な」を削り、同条ただし書中「第十五条の二第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「含有量」を「含有濃度（第三条第二項第十一号に掲げる事項を除く。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第六号中「第十二条の二第一項の」を削り、「あつては」を「あっては」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「貯蔵上」を「農薬の貯蔵上」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「製造場」を「農薬の製造場」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同条を第十六条とする。

第六条の七中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第六条の三第一項」を「第九条第一項から第三項まで」に、「第六条の四第一項」を「第十条第一項」に、「第六条の五」を「第十一条」に、「第十四条第一項」を「第三十一条第一項」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

（情報の公表等）

第十四条　農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとする。

2　製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬について、登録の変更、取消し又は失効があったときは、販売者及び農薬使用者に対し、その旨を周知するように努めるものとする。

（科学的知見の収集等）

第十五条　農林水産大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努めるものとする。

第三章　販売の規制

第六条の六中「、第二条第一項」を「、第三条第一項」に、「第三号に」を「第二号に」に、「第二条第二項第三号又は同条第三項第四号の」を「第三条第二項第三号若しくは第十一号又は第九項第三号に掲げる」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「失つた」を「失った」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第六条の三第一項又は第六条の四第一項」を「第九条第二項若しくは第三項又は第十条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第六条の三第一項又は第十四条第一項」を「第九条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「、第二条第一項」を「、第三条第一項」に、「なつた」を「なった」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第二条第三項第四号の」を「同条第九項第三号に掲げる」に改め、同条を第十条とする。

第六条の三の見出しを「（再評価等に基づく変更の登録及び登録の取消し）」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「あつては」を「あっては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に、

「あつては」を「あっては、」に、「第二条第二項第三号の事項」を「第三条第二項第三号又は第十一号に掲げる事項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「農林水産大臣は」の下に「、前項に規定する場合のほか」を加え、「第二条第二項第三号の事項を遵守して」を「第三条第二項第三号に掲げる事項を遵守して」に、「伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号」を「伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号」に、「至つた」を「至った」に改め、「やむをえない」を削り、「第二条第二項第三号の事項を変更する」を「第三条第二項第三号若しくは第十一号に掲げる事項を変更する」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

農林水産大臣は、前条第三項の提出期限までに同項の資料の提出又は同条第七項の手数料の納付がなかったときは、当該農薬につき、その登録を取り消すことができる。

2　農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該農薬の安全性その他の品質の確保に必要な限度において、当該農薬につき、その登録に係る第三条第二項第三号若しくは第十一号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

第六条の三を第九条とする。

第六条の二の見出し中「適用病害虫の範囲等の」を削り、同条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「の事項を変更する必要がある」を「又は第十一号に掲げる事項を変更しようとする」に、「、変更後の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本」を「及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他次項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料」に、「申請することができる」を「申請しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならない。

第六条の二第四項を削り、同条第三項中「前項の検査の結果第三条第一項各号の一に該当する場合は、前項の規定による」を「第二項の審査の結果、第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第一項の」に、「保留して、申請者に対し、申請書の記載事項を訂正すべきことを指示することができる」を「拒否しなければならない」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項の規定による申請を受けたときは、センターに農薬の見本について検査をさせ、その検査の結果次項の規定による指示をする場合を除き、遅滞なく」を「次項の規定により変更の登録を拒否する場合を除き」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、同項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

3　農林水産大臣は、センターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。

4　農林水産大臣は、第一項の規定による申請に係る農薬が、病害虫の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての第二項の審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

5　第二項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

6　第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第六条の二を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（再評価）

第八条　第三条第一項の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならない。

2　前項の規定による再評価（以下この条において単に「再評価」という。）は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。

3　第一項の公示においては、再評価を受けるべき者が提出すべき農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他の資料及びその提出期限を併せて公示するものとする。この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならない。

4　農林水産大臣は、再評価においては、最新の科学的知見に基づき、前項の資料に基づく第一項の指定に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。

5　農林水産大臣は、センターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。

6　第四項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

7　再評価を受けようとする者は、農林水産大臣に、第三項の提出期限までに、同項の資料を提出するとともに実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第二条　農薬取締法の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「水産動植物」を「生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）」に改

め、同条第二項第三号中「及び使用方法」を「、使用方法及び使用期限」に改め、同項第四号中「その旨」の下に「、使用に際して講ずべき被害防止方法」を加え、同項第五号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同項第七号中「注意事項」の下に「（第四号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第九項第二号中「第二号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加える。

第四条第一項第五号中「危険防止方法」を「前条第二項第四号の被害防止方法」に、「危険を及ぼす」を「被害を生ずる」に改め、同項第八号及び第十一号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同条第二項中「前項第六号」を「第一項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

第六条第二項中「第四号」の下に「（被害防止方法に係る部分を除く。）、第五号」を加える。

第七条第一項中「同条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加える。

第九条第二項中「第三条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項中「が、その登録に係る第三条第二項第三号」の下に「及び第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を、「つき、その登録に係る第三条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加え、同条第四項中「第三条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加える。

第十二条中「第三条第二項第三号」の下に「、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）」を加える。

第十六条第六号中「その旨」の下に「、使用に際して講ずべき被害防止方法」を加え、同条第七号中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改め、同条第九号中「注意事項」の下に「（第六号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条第一項第二号中「水産動植物」を「公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改め、「その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、」を削り、同条第二項中「水産動植物」を「公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物」に改め、「その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、」を削る。

第二十八条及び第三十一条第三項中「水産動植物」を「生活環境動植物」に改める。

第三十九条第一項中「第七条第七項」を「第四条第二項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第七条第七項」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第四十条第二項及び第三項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十一条及び第十四条の規定　公布の日

二　第二条並びに附則第七条から第十条まで、第十二条（附則第九条第三項に係る部分に限る。）及び第二十条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の農薬取締法（以下「旧法」という。）第二条第一項若しくは第十五条の二第一項の登録又は旧法第六条の二第一項（旧法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の変更の登録の申請であって、この法律の施行の際、登録又は変更の登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現に旧法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けたものを含む。）は、施行日（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬にあっては、当該登録の日）に第一条の規定による改正後の農薬取締法（以下「新法」という。）第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第二条第三項（旧法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されている登録票（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬について交付されるものを含む。）は、新法第三条第九項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録票とみなす。

第四条　この法律の施行の際現に旧法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬と同一の有効成分を含む農薬について施行日以後初めて行う新法第八条第一項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による再評価（次項及び次条第一項において単に「再評価」という。）は、新法第八条第二項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、施行日から農林水産省令で定める期間を経過する日までの間に行うものとする。

2　前項の規定により再評価が行われた農薬についての新法第八条第二項の規定の適用については、同項中「初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録」とあるのは、「農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第　　号）の施行の日以後初めて当該有効成分を含む農薬に係る同項の公示」とする。

第五条　附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬について施行日以後初めて再評価を行う場合における新法第八条第三項及び第十一条（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第八条第三項中「書類」とあるのは「書類、第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分に限る。）及び第十一号から第十三号までに掲げる事項を記載した書面」と、新法第十一条第一号中「第三条第二項第二号」とあるのは「第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分を除く。）」とする。

2　農林水産大臣は、前項に規定する場合には、新法第九条第一項又は第二項（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について新法第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分に限る。）（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更の登録及び新法第三条第二項第十一号から第十三号まで（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を追加する変更の登録をし、かつ、新法第三条第九項各号（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3　前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、附則第三条第二項の規定により新法第三条第九項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されたものとみなされる登録票（当該者が新法第七条第七項、第九条第四項又は第十条第二項（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録票の交付を受けている場合にあっては、当該登録票）を農林水産大臣に返納しなければならない。

第六条　附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬についての前条第二項の規定により変更の登録がされるまでの間における新法第十六条及び第二十一条第一項（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十六条第二号及び第二十一条第一項中「含有量」とあるのは、「含有濃度」とする。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第七条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前にされた第二条の規定による改正前の農薬取締法（以下「第二号旧法」という。）第三条第一項若しくは第三十四条第一項の登録又は第二号旧法第七条第一項（第二号旧法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による再評価を行う場合における第二号新法第八条第三項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二号新法第八条第三項中「書類」とあるのは「書類、第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分に限る。）及び第十一号から第十三号までに掲げる事項を記載した書面」と、新法第十一条第一号中「第三条第二項第二号」とあるのは「第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分を除く。）」とする。

2　農林水産大臣は、前項に規定する場合には、新法第九条第一項又は第二項（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について新法第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分に限る。）及び第十一号から第十三号までに掲げる事項を記載した書面」とする。

3　前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、

第八条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けたものを含む。）は、第二号施行日（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬にあっては、当該登録の日）に第二条の規定による改正後の農薬取締法（以下「第二号新法」という。）第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなす。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三条第九項（第二号旧法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されている登録票（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬について交付されるものを含む。）は、第二号新法第三条第九項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録票とみなす。

第九条　前条第一項の規定により第二号新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬について第二号施行日以後初めて第二号新法第八条第一項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による再評価を行う場合における第二号新法第八条第三項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二号新法第八条第三項中「書類」とあるのは「書類、第三条第二項第三号（使用期限に係る部分に限る。）、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）及び第五号に掲げる事項を記載した書面」とする。

2　農林水産大臣は、前項に規定する場合には、第二号新法第九条第一項又は第二項（これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について第二号新法第三条第二項第三号（使用期限に係る部分に限る。）及び第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）（これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を追加する変更の登録並びに第二号新法第三条第二項第五号（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更の登録をし、かつ、第二号新法第三条第九項各号（これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3　前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、前条第二項の規定により第二号新法第三条第九項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されたものとみなされる登録票（当該者が第二号新法第七条第七項、第九条第四項又は第十条第二項（これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録票の交付を受けている場合にあっては、当該登録票）を農林水産大臣に返納しなければならない。

第十条　附則第八条第一項の規定により第二号新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬についての前条第二項の規定により変更の登録がされるまでの間における第二号新法第十六条（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二号新法第十六条第六号中「、使用に際して講ずべき被害防止方法及び」とあるのは「及び」と、同条第七号中「生活環境動植物」とあるのは「水産動植物」とする。

第十一条　農林水産大臣は、第二号新法第四条第二項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の基準を定めようとするときは、第二号施行日前においても、農業資材審議会の意見を聴くことができる。

（罰則）

第十二条　附則第五条第三項又は第九条第三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の項中「第十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

（食品衛生法及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

一　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第三項及び別表理化学的検査の項

二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十五条第二号

（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正）

第十八条　独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「第十三条の二第一項」を「第三十条第一項」に、「第十五条の三第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

（食品安全基本法の一部改正）

第十九条　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第三条第二項（同法第十五条の二第六項」を「第四条第二項（同法第三十四条第六項」に、「第三条第一項第六号又は第七号」を「第四条第一項第八号又は第九号」に改める。

第二十条　食品安全基本法の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

審査報告書

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成三十年六月七日

総務委員長　竹谷とし子

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十四条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成二十五年度決算書類である。

この決算書類によれば、同年度の貸借対照表の一般勘定については、平成二十六年三月三十一日現在、資産合計は九千三百四十二億円、負債合計は三千七十三億円、純資産合計は六千二百六十九億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千五百五十二億円、経常事業支出は六千四百九十六億円となっており、経常事業収支差金は五十六億円となっている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右

国会に提出する。

平成二十六年十一月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

26検第688号
平成26年11月7日

内閣総理大臣
安倍　晋三殿

会計検査院長
河戸　光彦㊞

日本放送協会平成25年度財務諸表等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について

日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。

なお、本院は、検査の結果、不当事項として「職員の不正行為による損害が生じたもの」を平成25年度決算報告に掲記した。

1　平成25年度財産目録

財　産　目　録
平成26年3月31日現在

（協　会　全　体）

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				259,561,575
現金及び預金				96,608,240
	現金		323,543	
	預金	定期預金ほか	96,284,696	
受信料未収金				6,567,956
	受信料未収金		15,963,956	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見込額	△ 9,396,000	
有価証券				136,596,592
		国債	1,999,368	
		政府保証債	7,997,751	
		非政府保証債	6,199,969	
		地方債	2,999,793	
		事業債	13,299,709	
		譲渡性預金	104,100,000	
番組勘定		未放送の番組に係る経費ほか		9,450,297
前払費用		賃借料ほか		1,027,087
未収金		国際放送関係交付金ほか		8,360,377
その他の流動資産				951,023
	仮払金	仮払消費税ほか	931,428	
	その他の流動資産	立替金ほか	19,594	
固定資産				589,465,463
有形固定資産				415,690,131
建物				163,634,973
	建物	放送会館、放送所ほか	328,779,231	
	減価償却累計額		△ 165,144,258	
構築物				70,425,296
	構築物	空中線設備ほか	152,033,409	
	減価償却累計額		△ 81,608,112	
機械及び装置				124,482,027
	機械及び装置	放送設備ほか	701,855,814	
	減価償却累計額		△ 577,373,787	
車両及び運搬具				1,794,595
	車両及び運搬具	中継車ほか	9,176,536	
	減価償却累計額		△ 7,381,941	
器具				2,038,665
	器具	事務用器具ほか	6,294,120	
	減価償却累計額		△ 4,255,455	
土地		放送会館敷地、放送所敷地ほか		46,688,924

官報（号外）

建設仮勘定		放送設備ほか		6,625,649
無形固定資産				16,042,696
無形固定資産				16,042,696
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	1,097,615	
	ソフトウェア		13,786,824	
	ソフトウェア仮勘定		1,117,480	
	その他の無形固定資産	地上権	40,777	
出資その他の資産				157,732,634
長期保有有価証券				143,468,644
		国債	6,989,955	
		政府保証債	25,558,071	
		非政府保証債	39,682,337	
		地方債	21,367,052	
		事業債	45,871,227	
		円貨建外債	4,000,000	
出資				10,575,932
	関係会社出資	㈱ＮＨＫエンタープライズほか	10,322,032	
	その他の出資	福岡タワー㈱ほか	253,900	
長期前払費用		放送所敷地賃借料ほか		77,180
その他の出資その他の資産				3,610,876
	差入保証金	賃借保証金ほか	3,037,408	
	その他の資産	建設協力金ほか	573,468	
特定資産				77,926,720
建設積立資産		建設資金積立金		77,926,720
		国債	2,200,000	
		政府保証債	7,000,000	
		非政府保証債	30,500,000	
		地方債	7,826,720	
		事業債	30,400,000	
資産合計				926,953,758

（負債の部）				
流動負債				214,475,826
未払金		番組制作経費、設備整備経費ほか		56,717,005
未払費用				24,924,902
	契約収納事務費		4,478,506	
	その他の未払費用	電力料、回線料ほか	20,446,396	
未払消費税等				1,530,737
固定資産撤去費用引当金				3,583,519
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		125,453,995
短期リース債務				485,416
その他の流動負債				1,780,249
	前受収益	施設利用料ほか	18,525	
	預り金	源泉徴収所得税ほか	1,761,701	
	その他の流動負債	前受金	23	
固定負債				93,289,270
固定資産撤去費用引当金				2,035,643
退職給付引当金				68,124,220
役員退任引当金				126,520
国際催事放送権料引当金				20,756,490
長期リース債務				842,986
その他の固定負債		ＰＣＢ廃棄物処理経費ほか		1,403,409
負債合計				307,765,096

2　平成25年度貸借対照表

貸借対照表

平成26年3月31日現在

（協会全体）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		96,608,240	
受信料未収金	15,963,956		
未収受信料欠損引当金	△ 9,396,000	6,567,956	
有価証券		136,596,592	
番組勘定		9,450,297	
前払費用		1,027,087	
未収金		8,360,377	
その他の流動資産		951,023	
流動資産合計		259,561,575	28.0
固定資産			
有形固定資産			
建物	328,779,231		
減価償却累計額	△ 165,144,258	163,634,973	
構築物	152,033,409		
減価償却累計額	△ 81,608,112	70,425,296	
機械及び装置	701,855,814		
減価償却累計額	△ 577,373,787	124,482,027	
車両及び運搬具	9,176,536		
減価償却累計額	△ 7,381,941	1,794,595	
器具	6,294,120		
減価償却累計額	△ 4,255,455	2,038,665	
土地		46,688,924	
建設仮勘定		6,625,649	
有形固定資産合計		415,690,131	44.9
無形固定資産			
無形固定資産		16,042,696	
無形固定資産合計		16,042,696	1.7
出資その他の資産			
長期保有有価証券		143,468,644	
出資		10,575,932	
関係会社出資	10,322,032		
その他の出資	253,900		
長期前払費用		77,180	
その他の出資その他の資産		3,610,876	
出資その他の資産合計		157,732,634	17.0
固定資産合計		589,465,463	63.6
特定資産			
建設積立資産		77,926,720	
特定資産合計		77,926,720	8.4
資産合計		926,953,758	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		56,717,005	
未払費用		24,924,902	
未払消費税等		1,530,737	
固定資産撤去費用引当金		3,583,519	
受信料前受金		125,453,995	
短期リース債務		485,416	
その他の流動負債		1,780,249	
流動負債合計		214,475,826	23.1
固定負債			
固定資産撤去費用引当金		2,035,643	
退職給付引当金		68,124,220	
役員退任引当金		126,520	
国際催事放送権料引当金		20,756,490	
長期リース債務		842,986	
その他の固定負債		1,403,409	
固定負債合計		93,289,270	10.1
負債合計		307,765,096	33.2

官報（号外）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		442,059,494	
剰余金		176,965,792	
建設積立金		77,926,720	
繰越剰余金		99,039,072	
純資産合計		619,188,662	66.8
負債純資産合計		926,953,758	100.0

（一般勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		96,608,240	
受信料未収金	15,963,956		
未収受信料欠損引当金	△ 9,396,000	6,567,956	
有価証券		136,596,592	
番組勘定		9,450,297	
前払費用		1,010,318	
番組アーカイブ勘定短期貸付金		7,666,067	
受託業務等勘定短期貸付金		15,719	
未収金		8,077,671	
その他の流動資産		951,023	
流動資産合計		266,943,886	28.6
固定資産			
有形固定資産			
建物	328,779,231		
減価償却累計額	△ 165,144,258	163,634,973	
構築物	152,033,409		
減価償却累計額	△ 81,608,112	70,425,296	
機械及び装置	701,855,814		
減価償却累計額	△ 577,373,787	124,482,027	
車両及び運搬具	9,176,536		
減価償却累計額	△ 7,381,941	1,794,595	
器具	6,210,618		
減価償却累計額	△ 4,238,754	1,971,863	
土地		46,688,924	
建設仮勘定		6,625,649	
有形固定資産合計		415,623,330	44.5
無形固定資産			
無形固定資産		16,042,696	
無形固定資産合計		16,042,696	1.7
出資その他の資産			
長期保有有価証券		143,468,644	
出資		10,575,932	
関係会社出資	10,322,032		
その他の出資	253,900		
長期前払費用		77,180	
その他の出資その他の資産		3,610,876	
出資その他の資産合計		157,732,634	16.9
固定資産合計		589,398,661	63.1
特定資産			
建設積立資産		77,926,720	
特定資産合計		77,926,720	8.3
資産合計		934,269,268	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		56,365,897	
未払費用		24,924,902	
未払消費税等		1,510,774	
固定資産撤去費用引当金		3,583,519	
受信料前受金		125,453,995	
短期リース債務		467,881	
その他の流動負債		1,762,202	
流動負債合計		214,069,173	22.9
固定負債			
固定資産撤去費用引当金		2,035,643	
退職給付引当金		68,124,220	
役員退任引当金		126,520	
国際催事放送権料引当金		20,756,490	

長期リース債務	790,380	
その他の固定負債	1,403,409	
固定負債合計	93,236,663	10.0
負債合計	307,305,836	32.9
（純資産の部）		
資本		
承継資本	163,375	
固定資産充当資本	442,059,494	
剰余金	184,740,561	
建設積立金	77,926,720	
繰越剰余金	106,813,841	
純資産合計	626,963,431	67.1
負債純資産合計	934,269,268	100.0

（番組アーカイブ業務勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
前払費用		16,769	
未収金		241,540	
流動資産合計		258,309	79.5
固定資産			
有形固定資産			
器具	83,502		
減価償却累計額	△ 16,700	66,801	
有形固定資産合計		66,801	
固定資産合計		66,801	20.5
資産合計		325,110	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		7,666,067	
未払金		351,091	
未払消費税等		12,579	
短期リース債務		17,535	
流動負債合計		8,047,274	2,475.2
固定負債			
長期リース債務		52,606	
固定負債合計		52,606	16.2
負債合計		8,099,880	2,491.4
（純資産の部）			
資本			
欠損金		△ 7,774,769	
繰越欠損金		△ 7,774,769	
純資産合計		△ 7,774,769	△ 2,391.4
負債純資産合計		325,110	100.0

（受託業務等勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
未収金		41,166	
流動資産合計		41,166	100.0
資産合計		41,166	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		15,719	
未払金		15	
未払消費税等		7,383	
その他の流動負債		18,047	
流動負債合計		41,166	100.0
負債合計		41,166	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	—
負債純資産合計		41,166	100.0

官報（号外）

3　平成25年度損益計算書

損　益　計　算　書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

（協　会　全　体）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	657,018,128
	受信料	643,846,689
	交付金収入	3,590,634
	視聴料収入	1,843,360
	副次収入	6,380,244
	受託業務等収入	1,357,198
	経常事業支出	651,282,772
	国内放送費	286,862,563
	国際放送費	16,246,766
	既放送番組配信費	1,422,711
	受託業務等費	44,705
	契約収納費	57,481,295
	受信対策費	4,673,231
	広報費	5,010,378
	調査研究費	8,583,069
	給与	118,574,930
	退職手当・厚生費	63,255,379
	共通管理費	12,232,257
	減価償却費	67,589,495
	未収受信料欠損償却費	9,305,986
	経常事業収支差金	5,735,356
経常事業外収支	経常事業外収入	9,566,187
	財務収入	5,063,671
	雑収入	4,502,516
	経常事業外支出	88,409
	財務費	88,409
	経常事業外収支差金	9,477,777
経常収支差金		15,213,133
特別収支	特別収入	6,013,715
	固定資産売却益	2,356,894
	固定資産受贈益	20,248
	その他の特別収入	3,636,573
	特別支出	2,813,325
	固定資産売却損	43,046
	固定資産除却損	2,582,624
	その他の特別支出	187,654
当期事業収支差金		18,413,524

当期事業収支差金		18,413,524
事業収支剰余金	18,413,524	

（一　般　勘　定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	655,231,766
	受信料	643,846,689
	交付金収入	3,590,634
	副次収入	7,794,442
	経常事業支出	649,624,994
	国内放送費	286,862,563
	国際放送費	16,246,766
	契約収納費	57,481,295
	受信対策費	4,673,231
	広報費	4,998,385
	調査研究費	8,583,069
	給与	118,483,188
	退職手当・厚生費	63,210,993
	共通管理費	12,212,044
	減価償却費	67,567,469
	未収受信料欠損償却費	9,305,986
	経常事業収支差金	5,606,771

経常事業外収支	経常事業外収入		9,561,406
	財務収入	5,063,671	
	雑収入	4,497,735	
	経常事業外支出		88,409
	財務費	88,409	
	経常事業外収支差金		9,472,997
経常収支差金			15,079,768
特別収支	特別収入		6,013,715
	固定資産売却益	2,356,894	
	固定資産受贈益	20,248	
	その他の特別収入	3,636,573	
	特別支出		2,813,325
	固定資産売却損	43,046	
	固定資産除却損	2,582,624	
	その他の特別支出	187,654	
当期事業収支差金			18,280,158

当期事業収支差金		18,280,158
事業収支剰余金	18,280,158	

（番組アーカイブ業務勘定）

科目		金	額
			千円
経常事業収支	経常事業収入		1,843,360
	視聴料収入	1,843,360	
	経常事業支出		1,714,775
	既放送番組配信費	1,522,143	
	広報費	11,993	
	給与	91,742	
	退職手当・厚生費	44,385	
	共通管理費	22,484	
	減価償却費	22,025	
	経常事業収支差金		128,584
経常外事業収支	経常事業外収入		4,780
	雑収入	4,780	
	経常事業外収支差金		4,780
経常収支差金			133,365
当期事業収支差金			133,365

当期事業収支差金		133,365
一般勘定への繰入れ	—	
繰越欠損金	133,365	

（受託業務等勘定）

科目		金	額
			千円
経常事業収支	経常事業収入		1,357,198
	受託業務等収入	1,357,198	
	経常事業支出		1,137,333
	受託業務等費	1,137,333	
	経常事業収支差金		219,865
当期事業収支差金			219,865

当期事業収支差金		219,865
一般勘定への繰入れ	219,865	
事業収支剰余金	—	

4　平成25年度資本等変動計算書

資本等変動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

（協会全体）

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	444,816,816	58,363,240	97,431,706	600,775,137
当期変動額					
資本支出充当	—	△ 2,757,321	—	2,757,321	—
当期事業収支差金	—	—	—	18,413,524	18,413,524

建設積立金繰入れ	—	—	19,563,480	△19,563,480	—
当期変動額合計	—	△ 2,757,321	19,563,480	1,607,365	18,413,524
当期末残高	163,375	442,059,494	77,926,720	99,039,072	619,188,662

（一　般　勘　定）

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	444,816,816	58,363,240	105,339,841	608,683,273
当期変動額					
資本支出充当	—	△ 2,757,321	—	2,757,321	—
当期事業収支差金	—	—	—	18,280,158	18,280,158
建設積立金繰入れ	—	—	19,563,480	△19,563,480	—
当期変動額合計	—	△ 2,757,321	19,563,480	1,474,000	18,280,158
当期末残高	163,375	442,059,494	77,926,720	106,813,841	626,963,431

（番組アーカイブ業務勘定）

（単位　千円）

科目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越欠損金
前期末残高	△ 7,908,135
当期変動額	
当期事業収支差金	133,365
当期変動額合計	133,365
当期末残高	△ 7,774,769

（受託業務等勘定）

（単位　千円）

科目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越剰余金
前期末残高	—
当期変動額	
当期事業収支差金	219,865
一般勘定への繰入れ	△ 219,865
当期変動額合計	—
当期末残高	—

5　平成25年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

（協　会　全　体）

（単位　千円）

区分	金額
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期事業収支差金	18,413,524
減価償却費	67,630,219
退職給付引当金の増減額	4,804,928
役員退任引当金の増減額	4,650
未収受信料欠損引当金の増減額	214,000
国際催事放送権料引当金の増減額	△ 3,342,918
送信所移転対策費用引当金の増減額	△ 2,534,000
固定資産撤去費用引当金の増減額	△ 3,147,742
受取利息及び受取配当金	△ 5,063,671
固定資産売却益	△ 2,356,894

固定資産受贈益	△	20,248
受取補償金	△	3,570,010
固定資産除却損		2,582,624
固定資産売却損		43,046
受信料未収金の増減額	△	315,772
番組勘定の増減額	△	1,445,298
前払費用の増減額	△	31,136
未収金の増減額	△	343,484
未払金の増減額	△	6,115,801
未払消費税等の増減額	△	2,033,355
受信料前受金の増減額	△	2,588,989
その他	△	777,697
事業活動によるキャッシュ・フロー		60,005,973
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	54,300,000
定期預金の払戻による収入		71,300,000
有価証券の取得による支出	△	241,200,000
有価証券の売却・償還による収入		274,096,571
固定資産の取得による支出	△	68,207,700
固定資産の売却による収入		2,487,523
長期保有有価証券の取得による支出	△	29,996,305
差入保証金の増減額	△	119,395
利息及び配当金の受取額		5,088,785
補償金の受取額		3,690,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	37,159,991
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務返済による支出	△	539,140
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	539,140
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額		22,306,841
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		126,401,398
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高		148,708,240

6　平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書

1　決　算　概　説

日本放送協会（以下「協会」という。）は、平成25年度の事業運営にあたり、「平成24～26年度　NHK経営計画」を踏まえ、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図りました。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、災害への対応機能の強化、放送・通信融合時代の新たなサービスの開発、海外への情報発信の強化、調査研究の推進等各部門の事業活動を積極的に進めました。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。

協会全体の平成25年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額9,269億5,375万８千円に対し、負債総額は3,077億6,509万６千円であり、純資産総額は6,191億8,866万２千円であります。

次に、平成25年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,570億1,812万８千円に対し、経常事業支出は6,512億8,277万２千円で、差し引き経常事業収支差金は57億3,535万６千円であり、これに経常事業外収支差金94億7,777万７千円を加えた経常収支差金は152億1,313万３千円であります。これに特別収入60億1,371万５千円を加え、特別支出28億1,332万５千円を差し引いた当期事業収支差金は184億1,352万４千円であります。

次に、平成25年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは600億597万３千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△371億5,999万１千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△５億3,914万円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は1,264億139万８千円でありましたが、223億684万１千円増加し、年度末では1,487億824万円となっております。

「一般勘定」、「番組アーカイブ業務勘定」及び「受託業務等勘定」の各勘定における平成25年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに平成25年度中の損益の状況は次のとおりであります。

「一般勘定」の平成25年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額9,342億6,926万８千円に対し、負債総額は3,073億583万６千円であり、純資産総額は6,269億6,343万１千円であります。

次に、平成25年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,552億3,176万６千円に対し、経常事業支出は6,496億2,499万４千円で、差し引き経常事業収支差金は56億677万１千円であり、これに経常事業外収支差金94億7,299万７千円を加えた経常収支差金は150億7,976万８千円であります。これに特別収入60億1,371万５千円を加え、特別支出28億1,332万５千円を差し引いた当期事業収支差金は182億8,015万８千円であります。この当期事業収支差金は事業収支剰余金であり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

「番組アーカイブ業務勘定」の平成25年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額３億2,511万円に対し、負債総額は80億9,988万円であり、純資産総額は△77億7,476万９千円であります。

次に、平成25年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入18億4,336万円に対し、経常事業支出は17億1,477万５千円で、差し引き経常事業収支差金は１億2,858万４千円であります。これに経常事業外収支差金478万円を加えた経常収支差金は1億3,336万５千円であり、当期事業収支差金も同額の１億3,336万５千円であります。この当期事業収支差金によって、欠損金が同額減少します。

「受託業務等勘定」の平成25年度末の資産、負債の状況を貸借対照表でみると資産総額4,116万６千円に対し、負債総額は4,116万６千円であります。

次に、平成25年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入13億5,719万８千円に対し、経常事業支出は11億3,733万３千円で、差し引き経常事業収支差金は２億1,986万５千円であります。経常事業収支差金と同額となる当期事業収支差金２億1,986万５千円については、「一般勘定」へ繰り入れております。

2　財務諸表の作成に関する重要な会計方針

協会の会計については、放送法及び放送法施行規則の定めるところにより、これに定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っております。

また、財務諸表の様式は、放送法施行規則に定める書式に従っております。なお、放送法及び放送法施行規則の定めによるものについては、財務諸表にその旨を明示しております。

2.1　有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）によっております。

(2)　子会社及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法によっております。

(3)　その他有価証券（時価のないもの）……移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2　番組勘定

個別法に基づく原価法によっております。なお、放送を実施する可能性が低下したものについては、帳簿価額を切り下げております。

2.3　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

「建物」「構築物」……定額法によっております。

「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建　　物	５～50年
構 築 物	10～60年
機械及び装置	５～15年
車両及び運搬具	４～７年
器　　具	３～41年

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

施設利用権　15～20年

自社利用のソフトウェア　見込利用可能期間（５年）

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.4　引当金の計上基準

(1)　未収受信料欠損引当金……　当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。

(2)　送信所移転対策費用引当金…　送信所の移転に伴う対策費用の支払いに備えるため、合理的見積額を計上しております。

(3)　固定資産撤去費用引当金……　放送設備等の撤去費用の支払いに備えるため、合理的見積額を計上しております。

(4)　退職給付引当金……　職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異・過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（16年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理しております。

会計基準変更時差異は、一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(5)　役員退任引当金……　役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上しております。

(6)　国際催事放送権料引当金……　スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解　注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

2.5　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.6　固定資産の減損会計

固定資産の減損会計につきましては、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」によっております。

2.7　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日）

(1)　概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。

(2)　適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、翌年度の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

(3)　当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日　以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日　以下「退職給付適用指針」という。）を当年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付関係の注記の表示方法を変更しております。

当該会計基準等には、経過的な取り扱いが定められているため、退職給付関係の注記の組替えは行っておりません。

3　資産、負債、純資産、損益及びキャッシュ・フローの状況

3.1　財産目録及び貸借対照表

（協　会　全　体）

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成24年度末	平成25年度末	増減
資産	現金及び預金	115,301,398	96,608,240	△ 18,693,158
	受信料未収金	6,466,184	6,567,956	101,772
	有価証券	112,996,571	136,596,592	23,600,020
	番組勘定	8,004,999	9,450,297	1,445,298
	前払費用	995,950	1,027,087	31,136
	未収金	8,082,494	8,360,377	277,883
	その他の流動資産	188,726	951,023	762,297
	流動資産合計	(27.3) 252,036,325	(28.0) 259,561,575	7,525,249
	有形固定資産	418,081,500	415,690,131	△ 2,391,368
	建物	169,895,132	163,634,973	△ 6,260,159
	構築物	71,856,303	70,425,296	△ 1,431,006
	機械及び装置	118,708,936	124,482,027	5,773,090
	車両及び運搬具	1,758,023	1,794,595	36,571
	器具	1,925,919	2,038,665	112,745
	土地	45,805,533	46,688,924	883,391
	建設仮勘定	8,131,651	6,625,649	△ 1,506,002
	無形固定資産	14,632,581	16,042,696	1,410,115
	出資その他の資産	179,734,131	157,732,634	△ 22,001,496
	長期保有有価証券	165,491,925	143,468,644	△ 22,023,280
	出資	10,575,932	10,575,932	—
	長期前払費用	63,114	77,180	14,065
	その他の出資その他の資産	3,603,158	3,610,876	7,717
	固定資産合計	(66.4) 612,448,212	(63.6) 589,465,463	△ 22,982,749
	建設積立資産	58,363,240	77,926,720	19,563,480
	特定資産合計	(6.3) 58,363,240	(8.4) 77,926,720	19,563,480

官報（号外）

	資産合計	(100.0) 922,847,777	(100.0) 926,953,758		4,105,980
負債の部	未払金	60,087,926	56,717,005	△	3,370,921
	未払費用	26,852,126	24,924,902	△	1,927,223
	未払消費税等	3,564,092	1,530,737	△	2,033,355
	送信所移転対策費用引当金	2,534,000	—	△	2,534,000
	固定資産撤去費用引当金	4,769,094	3,583,519	△	1,185,574
	受信料前受金	128,042,985	125,453,995	△	2,588,989
	短期リース債務	444,355	485,416		41,061
	その他の流動負債	1,689,151	1,780,249		91,098
	流動負債合計	(24.7) 227,983,731	(23.1) 214,475,826	△	13,507,904
	固定資産撤去費用引当金	3,997,811	2,035,643	△	1,962,168
	退職給付引当金	63,319,292	68,124,220		4,804,928
	役員退任引当金	121,870	126,520		4,650
	国際催事放送権料引当金	24,099,408	20,756,490	△	3,342,918
	長期リース債務	781,817	842,986		61,169
	その他の固定負債	1,768,708	1,403,409	△	365,299
	固定負債合計	(10.2) 94,088,908	(10.1) 93,289,270	△	799,638
	負債合計	(34.9) 322,072,639	(33.2) 307,765,096	△	14,307,543
純資産の部	資本	600,775,137	619,188,662		18,413,524
	承継資本	163,375	163,375		—
	固定資産充当資本	444,816,816	442,059,494	△	2,757,321
	剰余金	155,794,946	176,965,792		21,170,845
	建設積立金	58,363,240	77,926,720		19,563,480
	繰越剰余金	97,431,706	99,039,072		1,607,365
	純資産合計	(65.1) 600,775,137	(66.8) 619,188,662		18,413,524
	負債純資産合計	(100.0) 922,847,777	(100.0) 926,953,758		4,105,980

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

（一　般　勘　定）

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成24年度末	平成25年度末	増減	
資産の部	現金及び預金	115,301,398	96,608,240	△	18,693,158
	受信料未収金	6,466,184	6,567,956		101,772
	有価証券	112,996,571	136,596,592		23,600,020
	番組勘定	8,004,999	9,450,297		1,445,298
	前払費用	979,053	1,010,318		31,264
	番組アーカイブ勘定短期貸付金	7,470,523	7,666,067		195,543
	受託業務等勘定短期貸付金	25,646	15,719	△	9,927
	未収金	7,847,270	8,077,671		230,400
	その他の流動資産	188,726	951,023		762,297
	流動資産合計	(27.9) 259,280,375	(28.6) 266,943,886		7,663,511
	有形固定資産	418,076,175	415,623,330	△	2,452,844
	建物	169,895,132	163,634,973	△	6,260,159
	構築物	71,856,303	70,425,296	△	1,431,006
	機械及び装置	118,708,936	124,482,027		5,773,090
	車両及び運搬具	1,758,023	1,794,595		36,571
	器具	1,920,593	1,971,863		51,269
	土地	45,805,533	46,688,924		883,391
	建設仮勘定	8,131,651	6,625,649	△	1,506,002
	無形固定資産	14,632,581	16,042,696		1,410,115
	出資その他の資産	179,734,131	157,732,634	△	22,001,496
	長期保有有価証券	165,491,925	143,468,644	△	22,023,280
	出資	10,575,932	10,575,932		—
	長期前払費用	63,114	77,180		14,065
	その他の出資その他の資産	3,603,158	3,610,876		7,717
	固定資産合計	(65.8) 612,442,887	(63.1) 589,398,661	△	23,044,225
	建設積立資産	58,363,240	77,926,720		19,563,480
	特定資産合計	(6.3) 58,363,240	(8.3) 77,926,720		19,563,480

	資産合計	(100.0) 930,086,502	(100.0) 934,269,268		4,182,765
負債・純資産	未払金	59,406,573	56,365,897	△	3,040,675
	未払費用	26,852,126	24,924,902	△	1,927,223
	未払消費税等	3,599,178	1,510,774	△	2,088,404
	送信所移転対策費用引当金	2,534,000	—	△	2,534,000
	固定資産撤去費用引当金	4,769,094	3,583,519	△	1,185,574
	受信料前受金	128,042,985	125,453,995	△	2,588,989
	短期リース債務	438,763	467,881		29,117
	その他の流動負債	1,671,599	1,762,202		90,602
	流動負債合計	(24.5) 227,314,321	(22.9) 214,069,173	△	13,245,148
	固定資産撤去費用引当金	3,997,811	2,035,643	△	1,962,168
	退職給付引当金	63,319,292	68,124,220		4,804,928
	役員退任引当金	121,870	126,520		4,650
	国際催事放送権料引当金	24,099,408	20,756,490	△	3,342,918
	長期リース債務	781,817	790,380		8,563
	その他の固定負債	1,768,708	1,403,409	△	365,299
	固定負債合計	(10.1) 94,088,908	(10.0) 93,236,663	△	852,244
	負債合計	(34.6) 321,403,229	(32.9) 307,305,836	△	14,097,392
	資本	608,683,273	626,963,431		18,280,158
	承継資本	163,375	163,375		—
	固定資産充当資本	444,816,816	442,059,494	△	2,757,321
	剰余金	163,703,081	184,740,561		21,037,480
	建設積立金	58,363,240	77,926,720		19,563,480
	繰越剰余金	105,339,841	106,813,841		1,474,000
	純資産合計	(65.4) 608,683,273	(67.1) 626,963,431		18,280,158
	負債純資産合計	(100.0) 930,086,502	(100.0) 934,269,268		4,182,765

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資　産　の　部

平成25年度末の資産総額は、平成24年度末の9,300億8,650万２千円に比べ41億8,276万５千円増加し、9,342億6,926万８千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度末		平成25年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	259,280,375	27.9	266,943,886	28.6	7,663,511
固定資産	612,442,887	65.8	589,398,661	63.1	△ 23,044,225
特定資産	58,363,240	6.3	77,926,720	8.3	19,563,480
合計	930,086,502	100.0	934,269,268	100.0	4,182,765

流　動　資　産

平成25年度末の流動資産は、平成24年度末の2,592億8,037万５千円に比べ76億6,351万１千円増加し、2,669億4,388万６千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
現金及び預金	115,301,398	96,608,240	△ 18,693,158
受信料未収金	6,466,184	6,567,956	101,772
有価証券	112,996,571	136,596,592	23,600,020
番組勘定	8,004,999	9,450,297	1,445,298
前払費用	979,053	1,010,318	31,264
番組アーカイブ勘定短期貸付金	7,470,523	7,666,067	195,543
受託業務等勘定短期貸付金	25,646	15,719	△ 9,927
未収金	7,847,270	8,077,671	230,400
その他の流動資産	188,726	951,023	762,297
合計	259,280,375	266,943,886	7,663,511

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
現金	350,076	323,543	△ 26,532
普通預金	8,051,322	15,884,696	7,833,374
定期預金	106,900,000	80,400,000	△ 26,500,000
合計	115,301,398	96,608,240	△ 18,693,158

(2)　受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
受信料未収金	15,648,184	15,963,956	315,772
未収受信料欠損引当金	△　9,182,000	△　9,396,000	△　214,000
合　　計	6,466,184	6,567,956	101,772

＜未収受信料欠損引当金の増減内訳＞

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度		
		増加額	減少額	年度末
未収受信料欠損引当金	9,182,000	9,396,000	9,182,000	9,396,000

(3)　有価証券

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
有価証券	112,996,571	136,596,592	23,600,020

＜有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　　要
国債	2,000,000	1,974,650	1,999,368	
政府保証債	8,000,000	7,944,085	7,997,751	地方公共団体金融機構債券ほか
非政府保証債	6,200,000	6,199,840	6,199,969	㈱日本政策金融公庫社債ほか
地方債	3,000,000	2,997,155	2,999,793	東京都公募公債ほか
事業債	13,300,000	13,296,475	13,299,709	中国電力㈱社債ほか
譲渡性預金	104,100,000	104,100,000	104,100,000	
合　　計	136,600,000	136,512,205	136,596,592	

(4)　番組勘定

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
番組勘定	8,004,999	9,450,297	1,445,298

注　番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であります。

(5)　前払費用

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
前払費用	979,053	1,010,318	31,264

注　前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等であります。

(6)　番組アーカイブ勘定短期貸付金

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
番組アーカイブ勘定短期貸付金	7,470,523	7,666,067	195,543

注　番組アーカイブ勘定短期貸付金は、番組アーカイブ業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(7)　受託業務等勘定短期貸付金

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
受託業務等勘定短期貸付金	25,646	15,719	△　9,927

注　受託業務等勘定短期貸付金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(8)　未収金

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
有価証券等利息	599,040	533,439	△　65,601
その他の未収金	7,248,230	7,544,231	296,001
合　　計	7,847,270	8,077,671	230,400

注　その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(9) その他の流動資産

（単位　千円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末	増　減
仮　払　金	184,769	931,428	746,659
その他の流動資産	3,956	19,594	15,637
合　計	188,726	951,023	762,297

注1　仮払金の内容は、翌年度に仕入控除する仮払消費税等であります。
　2　その他の流動資産の内容は、立替金等であります。

固定資産

平成25年度末の固定資産は、平成24年度末の6,124億4,288万7千円に比べ230億4,422万5千円減少し、5,893億9,866万1千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末	増　減
有形固定資産	418,076,175	415,623,330	△ 2,452,844
無形固定資産	14,632,581	16,042,696	1,410,115
出資その他の資産	179,734,131	157,732,634	△ 22,001,496
長期保有有価証券	165,491,925	143,468,644	△ 22,023,280
出資	10,575,932	10,575,932	—
長期前払費用	63,114	77,180	14,065
その他の出資その他の資産	3,603,158	3,610,876	7,717
合　計	612,442,887	589,398,661	△ 23,044,225

(1) 有形・無形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区　分	平成24年度末取得価額 (1)	平成25年度 増加額 (2)	平成25年度 減少額 (3)	平成25年度末取得価額 (1)+(2)−(3) (4)
有形固定資産	1,228,054,578	73,233,221	49,917,615	1,251,370,185
建物	326,167,865	5,706,026	3,094,660	328,779,231
構築物	147,590,622	7,190,908	2,748,122	152,033,409
機械及び装置	685,038,717	51,335,092	34,517,995	701,855,814
車両及び運搬具	9,035,840	857,082	716,386	9,176,536
器具	6,284,347	670,031	743,760	6,210,618
土地	45,805,533	981,817	98,426	46,688,924
建設仮勘定	8,131,651	6,492,261	7,998,263	6,625,649
無形固定資産	23,146,400	8,017,330	2,283,703	28,880,027
施設利用権	227,992	1,018,442	17,477	1,228,958
ソフトウェア	20,188,478	6,304,575	242	26,492,811
ソフトウェア仮勘定	2,688,557	694,311	2,265,388	1,117,480
その他の無形固定資産	41,372	—	595	40,777
合　計	1,251,200,979	81,250,551	52,201,318	1,280,250,212

区　分	平成25年度末減価償却累計額 (5)	減価償却累計額	減損損失累計額	平成25年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	835,746,854	835,321,195	425,659	415,623,330
建物	165,144,258	164,732,225	412,032	163,634,973
構築物	81,608,112	81,595,022	13,089	70,425,296
機械及び装置	577,373,787	577,373,250	536	124,482,027
車両及び運搬具	7,381,941	7,381,941	—	1,794,595
器具	4,238,754	4,238,754	—	1,971,863
土地	—	—	—	46,688,924
建設仮勘定	—	—	—	6,625,649
無形固定資産	12,837,330	12,837,330	—	16,042,696
施設利用権	131,342	131,342	—	1,097,615
ソフトウェア	12,705,987	12,705,987	—	13,786,824
ソフトウェア仮勘定	—	—	—	1,117,480
その他の無形固定資産	—	—	—	40,777
合　計	848,584,185	848,158,525	425,659	431,666,027

注1　有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりであります。
＜増加額＞
　機械及び装置　映像・音声機器(15,559,724千円)
　　送信・伝送設備(13,476,234千円)
　　放送運行装置　(8,027,054千円)等
＜減少額＞
　機械及び装置　映像・音声機器(11,081,900千円)
　　送信・伝送設備　(8,316,318千円)
　　放送運行装置　(4,396,461千円)等

注２　減損損失の内訳は次表のとおりであります。

（単位　千円）

種類	用途	資産名称	平成25年度期首帳簿価額	減損損失額
建物	非現用資産（世帯寮）	野々市世帯寮（石川県）等８件	187,654	187,654

＊１　老朽化によって使用しなくなった非現用資産について、減損損失を計上しております。

＊２　当該資産の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しております。

3　賃貸等不動産の時価

協会は、投資を目的とした投資不動産を所有しておりません。また、賃貸収益を得ることを主目的とした賃貸不動産についても所有しておりません。なお、非現用不動産についての貸借対照表計上額、平成25年度増減額及び時価は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額			平成25年度末の時価
	平成24年度末残高	平成25年度増減額	平成25年度末残高	
非現用不動産	695,628	11,889	707,517	18,036,385

＊１　貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

＊２　非現用不動産の平成25年度増減額のうち、主な増加は桜上水世帯寮（東京都）の廃寮に伴う非現用不動産への区分変更（38,229千円）、主な減少は寝屋川運動場土地（大阪府）の売却（75,506千円）によるものであります。

＊３　平成25年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(2)　長期保有有価証券

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
長期保有有価証券	165,491,925	143,468,644	△　22,023,280

＜長期保有有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	7,000,000	6,983,785	6,989,955	
政府保証債	25,600,000	25,484,145	25,558,071	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	39,700,000	39,644,982	39,682,337	都市再生債券ほか
地方債	21,373,280	21,355,908	21,367,052	東京都公募公債ほか
事業債	45,900,000	45,172,071	45,871,227	東京電力㈱社債ほか
円貨建外債	4,000,000	4,000,000	4,000,000	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション社債
合計	143,573,280	142,640,891	143,468,644	

(3)　出資

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
関係会社出資	10,322,032	10,322,032	—
その他の出資	253,900	253,900	—
合計	10,575,932	10,575,932	—

＜出資の明細＞

（単位　千円）

出資先	平成24年度末貸借対照表計上額	平成25年度		平成25年度末		
		増加額	減少額	出資株式数	取得価額	貸借対照表計上額
関係会社出資（15社）	10,322,032	—	—	—	10,322,032	10,322,032
㈱ＮＨＫエンタープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902	1,018,902
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000	67,000
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	249,500	—	—	4,350株	249,500	249,500

㈱日本国際放送	200,000	—	—	4,000株	200,000	200,000
㈱ＮＨＫプラネット	185,943	—	—	2,462株	185,943	185,943
㈱ＮＨＫプロモーション	57,000	—	—	114,000株	57,000	57,000
㈱ＮＨＫアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700
㈱ＮＨＫメディアテクノロジー	266,987	—	—	5,089株	266,987	266,987
㈱ＮＨＫ出版	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000
㈱ＮＨＫビジネスクリエイト	50,000	—	—	100,000株	50,000	50,000
㈱ＮＨＫアイテック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000
㈱ＮＨＫ文化センター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000
ＮＨＫ営業サービス㈱	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000
㈱放送衛星システム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	276,300	—	—	5,526株	276,300	276,300
その他の出資（2社）	253,900	—	—	—	253,900	253,900
福岡タワー㈱	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信基礎技術研究所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900
合　計（17社）	10,575,932	—	—	—	10,575,932	10,575,932

注１　放送法第22条に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。
　２　社数は、平成25年度末時点のものであります。

(4)　長期前払費用

（単位　千円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末	増　減
長期前払費用	63,114	77,180	14,065

注　長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料等であります。

(5)　その他の出資その他の資産

（単位　千円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末	増　減
差入保証金	2,979,883	3,037,408	57,524
その他の資産	623,275	573,468	△　49,806
合　計	3,603,158	3,610,876	7,717

注１　差入保証金の内容は、東京スカイツリーの賃借保証金等であります。
　２　その他の資産の内容は、東京タワーの建設協力金等であります。

特定資産

平成25年度末の特定資産は、平成24年度末の583億6,324万円に比べ、195億6,348万円増加し、779億2,672万円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	平成24年度末	平成25年度末	増　減
建設積立資産	58,363,240	77,926,720	19,563,480

建設積立資産

（単位　千円）

区　分	平成24年度末	平成25年度		
		増加額	減少額	年度末
建設積立資産	58,363,240	19,563,480	—	77,926,720

注　建設積立資産は、将来の建設投資のために積み立てたものであります。
　＜建設積立資産の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　要
国債	2,200,000	2,200,000	2,200,000	
政府保証債	7,000,000	7,000,000	7,000,000	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	30,500,000	30,500,000	30,500,000	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	7,826,720	7,826,720	7,826,720	静岡県公募公債ほか
事業債	30,400,000	30,400,000	30,400,000	中国電力㈱社債ほか
合　計	77,926,720	77,926,720	77,926,720	

負　債　の　部

平成25年度末の負債総額は、平成24年度末の3,214億322万９千円に比べ、140億9,739万２千円減少し、3,073億583万６千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度末		平成25年度末		増減
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）	
流動負債	227,314,321	70.7	214,069,173	69.7	△13,245,148
固定負債	94,088,908	29.3	93,236,663	30.3	△　852,244
合計	321,403,229	100.0	307,305,836	100.0	△14,097,392

流　動　負　債

平成25年度末の流動負債は、平成24年度末の2,273億1,432万１千円に比べ132億4,514万８千円減少し、2,140億6,917万３千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
未払金	59,406,573	56,365,897	△　3,040,675
未払費用	26,852,126	24,924,902	△　1,927,223
未払消費税等	3,599,178	1,510,774	△　2,088,404
送信所移転対策費用引当金	2,534,000	—	△　2,534,000
固定資産撤去費用引当金	4,769,094	3,583,519	△　1,185,574
受信料前受金	128,042,985	125,453,995	△　2,588,989
短期リース債務	438,763	467,881	29,117
その他の流動負債	1,671,599	1,762,202	90,602
合計	227,314,321	214,069,173	△　13,245,148

(1)　未　払　金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
未払金	59,406,573	56,365,897	△　3,040,675

注　未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費等の未払分であります。

(2)　未　払　費　用

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
契約収納事務費	5,202,954	4,478,506	△　724,448
その他の未払費用	21,649,172	20,446,396	△　1,202,775
合計	26,852,126	24,924,902	△　1,927,223

注　その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賞与等の未払分であります。

(3)　未払消費税等

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
未払消費税等	3,599,178	1,510,774	△　2,088,404

(4)　送信所移転対策費用引当金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度		
		増加額	減少額	年度末
送信所移転対策費用引当金	2,534,000	—	2,534,000	—

注　平成25年度の減少額は、東京スカイツリーへの送信所移転に伴う受信障害対策の実施による取り崩しであります。

(5)　固定資産撤去費用引当金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度		
		増加額	減少額	年度末
固定資産撤去費用引当金	4,769,094	1,746,171	2,931,745	3,583,519

注１　平成25年度の増加額は、平成26年度の撤去実施見込額の振り替えであります。
　２　平成25年度の減少額は、撤去の実施による取り崩しであります。

(6)　受信料前受金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
受信料前受金	128,042,985	125,453,995	△　2,588,989

注　受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(7) 短期リース債務

(単位　千円)

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
短期リース債務	438,763	467,881	29,117

(8) その他の流動負債

(単位　千円)

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
前受収益	1,439	477	△ 962
預り金	1,669,891	1,761,701	91,809
その他の流動負債	268	23	△ 245
合計	1,671,599	1,762,202	90,602

注1　前受収益の内容は、技術協力料であります。
　2　預り金の内容は、源泉徴収所得税等であります。
　3　その他の流動負債の内容は、前受金であります。

固定負債

平成25年度末の固定負債は、平成24年度末の940億8,890万8千円に比べ8億5,224万4千円減少し、932億3,666万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
固定資産撤去費用引当金	3,997,811	2,035,643	△ 1,962,168
退職給付引当金	63,319,292	68,124,220	4,804,928
役員退任引当金	121,870	126,520	4,650
国際催事放送権料引当金	24,099,408	20,756,490	△ 3,342,918
長期リース債務	781,817	790,380	8,563
その他の固定負債	1,768,708	1,403,409	△ 365,299
合計	94,088,908	93,236,663	△ 852,244

(1) 固定資産撤去費用引当金

(単位　千円)

区　　分	平成24年度末	平成25年度		
		増加額	減少額	年度末
固定資産撤去費用引当金	3,997,811	—	1,962,168	2,035,643

注　平成25年度の減少額は、平成26年度の撤去実施見込額の振り替え等であります。

(2) 退職給付引当金

(単位　千円)

区　　分	平成24年度末	平成25年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	63,319,292	41,627,433	36,822,505	68,124,220

前会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

注1　採用している退職給付制度の概要

協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。

なお、平成22年4月以降は、退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。

2　退職給付債務に関する事項

1) 退職給付債務	△	609,121,859
2) 年金資産		281,750,798
未積立退職給付債務(1＋2)	△	327,371,061
3) 会計基準変更時差異の未処理額		81,296,072
4) 未認識数理計算上の差異		187,716,591
5) 未認識過去勤務債務	△	4,960,895
退職給付引当金(1＋2＋3＋4＋5)	△	63,319,292

3　退職給付費用に関する事項

1) 勤務費用		12,282,600
2) 利息費用		12,802,348
3) 期待運用収益	△	7,482,683
4) 会計基準変更時差異の費用処理額		16,259,214
5) 数理計算上の差異の費用処理額		12,507,148
6) 過去勤務債務の費用処理額	△	2,480,447
7) 職員負担年金拠出金	△	2,113,425
8) その他(*)		2,001,454
退職給付費用(1＋2＋3＋4＋5＋6＋7＋8)		43,776,209

(*)　確定拠出年金の掛金支払額及び前払退職給与支給額であります。

4　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	1.5%
期待運用収益率	3.0%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	16年

会計基準変更時差異の処理年数　15年
過去勤務債務の処理年数　5年

当会計年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）

注１　採用している退職給付制度の概要

協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。

なお、平成22年４月以降は、退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。

２　確定給付制度

ア　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務		609,121,859千円
勤務費用		14,196,266
利息費用		9,159,198
数理計算上の差異の当期発生額		1,491,374
退職給付の支払額	△	33,690,754
期末における退職給付債務		600,277,944

イ　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産		281,750,798千円
期待運用収益		8,452,523
数理計算上の差異の当期発生額		18,956,026
事業主からの拠出額		26,352,427
退職給付の支払額	△	23,220,676
その他		2,052,427
期末における年金資産		314,343,526

ウ　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務		469,023,301千円
年金資産	△	314,343,526
		154,679,775
非積立型制度の退職給付債務		131,254,642
未認識数理計算上の差異	△	155,253,786
未認識過去勤務費用		2,480,447
会計基準変更時差異の未処理額	△	65,036,858
退職給付引当金		68,124,220

エ　退職給付に関連する損益

勤務費用		14,196,266千円
利息費用		9,159,198
期待運用収益	△	8,452,523
数理計算上の差異の当期の費用処理額		14,998,153
過去勤務費用の当期の費用処理額	△	2,480,447
会計基準変更時差異の当期の費用処理額		16,259,214
その他	△	2,052,427
確定給付制度に係る退職給付費用		41,627,433

オ　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債　券	68.7%
株　式	27.9%
その他	3.4%
合　計	100.0%

カ　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

キ　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

割引率	1.5%
長期期待運用収益率	3.0%

注３　確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額　2,078,391千円

(3)　役員退任引当金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度		
		増加額	減少額	年度末
役員退任引当金	121,870	66,330	61,680	126,520

(4)　国際催事放送権料引当金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度		
		増加額	減少額	年度末
国際催事放送権料引当金	24,099,408	11,589,082	14,932,000	20,756,490

(5)　長期リース債務

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
長期リース債務	781,817	790,380	8,563

(6)　その他の固定負債

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
その他の固定負債	1,768,708	1,403,409	△　365,299

注　その他の固定負債の内容は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年６月22日法律第65号）によって処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理経費の未払分等であります。

純資産の部

平成25年度末の純資産総額は、平成24年度末の6,086億8,327万３千円に比べ182億8,015万８千円増加し、6,269億6,343万１千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
資本	608,683,273	626,963,431	18,280,158
承継資本	163,375	163,375	—
固定資産充当資本	444,816,816	442,059,494	△　2,757,321
剰余金	163,703,081	184,740,561	21,037,480
建設積立金	58,363,240	77,926,720	19,563,480
繰越剰余金	105,339,841	106,813,841	1,474,000
合計	608,683,273	626,963,431	18,280,158

純資産の変動状況

（単位　千円）

科　　目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	444,816,816	58,363,240	105,339,841	608,683,273
当期変動額					
資本支出充当	—	△ 2,757,321	—	2,757,321	—
当期事業収支差金	—	—	—	18,280,158	18,280,158
建設積立金繰入れ	—	—	19,563,480	△19,563,480	—
当期変動額合計	—	△ 2,757,321	19,563,480	1,474,000	18,280,158
当期末残高	163,375	442,059,494	77,926,720	106,813,841	626,963,431

注１　承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

２　固定資産充当資本は、資本支出充当として剰余金から組み入れた累計額438,970,917千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

３　建設積立金は、将来の建設投資のための積立金であります。

４　繰越剰余金は、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（番組アーカイブ業務勘定）

番組アーカイブ業務勘定は、放送法第20条第２項第２号に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区　　分		平成24年度末	平成25年度末	増　　減
資産	前払費用	16,897	16,769	△　128
	未収金	182,071	241,540	59,468
	未収消費税等	44,962	—	△　44,962
	流動資産合計	(97.9) 243,931	(79.5) 258,309	14,377
	有形固定資産	5,325	66,801	61,476
	器具	5,325	66,801	61,476
	固定資産合計	(2.1) 5,325	(20.5) 66,801	61,476
	資産合計	(100.0) 249,256	(100.0) 325,110	75,854

負債・純資産	一般勘定短期借入金	7,470,523	7,666,067	195,543
	未払金	681,276	351,091	△ 330,184
	未払消費税等	—	12,579	12,579
	短期リース債務	5,591	17,535	11,943
	流動負債合計	(3,272.7) 8,157,391	(2,475.2) 8,047,274	△ 110,117
	長期リース債務	—	52,606	52,606
	固定負債合計	(—) —	(16.2) 52,606	52,606
	負債合計	(3,272.7) 8,157,391	(2,491.4) 8,099,880	△ 57,511
	資本	△ 7,908,135	△ 7,774,769	133,365
	欠損金	△ 7,908,135	△ 7,774,769	133,365
	純資産合計	(△3,172.7) △ 7,908,135	(△2,391.4) △ 7,774,769	133,365
	負債純資産合計	(100.0) 249,256	(100.0) 325,110	75,854

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

資産の部

平成25年度末の資産総額は、平成24年度末の２億4,925万６千円に比べ7,585万４千円増加し、３億2,511万円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度末 金額	平成24年度末 構成比(%)	平成25年度末 金額	平成25年度末 構成比(%)	増減
流動資産	243,931	97.9	258,309	79.5	14,377
固定資産	5,325	2.1	66,801	20.5	61,476
合計	249,256	100.0	325,110	100.0	75,854

流動資産

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
前払費用	16,897	16,769	△ 128
未収金	182,071	241,540	59,468
未収消費税等	44,962	—	△ 44,962
合計	243,931	258,309	14,377

(1) 前払費用

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
前払費用	16,897	16,769	△ 128

注　前払費用の内容は、設備保守料等であります。

(2) 未収金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
視聴料収入	182,045	235,238	53,193
その他の未収金	25	6,301	6,275
合計	182,071	241,540	59,468

(3) 未収消費税等

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
未収消費税等	44,962	—	△ 44,962

固定資産

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
有形固定資産	5,325	66,801	61,476

有形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区分	平成24年度末取得価額 (1)	平成25年度 増加額 (2)	平成25年度 減少額 (3)	平成25年度末取得価額 (1)+(2)−(3) (4)	平成25年度末減価償却累計額 (5)	平成25年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	53,997	83,502	53,997	83,502	16,700	66,801
器具	53,997	83,502	53,997	83,502	16,700	66,801

官報（号外）

負　債　の　部

平成25年度末の負債総額は、平成24年度末の81億5,739万１千円に比べ5,751万１千円減少し、80億9,988万円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末		平成25年度末		増　　減
	金　　額	構成比(%)	金　　額	構成比(%)	
流動負債	8,157,391	100.0	8,047,274	99.4	△　110,117
固定負債	—	—	52,606	0.6	52,606
合　　計	8,157,391	100.0	8,099,880	100.0	△　57,511

流　動　負　債

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
一般勘定短期借入金	7,470,523	7,666,067	195,543
未払金	681,276	351,091	△　330,184
未払消費税等	—	12,579	12,579
短期リース債務	5,591	17,535	11,943
合　　計	8,157,391	8,047,274	△　110,117

(1)　一般勘定短期借入金

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
一般勘定短期借入金	7,470,523	7,666,067	195,543

注　一般勘定短期借入金は、番組アーカイブ業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2)　未　払　金

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
未払金	681,276	351,091	△　330,184

注　未払金の内容は、著作権使用料等の未払分であります。

(3)　未払消費税等

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
未払消費税等	—	12,579	12,579

(4)　短期リース債務

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
短期リース債務	5,591	17,535	11,943

固　定　負　債

長期リース債務

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
長期リース債務	—	52,606	52,606

純　資　産　の　部

平成25年度末の純資産総額は、平成24年度末の△79億813万５千円に比べ１億3,336万５千円増加し、△77億7,476万９千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
資本	△　7,908,135	△　7,774,769	133,365
欠損金	△　7,908,135	△　7,774,769	133,365

純資産の変動状況

（単位　千円）

科　　目	純資産		
	資本	剰余金	繰越欠損金
前期末残高	△　7,908,135		
当期変動額			
当期事業収支差金	133,365		
当期変動額合計	133,365		
当期末残高	△　7,774,769		

（受託業務等勘定）

受託業務等勘定は、放送法第20条第３項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成24年度末	平成25年度末	増減
資産	未収金	53,152	41,166	△ 11,986
	流動資産合計	(100.0) 53,152	(100.0) 41,166	△ 11,986
	資産合計	(100.0) 53,152	(100.0) 41,166	△ 11,986
負債・純資産	一般勘定短期借入金	25,646	15,719	△ 9,927
	未払金	76	15	△ 61
	未払消費税等	9,876	7,383	△ 2,492
	その他の流動負債	17,551	18,047	495
	流動負債合計	(100.0) 53,152	(100.0) 41,166	△ 11,986
	負債合計	(100.0) 53,152	(100.0) 41,166	△ 11,986
	純資産合計	(—) —	(—) —	—
	負債純資産合計	(100.0) 53,152	(100.0) 41,166	△ 11,986

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

資産の部

平成25年度末の資産総額は、平成24年度末の5,315万２千円に比べ1,198万６千円減少し、4,116万６千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度末		平成25年度末		増減
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）	
流動資産	53,152	100.0	41,166	100.0	△ 11,986

流動資産

未収金。

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
未収収益	53,152	41,166	△ 11,986

注　未収収益の内容は、施設利用料等であります。

負債の部

平成25年度末の負債総額は、平成24年度末の5,315万２千円に比べ1,198万６千円減少し、4,116万６千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度末		平成25年度末		増減
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）	
流動負債	53,152	100.0	41,166	100.0	△ 11,986

流動負債

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
一般勘定短期借入金	25,646	15,719	△ 9,927
未払金	76	15	△ 61
未払消費税等	9,876	7,383	△ 2,492
その他の流動負債	17,551	18,047	495
合計	53,152	41,166	△ 11,986

(1)　一般勘定短期借入金

（単位　千円）

区分	平成24年度末	平成25年度末	増減
一般勘定短期借入金	25,646	15,719	△ 9,927

注　一般勘定短期借入金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未　払　金

(単位　千円)

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
未　払　金	76	15	△　61

(3) 未払消費税等

(単位　千円)

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
未払消費税等	9,876	7,383	△　2,492

(4) その他の流動負債

(単位　千円)

区　　分	平成24年度末	平成25年度末	増　　減
前　受　収　益	17,551	18,047	495

注　前受収益の内容は、施設利用料であります。

純資産の部

平成25年度末の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

(単位　千円)

科　　目	純資産	資本	剰余金	繰越剰余金
前期末残高	—			
当期変動額				
当期事業収支差金	219,865			219,865
一般勘定への繰入れ	△　219,865			△　219,865
当期変動額合計	—			
当期末残高	—			

3.2 損益計算書

(協　会　全　体)

(比較損益計算書)

(単位　千円)

区　　分		平成24年度	平成25年度	増　　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 660,447,238	(100.0) 657,018,128	△　3,429,109
	受信料	647,821,714	643,846,689	△　3,975,025
	交付金収入	3,715,089	3,590,634	△　124,454
	視聴料収入	1,355,123	1,843,360	488,237
	副次収入	6,173,392	6,380,244	206,851
	受託業務等収入	1,381,918	1,357,198	△　24,719
	経常事業支出	(98.3) 649,404,238	(99.1) 651,282,772	1,878,533
	国内放送費	277,458,439	286,862,563	9,404,123
	国際放送費	14,478,665	16,246,766	1,768,100
	既放送番組配信費	2,016,108	1,422,711	△　593,396
	受託業務等費	43,849	44,705	855
	契約収納費	57,558,356	57,481,295	△　77,060
	受信対策費	10,788,206	4,673,231	△　6,114,974
	広報費	5,087,638	5,010,378	△　77,260
	調査研究費	7,974,740	8,583,069	608,329
	給与	122,109,744	118,574,930	△　3,534,813
	退職手当・厚生費	63,570,688	63,255,379	△　315,308
	共通管理費	12,213,209	12,232,257	19,047
	減価償却費	67,023,714	67,589,495	565,780
	未収受信料欠損償却費	9,080,875	9,305,986	225,111
	経常事業収支差金	(1.7) 11,042,999	(0.9) 5,735,356	△　5,307,643

官報（号外）

経常事業外収支	経常事業外収入	(1.4) 9,544,055	(1.4) 9,566,187	22,131
	財務収入	5,446,563	5,063,671	△ 382,892
	雑収入	4,097,492	4,502,516	405,023
	経常事業外支出	(0.0) 49,885	(0.0) 88,409	38,523
	財務費	49,885	88,409	38,523
	経常事業外収支差金	(1.4) 9,494,170	(1.4) 9,477,777	△ 16,392
経常収支差金		(3.1) 20,537,170	(2.3) 15,213,133	△ 5,324,036
特別収支	特別収入	(0.1) 808,807	(0.9) 6,013,715	5,204,907
	固定資産売却益	273,156	2,356,894	2,083,737
	固定資産受贈益	18,882	20,248	1,365
	その他の特別収入	516,767	3,636,573	3,119,805
	特別支出	(0.4) 2,923,622	(0.4) 2,813,325	△ 110,296
	固定資産売却損	95,676	43,046	△ 52,630
	固定資産除却損	2,699,512	2,582,624	△ 116,888
	その他の特別支出	128,432	187,654	59,221
当期事業収支差金		(2.8) 18,422,355	(2.8) 18,413,524	△ 8,831

当期事業収支差金	18,422,355	18,413,524	△ 8,831
事業収支剰余金	18,422,355	18,413,524	△ 8,831

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

（一般勘定）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成24年度	平成25年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 659,130,029	(100.0) 655,231,766	△ 3,898,263
	受信料	647,821,714	643,846,689	△ 3,975,025
	交付金収入	3,715,089	3,590,634	△ 124,454
	副次収入	7,593,225	7,794,442	201,216
	経常事業支出	(98.1) 646,942,801	(99.1) 649,624,994	2,682,193
	国内放送費	277,458,439	286,862,563	9,404,123
	国際放送費	14,478,665	16,246,766	1,768,100
	契約収納費	57,558,356	57,481,295	△ 77,060
	受信対策費	10,788,206	4,673,231	△ 6,114,974
	広報費	4,892,984	4,998,385	105,400
	調査研究費	7,974,740	8,583,069	608,329
	給与	122,004,437	118,483,188	△ 3,521,249
	退職手当・厚生費	63,520,421	63,210,993	△ 309,427
	共通管理費	12,183,782	12,212,044	28,262
	減価償却費	67,001,890	67,567,469	565,579
	未収受信料欠損償却費	9,080,875	9,305,986	225,111
	経常事業収支差金	(1.9) 12,187,228	(0.9) 5,606,771	△ 6,580,457
経常事業外収支	経常事業外収入	(1.4) 9,540,952	(1.4) 9,561,406	20,454
	財務収入	5,446,563	5,063,671	△ 382,892
	雑収入	4,094,388	4,497,735	403,346
	経常事業外支出	(0.0) 49,885	(0.0) 88,409	38,523
	財務費	49,885	88,409	38,523
	経常事業外収支差金	(1.4) 9,491,066	(1.4) 9,472,997	△ 18,069

経常収支差金		(3.3) 21,678,294	(2.3) 15,079,768	△ 6,598,526
特別収支	特別収入	(0.1) 808,807	(0.9) 6,013,715	5,204,907
	固定資産売却益	273,156	2,356,894	2,083,737
	固定資産受贈益	18,882	20,248	1,365
	その他の特別収入	516,767	3,636,573	3,119,805
	特別支出	(0.4) 2,923,622	(0.4) 2,813,325	△ 110,296
	固定資産売却損	95,676	43,046	△ 52,630
	固定資産除却損	2,699,512	2,582,624	△ 116,888
	その他の特別支出	128,432	187,654	59,221
当期事業収支差金		(3.0) 19,563,480	(2.8) 18,280,158	△ 1,283,321

当期事業収支差金	19,563,480	18,280,158	△ 1,283,321
事業収支剰余金	19,563,480	18,280,158	△ 1,283,321

注 ( )内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経常事業収支

平成25年度の経常事業収入6,552億3,176万6千円に対し、経常事業支出は6,496億2,499万4千円であり、差し引き経常事業収支差金は56億677万1千円であります。

平成24年度の経常事業収入6,591億3,002万9千円、経常事業支出6,469億4,280万1千円と比べ、経常事業収入は38億9,826万3千円の減少、経常事業支出は26億8,219万3千円の増加であります。

経常事業収入

平成25年度の経常事業収入は、平成24年10月から実施した受信料値下げに伴う受信料の減少等により、平成24年度に比べ減少しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
受信料	647,821,714	643,846,689	△ 3,975,025
交付金収入	3,715,089	3,590,634	△ 124,454
副次収入	7,593,225	7,794,442	201,216
合計	659,130,029	655,231,766	△ 3,898,263

(1) 受信料

(単位 千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
基本受信料	491,305,306	479,667,981	△ 11,637,324
衛星付加受信料	156,516,408	164,178,707	7,662,299
合計	647,821,714	643,846,689	△ 3,975,025

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

(単位 千件)

区分		平成24年度	平成25年度
地上契約	年度初頭	21,442	21,092
	増加	△ 350	△ 236
	年度末	21,092	20,856
衛星契約	年度初頭	16,213	17,047
	増加	834	819
	年度末	17,047	17,866
特別契約	年度初頭	9	10
	増加	1	0
	年度末	10	10
契約総数	年度初頭	37,664	38,149
	増加	485	583
	年度末	38,149	38,732

(2) 交付金収入

(単位 千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
国際放送関係交付金	3,397,905	3,431,283	33,378
選挙放送関係交付金	317,184	159,350	△ 157,833
合計	3,715,089	3,590,634	△ 124,454

注1 国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第65条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第67条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

2 選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものであります。

官報（号外）

(3) 副次収入

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
一般業務収入	6,173,392	6,380,244	206,851
番組アーカイブ業務収入	81,764	101,703	19,939
受託業務等収入	1,338,068	1,312,493	△ 25,574
合計	7,593,225	7,794,442	201,216

注1　番組アーカイブ業務収入は、放送法第20条第2項第2号に基づき実施した業務による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「番組アーカイブ業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額を「一般勘定」に受け入れたものであります。

2　受託業務等収入は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

平成25年度の経常事業支出は、国内放送や国際放送を充実したことなどにより、平成24年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
国内放送費	277,458,439	286,862,563	9,404,123
国際放送費	14,478,665	16,246,766	1,768,100
契約収納費	57,558,356	57,481,295	△ 77,060
受信対策費	10,788,206	4,673,231	△ 6,114,974
広報費	4,892,984	4,998,385	105,400
調査研究費	7,974,740	8,583,069	608,329
給与	122,004,437	118,483,188	△ 3,521,249
退職手当・厚生費	63,520,421	63,210,993	△ 309,427
共通管理費	12,183,782	12,212,044	28,262
減価償却費	67,001,890	67,567,469	565,579
未収受信料欠損償却費	9,080,875	9,305,986	225,111
合計	646,942,801	649,624,994	2,682,193

(1) 国内放送費

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
番組費	221,146,647	228,053,251	6,906,603
技術運用費	56,311,792	58,809,311	2,497,519
合計	277,458,439	286,862,563	9,404,123

注1　番組費は、国内放送番組の制作に要する経費及び報道取材に要する経費等であります。

2　技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります。

(2) 国際放送費

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
ラジオ国際放送費	3,278,182	3,497,841	219,658
テレビジョン国際放送費	11,200,483	12,748,925	1,548,442
合計	14,478,665	16,246,766	1,768,100

注　ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 契約収納費

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
契約収納業務推進費	43,376,753	43,290,388	△ 86,364
契約収納業務運営費	14,181,603	14,190,907	9,303
合計	57,558,356	57,481,295	△ 77,060

注1　契約収納業務推進費は、受信契約の取次、受信料の未収対策等に要する経費であります。

2　契約収納業務運営費は、受信料の請求・収納、契約収納業務の管理等に要する経費であります。

(4) 受信対策費

(単位　千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
受信改善費	8,865,212	3,320,551	△ 5,544,661
受信対策推進費	1,922,993	1,352,679	△ 570,313
合計	10,788,206	4,673,231	△ 6,114,974

注1　受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。

2　受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

(5) 広報費

(単位　千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
視聴者意向収集費	3,142,547	3,212,991	70,444
広報推進費	1,750,436	1,785,393	34,956
合計	4,892,984	4,998,385	105,400

注1　視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。

2　広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。

(6) 調査研究費

(単位　千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
番組調査研究費	1,003,648	1,029,815	26,166
技術調査研究費	6,971,091	7,553,253	582,162
合計	7,974,740	8,583,069	608,329

注　番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

(7) 給与

(単位　千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
職員給与	121,628,631	118,106,405	△ 3,522,226
役員報酬	375,805	376,782	977
合計	122,004,437	118,483,188	△ 3,521,249

注　職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金、賞与及び諸手当等であります。

(8) 退職手当・厚生費

(単位　千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
退職手当	43,072,528	42,946,220	△ 126,307
厚生保健費	20,447,893	20,264,772	△ 183,120
合計	63,520,421	63,210,993	△ 309,427

注1　退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。

2　厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費であります。

(9) 共通管理費

(単位　千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
施設管理費	5,817,724	5,764,443	△ 53,280
職員管理費その他	6,366,058	6,447,600	81,542
合計	12,183,782	12,212,044	28,262

注1　施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。

2　職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。

3　平成25年度の職員管理費その他のうち役員交際費は16,451千円であります。

(10) 減価償却費

(単位　千円)

区分	平成24年度	平成25年度	増減
減価償却費	67,001,890	67,567,469	565,579

＜減価償却費の内訳＞

(単位　千円)

区分	取得価額	平成25年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率(%)
有形固定資産	1,198,055,611	63,267,174	835,746,854	362,308,756	69.8
建物	328,779,231	10,210,926	165,144,258	163,634,973	50.2

構築物	152,033,409	7,985,291	81,608,112	70,425,296	53.7
機械及び装置	701,855,814	43,674,298	577,373,787	124,482,027	82.3
車両及び運搬具	9,176,536	786,240	7,381,941	1,794,595	80.4
器具	6,210,618	610,417	4,238,754	1,971,863	68.3
無形固定資産	27,721,769	4,341,019	12,837,330	14,884,439	46.3
施設利用権	1,228,958	30,401	131,342	1,097,615	10.7
ソフトウェア	26,492,811	4,310,617	12,705,987	13,786,824	48.0
合計	1,225,777,380	67,608,194	848,584,185	377,193,195	69.2

注　損益計算書における平成25年度の減価償却費67,567,469千円は、平成25年度償却額67,608,194千円に、平成24年度において番組勘定に計上した100,639千円を加え、平成25年度において番組勘定に計上した141,363千円を差し引いたものであります。

経常事業外収支

平成25年度の経常事業外収入95億6,140万6千円に対し、経常事業外支出は8,840万9千円であり、差し引き経常事業外収支差金は94億7,299万7千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
財務収入	5,446,563	5,063,671	△ 382,892
雑収入	4,094,388	4,497,735	403,346
合計	9,540,952	9,561,406	20,454

(1) 財務収入

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
受取利息	3,507,795	3,279,546	△ 228,249
受取配当金	1,938,767	1,784,124	△ 154,642
合計	5,446,563	5,063,671	△ 382,892

注1　受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。
2　受取配当金は、出資先からの配当収入であります。

(2) 雑収入

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
雑収入	4,094,388	4,497,735	403,346

注　雑収入は、前々年度以前受信料の収納額等であります。

経常事業外支出

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
財務費	49,885	88,409	38,523
為替差額	49,135	87,582	38,446
その他の財務費	750	826	76

特別収支

平成25年度の特別収入は固定資産売却益等による60億1,371万5千円であり、特別支出は固定資産除却損等による28億1,332万5千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

特別収入

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
固定資産売却益	273,156	2,356,894	2,083,737
固定資産受贈益	18,882	20,248	1,365
その他の特別収入	516,767	3,636,573	3,119,805
合計	808,807	6,013,715	5,204,907

注1　固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。
2　その他の特別収入は、主として補償金によるものであります。

特別支出

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
固定資産売却損	95,676	43,046	△ 52,630
固定資産除却損	2,699,512	2,582,624	△ 116,888
その他の特別支出	128,432	187,654	59,221
合計	2,923,622	2,813,325	△ 110,296

注1　固定資産売却損は、主として機械及び装置の売却によるものであります。
2　固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。
3　その他の特別支出は、固定資産減損損失によるものであります。

当期事業収支差金

平成25年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金56億677万１千円に経常事業外収支差金94億7,299万７千円を加えた経常収支差金150億7,976万８千円に、特別収入60億1,371万５千円を加え、特別支出28億1,332万５千円を差し引いた182億8,015万８千円であり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
当期事業収支差金	19,563,480	18,280,158	△ 1,283,321
事業収支剰余金	19,563,480	18,280,158	△ 1,283,321

注　事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

（番組アーカイブ業務勘定）

番組アーカイブ業務勘定は、放送法第20条第２項第2号に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成24年度	平成25年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,355,123	(100.0) 1,843,360	488,237
	視聴料収入	1,355,123	1,843,360	488,237
	経常事業支出	(184.4) 2,499,351	(93.0) 1,714,775	△ 784,575
	既放送番組配信費	2,095,615	1,522,143	△ 573,471
	広報費	194,654	11,993	△ 182,660
	給与	105,306	91,742	△ 13,563
	退職手当・厚生費	50,266	44,385	△ 5,881
	共通管理費	31,684	22,484	△ 9,199
	減価償却費	21,824	22,025	201
	経常事業収支差金	△ (△84.4) 1,144,228	(7.0) 128,584	1,272,813
経常事業外収支	経常事業外収入	(0.2) 3,103	(0.2) 4,780	1,676
	雑収入	3,103	4,780	1,676
	経常事業外収支差金	(0.2) 3,103	(0.2) 4,780	1,676
経常収支差金		△ (△84.2) 1,141,124	(7.2) 133,365	1,274,490
当期事業収支差金		△ (△84.2) 1,141,124	(7.2) 133,365	1,274,490

当期事業収支差金	△ 1,141,124	133,365	1,274,490
一般勘定への繰入れ	—	—	—
繰越欠損金	△ 1,141,124	133,365	1,274,490

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

経常事業収支

平成25年度の経常事業収入18億4,336万円に対し、経常事業支出は17億1,477万５千円であり、差し引き経常事業収支差金は1億2,858万４千円であります。

平成24年度の経常事業収入13億5,512万３千円、経常事業支出24億9,935万１千円と比べ、経常事業収入は４億8,823万７千円の増加、経常事業支出は７億8,457万５千円の減少であります。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
視聴料収入	1,355,123	1,843,360	488,237

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
既放送番組配信費	2,095,615	1,522,143	△ 573,471
広報費	194,654	11,993	△ 182,660
給与	105,306	91,742	△ 13,563

退職手当・厚生費	50,266	44,385	△ 5,881
共通管理費	31,684	22,484	△ 9,199
減価償却費	21,824	22,025	201
合計	2,499,351	1,714,775	△ 784,575

(1) 既放送番組配信費

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
既放送番組配信費	2,095,615	1,522,143	△ 573,471

注　平成25年度の既放送番組配信費には、既放送番組に係る協会の著作権の使用料92,168千円、既放送番組に係る協会以外の著作権の使用料361,904千円及び原盤の制作に要する経費87,918千円が含まれております。

(2) 広報費

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
広報費	194,654	11,993	△ 182,660

注　広報費は、事業活動の周知及び普及促進に要する経費であります。

(3) 給与

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
給与	105,306	91,742	△ 13,563

(4) 退職手当・厚生費

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
退職手当・厚生費	50,266	44,385	△ 5,881

(5) 共通管理費

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
共通管理費	31,684	22,484	△ 9,199

注　共通管理費は、事業全般に共通して要する経費であります。

(6) 減価償却費

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
減価償却費	21,824	22,025	201

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区分	取得価額	平成25年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率（%）
有形固定資産	83,502	22,025	16,700	66,801	20.0
器具	83,502	22,025	16,700	66,801	20.0

経常事業外収支

平成25年度の経常事業外収入は478万円であり、これにより経常事業外収支差金は478万円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
雑収入	3,103	4,780	1,676

当期事業収支差金

平成25年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金１億2,858万４千円に経常事業外収支差金478万円を加えた１億3,336万５千円であり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
当期事業収支差金	△ 1,141,124	133,365	1,274,490
一般勘定への繰入れ	—	—	—
繰越欠損金	△ 1,141,124	133,365	1,274,490

（受託業務等勘定）

受託業務等勘定は、放送法第20条第３項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成24年度	平成25年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,381,918	(100.0) 1,357,198	△ 24,719
	受託業務等収入	1,381,918	1,357,198	△ 24,719
	経常事業支出	(83.8) 1,158,441	(83.8) 1,137,333	△ 21,107
	受託業務等費	1,158,441	1,137,333	△ 21,107
	経常事業収支差金	(16.2) 223,477	(16.2) 219,865	△ 3,611
当期事業収支差金		(16.2) 223,477	(16.2) 219,865	△ 3,611

当期事業収支差金	223,477	219,865	△ 3,611
一般勘定への繰入れ	223,477	219,865	△ 3,611
事業収支剰余金	—	—	—

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

経常事業収支

平成25年度の経常事業収入13億5,719万８千円に対し、経常事業支出は11億3,733万３千円であり、差し引き経常事業収支差金は２億1,986万５千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
受託業務等収入	1,381,918	1,357,198	△ 24,719
1　号業務収入	1,372,114	1,350,103	△ 22,010
2　号業務収入	9,803	7,095	△ 2,708

注１　１号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であります。

２　２号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入であります。

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
受託業務等費	1,158,441	1,137,333	△ 21,107
1　号業務費	1,149,986	1,131,269	△ 18,717
2　号業務費	8,454	6,064	△ 2,390

注１　１号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であります。

２　２号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等であります。

当期事業収支差金

平成25年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金２億1,986万５千円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

（単位　千円）

区分	平成24年度	平成25年度	増減
当期事業収支差金	223,477	219,865	△ 3,611
一般勘定への繰入れ	223,477	219,865	△ 3,611

3.3　金融商品の時価に関する事項

(1)　金融商品の状況に関する事項

協会は、資金の運用にあたっては、短期の預金（定期預金や譲渡性預金）及び長期の公社債に限定して運用しています。短期の運用については、金融機関の財政状況等を踏まえて運用対象機関を絞り込むとともに、長期の運用については、国債、政府保証債及び格付けの高い事業債を購入し、リスク低減を図っております。未払金は、そのほとんどが１年以内に支払期日が到来するものであります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
ア　現金及び預金	96,608,240	96,608,240	—
イ　有価証券	357,991,957	364,723,385	6,731,427
満期保有目的の債券	253,891,957	260,623,385	6,731,427
譲渡性預金	104,100,000	104,100,000	—

ウ　未　払　金	(56,717,005)	(56,717,005)	—

(*)負債に計上されているものについては、(　)で表示しております。

注1　金融商品の時価の算定方法等に関する事項

ア　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

イ　有価証券

有価証券については、有価証券、長期保有有価証券及び建設積立資産の合計であります。これらの内訳については、「(3)保有する有価証券の状況　ア保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳」のとおりであります。なお、時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ウ　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2　関係会社出資及びその他の出資10,575,932千円については、市場価格がなく、時価の把握が極めて困難と認められることから、「(2)金融商品の時価等に関する事項　イ有価証券」には含めておりません。

(3)　保有する有価証券の状況

ア　保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳

(単位　千円)

区　分	有価証券	長期保有有価証券	建設積立資産	合　計
満期保有目的の債券	32,496,592	143,468,644	77,926,720	253,891,957
国債	1,999,368	6,989,955	2,200,000	11,189,323
政府保証債	7,997,751	25,558,071	7,000,000	40,555,823
非政府保証債	6,199,969	39,682,337	30,500,000	76,382,306
地方債	2,999,793	21,367,052	7,826,720	32,193,566
事業債	13,299,709	45,871,227	30,400,000	89,570,936
円貨建外債	—	4,000,000	—	4,000,000
譲渡性預金	104,100,000	—	—	104,100,000
合　計	136,596,592	143,468,644	77,926,720	357,991,957

イ　満期保有目的の債券の内訳(平成26年3月31日現在)

(単位　千円)

区　分	貸借対照表計上額	時　価	差　額	摘　要
国債	11,189,323	11,617,530	428,206	
政府保証債	40,555,823	41,567,261	1,011,437	地方公共団体金融機構債券ほか
非政府保証債	76,382,306	78,347,450	1,965,143	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	32,193,566	33,412,930	1,219,363	東京都公募公債ほか
事業債	89,570,936	91,549,574	1,978,637	東京電力㈱社債ほか
円貨建外債	4,000,000	4,128,640	128,640	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション社債
合　計	253,891,957	260,623,385	6,731,427	

(4)　満期保有目的の債券等の今後の償還予定額(平成26年3月31日現在)

(単位　千円)

区　分	貸借対照表計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金					
定期預金	80,400,000	80,400,000	—	—	—
満期保有目的の債券					
国債	11,189,323	1,999,368	3,999,245	5,190,710	—
政府保証債	40,555,823	7,997,751	21,972,380	10,585,691	—
非政府保証債	76,382,306	6,199,969	44,085,503	26,096,833	—
地方債	32,193,566	2,999,793	16,796,531	12,397,241	—
事業債	89,570,936	13,299,709	64,371,337	11,899,890	—
円貨建外債	4,000,000	—	4,000,000	—	—
譲渡性預金	104,100,000	104,100,000	—	—	—
合　計	438,391,957	216,996,592	155,224,997	66,170,367	—

3.4　子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債　　権

短期債権(未収金)

(単位　千円)

会　社　名	平成24年度末	平成25年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	382,219	849,536	467,316
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	316,641	459,330	142,689
㈱日本国際放送	315,483	329,727	14,244
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	198,655	200,419	1,764
㈱ＮＨＫプロモーション	180,548	114,821	△ 65,727
㈱ＮＨＫメディアテクノロジー	1,985	32,659	30,674
㈱ＮＨＫ出版	13,571	21,959	8,387
その他	63,013	40,792	△ 22,220
合　計	1,472,119	2,049,247	577,128

債　　務

短期債務(未払金)

(単位　千円)

会　社　名	平成24年度末	平成25年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	6,457,559	5,087,859	△ 1,369,700
㈱ＮＨＫアイテック	4,402,087	4,659,112	257,024
㈱ＮＨＫメディアテクノロジー	4,360,935	4,101,401	△ 259,533
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	1,950,113	2,103,878	153,765
㈱ＮＨＫアート	1,730,964	1,724,622	△ 6,341
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	1,294,475	1,415,459	120,984
ＮＨＫ営業サービス㈱	2,064,898	1,047,307	△ 1,017,591
その他	2,159,849	2,007,857	△ 151,991
合　計	24,420,883	22,147,499	△ 2,273,384

3.5　子会社及び関連会社との取引高の総額

(単位　千円)

区　分	平成24年度	平成25年度	増　減
収入総額	6,899,036	7,351,231	452,195
支出総額	150,711,564	159,797,284	9,085,719

3.6　関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

3.7　役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

3.8　関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

3.9　担保提供に関する事項

該当事項はありません。

3.10　重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

3.11　比較キャッシュ・フロー計算書

(協会全体)

(単位　千円)

区　分	平成24年度	平成25年度	増　減
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー			
当期事業収支差金	18,422,355	18,413,524	△ 8,831
減価償却費	67,029,336	67,630,219	600,883
退職給付引当金の増減額	8,091,207	4,804,928	△ 3,286,279
役員退任引当金の増減額	△ 27,270	4,650	31,920
未収受信料欠損引当金の増減額	△ 326,000	214,000	540,000
国際催事放送権料引当金の増減額	2,051,956	△ 3,342,918	△ 5,394,874
送信所移転対策費用引当金の増減額	2,534,000	△ 2,534,000	△ 5,068,000
災害修繕費用引当金の増減額	△ 526,071	—	526,071
固定資産撤去費用引当金の増減額	△ 4,039,642	△ 3,147,742	891,899
受取利息及び受取配当金	△ 5,446,563	△ 5,063,671	382,892
固定資産売却益	△ 273,156	△ 2,356,894	△ 2,083,737

官報（号外）

	固定資産受贈益	△	18,882	△	20,248	△ 1,365
	受取補償金		—	△	3,570,010	△ 3,570,010
	固定資産除却損		2,699,512		2,582,624	△ 116,888
	固定資産売却損		95,676		43,046	△ 52,630
	受信料未収金の増減額		415,744	△	315,772	△ 731,516
	番組勘定の増減額		984,578	△	1,445,298	△ 2,429,877
	前払費用の増減額		125,919	△	31,136	△ 157,056
	未収金の増減額	△	922,269	△	343,484	578,784
	未払金の増減額		2,582,893	△	6,115,801	△ 8,698,695
	未払消費税等の増減額		353,913	△	2,033,355	△ 2,387,268
	受信料前受金の増減額		341,889	△	2,588,989	△ 2,930,879
	その他	△	117,584	△	777,697	△ 660,112
	事業活動によるキャッシュ・フロー		94,031,543		60,005,973	△ 34,025,569
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー					
	定期預金の預入による支出	△	95,300,000	△	54,300,000	41,000,000
	定期預金の払戻による収入		74,300,000		71,300,000	△ 3,000,000
	有価証券の取得による支出	△	172,700,000	△	241,200,000	△ 68,500,000
	有価証券の売却・償還による収入		157,882,390		274,096,571	116,214,180
	固定資産の取得による支出	△	64,004,163	△	68,207,700	△ 4,203,537
	固定資産の売却による収入		612,806		2,487,523	1,874,716
	長期保有有価証券の取得による支出	△	29,992,165	△	29,996,305	△ 4,140
	差入保証金の増減額	△	29,555	△	119,395	△ 89,839
	利息及び配当金の受取額		5,406,971		5,088,785	△ 318,186
	補償金の受取額		—		3,690,529	3,690,529
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△	123,823,714	△	37,159,991	86,663,723
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー					
	リース債務返済による支出	△	593,579	△	539,140	54,438
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△	593,579	△	539,140	54,438
Ⅳ	現金及び現金同等物の増減額	△	30,385,750		22,306,841	52,692,591
Ⅴ	現金及び現金同等物の期首残高		156,787,149		126,401,398	△ 30,385,750
Ⅵ	現金及び現金同等物の期末残高		126,401,398		148,708,240	22,306,841

注　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

	（平成24年度）	（平成25年度）
1）現金及び預金勘定	115,301,398	96,608,240
2）預入期間が3か月を超える定期預金	△ 22,400,000	△ 5,400,000
3）取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）	33,500,000	57,500,000
現金及び現金同等物（1＋2＋3）	126,401,398	148,708,240

4　重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

5　貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去等

（貸借対照表）

平成26年3月31日現在

（単位　千円）

科目	一般勘定	番組アーカイブ業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
流動資産合計	266,943,886	258,309	41,166	△ 7,681,786	259,561,575
現金及び預金	96,608,240	—	—	—	96,608,240
受信料未収金	6,567,956	—	—	—	6,567,956
有価証券	136,596,592	—	—	—	136,596,592
番組勘定	9,450,297	—	—	—	9,450,297
前払費用	1,010,318	16,769	—	—	1,027,087
番組アーカイブ勘定短期貸付金	7,666,067	—	—	△ 7,666,067	—
受託業務等勘定短期貸付金	15,719	—	—	△ 15,719	—
未収金	8,077,671	241,540	41,166	—	8,360,377
その他の流動資産	951,023	—	—	—	951,023

固定資産合計	589,398,661	66,801	—	—	589,465,463
有形固定資産	415,623,330	66,801	—	—	415,690,131
建物	163,634,973	—	—	—	163,634,973
構築物	70,425,296	—	—	—	70,425,296
機械及び装置	124,482,027	—	—	—	124,482,027
車両及び運搬具	1,794,595	—	—	—	1,794,595
器具	1,971,863	66,801	—	—	2,038,665
土地	46,688,924	—	—	—	46,688,924
建設仮勘定	6,625,649	—	—	—	6,625,649
無形固定資産	16,042,696	—	—	—	16,042,696
無形固定資産	16,042,696	—	—	—	16,042,696
出資その他の資産	157,732,634	—	—	—	157,732,634
長期保有有価証券	143,468,644	—	—	—	143,468,644
出資	10,575,932	—	—	—	10,575,932
長期前払費用	77,180	—	—	—	77,180
その他の出資その他の資産	3,610,876	—	—	—	3,610,876
特定資産合計	77,926,720	—	—	—	77,926,720
建設積立資産	77,926,720	—	—	—	77,926,720
資産合計	934,269,268	325,110	41,166	△ 7,681,786	926,953,758
流動負債合計	214,069,173	8,047,274	41,166	△ 7,681,786	214,475,826
一般勘定短期借入金	—	7,666,067	15,719	△ 7,681,786	—
未払金	56,365,897	351,091	15	—	56,717,005
未払費用	24,924,902	—	—	—	24,924,902
未払消費税等	1,510,774	12,579	7,383	—	1,530,737
固定資産撤去費用引当金	3,583,519	—	—	—	3,583,519
受信料前受金	125,453,995	—	—	—	125,453,995
短期リース債務	467,881	17,535	—	—	485,416
その他の流動負債	1,762,202	—	18,047	—	1,780,249
固定負債合計	93,236,663	52,606	—	—	93,289,270
固定資産撤去費用引当金	2,035,643	—	—	—	2,035,643
退職給付引当金	68,124,220	—	—	—	68,124,220
役員退任引当金	126,520	—	—	—	126,520
国際催事放送権料引当金	20,756,490	—	—	—	20,756,490
長期リース債務	790,380	52,606	—	—	842,986
その他の固定負債	1,403,409	—	—	—	1,403,409
負債合計	307,305,836	8,099,880	41,166	△ 7,681,786	307,765,096
承継資本	163,375	—	—	—	163,375
固定資産充当資本	442,059,494	—	—	—	442,059,494
剰余金（欠損金）	184,740,561	△ 7,774,769	—	—	176,965,792
純資産合計	626,963,431	△ 7,774,769	—	—	619,188,662
負債純資産合計	934,269,268	325,110	41,166	△ 7,681,786	926,953,758

（損益計算書）

平成25年４月１日から平成26年３月31日まで

（単位　千円）

科目	一般勘定	番組アーカイブ業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
経常事業収入	655,231,766	1,843,360	1,357,198	△ 1,414,197	657,018,128
受信料	643,846,689	—	—	—	643,846,689
交付金収入	3,590,634	—	—	—	3,590,634
視聴料収入	—	1,843,360	—	—	1,843,360
副次収入	7,794,442	—	—	△ 1,414,197	6,380,244
受託業務等収入	—	—	1,357,198	—	1,357,198
経常事業支出	649,624,994	1,714,775	1,137,333	△ 1,194,332	651,282,772
国内放送費	286,862,563	—	—	—	286,862,563
国際放送費	16,246,766	—	—	—	16,246,766

既放送番組配信費	—	1,522,143	—	△ 99,431	1,422,711
受託業務等費	—	—	1,137,333	△ 1,092,628	44,705
契約収納費	57,481,295	—	—	—	57,481,295
受信対策費	4,673,231	—	—	—	4,673,231
広報費	4,998,385	11,993	—	—	5,010,378
調査研究費	8,583,069	—	—	—	8,583,069
給与	118,483,188	91,742	—	—	118,574,930
退職手当・厚生費	63,210,993	44,385	—	—	63,255,379
共通管理費	12,212,044	22,484	—	△ 2,271	12,232,257
減価償却費	67,567,469	22,025	—	—	67,589,495
未収受信料欠損償却費	9,305,986	—	—	—	9,305,986
経常事業収支差金	5,606,771	128,584	219,865	△ 219,865	5,735,356
経常事業外収入	9,561,406	4,780	—	—	9,566,187
財務収入	5,063,671	—	—	—	5,063,671
雑収入	4,497,735	4,780	—	—	4,502,516
経常事業外支出	88,409	—	—	—	88,409
財務費	88,409	—	—	—	88,409
経常事業外収支差金	9,472,997	4,780	—	—	9,477,777
経常収支差金	15,079,768	133,365	219,865	△ 219,865	15,213,133
特別収入	6,013,715	—	—	—	6,013,715
固定資産売却益	2,356,894	—	—	—	2,356,894
固定資産受贈益	20,248	—	—	—	20,248
その他の特別収入	3,636,573	—	—	—	3,636,573
特別支出	2,813,325	—	—	—	2,813,325
固定資産売却損	43,046	—	—	—	43,046
固定資産除却損	2,582,624	—	—	—	2,582,624
その他の特別支出	187,654	—	—	—	187,654
当期事業収支差金	18,280,158	133,365	219,865	△ 219,865	18,413,524

6　主たる設備の状況

平成25年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区分	土地		建物		機械及び装置	その他の固定資産	貸借対照表計上額合計
	面積	金額	面積	金額			
	㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円
放送会館	353,299	34,141,953	635,512	102,326,174	84,942,618	10,601,902	232,012,649
（うち、放送センター）	(82,650)	(5,079,536)	(220,784)	(26,937,688)	(39,354,283)	(3,235,740)	(74,607,247)
テレビジョン放送所	392,944	806,089	51,228	18,114,539	19,736,156	43,294,252	81,951,038
ラジオ放送所	2,090,832	8,799,081	31,265	7,507,496	8,725,327	3,763,968	28,795,874
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	12,031,469	12,031,469
その他の施設	2,009,921	2,941,799	189,098	35,686,763	11,077,924	4,566,963	54,273,450
合計	4,846,998	46,688,924	907,105	163,634,973	124,482,027	74,258,557	409,064,482

注1　その他の施設は放送技術研究所及び放送文化研究所等であります。

2　その他の固定資産は構築物、車両、運搬具及び器具であります。

7　収入支出の決算の状況

7.1　収入支出の決算

平成25年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。

7.2　予算総則の適用

（一　般　勘　定）

(1) 予算総則第４条第１項に基づく予算の流用			2,930,000千円
ア　事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額		2,930,000千円	
受信対策費	120,000千円		
退職手当・厚生費	1,880,000千円		
減価償却費	240,000千円		
特別支出	690,000千円		
イ　事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額		△　2,930,000千円	
国際放送費	△　240,000千円		
契約収納費	△　500,000千円		
広報費	△　60,000千円		
調査研究費	△　250,000千円		
給与	△　1,880,000千円		
(2) 予算総則第５条第１項に基づく平成26年度への建設費予算の繰越し			2,269,930千円
ア　放送網設備の整備費		564,730千円	
イ　番組設備等の整備費		1,705,200千円	
(3) 予算総則第５条第２項に基づく平成24年度からの建設費予算の繰越し			2,871,338千円
ア　放送網設備の整備費		367,244千円	
イ　番組設備等の整備費		2,504,094千円	
(4) 予算総則第６条に基づく予備費の使用			2,189,695千円
ア　円安による支出増		1,685,707千円	
国内放送費	938,663千円		
国際放送費	659,461千円		
財務費	87,583千円		
イ　電気料金の値上げ等による電力料の増		370,022千円	
国内放送費	324,209千円		
共通管理費	45,813千円		
ウ　台風等の災害で被災した施設の復旧経費		133,966千円	
国内放送費	133,966千円		

(5)　予算総則第10条に基づく平成24年度決算における後期繰越金の建設積立資産への繰入れ …… 19,563,480千円

(6)　予算総則第11条に基づく国際放送関係交付金の受入れ及び国際放送実施経費への振当て …… 33,755千円

ア　受入れの項及び金額　33,755千円

交付金収入　33,755千円

イ　振当ての項及び金額　33,755千円

国際放送費　33,755千円

（番組アーカイブ業務勘定）

予算総則第４条第１項に基づく予算の流用 …… 1,600千円

ア　事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額　1,600千円

退職手当・厚生費　1,600千円

イ　事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額　△ 1,600千円

給与　△ 1,600千円

別表

収入支出決算表

（一般勘定）

（事業収支）

平成25年度

款	項	予算額 当初(1)	予算総則に基づく増減額(2) 第４条第１項流用	第６条予備費	第11条交付金	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		647,906,889	—	—	33,755	33,755	647,940,644	661,500,901	△ 13,560,257
	受信料	622,101,017	—	—	—	—	622,101,017	634,540,703	△ 12,439,686
	交付金収入	3,526,908	—	—	33,755	33,755	3,560,663	3,590,634	△ 29,971
	副次収入	9,246,293	—	—	—	—	9,246,293	7,794,442	1,451,850
	財務収入	4,470,041	—	—	—	—	4,470,041	5,063,671	△ 593,630
	雑収入	3,500,000	—	—	—	—	3,500,000	4,497,735	△ 997,735
	特別収入	5,062,630	—	—	—	—	5,062,630	6,013,715	△ 951,085

事業支出		647,906,889	—	—	33,755	33,755	647,940,644	643,220,743	4,719,900
	国内放送費	285,663,904	—	1,396,838	—	1,396,838	287,060,742	286,862,563	198,178
	国際放送費	15,811,202	△ 240,000	659,461	33,755	453,216	16,264,418	16,246,766	17,651
	契約収納費	58,230,571	△ 500,000	—	—	△ 500,000	57,730,571	57,481,295	249,275
	受信対策費	4,578,968	120,000	—	—	120,000	4,698,968	4,673,231	25,736
	広報費	5,240,833	△ 60,000	—	—	△ 60,000	5,180,833	4,998,385	182,447
	調査研究費	8,858,385	△ 250,000	—	—	△ 250,000	8,608,385	8,583,069	25,315
	給与	123,409,071	△ 1,880,000	—	—	△ 1,880,000	121,529,071	118,483,188	3,045,882
	退職手当・厚生費	61,344,504	1,880,000	—	—	1,880,000	63,224,504	63,210,993	13,510
	共通管理費	12,304,701	—	45,813	—	45,813	12,350,514	12,212,044	138,469
	減価償却費	67,330,000	240,000	—	—	240,000	67,570,000	67,567,469	2,530
	財務費	3,750	—	87,583	—	87,583	91,333	88,409	2,923
	特別支出	2,131,000	690,000	—	—	690,000	2,821,000	2,813,325	7,674
	予備費	3,000,000	—	△ 2,189,695	—	△ 2,189,695	810,305	—	810,305
事業収支差金		—	—	—	—	—	—	18,280,158	△ 18,280,158

注1　事業収支差金18,280,158千円は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。
2　収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額であります。

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 第5条第2項繰越	予算総則に基づく増減額(2) 第10条後期繰越金	予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		71,430,000	2,871,338	19,563,480	22,434,818	93,864,818	89,110,672	2,269,930	2,484,215
	前期繰越金受入れ	1,812,153	2,871,338	19,563,480	22,434,818	24,246,971	19,563,480	1,232,040	3,451,451
	減価償却資金受入れ	67,330,000	—	—	—	67,330,000	67,567,469	—	△ 237,469
	資産受入れ	2,287,847	—	—	—	2,287,847	1,979,723	1,037,890	△ 729,766
資本支出		71,430,000	2,871,338	19,563,480	22,434,818	93,864,818	89,110,672	2,269,930	2,484,215
	建設費	71,430,000	2,871,338	—	2,871,338	74,301,338	69,547,192	2,269,930	2,484,215

資本収支差金	建設積立資産繰入れ	—	—	19,563,480	19,563,480	19,563,480	19,563,480	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—

1）前期繰越金　　108,097,163千円
2）平成25年度使用額　　△ 19,563,480千円（建設積立資産へ繰入れ）
3）平成25年度発生額　　18,280,158千円（事業収支差金）

後期繰越金（1＋2＋3）　106,813,841千円

（番組アーカイブ業務勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額(1)	予算総則に基づく増減額(2) 第4条第1項流用	予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		1,782,310	—	—	1,782,310	1,848,141	△ 65,831
	視聴料収入	1,782,310	—	—	1,782,310	1,843,360	△ 61,050
	雑収入	—	—	—	—	4,780	△ 4,780
事業支出		2,425,018	—	—	2,425,018	1,714,775	710,242
	既放送番組配信費	1,987,941	—	—	1,987,941	1,522,143	465,797
	広報費	232,488	—	—	232,488	11,993	220,494
	給与	95,432	△ 1,600	△ 1,600	93,832	91,742	2,089
	退職手当・厚生費	42,875	1,600	1,600	44,475	44,385	89
	共通管理費	37,298	—	—	37,298	22,484	14,813
	減価償却費	28,984	—	—	28,984	22,025	6,958
事業収支差金		△ 642,708	—	—	△ 642,708	133,365	△ 776,073

注　事業収支差金133,365千円を含む平成25年度末の繰越不足△7,774,769千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんしております。

（資本収支）

款	項	予算額 当初額(1)	予算総則に基づく増減額(2)	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		28,984	—	28,984	22,025	6,958
	減価償却資金受入れ	28,984	—	28,984	22,025	6,958

資本支出		28,984	—	28,984	22,025	6,958
	建設費	28,984	—	28,984	22,025	6,958
資本収支差金		—	—	—	—	—

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づき増減額 (2)	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		1,454,519	—	1,454,519	1,357,198	97,320
	受託業務等収入	1,454,519	—	1,454,519	1,357,198	97,320
事業支出		1,219,638	—	1,219,638	1,137,333	82,304
	受託業務等費	1,219,638	—	1,219,638	1,137,333	82,304
事業収支差金		234,881	—	234,881	219,865	15,015

注　事業収支差金219,865千円は、一般勘定へ繰り入れております。

審査報告書

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月七日

総務委員長　竹谷とし子

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十四条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成二十六年度決算書類である。

この決算書類によれば、同年度の貸借対照表の一般勘定については、平成二十七年三月三十一日現在、資産合計は九千九百七十一億円、負債合計は三千三百五億円、純資産合計は六千六百六十五億円となつている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千七百三十億円、経常事業支出は六千五百六十一億円となつており、経常事業収支差金は百六十九億円となつている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行つた結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右

国会に提出する。

平成二十八年二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

27検第875号
平成27年11月6日

内閣総理大臣
安倍　晋三殿

会計検査院長
河戸　光彦㊞

日本放送協会平成26年度財務諸表等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について

日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。

1　平成26年度財産目録

財　産　目　録
平成27年3月31日現在

（協　会　全　体）

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			千円	千円
（資産の部）				
流動資産				302,389,784
現金及び預金				64,165,659
	現金		368,562	
	預金	定期預金ほか	63,797,096	
受信料未収金				6,882,807
	受信料未収金		18,177,807	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見込額	△ 11,295,000	
有価証券				211,896,386
		国債	1,000,000	
		政府保証債	8,298,004	
		非政府保証債	11,599,216	
		地方債	2,499,838	
		事業債	14,899,326	
		譲渡性預金	173,600,000	
番組勘定		未放送の番組に係る経費ほか		10,356,460
前払費用		賃借料ほか		1,232,007
未収金		国際放送関係交付金ほか		7,373,781
その他の流動資産				482,682
	仮払金	仮払消費税ほか	476,895	
	その他の流動資産	立替金ほか	5,786	
固定資産				552,844,214
有形固定資産				418,675,193
建物				160,992,603
	建物	放送会館、放送所ほか	334,604,615	
	減価償却累計額		△ 173,612,012	
構築物				69,618,040
	構築物	空中線設備ほか	156,850,068	
	減価償却累計額		△ 87,232,027	
機械及び装置				128,022,918
	機械及び装置	放送設備ほか	711,458,817	
	減価償却累計額		△ 583,435,898	
車両及び運搬具				1,622,657
	車両及び運搬具	中継車ほか	9,205,778	
	減価償却累計額		△ 7,583,121	
器具				2,693,188
	器具	事務用器具ほか	7,360,834	
	減価償却累計額		△ 4,667,646	
土地		放送会館敷地、放送所敷地ほか		47,024,502
建設仮勘定		放送設備ほか		8,701,283

無形固定資産				16,553,362
無形固定資産				16,553,362
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	1,421,258	
	ソフトウェア		12,553,933	
	ソフトウェア仮勘定		2,537,393	
	その他の無形固定資産	地上権	40,777	
出資その他の資産				117,615,657
長期保有有価証券				103,312,157
		国債	5,991,586	
		政府保証債	20,273,792	
		非政府保証債	29,688,357	
		地方債	15,395,848	
		事業債	27,962,573	
		円貨建外債	4,000,000	
出資				10,575,932
	関係会社出資	㈱ＮＨＫエンタープライズほか	10,322,032	
	その他の出資	福岡タワー㈱ほか	253,900	
長期前払費用		放送所敷地賃借料ほか		197,416
その他の出資その他の資産				3,530,150
	差入保証金	賃借保証金ほか	3,006,488	
	その他の資産	建設協力金ほか	523,662	
特定資産				134,817,814
建設積立資産		建設資金積立金		134,817,814
		国債	2,200,000	
		政府保証債	7,000,000	
		非政府保証債	71,200,000	
		地方債	12,400,000	
		事業債	42,017,814	
資産合計				990,051,812

（負債の部）				
流動負債				223,100,477
未払金		番組制作経費、設備整備経費ほか		51,706,834
未払費用				25,245,636
	契約収納事務費		5,034,344	
	その他の未払費用	電力料、回線料ほか	20,211,291	
未払消費税等				10,145,430
固定資産撤去費用引当金				1,896,838
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		131,845,477
短期リース債務				655,068
その他の流動負債				1,605,190
	前受収益	素材活用提供料ほか	75,433	
	預り金	源泉徴収所得税ほか	1,529,719	
	その他の流動負債	仮受金ほか	37	
固定負債				107,923,864
退職給付引当金				77,414,321
役員退任引当金				171,280
国際催事放送権料引当金				27,651,989
長期リース債務				1,418,304
その他の固定負債		ＰＣＢ廃棄物処理経費ほか		1,267,969
負債合計				331,024,341

官報（号外）

2　平成26年度貸借対照表

貸借対照表

平成27年3月31日現在

（協会全体）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		64,165,659	
受信料未収金	18,177,807		
未収受信料欠損引当金	△ 11,295,000	6,882,807	
有価証券		211,896,386	
番組勘定		10,356,460	
前払費用		1,232,007	
未収金		7,373,781	
その他の流動資産		482,682	
流動資産合計		302,389,784	30.5
固定資産			
有形固定資産			
建物	334,604,615		
減価償却累計額	△ 173,612,012	160,992,603	
構築物	156,850,068		
減価償却累計額	△ 87,232,027	69,618,040	
機械及び装置	711,458,817		
減価償却累計額	△ 583,435,898	128,022,918	
車両及び運搬具	9,205,778		
減価償却累計額	△ 7,583,121	1,622,657	
器具	7,360,834		
減価償却累計額	△ 4,667,646	2,693,188	
土地		47,024,502	
建設仮勘定		8,701,283	
有形固定資産合計		418,675,193	42.3
無形固定資産			
無形固定資産		16,553,362	
無形固定資産合計		16,553,362	1.7
出資その他の資産			
長期保有有価証券		103,312,157	
出資		10,575,932	
関係会社出資	10,322,032		
その他の出資	253,900		
長期前払費用		197,416	
その他の出資その他の資産		3,530,150	
出資その他の資産合計		117,615,657	11.9
固定資産合計		552,844,214	55.9
特定資産			
建設積立資産		134,817,814	
特定資産合計		134,817,814	13.6
資産合計		990,051,812	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		51,706,834	
未払費用		25,245,636	
未払消費税等		10,145,430	
固定資産撤去費用引当金		1,896,838	
受信料前受金		131,845,477	
短期リース債務		655,068	
その他の流動負債		1,605,190	
流動負債合計		223,100,477	22.5
固定負債			
退職給付引当金		77,414,321	
役員退任引当金		171,280	
国際催事放送権料引当金		27,651,989	
長期リース債務		1,418,304	
その他の固定負債		1,267,969	
固定負債合計		107,923,864	10.9
負債合計		331,024,341	33.4
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		443,936,706	

剰余金		214,927,388	
建設積立金		96,206,878	
繰越剰余金		118,720,510	
純資産合計		659,027,470	66.6
負債純資産合計		990,051,812	100.0

注　平成26年度末における繰越剰余金1,187億2,051万円のうち、平成27年度において、建設積立金に386億1,093万６千円を組み入れます。

これにより、建設積立金は1,348億1,781万４千円、繰越剰余金は801億957万４千円となります。

（一般勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		64,153,395	
受信料未収金	18,177,807		
未収受信料欠損引当金	△ 11,295,000	6,882,807	
有価証券		211,896,386	
番組勘定		10,356,460	
前払費用		1,215,290	
番組アーカイブ勘定短期貸付金		7,427,598	
未収金		7,103,456	
その他の流動資産		482,682	
流動資産合計		309,518,076	31.0
固定資産			
有形固定資産			
建物	334,604,615		
減価償却累計額	△ 173,612,012	160,992,603	
構築物	156,850,068		
減価償却累計額	△ 87,232,027	69,618,040	
機械及び装置	711,458,817		
減価償却累計額	△ 583,435,898	128,022,918	
車両及び運搬具	9,205,778		
減価償却累計額	△ 7,583,121	1,622,657	
器具	7,277,332		
減価償却累計額	△ 4,634,245	2,643,087	
土地		47,024,502	
建設仮勘定		8,701,283	
有形固定資産合計		418,625,092	42.0
無形固定資産			
無形固定資産		16,553,362	
無形固定資産合計		16,553,362	1.7
出資その他の資産			
長期保有有価証券		103,312,157	
出資		10,575,932	
関係会社出資	10,322,032		
その他の出資	253,900		
長期前払費用		197,416	
その他の出資その他の資産		3,530,150	
出資その他の資産合計		117,615,657	11.8
固定資産合計		552,794,112	55.5
特定資産			
建設積立資産		134,817,814	
特定資産合計		134,817,814	13.5
資産合計		997,130,003	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		51,367,702	
未払費用		25,245,636	
未払消費税等		10,081,080	
固定資産撤去費用引当金		1,896,838	
受信料前受金		131,845,477	
短期リース債務		637,533	
その他の流動負債		1,588,366	
流動負債合計		222,662,634	22.4
固定負債			
退職給付引当金		77,414,321	
役員退任引当金		171,280	
国際催事放送権料引当金		27,651,989	
長期リース債務		1,383,233	

その他の固定負債		1,267,969	
固定負債合計		107,888,793	10.8
負債合計		330,551,428	33.2
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		443,936,706	
剰余金		222,478,493	
建設積立金		96,206,878	
繰越剰余金		126,271,615	
純資産合計		666,578,575	66.8
負債純資産合計		997,130,003	100.0

注　平成26年度末における繰越剰余金1,262億7,161万5千円のうち、平成27年度において、建設積立金に386億1,093万6千円を組み入れます。

これにより、建設積立金は1,348億1,781万4千円、繰越剰余金は876億6,067万9千円となります。

なお、繰越剰余金876億6,067万9千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（番組アーカイブ業務勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
前払費用		16,717	
未収金		226,136	
流動資産合計		242,853	82.9
固定資産			
有形固定資産			
器具	83,502		
減価償却累計額	△ 33,400	50,101	
有形固定資産合計		50,101	
固定資産合計		50,101	17.1
資産合計		292,954	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		7,427,598	
未払金		337,962	
未払消費税等		25,893	
短期リース債務		17,535	
流動負債合計		7,808,988	2,665.6
固定負債			
長期リース債務		35,070	
固定負債合計		35,070	12.0
負債合計		7,844,059	2,677.6
（純資産の部）			
資本			
欠損金		△ 7,551,104	
繰越欠損金		△ 7,551,104	
純資産合計		△ 7,551,104	△ 2,577.6
負債純資産合計		292,954	100.0

（受託業務等勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		12,263	
未収金		44,188	
流動資産合計		56,451	100.0
資産合計		56,451	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		1,170	
未払消費税等		38,457	
その他の流動負債		16,823	
流動負債合計		56,451	100.0
負債合計		56,451	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	—
負債純資産合計		56,451	100.0

3　平成26年度損益計算書

損益計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（協会全体）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	674,823,935
	受信料	660,954,821
	交付金収入	4,163,772
	視聴料収入	1,884,190
	副次収入	6,435,934
	受託業務等収入	1,385,216
	経常事業支出	657,681,561
	国内放送費	293,805,222
	国際放送費	17,570,111
	既放送番組配信費	1,334,754
	受託業務等費	51,210
	契約収納費	57,735,666
	受信対策費	3,286,722
	広報費	5,103,186
	調査研究費	9,400,292
	給与	116,023,381
	退職手当・厚生費	61,032,519
	共通管理費	13,034,601
	減価償却費	67,743,854
	未収受信料欠損償却費	11,560,038
	経常事業収支差金	17,142,374
経常事業外収支	経常事業外収入	10,514,709
	財務収入	5,010,215
	雑収入	5,504,494
	経常事業外支出	206,951
	財務費	206,951
	経常事業外収支差金	10,307,757
経常収支差金		27,450,132
特別収支	特別収入	15,185,654
	固定資産売却益	14,690,491
	固定資産受贈益	139,082
	その他の特別収入	356,080
	特別支出	2,796,978
	固定資産売却損	36,894
	固定資産除却損	2,571,091
	その他の特別支出	188,992
当期事業収支差金		39,838,808
当期事業収支差金		39,838,808
建設積立金繰入れ		38,610,936
事業収支剰余金		1,227,872

（一般勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	673,030,273
	受信料	660,954,821
	交付金収入	4,163,772
	副次収入	7,911,679
	経常事業支出	656,110,803
	国内放送費	293,805,222
	国際放送費	17,570,111
	契約収納費	57,735,666
	受信対策費	3,286,722
	広報費	5,088,235
	調査研究費	9,400,292
	給与	115,932,841
	退職手当・厚生費	60,989,390
	共通管理費	13,015,129
	減価償却費	67,727,154
	未収受信料欠損償却費	11,560,038
	経常事業収支差金	16,919,469

経常事業外収支	経常事業外収入		10,513,949
	財務収入	5,010,215	
	雑収入	5,503,734	
	経常事業外支出		206,951
	財務費	206,951	
	経常事業外収支差金		10,306,998
経常収支差金			27,226,467
特別収支	特別収入		15,185,654
	固定資産売却益	14,690,491	
	固定資産受贈益	139,082	
	その他の特別収入	356,080	
	特別支出		2,796,978
	固定資産売却損	36,894	
	固定資産除却損	2,571,091	
	その他の特別支出	188,992	
当期事業収支差金			39,615,143

当期事業収支差金		39,615,143
建設積立金繰入れ	38,610,936	
事業収支剰余金	1,004,207	

（番組アーカイブ業務勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	1,884,190
	視聴料収入	1,884,190
	経常事業支出	1,661,285
	既放送番組配信費	1,474,658
	広報費	14,950
	給与	90,540
	退職手当・厚生費	43,128
	共通管理費	21,306
	減価償却費	16,700
	経常事業収支差金	222,905
経常事業外収支	経常事業外収入	759
	雑収入	759
	経常事業外収支差金	759
経常収支差金		223,664
当期事業収支差金		223,664

当期事業収支差金		223,664
一般勘定への繰入れ	—	
繰越欠損金	223,664	

（受託業務等勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	1,385,216
	受託業務等収入	1,385,216
	経常事業支出	1,162,187
	受託業務等費	1,162,187
	経常事業収支差金	223,029
当期事業収支差金		223,029

当期事業収支差金		223,029
一般勘定への繰入れ	223,029	
事業収支剰余金	—	

4　平成26年度資本等変動計算書

資本等変動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（協会全体）

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	442,059,494	77,926,720	99,039,072	619,188,662

当期変動額					
資本支出充当	—	1,877,212	—	△ 1,877,212	—
当期事業収支差金	—	—	—	39,838,808	39,838,808
建設積立金繰入れ	—	—	18,280,158	△18,280,158	—
当期変動額合計	—	1,877,212	18,280,158	19,681,438	39,838,808
当期末残高	163,375	443,936,706	96,206,878	118,720,510	659,027,470

（一　般　勘　定）

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	442,059,494	77,926,720	106,813,841	626,963,431
当期変動額					
資本支出充当	—	1,877,212	—	△ 1,877,212	—
当期事業収支差金	—	—	—	39,615,143	39,615,143
建設積立金繰入れ	—	—	18,280,158	△18,280,158	—
当期変動額合計	—	1,877,212	18,280,158	19,457,773	39,615,143
当期末残高	163,375	443,936,706	96,206,878	126,271,615	666,578,575

（番組アーカイブ業務勘定）

（単位　千円）

科目	純資産	
	資本	
	剰余金	
	繰越欠損金	
前期末残高	△	7,774,769
当期変動額		
当期事業収支差金		223,664
当期変動額合計		223,664
当期末残高	△	7,551,104

（受託業務等勘定）

（単位　千円）

科目	純資産	
	資本	
	剰余金	
	繰越剰余金	
前期末残高		—
当期変動額		
当期事業収支差金		223,029
一般勘定への繰入れ	△	223,029
当期変動額合計		—
当期末残高		—

5　平成26年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（協　会　全　体）

（単位　千円）

区分	金額	
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー		
当期事業収支差金		39,838,808
減価償却費		67,840,186
退職給付引当金の増減額		9,290,100
役員退任引当金の増減額		44,760
未収受信料欠損引当金の増減額		1,899,000
国際催事放送権料引当金の増減額		6,895,499
固定資産撤去費用引当金の増減額	△	3,722,325
受取利息及び受取配当金	△	5,010,215

固定資産売却益	△	14,690,491
固定資産受贈益	△	139,082
固定資産除却損		2,571,091
固定資産売却損		36,894
受信料未収金の増減額	△	2,213,851
番組勘定の増減額	△	906,162
前払費用の増減額	△	204,920
未収金の増減額		951,121
未払金の増減額	△	3,528,545
未払消費税等の増減額		8,614,693
受信料前受金の増減額		6,391,482
その　他		245,892
事業活動によるキャッシュ・フロー		114,203,936
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	76,800,000
定期預金の払戻による収入		52,300,000
有価証券の取得による支出	△	216,700,000
有価証券の売却・償還による収入		200,696,592
固定資産の取得による支出	△	74,000,042
固定資産の売却による収入		14,910,084
長期保有有価証券の取得による支出	△	55,000,000
差入保証金の増減額		61,193
利息及び配当金の受取額		5,014,696
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	149,517,474
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務返済による支出	△	629,043
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	629,043
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額	△	35,942,580
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		148,708,240
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高		112,765,659

6　平成26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書

1　決　算　概　説

日本放送協会（以下「協会」という。）は、平成26年度の事業運営にあたり、「平成24～26年度　NHK経営計画」を踏まえ、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図りました。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、放送サービスの充実、視聴者との結びつきの強化、災害への対応機能の強化、放送・通信融合時代の新たなサービスの開発、海外への情報発信の強化、調査研究の推進等、各部門の事業活動を積極的に進めました。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。

協会全体の平成26年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額9,900億5,181万2千円に対し、負債総額は3,310億2,434万1千円であり、純資産総額は6,590億2,747万円であります。

次に、平成26年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,748億2,393万5千円に対し、経常事業支出は6,576億8,156万1千円で、差し引き経常事業収支差金は171億4,237万4千円であり、これに経常事業外収支差金103億775万7千円を加えた経常収支差金は274億5,013万2千円であります。これに特別収入151億8,565万4千円を加え、特別支出27億9,697万8千円を差し引いた当期事業収支差金は398億3,880万8千円であります。

次に、平成26年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは1,142億393万6千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,495億1,747万4千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△6億2,904万3千円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は1,487億824万円でありましたが、359億4,258万円減少し、年度末では1,127億6,565万9千円となっております。

「一般勘定」、「番組アーカイブ業務勘定」及び「受託業務等勘定」の各勘定における平成26年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに平成26年度中の損益の状況は次のとおりであります。

「一般勘定」の平成26年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額9,971億3,000万3千円に対し、負債総額は3,305億5,142万8千円であり、純資産総額は6,665億7,857万5千円であります。

次に、平成26年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,730億3,027万3千円に対し、経常事業支出は6,561億1,080万3千円で、差し引き経常事業収支差金は169億1,946万9千円であり、これに経常事業外収支差金103億699万8千円を加えた経常収支差金は272億2,646万7千円であります。これに特別収入151億8,565万4千円を加え、特別支出27億9,697万8千円を差し引いた当期事業収支差金は396億1,514万3千円であります。当期事業収支差金のうち、建設積立金繰入れは386億1,093万6千円、事業収支剰余金は10億420万7千円であります。なお、この事業収支剰余金は、翌年

度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

「番組アーカイブ業務勘定」の平成26年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額２億9,295万４千円に対し、負債総額は78億4,405万９千円であり、純資産総額は△75億5,110万４千円であります。

次に、平成26年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入18億8,419万円に対し、経常事業支出は16億6,128万５千円で、差し引き経常事業収支差金は２億2,290万５千円であります。これに経常事業外収支差金75万９千円を加えた経常収支差金は２億2,366万４千円であり、当期事業収支差金も同額の２億2,366万４千円であります。この当期事業収支差金によって、欠損金が同額減少します。

「受託業務等勘定」の平成26年度末の資産、負債の状況を貸借対照表でみると資産総額5,645万１千円に対し、負債総額は5,645万１千円であります。

次に、平成26年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入13億8,521万６千円に対し、経常事業支出は11億6,218万７千円で、差し引き経常事業収支差金は２億2,302万９千円であります。経常事業収支差金と同額となる当期事業収支差金２億2,302万９千円については、「一般勘定」へ繰り入れております。

２　財務諸表の作成に関する重要な会計方針

協会の会計については、放送法及び放送法施行規則の定めるところにより、これに定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っております。

また、財務諸表の様式は、放送法施行規則に定める書式に従っております。なお、放送法及び放送法施行規則の定めによるものについては、財務諸表にその旨を明示しております。

2.1　有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）によっております。

(2)　子会社及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法によっております。

(3)　その他有価証券（時価のないもの）……移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2　番　組　勘　定

個別法に基づく原価法によっております。なお、放送を実施する可能性が低下したものについては、帳簿価額を切り下げております。

2.3　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

「建物」「構築物」……定額法によっております。

「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建　　物	５～50年
構　築　物	10～60年
機械及び装置	５～15年
車両及び運搬具	４～７年
器　　具	３～41年

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

施設利用権	15～20年
自社利用のソフトウェア	見込利用可能期間（５年）

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.4　引当金の計上基準

(1)　未収受信料欠損引当金……　当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。

(2)　固定資産撤去費用引当金……　放送設備等の撤去費用の支払いに備えるため、合理的見積額を計上しております。

(3)　退職給付引当金……　職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異・過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間（15～16年）以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理しております。

会計基準変更時差異は、一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(4)　役員退任引当金……　役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上しております。

(5)　国際催事放送権料引当金……　スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解　注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

2.5　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.6　固定資産の減損会計

固定資産の減損会計につきましては、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」によっております。

2.7　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日　以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日　以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法については、期間定額基準を継続適用し、割引率の決定方法については、職員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

これに伴う当年度の期首の剰余金及び当年度の経常事業収支差金、経常収支差金及び当期事業収支差金への影響はありません。

3　資産、負債、純資産、損益及びキャッシュ・フローの状況

3.1　財産目録及び貸借対照表

（協　会　全　体）

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成25年度末	平成26年度末	増減
資産	現金及び預金	96,608,240	64,165,659	△ 32,442,580
	受信料未収金	6,567,956	6,882,807	314,851
	有価証券	136,596,592	211,896,386	75,299,794
	番組勘定	9,450,297	10,356,460	906,162
	前払費用	1,027,087	1,232,007	204,920
	未収金	8,360,377	7,373,781	△ 986,596
	その他の流動資産	951,023	482,682	△ 468,341
	流動資産合計	(28.0) 259,561,575	(30.5) 302,389,784	42,828,209
	有形固定資産	415,690,131	418,675,193	2,985,062
	建物	163,634,973	160,992,603	△ 2,642,370
	構築物	70,425,296	69,618,040	△ 807,256
	機械及び装置	124,482,027	128,022,918	3,540,891
	車両及び運搬具	1,794,595	1,622,657	△ 171,937
	器具	2,038,665	2,693,188	654,523
	土地	46,688,924	47,024,502	335,577
	建設仮勘定	6,625,649	8,701,283	2,075,633
	無形固定資産	16,042,696	16,553,362	510,665
	出資その他の資産	157,732,634	117,615,657	△ 40,116,976
	長期保有有価証券	143,468,644	103,312,157	△ 40,156,487
	出資	10,575,932	10,575,932	—
	長期前払費用	77,180	197,416	120,236
	その他の出資その他の資産	3,610,876	3,530,150	△ 80,725
	固定資産合計	(63.6) 589,465,463	(55.9) 552,844,214	△ 36,621,249
	建設積立資産	77,926,720	134,817,814	56,891,094
	特定資産合計	(8.4) 77,926,720	(13.6) 134,817,814	56,891,094

	資産合計	(100.0) 926,953,758	(100.0) 990,051,812		63,098,054
負債・純資産	未払金	56,717,005	51,706,834	△	5,010,170
	未払費用	24,924,902	25,245,636		320,733
	未払消費税等	1,530,737	10,145,430		8,614,693
	固定資産撤去費用引当金	3,583,519	1,896,838	△	1,686,681
	受信料前受金	125,453,995	131,845,477		6,391,482
	短期リース債務	485,416	655,068		169,652
	その他の流動負債	1,780,249	1,605,190	△	175,059
	流動負債合計	(23.1) 214,475,826	(22.5) 223,100,477		8,624,651
	固定資産撤去費用引当金	2,035,643	—	△	2,035,643
	退職給付引当金	68,124,220	77,414,321		9,290,100
	役員退任引当金	126,520	171,280		44,760
	国際催事放送権料引当金	20,756,490	27,651,989		6,895,499
	長期リース債務	842,986	1,418,304		575,318
	その他の固定負債	1,403,409	1,267,969	△	135,439
	固定負債合計	(10.1) 93,289,270	(10.9) 107,923,864		14,634,594
	負債合計	(33.2) 307,765,096	(33.4) 331,024,341		23,259,245
	資本	619,188,662	659,027,470		39,838,808
	承継資本	163,375	163,375		—
	固定資産充当資本	442,059,494	443,936,706		1,877,212
	剰余金	176,965,792	214,927,388		37,961,596
	建設積立金	77,926,720	96,206,878		18,280,158
	繰越剰余金	99,039,072	118,720,510		19,681,438
	純資産合計	(66.8) 619,188,662	(66.6) 659,027,470		39,838,808
	負債純資産合計	(100.0) 926,953,758	(100.0) 990,051,812		63,098,054

注　(　)内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

(一　般　勘　定)

(比較貸借対照表)

(単位　千円)

区分		平成25年度末	平成26年度末	増減	
資産	現金及び預金	96,608,240	64,153,395	△	32,454,844
	受信料未収金	6,567,956	6,882,807		314,851
	有価証券	136,596,592	211,896,386		75,299,794
	番組勘定	9,450,297	10,356,460		906,162
	前払費用	1,010,318	1,215,290		204,971
	番組アーカイブ勘定短期貸付金	7,666,067	7,427,598	△	238,469
	受託業務等勘定短期貸付金	15,719	—	△	15,719
	未収金	8,077,671	7,103,456	△	974,214
	その他の流動資産	951,023	482,682	△	468,341
	流動資産合計	(28.6) 266,943,886	(31.0) 309,518,076		42,574,190
	有形固定資産	415,623,330	418,625,092		3,001,762
	建物	163,634,973	160,992,603	△	2,642,370
	構築物	70,425,296	69,618,040	△	807,256
	機械及び装置	124,482,027	128,022,918		3,540,891
	車両及び運搬具	1,794,595	1,622,657	△	171,937
	器具	1,971,863	2,643,087		671,223
	土地	46,688,924	47,024,502		335,577
	建設仮勘定	6,625,649	8,701,283		2,075,633
	無形固定資産	16,042,696	16,553,362		510,665
	出資その他の資産	157,732,634	117,615,657	△	40,116,976
	長期保有有価証券	143,468,644	103,312,157	△	40,156,487
	出資	10,575,932	10,575,932		—
	長期前払費用	77,180	197,416		120,236
	その他の出資その他の資産	3,610,876	3,530,150	△	80,725
	固定資産合計	(63.1) 589,398,661	(55.5) 552,794,112	△	36,604,548
	建設積立資産	77,926,720	134,817,814		56,891,094
	特定資産合計	(8.3) 77,926,720	(13.5) 134,817,814		56,891,094

官報（号外）

	資産合計	(100.0) 934,269,268	(100.0) 997,130,003	62,860,735
負債・純資産	未払金	56,365,897	51,367,702	△ 4,998,195
	未払費用	24,924,902	25,245,636	320,733
	未払消費税等	1,510,774	10,081,080	8,570,305
	固定資産撤去費用引当金	3,583,519	1,896,838	△ 1,686,681
	受信料前受金	125,453,995	131,845,477	6,391,482
	短期リース債務	467,881	637,533	169,652
	その他の流動負債	1,762,202	1,588,366	△ 173,835
	流動負債合計	(22.9) 214,069,173	(22.4) 222,662,634	8,593,461
	固定資産撤去費用引当金	2,035,643	—	△ 2,035,643
	退職給付引当金	68,124,220	77,414,321	9,290,100
	役員退任引当金	126,520	171,280	44,760
	国際催事放送権料引当金	20,756,490	27,651,989	6,895,499
	長期リース債務	790,380	1,383,233	592,853
	その他の固定負債	1,403,409	1,267,969	△ 135,439
	固定負債合計	(10.0) 93,236,663	(10.8) 107,888,793	14,652,129
	負債合計	(32.9) 307,305,836	(33.2) 330,551,428	23,245,591
	資本	626,963,431	666,578,575	39,615,143
	承継資本	163,375	163,375	—
	固定資産充当資本	442,059,494	443,936,706	1,877,212
	剰余金	184,740,561	222,478,493	37,737,931
	建設積立金	77,926,720	96,206,878	18,280,158
	繰越剰余金	106,813,841	126,271,615	19,457,773
	純資産合計	(67.1) 626,963,431	(66.8) 666,578,575	39,615,143
	負債純資産合計	(100.0) 934,269,268	(100.0) 997,130,003	62,860,735

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

資産の部

平成26年度末の資産総額は、平成25年度末の9,342億6,926万８千円に比べ628億6,073万５千円増加し、9,971億3,000万３千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成25年度末		平成26年度末		増減
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）	
流動資産	266,943,886	28.6	309,518,076	31.0	42,574,190
固定資産	589,398,661	63.1	552,794,112	55.5	△ 36,604,548
特定資産	77,926,720	8.3	134,817,814	13.5	56,891,094
合計	934,269,268	100.0	997,130,003	100.0	62,860,735

流動資産

平成26年度末の流動資産は、平成25年度末の2,669億4,388万６千円に比べ425億7,419万円増加し、3,095億1,807万６千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
現金及び預金	96,608,240	64,153,395	△ 32,454,844
受信料未収金	6,567,956	6,882,807	314,851
有価証券	136,596,592	211,896,386	75,299,794
番組勘定	9,450,297	10,356,460	906,162
前払費用	1,010,318	1,215,290	204,971
番組アーカイブ勘定短期貸付金	7,666,067	7,427,598	△ 238,469
受託業務等勘定短期貸付金	15,719	—	△ 15,719
未収金	8,077,671	7,103,456	△ 974,214
その他の流動資産	951,023	482,682	△ 468,341
合計	266,943,886	309,518,076	42,574,190

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
現金	323,543	368,562	45,019
普通預金	15,884,696	6,884,832	△ 8,999,863
定期預金	80,400,000	56,900,000	△ 23,500,000
合計	96,608,240	64,153,395	△ 32,454,844

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

(単位　千円)

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
受信料未収金	15,963,956	18,177,807	2,213,851
未収受信料欠損引当金	△ 9,396,000	△ 11,295,000	△ 1,899,000
合　　計	6,567,956	6,882,807	314,851

＜未収受信料欠損引当金の増減内訳＞

(単位　千円)

区　　分	平成25年度末	平成26年度		
		増加額	減少額	年度末
未収受信料欠損引当金	9,396,000	11,295,000	9,396,000	11,295,000

(3) 有価証券

(単位　千円)

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
有価証券	136,596,592	211,896,386	75,299,794

＜有価証券の内訳＞

(単位　千円)

区　　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　　要
国債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
政府保証債	8,300,000	8,255,736	8,298,004	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	11,600,000	11,587,150	11,599,216	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
地方債	2,500,000	2,491,970	2,499,838	神戸市公募公債ほか
事業債	14,900,000	14,882,095	14,899,326	東京電力㈱社債ほか
譲渡性預金	173,600,000	173,600,000	173,600,000	
合　　計	211,900,000	211,816,951	211,896,386	

(4) 番組勘定

(単位　千円)

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
番組勘定	9,450,297	10,356,460	906,162

注　番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であります。

(5) 前払費用

(単位　千円)

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
前払費用	1,010,318	1,215,290	204,971

注　前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等であります。

(6) 番組アーカイブ勘定短期貸付金

(単位　千円)

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
番組アーカイブ勘定短期貸付金	7,666,067	7,427,598	△ 238,469

注　番組アーカイブ勘定短期貸付金は、番組アーカイブ業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(7) 受託業務等勘定短期貸付金

(単位　千円)

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
受託業務等勘定短期貸付金	15,719	—	△ 15,719

注　受託業務等勘定短期貸付金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(8) 未収金

(単位　千円)

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
有価証券等利息	533,439	497,964	△ 35,474
その他の未収金	7,544,231	6,605,491	△ 938,740
合　　計	8,077,671	7,103,456	△ 974,214

注　その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(9) その他の流動資産

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度末	増　減
仮払金	931,428	476,895	△ 454,533
その他の流動資産	19,594	5,786	△ 13,807
合計	951,023	482,682	△ 468,341

注1　仮払金の内容は、翌年度に仕入控除する仮払消費税等であります。
2　その他の流動資産の内容は、立替金等であります。

固定資産

平成26年度末の固定資産は、平成25年度末の5,893億9,866万1千円に比べ366億454万8千円減少し、5,527億9,411万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度末	増　減
有形固定資産	415,623,330	418,625,092	3,001,762
無形固定資産	16,042,696	16,553,362	510,665
出資その他の資産	157,732,634	117,615,657	△ 40,116,976
長期保有有価証券	143,468,644	103,312,157	△ 40,156,487
出資	10,575,932	10,575,932	—
長期前払費用	77,180	197,416	120,236
その他の出資その他の資産	3,610,876	3,530,150	△ 80,725
合計	589,398,661	552,794,112	△ 36,604,548

(1) 有形・無形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区　分	平成25年度末取得価額 (1)	平成26年度 増加額 (2)	平成26年度 減少額 (3)	平成26年度末取得価額 (1)+(2)−(3) (4)
有形固定資産	1,251,370,185	74,078,561	50,326,348	1,275,122,397
建物	328,779,231	7,998,369	2,172,985	334,604,615
構築物	152,033,409	8,055,937	3,239,278	156,850,068
機械及び装置	701,855,814	48,185,523	38,582,521	711,458,817
車両及び運搬具	9,176,536	572,453	543,211	9,205,778
器具	6,210,618	1,364,153	297,439	7,277,332
土地	46,688,924	547,322	211,744	47,024,502
建設仮勘定	6,625,649	7,354,802	5,279,168	8,701,283
無形固定資産	28,880,027	6,025,837	439,297	34,466,566
施設利用権	1,228,958	406,733	—	1,635,691
ソフトウェア	26,492,811	3,759,893	—	30,252,704
ソフトウェア仮勘定	1,117,480	1,859,210	439,297	2,537,393
その他の無形固定資産	40,777	—	—	40,777
合計	1,280,250,212	80,104,398	50,765,646	1,309,588,964

区　分	平成26年度末減価償却累計額 (5)	減価償却累計額	減損損失累計額	平成26年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	856,497,305	856,138,935	358,370	418,625,092
建物	173,612,012	173,265,114	346,897	160,992,603
構築物	87,232,027	87,221,092	10,935	69,618,040
機械及び装置	583,435,898	583,435,361	536	128,022,918
車両及び運搬具	7,583,121	7,583,121	—	1,622,657
器具	4,634,245	4,634,245	—	2,643,087
土地	—	—	—	47,024,502
建設仮勘定	—	—	—	8,701,283
無形固定資産	17,913,204	17,913,204	—	16,553,362
施設利用権	214,433	214,433	—	1,421,258
ソフトウェア	17,698,771	17,698,771	—	12,553,933
ソフトウェア仮勘定	—	—	—	2,537,393
その他の無形固定資産	—	—	—	40,777
合計	874,410,509	874,052,139	358,370	435,178,454

注1　有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりであります。
＜増加額＞
機械及び装置　映像・音声機器　(14,665,007千円)
送信・伝送設備　(12,088,536千円)
ニュースセンター設備（7,245,206千円）等
＜減少額＞
機械及び装置　映像・音声機器　(13,928,883千円)
送信・伝送設備　(7,711,111千円)
放送運行装置　(7,434,867千円）等

注2　減損損失の内訳は次表のとおりであります。

（単位　千円）

種類	用途	資産名称	平成26年度期首帳簿価額	減損損失額
建物	非現用資産	こずかた寮(岩手県)等5件	188,992	188,992

＊1　老朽化によって使用しなくなった非現用資産について、減損損失を計上しております。

＊2　当該資産の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しております。

3　賃貸等不動産の時価

協会は、投資を目的とした投資不動産を所有しておりません。また、賃貸収益を得ることを主目的とした賃貸不動産についても所有しておりません。なお、非現用不動産についての貸借対照表計上額、平成26年度増減額及び時価は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額			平成26年度末の時価
	平成25年度末残高	平成26年度増減額	平成26年度末残高	
非現用不動産	707,517	△ 137,774	569,743	8,806,378

＊1　貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

＊2　非現用不動産の平成26年度増減額のうち、主な増加は京都放送会館(京都府)の建替に伴う非現用不動産への区分変更(38,799千円)、主な減少は旧・富士見ヶ丘運動場(東京都)の売却(71,142千円)によるものであります。

＊3　平成26年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(2)　長期保有有価証券

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
長期保有有価証券	143,468,644	103,312,157	△ 40,156,487

＜長期保有有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	6,000,000	5,983,785	5,991,586	
政府保証債	20,300,000	20,228,409	20,273,792	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	29,700,000	29,657,832	29,688,357	住宅金融支援機構債券ほか
地方債	15,400,000	15,390,658	15,395,848	東京都公募公債ほか
事業債	27,982,186	27,902,162	27,962,573	東京電力㈱社債ほか
円貨建外債	4,000,000	4,000,000	4,000,000	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション社債
合計	103,382,186	103,162,846	103,312,157	

(3)　出資

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
関係会社出資	10,322,032	10,322,032	—
その他の出資	253,900	253,900	—
合計	10,575,932	10,575,932	—

＜出資の明細＞

（単位　千円）

出資先	平成25年度末貸借対照表計上額	平成26年度		平成26年度末		
		増加額	減少額	出資株式数	取得価額	貸借対照表計上額
関係会社出資(15社)	10,322,032	—	—	—	10,322,032	10,322,032
㈱NHKエンタープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902	1,018,902
㈱NHKエデュケーショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000	67,000
㈱NHKグローバルメディアサービス	249,500	—	—	4,350株	249,500	249,500
㈱日本国際放送	200,000	—	—	4,000株	200,000	200,000
㈱NHKプラネット	185,943	—	—	2,462株	185,943	185,943
㈱NHKプロモーション	57,000	—	—	114,000株	57,000	57,000
㈱NHKアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700

㈱NHKメディアテクノロジー	266,987	—	—	5,089株	266,987	266,987
㈱NHK出版	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000
㈱NHKビジネスクリエイト	50,000	—	—	100,000株	50,000	50,000
㈱NHKアイテック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000
㈱NHK文化センター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000
NHK営業サービス㈱	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000
㈱放送衛星システム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	276,300	—	—	5,526株	276,300	276,300
その他の出資（2社）	253,900	—	—	—	253,900	253,900
福岡タワー㈱	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信基礎技術研究所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900
合　計（17社）	10,575,932	—	—	—	10,575,932	10,575,932

注1　放送法第22条に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。
　2　社数は、平成26年度末時点のものであります。

(4)　長期前払費用

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度末	増　減
長期前払費用	77,180	197,416	120,236

注　長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料等であります。

(5)　その他の出資その他の資産

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度末	増　減
差入保証金	3,037,408	3,006,488	△　30,919
その他の資産	573,468	523,662	△　49,806
合　計	3,610,876	3,530,150	△　80,725

注1　差入保証金の内容は、東京スカイツリーの賃借保証金等であります。
　2　その他の資産の内容は、東京タワーの建設協力金等であります。

特定資産

平成26年度末の特定資産は、平成25年度末の779億2,672万円に比べ、568億9,109万4千円増加し、1,348億1,781万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度末	増　減
建設積立資産	77,926,720	134,817,814	56,891,094

建設積立資産

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度		
		増加額	減少額	年度末
建設積立資産	77,926,720	56,891,094	—	134,817,814

注1　建設積立資産は、将来の建設投資のために積み立てたものであります。
　2　平成26年度末の建設積立資産には、予算総則第10条に基づく繰入れを含んでおります。

＜建設積立資産の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　要
国債	2,200,000	2,200,000	2,200,000	
政府保証債	7,000,000	7,000,000	7,000,000	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	71,200,000	71,200,000	71,200,000	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	12,400,000	12,400,000	12,400,000	神戸市公募公債ほか
事業債	42,017,814	42,017,814	42,017,814	㈱ホンダファイナンス社債ほか
合　計	134,817,814	134,817,814	134,817,814	

負債の部

平成26年度末の負債総額は、平成25年度末の3,073億583万6千円に比べ、232億4,559万1千円増加し、3,305億5,142万8千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末		平成26年度末		増　　減
	金　　額	構成比（%）	金　　額	構成比（%）	
流動負債	214,069,173	69.7	222,662,634	67.4	8,593,461
固定負債	93,236,663	30.3	107,888,793	32.6	14,652,129
合　　計	307,305,836	100.0	330,551,428	100.0	23,245,591

流動負債

平成26年度末の流動負債は、平成25年度末の2,140億6,917万3千円に比べ85億9,346万1千円増加し、2,226億6,263万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
未払金	56,365,897	51,367,702	△ 4,998,195
未払費用	24,924,902	25,245,636	320,733
未払消費税等	1,510,774	10,081,080	8,570,305
固定資産撤去費用引当金	3,583,519	1,896,838	△ 1,686,681
受信料前受金	125,453,995	131,845,477	6,391,482
短期リース債務	467,881	637,533	169,652
その他の流動負債	1,762,202	1,588,366	△ 173,835
合　　計	214,069,173	222,662,634	8,593,461

(1) 未払金

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
未払金	56,365,897	51,367,702	△ 4,998,195

注　未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費等の未払分であります。

(2) 未払費用

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
契約収納事務費	4,478,506	5,034,344	555,838
その他の未払費用	20,446,396	20,211,291	△ 235,104
合　　計	24,924,902	25,245,636	320,733

注　その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賞与等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
未払消費税等	1,510,774	10,081,080	8,570,305

(4) 固定資産撤去費用引当金

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度		
		増加額	減少額	年度末
固定資産撤去費用引当金	3,583,519	2,006,071	3,692,752	1,896,838

注1　平成26年度の増加額は、平成27年度の撤去実施見込額の振り替えであります。
　2　平成26年度の減少額は、撤去の実施による取り崩し等であります。

(5) 受信料前受金

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
受信料前受金	125,453,995	131,845,477	6,391,482

注　受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(6) 短期リース債務

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
短期リース債務	467,881	637,533	169,652

(7) その他の流動負債

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
前受収益	477	58,609	58,131
預り金	1,761,701	1,529,719	△ 231,981
その他の流動負債	23	37	14
合　　計	1,762,202	1,588,366	△ 173,835

注１　前受収益の内容は、素材活用提供料等であります。
　２　預り金の内容は、源泉徴収所得税等であります。
　３　その他の流動負債の内容は、仮受金等であります。

固　定　負　債

平成26年度末の固定負債は、平成25年度末の932億3,666万３千円に比べ146億5,212万９千円増加し、1,078億8,879万３千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度末	増　　減
固定資産撤去費用引当金	2,035,643	—	△ 2,035,643
退職給付引当金	68,124,220	77,414,321	9,290,100
役員退任引当金	126,520	171,280	44,760
国際催事放送権料引当金	20,756,490	27,651,989	6,895,499
長期リース債務	790,380	1,383,233	592,853
その他の固定負債	1,403,409	1,267,969	△ 135,439
合　　計	93,236,663	107,888,793	14,652,129

(1)　固定資産撤去費用引当金

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度		
		増加額	減少額	年度末
固定資産撤去費用引当金	2,035,643	—	2,035,643	—

注　平成26年度の減少額は、平成27年度の撤去実施見込額の振り替え等であります。

(2)　退職給付引当金

（単位　千円）

区　　分	平成25年度末	平成26年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	68,124,220	39,166,690	29,876,589	77,414,321

注１　採用している退職給付制度の概要
　協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。
　なお、平成22年４月以降は、退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。

２　確定給付制度

ア　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位　千円）

	(25年度)	(26年度)
期首における退職給付債務	609,121,859	600,277,944
勤務費用	14,196,266	13,886,202
利息費用	9,159,198	9,021,962
数理計算上の差異の当期発生額	1,491,374	1,186,248
退職給付の支払額	△ 33,690,754	△ 31,029,617
期末における退職給付債務	600,277,944	593,342,740

イ　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位　千円）

	(25年度)	(26年度)
期首における年金資産	281,750,798	314,343,526
期待運用収益	8,452,523	9,430,305
数理計算上の差異の当期発生額	18,956,026	24,858,637
事業主からの拠出額	26,352,427	22,077,477
退職給付の支払額	△ 23,220,676	△ 23,230,505
その他	2,052,427	1,977,477
期末における年金資産	314,343,526	349,456,919

ウ　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位　千円）

	(25年度)	(26年度)
積立型制度の退職給付債務	469,023,301	461,291,590
年金資産	△ 314,343,526	△ 349,456,919
	154,679,775	111,834,671
非積立型制度の退職給付債務	131,254,642	132,051,149
未認識数理計算上の差異	△ 155,253,786	△ 117,693,856
未認識過去勤務費用	2,480,447	—
会計基準変更時差異の未処理額	△ 65,036,858	△ 48,777,643
退職給付引当金	68,124,220	77,414,321

エ　退職給付に関連する損益

（単位　千円）

	(25年度)	(26年度)
勤務費用	14,196,266	13,886,202
利息費用	9,159,198	9,021,962
期待運用収益	△ 8,452,523	△ 9,430,305
数理計算上の差異の当期の費用処理額	14,998,153	13,887,542
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,480,447	△ 2,480,447
会計基準変更時差異の当期の費用処理額	16,259,214	16,259,214
その他	△ 2,052,427	△ 1,977,477
確定給付制度に係る退職給付費用	41,627,433	39,166,690

オ　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(25年度)	(26年度)
債　券	68.7%	67.4%
株　式	27.9%	29.9%
その他	3.4%	2.7%
合　計	100.0%	100.0%

カ　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

キ　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	(25年度)	(26年度)
割引率	1.5%	1.5%
長期期待運用収益率	3.0%	3.0%
予想昇給率	3.8%	3.8%

注3　確定拠出制度

	(25年度)	(26年度)
確定拠出制度への要拠出額	2,078,391千円	2,150,069千円

(3)　役員退任引当金

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度		
		増加額	減少額	年度末
役員退任引当金	126,520	65,620	20,860	171,280

(4)　国際催事放送権料引当金

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度		
		増加額	減少額	年度末
国際催事放送権料引当金	20,756,490	13,435,499	6,540,000	27,651,989

(5)　長期リース債務

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度末	増減
長期リース債務	790,380	1,383,233	592,853

(6)　その他の固定負債

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度末	増減
その他の固定負債	1,403,409	1,267,969	△ 135,439

注　その他の固定負債の内容は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日法律第65号）によって処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理経費の未払分等であります。

純資産の部

平成26年度末の純資産総額は、平成25年度末の6,269億6,343万1千円に比べ396億1,514万3千円増加し、6,665億7,857万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	平成25年度末	平成26年度末	増減
資本	626,963,431	666,578,575	39,615,143
承継資本	163,375	163,375	—
固定資産充当資本	442,059,494	443,936,706	1,877,212
剰余金	184,740,561	222,478,493	37,737,931
建設積立金	77,926,720	96,206,878	18,280,158
繰越剰余金	106,813,841	126,271,615	19,457,773
合計	626,963,431	666,578,575	39,615,143

純資産の変動状況

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	442,059,494	77,926,720	106,813,841	626,963,431
当期変動額					
資本支出充当	—	1,877,212	—	△ 1,877,212	—
当期事業収支差金	—	—	—	39,615,143	39,615,143
建設積立金繰入れ	—	—	18,280,158	△18,280,158	—
当期変動額合計	—	1,877,212	18,280,158	19,457,773	39,615,143
当期末残高	163,375	443,936,706	96,206,878	126,271,615	666,578,575

注1　承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

2　固定資産充当資本は、資本支出充当として剰余金から組み入れた累計額440,848,129千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

3　建設積立金は、将来の建設投資のための積立金であります。

4　繰越剰余金は、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

平成26年度末における繰越剰余金126,271,615千円のうち、平成27年度において、建設積立金に38,610,936千円を組み入れます。

これにより、建設積立金は134,817,814千円、繰越剰余金は87,660,679千円となります。なお、繰越剰余金87,660,679千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（番組アーカイブ業務勘定）

番組アーカイブ業務勘定は、放送法第20条第2項第2号に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成25年度末	平成26年度末	増減
資産	前払費用	16,769	16,717	△ 51
	未収金	241,540	226,136	△ 15,403
	流動資産合計	(79.5) 258,309	(82.9) 242,853	△ 15,455
	有形固定資産	66,801	50,101	△ 16,700
	器具	66,801	50,101	△ 16,700
	固定資産合計	(20.5) 66,801	(17.1) 50,101	△ 16,700
	資産合計	(100.0) 325,110	(100.0) 292,954	△ 32,155
負債・純資産	一般勘定短期借入金	7,666,067	7,427,598	△ 238,469
	未払金	351,091	337,962	△ 13,129
	未払消費税等	12,579	25,893	13,313
	短期リース債務	17,535	17,535	—
	流動負債合計	(2,475.2) 8,047,274	(2,665.6) 7,808,988	△ 238,285
	長期リース債務	52,606	35,070	△ 17,535
	固定負債合計	(16.2) 52,606	(12.0) 35,070	△ 17,535
	負債合計	(2,491.4) 8,099,880	(2,677.6) 7,844,059	△ 255,820
	資本	△ 7,774,769	△ 7,551,104	223,664
	欠損金	△ 7,774,769	△ 7,551,104	223,664
	純資産合計	(△2,391.4) △ 7,774,769	(△2,577.6) △ 7,551,104	223,664
	負債純資産合計	(100.0) 325,110	(100.0) 292,954	△ 32,155

注　（ ）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

資産の部

平成26年度末の資産総額は、平成25年度末の3億2,511万円に比べ3,215万5千円減少し、2億9,295万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成25年度末		平成26年度末		増減
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）	
流動資産	258,309	79.5	242,853	82.9	△ 15,455

固定資産	66,801	20.5	50,101	17.1	△ 16,700
合計	325,110	100.0	292,954	100.0	△ 32,155

流動資産

(単位　千円)

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
前払費用	16,769	16,717	△ 51
未収金	241,540	226,136	△ 15,403
合計	258,309	242,853	△ 15,455

(1) 前払費用

(単位　千円)

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
前払費用	16,769	16,717	△ 51

注　前払費用の内容は、設備保守料等であります。

(2) 未収金

(単位　千円)

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
視聴料収入	235,238	226,098	△ 9,140
その他の未収金	6,301	38	△ 6,263
合計	241,540	226,136	△ 15,403

固定資産

(単位　千円)

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
有形固定資産	66,801	50,101	△ 16,700

有形固定資産の取得及び処分

(単位　千円)

区分	平成25年度末取得価額 (1)	平成26年度 増加額 (2)	平成26年度 減少額 (3)	平成26年度末取得価額 (1)+(2)−(3) (4)	平成26年度末減価償却累計額 (5)	平成26年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	83,502	—	—	83,502	33,400	50,101
器具	83,502	—	—	83,502	33,400	50,101

負債の部

平成26年度末の負債総額は、平成25年度末の80億9,988万円に比べ2億5,582万円減少し、78億4,405万9千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区分	平成25年度末 金額	平成25年度末 構成比(%)	平成26年度末 金額	平成26年度末 構成比(%)	増減
流動負債	8,047,274	99.4	7,808,988	99.6	△ 238,285
固定負債	52,606	0.6	35,070	0.4	△ 17,535
合計	8,099,880	100.0	7,844,059	100.0	△ 255,820

流動負債

(単位　千円)

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
一般勘定短期借入金	7,666,067	7,427,598	△ 238,469
未払金	351,091	337,962	△ 13,129
未払消費税等	12,579	25,893	13,313
短期リース債務	17,535	17,535	—
合計	8,047,274	7,808,988	△ 238,285

(1) 一般勘定短期借入金

(単位　千円)

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
一般勘定短期借入金	7,666,067	7,427,598	△ 238,469

注　一般勘定短期借入金は、番組アーカイブ業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未払金

(単位　千円)

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
未払金	351,091	337,962	△ 13,129

注　未払金の内容は、著作権使用料等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
未払消費税等	12,579	25,893	13,313

(4) 短期リース債務

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
短期リース債務	17,535	17,535	—

固定負債

長期リース債務

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
長期リース債務	52,606	35,070	△ 17,535

純資産の部

平成26年度末の純資産総額は、平成25年度末の△77億7,476万9千円に比べ2億2,366万4千円増加し、△75億5,110万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
資本	△ 7,774,769	△ 7,551,104	223,664
欠損金	△ 7,774,769	△ 7,551,104	223,664

純資産の変動状況

（単位　千円）

科目	純資産			
	資本	剰余金	繰越欠損金	
前期末残高				△ 7,774,769
当期変動額				
当期事業収支差金				223,664
当期変動額合計				223,664
当期末残高				△ 7,551,104

（受託業務等勘定）

受託業務等勘定は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成25年度末	平成26年度末	増減
資産	現金及び預金	—	12,263	12,263
	未収金	41,166	44,188	3,022
	流動資産合計	(100.0) 41,166	(100.0) 56,451	15,285
	資産合計	(100.0) 41,166	(100.0) 56,451	15,285
負債・純資産	一般勘定短期借入金	15,719	—	△ 15,719
	未払金	15	1,170	1,155
	未払消費税等	7,383	38,457	31,073
	その他の流動負債	18,047	16,823	△ 1,223
	流動負債合計	(100.0) 41,166	(100.0) 56,451	15,285
	負債合計	(100.0) 41,166	(100.0) 56,451	15,285
	純資産合計	(—) —	(—) —	—
	負債純資産合計	(100.0) 41,166	(100.0) 56,451	15,285

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

資産の部

平成26年度末の資産総額は、平成25年度末の4,116万6千円に比べ1,528万5千円増加し、5,645万1千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成25年度末		平成26年度末		増減
	金額	構成比（%）	金額	構成比（%）	
流動資産	41,166	100.0	56,451	100.0	15,285

流動資産

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
現金及び預金	—	12,263	12,263
未収金	41,166	44,188	3,022
合計	41,166	56,451	15,285

(1) 現金及び預金

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
普通預金	—	12,263	12,263

(2) 未収金

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
未収収益	41,166	44,188	3,022

注　未収収益の内容は、施設利用料等であります。

負債の部

平成26年度末の負債総額は、平成25年度末の4,116万6千円に比べ1,528万5千円増加し、5,645万1千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成25年度末		平成26年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	41,166	100.0	56,451	100.0	15,285

流動負債

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
一般勘定短期借入金	15,719	—	△ 15,719
未払金	15	1,170	1,155
未払消費税等	7,383	38,457	31,073
その他の流動負債	18,047	16,823	△ 1,223
合計	41,166	56,451	15,285

(1) 一般勘定短期借入金

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
一般勘定短期借入金	15,719	—	△ 15,719

注　一般勘定短期借入金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未払金

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
未払金	15	1,170	1,155

(3) 未払消費税等

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
未払消費税等	7,383	38,457	31,073

(4) その他の流動負債

（単位　千円）

区分	平成25年度末	平成26年度末	増減
前受収益	18,047	16,823	△ 1,223

注　前受収益の内容は、施設利用料であります。

純資産の部

平成26年度末の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

（単位　千円）

科目	純資産	
	資本	
	剰余金	
	繰越剰余金	
前期末残高	—	
当期変動額		
当期事業収支差金		223,029
一般勘定への繰入れ		△ 223,029

官報（号外）

当期変動額合計	—
当期末残高	—

3.2 損益計算書

（協会全体）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成25年度	平成26年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 657,018,128	(100.0) 674,823,935	17,805,807
	受信料	643,846,689	660,954,821	17,108,131
	交付金収入	3,590,634	4,163,772	573,138
	視聴料収入	1,843,360	1,884,190	40,830
	副次収入	6,380,244	6,435,934	55,689
	受託業務等収入	1,357,198	1,385,216	28,017
	経常事業支出	(99.1) 651,282,772	(97.5) 657,681,561	6,398,788
	国内放送費	286,862,563	293,805,222	6,942,659
	国際放送費	16,246,766	17,570,111	1,323,344
	既放送番組配信費	1,422,711	1,334,754	△ 87,957
	受託業務等費	44,705	51,210	6,505
	契約収納費	57,481,295	57,735,666	254,371
	受信対策費	4,673,231	3,286,722	△ 1,386,509
	広報費	5,010,378	5,103,186	92,807
	調査研究費	8,583,069	9,400,292	817,222
	給与	118,574,930	116,023,381	△ 2,551,549
	退職手当・厚生費	63,255,379	61,032,519	△ 2,222,860
	共通管理費	12,232,257	13,034,601	802,343
	減価償却費	67,589,495	67,743,854	154,359
	未収受信料欠損償却費	9,305,986	11,560,038	2,254,051
	経常事業収支差金	(0.9) 5,735,356	(2.5) 17,142,374	11,407,018
経常事業外収支	経常事業外収入	(1.4) 9,566,187	(1.5) 10,514,709	948,522
	財務収入	5,063,671	5,010,215	△ 53,455
	雑収入	4,502,516	5,504,494	1,001,978
	経常事業外支出	(0.0) 88,409	(0.0) 206,951	118,542
	財務費	88,409	206,951	118,542
	経常事業外収支差金	(1.4) 9,477,777	(1.5) 10,307,757	829,980
経常収支差金		(2.3) 15,213,133	(4.0) 27,450,132	12,236,998
特別収支	特別収入	(0.9) 6,013,715	(2.3) 15,185,654	9,171,938
	固定資産売却益	2,356,894	14,690,491	12,333,597
	固定資産受贈益	20,248	139,082	118,833
	その他の特別収入	3,636,573	356,080	△ 3,280,492
	特別支出	(0.4) 2,813,325	(0.4) 2,796,978	△ 16,347
	固定資産売却損	43,046	36,894	△ 6,152
	固定資産除却損	2,582,624	2,571,091	△ 11,533
	その他の特別支出	187,654	188,992	1,338
当期事業収支差金		(2.8) 18,413,524	(5.9) 39,838,808	21,425,284
当期事業収支差金		18,413,524	39,838,808	21,425,284
建設積立金繰入れ		—	38,610,936	38,610,936
事業収支剰余金		18,413,524	1,227,872	△ 17,185,651

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

（一　般　勘　定）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区　　分		平成25年度	平成26年度	増　　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 655,231,766	(100.0) 673,030,273	17,798,507
	受信料	643,846,689	660,954,821	17,108,131
	交付金収入	3,590,634	4,163,772	573,138
	副次収入	7,794,442	7,911,679	117,237
	経常事業支出	(99.1) 649,624,994	(97.5) 656,110,803	6,485,808
	国内放送費	286,862,563	293,805,222	6,942,659
	国際放送費	16,246,766	17,570,111	1,323,344
	契約収納費	57,481,295	57,735,666	254,371
	受信対策費	4,673,231	3,286,722	△ 1,386,509
	広報費	4,998,385	5,088,235	89,850
	調査研究費	8,583,069	9,400,292	817,222
	給与	118,483,188	115,932,841	△ 2,550,346
	退職手当・厚生費	63,210,993	60,989,390	△ 2,221,603
	共通管理費	12,212,044	13,015,129	803,084
	減価償却費	67,567,469	67,727,154	159,684
	未収受信料欠損償却費	9,305,986	11,560,038	2,254,051
	経常事業収支差金	(0.9) 5,606,771	(2.5) 16,919,469	11,312,698
経常事業外収支	経常事業外収入	(1.4) 9,561,406	(1.5) 10,513,949	952,543
	財務収入	5,063,671	5,010,215	△ 53,455
	雑収入	4,497,735	5,503,734	1,005,998
	経常事業外支出	(0.0) 88,409	(0.0) 206,951	118,542
	財務費	88,409	206,951	118,542
	経常事業外収支差金	(1.4) 9,472,997	(1.5) 10,306,998	834,000
経常収支差金		(2.3) 15,079,768	(4.0) 27,226,467	12,146,699
特別収支	特別収入	(0.9) 6,013,715	(2.3) 15,185,654	9,171,938
	固定資産売却益	2,356,894	14,690,491	12,333,597
	固定資産受贈益	20,248	139,082	118,833
	その他の特別収入	3,636,573	356,080	△ 3,280,492
	特別支出	(0.4) 2,813,325	(0.4) 2,796,978	△ 16,347
	固定資産売却損	43,046	36,894	△ 6,152
	固定資産除却損	2,582,624	2,571,091	△ 11,533
	その他の特別支出	187,654	188,992	1,338
当期事業収支差金		(2.8) 18,280,158	(5.9) 39,615,143	21,334,985

当期事業収支差金	18,280,158	39,615,143	21,334,985
建設積立金繰入れ	—	38,610,936	38,610,936
事業収支剰余金	18,280,158	1,004,207	△ 17,275,950

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（％）であります。

経常事業収支

平成26年度の経常事業収入6,730億3,027万３千円に対し、経常事業支出は6,561億1,080万３千円であり、差し引き経常事業収支差金は169億1,946万９千円であります。

平成25年度の経常事業収入6,552億3,176万６千円、経常事業支出6,496億2,499万４千円と比べ、経常事業収入は177億9,850万７千円の増加、経常事業支出は64億8,580万８千円の増加であります。

経常事業収入

平成26年度の経常事業収入は、受信料の増加等により、平成25年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
受信料	643,846,689	660,954,821	17,108,131
交付金収入	3,590,634	4,163,772	573,138
副次収入	7,794,442	7,911,679	117,237
合計	655,231,766	673,030,273	17,798,507

(1) 受　信　料

（単位　千円）

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
基本受信料	479,667,981	488,708,688	9,040,706
衛星付加受信料	164,178,707	172,246,133	8,067,425
合　　計	643,846,689	660,954,821	17,108,131

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

（単位　千件）

区　　分		平成25年度	平成26年度
地上契約	年度初頭	21,092	20,856
	増加	△　236	△　308
	年度末	20,856	20,548
衛星契約	年度初頭	17,047	17,866
	増加	819	834
	年度末	17,866	18,700
特別契約	年度初頭	10	10
	増加	0	0
	年度末	10	10
契約総数	年度初頭	38,149	38,732
	増加	583	526
	年度末	38,732	39,258

(2) 交付金収入

（単位　千円）

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
国際放送関係交付金	3,431,283	3,922,339	491,055
選挙放送関係交付金	159,350	241,433	82,082
合　　計	3,590,634	4,163,772	573,138

注1　国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第65条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第67条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

2　選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものであります。

(3) 副次収入

（単位　千円）

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
一般業務収入	6,380,244	6,435,934	55,689
番組アーカイブ業務収入	101,703	141,738	40,034
受託業務等収入	1,312,493	1,334,006	21,512
合　　計	7,794,442	7,911,679	117,237

注1　番組アーカイブ業務収入は、放送法第20条第2項第2号に基づき実施した業務による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「番組アーカイブ業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額を「一般勘定」に受け入れたものであります。

2　受託業務等収入は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

平成26年度の経常事業支出は、国内放送や国際放送を充実したことなどにより、平成25年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
国内放送費	286,862,563	293,805,222	6,942,659
国際放送費	16,246,766	17,570,111	1,323,344
契約収納費	57,481,295	57,735,666	254,371

受信対策費	4,673,231	3,286,722	△ 1,386,509
広報費	4,998,385	5,088,235	89,850
調査研究費	8,583,069	9,400,292	817,222
給与	118,483,188	115,932,841	△ 2,550,346
退職手当・厚生費	63,210,993	60,989,390	△ 2,221,603
共通管理費	12,212,044	13,015,129	803,084
減価償却費	67,567,469	67,727,154	159,684
未収受信料欠損償却費	9,305,986	11,560,038	2,254,051
合計	649,624,994	656,110,803	6,485,808

(1) 国内放送費

(単位　千円)

区分	平成25年度	平成26年度	増減
番組費	228,053,251	234,064,309	6,011,058
技術運用費	58,809,311	59,740,912	931,600
合計	286,862,563	293,805,222	6,942,659

注1　番組費は、国内放送番組の制作に要する経費及び報道取材に要する経費等であります。

2　技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります。

(2) 国際放送費

(単位　千円)

区分	平成25年度	平成26年度	増減
ラジオ国際放送費	3,497,841	3,365,237	△ 132,603
テレビジョン国際放送費	12,748,925	14,204,873	1,455,947
合計	16,246,766	17,570,111	1,323,344

注　ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 契約収納費

(単位　千円)

区分	平成25年度	平成26年度	増減
契約収納業務推進費	43,290,388	43,791,134	500,745
契約収納業務運営費	14,190,907	13,944,532	△ 246,374
合計	57,481,295	57,735,666	254,371

注1　契約収納業務推進費は、受信契約の取次、受信料の未収対策等に要する経費であります。

2　契約収納業務運営費は、受信料の請求・収納、契約収納業務の管理等に要する経費であります。

(4) 受信対策費

(単位　千円)

区分	平成25年度	平成26年度	増減
受信改善費	3,320,551	2,002,275	△ 1,318,275
受信対策推進費	1,352,679	1,284,446	△ 68,233
合計	4,673,231	3,286,722	△ 1,386,509

注1　受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。

2　受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

(5) 広報費

(単位　千円)

区分	平成25年度	平成26年度	増減
視聴者意向収集費	3,212,991	3,369,003	156,011
広報推進費	1,785,393	1,719,231	△ 66,161
合計	4,998,385	5,088,235	89,850

注1　視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。

2　広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。

(6) 調査研究費

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
番組調査研究費	1,029,815	992,491	△ 37,323
技術調査研究費	7,553,253	8,407,800	854,546
合計	8,583,069	9,400,292	817,222

注　番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

(7) 給与

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
職員給与	118,106,405	115,552,076	△ 2,554,328
役員報酬	376,782	380,765	3,982
合計	118,483,188	115,932,841	△ 2,550,346

注　職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金、賞与及び諸手当等であります。

(8) 退職手当・厚生費

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
退職手当	42,946,220	40,609,407	△ 2,336,813
厚生保健費	20,264,772	20,379,982	115,209
合計	63,210,993	60,989,390	△ 2,221,603

注1　退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。

2　厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費であります。

(9) 共通管理費

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
施設管理費	5,764,443	5,928,348	163,904
職員管理費その他	6,447,600	7,086,780	639,179
合計	12,212,044	13,015,129	803,084

注1　施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。

2　職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。

3　平成26年度の職員管理費その他のうち役員交際費は13,570千円であります。

(10) 減価償却費

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
減価償却費	67,567,469	67,727,154	159,684

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区分	取得価額	平成26年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率（%）
有形固定資産	1,219,396,611	62,747,612	856,497,305	362,899,306	70.2
建物	334,604,615	10,194,921	173,612,012	160,992,603	51.9
構築物	156,850,068	8,332,110	87,232,027	69,618,040	55.6
機械及び装置	711,458,817	42,810,071	583,435,898	128,022,918	82.0
車両及び運搬具	9,205,778	722,774	7,583,121	1,622,657	82.4
器具	7,277,332	687,734	4,634,245	2,643,087	63.7
無形固定資産	31,888,396	5,075,873	17,913,204	13,975,191	56.2
施設利用権	1,635,691	83,090	214,433	1,421,258	13.1
ソフトウェア	30,252,704	4,992,783	17,698,771	12,553,933	58.5
合計	1,251,285,008	67,823,486	874,410,509	376,874,498	69.9

注　損益計算書における平成26年度の減価償却費67,727,154千円は、平成26年度償却額67,823,486千円に、平成25年度において番組勘定に計上した141,363千円を加え、平成26年度において番組勘定に計上した237,695千円を差し引いたものであります。

経常事業外収支

平成26年度の経常事業外収入105億1,394万9千円に対し、経常事業外支出は2億695万1千円であり、差し引き経常事業外収支差金は103億699万8千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
財務収入	5,063,671	5,010,215	△ 53,455
雑収入	4,497,735	5,503,734	1,005,998
合計	9,561,406	10,513,949	952,543

(1) 財務収入

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
受取利息	3,279,546	2,994,160	△ 285,385
受取配当金	1,784,124	2,016,054	231,929
合計	5,063,671	5,010,215	△ 53,455

注1　受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。
　2　受取配当金は、出資先からの配当収入であります。

(2) 雑収入

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
雑収入	4,497,735	5,503,734	1,005,998

注　雑収入は、前々年度以前受信料の収納額等であります。

経常事業外支出

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
財務費	88,409	206,951	118,542
為替差額	87,582	205,914	118,331
その他の財務費	826	1,037	210

特別収支

平成26年度の特別収入は固定資産売却益等による151億8,565万4千円であり、特別支出は固定資産除却損等による27億9,697万8千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

特別収入

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
固定資産売却益	2,356,894	14,690,491	12,333,597
固定資産受贈益	20,248	139,082	118,833
その他の特別収入	3,636,573	356,080	△ 3,280,492
合計	6,013,715	15,185,654	9,171,938

注1　固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。
　2　固定資産受贈益は、主として構築物の受贈によるものであります。
　3　その他の特別収入は、主として周波数移行費用負担金によるものであります。

特別支出

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
固定資産売却損	43,046	36,894	△ 6,152
固定資産除却損	2,582,624	2,571,091	△ 11,533
その他の特別支出	187,654	188,992	1,338
合計	2,813,325	2,796,978	△ 16,347

注1　固定資産売却損は、主として車両の売却によるものであります。
　2　固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。
　3　その他の特別支出は、固定資産減損損失によるものであります。

当期事業収支差金

平成26年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金169億1,946万9千円に経常事業外収支差金103億699万8千円を加えた経常収支差金272億2,646万7千円に、特別収入151億8,565万4千円を加え、特別支出27億9,697万8千円を差し引いた396億1,514万3千円であり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
当期事業収支差金	18,280,158	39,615,143	21,334,985
建設積立金繰入れ	—	38,610,936	38,610,936
事業収支剰余金	18,280,158	1,004,207	△ 17,275,950

注　事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

官報（号外）

（番組アーカイブ業務勘定）

番組アーカイブ業務勘定は、放送法第20条第２項第２号に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成25年度	平成26年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,843,360	(100.0) 1,884,190	40,830
	視聴料収入	1,843,360	1,884,190	40,830
	経常事業支出	(93.0) 1,714,775	(88.2) 1,661,285	△ 53,490
	既放送番組配信費	1,522,143	1,474,658	△ 47,484
	広報費	11,993	14,950	2,957
	給与	91,742	90,540	△ 1,202
	退職手当・厚生費	44,385	43,128	△ 1,256
	共通管理費	22,484	21,306	△ 1,178
	減価償却費	22,025	16,700	△ 5,325
	経常事業収支差金	(7.0) 128,584	(11.8) 222,905	94,320
経常事業外収支	経常事業外収入	(0.2) 4,780	(0.0) 759	△ 4,020
	雑収入	4,780	759	△ 4,020
	経常事業外収支差金	(0.2) 4,780	(0.0) 759	△ 4,020
経常収支差金		(7.2) 133,365	(11.8) 223,664	90,299
当期事業収支差金		(7.2) 133,365	(11.8) 223,664	90,299

当期事業収支差金	133,365	223,664	90,299
一般勘定への繰入れ	—	—	—
繰越欠損金	133,365	223,664	90,299

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（％）であります。

経常事業収支

平成26年度の経常事業収入18億8,419万円に対し、経常事業支出は16億6,128万５千円であり、差し引き経常事業収支差金は２億2,290万５千円であります。

平成25年度の経常事業収入18億4,336万円、経常事業支出17億1,477万５千円と比べ、経常事業収入は4,083万円の増加、経常事業支出は5,349万円の減少であります。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
視聴料収入	1,843,360	1,884,190	40,830

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
既放送番組配信費	1,522,143	1,474,658	△ 47,484
広報費	11,993	14,950	2,957
給与	91,742	90,540	△ 1,202
退職手当・厚生費	44,385	43,128	△ 1,256
共通管理費	22,484	21,306	△ 1,178
減価償却費	22,025	16,700	△ 5,325
合計	1,714,775	1,661,285	△ 53,490

(1)　既放送番組配信費

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
既放送番組配信費	1,522,143	1,474,658	△ 47,484

注　既放送番組に係る協会の著作権の使用料は94,209千円、既放送番組に係る協会以外の著作権の使用料は301,586千円であります。

(2)　広報費

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
広報費	11,993	14,950	2,957

注　広報費は、事業活動の周知及び普及促進に要する経費であります。

(3) 給　　与

(単位　千円)

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
給　　与	91,742	90,540	△　1,202

(4) 退職手当・厚生費

(単位　千円)

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
退職手当・厚生費	44,385	43,128	△　1,256

(5) 共通管理費

(単位　千円)

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
共通管理費	22,484	21,306	△　1,178

注　共通管理費は、事業全般に共通して要する経費であります。

(6) 減価償却費

(単位　千円)

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
減価償却費	22,025	16,700	△　5,325

＜減価償却費の内訳＞

(単位　千円)

区　　分	取得価額	平成26年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率(%)
有形固定資産	83,502	16,700	33,400	50,101	40.0
器具	83,502	16,700	33,400	50,101	40.0

経常事業外収支

平成26年度の経常事業外収入は75万９千円であり、これにより経常事業外収支差金は75万９千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

(単位　千円)

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
雑　　収　　入	4,780	759	△　4,020

当期事業収支差金

平成26年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金２億2,290万５千円に経常事業外収支差金75万９千円を加えた２億2,366万４千円であり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区　　分	平成25年度	平成26年度	増　　減
当期事業収支差金	133,365	223,664	90,299
一般勘定への繰入れ	—	—	—
繰越欠損金	133,365	223,664	90,299

(受託業務等勘定)

受託業務等勘定は、放送法第20条第３項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

(比較損益計算書)

(単位　千円)

区　　分		平成25年度	平成26年度	増　　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,357,198	(100.0) 1,385,216	28,017
	受託業務等収入	1,357,198	1,385,216	28,017
	経常事業支出	(83.8) 1,137,333	(83.9) 1,162,187	24,853
	受託業務等費	1,137,333	1,162,187	24,853
	経常事業収支差金	(16.2) 219,865	(16.1) 223,029	3,164
当期事業収支差金		(16.2) 219,865	(16.1) 223,029	3,164

当期事業収支差金	219,865	223,029	3,164
一般勘定への繰入れ	219,865	223,029	3,164
事業収支剰余金	—	—	—

注　(　)内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経常事業収支

平成26年度の経常事業収入13億8,521万６千円に対し、経常事業支出は11億6,218万７千円であり、差し引き経常事業収支差金は２億2,302万９千円であります。

なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
受託業務等収入	1,357,198	1,385,216	28,017
１号業務収入	1,350,103	1,379,437	29,333
２号業務収入	7,095	5,779	△ 1,315

注１　１号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であります。

２　２号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入であります。

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
受託業務等費	1,137,333	1,162,187	24,853
１号業務費	1,131,269	1,157,261	25,992
２号業務費	6,064	4,925	△ 1,138

注１　１号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であります。

２　２号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等であります。

当期事業収支差金

平成26年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金２億2,302万９千円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

（単位　千円）

区分	平成25年度	平成26年度	増減
当期事業収支差金	219,865	223,029	3,164
一般勘定への繰入れ	219,865	223,029	3,164

3.3　金融商品の時価に関する事項

(1)　金融商品の状況に関する事項

協会は、資金の運用にあたっては、短期の預金（定期預金や譲渡性預金）及び長期の公社債に限定して運用しています。短期の運用については、金融機関の財政状況等を踏まえて運用対象機関を絞り込むとともに、長期の運用については、国債、政府保証債及び格付けの高い事業債を購入し、リスク低減を図っております。未払金は、そのほとんどが１年以内に支払期日が到来するものであります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
ア 現金及び預金	64,165,659	64,165,659	—
イ 有価証券	450,026,357	456,264,607	6,238,249
満期保有目的の債券	276,426,357	282,664,607	6,238,249
譲渡性預金	173,600,000	173,600,000	—
ウ 未払金	(51,706,834)	(51,706,834)	—

（*）　負債に計上されているものについては、（　）で表示しております。

注１　金融商品の時価の算定方法等に関する事項

ア　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

イ　有価証券

有価証券については、有価証券、長期保有有価証券及び建設積立資産の合計であります。これらの内訳については、「(3)保有する有価証券の状況　ア保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳」のとおりであります。なお、時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ウ　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2　関係会社出資及びその他の出資10,575,932千円については、市場価格がなく、時価の把握が極めて困難と認められることから、「(2)金融商品の時価等に関する事項　イ有価証券」には含めておりません。

(3)　保有する有価証券の状況

ア　保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳

(単位　千円)

区分	有価証券	長期保有有価証券	建設積立資産	合計
満期保有目的の債券	38,296,386	103,312,157	134,817,814	276,426,357
国債	1,000,000	5,991,586	2,200,000	9,191,586
政府保証債	8,298,004	20,273,792	7,000,000	35,571,797
非政府保証債	11,599,216	29,688,357	71,200,000	112,487,574
地方債	2,499,838	15,395,848	12,400,000	30,295,686
事業債	14,899,326	27,962,573	42,017,814	84,879,713
円貨建外債	—	4,000,000	—	4,000,000
譲渡性預金	173,600,000	—	—	173,600,000
合計	211,896,386	103,312,157	134,817,814	450,026,357

イ　満期保有目的の債券の内訳(平成27年3月31日現在)

(単位　千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額	摘要
国債	9,191,586	9,581,040	389,453	
政府保証債	35,571,797	36,425,748	853,950	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	112,487,574	114,523,820	2,036,245	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	30,295,686	31,383,091	1,087,404	東京都公募公債ほか
事業債	84,879,713	86,668,028	1,788,314	東京電力㈱社債ほか
円貨建外債	4,000,000	4,082,880	82,880	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション社債
合計	276,426,357	282,664,607	6,238,249	

(4)　満期保有目的の債券等の今後の償還予定額(平成27年3月31日現在)

(単位　千円)

区分	貸借対照表計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金					
定期預金	56,900,000	56,900,000	—	—	—
満期保有目的の債券					
国債	9,191,586	1,000,000	4,497,653	3,693,932	—
政府保証債	35,571,797	8,298,004	19,979,578	7,294,214	—
非政府保証債	112,487,574	11,599,216	72,490,491	28,397,866	—
地方債	30,295,686	2,499,838	21,197,017	6,598,830	—
事業債	84,879,713	14,899,326	64,680,387	5,300,000	—
円貨建外債	4,000,000	—	4,000,000	—	—
譲渡性預金	173,600,000	173,600,000	—	—	—
合計	506,926,357	268,796,386	186,845,128	51,284,843	—

3.4　子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債権

短期債権(未収金)

(単位　千円)

会社名	平成25年度末	平成26年度末	増減
㈱NHKエンタープライズ	849,536	598,428	△ 251,108
㈱日本国際放送	329,727	423,179	93,451
㈱NHKエデュケーショナル	459,330	347,555	△ 111,775
㈱NHKグローバルメディアサービス	200,419	186,983	△ 13,435
㈱NHKプロモーション	114,821	54,763	△ 60,058
㈱NHKプラネット	18,851	18,434	△ 416
㈱NHK出版	21,959	14,541	△ 7,417
その他	54,600	37,548	△ 17,051
合計	2,049,247	1,681,435	△ 367,812

債　　務

短期債務（未払金）

（単位　千円）

会　社　名	平成25年度末	平成26年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	5,087,859	5,042,128	△ 45,731
㈱ＮＨＫメディアテクノロジー	4,101,401	4,120,897	19,495
㈱ＮＨＫアイテック	4,659,112	4,015,245	△ 643,867
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	2,103,878	2,004,753	△ 99,124
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	1,415,459	1,516,170	100,711
㈱ＮＨＫアート	1,724,622	1,422,492	△ 302,129
ＮＨＫ営業サービス㈱	1,047,307	1,018,295	△ 29,011
その他	2,007,857	2,330,283	322,425
合　計	22,147,499	21,470,267	△ 677,232

3.5　子会社及び関連会社との取引高の総額

（単位　千円）

区　分	平成25年度	平成26年度	増　減
収入総額	7,351,231	7,527,106	175,874
支出総額	159,797,284	158,679,304	△ 1,117,979

3.6　関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

3.7　役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

3.8　関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

3.9　担保提供に関する事項

該当事項はありません。

3.10　重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

3.11　比較キャッシュ・フロー計算書

（協　会　全　体）

（単位　千円）

区　分	平成25年度	平成26年度	増　減
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー			
当期事業収支差金	18,413,524	39,838,808	21,425,284
減価償却費	67,630,219	67,840,186	209,967
退職給付引当金の増減額	4,804,928	9,290,100	4,485,172
役員退任引当金の増減額	4,650	44,760	40,110
未収受信料欠損引当金の増減額	214,000	1,899,000	1,685,000
国際催事放送権料引当金の増減額	△ 3,342,918	6,895,499	10,238,417
送信所移転対策費用引当金の増減額	△ 2,534,000	—	2,534,000
固定資産撤去費用引当金の増減額	△ 3,147,742	△ 3,722,325	△ 574,582
受取利息及び受取配当金	△ 5,063,671	△ 5,010,215	53,455
固定資産売却益	△ 2,356,894	△ 14,690,491	△ 12,333,597
固定資産受贈益	△ 20,248	△ 139,082	△ 118,833
受取補償金	△ 3,570,010	—	3,570,010
固定資産除却損	2,582,624	2,571,091	△ 11,533
固定資産売却損	43,046	36,894	△ 6,152
受信料未収金の増減額	△ 315,772	△ 2,213,851	△ 1,898,078
番組勘定の増減額	△ 1,445,298	△ 906,162	539,136
前払費用の増減額	△ 31,136	△ 204,920	△ 173,783
未収金の増減額	△ 343,484	951,121	1,294,606
未払金の増減額	△ 6,115,801	△ 3,528,545	2,587,255
未払消費税等の増減額	△ 2,033,355	8,614,693	10,648,048
受信料前受金の増減額	△ 2,588,989	6,391,482	8,980,472
その他	△ 777,697	245,892	1,023,589
事業活動によるキャッシュ・フロー	60,005,973	114,203,936	54,197,963

Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△ 54,300,000	△ 76,800,000	△ 22,500,000
定期預金の払戻による収入	71,300,000	52,300,000	△ 19,000,000
有価証券の取得による支出	△ 241,200,000	△ 216,700,000	24,500,000
有価証券の売却・償還による収入	274,096,571	200,696,592	△ 73,399,979
固定資産の取得による支出	△ 68,207,700	△ 74,000,042	△ 5,792,341
固定資産の売却による収入	2,487,523	14,910,084	12,422,561
長期保有有価証券の取得による支出	△ 29,996,305	△ 55,000,000	△ 25,003,695
差入保証金の増減額	△ 119,395	61,193	180,588
利息及び配当金の受取額	5,088,785	5,014,696	△ 74,088
補償金の受取額	3,690,529	—	△ 3,690,529
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 37,159,991	△ 149,517,474	△ 112,357,483
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務返済による支出	△ 539,140	△ 629,043	△ 89,902
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 539,140	△ 629,043	△ 89,902
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額	22,306,841	△ 35,942,580	△ 58,249,422
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高	126,401,398	148,708,240	22,306,841
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	148,708,240	112,765,659	△ 35,942,580

注　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

	（平成25年度）	（平成26年度）
1) 現金及び預金勘定	96,608,240	64,165,659
2) 預入期間が3か月を超える定期預金	△ 5,400,000	△ 29,900,000
3) 取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）	57,500,000	78,500,000
現金及び現金同等物（1＋2＋3）	148,708,240	112,765,659

4　重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

5　貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去等

（貸借対照表）

平成27年3月31日現在

（単位　千円）

科目	一般勘定	番組アーカイブ業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
流動資産合計	309,518,076	242,853	56,451	△ 7,427,598	302,389,784
現金及び預金	64,153,395	—	12,263	—	64,165,659
受信料未収金	6,882,807	—	—	—	6,882,807
有価証券	211,896,386	—	—	—	211,896,386
番組勘定	10,356,460	—	—	—	10,356,460
前払費用	1,215,290	16,717	—	—	1,232,007
番組アーカイブ勘定短期貸付金	7,427,598	—	—	△ 7,427,598	—
未収金	7,103,456	226,136	44,188	—	7,373,781
その他の流動資産	482,682	—	—	—	482,682
固定資産合計	552,794,112	50,101	—	—	552,844,214
有形固定資産	418,625,092	50,101	—	—	418,675,193
建物	160,992,603	—	—	—	160,992,603
構築物	69,618,040	—	—	—	69,618,040
機械及び装置	128,022,918	—	—	—	128,022,918
車両及び運搬具	1,622,657	—	—	—	1,622,657
器具	2,643,087	50,101	—	—	2,693,188
土地	47,024,502	—	—	—	47,024,502
建設仮勘定	8,701,283	—	—	—	8,701,283
無形固定資産	16,553,362	—	—	—	16,553,362
無形固定資産	16,553,362	—	—	—	16,553,362
出資その他の資産	117,615,657	—	—	—	117,615,657
長期保有有価証券	103,312,157	—	—	—	103,312,157
出資	10,575,932	—	—	—	10,575,932
長期前払費用	197,416	—	—	—	197,416
その他の出資その他の資産	3,530,150	—	—	—	3,530,150
特定資産合計	134,817,814	—	—	—	134,817,814
建設積立資産	134,817,814	—	—	—	134,817,814
資産合計	997,130,003	292,954	56,451	△ 7,427,598	990,051,812

官報（号外）

流動負債合計	222,662,634	7,808,988	56,451	△ 7,427,598	223,100,477
一般勘定短期借入金	—	7,427,598	—	△ 7,427,598	—
未払金	51,367,702	337,962	1,170	—	51,706,834
未払費用	25,245,636	—	—	—	25,245,636
未払消費税等	10,081,080	25,893	38,457	—	10,145,430
固定資産撤去費用引当金	1,896,838	—	—	—	1,896,838
受信料前受金	131,845,477	—	—	—	131,845,477
短期リース債務	637,533	17,535	—	—	655,068
その他の流動負債	1,588,366	—	16,823	—	1,605,190
固定負債合計	107,888,793	35,070	—	—	107,923,864
退職給付引当金	77,414,321	—	—	—	77,414,321
役員退任引当金	171,280	—	—	—	171,280
国際催事放送権料引当金	27,651,989	—	—	—	27,651,989
長期リース債務	1,383,233	35,070	—	—	1,418,304
その他の固定負債	1,267,969	—	—	—	1,267,969
負債合計	330,551,428	7,844,059	56,451	△ 7,427,598	331,024,341
承継資本	163,375	—	—	—	163,375
固定資産充当資本	443,936,706	—	—	—	443,936,706
剰余金（欠損金）	222,478,493	△ 7,551,104	—	—	214,927,388
純資産合計	666,578,575	△ 7,551,104	—	—	659,027,470
負債純資産合計	997,130,003	292,954	56,451	△ 7,427,598	990,051,812

（損益計算書）

平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

（単位　千円）

科目	一般勘定	番組アーカイブ業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
経常事業収入	673,030,273	1,884,190	1,385,216	△ 1,475,745	674,823,935
受信料	660,954,821	—	—	—	660,954,821
交付金収入	4,163,772	—	—	—	4,163,772
視聴料収入	—	1,884,190	—	—	1,884,190
副次収入	7,911,679	—	—	△ 1,475,745	6,435,934
受託業務等収入	—	—	1,385,216	—	1,385,216
経常事業支出	656,110,803	1,661,285	1,162,187	△ 1,252,715	657,681,561
国内放送費	293,805,222	—	—	—	293,805,222
国際放送費	17,570,111	—	—	—	17,570,111
既放送番組配信費	—	1,474,658	—	△ 139,904	1,334,754
受託業務等費	—	—	1,162,187	△ 1,110,976	51,210
契約収納費	57,735,666	—	—	—	57,735,666
受信対策費	3,286,722	—	—	—	3,286,722
広報費	5,088,235	14,950	—	—	5,103,186
調査研究費	9,400,292	—	—	—	9,400,292
給与	115,932,841	90,540	—	—	116,023,381
退職手当・厚生費	60,989,390	43,128	—	—	61,032,519
共通管理費	13,015,129	21,306	—	△ 1,834	13,034,601
減価償却費	67,727,154	16,700	—	—	67,743,854
未収受信料欠損償却費	11,560,038	—	—	—	11,560,038
経常事業収支差金	16,919,469	222,905	223,029	△ 223,029	17,142,374
経常事業外収入	10,513,949	759	—	—	10,514,709
財務収入	5,010,215	—	—	—	5,010,215
雑収入	5,503,734	759	—	—	5,504,494
経常事業外支出	206,951	—	—	—	206,951
財務費	206,951	—	—	—	206,951
経常事業外収支差金	10,306,998	759	—	—	10,307,757
経常収支差金	27,226,467	223,664	223,029	△ 223,029	27,450,132
特別収入	15,185,654	—	—	—	15,185,654
固定資産売却益	14,690,491	—	—	—	14,690,491
固定資産受贈益	139,082	—	—	—	139,082
その他の特別収入	356,080	—	—	—	356,080
特別支出	2,796,978	—	—	—	2,796,978
固定資産売却損	36,894	—	—	—	36,894
固定資産除却損	2,571,091	—	—	—	2,571,091
その他の特別支出	188,992	—	—	—	188,992
当期事業収支差金	39,615,143	223,664	223,029	△ 223,029	39,838,808

6　主たる設備の状況

平成26年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区分	土地		建物		機械及び装置	その他の固定資産	貸借対照表計上額合計
	面積	金額	面積	金額			
	㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円
放送会館	357,014	34,746,582	642,284	102,027,044	89,434,974	11,869,986	238,078,588
（うち、放送センター）	(82,650)	(5,079,536)	(220,784)	(26,092,168)	(42,011,274)	(4,055,355)	(77,238,334)
テレビジョン放送所	390,237	784,968	50,313	17,488,201	17,874,236	40,182,582	76,329,989
ラジオ放送所	2,094,020	8,834,850	31,309	8,132,984	9,587,281	4,637,421	31,192,537
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	12,020,295	12,020,295
その他の施設	1,951,146	2,658,102	185,993	33,344,372	11,126,425	5,223,599	52,352,499
合計	4,792,418	47,024,502	909,900	160,992,603	128,022,918	73,933,886	409,973,910

注1　その他の施設は放送技術研究所及び放送文化研究所等であります。

2　その他の固定資産は構築物、車両、運搬具及び器具であります。

7　収入支出の決算の状況

7.1　収入支出の決算

平成26年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。

7.2　予算総則の適用

（一般勘定）

(1)　予算総則第4条第1項に基づく予算の流用 ……1,880,000千円

ア　事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額　1,880,000千円

共通管理費	610,000千円
減価償却費	340,000千円
特別支出	930,000千円

イ　事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額　△ 1,880,000千円

国際放送費	△ 280,000千円
契約収納費	△ 400,000千円
受信対策費	△ 400,000千円
広報費	△ 300,000千円
調査研究費	△ 500,000千円

(2)　予算総則第5条第1項に基づく平成27年度への建設費予算の繰越し ……2,131,983千円

ア　放送網設備の整備費　182,566千円

イ　地域放送会館の整備費　987,000千円

ウ　番組設備等の整備費　962,417千円

官報（号外）

(3) 予算総則第５条第２項に基づく平成25年度からの建設費予算の繰越し		2,269,930千円
ア 放送網設備の整備費		564,730千円
イ 番組設備等の整備費		1,705,200千円
(4) 予算総則第６条に基づく予備費の使用		2,783,763千円
ア 第47回衆議院議員総選挙放送実施経費		1,081,287千円
国内放送費	1,081,287千円	
イ 外国為替レートの円安に伴う支出増		886,362千円
国内放送費	421,407千円	
国際放送費	259,040千円	
財務費	205,915千円	
ウ 台風など災害関連の取材及び被災した施設の復旧経費		454,385千円
国内放送費	454,385千円	
エ 電波利用料の改定による増		361,729千円
国内放送費	361,729千円	
(5) 予算総則第10条に基づく事業収支差金の増加額の建設積立資産への繰入れ		30,610,936千円
(6) 予算総則第11条に基づく平成25年度決算における後期繰越金の建設積立資産への繰入れ		18,280,158千円
(7) 予算総則第12条に基づく国際放送関係交付金の受入れ及び国際放送実施経費への振当て		466,128千円
ア 受入れの項及び金額		466,128千円
交付金収入	466,128千円	
イ 振当ての項及び金額		466,128千円
国際放送費	466,128千円	
(8) 予算総則第12条に基づく第47回衆議院議員総選挙に伴う選挙放送関係交付金の受入れ及び政見・経歴放送実施経費への振当て		221,988千円
ア 受入れの項及び金額		221,988千円
交付金収入	221,988千円	
イ 振当ての項及び金額		221,988千円
国内放送費	147,986千円	
給与	53,079千円	
退職手当・厚生費	20,923千円	
（受託業務等勘定）		
予算総則第７条に基づく増収額の振当て		6,000千円
ア 受入れの項及び金額		6,000千円
受託業務等収入	6,000千円	
イ 振当ての項及び金額		6,000千円
受託業務等費	6,000千円	

別表

収入支出決算表

（一般勘定）

（事業収支）

平成26年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2) 第4条第1項流用	予算総則に基づく増減額 (2) 第6条予備費	予算総則に基づく増減額 (2) 第12条交付金	予算総則に基づく増減額 (2) 増減額計	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		662,971,289	—	—	688,116	688,116	663,659,405	687,169,839	△ 23,510,434
	受信料	642,801,774	—	—	—	—	642,801,774	649,394,783	△ 6,593,009
	交付金収入	3,476,823	—	—	688,116	688,116	4,164,939	4,163,772	1,166
	副次収入	7,973,105	—	—	—	—	7,973,105	7,911,679	61,425
	財務収入	4,330,585	—	—	—	—	4,330,585	5,010,215	△ 679,630
	雑収入	3,400,000	—	—	—	—	3,400,000	5,503,734	△ 2,103,734
	特別収入	989,002	—	—	—	—	989,002	15,185,654	△ 14,196,652
事業支出		653,967,082	—	—	688,116	688,116	654,655,198	647,554,695	7,100,502
	国内放送費	291,965,365	—	2,318,808	147,986	2,466,794	294,432,159	293,805,222	626,936
	国際放送費	17,156,817	△ 280,000	259,040	466,128	445,168	17,601,985	17,570,111	31,873
	契約収納費	58,219,785	△ 400,000	—	—	△ 400,000	57,819,785	57,735,666	84,118
	受信対策費	3,701,496	△ 400,000	—	—	△ 400,000	3,301,496	3,286,722	14,773
	広報費	5,401,676	△ 300,000	—	—	△ 300,000	5,101,676	5,088,235	13,440
	調査研究費	9,923,260	△ 500,000	—	—	△ 500,000	9,423,260	9,400,292	22,967
	給与	119,793,789	—	—	53,079	53,079	119,846,868	115,932,841	3,914,026
	退職手当・厚生費	63,101,129	—	—	20,923	20,923	63,122,052	60,989,390	2,132,661
	共通管理費	12,436,015	610,000	—	—	610,000	13,046,015	13,015,129	30,885
	減価償却費	67,390,000	340,000	—	—	340,000	67,730,000	67,727,154	2,845

	財務費	3,750	—	205,915	—	205,915	209,665	206,951	2,713
	特別支出	1,874,000	930,000	—	—	930,000	2,804,000	2,796,978	7,021
	予備費	3,000,000	—	△ 2,783,763	—	△ 2,783,763	216,237	—	216,237
事業収支差金		9,004,207	—	—	—	—	9,004,207	39,615,143	△ 30,610,936

注1　事業収支差金の処分の内訳

資本支出への充当	8,000,000	—	—	—	—	8,000,000	38,610,936	△ 30,610,936
建設積立資産繰入れ	8,000,000	—	—	—	—	8,000,000	38,610,936	△ 30,610,936
翌年度以降の財政安定のための繰越金	1,004,207	—	—	—	—	1,004,207	1,004,207	△ 0

2　収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額であります。

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2) 第5条第2項繰越	第10条事業収支差金	第11条後期繰越金	増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		83,080,000	2,269,930	30,610,936	18,280,158	51,161,024	134,241,024	130,410,602	2,131,983	1,698,438
	事業収支差金受入れ	8,000,000	—	30,610,936	—	30,610,936	38,610,936	38,610,936	—	—
	前期繰越金受入れ	5,630,881	1,232,040	—	18,280,158	19,512,198	25,143,079	20,157,370	2,131,983	2,853,725
	減価償却資金受入れ	67,390,000	—	—	—	—	67,390,000	67,727,154	—	△ 337,154
	資産受入れ	2,059,119	1,037,890	—	—	1,037,890	3,097,009	3,915,141	—	△ 818,132
資本支出		83,080,000	2,269,930	30,610,936	18,280,158	51,161,024	134,241,024	130,410,602	2,131,983	1,698,438
	建設費	75,080,000	2,269,930	—	—	2,269,930	77,349,930	73,519,508	2,131,983	1,698,438
	建設積立資産繰入れ	8,000,000	—	30,610,936	18,280,158	48,891,094	56,891,094	56,891,094	—	—
資本収支差金		—	—	—	—	—	—	—	—	—

1)　前期繰越金　106,813,841千円

2)　平成26年度使用額　△ 20,157,370千円（建設費充当△1,877,212千円と建設積立資産繰入れ△18,280,158千円の合計額）

3)　平成26年度発生額　1,004,207千円（事業収支差金39,615,143千円から事業収支差金受入れ38,610,936千円を差し引いた額）

後期繰越金（1＋2＋3）　87,660,679千円

（番組アーカイブ業務勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初(1)	予算額 予算総則に基づく増減(2)	予算額 合計(1)+(2) (3)	決算額(4)	予算残額(3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		2,102,177	—	2,102,177	1,884,950	217,226
	視聴料収入	2,102,177	—	2,102,177	1,884,190	217,986
	雑収入	—	—	—	759	△ 759
事業支出		2,082,348	—	2,082,348	1,661,285	421,062
	既放送番組配信費	1,781,753	—	1,781,753	1,474,658	307,094
	広報費	105,004	—	105,004	14,950	90,053
	給与	93,352	—	93,352	90,540	2,811
	退職手当・厚生費	44,539	—	44,539	43,128	1,410
	共通管理費	33,500	—	33,500	21,306	12,193
	減価償却費	24,200	—	24,200	16,700	7,499
事業収支差金		19,829	—	19,829	223,664	△ 203,835

注　事業収支差金223,664千円を含む平成26年度末の繰越不足△7,551,104千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんしております。

（資本収支）

款	項	予算額 当初(1)	予算額 予算総則に基づく増減(2)	予算額 合計(1)+(2) (3)	決算額(4)	予算残額(3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		24,200	—	24,200	16,700	7,499
	減価償却資金受入れ	24,200	—	24,200	16,700	7,499

官　報（号外）

資本支出		24,200	—	24,200	16,700	7,499
	建設費	24,200	—	24,200	16,700	7,499
資本収支差金		—	—	—	—	—

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額(1)	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 第７条増収振当て	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		1,378,106	6,000	6,000	1,384,106	1,385,216	△ 1,110
	受託業務等収入	1,378,106	6,000	6,000	1,384,106	1,385,216	△ 1,110
事業支出		1,157,266	6,000	6,000	1,163,266	1,162,187	1,078
	受託業務等費	1,157,266	6,000	6,000	1,163,266	1,162,187	1,078
事業収支差金		220,840	—	—	220,840	223,029	△ 2,189

注　事業収支差金223,029千円は、一般勘定へ繰り入れております。

審査報告書

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年六月七日

総務委員長　竹谷とし子

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十四条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成二十七年度決算書類である。

この決算書類によれば、同年度の貸借対照表の一般勘定については、平成二十八年三月三十一日現在、資産合計は一兆四百三十二億円、負債合計は三千四百七十八億円、純資産合計は六千九百五十四億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は六千八百五十九億円、経常事業支出は六千六百七十億円となっており、経常事業収支差金は百八十八億円となっている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右

国会に提出する。

平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

日本放送協会平成27年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

28 検 第 656 号
平成28年11月7日

内閣総理大臣
安倍 晋三殿

会計検査院長
河戸 光彦㊞

日本放送協会平成27年度財務諸表等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について

日本放送協会平成27年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。

---

1 平成27年度財産目録

財 産 目 録
平成28年3月31日現在

(協 会 全 体)

科目	内訳 摘要		内訳 金額	合計
			千円	千円
(資産の部)				
流動資産				322,900,330
現金及び預金				67,564,357
	現金		336,644	
	預金	定期預金ほか	67,227,712	
受信料未収金				6,012,039
	受信料未収金		17,099,039	
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見込額	△ 11,087,000	
有価証券				223,297,559
		国債	1,499,972	
		政府保証債	5,998,095	
		非政府保証債	26,299,875	
		地方債	499,998	
		事業債	8,999,617	
		円貨建外債	4,000,000	
		譲渡性預金	176,000,000	
番組勘定		未放送の番組に係る経費ほか		12,916,167
前払費用		賃借料ほか		2,537,237
未収金		国際放送関係交付金ほか		9,675,255
その他の流動資産				897,713
	仮払金	仮払消費税ほか	759,007	
	その他の流動資産	立替金ほか	138,705	
固定資産				550,736,716
有形固定資産				428,097,213
建物				155,854,553
	建物	放送会館、放送所ほか	337,775,956	
	減価償却累計額		△ 181,921,403	
構築物				67,278,775
	構築物	空中線設備ほか	160,089,385	
	減価償却累計額		△ 92,810,610	
機械及び装置				131,910,608
	機械及び装置	放送設備ほか	721,630,071	
	減価償却累計額		△ 589,719,462	
車両及び運搬具				1,977,696
	車両及び運搬具	中継車ほか	9,700,831	
	減価償却累計額		△ 7,723,135	
器具				3,582,722
	器具	事務用器具ほか	9,017,983	
	減価償却累計額		△ 5,435,260	
土地		放送会館敷地、放送所敷地ほか		47,983,081
建設仮勘定		放送設備ほか		19,509,776

官報（号外）

無形固定資産				16,733,409
無形固定資産				16,733,409
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	1,685,849	
	ソフトウェア		13,840,465	
	ソフトウェア仮勘定		1,166,317	
	その他の無形固定資産	地上権	40,777	
出資その他の資産				105,906,093
長期保有有価証券				83,130,165
		国債	6,491,309	
		政府保証債	14,779,817	
		非政府保証債	19,392,093	
		地方債	15,196,898	
		事業債	27,270,046	
出資				10,575,932
	関係会社出資	㈱ＮＨＫエンタープライズほか	10,322,032	
	その他の出資	福岡タワー㈱ほか	253,900	
長期前払費用		放送所敷地賃借料ほか		134,698
前払年金費用				8,673,934
その他の出資その他の資産				3,391,361
	差入保証金	賃借保証金ほか	2,998,167	
	その他の資産	建設協力金ほか	393,193	
特定資産				162,717,535
建設積立資産		建設資金積立金		162,717,535
		国債	1,200,000	
		政府保証債	14,900,000	
		非政府保証債	76,100,000	
		地方債	15,700,000	
		事業債	54,817,535	
資産合計				1,036,354,582

（負債の部）				
流動負債				217,324,832
未払金		番組制作経費、設備整備経費ほか		52,654,996
未払費用				24,659,331
	契約収納事務費		4,928,226	
	その他の未払費用	電力料、回線料ほか	19,731,104	
未払消費税等				3,108,147
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		134,409,399
短期リース債務				934,392
その他の流動負債				1,558,566
	前受収益	素材活用提供料ほか	100,650	
	預り金	源泉徴収所得税ほか	1,457,916	
固定負債				131,070,294
退職給付引当金				93,237,678
役員退任引当金				120,550
国際催事放送権料引当金				31,530,951
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金				3,000,000
長期リース債務				1,960,010
その他の固定負債		ＰＣＢ廃棄物処理経費ほか		1,221,103
負債合計				348,395,126

2　平成27年度貸借対照表

貸借対照表

平成28年3月31日現在

（協会全体）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		67,564,357	
受信料未収金	17,099,039		
未収受信料欠損引当金	△ 11,087,000	6,012,039	
有価証券		223,297,559	
番組勘定		12,916,167	
前払費用		2,537,237	
未収金		9,675,255	
その他の流動資産		897,713	
流動資産合計		322,900,330	31.2
固定資産			
有形固定資産			
建物	337,775,956		
減価償却累計額	△ 181,921,403	155,854,553	
構築物	160,089,385		
減価償却累計額	△ 92,810,610	67,278,775	
機械及び装置	721,630,071		
減価償却累計額	△ 589,719,462	131,910,608	
車両及び運搬具	9,700,831		
減価償却累計額	△ 7,723,135	1,977,696	
器具	9,017,983		
減価償却累計額	△ 5,435,260	3,582,722	
土地		47,983,081	
建設仮勘定		19,509,776	
有形固定資産合計		428,097,213	41.3
無形固定資産			
無形固定資産		16,733,409	
無形固定資産合計		16,733,409	1.6
出資その他の資産			
長期保有有価証券		83,130,165	
出資		10,575,932	
関係会社出資	10,322,032		
その他の出資	253,900		
長期前払費用		134,698	
前払年金費用		8,673,934	
その他の出資その他の資産		3,391,361	
出資その他の資産合計		105,906,093	10.2
固定資産合計		550,736,716	53.1
特定資産			
建設積立資産		162,717,535	
特定資産合計		162,717,535	15.7
資産合計		1,036,354,582	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		52,654,996	
未払費用		24,659,331	
未払消費税等		3,108,147	
受信料前受金		134,409,399	
短期リース債務		934,392	
その他の流動負債		1,558,566	
流動負債合計		217,324,832	21.0
固定負債			
退職給付引当金		93,237,678	
役員退任引当金		120,550	
国際催事放送権料引当金		31,530,951	
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金		3,000,000	
長期リース債務		1,960,010	
その他の固定負債		1,221,103	
固定負債合計		131,070,294	12.6
負債合計		348,395,126	33.6
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	

官報（号外）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
固定資産充当資本		451,822,300	
剰余金		235,973,779	
建設積立金		134,817,814	
繰越剰余金		101,155,965	
純資産合計		687,959,455	66.4
負債純資産合計		1,036,354,582	100.0

注　平成27年度末における繰越剰余金1,011億5,596万５千円のうち、平成28年度において、固定資産充当資本に９億6,332万８千円、建設積立金に278億9,972万１千円を組み入れます。

これにより、固定資産充当資本は4,527億8,562万８千円、建設積立金は1,627億1,753万５千円、繰越剰余金は722億9,291万６千円となります。

（一般勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		67,564,357	
受信料未収金	17,099,039		
未収受信料欠損引当金	△ 11,087,000	6,012,039	
有価証券		223,297,559	
番組勘定		12,916,167	
前払費用		2,523,607	
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金		7,292,079	
受託業務等勘定短期貸付金		68,013	
未収金		9,304,066	
その他の流動資産		897,713	
流動資産合計		329,875,604	31.6
固定資産			
有形固定資産			
建物	337,775,956		
減価償却累計額	△ 181,921,403	155,854,553	
構築物	160,089,385		
減価償却累計額	△ 92,810,610	67,278,775	
機械及び装置	721,630,071		
減価償却累計額	△ 589,719,462	131,910,608	
車両及び運搬具	9,700,831		
減価償却累計額	△ 7,723,135	1,977,696	
器具	8,934,481		
減価償却累計額	△ 5,385,159	3,549,321	
土地		47,983,081	
建設仮勘定		19,509,776	
有形固定資産合計		428,063,812	41.0
無形固定資産			
無形固定資産		16,733,409	
無形固定資産合計		16,733,409	1.6
出資その他の資産			
長期保有有価証券		83,130,165	
出資		10,575,932	
関係会社出資	10,322,032		
その他の出資	253,900		
長期前払費用		134,698	
前払年金費用		8,673,934	
その他の出資その他の資産		3,391,361	
出資その他の資産合計		105,906,093	10.2
固定資産合計		550,703,315	52.8
特定資産			
建設積立資産		162,717,535	
特定資産合計		162,717,535	15.6
資産合計		1,043,296,455	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		52,195,582	
未払費用		24,659,331	
未払消費税等		3,098,553	
受信料前受金		134,409,399	
短期リース債務		916,857	
その他の流動負債		1,522,348	
流動負債合計		216,802,071	20.7
固定負債			
退職給付引当金		93,237,678	
役員退任引当金		120,550	
国際催事放送権料引当金		31,530,951	
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金		3,000,000	
長期リース債務		1,942,475	

その他の固定負債		1,221,103	
固定負債合計		131,052,758	12.6
負債合計		347,854,830	33.3
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		451,822,300	
剰余金		243,455,949	
建設積立金		134,817,814	
繰越剰余金		108,638,135	
純資産合計		695,441,624	66.7
負債純資産合計		1,043,296,455	100.0

注　平成27年度末における繰越剰余金1,086億3,813万5千円のうち、平成28年度において、固定資産充当資本に9億6,332万8千円、建設積立金に278億9,972万1千円を組み入れます。

これにより、固定資産充当資本は4,527億8,562万8千円、建設積立金は1,627億1,753万5千円、繰越剰余金は797億7,508万6千円となります。

なお、繰越剰余金797億7,508万6千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（放送番組等有料配信業務勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
前払費用		13,629	
未収金		240,015	
未収消費税等		7,036	
流動資産合計		260,681	88.6
固定資産			
有形固定資産			
器具	83,502		
減価償却累計額	△ 50,101	33,400	
有形固定資産合計		33,400	
固定資産合計		33,400	11.4
資産合計		294,082	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		7,292,079	
未払金		449,101	
短期リース債務		17,535	
流動負債合計		7,758,716	2,638.2
固定負債			
長期リース債務		17,535	
固定負債合計		17,535	6.0
負債合計		7,776,252	2,644.2
（純資産の部）			
資本			
欠損金		△ 7,482,169	
繰越欠損金		△ 7,482,169	
純資産合計		△ 7,482,169	△ 2,544.2
負債純資産合計		294,082	100.0

（受託業務等勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
未収金		131,173	
流動資産合計		131,173	100.0
資産合計		131,173	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		68,013	
未払金		10,312	
未払消費税等		16,630	
その他の流動負債		36,217	
流動負債合計		131,173	100.0
負債合計		131,173	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	—
負債純資産合計		131,173	100.0

官報（号外）

3　平成27年度損益計算書

損　益　計　算　書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

（協　会　全　体）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	687,944,230
	受信料	673,970,706
	交付金収入	3,955,415
	放送番組等有料配信業務収入	2,017,377
	副次収入	6,541,934
	受託業務等収入	1,458,796
	経常事業支出	669,001,253
	国内放送費	299,240,047
	国際放送費	22,734,416
	放送番組等有料配信費	1,614,646
	受託業務等費	90,735
	契約収納費	59,204,503
	受信対策費	1,464,260
	広報費	5,103,545
	調査研究費	9,949,961
	給与	113,580,121
	退職手当・厚生費	62,168,297
	共通管理費	13,139,079
	減価償却費	69,258,299
	未収受信料欠損償却費	11,453,338
	経常事業収支差金	18,942,977
経常事業外収支	経常事業外収入	8,366,089
	財務収入	4,563,625
	雑収入	3,802,464
	経常事業外支出	750
	財務費	750
	経常事業外収支差金	8,365,339
経常収支差金		27,308,316
特別収支	特別収入	3,987,863
	固定資産売却益	2,020,561
	固定資産受贈益	3,656
	その他の特別収入	1,963,645
	特別支出	2,364,196
	固定資産売却損	41,549
	固定資産除却損	2,272,681
	その他の特別支出	49,965
当期事業収支差金		28,931,984

当期事業収支差金	28,931,984
資本支出充当	963,328
建設積立金繰入れ	27,899,721
事業収支剰余金	68,935

（一　般　勘　定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	685,972,694
	受信料	673,970,706
	交付金収入	3,955,415
	副次収入	8,046,571
	経常事業支出	667,098,492
	国内放送費	299,240,047
	国際放送費	22,734,416
	契約収納費	59,204,503
	受信対策費	1,464,260
	広報費	5,079,606
	調査研究費	9,949,961
	給与	113,491,133
	退職手当・厚生費	62,123,841
	共通管理費	13,115,782
	減価償却費	69,241,599
	未収受信料欠損償却費	11,453,338
	経常事業収支差金	18,874,202

経常事業外収支	経常事業外収入		8,365,929
	財務収入	4,563,625	
	雑収入	3,802,304	
	経常事業外支出		750
	財務費	750	
	経常事業外収支差金		8,365,179
経常収支差金			27,239,381
特別収支	特別収入		3,987,863
	固定資産売却益	2,020,561	
	固定資産受贈益	3,656	
	その他の特別収入	1,963,645	
	特別支出		2,364,196
	固定資産売却損	41,549	
	固定資産除却損	2,272,681	
	その他の特別支出	49,965	
当期事業収支差金			28,863,049

当期事業収支差金		28,863,049
資本支出充当	963,328	
建設積立金繰入れ	27,899,721	
事業収支剰余金	0	

（放送番組等有料配信業務勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	2,017,377
	放送番組等有料配信業務収入	2,017,377
	経常事業支出	1,948,602
	放送番組等有料配信費	1,749,384
	広報費	23,939
	給与	88,988
	退職手当・厚生費	44,455
	共通管理費	25,134
	減価償却費	16,700
	経常事業収支差金	68,774

経常外収支	経常事業外収入		159
	雑収入	159	
	経常事業外収支差金		159
経常収支差金			68,934
当期事業収支差金			68,934

当期事業収支差金		68,934
一般勘定への繰入れ	—	
繰越欠損金	68,934	

（受託業務等勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	1,458,796
	受託業務等収入	1,458,796
	経常事業支出	1,226,968
	受託業務等費	1,226,968
	経常事業収支差金	231,828
当期事業収支差金		231,828

当期事業収支差金		231,828
一般勘定への繰入れ	231,828	
事業収支剰余金	—	

4　平成27年度資本等変動計算書

資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

（協会全体）

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	443,936,706	96,206,878	118,720,510	659,027,470

当期変動額					
資本支出充当	—	7,885,593	—	△ 7,885,593	—
当期事業収支差金	—	—	—	28,931,984	28,931,984
建設積立金繰入れ	—	—	38,610,936	△38,610,936	—
当期変動額合計	—	7,885,593	38,610,936	△17,564,545	28,931,984
当期末残高	163,375	451,822,300	134,817,814	101,155,965	687,959,455

（一般勘定）

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	443,936,706	96,206,878	126,271,615	666,578,575
当期変動額					
資本支出充当	—	7,885,593	—	△ 7,885,593	—
当期事業収支差金	—	—	—	28,863,049	28,863,049
建設積立金繰入れ	—	—	38,610,936	△38,610,936	—
当期変動額合計	—	7,885,593	38,610,936	△17,633,479	28,863,049
当期末残高	163,375	451,822,300	134,817,814	108,638,135	695,441,624

（放送番組等有料配信業務勘定）

（単位　千円）

科目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越欠損金
前期末残高	△ 7,551,104
当期変動額	
当期事業収支差金	68,934
当期変動額合計	68,934
当期末残高	△ 7,482,169

（受託業務等勘定）

（単位　千円）

科目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越剰余金
前期末残高	—
当期変動額	
当期事業収支差金	231,828
一般勘定への繰入れ	△ 231,828
当期変動額合計	—
当期末残高	—

5　平成27年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

（協会全体）

（単位　千円）

区分	金額
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期事業収支差金	28,931,984
減価償却費	69,255,549
退職給付引当金の増減額	15,823,357
前払年金費用の増減額	△ 8,673,934
役員退任引当金の増減額	△ 50,730
未収受信料欠損引当金の増減額	△ 208,000
国際催事放送権料引当金の増減額	3,878,962
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額	3,000,000
固定資産撤去費用引当金の増減額	△ 1,896,838
受取利息及び受取配当金	△ 4,412,456

固定資産売却益	△	2,020,561
固定資産受贈益	△	3,656
固定資産除却損		2,272,681
固定資産売却損		41,549
受信料未収金の増減額		1,078,768
番組勘定の増減額	△	2,559,707
前払費用の増減額	△	1,305,229
未収金の増減額	△	2,338,713
未払金の増減額		3,016,906
未払消費税等の増減額	△	7,037,282
受信料前受金の増減額		2,563,921
その他	△	243,484
事業活動によるキャッシュ・フロー		99,113,084
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	103,900,000
定期預金の払戻による収入		100,300,000
有価証券の取得による支出	△	419,600,000
有価証券の売却・償還による収入		434,000,000
固定資産の取得による支出	△	82,405,617
固定資産の売却による収入		2,245,848
長期保有有価証券の取得による支出	△	54,992,970
差入保証金の増減額	△	13,181
利息及び配当金の受取額		4,423,763
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	119,942,157
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務返済による支出	△	872,229
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	872,229
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額	△	21,701,302
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		112,765,659
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高		91,064,357

6　平成27年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書

1　決　算　概　説

日本放送協会（以下「協会」という。）は、平成27年度の事業運営にあたり、「ＮＨＫ経営計画2015―2017年度」を踏まえ、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図りました。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望に応えるべく、放送サービスの充実、海外への情報発信の強化、放送・通信融合時代の新たなサービスの開発、視聴者との結びつきの強化、調査研究の推進等、各部門の事業活動を積極的に進めました。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。

協会全体の平成27年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額１兆363億5,458万２千円に対し、負債総額は3,483億9,512万６千円であり、純資産総額は6,879億5,945万５千円であります。

次に、平成27年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,879億4,423万円に対し、経常事業支出は6,690億125万３千円で、差し引き経常事業収支差金は189億4,297万７千円であり、これに経常事業外収支差金83億6,533万９千円を加えた経常収支差金は273億831万６千円であります。これに特別収入39億8,786万３千円を加え、特別支出23億6,419万６千円を差し引いた当期事業収支差金は289億3,198万４千円であります。

次に、平成27年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは991億1,308万４千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,199億4,215万７千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△８億7,222万９千円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は1,127億6,565万９千円でありましたが、217億130万２千円減少し、年度末では910億6,435万７千円となっております。

「一般勘定」、「放送番組等有料配信業務勘定」及び「受託業務等勘定」の各勘定における平成27年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに平成27年度中の損益の状況は次のとおりであります。

「一般勘定」の平成27年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額１兆432億9,645万５千円に対し、負債総額は3,478億5,483万円であり、純資産総額は6,954億4,162万４千円であります。

次に、平成27年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,859億7,269万４千円に対し、経常事業支出は6,670億9,849万２千円で、差し引き経常事業収支差金は188億7,420万２千円であり、これに経常事業外収支差金83億6,517万９千円を加えた経常収支差金は272億3,938万１千円であります。これに特別収入39億8,786万３千円を加え、特別支出23億6,419万６千円を差し引いた当期事

業収支差金は288億6,304万９千円であります。当期事業収支差金のうち、資本支出充当は９億6,332万８千円、建設積立金繰入れは278億9,972万１千円、事業収支剰余金は０千円であります。なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

「放送番組等有料配信業務勘定」の平成27年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額２億9,408万２千円に対し、負債総額は77億7,625万２千円であり、純資産総額は△74億8,216万９千円であります。

次に、平成27年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入20億1,737万７千円に対し、経常事業支出は19億4,860万２千円で、差し引き経常事業収支差金は6,877万４千円であります。これに経常事業外収支差金15万９千円を加えた経常収支差金は6,893万４千円であり、当期事業収支差金も同額の6,893万４千円であります。この当期事業収支差金によって、欠損金が同額減少します。

「受託業務等勘定」の平成27年度末の資産、負債の状況を貸借対照表でみると資産総額１億3,117万３千円に対し、負債総額は１億3,117万３千円であります。

次に、平成27年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入14億5,879万６千円に対し、経常事業支出は12億2,696万８千円で、差し引き経常事業収支差金は２億3,182万８千円であります。経常事業収支差金と同額となる当期事業収支差金２億3,182万８千円については、「一般勘定」へ繰り入れております。

２　財務諸表の作成に関する重要な会計方針

協会の会計については、放送法及び放送法施行規則の定めるところにより、これに定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っております。

また、財務諸表の様式は、放送法施行規則に定める書式に従っております。なお、放送法及び放送法施行規則の定めによるものについては、財務諸表にその旨を明示しております。

2.1　有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）によっております。

(2)　子会社及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法によっております。

(3)　その他有価証券（時価のないもの）……移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2　番　組　勘　定

個別法に基づく原価法によっております。なお、放送を実施する可能性が低下したものについては、帳簿価額を切り下げております。

2.3　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

「建物」「構築物」……定額法によっております。

「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建　　物	５～50年
構　築　物	10～60年
機械及び装置	５～15年
車両及び運搬具	４～７年
器　　具	３～41年

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

施設利用権	15～20年
自社利用のソフトウェア	見込利用可能期間（５年）

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.4　引当金の計上基準

(1)　未収受信料欠損引当金……　当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。

(2)　固定資産撤去費用引当金……　放送設備等の撤去費用の支払いに備えるため、合理的見積額を計上しております。

(3)　退職給付引当金……　職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異・過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間（主として15年）以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理しております。

会計基準変更時差異は、一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退任引当金…… 役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上しております。

(5) 国際催事放送権料引当金…… スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解　注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

(6) 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金…… 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用(放送権料を除く。)の支払いに備えるため、平成27年度より放送実施までの期間に放送に要する費用の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解　注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

2.5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.6 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計については、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」によっております。

2.7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(番組アーカイブ業務勘定の計上基準)

番組アーカイブ業務勘定は、従来、放送法第20条第2項第2号に基づき実施した業務に係る勘定でしたが、放送法の改正(平成26年6月27日法律第96号　平成27年4月1日開始事業年度適用)及び放送法施行規則の改正(平成26年11月14日総務省令第84号　平成27年4月1日開始事業年度適用)に伴い、当年度より放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを「放送番組等有料配信業務勘定」として計上しております。また、貸借対照表(一般勘定)における「番組アーカイブ勘定短期貸付金」を「放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金」に、損益計算書(協会全体、放送番組等有料配信業務勘定)における「視聴料収入」を「放送番組等有料配信業務収入」に、「既放送番組配信費」を「放送番組等有料配信費」に、それぞれ勘定科目を変更しております。

なお、この変更に伴う当年度の期首の剰余金及び当年度の経常事業収支差金、経常収支差金及び当期事業収支差金への影響は軽微であります。

3　資産、負債、純資産、損益及びキャッシュ・フローの状況

3.1 財産目録及び貸借対照表

(協　会　全　体)

(比較貸借対照表)

(単位　千円)

区分		平成26年度末	平成27年度末	増減
資産	現金及び預金	64,165,659	67,564,357	3,398,697
	受信料未収金	6,882,807	6,012,039	△ 870,768
	有価証券	211,896,386	223,297,559	11,401,173
	番組勘定	10,356,460	12,916,167	2,559,707
	前払費用	1,232,007	2,537,237	1,305,229
	未収金	7,373,781	9,675,255	2,301,474
	その他の流動資産	482,682	897,713	415,031
	流動資産合計	(30.5) 302,389,784	(31.2) 322,900,330	20,510,546
	有形固定資産	418,675,193	428,097,213	9,422,019
	建物	160,992,603	155,854,553	△ 5,138,049
	構築物	69,618,040	67,278,775	△ 2,339,265
	機械及び装置	128,022,918	131,910,608	3,887,689
	車両及び運搬具	1,622,657	1,977,696	355,039
	器具	2,693,188	3,582,722	889,534
	土地	47,024,502	47,983,081	958,578
	建設仮勘定	8,701,283	19,509,776	10,808,493
	無形固定資産	16,553,362	16,733,409	180,047
	出資その他の資産	117,615,657	105,906,093	△ 11,709,564
	長期保有有価証券	103,312,157	83,130,165	△ 20,181,991
	出資	10,575,932	10,575,932	—
	長期前払費用	197,416	134,698	△ 62,717
	前払年金費用	—	8,673,934	8,673,934
	その他の出資その他の資産	3,530,150	3,391,361	△ 138,789
	固定資産合計	(55.9) 552,844,214	(53.1) 550,736,716	△ 2,107,497
	建設積立資産	134,817,814	162,717,535	27,899,721
	特定資産合計	(13.6) 134,817,814	(15.7) 162,717,535	27,899,721

官報（号外）

	資産合計	(100.0) 990,051,812	(100.0) 1,036,354,582		46,302,769
負債の部	未払金	51,706,834	52,654,996		948,161
	未払費用	25,245,636	24,659,331	△	586,305
	未払消費税等	10,145,430	3,108,147	△	7,037,282
	固定資産撤去費用引当金	1,896,838	—	△	1,896,838
	受信料前受金	131,845,477	134,409,399		2,563,921
	短期リース債務	655,068	934,392		279,323
	その他の流動負債	1,605,190	1,558,566	△	46,624
	流動負債合計	(22.5) 223,100,477	(21.0) 217,324,832	△	5,775,644
純資産の部	退職給付引当金	77,414,321	93,237,678		15,823,357
	役員退任引当金	171,280	120,550	△	50,730
	国際催事放送権料引当金	27,651,989	31,530,951		3,878,962
	東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	—	3,000,000		3,000,000
	長期リース債務	1,418,304	1,960,010		541,706
	その他の固定負債	1,267,969	1,221,103	△	46,865
	固定負債合計	(10.9) 107,923,864	(12.6) 131,070,294		23,146,430
	負債合計	(33.4) 331,024,341	(33.6) 348,395,126		17,370,785
	資本	659,027,470	687,959,455		28,931,984
	承継資本	163,375	163,375		—
	固定資産充当資本	443,936,706	451,822,300		7,885,593
	剰余金	214,927,388	235,973,779		21,046,390
	建設積立金	96,206,878	134,817,814		38,610,936
	繰越剰余金	118,720,510	101,155,965	△	17,564,545
	純資産合計	(66.6) 659,027,470	(66.4) 687,959,455		28,931,984
	負債純資産合計	(100.0) 990,051,812	(100.0) 1,036,354,582		46,302,769

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

（一　般　勘　定）

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成26年度末	平成27年度末	増減	
資産の部	現金及び預金	64,153,395	67,564,357		3,410,961
	受信料未収金	6,882,807	6,012,039	△	870,768
	有価証券	211,896,386	223,297,559		11,401,173
	番組勘定	10,356,460	12,916,167		2,559,707
	前払費用	1,215,290	2,523,607		1,308,317
	放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,427,598	7,292,079	△	135,518
	受託業務等勘定短期貸付金	—	68,013		68,013
	未収金	7,103,456	9,304,066		2,200,609
	その他の流動資産	482,682	897,713		415,031
	流動資産合計	(31.0) 309,518,076	(31.6) 329,875,604		20,357,527
	有形固定資産	418,625,092	428,063,812		9,438,719
	建物	160,992,603	155,854,553	△	5,138,049
	構築物	69,618,040	67,278,775	△	2,339,265
	機械及び装置	128,022,918	131,910,608		3,887,689
	車両及び運搬具	1,622,657	1,977,696		355,039
	器具	2,643,087	3,549,321		906,234
	土地	47,024,502	47,983,081		958,578
	建設仮勘定	8,701,283	19,509,776		10,808,493
	無形固定資産	16,553,362	16,733,409		180,047
	出資その他の資産	117,615,657	105,906,093	△	11,709,564
	長期保有有価証券	103,312,157	83,130,165	△	20,181,991
	出資	10,575,932	10,575,932		—
	長期前払費用	197,416	134,698	△	62,717
	前払年金費用	—	8,673,934		8,673,934
	その他の出資その他の資産	3,530,150	3,391,361	△	138,789
	固定資産合計	(55.5) 552,794,112	(52.8) 550,703,315	△	2,090,797
	建設積立資産	134,817,814	162,717,535		27,899,721

	特定資産合計	(13.5) 134,817,814	(15.6) 162,717,535		27,899,721
	資産合計	(100.0) 997,130,003	(100.0) 1,043,296,455		46,166,451
負債	未払金	51,367,702	52,195,582		827,880
	未払費用	25,245,636	24,659,331	△	586,305
	未払消費税等	10,081,080	3,098,553	△	6,982,526
	固定資産撤去費用引当金	1,896,838	—	△	1,896,838
	受信料前受金	131,845,477	134,409,399		2,563,921
	短期リース債務	637,533	916,857		279,323
	その他の流動負債	1,588,366	1,522,348	△	66,018
	流動負債合計	(22.4) 222,662,634	(20.7) 216,802,071	△	5,860,563
純資産	退職給付引当金	77,414,321	93,237,678		15,823,357
	役員退任引当金	171,280	120,550	△	50,730
	国際催事放送権料引当金	27,651,989	31,530,951		3,878,962
	東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	—	3,000,000		3,000,000
	長期リース債務	1,383,233	1,942,475		559,241
	その他の固定負債	1,267,969	1,221,103	△	46,865
	固定負債合計	(10.8) 107,888,793	(12.6) 131,052,758		23,163,965
	負債合計	(33.2) 330,551,428	(33.3) 347,854,830		17,303,402
	資本	666,578,575	695,441,624		28,863,049
	承継資本	163,375	163,375		—
	固定資産充当資本	443,936,706	451,822,300		7,885,593
	剰余金	222,478,493	243,455,949		20,977,456
	建設積立金	96,206,878	134,817,814		38,610,936
	繰越剰余金	126,271,615	108,638,135	△	17,633,479
	純資産合計	(66.8) 666,578,575	(66.7) 695,441,624		28,863,049
	負債純資産合計	(100.0) 997,130,003	(100.0) 1,043,296,455		46,166,451

注　(　)内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資産の部

平成27年度末の資産総額は、9,971億3,000万３千円に比べ461億6,645万１千円増加し、１兆432億9,645万５千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区分	平成26年度末		平成27年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	309,518,076	31.0	329,875,604	31.6	20,357,527
固定資産	552,794,112	55.5	550,703,315	52.8	△ 2,090,797
特定資産	134,817,814	13.5	162,717,535	15.6	27,899,721
合計	997,130,003	100.0	1,043,296,455	100.0	46,166,451

流動資産

平成27年度末の流動資産は、3,095億1,807万６千円に比べ203億5,752万７千円増加し、3,298億7,560万４千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
現金及び預金	64,153,395	67,564,357	3,410,961
受信料未収金	6,882,807	6,012,039	△ 870,768
有価証券	211,896,386	223,297,559	11,401,173
番組勘定	10,356,460	12,916,167	2,559,707
前払費用	1,215,290	2,523,607	1,308,317
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,427,598	7,292,079	△ 135,518
受託業務等勘定短期貸付金	—	68,013	68,013
未収金	7,103,456	9,304,066	2,200,609
その他の流動資産	482,682	897,713	415,031
合計	309,518,076	329,875,604	20,357,527

(1)　現金及び預金

(単位　千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
現金	368,562	336,644	△ 31,917
普通預金	6,884,832	10,727,712	3,842,879
定期預金	56,900,000	56,500,000	△ 400,000
合計	64,153,395	67,564,357	3,410,961

官報（号外）

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
受信料未収金	18,177,807	17,099,039	△ 1,078,768
未収受信料欠損引当金	△ 11,295,000	△ 11,087,000	208,000
合計	6,882,807	6,012,039	△ 870,768

＜未収受信料欠損引当金の増減内訳＞

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度		
		増加額	減少額	年度末
未収受信料欠損引当金	11,295,000	11,087,000	11,295,000	11,087,000

(3) 有価証券

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
有価証券	211,896,386	223,297,559	11,401,173

＜有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	1,500,000	1,499,040	1,499,972	
政府保証債	6,000,000	5,977,695	5,998,095	㈱日本政策金融公庫債券ほか
非政府保証債	26,300,000	26,298,190	26,299,875	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	500,000	499,980	499,998	神戸市公募公債ほか
事業債	9,000,000	8,995,792	8,999,617	ＮＴＴファイナンス㈱社債ほか
円貨建外債	4,000,000	4,000,000	4,000,000	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション社債
譲渡性預金	176,000,000	176,000,000	176,000,000	
合計	223,300,000	223,270,697	223,297,559	

(4) 番組勘定

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
番組勘定	10,356,460	12,916,167	2,559,707

注　番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であります。

(5) 前払費用

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
前払費用	1,215,290	2,523,607	1,308,317

注　前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等であります。

(6) 放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,427,598	7,292,079	△ 135,518

注　放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金は、放送番組等有料配信業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(7) 受託業務等勘定短期貸付金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
受託業務等勘定短期貸付金	—	68,013	68,013

注　受託業務等勘定短期貸付金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(8) 未収金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
有価証券等利息	497,964	460,725	△ 37,239
その他の未収金	6,605,491	8,843,340	2,237,848
合計	7,103,456	9,304,066	2,200,609

注　その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(9) その他の流動資産

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
仮払金	476,895	759,007	282,112
その他の流動資産	5,786	138,705	132,919
合計	482,682	897,713	415,031

注1　仮払金の内容は、翌年度に仕入控除する仮払消費税等であります。
　2　その他の流動資産の内容は、立替金等であります。

固定資産

平成27年度末の固定資産は、平成26年度末の5,527億9,411万2千円に比べ20億9,079万7千円減少し、5,507億331万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
有形固定資産	418,625,092	428,063,812	9,438,719
無形固定資産	16,553,362	16,733,409	180,047
出資その他の資産	117,615,657	105,906,093	△ 11,709,564
長期保有有価証券	103,312,157	83,130,165	△ 20,181,991
出資	10,575,932	10,575,932	—
長期前払費用	197,416	134,698	△ 62,717
前払年金費用	—	8,673,934	8,673,934
その他の出資その他の資産	3,530,150	3,391,361	△ 138,789
合計	552,794,112	550,703,315	△ 2,090,797

(1) 有形・無形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区分	平成26年度末取得価額 (1)	平成27年度 増加額 (2)	平成27年度 減少額 (3)	平成27年度末取得価額 (1)+(2)−(3) (4)
有形固定資産	1,275,122,397	82,486,829	51,985,642	1,305,623,584
建物	334,604,615	5,550,069	2,378,728	337,775,956
構築物	156,850,068	6,948,665	3,709,348	160,089,385
機械及び装置	711,458,817	48,755,391	38,584,138	721,630,071
車両及び運搬具	9,205,778	1,098,823	603,770	9,700,831
器具	7,277,332	1,883,140	225,991	8,934,481
土地	47,024,502	1,168,983	210,405	47,983,081
建設仮勘定	8,701,283	17,081,754	6,273,261	19,509,776
無形固定資産	34,466,566	7,763,380	2,463,760	39,766,185
施設利用権	1,635,691	378,944	1,288	2,013,347
ソフトウェア	30,252,704	6,293,038	—	36,545,743
ソフトウェア仮勘定	2,537,393	1,091,397	2,462,472	1,166,317
その他の無形固定資産	40,777	—	—	40,777
合計	1,309,588,964	90,250,209	54,449,403	1,345,389,770

区分	平成27年度末減価償却累計額 (5)	減価償却累計額	減損損失累計額	平成27年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	877,559,771	877,376,636	183,135	428,063,812
建物	181,921,403	181,747,563	173,840	155,854,553
構築物	92,810,610	92,801,451	9,159	67,278,775
機械及び装置	589,719,462	589,719,327	135	131,910,608
車両及び運搬具	7,723,135	7,723,135	—	1,977,696
器具	5,385,159	5,385,159	—	3,549,321
土地	—	—	—	47,983,081
建設仮勘定	—	—	—	19,509,776
無形固定資産	23,032,776	23,032,776	—	16,733,409
施設利用権	327,497	327,497	—	1,685,849
ソフトウェア	22,705,278	22,705,278	—	13,840,465
ソフトウェア仮勘定	—	—	—	1,166,317
その他の無形固定資産	—	—	—	40,777
合計	900,592,548	900,409,413	183,135	444,797,222

注1　有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりであります。
＜増加額＞
　機械及び装置　映像・音声機器　(17,519,387千円)
　　送信・伝送設備　(10,496,798千円)
　　ニュースセンター設備（9,845,049千円）等
＜減少額＞
　機械及び装置　映像・音声機器　(14,932,481千円)
　　スタジオ設備　（7,717,637千円）
　　送信・伝送設備　（6,563,541千円）等

注２　減損損失の内訳は次表のとおりであります。

（単位　千円）

種類	用途	資産名称	平成27年度期首帳簿価額	減損損失額
建物	非現用資産	東玉川世帯寮（東京都）等３件	49,965	49,965

＊１　老朽化によって使用しなくなった非現用資産について、減損損失を計上しております。

＊２　当該資産の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しております。

３　賃貸等不動産の時価

協会は、投資を目的とした投資不動産を所有しておりません。また、賃貸収益を得ることを主目的とした賃貸不動産についても所有しておりません。なお、非現用不動産についての貸借対照表計上額、平成27年度増減額及び時価は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額			平成27年度末の時価
	平成26年度末残高	平成27年度増減額	平成27年度末残高	
非現用不動産	569,743	△　78,566	491,177	8,306,255

＊１　貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

＊２　非現用不動産の平成27年度増減額のうち、主な増加は福山支局（広島県）の移転に伴う非現用不動産への区分変更（100,182千円）、主な減少は旧・鷺沼世帯寮（東京都）の売却（130,006千円）によるものであります。

＊３　平成27年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(2)　長期保有有価証券

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
長期保有有価証券	103,312,157	83,130,165	△　20,181,991

＜長期保有有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	6,500,000	6,482,745	6,491,309	
政府保証債	14,800,000	14,745,684	14,779,817	地方公共団体金融機構債券ほか
非政府保証債	19,400,000	19,359,642	19,392,093	住宅金融支援機構債券ほか
地方債	15,200,000	15,190,678	15,196,898	東京都公募公債ほか
事業債	27,282,465	27,206,649	27,270,046	トヨタファイナンス㈱社債ほか
合計	83,182,465	82,985,398	83,130,165	

(3)　出資

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
関係会社出資	10,322,032	10,322,032	—
その他の出資	253,900	253,900	—
合計	10,575,932	10,575,932	—

＜出資の明細＞

（単位　千円）

出資先	平成26年度末貸借対照表計上額	平成27年度		平成27年度末		
		増加額	減少額	出資株式数	取得価額	貸借対照表計上額
関係会社出資（15社）	10,322,032	—	—	—	10,322,032	10,322,032
㈱ＮＨＫエンタープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902	1,018,902
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000	67,000
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	249,500	—	—	4,350株	249,500	249,500
㈱日本国際放送	200,000	—	—	4,000株	200,000	200,000

㈱ＮＨＫプラネット	185,943	—	—	2,462株	185,943	185,943
㈱ＮＨＫプロモーション	57,000	—	—	114,000株	57,000	57,000
㈱ＮＨＫアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700
㈱ＮＨＫメディアテクノロジー	266,987	—	—	5,089株	266,987	266,987
㈱ＮＨＫ出版	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000
㈱ＮＨＫビジネスクリエイト	50,000	—	—	100,000株	50,000	50,000
㈱ＮＨＫアイテック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000
㈱ＮＨＫ文化センター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000
ＮＨＫ営業サービス㈱	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000
㈱放送衛星システム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	276,300	—	—	5,526株	276,300	276,300
その他の出資（2社）	253,900	—	—	—	253,900	253,900
福岡タワー㈱	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信基礎技術研究所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900
合　計（17社）	10,575,932	—	—	—	10,575,932	10,575,932

注１　放送法第22条に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。
　２　社数は、平成27年度末時点のものであります。

(4)　長期前払費用

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度末	増　減
長期前払費用	197,416	134,698	△　62,717

注　長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料等であります。

(5)　前払年金費用

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度末	増　減
前払年金費用	—	8,673,934	8,673,934

(6)　その他の出資その他の資産

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度末	増　減
差入保証金	3,006,488	2,998,167	△　8,321
その他の資産	523,662	393,193	△　130,468
合　計	3,530,150	3,391,361	△　138,789

注１　差入保証金の内容は、東京スカイツリーの賃借保証金等であります。
　２　その他の資産の内容は、東京タワーの建設協力金等であります。

特　定　資　産

平成27年度末の特定資産は、平成26年度末の1,348億1,781万４千円に比べ278億9,972万１千円増加し、1,627億1,753万５千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度末	増　減
建設積立資産	134,817,814	162,717,535	27,899,721

建設積立資産

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度		
		増加額	減少額	年度末
建設積立資産	134,817,814	27,899,721	—	162,717,535

注１　建設積立資産は、将来の建設投資のために積み立てたものであります。
　２　平成27年度末の建設積立資産には、予算総則第10条に基づく繰入れを含んでおります。

＜建設積立資産の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　要
国債	1,200,000	1,200,000	1,200,000	

政府保証債	14,900,000	14,900,000	14,900,000	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	76,100,000	76,100,000	76,100,000	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券ほか
地方債	15,700,000	15,700,000	15,700,000	愛知県公募公債ほか
事業債	54,817,535	54,817,535	54,817,535	東日本高速道路㈱社債ほか
合計	162,717,535	162,717,535	162,717,535	

負債の部

平成27年度末の負債総額は、平成26年度末の3,305億5,142万8千円に比べ173億340万2千円増加し、3,478億5,483万円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度末		平成27年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	222,662,634	67.4	216,802,071	62.3	△ 5,860,563
固定負債	107,888,793	32.6	131,052,758	37.7	23,163,965
合計	330,551,428	100.0	347,854,830	100.0	17,303,402

流動負債

平成27年度末の流動負債は、平成26年度末の2,226億6,263万4千円に比べ58億6,056万3千円減少し、2,168億207万1千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
未払金	51,367,702	52,195,582	827,880
未払費用	25,245,636	24,659,331	△ 586,305
未払消費税等	10,081,080	3,098,553	△ 6,982,526
固定資産撤去費用引当金	1,896,838	—	△ 1,896,838
受信料前受金	131,845,477	134,409,399	2,563,921
短期リース債務	637,533	916,857	279,323
その他の流動負債	1,588,366	1,522,348	△ 66,018
合計	222,662,634	216,802,071	△ 5,860,563

(1) 未払金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
未払金	51,367,702	52,195,582	827,880

注　未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費等の未払分であります。

(2) 未払費用

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
契約収納事務費	5,034,344	4,928,226	△ 106,118
その他の未払費用	20,211,291	19,731,104	△ 480,187
合計	25,245,636	24,659,331	△ 586,305

注　その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賞与等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
未払消費税等	10,081,080	3,098,553	△ 6,982,526

(4) 固定資産撤去費用引当金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度		
		増加額	減少額	年度末
固定資産撤去費用引当金	1,896,838	—	1,896,838	—

注　平成27年度の減少額は、撤去の実施による取り崩し等であります。

(5) 受信料前受金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
受信料前受金	131,845,477	134,409,399	2,563,921

注　受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(6) 短期リース債務

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
短期リース債務	637,533	916,857	279,323

(7) その他の流動負債

(単位　千円)

区　　分	平成26年度末	平成27年度末	増　　減
前受収益	58,609	64,432	5,822
預り金	1,529,719	1,457,916	△ 71,803
その他の流動負債	37	—	△ 37
合　　計	1,588,366	1,522,348	△ 66,018

注1　前受収益の内容は、素材活用提供料等であります。
　2　預り金の内容は、源泉徴収所得税等であります。

固定負債

平成27年度末の固定負債は、平成26年度末の1,078億8,879万3千円に比べ231億6,396万5千円増加し、1,310億5,275万8千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区　　分	平成26年度末	平成27年度末	増　　減
退職給付引当金	77,414,321	93,237,678	15,823,357
役員退任引当金	171,280	120,550	△ 50,730
国際催事放送権料引当金	27,651,989	31,530,951	3,878,962
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	—	3,000,000	3,000,000
長期リース債務	1,383,233	1,942,475	559,241
その他の固定負債	1,267,969	1,221,103	△ 46,865
合　　計	107,888,793	131,052,758	23,163,965

(1) 退職給付引当金

(単位　千円)

区　　分	平成26年度末	平成27年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	77,414,321	39,821,052	32,671,628	84,563,744

退職給付引当金は、前払年金費用との純額で表示しております。

注1　採用している退職給付制度の概要

協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。

なお、平成22年4月以降は、退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。

2　確定給付制度

ア　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位　千円)

	(26年度)	(27年度)
期首における退職給付債務	600,277,944	593,342,740
勤務費用	13,886,202	13,648,325
利息費用	9,021,962	8,920,771
数理計算上の差異の当期発生額	1,186,248	102,231,664
退職給付の支払額	△ 31,029,617	△ 32,229,790
期末における退職給付債務	593,342,740	685,913,710

イ　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位　千円)

	(26年度)	(27年度)
期首における年金資産	314,343,526	349,456,919
期待運用収益	9,430,305	10,483,707
数理計算上の差異の当期発生額	24,858,637	△ 11,073,190
事業主からの拠出額	22,077,477	23,716,761
退職給付の支払額	△ 23,230,505	△ 23,274,923
その他	1,977,477	1,916,761
期末における年金資産	349,456,919	351,226,036

ウ　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位　千円)

	(26年度)	(27年度)
積立型制度の退職給付債務	461,291,590	536,001,645
年金資産	△ 349,456,919	△ 351,226,036
	111,834,671	184,775,608
非積立型制度の退職給付債務	132,051,149	149,912,065
未認識数理計算上の差異	△ 117,693,856	△ 217,605,499
会計基準変更時差異の未処理額	△ 48,777,643	△ 32,518,429
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	77,414,321	84,563,744
退職給付引当金	77,414,321	93,237,678
前払年金費用	—	△ 8,673,934
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	77,414,321	84,563,744

エ　退職給付に関連する損益

（単位　千円）

	(26年度)	(27年度)
勤務費用	13,886,202	13,648,325
利息費用	9,021,962	8,920,771
期待運用収益	△ 9,430,305	△ 10,483,707
数理計算上の差異の当期の費用処理額	13,887,542	13,393,210
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 2,480,447	—
会計基準変更時差異の当期の費用処理額	16,259,214	16,259,214
その他	△ 1,977,477	△ 1,916,761
確定給付制度に係る退職給付費用	39,166,690	39,821,052

オ　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(26年度)	(27年度)
債　券	67.4%	70.1%
株　式	29.9%	27.0%
その他	2.7%	2.9%
合　計	100.0%	100.0%

カ　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

キ　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	(26年度)	(27年度)
割引率	1.5%	0.4%
長期期待運用収益率	3.0%	3.0%
予想昇給率	3.8%	3.8%

注3　確定拠出制度

	(26年度)	(27年度)
確定拠出制度への要拠出額	2,150,069千円	2,224,182千円

(2)　役員退任引当金

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度		
		増加額	減少額	年度末
役員退任引当金	171,280	65,190	115,920	120,550

(3)　国際催事放送権料引当金

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度		
		増加額	減少額	年度末
国際催事放送権料引当金	27,651,989	12,324,904	8,445,942	31,530,951

(4)　東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度		
		増加額	減少額	年度末
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	—	3,000,000	—	3,000,000

(5)　長期リース債務

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度末	増減
長期リース債務	1,383,233	1,942,475	559,241

(6)　その他の固定負債

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度末	増減
その他の固定負債	1,267,969	1,221,103	△ 46,865

注　その他の固定負債の内容は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日法律第65号）によって処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理経費の未払分等であります。

純資産の部

平成27年度末の純資産総額は、平成26年度末の6,665億7,857万5千円に比べ288億6,304万9千円増加し、6,954億4,162万4千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	平成26年度末	平成27年度末	増減
資本	666,578,575	695,441,624	28,863,049
承継資本	163,375	163,375	—
固定資産充当資本	443,936,706	451,822,300	7,885,593

剰余金	222,478,493	243,455,949	20,977,456
建設積立金	96,206,878	134,817,814	38,610,936
繰越剰余金	126,271,615	108,638,135	△ 17,633,479
合計	666,578,575	695,441,624	28,863,049

純資産の変動状況

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	443,936,706	96,206,878	126,271,615	666,578,575
当期変動額					
資本支出充当	—	7,885,593	—	△ 7,885,593	—
当期事業収支差金	—	—	—	28,863,049	28,863,049
建設積立金繰入れ	—	—	38,610,936	△38,610,936	—
当期変動額合計	—	7,885,593	38,610,936	△17,633,479	28,863,049
当期末残高	163,375	451,822,300	134,817,814	108,638,135	695,441,624

注１　承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

２　固定資産充当資本は、資本支出充当として剰余金から組み入れた累計額448,733,722千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

３　建設積立金は、将来の建設投資のための積立金であります。

４　繰越剰余金は、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

平成27年度末における繰越剰余金108,638,135千円のうち、平成28年度において、固定資産充当資本に963,328千円、建設積立金に27,899,721千円を組み入れます。

これにより、固定資産充当資本は452,785,628千円、建設積立金は162,717,535千円、繰越剰余金は79,775,086千円となります。

なお、繰越剰余金79,775,086千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（放送番組等有料配信業務勘定）

放送番組等有料配信業務勘定は、放送法第20条第２項第２号及び第３号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成26年度末	平成27年度末	増減
資産	前払費用	16,717	13,629	△ 3,088
	未収金	226,136	240,015	13,879
	未収消費税等	—	7,036	7,036
	流動資産合計	(82.9) 242,853	(88.6) 260,681	17,827
	有形固定資産	50,101	33,400	△ 16,700
	器具	50,101	33,400	△ 16,700
	固定資産合計	(17.1) 50,101	(11.4) 33,400	△ 16,700
	資産合計	(100.0) 292,954	(100.0) 294,082	1,127
負債・純資産	一般勘定短期借入金	7,427,598	7,292,079	△ 135,518
	未払金	337,962	449,101	111,139
	未払消費税等	25,893	—	△ 25,893
	短期リース債務	17,535	17,535	—
	流動負債合計	(2,665.6) 7,808,988	(2,638.2) 7,758,716	△ 50,271
	長期リース債務	35,070	17,535	△ 17,535
	固定負債合計	(12.0) 35,070	(6.0) 17,535	△ 17,535
	負債合計	(2,677.6) 7,844,059	(2,644.2) 7,776,252	△ 67,807
	資本	△ 7,551,104	△ 7,482,169	68,934
	欠損金	△ 7,551,104	△ 7,482,169	68,934
	純資産合計	△ (△2,577.6) 7,551,104	△ (△2,544.2) 7,482,169	68,934
	負債純資産合計	(100.0) 292,954	(100.0) 294,082	1,127

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

官報（号外）

資　産　の　部

平成27年度末の資産総額は、平成26年度末の２億9,295万４千円に比べ112万７千円増加し、２億9,408万２千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度末		平成27年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	242,853	82.9	260,681	88.6	17,827
固定資産	50,101	17.1	33,400	11.4	△ 16,700
合計	292,954	100.0	294,082	100.0	1,127

流　動　資　産

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
前払費用	16,717	13,629	△ 3,088
未収金	226,136	240,015	13,879
未収消費税等	—	7,036	7,036
合計	242,853	260,681	17,827

(1)　前　払　費　用

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
前払費用	16,717	13,629	△ 3,088

注　前払費用の内容は、設備保守料等であります。

(2)　未　収　金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
放送番組等有料配信業務収入	226,098	239,998	13,900
その他の未収金	38	16	△ 21
合計	226,136	240,015	13,879

(3)　未収消費税等

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
未収消費税等	—	7,036	7,036

固　定　資　産

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
有形固定資産	50,101	33,400	△ 16,700

有形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区分	平成26年度末取得価額(1)	平成27年度		平成27年度末取得価額(1)+(2)−(3)(4)	平成27年度末減価償却累計額(5)	平成27年度末帳簿価額(4)−(5)
		増加額(2)	減少額(3)			
有形固定資産	83,502	—	—	83,502	50,101	33,400
器具	83,502	—	—	83,502	50,101	33,400

負　債　の　部

平成27年度末の負債総額は、平成26年度末の78億4,405万９千円に比べ6,780万７千円減少し、77億7,625万２千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度末		平成27年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	7,808,988	99.6	7,758,716	99.8	△ 50,271
固定負債	35,070	0.4	17,535	0.2	△ 17,535
合計	7,844,059	100.0	7,776,252	100.0	△ 67,807

流　動　負　債

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
一般勘定短期借入金	7,427,598	7,292,079	△ 135,518

未払金	337,962	449,101	111,139
未払消費税等	25,893	—	△ 25,893
短期リース債務	17,535	17,535	—
合計	7,808,988	7,758,716	△ 50,271

(1) 一般勘定短期借入金

(単位　千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
一般勘定短期借入金	7,427,598	7,292,079	△ 135,518

注　一般勘定短期借入金は、放送番組等有料配信業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未払金

(単位　千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
未払金	337,962	449,101	111,139

注　未払金の内容は、著作権使用料等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

(単位　千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
未払消費税等	25,893	—	△ 25,893

(4) 短期リース債務

(単位　千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
短期リース債務	17,535	17,535	—

固定負債

長期リース債務

(単位　千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
長期リース債務	35,070	17,535	△ 17,535

純資産の部

平成27年度末の純資産総額は、平成26年度末の△75億5,110万4千円に比べ6,893万4千円増加し、△74億8,216万9千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
資本	△ 7,551,104	△ 7,482,169	68,934
欠損金	△ 7,551,104	△ 7,482,169	68,934

純資産の変動状況

(単位　千円)

科目	純資産		
	資本	剰余金	繰越欠損金
前期末残高	△ 7,551,104		
当期変動額 当期事業収支差金		68,934	
当期変動額合計		68,934	
当期末残高	△ 7,482,169		

(受託業務等勘定)

受託業務等勘定は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

(比較貸借対照表)

(単位　千円)

区分		平成26年度末	平成27年度末	増減
資産	現金及び預金	12,263	—	△ 12,263
	未収金	44,188	131,173	86,985
	流動資産合計	(100.0) 56,451	(100.0) 131,173	74,721
	資産合計	(100.0) 56,451	(100.0) 131,173	74,721

負債・純資産	一般勘定短期借入金	—	68,013	68,013
	未払金	1,170	10,312	9,141
	未払消費税等	38,457	16,630	△ 21,826
	その他の流動負債	16,823	36,217	19,393
	流動負債合計	(100.0) 56,451	(100.0) 131,173	74,721
	負債合計	(100.0) 56,451	(100.0) 131,173	74,721
	純資産合計	(—) —	(—) —	—
	負債純資産合計	(100.0) 56,451	(100.0) 131,173	74,721

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

資産の部

平成27年度末の資産総額は、平成26年度末の5,645万1千円に比べ7,472万1千円増加し、1億3,117万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度末		平成27年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	56,451	100.0	131,173	100.0	74,721

流動資産

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
現金及び預金	12,263	—	△ 12,263
未収金	44,188	131,173	86,985
合計	56,451	131,173	74,721

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
普通預金	12,263	—	△ 12,263

(2)　未収金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
未収収益	44,188	131,173	86,985

注　未収収益の内容は、施設利用料等であります。

負債の部

平成27年度末の負債総額は、平成26年度末の5,645万1千円に比べ7,472万1千円増加し、1億3,117万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度末		平成27年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	56,451	100.0	131,173	100.0	74,721

流動負債

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
一般勘定短期借入金	—	68,013	68,013
未払金	1,170	10,312	9,141
未払消費税等	38,457	16,630	△ 21,826
その他の流動負債	16,823	36,217	19,393
合計	56,451	131,173	74,721

(1)　一般勘定短期借入金

（単位　千円）

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減
一般勘定短期借入金	—	68,013	68,013

注　一般勘定短期借入金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未　払　金

(単位　千円)

区　　分	平成26年度末	平成27年度末	増　　減
未　払　金	1,170	10,312	9,141

(3) 未払消費税等

(単位　千円)

区　　分	平成26年度末	平成27年度末	増　　減
未払消費税等	38,457	16,630	△ 21,826

(4) その他の流動負債

(単位　千円)

区　　分	平成26年度末	平成27年度末	増　　減
前　受　収　益	16,823	36,217	19,393

注　前受収益の内容は、施設利用料等であります。

純　資　産　の　部

平成27年度末の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

(単位　千円)

科　　目	純資産	資本	剰余金	繰越剰余金
前期末残高				—
当期変動額				
当期事業収支差金				231,828
一般勘定への繰入れ				△ 231,828
当期変動額合計				—
当期末残高				—

3.2 損益計算書

(協会全体)

(比較損益計算書)

(単位　千円)

区　　分		平成26年度	平成27年度	増　　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 674,823,935	(100.0) 687,944,230	13,120,294
	受信料	660,954,821	673,970,706	13,015,885
	交付金収入	4,163,772	3,955,415	△ 208,356
	放送番組等有料配信業務収入	1,884,190	2,017,377	133,186
	副次収入	6,435,934	6,541,934	105,999
	受託業務等収入	1,385,216	1,458,796	73,579
	経常事業支出	(97.5) 657,681,561	(97.2) 669,001,253	11,319,692
	国内放送費	293,805,222	299,240,047	5,434,825
	国際放送費	17,570,111	22,734,416	5,164,304
	放送番組等有料配信費	1,334,754	1,614,646	279,891
	受託業務等費	51,210	90,735	39,524
	契約収納費	57,735,666	59,204,503	1,468,836
	受信対策費	3,286,722	1,464,260	△ 1,822,461
	広報費	5,103,186	5,103,545	359
	調査研究費	9,400,292	9,949,961	549,669
	給与	116,023,381	113,580,121	△ 2,443,260
	退職手当・厚生費	61,032,519	62,168,297	1,135,778
	共通管理費	13,034,601	13,139,079	104,477
	減価償却費	67,743,854	69,258,299	1,514,445
	未収受信料欠損償却費	11,560,038	11,453,338	△ 106,699
	経常事業収支差金	(2.5) 17,142,374	(2.8) 18,942,977	1,800,602

官報（号外）

経常事業外収支	経常事業外収入	(1.5) 10,514,709	(1.2) 8,366,089	△	2,148,620
	財務収入	5,010,215	4,563,625	△	446,590
	雑収入	5,504,494	3,802,464	△	1,702,029
	経常事業外支出	(0.0) 206,951	(0.0) 750	△	206,201
	財務費	206,951	750	△	206,201
	経常事業外収支差金	(1.5) 10,307,757	(1.2) 8,365,339	△	1,942,418
経常収支差金		(4.0) 27,450,132	(4.0) 27,308,316	△	141,816
特別収支	特別収入	(2.3) 15,185,654	(0.5) 3,987,863	△	11,197,790
	固定資産売却益	14,690,491	2,020,561	△	12,669,930
	固定資産受贈益	139,082	3,656	△	135,425
	その他の特別収入	356,080	1,963,645		1,607,565
	特別支出	(0.4) 2,796,978	(0.3) 2,364,196	△	432,781
	固定資産売却損	36,894	41,549		4,654
	固定資産除却損	2,571,091	2,272,681	△	298,409
	その他の特別支出	188,992	49,965	△	139,027
当期事業収支差金		(5.9) 39,838,808	(4.2) 28,931,984	△	10,906,824

当期事業収支差金	39,838,808	28,931,984	△	10,906,824
資本支出充当	—	963,328		963,328
建設積立金繰入れ	38,610,936	27,899,721	△	10,711,215
事業収支剰余金	1,227,872	68,935	△	1,158,937

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

（一　般　勘　定）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成26年度	平成27年度	増減	
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 673,030,273	(100.0) 685,972,694		12,942,420
	受信料	660,954,821	673,970,706		13,015,885
	交付金収入	4,163,772	3,955,415	△	208,356
	副次収入	7,911,679	8,046,571		134,892
	経常事業支出	(97.5) 656,110,803	(97.2) 667,098,492		10,987,688
	国内放送費	293,805,222	299,240,047		5,434,825
	国際放送費	17,570,111	22,734,416		5,164,304
	契約収納費	57,735,666	59,204,503		1,468,836
	受信対策費	3,286,722	1,464,260	△	1,822,461
	広報費	5,088,235	5,079,606	△	8,629
	調査研究費	9,400,292	9,949,961		549,669
	給与	115,932,841	113,491,133	△	2,441,707
	退職手当・厚生費	60,989,390	62,123,841		1,134,451
	共通管理費	13,015,129	13,115,782		100,653
	減価償却費	67,727,154	69,241,599		1,514,445
	未収受信料欠損償却費	11,560,038	11,453,338	△	106,699
	経常事業収支差金	(2.5) 16,919,469	(2.8) 18,874,202		1,954,732
経常事業外収支	経常事業外収入	(1.5) 10,513,949	(1.2) 8,365,929	△	2,148,020
	財務収入	5,010,215	4,563,625	△	446,590
	雑収入	5,503,734	3,802,304	△	1,701,429
	経常事業外支出	(0.0) 206,951	(0.0) 750	△	206,201
	財務費	206,951	750	△	206,201
	経常事業外収支差金	(1.5) 10,306,998	(1.2) 8,365,179	△	1,941,818
経常収支差金		(4.0) 27,226,467	(4.0) 27,239,381		12,913

特別収支	特別収入	(2.3) 15,185,654	(0.5) 3,987,863	△ 11,197,790
	固定資産売却益	14,690,491	2,020,561	△ 12,669,930
	固定資産受贈益	139,082	3,656	△ 135,425
	その他の特別収入	356,080	1,963,645	1,607,565
	特別支出	(0.4) 2,796,978	(0.3) 2,364,196	△ 432,781
	固定資産売却損	36,894	41,549	4,654
	固定資産除却損	2,571,091	2,272,681	△ 298,409
	その他の特別支出	188,992	49,965	△ 139,027
当期事業収支差金		(5.9) 39,615,143	(4.2) 28,863,049	△ 10,752,094

当期事業収支差金	39,615,143	28,863,049	△ 10,752,094
資本支出充当	—	963,328	963,328
建設積立金繰入れ	38,610,936	27,899,721	△ 10,711,215
事業収支剰余金	1,004,207	0	△ 1,004,207

注 ( )内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経常事業収支

平成27年度の経常事業収入6,859億7,269万4千円に対し、経常事業支出は6,670億9,849万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は188億7,420万2千円であります。

平成26年度の経常事業収入6,730億3,027万3千円、経常事業支出6,561億1,080万3千円と比べ、経常事業収入は129億4,242万円の増加、経常事業支出は109億8,768万8千円の増加であります。

経常事業収入

平成27年度の経常事業収入は、受信料の増加等により、平成26年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

(単位 千円)

区分	平成26年度	平成27年度	増減
受信料	660,954,821	673,970,706	13,015,885
交付金収入	4,163,772	3,955,415	△ 208,356
副次収入	7,911,679	8,046,571	134,892
合計	673,030,273	685,972,694	12,942,420

(1) 受信料

(単位 千円)

区分	平成26年度	平成27年度	増減
基本受信料	488,708,688	495,082,893	6,374,205
衛星付加受信料	172,246,133	178,887,813	6,641,679
合計	660,954,821	673,970,706	13,015,885

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

(単位 千件)

区分		平成26年度	平成27年度
地上契約	年度初頭	20,856	20,548
	増加	△ 308	△ 257
	年度末	20,548	20,291
衛星契約	年度初頭	17,866	18,700
	増加	834	779
	年度末	18,700	19,479
特別契約	年度初頭	10	10
	増加	0	1
	年度末	10	11
契約総数	年度初頭	38,732	39,258
	増加	526	523
	年度末	39,258	39,781

(2) 交付金収入

(単位 千円)

区分	平成26年度	平成27年度	増減
国際放送関係交付金	3,922,339	3,933,920	11,580
選挙放送関係交付金	241,433	21,495	△ 219,937
合計	4,163,772	3,955,415	△ 208,356

注1 国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第65条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第67条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

2 選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものであります。

官報（号外）

(3) 副次収入

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
一般業務収入	6,435,934	6,541,934	105,999
放送番組等有料配信業務収入	141,738	136,575	△ 5,162
受託業務等収入	1,334,006	1,368,061	34,054
合計	7,911,679	8,046,571	134,892

注1　放送番組等有料配信業務収入は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを実施した業務による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「放送番組等有料配信業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額を「一般勘定」に受け入れたものであります。

2　受託業務等収入は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

平成27年度の経常事業支出は、国内放送や国際放送を充実したことなどにより、平成26年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
国内放送費	293,805,222	299,240,047	5,434,825
国際放送費	17,570,111	22,734,416	5,164,304
契約収納費	57,735,666	59,204,503	1,468,836
受信対策費	3,286,722	1,464,260	△ 1,822,461
広報費	5,088,235	5,079,606	△ 8,629
調査研究費	9,400,292	9,949,961	549,669
給与	115,932,841	113,491,133	△ 2,441,707
退職手当・厚生費	60,989,390	62,123,841	1,134,451
共通管理費	13,015,129	13,115,782	100,653
減価償却費	67,727,154	69,241,599	1,514,445
未収受信料欠損償却費	11,560,038	11,453,338	△ 106,699
合計	656,110,803	667,098,492	10,987,688

(1) 国内放送費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
番組費	234,064,309	238,038,225	3,973,916
技術運用費	59,740,912	61,201,821	1,460,909
合計	293,805,222	299,240,047	5,434,825

注1　番組費は、国内放送番組の制作に要する経費及び報道取材に要する経費等であります。

2　技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります。

(2) 国際放送費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
ラジオ国際放送費	3,365,237	3,730,125	364,887
テレビジョン国際放送費	14,204,873	19,004,290	4,799,417
合計	17,570,111	22,734,416	5,164,304

注　ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 契約収納費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
契約収納業務推進費	43,791,134	45,015,536	1,224,401
契約収納業務運営費	13,944,532	14,188,966	244,434
合計	57,735,666	59,204,503	1,468,836

注1　契約収納業務推進費は、受信契約の取次、受信料の未収対策等に要する経費であります。

2　契約収納業務運営費は、受信料の請求・収納、契約収納業務の管理等に要する経費であります。

(4) 受信対策費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
受信改善費	2,002,275	354,037	△ 1,648,237
受信対策推進費	1,284,446	1,110,222	△ 174,223
合計	3,286,722	1,464,260	△ 1,822,461

注1　受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。
2　受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

(5) 広報費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
視聴者意向収集費	3,369,003	3,586,873	217,869
広報推進費	1,719,231	1,492,733	△ 226,498
合計	5,088,235	5,079,606	△ 8,629

注1　視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。
2　広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。

(6) 調査研究費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
番組調査研究費	992,491	1,400,338	407,846
技術調査研究費	8,407,800	8,549,623	141,822
合計	9,400,292	9,949,961	549,669

注　番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

(7) 給与

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
職員給与	115,552,076	113,116,266	△ 2,435,809
役員報酬	380,765	374,867	△ 5,898
合計	115,932,841	113,491,133	△ 2,441,707

注　職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金、賞与及び諸手当等であります。

(8) 退職手当・厚生費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
退職手当	40,609,407	41,339,183	729,775
厚生保健費	20,379,982	20,784,658	404,675
合計	60,989,390	62,123,841	1,134,451

注1　退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。
2　厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費であります。

(9) 共通管理費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
施設管理費	5,928,348	5,886,229	△ 42,119
職員管理費その他	7,086,780	7,229,553	142,773
合計	13,015,129	13,115,782	100,653

注1　施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。
2　職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。
3　平成27年度の職員管理費その他のうち役員交際費は14,068千円であります。

(10) 減価償却費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
減価償却費	67,727,154	69,241,599	1,514,445

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区分	取得価額	平成27年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率（%）
有形固定資産	1,238,130,726	64,117,988	877,559,771	360,570,954	70.9
建物	337,775,956	10,457,325	181,921,403	155,854,553	53.9
構築物	160,089,385	8,748,345	92,810,610	67,278,775	58.0
機械及び装置	721,630,071	43,223,074	589,719,462	131,910,608	81.7

車両及び運搬具	9,700,831	719,652	7,723,135	1,977,696	79.6
器具	8,934,481	969,589	5,385,159	3,549,321	60.3
無形固定資産	38,559,090	5,120,860	23,032,776	15,526,314	59.7
施設利用権	2,013,347	114,353	327,497	1,685,849	16.3
ソフトウェア	36,545,743	5,006,506	22,705,278	13,840,465	62.1
合計	1,276,689,817	69,238,849	900,592,548	376,097,269	70.5

注　損益計算書における平成27年度の減価償却費69,241,599千円は、平成27年度償却額69,238,849千円に、平成26年度において番組勘定に計上した237,695千円を加え、平成27年度において番組勘定に計上した234,945千円を差し引いたものであります。

経常事業外収支

平成27年度の経常事業外収入83億6,592万9千円に対し、経常事業外支出は75万円であり、差し引き経常事業外収支差金は83億6,517万9千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減	
財務収入	5,010,215	4,563,625	△	446,590
雑収入	5,503,734	3,802,304	△	1,701,429
合計	10,513,949	8,365,929	△	2,148,020

(1) 財務収入

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減	
受取利息	2,994,160	2,773,576	△	220,584
受取配当金	2,016,054	1,638,880	△	377,174
為替差額	—	151,168		151,168
合計	5,010,215	4,563,625	△	446,590

注1　受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。

2　受取配当金は、出資先からの配当収入であります。

(2) 雑収入

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減	
雑収入	5,503,734	3,802,304	△	1,701,429

注　雑収入は、前々年度以前受信料の収納額等であります。

経常事業外支出

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減	
財務費	206,951	750	△	206,201
為替差額	205,914	—	△	205,914
その他の財務費	1,037	750	△	287

特別収支

平成27年度の特別収入は固定資産売却益等による39億8,786万3千円であり、特別支出は固定資産除却損等による23億6,419万6千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

特別収入

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減	
固定資産売却益	14,690,491	2,020,561	△	12,669,930
固定資産受贈益	139,082	3,656	△	135,425
その他の特別収入	356,080	1,963,645		1,607,565
合計	15,185,654	3,987,863	△	11,197,790

注1　固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。

2　固定資産受贈益は、主として構築物の受贈によるものであります。

3　その他の特別収入は、主として周波数移行費用負担金によるものであります。

特別支出

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減	
固定資産売却損	36,894	41,549		4,654
固定資産除却損	2,571,091	2,272,681	△	298,409
その他の特別支出	188,992	49,965	△	139,027
合計	2,796,978	2,364,196	△	432,781

注1　固定資産売却損は、主として車両の売却によるものであります。

2　固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。

3　その他の特別支出は、固定資産減損損失によるものであります。

当期事業収支差金

平成27年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金188億7,420万2千円に経常事業外収支差金83億6,517万9千円を加えた経常収支差金272億3,938万1千円に、特別収入39億8,786万3千円を加え、特別支出23億6,419万6千円を差し引いた288億6,304万9千円であり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区分	平成26年度	平成27年度	増減
当期事業収支差金	39,615,143	28,863,049	△ 10,752,094
資本支出充当	—	963,328	963,328
建設積立金繰入れ	38,610,936	27,899,721	△ 10,711,215
事業収支剰余金	1,004,207	0	△ 1,004,207

注　事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

(放送番組等有料配信業務勘定)

放送番組等有料配信業務勘定は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

(比較損益計算書)

(単位　千円)

区分		平成26年度	平成27年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,884,190	(100.0) 2,017,377	133,186
	放送番組等有料配信業務収入	1,884,190	2,017,377	133,186
	経常事業支出	(88.2) 1,661,285	(96.6) 1,948,602	287,316
	放送番組等有料配信費	1,474,658	1,749,384	274,725
	広報費	14,950	23,939	8,988
	給与	90,540	88,988	△ 1,552
	退職手当・厚生費	43,128	44,455	1,327
	共通管理費	21,306	25,134	3,827
	減価償却費	16,700	16,700	—
	経常事業収支差金	(11.8) 222,905	(3.4) 68,774	△ 154,130
経常事業外収支	経常事業外収入	(0.0) 759	(0.0) 159	△ 599
	雑収入	759	159	△ 599
	経常事業外収支差金	(0.0) 759	(0.0) 159	△ 599
経常収支差金		(11.8) 223,664	(3.4) 68,934	△ 154,730
当期事業収支差金		(11.8) 223,664	(3.4) 68,934	△ 154,730

当期事業収支差金	223,664	68,934	△ 154,730
一般勘定への繰入れ	—	—	—
繰越欠損金	223,664	68,934	△ 154,730

注　(　)内は、経常事業収入を100とした比率(%)であります。

経常事業収支

平成27年度の経常事業収入20億1,737万7千円に対し、経常事業支出は19億4,860万2千円であり、差し引き経常事業収支差金は6,877万4千円であります。

平成26年度の経常事業収入18億8,419万円、経常事業支出16億6,128万5千円と比べ、経常事業収入は1億3,318万6千円の増加、経常事業支出は2億8,731万6千円の増加であります。

経常事業収入

(単位　千円)

区分	平成26年度	平成27年度	増減
放送番組等有料配信業務収入	1,884,190	2,017,377	133,186

経常事業支出

(単位　千円)

区分	平成26年度	平成27年度	増減
放送番組等有料配信費	1,474,658	1,749,384	274,725
広報費	14,950	23,939	8,988
給与	90,540	88,988	△ 1,552
退職手当・厚生費	43,128	44,455	1,327
共通管理費	21,306	25,134	3,827
減価償却費	16,700	16,700	—
合計	1,661,285	1,948,602	287,316

(1) 放送番組等有料配信費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
放送番組等有料配信費	1,474,658	1,749,384	274,725

注　放送番組等に係る協会の著作権の使用料は100,868千円、放送番組等に係る協会以外の著作権の使用料は321,378千円であります。

(2) 広報費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
広報費	14,950	23,939	8,988

注　広報費は、事業活動の周知及び普及促進に要する経費であります。

(3) 給与

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
給与	90,540	88,988	△ 1,552

(4) 退職手当・厚生費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
退職手当・厚生費	43,128	44,455	1,327

(5) 共通管理費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
共通管理費	21,306	25,134	3,827

注　共通管理費は、事業全般に共通して要する経費であります。

(6) 減価償却費

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
減価償却費	16,700	16,700	—

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区分	取得価額	平成27年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率（%）
有形固定資産	83,502	16,700	50,101	33,400	60.0
器具	83,502	16,700	50,101	33,400	60.0

経常事業外収支

平成27年度の経常事業外収入は15万９千円であり、これにより経常事業外収支差金は15万９千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
雑収入	759	159	△ 599

当期事業収支差金

平成27年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金6,877万４千円に経常事業外収支差金15万９千円を加えた6,893万４千円であり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
当期事業収支差金	223,664	68,934	△ 154,730
一般勘定への繰入れ	—	—	—
繰越欠損金	223,664	68,934	△ 154,730

（受託業務等勘定）

受託業務等勘定は、放送法第20条第３項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成26年度	平成27年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,385,216	(100.0) 1,458,796	73,579
	受託業務等収入	1,385,216	1,458,796	73,579
	経常事業支出	(83.9) 1,162,187	(84.1) 1,226,968	64,780
	受託業務等費	1,162,187	1,226,968	64,780
	経常事業収支差金	(16.1) 223,029	(15.9) 231,828	8,798
当期事業収支差金		(16.1) 223,029	(15.9) 231,828	8,798

当期事業収支差金	223,029	231,828	8,798
一般勘定への繰入れ	223,029	231,828	8,798
事業収支剰余金	—	—	—

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

経常事業収支

平成27年度の経常事業収入14億5,879万６千円に対し、経常事業支出は12億2,696万８千円であり、差し引き経常事業収支差金は２億3,182万８千円であります。

平成26年度の経常事業収入13億8,521万６千円、経常事業支出11億6,218万７千円と比べ、経常事業収入は7,357万９千円の増加、経常事業支出は6,478万円の増加であります。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
受託業務等収入	1,385,216	1,458,796	73,579
1号業務収入	1,379,437	1,385,337	5,900
2号業務収入	5,779	73,458	67,679

注１　１号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であります。

２　２号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入であります。

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
受託業務等費	1,162,187	1,226,968	64,780
1号業務費	1,157,261	1,160,799	3,538
2号業務費	4,925	66,168	61,242

注１　１号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であります。

２　２号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等であります。

当期事業収支差金

平成27年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金２億3,182万８千円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

（単位　千円）

区分	平成26年度	平成27年度	増減
当期事業収支差金	223,029	231,828	8,798
一般勘定への繰入れ	223,029	231,828	8,798

3.3　金融商品の時価に関する事項

(1)　金融商品の状況に関する事項

協会は、資金の運用にあたっては、短期の預金（定期預金や譲渡性預金）及び長期の公社債に限定して運用しています。短期の運用については、金融機関の財政状況等を踏まえて運用対象機関を絞り込むとともに、長期の運用については、国債、政府保証債及び格付けの高い事業債を購入し、リスク低減を図っております。未払金は、そのほとんどが１年以内に支払期日が到来するものであります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
ア　現金及び預金	67,564,357	67,564,357	—
イ　有価証券	469,145,260	475,618,527	6,473,266
満期保有目的の債券	293,145,260	299,618,527	6,473,266
譲渡性預金	176,000,000	176,000,000	—

ウ　未　払　金	(52,654,996)	(52,654,996)	—

（＊）　負債に計上されているものについては、（　）で表示しております。

注１　金融商品の時価の算定方法等に関する事項

ア　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

イ　有価証券

有価証券については、有価証券、長期保有有価証券及び建設積立資産の合計であります。これらの内訳については、「(3)保有する有価証券の状況　ア保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳」のとおりであります。なお、時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ウ　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２　関係会社出資及びその他の出資10,575,932千円については、市場価格がなく、時価の把握が極めて困難と認められることから、「(2)金融商品の時価等に関する事項　イ有価証券」には含めておりません。

(3)　保有する有価証券の状況

ア　保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳

（単位　千円）

区　分	有価証券	長期保有有価証券	建設積立資産	合　計
満期保有目的の債券	47,297,559	83,130,165	162,717,535	293,145,260
国　債	1,499,972	6,491,309	1,200,000	9,191,282
政府保証債	5,998,095	14,779,817	14,900,000	35,677,913
非政府保証債	26,299,875	19,392,093	76,100,000	121,791,968
地方債	499,998	15,196,898	15,700,000	31,396,897
事業債	8,999,617	27,270,046	54,817,535	91,087,198
円貨建外債	4,000,000	—	—	4,000,000
譲渡性預金	176,000,000	—	—	176,000,000
合　計	223,297,559	83,130,165	162,717,535	469,145,260

イ　満期保有目的の債券の内訳（平成28年３月31日現在）

（単位　千円）

区　分	貸借対照表計上額	時　価	差　額	摘　要
国　債	9,191,282	9,609,720	418,437	
政府保証債	35,677,913	36,590,230	912,316	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	121,791,968	124,267,300	2,475,331	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	31,396,897	32,416,090	1,019,192	愛知県公募公債ほか
事業債	91,087,198	92,702,827	1,615,628	トヨタファイナンス㈱社債ほか
円貨建外債	4,000,000	4,032,360	32,360	ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション社債
合　計	293,145,260	299,618,527	6,473,266	

(4)　満期保有目的の債券等の今後の償還予定額（平成28年３月31日現在）

（単位　千円）

区　分	貸借対照表計上額	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金					
定期預金	56,500,000	56,500,000	—	—	—
満期保有目的の債券					
国　債	9,191,282	1,499,972	4,995,691	2,695,618	—
政府保証債	35,677,913	5,998,095	16,487,289	13,192,528	—
非政府保証債	121,791,968	26,299,875	67,792,739	27,699,354	—
地方債	31,396,897	499,998	25,996,967	4,899,931	—
事業債	91,087,198	8,999,617	82,087,581	—	—
円貨建外債	4,000,000	4,000,000	—	—	—
譲渡性預金	176,000,000	176,000,000	—	—	—
合　計	525,645,260	279,797,559	197,360,268	48,487,431	—

官　報　（号　外）

3.4　子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債　　権

短期債権(未収金)

(単位　千円)

会　社　名	平成26年度末	平成27年度末	増　減
㈱日本国際放送	423,179	685,486	262,307
㈱ＮＨＫエンタープライズ	598,428	628,615	30,186
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	347,555	397,648	50,092
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	186,983	214,182	27,198
㈱ＮＨＫプロモーション	54,763	60,493	5,730
㈱ＮＨＫプラネット	18,434	36,810	18,375
㈱ＮＨＫ出版	14,541	21,711	7,169
その他	37,548	36,830	△　718
合計	1,681,435	2,081,778	400,342

債　　務

短期債務(未払金)

(単位　千円)

会　社　名	平成26年度末	平成27年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	5,042,128	7,013,138	1,971,009
㈱ＮＨＫアイテック	4,015,245	3,131,077	△　884,168
㈱ＮＨＫメディアテクノロジー	4,120,897	3,054,966	△　1,065,931
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	2,004,753	1,783,680	△　221,073
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	1,516,170	1,581,603	65,432
㈱ＮＨＫアート	1,422,492	1,539,314	116,822
㈱日本国際放送	717,567	1,230,308	512,741
その他	2,631,011	2,543,625	△　87,386
合計	21,470,267	21,877,713	407,446

3.5　子会社及び関連会社との取引高の総額

(単位　千円)

区　分	平成26年度	平成27年度	増　減
収入総額	7,527,106	6,762,400	△　764,706
支出総額	158,679,304	160,403,639	1,724,334

3.6　関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

3.7　役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

3.8　関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

3.9　担保提供に関する事項

該当事項はありません。

3.10　重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

3.11　比較キャッシュ・フロー計算書

(協　会　全　体)

(単位　千円)

区　分	平成26年度	平成27年度	増　減
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー			
当期事業収支差金	39,838,808	28,931,984	△　10,906,824
減価償却費	67,840,186	69,255,549	1,415,362
退職給付引当金の増減額	9,290,100	15,823,357	6,533,256
前払年金費用の増減額	—	△　8,673,934	△　8,673,934
役員退任引当金の増減額	44,760	△　50,730	△　95,490
未収受信料欠損引当金の増減額	1,899,000	△　208,000	△　2,107,000
国際催事放送権料引当金の増減額	6,895,499	3,878,962	△　3,016,537
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額	—	3,000,000	3,000,000

固定資産撤去費用引当金の増減額	△ 3,722,325	△ 1,896,838	1,825,486
受取利息及び受取配当金	△ 5,010,215	△ 4,412,456	597,758
固定資産売却益	△ 14,690,491	△ 2,020,561	12,669,930
固定資産受贈益	△ 139,082	△ 3,656	135,425
固定資産除却損	2,571,091	2,272,681	△ 298,409
固定資産売却損	36,894	41,549	4,654
受信料未収金の増減額	△ 2,213,851	1,078,768	3,292,619
番組勘定の増減額	△ 906,162	△ 2,559,707	△ 1,653,545
前払費用の増減額	△ 204,920	△ 1,305,229	△ 1,100,309
未収金の増減額	951,121	△ 2,338,713	△ 3,289,835
未払金の増減額	△ 3,528,545	3,016,906	6,545,452
未払消費税等の増減額	8,614,693	△ 7,037,282	△ 15,651,976
受信料前受金の増減額	6,391,482	2,563,921	△ 3,827,560
その他	245,892	△ 243,484	△ 489,377
事業活動によるキャッシュ・フロー	114,203,936	99,113,084	△ 15,090,852
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△ 76,800,000	△ 103,900,000	△ 27,100,000
定期預金の払戻による収入	52,300,000	100,300,000	48,000,000
有価証券の取得による支出	△ 216,700,000	△ 419,600,000	△ 202,900,000
有価証券の売却・償還による収入	200,696,592	434,000,000	233,303,407
固定資産の取得による支出	△ 74,000,042	△ 82,405,617	△ 8,405,575
固定資産の売却による収入	14,910,084	2,245,848	△ 12,664,236
長期保有有価証券の取得による支出	△ 55,000,000	△ 54,992,970	7,030
差入保証金の増減額	61,193	△ 13,181	△ 74,375
利息及び配当金の受取額	5,014,696	4,423,763	△ 590,933
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 149,517,474	△ 119,942,157	29,575,317
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務返済による支出	△ 629,043	△ 872,229	△ 243,186
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 629,043	△ 872,229	△ 243,186
Ⅳ 現金及び現金同等物の増減額	△ 35,942,580	△ 21,701,302	14,241,278
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高	148,708,240	112,765,659	△ 35,942,580
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	112,765,659	91,064,357	△ 21,701,302

注　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

	（平成26年度）	（平成27年度）
1）現金及び預金勘定	64,165,659	67,564,357
2）預入期間が3か月を超える定期預金	△ 29,900,000	△ 33,500,000
3）取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）	78,500,000	57,000,000
現金及び現金同等物（1＋2＋3）	112,765,659	91,064,357

4　重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

5　貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去等

（貸借対照表）

平成28年3月31日現在

（単位　千円）

科目	一般勘定	放送番組等有料配信業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
流動資産合計	329,875,604	260,681	131,173	△ 7,367,129	322,900,330
現金及び預金	67,564,357	—	—	—	67,564,357
受信料未収金	6,012,039	—	—	—	6,012,039
有価証券	223,297,559	—	—	—	223,297,559
番組勘定	12,916,167	—	—	—	12,916,167
前払費用	2,523,607	13,629	—	—	2,537,237
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,292,079	—	—	△ 7,292,079	—
受託業務等勘定短期貸付金	68,013	—	—	△ 68,013	—

未収金	9,304,066	240,015	131,173	—	9,675,255
未収消費税等	—	7,036	—	△ 7,036	—
その他の流動資産	897,713	—	—	—	897,713
固定資産合計	550,703,315	33,400	—	—	550,736,716
有形固定資産	428,063,812	33,400	—	—	428,097,213
建物	155,854,553	—	—	—	155,854,553
構築物	67,278,775	—	—	—	67,278,775
機械及び装置	131,910,608	—	—	—	131,910,608
車両及び運搬具	1,977,696	—	—	—	1,977,696
器具	3,549,321	33,400	—	—	3,582,722
土地	47,983,081	—	—	—	47,983,081
建設仮勘定	19,509,776	—	—	—	19,509,776
無形固定資産	16,733,409	—	—	—	16,733,409
無形固定資産	16,733,409	—	—	—	16,733,409
出資その他の資産	105,906,093	—	—	—	105,906,093
長期保有有価証券	83,130,165	—	—	—	83,130,165
出資	10,575,932	—	—	—	10,575,932
長期前払費用	134,698	—	—	—	134,698
前払年金費用	8,673,934	—	—	—	8,673,934
その他の出資その他の資産	3,391,361	—	—	—	3,391,361
特定資産合計	162,717,535	—	—	—	162,717,535
建設積立資産	162,717,535	—	—	—	162,717,535
資産合計	1,043,296,455	294,082	131,173	△ 7,367,129	1,036,354,582
流動負債合計	216,802,071	7,758,716	131,173	△ 7,367,129	217,324,832
一般勘定短期借入金	—	7,292,079	68,013	△ 7,360,092	—
未払金	52,195,582	449,101	10,312	—	52,654,996
未払費用	24,659,331	—	—	—	24,659,331
未払消費税等	3,098,553	—	16,630	△ 7,036	3,108,147
受信料前受金	134,409,399	—	—	—	134,409,399
短期リース債務	916,857	17,535	—	—	934,392
その他の流動負債	1,522,348	—	36,217	—	1,558,566
固定負債合計	131,052,758	17,535	—	—	131,070,294
退職給付引当金	93,237,678	—	—	—	93,237,678
役員退任引当金	120,550	—	—	—	120,550
国際催事放送権料引当金	31,530,951	—	—	—	31,530,951
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	3,000,000	—	—	—	3,000,000
長期リース債務	1,942,475	17,535	—	—	1,960,010
その他の固定負債	1,221,103	—	—	—	1,221,103
負債合計	347,854,830	7,776,252	131,173	△ 7,367,129	348,395,126
承継資本	163,375	—	—	—	163,375
固定資産充当資本	451,822,300	—	—	—	451,822,300
剰余金（欠損金）	243,455,949	△ 7,482,169	—	—	235,973,779
純資産合計	695,441,624	△ 7,482,169	—	—	687,959,455
負債純資産合計	1,043,296,455	294,082	131,173	△ 7,367,129	1,036,354,582

（損益計算書）

平成27年４月１日から平成28年３月31日まで

（単位　千円）

科目	一般勘定	放送番組等有料配信業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
経常事業収入	685,972,694	2,017,377	1,458,796	△ 1,504,637	687,944,230
受信料	673,970,706	—	—	—	673,970,706
交付金収入	3,955,415	—	—	—	3,955,415
放送番組等有料配信業務収入	—	2,017,377	—	—	2,017,377
副次収入	8,046,571	—	—	△ 1,504,637	6,541,934
受託業務等収入	—	—	1,458,796	—	1,458,796
経常事業支出	667,098,492	1,948,602	1,226,968	△ 1,272,808	669,001,253
国内放送費	299,240,047	—	—	—	299,240,047
国際放送費	22,734,416	—	—	—	22,734,416

放送番組等有料配信費	—	1,749,384	—	△ 134,738	1,614,646
受託業務等費	—	—	1,226,968	△ 1,136,232	90,735
契約収納費	59,204,503	—	—	—	59,204,503
受信対策費	1,464,260	—	—	—	1,464,260
広報費	5,079,606	23,939	—	—	5,103,545
調査研究費	9,949,961	—	—	—	9,949,961
給与	113,491,133	88,988	—	—	113,580,121
退職手当・厚生費	62,123,841	44,455	—	—	62,168,297
共通管理費	13,115,782	25,134	—	△ 1,837	13,139,079
減価償却費	69,241,599	16,700	—	—	69,258,299
未収受信料欠損償却費	11,453,338	—	—	—	11,453,338
経常事業収支差金	18,874,202	68,774	231,828	△ 231,828	18,942,977
経常事業外収入	8,365,929	159	—	—	8,366,089
財務収入	4,563,625	—	—	—	4,563,625
雑収入	3,802,304	159	—	—	3,802,464
経常事業外支出	750	—	—	—	750
財務費	750	—	—	—	750
経常事業外収支差金	8,365,179	159	—	—	8,365,339
経常収支差金	27,239,381	68,934	231,828	△ 231,828	27,308,316
特別収入	3,987,863	—	—	—	3,987,863
固定資産売却益	2,020,561	—	—	—	2,020,561
固定資産受贈益	3,656	—	—	—	3,656
その他の特別収入	1,963,645	—	—	—	1,963,645
特別支出	2,364,196	—	—	—	2,364,196
固定資産売却損	41,549	—	—	—	41,549
固定資産除却損	2,272,681	—	—	—	2,272,681
その他の特別支出	49,965	—	—	—	49,965
当期事業収支差金	28,863,049	68,934	231,828	△ 231,828	28,931,984

6　主たる設備の状況

平成27年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区分	土地		建物	機械及び装置	その他の固定資産	貸借対照表計上額合計
	面積	金額				
	㎡	千円	千円	千円	千円	千円
放送会館	361,242	35,758,649	96,788,438	94,543,996	12,854,611	239,945,696
（うち、放送センター）	(82,646)	(5,079,536)	(24,889,857)	(45,393,510)	(5,016,888)	(80,379,792)
テレビジョン放送所	392,223	792,771	16,520,260	14,872,704	33,751,296	65,937,033
ラジオ放送所	2,099,533	8,936,027	7,817,208	9,306,947	4,998,488	31,058,672
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	12,042,743	12,042,743
その他の施設	1,943,179	2,495,632	34,728,645	13,186,959	9,192,053	59,603,291
合計	4,796,177	47,983,081	155,854,553	131,910,608	72,839,194	408,587,436

注1　その他の施設は放送技術研究所及び放送文化研究所等であります。

2　その他の固定資産は構築物、車両、運搬具及び器具であります。

7　収入支出の決算の状況

7.1　収入支出の決算

平成27年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。

7.2　予算総則の適用

（一　般　勘　定）

(1) 予算総則第４条第１項に基づく予算の流用			1,200,000千円
ア　事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額		1,200,000千円	
契約収納費	750,000千円		
共通管理費	450,000千円		
イ　事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額		△ 1,200,000千円	
広報費	△ 300,000千円		
調査研究費	△ 900,000千円		
(2) 予算総則第５条第１項に基づく平成28年度への建設費予算の繰越し			815,502千円
ア　放送網設備の整備費		131,580千円	
イ　地域放送会館の整備費		440,980千円	
ウ　番組設備等の整備費		242,942千円	
(3) 予算総則第５条第２項に基づく平成26年度からの建設費予算の繰越し			2,131,983千円
ア　放送網設備の整備費		182,566千円	
イ　地域放送会館の整備費		987,000千円	
ウ　番組設備等の整備費		962,417千円	
(4) 予算総則第８条に基づく減価償却資金の不足に伴う事業収支差金の受入れ			963,328千円
(5) 予算総則第10条に基づく事業収支差金の増加額の建設積立資産への繰入れ			21,667,703千円
(6) 予算総則第12条に基づく国際放送関係交付金の受入れ及び国際放送実施経費への振当て			389,925千円
ア　受入れの項及び金額		389,925千円	
交付金収入	389,925千円		
イ　振当ての項及び金額		389,925千円	
国際放送費	389,925千円		

（受託業務等勘定）

予算総則第７条に基づく増収額の振当て			62,000千円
ア　受入れの項及び金額		62,000千円	
受託業務等収入	62,000千円		
イ　振当ての項及び金額		62,000千円	
受託業務等費	62,000千円		

別　表

収　入　支　出　決　算　表

（一　般　勘　定）

（事　業　収　支）

平成27年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算総則に基づく増減額(2) 第4条第1項流用	予算総則に基づく増減額(2) 第12条交付金	予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		683,154,024	—	389,925	389,925	683,543,949	686,873,149	△ 3,329,200
	受信料	660,841,629	—	—	—	660,841,629	662,517,368	△ 1,675,739
	交付金収入	3,575,611	—	389,925	389,925	3,965,536	3,955,415	10,120
	副次収入	8,137,790	—	—	—	8,137,790	8,046,571	91,218
	財務収入	4,709,332	—	—	—	4,709,332	4,563,625	145,707
	雑収入	3,200,000	—	—	—	3,200,000	3,802,304	△ 602,304
	特別収入	2,689,662	—	—	—	2,689,662	3,987,863	△ 1,298,201
事業支出		676,922,006	—	389,925	389,925	677,311,931	658,010,099	19,301,831
	国内放送費	304,804,780	—	—	—	304,804,780	299,240,047	5,564,732
	国際放送費	22,594,979	—	389,925	389,925	22,984,904	22,734,416	250,487
	契約収納費	58,522,683	750,000	—	750,000	59,272,683	59,204,503	68,179
	受信対策費	1,936,904	—	—	—	1,936,904	1,464,260	472,643
	広報費	5,605,340	△ 300,000	—	△ 300,000	5,305,340	5,079,606	225,733
	調査研究費	11,074,492	△ 900,000	—	△ 900,000	10,174,492	9,949,961	224,530
	給与	118,213,584	—	—	—	118,213,584	113,491,133	4,722,450
	退職手当・厚生費	64,848,158	—	—	—	64,848,158	62,123,841	2,724,316
	共通管理費	12,702,336	450,000	—	450,000	13,152,336	13,115,782	36,553
	減価償却費	70,950,000	—	—	—	70,950,000	69,241,599	1,708,400

（号外）　官　報

	財務費	3,750	—	—	—	3,750	750	3,000
	特別支出	2,665,000	—	—	—	2,665,000	2,364,196	300,803
	予備費	3,000,000	—	—	—	3,000,000	—	3,000,000
事業収支差金		6,232,018	—	—	—	6,232,018	28,863,049	△ 22,631,031

注1　事業収支差金の処分の内訳

資本支出への充当	6,232,018	—	—	—	6,232,018	28,863,049	△ 22,631,031
建設費充当	—	—	—	—	—	963,328	△ 963,328
建設積立資産繰入れ	6,232,018	—	—	—	6,232,018	27,899,721	△ 21,667,703
翌年度以降の財政安定のための繰越金	—	—	—	—	—	0	△ 0

2　収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額であります。

（資本収支）

款	項	予算額						決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)				合計 (1)+(2) (3)			
			第5条第2項繰越	第8条減価償却費	第10条事業収支差金	増減額計				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		86,812,018	2,131,983	—	21,667,703	23,799,686	110,611,704	108,575,810	815,502	1,220,391
	事業収支差金受入れ	6,232,018	—	963,328	21,667,703	22,631,031	28,863,049	28,863,049	—	—
	前期繰越金受入れ	6,569,113	2,131,983	—	—	2,131,983	8,701,096	7,885,593	815,502	0
	減価償却資金受入れ	70,950,000	—	△ 963,328	—	△ 963,328	69,986,672	69,241,599	—	745,072
	資産受入れ	3,060,887	—	—	—	—	3,060,887	2,585,569	—	475,317
資本支出		86,812,018	2,131,983	—	21,667,703	23,799,686	110,611,704	108,575,810	815,502	1,220,391
	建設費	80,580,000	2,131,983	—	—	2,131,983	82,711,983	80,676,089	815,502	1,220,391
	建設積立資産繰入れ	6,232,018	—	—	21,667,703	21,667,703	27,899,721	27,899,721	—	—
資本収支差金		—	—	—	—	—	—	—	—	—

1）前期繰越金　87,660,679千円

2）平成27年度使用額　△ 7,885,593千円（建設費充当）

3）平成27年度発生額　0千円（事業収支差金28,863,049千円から事業収支差金受入れ28,863,049千円を差し引いた額）

後期繰越金（1＋2＋3）　79,775,086千円

（放送番組等有料配信業務勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2)	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		2,172,675	—	2,172,675	2,017,537	155,137
	放送番組等有料配信業務収入	2,172,675	—	2,172,675	2,017,377	155,297
	雑収入	—	—	—	159	△ 159
事業支出		2,158,205	—	2,158,205	1,948,602	209,602
	放送番組等有料配信費	1,895,215	—	1,895,215	1,749,384	145,830
	広報費	73,358	—	73,358	23,939	49,418
	給与	92,504	—	92,504	88,988	3,515
	退職手当・厚生費	46,252	—	46,252	44,455	1,796
	共通管理費	34,175	—	34,175	25,134	9,040
	減価償却費	16,701	—	16,701	16,700	0
事業収支差金		14,470	—	14,470	68,934	△ 54,464

注　事業収支差金68,934千円を含む平成27年度末の繰越不足△7,482,169千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんしております。

（資本収支）

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額 (2)	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		16,701	—	16,701	16,700	0
	減価償却資金受入れ	16,701	—	16,701	16,700	0

資本支出		16,701	—	16,701	16,700	0
	建設費	16,701	—	16,701	16,700	0
資本収支差金		—	—	—	—	—

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額(1)	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 第7条増収振当て	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)—(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		1,389,741	62,000	62,000	1,451,741	1,458,796	△ 7,055
	受託業務等収入	1,389,741	62,000	62,000	1,451,741	1,458,796	△ 7,055
事業支出		1,165,947	62,000	62,000	1,227,947	1,226,968	978
	受託業務等費	1,165,947	62,000	62,000	1,227,947	1,226,968	978
事業収支差金		223,794	—	—	223,794	231,828	△ 8,034

注　事業収支差金231,828千円は、一般勘定へ繰り入れております。

審査報告書

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年六月七日

総務委員長　竹谷とし子

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十四条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成二十八年度決算書類である。

この決算書類によれば、同年度の貸借対照表の一般勘定については、平成二十九年三月三十一日現在、資産合計は一兆九百十五億円、負債合計は三千六百八十億円、純資産合計は七千二百三十五億円となつている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は七千十九億円、経常事業支出は六千八百八十五億円となつており、経常事業収支差金は百三十三億円となつている。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行つた結果、これを是認すべきものと認めた。

日本放送協会平成二十八年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

右

国会に提出する。

平成二十九年十二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

29検第672号
平成29年11月8日

内閣総理大臣
安倍　晋三殿

会計検査院長
河戸　光彦㊞

日本放送協会平成28年度財務諸表等の検査を行った旨の通知及び同書類の回付について

日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等の検査を行ったので、その旨を通知し、同書類を回付します。

なお、本院は、「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書」として「日本放送協会における関連団体の事業運営の状況に関する会計検査の結果について」を国会に報告し、その概要を平成28年度決算検査報告に「国会からの検査要請事項に関する報告」として掲記しました。

1　平成28年度財産目録

財　産　目　録
平成29年3月31日現在

（協　会　全　体）

科目	内訳 摘要	内訳 金額	合計
		千円	千円
（資産の部）			
流動資産			338,582,414
現金及び預金			68,277,905
現金		329,565	
預金	定期預金ほか	67,948,339	
受信料未収金			6,055,527
受信料未収金		18,404,527	
未収受信料欠損引当金	受信料未収金の収納不能見込額	△ 12,349,000	
有価証券			242,491,322
	国債	499,873	
	政府保証債	3,799,396	
	非政府保証債	16,297,391	
	地方債	3,799,952	
	事業債	25,594,709	
	譲渡性預金	192,500,000	
番組勘定	未放送の番組に係る経費ほか		9,217,598
前払費用	賃借料ほか		1,556,277
未収金	国際放送関係交付金ほか		8,505,830
その他の流動資産			2,477,952
仮払金	仮払消費税ほか	2,400,202	
その他の流動資産	立替金ほか	77,749	
固定資産			575,396,185
有形固定資産			431,279,477
建物			148,705,755
建物	放送会館、放送所ほか	337,811,456	
減価償却累計額		△ 189,105,700	
構築物			64,514,844
構築物	空中線設備ほか	163,021,299	
減価償却累計額		△ 98,506,455	
機械及び装置			135,478,716
機械及び装置	放送設備ほか	732,096,546	
減価償却累計額		△ 596,617,829	
車両及び運搬具			1,655,859
車両及び運搬具	中継車ほか	9,642,551	
減価償却累計額		△ 7,986,692	
器具			3,275,855
器具	事務用器具ほか	9,071,804	
減価償却累計額		△ 5,795,948	
土地	放送会館敷地、放送所敷地ほか		48,357,679
建設仮勘定	放送設備ほか		29,290,766

無形固定資産				17,199,348
無形固定資産				17,199,348
	施設利用権	国際放送送信設備利用権ほか	2,183,346	
	ソフトウェア		14,122,243	
	ソフトウェア仮勘定		852,981	
	その他の無形固定資産	地上権	40,777	
出資その他の資産				126,917,359
長期保有有価証券				98,518,452
		国債	5,993,155	
		政府保証債	10,986,835	
		非政府保証債	16,398,028	
		地方債	12,797,991	
		事業債	52,342,441	
出資				10,775,932
	関係会社出資	㈱ＮＨＫエンタープライズほか	10,322,032	
	その他の出資	㈱海外通信・放送・郵便事業支援機構ほか	453,900	
長期前払費用		放送所敷地賃借料ほか		105,466
前払年金費用				14,150,070
その他の出資その他の資産				3,367,436
	差入保証金	賃借保証金ほか	3,024,049	
	その他の資産	建設協力金ほか	343,387	
特定資産				170,756,635
建設積立資産		建設資金積立金		170,756,635
		国債	1,200,000	
		政府保証債	15,400,000	
		非政府保証債	82,600,000	
		地方債	17,400,000	
		事業債	54,156,635	
資産合計				1,084,735,234

（負債の部）				
流動負債				225,507,868
未払金		番組制作経費、設備整備経費ほか		56,788,489
未払費用				24,385,898
	契約収納事務費		4,836,111	
	その他の未払費用	電力料、回線料ほか	19,549,786	
未払消費税等				4,927,562
受信料前受金		翌年度分受信料の収納額		136,968,531
短期リース債務				931,373
その他の流動負債				1,506,013
	前受収益	素材活用提供料ほか	154,301	
	預り金	源泉徴収所得税ほか	1,345,868	
	その他の流動負債	前受金	5,844	
固定負債				143,031,915
退職給付引当金				105,339,309
役員退任引当金				124,380
国際催事放送権料引当金				28,777,597
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金				6,000,000
長期リース債務				1,696,052
その他の固定負債		ＰＣＢ廃棄物処理経費ほか		1,094,575
負債合計				368,539,784

官報（号外）

2　平成28年度貸借対照表

貸　借　対　照　表

平成29年3月31日現在

（協　会　全　体）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資　産　の　部）			
流動資産			
現金及び預金		68,277,905	
受信料未収金	18,404,527		
未収受信料欠損引当金	△ 12,349,000	6,055,527	
有価証券		242,491,322	
番組勘定		9,217,598	
前払費用		1,556,277	
未収金		8,505,830	
その他の流動資産		2,477,952	
流動資産合計		338,582,414	31.2
固定資産			
有形固定資産			
建物	337,811,456		
減価償却累計額	△ 189,105,700	148,705,755	
構築物	163,021,299		
減価償却累計額	△ 98,506,455	64,514,844	
機械及び装置	732,096,546		
減価償却累計額	△ 596,617,829	135,478,716	
車両及び運搬具	9,642,551		
減価償却累計額	△ 7,986,692	1,655,859	
器具	9,071,804		
減価償却累計額	△ 5,795,948	3,275,855	
土地		48,357,679	
建設仮勘定		29,290,766	
有形固定資産合計		431,279,477	39.8
無形固定資産			
無形固定資産		17,199,348	
無形固定資産合計		17,199,348	1.6
出資その他の資産			
長期保有有価証券		98,518,452	
出資		10,775,932	
関係会社出資	10,322,032		
その他の出資	453,900		
長期前払費用		105,466	
前払年金費用		14,150,070	
その他の出資その他の資産		3,367,436	
出資その他の資産合計		126,917,359	11.7
固定資産合計		575,396,185	53.1
特定資産			
建設積立資産		170,756,635	
特定資産合計		170,756,635	15.7
資産合計		1,084,735,234	100.0
（負　債　の　部）			
流動負債			
未払金		56,788,489	
未払費用		24,385,898	
未払消費税等		4,927,562	
受信料前受金		136,968,531	
短期リース債務		931,373	
その他の流動負債		1,506,013	
流動負債合計		225,507,868	20.8
固定負債			
退職給付引当金		105,339,309	
役員退任引当金		124,380	
国際催事放送権料引当金		28,777,597	
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金		6,000,000	
長期リース債務		1,696,052	
その他の固定負債		1,094,575	
固定負債合計		143,031,915	13.2
負債合計		368,539,784	34.0

（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		456,825,629	
剰余金		259,206,445	
建設積立金		162,717,535	
繰越剰余金		96,488,910	
純資産合計		716,195,450	66.0
負債純資産合計		1,084,735,234	100.0

注　平成28年度末における繰越剰余金964億8,891万円のうち、平成29年度において、建設積立金に80億3,910万円を組み入れます。

これにより、建設積立金は1,707億5,663万５千円、繰越剰余金は884億4,981万円となります。

（一般勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		68,277,845	
受信料未収金	18,404,527		
未収受信料欠損引当金	△ 12,349,000	6,055,527	
有価証券		242,491,322	
番組勘定		9,217,598	
前払費用		1,539,469	
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金		7,105,077	
未収金		8,225,584	
その他の流動資産		2,477,952	
流動資産合計		345,390,378	31.6
固定資産			
有形固定資産			
建物	337,811,456		
減価償却累計額	△ 189,105,700	148,705,755	
構築物	163,021,299		
減価償却累計額	△ 98,506,455	64,514,844	
機械及び装置	732,096,546		
減価償却累計額	△ 596,617,829	135,478,716	
車両及び運搬具	9,642,551		
減価償却累計額	△ 7,986,692	1,655,859	
器具	8,988,302		
減価償却累計額	△ 5,729,146	3,259,155	
土地		48,357,679	
建設仮勘定		29,290,766	
有形固定資産合計		431,262,777	39.5
無形固定資産			
無形固定資産		17,199,348	
無形固定資産合計		17,199,348	1.6
出資その他の資産			
長期保有有価証券		98,518,452	
出資		10,775,932	
関係会社出資	10,322,032		
その他の出資	453,900		
長期前払費用		105,466	
前払年金費用		14,150,070	
その他の出資その他の資産		3,367,436	
出資その他の資産合計		126,917,359	11.6
固定資産合計		575,379,485	52.7
特定資産			
建設積立資産		170,756,635	
特定資産合計		170,756,635	15.7
資産合計		1,091,526,499	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		56,322,484	
未払費用		24,385,898	
未払消費税等		4,889,784	
受信料前受金		136,968,531	
短期リース債務		913,837	
その他の流動負債		1,488,393	
流動負債合計		224,968,930	20.6
固定負債			
退職給付引当金		105,339,309	
役員退任引当金		124,380	

国際催事放送権料引当金		28,777,597	
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金		6,000,000	
長期リース債務		1,696,052	
その他の固定負債		1,094,575	
固定負債合計		143,031,915	13.1
負債合計		368,000,845	33.7
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		456,825,629	
剰余金		266,536,648	
建設積立金		162,717,535	
繰越剰余金		103,819,113	
純資産合計		723,525,653	66.3
負債純資産合計		1,091,526,499	100.0

注　平成28年度末における繰越剰余金1,038億1,911万３千円のうち、平成29年度において、建設積立金に80億3,910万円を組み入れます。

これにより、建設積立金は1,707億5,663万５千円、繰越剰余金は957億8,001万３千円となります。

なお、繰越剰余金957億8,001万３千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（放送番組等有料配信業務勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
前払費用		16,807	
未収金		235,172	
流動資産合計		251,980	93.8
固定資産			
有形固定資産			
器具	83,502		
減価償却累計額	△ 66,801	16,700	
有形固定資産合計		16,700	
固定資産合計		16,700	6.2
資産合計		268,681	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		7,105,077	
未払金		465,043	
未払消費税等		11,227	
短期リース債務		17,535	
流動負債合計		7,598,884	2,828.2
負債合計		7,598,884	2,828.2
（純資産の部）			
資本			
欠損金		△ 7,330,202	
繰越欠損金		△ 7,330,202	
純資産合計		△ 7,330,202	△ 2,728.2
負債純資産合計		268,681	100.0

（受託業務等勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		59	
未収金		45,072	
流動資産合計		45,132	100.0
資産合計		45,132	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		961	
未払消費税等		26,550	
その他の流動負債		17,620	
流動負債合計		45,132	100.0
負債合計		45,132	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	—
負債純資産合計		45,132	100.0

3　平成28年度損益計算書

損　益　計　算　書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

（協　会　全　体）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	704,548,083
	受信料	689,021,461
	交付金収入	3,791,300
	放送番組等有料配信業務収入	2,207,745
	副次収入	7,394,147
	受託業務等収入	2,133,429
	経常事業支出	691,021,347
	国内放送費	314,789,520
	国際放送費	23,472,377
	放送番組等有料配信費	1,724,692
	受託業務等費	521,957
	契約収納費	58,919,398
	受信対策費	972,736
	広報費	5,391,464
	調査研究費	9,530,316
	給与	111,017,573
	退職手当・厚生費	64,556,262
	共通管理費	13,175,399
	減価償却費	74,906,158
	未収受信料欠損償却費	12,043,489
	経常事業収支差金	13,526,736
経常事業外収支	経常事業外収入	11,115,418
	財務収入	7,664,310
	雑収入	3,451,108
	経常事業外支出	112,451
	財務費	112,451
	経常事業外収支差金	11,002,966
経常収支差金		24,529,702
特別収支	特別収入	6,365,656
	固定資産売却益	4,024,243
	固定資産受贈益	987
	その他の特別収入	2,340,424
	特別支出	2,659,363
	固定資産売却損	12,153
	固定資産除却損	2,562,325
	その他の特別支出	84,885
当期事業収支差金		28,235,995
当期事業収支差金		28,235,995
建設積立金繰入れ		8,039,100
事業収支剰余金		20,196,895

（一　般　勘　定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	701,953,452
	受信料	689,021,461
	交付金収入	3,791,300
	副次収入	9,140,690
	経常事業支出	688,578,215
	国内放送費	314,789,520
	国際放送費	23,472,377
	契約収納費	58,919,398
	受信対策費	972,736
	広報費	5,369,517
	調査研究費	9,530,316
	給与	110,930,946
	退職手当・厚生費	64,510,082
	共通管理費	13,150,371
	減価償却費	74,889,457
	未収受信料欠損償却費	12,043,489
	経常事業収支差金	13,375,236

経常事業外収支	経常事業外収入		11,114,950
	財務収入	7,664,310	
	雑収入	3,450,640	
	経常事業外支出		112,451
	財務費	112,451	
	経常事業外収支差金		11,002,499
経常収支差金			24,377,735
特別収支	特別収入		6,365,656
	固定資産売却益	4,024,243	
	固定資産受贈益	987	
	その他の特別収入	2,340,424	
	特別支出		2,659,363
	固定資産売却損	12,153	
	固定資産除却損	2,562,325	
	その他の特別支出	84,885	
当期事業収支差金			28,084,028

当期事業収支差金		28,084,028
建設積立金繰入れ	8,039,100	
事業収支剰余金	20,044,928	

（放送番組等有料配信業務勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	2,207,745
	放送番組等有料配信業務収入	2,207,745
	経常事業支出	2,056,245
	放送番組等有料配信費	1,857,759
	広報費	21,947
	給与	86,626
	退職手当・厚生費	46,179
	共通管理費	27,032
	減価償却費	16,700
	経常事業収支差金	151,499
経常事業外収支	経常事業外収入	467
	雑収入	467
	経常事業外収支差金	467
経常収支差金		151,966
当期事業収支差金		151,966

当期事業収支差金		151,966
一般勘定への繰入れ	—	
繰越欠損金	151,966	

（受託業務等勘定）

科目		金額
		千円
経常事業収支	経常事業収入	2,133,429
	受託業務等収入	2,133,429
	経常事業支出	1,757,198
	受託業務等費	1,757,198
	経常事業収支差金	376,230
当期事業収支差金		376,230

当期事業収支差金		376,230
一般勘定への繰入れ	376,230	
事業収支剰余金	—	

4　平成28年度資本等変動計算書

資本等変動計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

（協会全体）

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	451,822,300	134,817,814	101,155,965	687,959,455

当期変動額					
資本支出充当	—	5,003,329	—	△ 5,003,329	—
当期事業収支差金	—	—	—	28,235,995	28,235,995
建設積立金繰入れ	—	—	27,899,721	△27,899,721	—
当期変動額合計	—	5,003,329	27,899,721	△ 4,667,054	28,235,995
当期末残高	163,375	456,825,629	162,717,535	96,488,910	716,195,450

（一　般　勘　定）

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	451,822,300	134,817,814	108,638,135	695,441,624
当期変動額					
資本支出充当	—	5,003,329	—	△ 5,003,329	—
当期事業収支差金	—	—	—	28,084,028	28,084,028
建設積立金繰入れ	—	—	27,899,721	△27,899,721	—
当期変動額合計	—	5,003,329	27,899,721	△ 4,819,021	28,084,028
当期末残高	163,375	456,825,629	162,717,535	103,819,113	723,525,653

（放送番組等有料配信業務勘定）

（単位　千円）

科目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越欠損金
前期末残高	△ 7,482,169
当期変動額	
当期事業収支差金	151,966
当期変動額合計	151,966
当期末残高	△ 7,330,202

（受託業務等勘定）

（単位　千円）

科目	純資産
	資本
	剰余金
	繰越剰余金
前期末残高	—
当期変動額	
当期事業収支差金	376,230
一般勘定への繰入れ	△ 376,230
当期変動額合計	—
当期末残高	—

5　平成28年度キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

（協　会　全　体）

（単位　千円）

区分	金額
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー	
当期事業収支差金	28,235,995
減価償却費	74,842,741
退職給付引当金の増減額	12,101,630
前払年金費用の増減額	△ 5,476,136
役員退任引当金の増減額	3,830
未収受信料欠損引当金の増減額	1,262,000
国際催事放送権料引当金の増減額	△ 2,753,354
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額	3,000,000
受取利息及び受取配当金	△ 7,664,310

固定資産売却益	△	4,024,243
固定資産受贈益	△	987
固定資産除却損		2,562,325
固定資産売却損		12,153
受信料未収金の増減額	△	1,305,488
番組勘定の増減額		3,698,569
前払費用の増減額		980,960
未収金の増減額		1,072,975
未払金の増減額		3,042,254
未払消費税等の増減額		1,819,415
受信料前受金の増減額		2,559,132
その他	△	1,589,730
事業活動によるキャッシュ・フロー		112,379,731
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	139,300,000
定期預金の払戻による収入		115,400,000
有価証券の取得による支出	△	397,700,000
有価証券の売却・償還による収入		403,300,000
固定資産の取得による支出	△	79,677,639
固定資産の売却による収入		4,107,064
長期保有有価証券の取得による支出	△	73,400,000
差入保証金の増減額	△	31,545
利息及び配当金の受取額		7,739,609
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	159,562,511
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務返済による支出	△	1,003,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	1,003,672
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額	△	48,186,452
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高		91,064,357
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高		42,877,905

6　平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関する説明書

1　決　算　概　説

日本放送協会（以下「協会」という。）は、平成28年度の事業運営にあたり、「ＮＨＫ経営計画2015―2017年度」を踏まえ、経営目標の達成に向けて事業計画を着実に実施するとともに、業務全般にわたり適正かつ効率的な運営を図りました。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望に応えるべく、放送サービスの充実、海外への情報発信の強化、放送・通信融合時代の新たなサービスの開発、視聴者との結びつきの強化、調査研究の推進等、各部門の事業活動を積極的に進めました。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりであります。

協会全体の平成28年度末の資産、負債及び純資産の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額１兆847億3,523万４千円に対し、負債総額は3,685億3,978万４千円であり、純資産総額は7,161億9,545万円であります。

次に、平成28年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入7,045億4,808万３千円に対し、経常事業支出は6,910億2,134万７千円で、差し引き経常事業収支差金は135億2,673万６千円であり、これに経常事業外収支差金110億296万６千円を加えた経常収支差金は245億2,970万２千円であります。これに特別収入63億6,565万６千円を加え、特別支出26億5,936万３千円を差し引いた当期事業収支差金は282億3,599万５千円であります。

次に、平成28年度中のキャッシュ・フローの状況をキャッシュ・フロー計算書でみると、事業活動によるキャッシュ・フローは1,123億7,973万１千円であり、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,595億6,251万１千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△10億367万２千円であります。現金及び現金同等物の残高は、年度当初は910億6,435万７千円でありましたが、481億8,645万２千円減少し、年度末では428億7,790万５千円となっております。

「一般勘定」、「放送番組等有料配信業務勘定」及び「受託業務等勘定」の各勘定における平成28年度末の資産、負債及び純資産の状況並びに平成28年度中の損益の状況は次のとおりであります。

「一般勘定」の平成28年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額１兆915億2,649万９千円に対し、負債総額は3,680億84万５千円であり、純資産総額は7,235億2,565万３千円であります。

次に、平成28年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入7,019億5,345万2千円に対し、経常事業支出は6,885億7,821万5千円で、差し引き経常事業収支差金は133億7,523万6千円であり、これに経常事業外収支差金110億249万9千円を加えた経常収支差金は243億7,773万5千円であります。これに特別収入63億6,565万6千円を加え、特別支出26億5,936万3千円を差し引いた当期事業収支差金は280億8,402万8千円であります。当期事業収支差金のうち、建設積立金繰入れは80億3,910万円、事業収支剰余金は200億4,492万8千円であります。なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

「放送番組等有料配信業務勘定」の平成28年度末の資産、負債及び純資産の状況を貸借対照表でみると、資産総額2億6,868万1千円に対し、負債総額は75億9,888万4千円であり、純資産総額は△73億3,020万2千円であります。

次に、平成28年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入22億774万5千円に対し、経常事業支出は20億5,624万5千円で、差し引き経常事業収支差金は1億5,149万9千円であります。これに経常事業外収支差金46万7千円を加えた経常収支差金は1億5,196万6千円であり、当期事業収支差金も同額の1億5,196万6千円であります。この当期事業収支差金によって、欠損金が同額減少します。

「受託業務等勘定」の平成28年度末の資産、負債の状況を貸借対照表でみると資産総額4,513万2千円に対し、負債総額は4,513万2千円であります。

次に、平成28年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入21億3,342万9千円に対し、経常事業支出は17億5,719万8千円で、差し引き経常事業収支差金は3億7,623万円であります。経常事業収支差金と同額となる当期事業収支差金3億7,623万円については、「一般勘定」へ繰り入れております。

2　財務諸表の作成に関する重要な会計方針

協会の会計については、放送法及び放送法施行規則の定めるところにより、これに定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っております。

また、財務諸表の様式は、放送法施行規則に定める書式に従っております。なお、放送法及び放送法施行規則の定めによるものについては、財務諸表にその旨を明示しております。

2.1　有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)によっております。

(2)　子会社及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法によっております。

(3)　その他有価証券(時価のないもの)……移動平均法に基づく原価法によっております。

2.2　番　組　勘　定

個別法に基づく原価法によっております。なお、放送を実施する可能性が低下したものについては、帳簿価額を切り下げております。

2.3　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産(リース資産を除く)

「建物」「構築物」……定額法によっております。

「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建　　物	5～50年
構　築　物	10～60年
機械及び装置	5～15年
車両及び運搬具	4～7年
器　　具	3～41年

(2)　無形固定資産(リース資産を除く)……定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

施設利用権	15～20年
自社利用のソフトウェア	見込利用可能期間(5年)

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.4　引当金の計上基準

(1)　未収受信料欠損引当金……　当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上しております。

(2)　退職給付引当金……　職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異・過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間（主として15年）以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理しております。

会計基準変更時差異は、一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(3) 役員退任引当金…… 役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上しております。

(4) 国際催事放送権料引当金…… スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解　注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

(5) 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金…… 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）の支払いに備えるため、平成27年度より放送実施までの期間に放送に要する費用の合理的見積額を計上しております。なお、当該科目は、「企業会計原則注解　注18」における引当金とは異なり、放送法施行規則の規定により特別に認められた引当金であります。

2.5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.6 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計については、放送法施行規則の規定により、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」によっております。

2.7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

3 資産、負債、純資産、損益及びキャッシュ・フローの状況

3.1 財産目録及び貸借対照表

（協　会　全　体）

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成27年度末	平成28年度末	増減
資産	現金及び預金	67,564,357	68,277,905	713,547
	受信料未収金	17,099,039	18,404,527	1,305,488
	未収受信料欠損引当金	△ 11,087,000	△ 12,349,000	△ 1,262,000
	有価証券	223,297,559	242,491,322	19,193,763
	番組勘定	12,916,167	9,217,598	△ 3,698,569
	前払費用	2,537,237	1,556,277	△ 980,960
	未収金	9,675,255	8,505,830	△ 1,169,425
	その他の流動資産	897,713	2,477,952	1,580,238
	流動資産合計	(31.2) 322,900,330	(31.2) 338,582,414	15,682,083
	有形固定資産	428,097,213	431,279,477	3,182,264
	建物	155,854,553	148,705,755	△ 7,148,797
	構築物	67,278,775	64,514,844	△ 2,763,930
	機械及び装置	131,910,608	135,478,716	3,568,108
	車両及び運搬具	1,977,696	1,655,859	△ 321,836
	器具	3,582,722	3,275,855	△ 306,866
	土地	47,983,081	48,357,679	374,597
	建設仮勘定	19,509,776	29,290,766	9,780,989
	無形固定資産	16,733,409	17,199,348	465,938
	出資その他の資産	105,906,093	126,917,359	21,011,266
	長期保有有価証券	83,130,165	98,518,452	15,388,286
	出資	10,575,932	10,775,932	200,000
	長期前払費用	134,698	105,466	△ 29,232
	前払年金費用	8,673,934	14,150,070	5,476,136
	その他の出資その他の資産	3,391,361	3,367,436	△ 23,924
	固定資産合計	(53.1) 550,736,716	(53.1) 575,396,185	24,659,469

	建設積立資産	162,717,535	170,756,635	8,039,100
	特定資産合計	(15.7) 162,717,535	(15.7) 170,756,635	8,039,100
	資産合計	(100.0) 1,036,354,582	(100.0) 1,084,735,234	48,380,652
負	未払金	52,654,996	56,788,489	4,133,493
	未払費用	24,659,331	24,385,898	△ 273,432
	未払消費税等	3,108,147	4,927,562	1,819,415
	受信料前受金	134,409,399	136,968,531	2,559,132
	短期リース債務	934,392	931,373	△ 3,019
	その他の流動負債	1,558,566	1,506,013	△ 52,552
	流動負債合計	(21.0) 217,324,832	(20.8) 225,507,868	8,183,036
債	退職給付引当金	93,237,678	105,339,309	12,101,630
	役員退任引当金	120,550	124,380	3,830
	国際催事放送権料引当金	31,530,951	28,777,597	△ 2,753,354
・	東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	3,000,000	6,000,000	3,000,000
	長期リース債務	1,960,010	1,696,052	△ 263,958
	その他の固定負債	1,221,103	1,094,575	△ 126,527
純	固定負債合計	(12.6) 131,070,294	(13.2) 143,031,915	11,961,621
	負債合計	(33.6) 348,395,126	(34.0) 368,539,784	20,144,657
	資本	687,959,455	716,195,450	28,235,995
資	承継資本	163,375	163,375	—
	固定資産充当資本	451,822,300	456,825,629	5,003,329
	剰余金	235,973,779	259,206,445	23,232,666
	建設積立金	134,817,814	162,717,535	27,899,721
産	繰越剰余金	101,155,965	96,488,910	△ 4,667,054
	純資産合計	(66.4) 687,959,455	(66.0) 716,195,450	28,235,995
	負債純資産合計	(100.0) 1,036,354,582	(100.0) 1,084,735,234	48,380,652

注 ( )内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

(一 般 勘 定)

(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区分		平成27年度末	平成28年度末	増減
資	現金及び預金	67,564,357	68,277,845	713,488
	受信料未収金	17,099,039	18,404,527	1,305,488
	未収受信料欠損引当金	△ 11,087,000	△ 12,349,000	△ 1,262,000
	有価証券	223,297,559	242,491,322	19,193,763
	番組勘定	12,916,167	9,217,598	△ 3,698,569
	前払費用	2,523,607	1,539,469	△ 984,138
	放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,292,079	7,105,077	△ 187,001
	受託業務等勘定短期貸付金	68,013	—	△ 68,013
	未収金	9,304,066	8,225,584	△ 1,078,481
	その他の流動資産	897,713	2,477,952	1,580,238
	流動資産合計	(31.6) 329,875,604	(31.6) 345,390,378	15,514,774
	有形固定資産	428,063,812	431,262,777	3,198,964
	建物	155,854,553	148,705,755	△ 7,148,797
	構築物	67,278,775	64,514,844	△ 2,763,930
	機械及び装置	131,910,608	135,478,716	3,568,108
	車両及び運搬具	1,977,696	1,655,859	△ 321,836
	器具	3,549,321	3,259,155	△ 290,166
	土地	47,983,081	48,357,679	374,597
	建設仮勘定	19,509,776	29,290,766	9,780,989
	無形固定資産	16,733,409	17,199,348	465,938
	出資その他の資産	105,906,093	126,917,359	21,011,266
	長期保有有価証券	83,130,165	98,518,452	15,388,286
	出資	10,575,932	10,775,932	200,000
	長期前払費用	134,698	105,466	△ 29,232
	前払年金費用	8,673,934	14,150,070	5,476,136
産	その他の出資その他の資産	3,391,361	3,367,436	△ 23,924
	固定資産合計	(52.8) 550,703,315	(52.7) 575,379,485	24,676,169

	建設積立資産	162,717,535	170,756,635	8,039,100
	特定資産合計	(15.6) 162,717,535	(15.7) 170,756,635	8,039,100
	資産合計	(100.0) 1,043,296,455	(100.0) 1,091,526,499	48,230,043
負	未払金	52,195,582	56,322,484	4,126,902
	未払費用	24,659,331	24,385,898	△ 273,432
	未払消費税等	3,098,553	4,889,784	1,791,231
	受信料前受金	134,409,399	136,968,531	2,559,132
	短期リース債務	916,857	913,837	△ 3,019
	その他の流動負債	1,522,348	1,488,393	△ 33,955
	流動負債合計	(20.7) 216,802,071	(20.6) 224,968,930	8,166,858
債	退職給付引当金	93,237,678	105,339,309	12,101,630
	役員退任引当金	120,550	124,380	3,830
	国際催事放送権料引当金	31,530,951	28,777,597	△ 2,753,354
・	東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	3,000,000	6,000,000	3,000,000
	長期リース債務	1,942,475	1,696,052	△ 246,422
	その他の固定負債	1,221,103	1,094,575	△ 126,527
純	固定負債合計	(12.6) 131,052,758	(13.1) 143,031,915	11,979,156
	負債合計	(33.3) 347,854,830	(33.7) 368,000,845	20,146,015
	資本	695,441,624	723,525,653	28,084,028
資	承継資本	163,375	163,375	—
	固定資産充当資本	451,822,300	456,825,629	5,003,329
	剰余金	243,455,949	266,536,648	23,080,699
	建設積立金	134,817,814	162,717,535	27,899,721
産	繰越剰余金	108,638,135	103,819,113	△ 4,819,021
	純資産合計	(66.7) 695,441,624	(66.3) 723,525,653	28,084,028
	負債純資産合計	(100.0) 1,043,296,455	(100.0) 1,091,526,499	48,230,043

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

資　産　の　部

平成28年度末の資産総額は、平成27年度末の１兆432億9,645万５千円に比べ482億3,004万３千円増加し、１兆915億2,649万９千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比(%)	平成28年度末 金額	平成28年度末 構成比(%)	増減
流動資産	329,875,604	31.6	345,390,378	31.6	15,514,774
固定資産	550,703,315	52.8	575,379,485	52.7	24,676,169
特定資産	162,717,535	15.6	170,756,635	15.7	8,039,100
合計	1,043,296,455	100.0	1,091,526,499	100.0	48,230,043

流　動　資　産

平成28年度末の流動資産は、平成27年度末の3,298億7,560万４千円に比べ155億1,477万４千円増加し、3,453億9,037万８千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
現金及び預金	67,564,357	68,277,845	713,488
受信料未収金	17,099,039	18,404,527	1,305,488
未収受信料欠損引当金	△ 11,087,000	△ 12,349,000	△ 1,262,000
有価証券	223,297,559	242,491,322	19,193,763
番組勘定	12,916,167	9,217,598	△ 3,698,569
前払費用	2,523,607	1,539,469	△ 984,138
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,292,079	7,105,077	△ 187,001
受託業務等勘定短期貸付金	68,013	—	△ 68,013
未収金	9,304,066	8,225,584	△ 1,078,481
その他の流動資産	897,713	2,477,952	1,580,238
合計	329,875,604	345,390,378	15,514,774

(1)　現金及び預金

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
現金	336,644	329,565	△ 7,079
普通預金	10,727,712	8,048,279	△ 2,679,432

定期預金	56,500,000	59,900,000	3,400,000
合計	67,564,357	68,277,845	713,488

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
受信料未収金	17,099,039	18,404,527	1,305,488
未収受信料欠損引当金	△ 11,087,000	△ 12,349,000	△ 1,262,000
合計	6,012,039	6,055,527	43,488

<未収受信料欠損引当金の増減内訳>

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度		
		増加額	減少額	年度末
未収受信料欠損引当金	11,087,000	12,349,000	11,087,000	12,349,000

(3) 有価証券

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
有価証券	223,297,559	242,491,322	19,193,763

<有価証券の内訳>

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
国債	500,000	498,740	499,873	
政府保証債	3,800,000	3,789,549	3,799,396	地方公共団体金融機構債券ほか
非政府保証債	16,300,000	16,266,254	16,297,391	㈱日本政策金融公庫社債ほか
地方債	3,800,000	3,798,700	3,799,952	東京都公募公債ほか
事業債	25,600,000	25,531,859	25,594,709	トヨタファイナンス㈱社債ほか
譲渡性預金	192,500,000	192,500,000	192,500,000	
合計	242,500,000	242,385,102	242,491,322	

(4) 番組勘定

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
番組勘定	12,916,167	9,217,598	△ 3,698,569

注 番組勘定の内容は、未放送の番組に係る経費、スポーツ放送権料及び映画放送権料であります。

(5) 前払費用

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
前払費用	2,523,607	1,539,469	△ 984,138

注 前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等であります。

(6) 放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,292,079	7,105,077	△ 187,001

注 放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金は、放送番組等有料配信業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(7) 受託業務等勘定短期貸付金

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
受託業務等勘定短期貸付金	68,013	—	△ 68,013

注 受託業務等勘定短期貸付金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(8) 未収金

(単位 千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
有価証券等利息	460,725	364,276	△ 96,449
その他の未収金	8,843,340	7,861,308	△ 982,032
合計	9,304,066	8,225,584	△ 1,078,481

注 その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等であります。

(9) その他の流動資産

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
仮払金	759,007	2,400,202	1,641,195
その他の流動資産	138,705	77,749	△ 60,956
合計	897,713	2,477,952	1,580,238

注1　仮払金の内容は、翌年度に仕入控除する仮払消費税等であります。
2　その他の流動資産の内容は、立替金等であります。

固定資産

平成28年度末の固定資産は、平成27年度末の5,507億331万5千円に比べ246億7,616万9千円増加し、5,753億7,948万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
有形固定資産	428,063,812	431,262,777	3,198,964
無形固定資産	16,733,409	17,199,348	465,938
出資その他の資産	105,906,093	126,917,359	21,011,266
長期保有有価証券	83,130,165	98,518,452	15,388,286
出資	10,575,932	10,775,932	200,000
長期前払費用	134,698	105,466	△ 29,232
前払年金費用	8,673,934	14,150,070	5,476,136
その他の出資その他の資産	3,391,361	3,367,436	△ 23,924
合計	550,703,315	575,379,485	24,676,169

(1) 有形・無形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区分	平成27年度末取得価額 (1)	平成28年度 増加額 (2)	平成28年度 減少額 (3)	平成28年度末取得価額 (1)+(2)−(3) (4)
有形固定資産	1,305,623,584	90,533,518	66,948,502	1,329,208,601
建物	337,775,956	4,048,306	4,012,807	337,811,456
構築物	160,089,385	6,734,418	3,802,505	163,021,299
機械及び装置	721,630,071	53,768,043	43,301,568	732,096,546
車両及び運搬具	9,700,831	518,790	577,069	9,642,551
器具	8,934,481	845,545	791,723	8,988,302
土地	47,983,081	444,688	70,090	48,357,679
建設仮勘定	19,509,776	24,173,727	14,392,737	29,290,766
無形固定資産	39,766,185	6,172,038	1,070,605	44,867,619
施設利用権	2,013,347	629,331	—	2,642,679
ソフトウェア	36,545,743	4,785,438	—	41,331,182
ソフトウェア仮勘定	1,166,317	757,268	1,070,605	852,981
その他の無形固定資産	40,777	—	—	40,777
合計	1,345,389,770	96,705,557	68,019,107	1,374,076,220

区分	平成28年度末減価償却累計額 (5)	減価償却累計額	減損損失累計額	平成28年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	897,945,823	897,786,769	159,054	431,262,777
建物	189,105,700	188,951,705	153,994	148,705,755
構築物	98,506,455	98,501,480	4,975	64,514,844
機械及び装置	596,617,829	596,617,745	84	135,478,716
車両及び運搬具	7,986,692	7,986,692	—	1,655,859
器具	5,729,146	5,729,146	—	3,259,155
土地	—	—	—	48,357,679
建設仮勘定	—	—	—	29,290,766
無形固定資産	27,668,270	27,668,270	—	17,199,348
施設利用権	459,332	459,332	—	2,183,346
ソフトウェア	27,208,938	27,208,938	—	14,122,243
ソフトウェア仮勘定	—	—	—	852,981
その他の無形固定資産	—	—	—	40,777
合計	925,614,094	925,455,040	159,054	448,462,125

注1　有形固定資産及び無形固定資産の増減額のうち主なものは次のとおりであります。
＜増加額＞
機械及び装置　ニュースセンター設備(14,908,450千円)
映像・音声機器　(9,988,255千円)
送信・伝送設備　(9,804,532千円)等
＜減少額＞
機械及び装置　映像・音声機器　(14,813,132千円)
送信・伝送設備　(8,169,468千円)
スタジオ設備　(5,719,850千円)等

注２　減損損失の内訳は次表のとおりであります。

（単位　千円）

種　類	用　　途	資　産　名　称	平成28年度期首帳簿価額	減損損失額
建　物	非現用資産	北桜塚寮（大阪府）等４件	84,885	84,885

＊１　老朽化によって使用しなくなった非現用資産について、減損損失を計上しております。

＊２　当該資産の回収可能サービス価額は、正味売却価額により測定しております。

３　賃貸等不動産の時価

協会は、投資を目的とした投資不動産を所有しておりません。また、賃貸収益を得ることを主目的とした賃貸不動産についても所有しておりません。なお、非現用不動産についての貸借対照表計上額、平成28年度増減額及び時価は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	貸借対照表計上額			平成28年度末の時価
	平成27年度末残高	平成28年度増減額	平成28年度末残高	
非現用不動産	491,177	4,887	496,065	6,786,134

＊１　貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

＊２　非現用不動産の平成28年度増減額のうち、主な増加は都立家政第２寮（東京都）の廃寮に伴う非現用不動産への区分変更（61,527千円）、主な減少は旧京都放送会館（京都府）の売却（38,799千円）によるものであります。

＊３　平成28年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(2)　長期保有有価証券

（単位　千円）

区　　分	平成27年度末	平成28年度末	増　　減
長期保有有価証券	83,130,165	98,518,452	15,388,286

＜長期保有有価証券の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　　要
国　　債	6,000,000	5,984,005	5,993,155	
政府保証債	11,000,000	10,956,135	10,986,835	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	16,400,000	15,493,388	16,398,028	住宅金融支援機構債券ほか
地　方　債	12,800,000	12,791,978	12,797,991	東京都公募公債ほか
事　業　債	52,343,365	52,335,690	52,342,441	東日本高速道路㈱社債ほか
合　　計	98,543,365	97,561,196	98,518,452	

(3)　出　　資

（単位　千円）

区　　分	平成27年度末	平成28年度末	増　　減
関係会社出資	10,322,032	10,322,032	—
その他の出資	253,900	453,900	200,000
合　　計	10,575,932	10,775,932	200,000

＜出資の明細＞

（単位　千円）

出資先	平成27年度末貸借対照表計上額	平成28年度		平成28年度末		
		増加額	減少額	出資株式数	取得価額	貸借対照表計上額
関係会社出資（15社）	10,322,032	—	—	—	10,322,032	10,322,032
㈱ＮＨＫエンタープライズ	1,018,902	—	—	4,843株	1,018,902	1,018,902
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	67,000	—	—	1,340株	67,000	67,000
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	249,500	—	—	4,350株	249,500	249,500
㈱日本国際放送	200,000	—	—	4,000株	200,000	200,000

官報（号外）

㈱ＮＨＫプラネット	185,943	—	—	2,462株	185,943	185,943
㈱ＮＨＫプロモーション	57,000	—	—	114,000株	57,000	57,000
㈱ＮＨＫアート	126,700	—	—	253,400株	126,700	126,700
㈱ＮＨＫメディアテクノロジー	266,987	—	—	5,089株	266,987	266,987
㈱ＮＨＫ出版	33,000	—	—	660,000株	33,000	33,000
㈱ＮＨＫビジネスクリエイト	50,000	—	—	100,000株	50,000	50,000
㈱ＮＨＫアイテック	151,000	—	—	302,000株	151,000	151,000
㈱ＮＨＫ文化センター	20,000	—	—	40,000株	20,000	20,000
ＮＨＫ営業サービス㈱	120,000	—	—	2,400株	120,000	120,000
㈱放送衛星システム	7,499,700	—	—	149,994株	7,499,700	7,499,700
㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	276,300	—	—	5,526株	276,300	276,300
その他の出資（3社）	253,900	200,000	—	—	453,900	453,900
福岡タワー㈱	160,000	—	—	3,200株	160,000	160,000
㈱国際電気通信基礎技術研究所	93,900	—	—	1,878株	93,900	93,900
㈱海外通信・放送・郵便事業支援機構	—	200,000	—	4,000株	200,000	200,000
合　計（18社）	10,575,932	200,000	—	—	10,775,932	10,775,932

注１　放送法第22条に基づき総務大臣の認可を受けて出資しております。
　２　社数は、平成28年度末時点のものであります。

(4)　長期前払費用

（単位　千円）

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増　減
長期前払費用	134,698	105,466	△ 29,232

注　長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料等であります。

(5)　前払年金費用

（単位　千円）

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増　減
前払年金費用	8,673,934	14,150,070	5,476,136

(6)　その他の出資その他の資産

（単位　千円）

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増　減
差入保証金	2,998,167	3,024,049	25,881
その他の資産	393,193	343,387	△ 49,806
合　計	3,391,361	3,367,436	△ 23,924

注１　差入保証金の内容は、東京スカイツリーの賃借保証金等であります。
　２　その他の資産の内容は、東京タワーの建設協力金等であります。

特定資産

平成28年度末の特定資産は、平成27年度末の1,627億1,753万５千円に比べ80億3,910万円増加し、1,707億5,663万５千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増　減
建設積立資産	162,717,535	170,756,635	8,039,100

建設積立資産

（単位　千円）

区　分	平成27年度末	平成28年度		
		増加額	減少額	年度末
建設積立資産	162,717,535	8,039,100	—	170,756,635

注　建設積立資産は、将来の建設投資のために積み立てたものであります。

＜建設積立資産の内訳＞

（単位　千円）

区　分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘　要
国債	1,200,000	1,200,000	1,200,000	

政府保証債	15,400,000	15,400,000	15,400,000	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	82,600,000	82,600,000	82,600,000	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	17,400,000	17,400,000	17,400,000	愛知県公募公債ほか
事業債	54,156,635	54,156,635	54,156,635	東日本高速道路㈱社債ほか
合計	170,756,635	170,756,635	170,756,635	

負債の部

平成28年度末の負債総額は、平成27年度末の3,478億5,483万円に比べ201億4,601万5千円増加し、3,680億84万5千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末		平成28年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	216,802,071	62.3	224,968,930	61.1	8,166,858
固定負債	131,052,758	37.7	143,031,915	38.9	11,979,156
合計	347,854,830	100.0	368,000,845	100.0	20,146,015

流動負債

平成28年度末の流動負債は、平成27年度末の2,168億207万1千円に比べ81億6,685万8千円増加し、2,249億6,893万円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未払金	52,195,582	56,322,484	4,126,902
未払費用	24,659,331	24,385,898	△ 273,432
未払消費税等	3,098,553	4,889,784	1,791,231
受信料前受金	134,409,399	136,968,531	2,559,132
短期リース債務	916,857	913,837	△ 3,019
その他の流動負債	1,522,348	1,488,393	△ 33,955
合計	216,802,071	224,968,930	8,166,858

(1) 未払金

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未払金	52,195,582	56,322,484	4,126,902

注　未払金の内容は、番組制作及び設備整備に要する経費等の未払分であります。

(2) 未払費用

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
契約収納事務費	4,928,226	4,836,111	△ 92,114
その他の未払費用	19,731,104	19,549,786	△ 181,317
合計	24,659,331	24,385,898	△ 273,432

注　その他の未払費用の内容は、電力料、回線料及び賞与等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未払消費税等	3,098,553	4,889,784	1,791,231

(4) 受信料前受金

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
受信料前受金	134,409,399	136,968,531	2,559,132

注　受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額であります。

(5) 短期リース債務

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
短期リース債務	916,857	913,837	△ 3,019

(6) その他の流動負債

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
前受収益	64,432	136,680	72,248

預り金	1,457,916	1,345,868	△ 112,047
その他の流動負債	—	5,844	5,844
合計	1,522,348	1,488,393	△ 33,955

注１　前受収益の内容は、素材活用提供料等であります。

２　預り金の内容は、源泉徴収所得税等であります。

３　その他の流動負債の内容は、前受金であります。

固定負債

平成28年度末の固定負債は、平成27年度末の1,310億5,275万８千円に比べ119億7,915万６千円増加し、1,430億3,191万５千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
退職給付引当金	93,237,678	105,339,309	12,101,630
役員退任引当金	120,550	124,380	3,830
国際催事放送権料引当金	31,530,951	28,777,597	△ 2,753,354
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	3,000,000	6,000,000	3,000,000
長期リース債務	1,942,475	1,696,052	△ 246,422
その他の固定負債	1,221,103	1,094,575	△ 126,527
合計	131,052,758	143,031,915	11,979,156

(1)　退職給付引当金

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度		
		増加額	減少額	年度末
退職給付引当金	93,237,678	20,150,916	8,049,285	105,339,309

退職給付引当金は、平成27年度は前払年金費用との純額で表示しておりましたが、当年度より総額で表示しております。

注１　採用している退職給付制度の概要

協会は、退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び労使で拠出する確定給付型の退職年金制度を設けております。

なお、平成22年４月以降は、退職年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しております。

２　確定給付制度

ア　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位　千円）

	(27年度)	(28年度)
期首における退職給付債務	593,342,740	685,913,710
勤務費用	13,648,325	16,611,325
利息費用	8,920,771	2,743,654
数理計算上の差異の当期発生額	102,231,664	2,158,324
退職給付の支払額	△ 32,229,790	△ 31,499,577
期末における退職給付債務	685,913,710	675,927,437

イ　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位　千円）

	(27年度)	(28年度)
期首における年金資産	349,456,919	351,226,036
期待運用収益	10,483,707	10,536,781
数理計算上の差異の当期発生額	△ 11,073,190	835,894
事業主からの拠出額	23,716,761	27,589,031
退職給付の支払額	△ 23,274,923	△ 23,450,291
その他	1,916,761	1,889,031
期末における年金資産	351,226,036	368,626,483

ウ　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位　千円）

	(27年度)	(28年度)
積立型制度の退職給付債務	536,001,645	528,476,203
年金資産	△ 351,226,036	△ 368,626,483
	184,775,608	159,849,719
非積立型制度の退職給付債務	149,912,065	147,451,234
未認識数理計算上の差異	△ 217,605,499	△ 199,852,499
会計基準変更時差異の未処理額	△ 32,518,429	△ 16,259,214
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	84,563,744	91,189,238
前払年金費用	8,673,934	14,150,070
退職給付引当金	93,237,678	105,339,309

エ　退職給付に関連する損益

（単位　千円）

	(27年度)	(28年度)
勤務費用	13,648,325	16,611,325

利息費用		8,920,771		2,743,654
期待運用収益	△	10,483,707	△	10,536,781
数理計算上の差異の当期の費用処理額		13,393,210		19,075,430
会計基準変更時差異の当期の費用処理額		16,259,214		16,259,214
その他	△	1,916,761	△	1,889,031
確定給付制度に係る退職給付費用		39,821,052		42,263,811
積立制度に係る退職給付費用		20,465,987		22,112,895
非積立制度に係る退職給付費用		19,355,064		20,150,916
確定給付制度に係る退職給付費用		39,821,052		42,263,811

オ　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(27年度)	(28年度)
債　券	63.3%	60.4%
株　式	27.0%	29.9%
その他	9.7%	9.7%
合　計	100.0%	100.0%

カ　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

キ　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	(27年度)	(28年度)
割引率	0.4%	0.4%
長期期待運用収益率	3.0%	3.0%
予想昇給率	3.8%	3.8%

注3　確定拠出制度

	(27年度)	(28年度)
確定拠出制度への要拠出額	2,224,182千円	2,321,040千円

(2)　役員退任引当金

(単位　千円)

区　分	平成27年度末	平成28年度		
		増加額	減少額	年度末
役員退任引当金	120,550	66,760	62,930	124,380

(3)　国際催事放送権料引当金

(単位　千円)

区　分	平成27年度末	平成28年度		
		増加額	減少額	年度末
国際催事放送権料引当金	31,530,951	10,003,446	12,756,800	28,777,597

(4)　東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金

(単位　千円)

区　分	平成27年度末	平成28年度		
		増加額	減少額	年度末
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	3,000,000	3,000,000	—	6,000,000

(5)　長期リース債務

(単位　千円)

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増減
長期リース債務	1,942,475	1,696,052	△ 246,422

(6)　その他の固定負債

(単位　千円)

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増減
その他の固定負債	1,221,103	1,094,575	△ 126,527

注　その他の固定負債の内容は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年6月22日法律第65号)によって処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理経費の未払分等であります。

純資産の部

平成28年度末の純資産総額は、平成27年度末の6,954億4,162万4千円に比べ280億8,402万8千円増加し、7,235億2,565万3千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増減
資本	695,441,624	723,525,653	28,084,028
承継資本	163,375	163,375	—
固定資産充当資本	451,822,300	456,825,629	5,003,329

剰余金	243,455,949	266,536,648	23,080,699
建設積立金	134,817,814	162,717,535	27,899,721
繰越剰余金	108,638,135	103,819,113	△ 4,819,021
合計	695,441,624	723,525,653	28,084,028

純資産の変動状況

（単位　千円）

科目	資本				純資産合計
	承継資本	固定資産充当資本	剰余金		
			建設積立金	繰越剰余金	
前期末残高	163,375	451,822,300	134,817,814	108,638,135	695,441,624
当期変動額					
資本支出充当	—	5,003,329	—	△ 5,003,329	—
当期事業収支差金	—	—	—	28,084,028	28,084,028
建設積立金繰入れ	—	—	27,899,721	△27,899,721	—
当期変動額合計	—	5,003,329	27,899,721	△ 4,819,021	28,084,028
当期末残高	163,375	456,825,629	162,717,535	103,819,113	723,525,653

注1　承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産であります。

2　固定資産充当資本は、資本支出充当として剰余金から組み入れた累計額453,737,051千円並びに昭和25年度及び昭和29年度に実施した固定資産の再評価による評価益3,088,577千円であります。

3　建設積立金は、将来の建設投資のための積立金であります。

4　繰越剰余金は、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

平成28年度末における繰越剰余金103,819,113千円のうち、平成29年度において、建設積立金に8,039,100千円を組み入れます。

これにより、建設積立金は170,756,635千円、繰越剰余金は95,780,013千円となります。なお、繰越剰余金95,780,013千円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（放送番組等有料配信業務勘定）

放送番組等有料配信業務勘定は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成27年度末	平成28年度末	増減
資産	前払費用	13,629	16,807	3,178
	未収金	240,015	235,172	△ 4,842
	未収消費税等	7,036	—	△ 7,036
	流動資産合計	(88.6) 260,681	(93.8) 251,980	△ 8,700
	有形固定資産	33,400	16,700	△ 16,700
	器具	33,400	16,700	△ 16,700
	固定資産合計	(11.4) 33,400	(6.2) 16,700	△ 16,700
	資産合計	(100.0) 294,082	(100.0) 268,681	△ 25,401
負債・純資産	一般勘定短期借入金	7,292,079	7,105,077	△ 187,001
	未払金	449,101	465,043	15,941
	未払消費税等	—	11,227	11,227
	短期リース債務	17,535	17,535	—
	流動負債合計	(2,638.2) 7,758,716	(2,828.2) 7,598,884	△ 159,832
	長期リース債務	17,535	—	△ 17,535
	固定負債合計	(6.0) 17,535	(—) —	△ 17,535
	負債合計	(2,644.2) 7,776,252	(2,828.2) 7,598,884	△ 177,368
	資本	△ 7,482,169	△ 7,330,202	151,966
	欠損金	△ 7,482,169	△ 7,330,202	151,966
	純資産合計	(△2,544.2) △ 7,482,169	(△2,728.2) △ 7,330,202	151,966
	負債純資産合計	(100.0) 294,082	(100.0) 268,681	△ 25,401

注　（　）内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率（%）であります。

資　産　の　部

平成28年度末の資産総額は、平成27年度末の２億9,408万２千円に比べ2,540万１千円減少し、２億6,868万１千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比(%)	平成28年度末 金額	平成28年度末 構成比(%)	増減
流動資産	260,681	88.6	251,980	93.8	△ 8,700
固定資産	33,400	11.4	16,700	6.2	△ 16,700
合計	294,082	100.0	268,681	100.0	△ 25,401

流　動　資　産

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
前払費用	13,629	16,807	3,178
未収金	240,015	235,172	△ 4,842
未収消費税等	7,036	—	△ 7,036
合計	260,681	251,980	△ 8,700

(1)　前　払　費　用

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
前払費用	13,629	16,807	3,178

注　前払費用の内容は、設備保守料等であります。

(2)　未　収　金

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
放送番組等有料配信業務収入	239,998	234,853	△ 5,145
その他の未収金	16	319	302
合計	240,015	235,172	△ 4,842

(3)　未収消費税等

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未収消費税等	7,036	—	△ 7,036

固　定　資　産

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
有形固定資産	33,400	16,700	△ 16,700

有形固定資産の取得及び処分

（単位　千円）

区分	平成27年度末取得価額 (1)	平成28年度 増加額 (2)	平成28年度 減少額 (3)	平成28年度末取得価額 (1)+(2)−(3) (4)	平成28年度末減価償却累計額 (5)	平成28年度末帳簿価額 (4)−(5)
有形固定資産	83,502	—	—	83,502	66,801	16,700
器具	83,502	—	—	83,502	66,801	16,700

負　債　の　部

平成28年度末の負債総額は、平成27年度末の77億7,625万２千円に比べ１億7,736万８千円減少し、75億9,888万４千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末 金額	平成27年度末 構成比(%)	平成28年度末 金額	平成28年度末 構成比(%)	増減
流動負債	7,758,716	99.8	7,598,884	100.0	△ 159,832
固定負債	17,535	0.2	—	—	△ 17,535
合計	7,776,252	100.0	7,598,884	100.0	△ 177,368

流　動　負　債

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
一般勘定短期借入金	7,292,079	7,105,077	△ 187,001

未払金	449,101	465,043	15,941
未払消費税等	—	11,227	11,227
短期リース債務	17,535	17,535	—
合計	7,758,716	7,598,884	△ 159,832

(1) 一般勘定短期借入金

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
一般勘定短期借入金	7,292,079	7,105,077	△ 187,001

注　一般勘定短期借入金は、放送番組等有料配信業務勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未払金

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未払金	449,101	465,043	15,941

注　未払金の内容は、著作権使用料等の未払分であります。

(3) 未払消費税等

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未払消費税等	—	11,227	11,227

(4) 短期リース債務

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
短期リース債務	17,535	17,535	—

固定負債

長期リース債務

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
長期リース債務	17,535	—	△ 17,535

純資産の部

平成28年度末の純資産総額は、平成27年度末の△74億8,216万9千円に比べ1億5,196万6千円増加し、△73億3,020万2千円となり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
資本	△ 7,482,169	△ 7,330,202	151,966
欠損金	△ 7,482,169	△ 7,330,202	151,966

純資産の変動状況

（単位　千円）

科目	純資産 / 資本 / 剰余金 / 繰越欠損金
前期末残高	△ 7,482,169
当期変動額 / 当期事業収支差金	151,966
当期変動額合計	151,966
当期末残高	△ 7,330,202

（受託業務等勘定）

受託業務等勘定は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その資産、負債及び純資産の内容は次表のとおりであります。

（比較貸借対照表）

（単位　千円）

区分		平成27年度末	平成28年度末	増減
資産	現金及び預金	—	59	59
	未収金	131,173	45,072	△ 86,100
	流動資産合計	(100.0) 131,173	(100.0) 45,132	△ 86,041
	資産合計	(100.0) 131,173	(100.0) 45,132	△ 86,041

負債・純資産	一般勘定短期借入金	68,013	—	△	68,013
	未払金	10,312	961	△	9,350
	未払消費税等	16,630	26,550		9,919
	その他の流動負債	36,217	17,620	△	18,597
	流動負債合計	(100.0) 131,173	(100.0) 45,132	△	86,041
	負債合計	(100.0) 131,173	(100.0) 45,132	△	86,041
	純資産合計	(—) —	(—) —		—
	負債純資産合計	(100.0) 131,173	(100.0) 45,132	△	86,041

注　( )内は、資産合計及び負債純資産合計を100とした構成比率(%)であります。

資産の部

平成28年度末の資産総額は、平成27年度末の１億3,117万３千円に比べ8,604万１千円減少し、4,513万２千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区分	平成27年度末		平成28年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動資産	131,173	100.0	45,132	100.0	△ 86,041

流動資産

(単位　千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
現金及び預金	—	59	59
未収金	131,173	45,072	△ 86,100
合計	131,173	45,132	△ 86,041

(1)　現金及び預金

(単位　千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
普通預金	—	59	59

(2)　未収金

(単位　千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
未収収益	131,173	45,072	△ 86,100

注　未収収益の内容は、施設利用料等であります。

負債の部

平成28年度末の負債総額は、平成27年度末の１億3,117万３千円に比べ8,604万１千円減少し、4,513万２千円となり、その内容は次表のとおりであります。

(単位　千円)

区分	平成27年度末		平成28年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	131,173	100.0	45,132	100.0	△ 86,041

流動負債

(単位　千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
一般勘定短期借入金	68,013	—	△ 68,013
未払金	10,312	961	△ 9,350
未払消費税等	16,630	26,550	9,919
その他の流動負債	36,217	17,620	△ 18,597
合計	131,173	45,132	△ 86,041

(1)　一般勘定短期借入金

(単位　千円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	増減
一般勘定短期借入金	68,013	—	△ 68,013

注　一般勘定短期借入金は、受託業務等勘定における貸借差額を調整するものであります。

(2) 未　払　金

（単位　千円）

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増　減
未　払　金	10,312	961	△ 9,350

(3) 未払消費税等

（単位　千円）

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増　減
未払消費税等	16,630	26,550	9,919

(4) その他の流動負債

（単位　千円）

区　分	平成27年度末	平成28年度末	増　減
前受収益	36,217	17,620	△ 18,597

注　前受収益の内容は、施設利用料等であります。

純資産の部

平成28年度末の純資産の変動状況は、次表のとおりであります。

純資産の変動状況

（単位　千円）

科　目	純資産			
	資本	剰余金	繰越剰余金	
前期末残高				—
当期変動額				
当期事業収支差金				376,230
一般勘定への繰入れ				△ 376,230
当期変動額合計				—
当期末残高				—

3.2　損益計算書

（協　会　全　体）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区　分		平成27年度	平成28年度	増　減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 687,944,230	(100.0) 704,548,083	16,603,853
	受信料	673,970,706	689,021,461	15,050,754
	交付金収入	3,955,415	3,791,300	△ 164,115
	放送番組等有料配信業務収入	2,017,377	2,207,745	190,367
	副次収入	6,541,934	7,394,147	852,213
	受託業務等収入	1,458,796	2,133,429	674,632
	経常事業支出	(97.2) 669,001,253	(98.1) 691,021,347	22,020,094
	国内放送費	299,240,047	314,789,520	15,549,473
	国際放送費	22,734,416	23,472,377	737,961
	放送番組等有料配信費	1,614,646	1,724,692	110,045
	受託業務等費	90,735	521,957	431,222
	契約収納費	59,204,503	58,919,398	△ 285,104
	受信対策費	1,464,260	972,736	△ 491,524
	広報費	5,103,545	5,391,464	287,919
	調査研究費	9,949,961	9,530,316	△ 419,645
	給与	113,580,121	111,017,573	△ 2,562,548
	退職手当・厚生費	62,168,297	64,556,262	2,387,964
	共通管理費	13,139,079	13,175,399	36,320
	減価償却費	69,258,299	74,906,158	5,647,858
	未収受信料欠損償却費	11,453,338	12,043,489	590,151
	経常事業収支差金	(2.8) 18,942,977	(1.9) 13,526,736	△ 5,416,240

経常事業外収支	経常事業外収入	(1.2) 8,366,089	(1.6) 11,115,418	2,749,328
	財務収入	4,563,625	7,664,310	3,100,685
	雑収入	3,802,464	3,451,108	△ 351,356
	経常事業外支出	(0.0) 750	(0.0) 112,451	111,701
	財務費	750	112,451	111,701
	経常事業外収支差金	(1.2) 8,365,339	(1.6) 11,002,966	2,637,627
経常収支差金		(4.0) 27,308,316	(3.5) 24,529,702	△ 2,778,613
特別収支	特別収入	(0.5) 3,987,863	(0.9) 6,365,656	2,377,792
	固定資産売却益	2,020,561	4,024,243	2,003,681
	固定資産受贈益	3,656	987	△ 2,668
	その他の特別収入	1,963,645	2,340,424	376,779
	特別支出	(0.3) 2,364,196	(0.4) 2,659,363	295,167
	固定資産売却損	41,549	12,153	△ 29,395
	固定資産除却損	2,272,681	2,562,325	289,643
	その他の特別支出	49,965	84,885	34,919
当期事業収支差金		(4.2) 28,931,984	(4.0) 28,235,995	△ 695,989

当期事業収支差金	28,931,984	28,235,995	△ 695,989
資本支出充当	963,328	—	△ 963,328
建設積立金繰入れ	27,899,721	8,039,100	△ 19,860,621
事業収支剰余金	68,935	20,196,895	20,127,959

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

（一　般　勘　定）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成27年度	平成28年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 685,972,694	(100.0) 701,953,452	15,980,758
	受信料	673,970,706	689,021,461	15,050,754
	交付金収入	3,955,415	3,791,300	△ 164,115
	副次収入	8,046,571	9,140,690	1,094,118
	経常事業支出	(97.2) 667,098,492	(98.1) 688,578,215	21,479,723
	国内放送費	299,240,047	314,789,520	15,549,473
	国際放送費	22,734,416	23,472,377	737,961
	契約収納費	59,204,503	58,919,398	△ 285,104
	受信対策費	1,464,260	972,736	△ 491,524
	広報費	5,079,606	5,369,517	289,911
	調査研究費	9,949,961	9,530,316	△ 419,645
	給与	113,491,133	110,930,946	△ 2,560,186
	退職手当・厚生費	62,123,841	64,510,082	2,386,240
	共通管理費	13,115,782	13,150,371	34,588
	減価償却費	69,241,599	74,889,457	5,647,858
	未収受信料欠損償却費	11,453,338	12,043,489	590,151
	経常事業収支差金	(2.8) 18,874,202	(1.9) 13,375,236	△ 5,498,965
経常事業外収支	経常事業外収入	(1.2) 8,365,929	(1.6) 11,114,950	2,749,021
	財務収入	4,563,625	7,664,310	3,100,685
	雑収入	3,802,304	3,450,640	△ 351,663
	経常事業外支出	(0.0) 750	(0.0) 112,451	111,701
	財務費	750	112,451	111,701
	経常事業外収支差金	(1.2) 8,365,179	(1.6) 11,002,499	2,637,319
経常収支差金		(4.0) 27,239,381	(3.5) 24,377,735	△ 2,861,645

特別収支	特別収入	(0.5) 3,987,863	(0.9) 6,365,656	2,377,792
	固定資産売却益	2,020,561	4,024,243	2,003,681
	固定資産受贈益	3,656	987	△ 2,668
	その他の特別収入	1,963,645	2,340,424	376,779
	特別支出	(0.3) 2,364,196	(0.4) 2,659,363	295,167
	固定資産売却損	41,549	12,153	△ 29,395
	固定資産除却損	2,272,681	2,562,325	289,643
	その他の特別支出	49,965	84,885	34,919
当期事業収支差金		(4.2) 28,863,049	(4.0) 28,084,028	△ 779,021

当期事業収支差金	28,863,049	28,084,028	△ 779,021
資本支出充当	963,328	—	△ 963,328
建設積立金繰入れ	27,899,721	8,039,100	△ 19,860,621
事業収支剰余金	0	20,044,928	20,044,927

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

経常事業収支

平成28年度の経常事業収入7,019億5,345万２千円に対し、経常事業支出は6,885億7,821万５千円であり、差し引き経常事業収支差金は133億7,523万６千円であります。

平成27年度の経常事業収入6,859億7,269万４千円、経常事業支出6,670億9,849万２千円と比べ、経常事業収入は159億8,075万８千円の増加、経常事業支出は214億7,972万３千円の増加であります。

経常事業収入

平成28年度の経常事業収入は、受信料の増加等により、平成27年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
受信料	673,970,706	689,021,461	15,050,754
交付金収入	3,955,415	3,791,300	△ 164,115
副次収入	8,046,571	9,140,690	1,094,118
合計	685,972,694	701,953,452	15,980,758

(1) 受信料

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
基本受信料	495,082,893	503,240,299	8,157,406
衛星付加受信料	178,887,813	185,781,161	6,893,348
合計	673,970,706	689,021,461	15,050,754

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりであります。

（単位　千件）

区分		平成27年度	平成28年度
地上契約	年度初頭	20,548	20,291
	増加	△ 257	△ 179
	年度末	20,291	20,112
衛星契約	年度初頭	18,700	19,479
	増加	779	693
	年度末	19,479	20,172
特別契約	年度初頭	10	11
	増加	1	0
	年度末	11	11
契約総数	年度初頭	39,258	39,781
	増加	523	514
	年度末	39,781	40,295

(2) 交付金収入

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
国際放送関係交付金	3,933,920	3,643,872	△ 290,048
選挙放送関係交付金	21,495	147,428	125,932
合計	3,955,415	3,791,300	△ 164,115

注１　国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第65条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第67条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものであります。

２　選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものであります。

(3) 副　次　収　入

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
一　般　業　務　収　入	6,541,934	7,394,147	852,213
放送番組等有料配信業務収入	136,575	135,071	△　1,504
受　託　業　務　等　収　入	1,368,061	1,611,471	243,409
合　　計	8,046,571	9,140,690	1,094,118

注1　放送番組等有料配信業務収入は、放送法第20条第2項第2号及び第3号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを実施した業務による収入であり、「一般勘定」に対するコンテンツ使用料と「放送番組等有料配信業務勘定」において間接経費として発生した減価償却費相当額を「一般勘定」に受け入れたものであります。

2　受託業務等収入は、放送法第20条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものであります。

経常事業支出

平成28年度の経常事業支出は、国内放送や国際放送を充実したことなどにより、平成27年度に比べ増加しております。なお、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
国　内　放　送　費	299,240,047	314,789,520	15,549,473
国　際　放　送　費	22,734,416	23,472,377	737,961
契　約　収　納　費	59,204,503	58,919,398	△　285,104
受　信　対　策　費	1,464,260	972,736	△　491,524
広　　報　費	5,079,606	5,369,517	289,911
調　査　研　究　費	9,949,961	9,530,316	△　419,645
給　　与	113,491,133	110,930,946	△　2,560,186
退　職　手　当　・　厚　生　費	62,123,841	64,510,082	2,386,240
共　通　管　理　費	13,115,782	13,150,371	34,588
減　価　償　却　費	69,241,599	74,889,457	5,647,858
未収受信料欠損償却費	11,453,338	12,043,489	590,151
合　　計	667,098,492	688,578,215	21,479,723

(1) 国　内　放　送　費

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
番　　組　　費	238,038,225	251,123,708	13,085,483
技　術　運　用　費	61,201,821	63,665,812	2,463,990
合　　計	299,240,047	314,789,520	15,549,473

注1　番組費は、国内放送番組の制作に要する経費及び報道取材に要する経費等であります。

2　技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費であります。

(2) 国　際　放　送　費

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
ラ　ジ　オ　国　際　放　送　費	3,730,125	3,490,764	△　239,361
テレビジョン国際放送費	19,004,290	19,981,613	977,322
合　　計	22,734,416	23,472,377	737,961

注　ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費であります。

(3) 契　約　収　納　費

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
契　約　収　納　業　務　推　進　費	45,015,536	44,566,527	△　449,008
契　約　収　納　業　務　運　営　費	14,188,966	14,352,870	163,903
合　　計	59,204,503	58,919,398	△　285,104

注1　契約収納業務推進費は、受信契約の取次、受信料の未収対策等に要する経費であります。

2　契約収納業務運営費は、受信料の請求・収納、契約収納業務の管理等に要する経費であります。

官報（号外）

(4) 受信対策費

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
受信改善費	354,037	51,599	△ 302,438
受信対策推進費	1,110,222	921,136	△ 189,086
合計	1,464,260	972,736	△ 491,524

注1　受信改善費は、受信障害対策に要する経費であります。
2　受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費であります。

(5) 広報費

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
視聴者意向収集費	3,586,873	3,684,524	97,651
広報推進費	1,492,733	1,684,993	192,260
合計	5,079,606	5,369,517	289,911

注1　視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であります。
2　広報推進費は、事業活動の周知に要する経費であります。

(6) 調査研究費

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
番組調査研究費	1,400,338	1,296,937	△ 103,401
技術調査研究費	8,549,623	8,233,378	△ 316,244
合計	9,949,961	9,530,316	△ 419,645

注　番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費であります。

(7) 給与

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
職員給与	113,116,266	110,556,471	△ 2,559,794
役員報酬	374,867	374,474	△ 392
合計	113,491,133	110,930,946	△ 2,560,186

注　職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金、賞与及び諸手当等であります。

(8) 退職手当・厚生費

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
退職手当	41,339,183	43,890,790	2,551,607
厚生保健費	20,784,658	20,619,291	△ 165,366
合計	62,123,841	64,510,082	2,386,240

注1　退職手当は、役員退任手当及び職員の退職給付費用であります。
2　厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利厚生に要する経費であります。

(9) 共通管理費

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
施設管理費	5,886,229	5,887,472	1,243
職員管理費その他	7,229,553	7,262,899	33,345
合計	13,115,782	13,150,371	34,588

注1　施設管理費は、局舎・宿舎等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であります。
2　職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費並びにその他の事業全般に共通して要する経費であります。
3　平成28年度の職員管理費その他のうち役員交際費は11,398千円であります。

(10) 減価償却費

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
減価償却費	69,241,599	74,889,457	5,647,858

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区分	取得価額	平成28年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率（%）
有形固定資産	1,251,560,155	70,190,546	897,945,823	353,614,331	71.7
建物	337,811,456	10,764,651	189,105,700	148,705,755	56.0
構築物	163,021,299	9,009,868	98,506,455	64,514,844	60.4
機械及び装置	732,096,546	48,462,293	596,617,829	135,478,716	81.5

車両及び運搬具	9,642,551	822,333	7,986,692	1,655,859	82.8
器具	8,988,302	1,131,398	5,729,146	3,259,155	63.7
無形固定資産	43,973,861	4,635,494	27,668,270	16,305,590	62.9
施設利用権	2,642,679	131,834	459,332	2,183,346	17.4
ソフトウェア	41,331,182	4,503,660	27,208,938	14,122,243	65.8
合計	1,295,534,017	74,826,040	925,614,094	369,919,922	71.4

注　損益計算書における平成28年度の減価償却費74,889,457千円は、平成28年度償却額74,826,040千円に、平成27年度において番組勘定に計上した234,945千円を加え、平成28年度において番組勘定に計上した171,528千円を差し引いたものであります。

経常事業外収支

平成28年度の経常事業外収入111億1,495万円に対し、経常事業外支出は１億1,245万１千円であり、差し引き経常事業外収支差金は110億249万９千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
財務収入	4,563,625	7,664,310	3,100,685
雑収入	3,802,304	3,450,640	△ 351,663
合計	8,365,929	11,114,950	2,749,021

(1) 財務収入

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
受取利息	2,773,576	2,260,868	△ 512,707
受取配当金	1,638,880	5,403,441	3,764,560
為替差額	151,168	—	△ 151,168
合計	4,563,625	7,664,310	3,100,685

注１　受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であります。
　２　受取配当金は、出資先からの配当収入であります。

(2) 雑収入

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
雑収入	3,802,304	3,450,640	△ 351,663

注　雑収入は、前々年度以前受信料の収納額等であります。

経常事業外支出

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
財務費	750	112,451	111,701
為替差額	—	111,699	111,699
その他の財務費	750	752	2

特別収支

平成28年度の特別収入は固定資産売却益等による63億6,565万６千円であり、特別支出は固定資産除却損等による26億5,936万３千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

特別収入

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
固定資産売却益	2,020,561	4,024,243	2,003,681
固定資産受贈益	3,656	987	△ 2,668
その他の特別収入	1,963,645	2,340,424	376,779
合計	3,987,863	6,365,656	2,377,792

注１　固定資産売却益は、主として土地の売却によるものであります。
　２　その他の特別収入は、主として周波数移行費用負担金であります。

特別支出

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
固定資産売却損	41,549	12,153	△ 29,395
固定資産除却損	2,272,681	2,562,325	289,643
その他の特別支出	49,965	84,885	34,919
合計	2,364,196	2,659,363	295,167

注１　固定資産売却損は、主として車両の売却によるものであります。
　２　固定資産除却損は、主として機械及び装置の除却によるものであります。
　３　その他の特別支出は、固定資産減損損失によるものであります。

当期事業収支差金

平成28年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金133億7,523万６千円に経常事業外収支差金110億249万９千円を加えた経常収支差金243億7,773万５千円に、特別収入63億6,565万６千円を加え、特別支出26億5,936万３千円を差し引いた280億8,402万８千円であり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
当期事業収支差金	28,863,049	28,084,028	△ 779,021
資本支出充当	963,328	—	△ 963,328
建設積立金繰入れ	27,899,721	8,039,100	△ 19,860,621
事業収支剰余金	0	20,044,928	20,044,927

注　事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越します。

（放送番組等有料配信業務勘定）

放送番組等有料配信業務勘定は、放送法第20条第２項第２号及び第３号のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のものを実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成27年度	平成28年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 2,017,377	(100.0) 2,207,745	190,367
	放送番組等有料配信業務収入	2,017,377	2,207,745	190,367
	経常事業支出	(96.6) 1,948,602	(93.1) 2,056,245	107,643
	放送番組等有料配信費	1,749,384	1,857,759	108,375
	広報費	23,939	21,947	△ 1,992
	給与	88,988	86,626	△ 2,361
	退職手当・厚生費	44,455	46,179	1,723
	共通管理費	25,134	27,032	1,898
	減価償却費	16,700	16,700	—
	経常事業収支差金	(3.4) 68,774	(6.9) 151,499	82,724
経常事業外収支	経常事業外収入	(0.0) 159	(0.0) 467	307
	雑収入	159	467	307
	経常事業外収支差金	(0.0) 159	(0.0) 467	307
経常収支差金		(3.4) 68,934	(6.9) 151,966	83,031
当期事業収支差金		(3.4) 68,934	(6.9) 151,966	83,031
当期事業収支差金		68,934	151,966	83,031
一般勘定への繰入れ		—	—	—
繰越欠損金		68,934	151,966	83,031

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（％）であります。

経常事業収支

平成28年度の経常事業収入22億774万５千円に対し、経常事業支出は20億5,624万５千円であり、差し引き経常事業収支差金は１億5,149万９千円であります。

平成27年度の経常事業収入20億1,737万７千円、経常事業支出19億4,860万２千円と比べ、経常事業収入は１億9,036万7千円の増加、経常事業支出は１億764万３千円の増加であります。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
放送番組等有料配信業務収入	2,017,377	2,207,745	190,367

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
放送番組等有料配信費	1,749,384	1,857,759	108,375
広報費	23,939	21,947	△ 1,992
給与	88,988	86,626	△ 2,361
退職手当・厚生費	44,455	46,179	1,723
共通管理費	25,134	27,032	1,898
減価償却費	16,700	16,700	—
合計	1,948,602	2,056,245	107,643

(1) 放送番組等有料配信費

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
放送番組等有料配信費	1,749,384	1,857,759	108,375

注　放送番組等に係る協会の著作権の使用料は110,387千円、放送番組等に係る協会以外の著作権の使用料は367,574千円であります。

(2) 広　報　費

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
広　報　費	23,939	21,947	△　1,992

注　広報費は、事業活動の周知及び普及促進に要する経費であります。

(3) 給　　与

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
給　　与	88,988	86,626	△　2,361

(4) 退職手当・厚生費

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
退職手当・厚生費	44,455	46,179	1,723

(5) 共通管理費

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
共通管理費	25,134	27,032	1,898

注　共通管理費は、事業全般に共通して要する経費であります。

(6) 減価償却費

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
減価償却費	16,700	16,700	—

＜減価償却費の内訳＞

（単位　千円）

区　　分	取得価額	平成28年度償却額	償却累計額	帳簿価額	償却累計率（%）
有形固定資産	83,502	16,700	66,801	16,700	80.0
器具	83,502	16,700	66,801	16,700	80.0

経常事業外収支

平成28年度の経常事業外収入は46万７千円であり、これにより経常事業外収支差金は46万７千円であります。なお、その内容は次表のとおりであります。

経常事業外収入

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
雑　　収　　入	159	467	307

当期事業収支差金

平成28年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金１億5,149万９千円に経常事業外収支差金46万７千円を加えた１億5,196万６千円であり、その内容は次表のとおりであります。

（単位　千円）

区　　分	平成27年度	平成28年度	増　　減
当期事業収支差金	68,934	151,966	83,031
一般勘定への繰入れ	—	—	—
繰越欠損金	68,934	151,966	83,031

（受託業務等勘定）

受託業務等勘定は、放送法第20条第３項に基づき実施した業務に係る勘定であり、その収入及び支出の内容は、次表のとおりであります。

官報（号外）

（比較損益計算書）

（単位　千円）

区分		平成27年度	平成28年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100.0) 1,458,796	(100.0) 2,133,429	674,632
	受託業務等収入	1,458,796	2,133,429	674,632
	経常事業支出	(84.1) 1,226,968	(82.4) 1,757,198	530,230
	受託業務等費	1,226,968	1,757,198	530,230
	経常事業収支差金	(15.9) 231,828	(17.6) 376,230	144,401
当期事業収支差金		(15.9) 231,828	(17.6) 376,230	144,401

当期事業収支差金	231,828	376,230	144,401
一般勘定への繰入れ	231,828	376,230	144,401
事業収支剰余金	—	—	—

注　（　）内は、経常事業収入を100とした比率（%）であります。

経常事業収支

平成28年度の経常事業収入21億3,342万９千円に対し、経常事業支出は17億5,719万８千円であり、差し引き経常事業収支差金は３億7,623万円であります。

平成27年度の経常事業収入14億5,879万６千円、経常事業支出12億2,696万８千円と比べ、経常事業収入は６億7,463万２千円の増加、経常事業支出は５億3,023万円の増加であります。

経常事業収入

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
受託業務等収入	1,458,796	2,133,429	674,632
1　号業務収入	1,385,337	1,368,662	△　16,675
2　号業務収入	73,458	764,767	691,308

注１　１号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であります。

２　２号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入であります。

経常事業支出

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
受託業務等費	1,226,968	1,757,198	530,230
1　号業務費	1,160,799	1,146,063	△　14,735
2　号業務費	66,168	611,135	544,966

注１　１号業務費は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であります。

２　２号業務費は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等であります。

当期事業収支差金

平成28年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金３億7,623万円であり、その内容は次表のとおりであります。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れております。

（単位　千円）

区分	平成27年度	平成28年度	増減
当期事業収支差金	231,828	376,230	144,401
一般勘定への繰入れ	231,828	376,230	144,401

3.3　金融商品の時価に関する事項

(1)　金融商品の状況に関する事項

協会は、資金の運用にあたっては、短期の預金（定期預金や譲渡性預金）及び長期の公社債に限定して運用しています。短期の運用については、金融機関の財政状況等を踏まえて運用対象機関を絞り込むとともに、長期の運用については、国債、政府保証債及び格付けの高い事業債を購入し、リスク低減を図っております。未払金は、そのほとんどが１年以内に支払期日が到来するものであります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。

（単位　千円）

区分	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
ア　現金及び預金	68,277,905	68,277,905	—
イ　有価証券	511,766,410	515,979,354	4,212,944
満期保有目的の債券	319,266,410	323,479,354	4,212,944
譲渡性預金	192,500,000	192,500,000	—

ウ 未払金	(56,788,489)	(56,788,489)	—

(*) 負債に計上されているものについては、( )で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法等に関する事項

ア 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

イ 有価証券

有価証券については、有価証券、長期保有有価証券及び建設積立資産の合計であります。これらの内訳については、「(3)保有する有価証券の状況 ア保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳」のとおりであります。なお、時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ウ 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 関係会社出資及びその他の出資10,775,932千円については、市場価格がなく、時価の把握が極めて困難と認められることから、「(2)金融商品の時価等に関する事項 イ有価証券」には含めておりません。

(3) 保有する有価証券の状況

ア 保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳

(単位 千円)

区分	有価証券	長期保有有価証券	建設積立資産	合計
満期保有目的の債券	49,991,322	98,518,452	170,756,635	319,266,410
国債	499,873	5,993,155	1,200,000	7,693,028
政府保証債	3,799,396	10,986,835	15,400,000	30,186,232
非政府保証債	16,297,391	16,398,028	82,600,000	115,295,420
地方債	3,799,952	12,797,991	17,400,000	33,997,943
事業債	25,594,709	52,342,441	54,156,635	132,093,785
譲渡性預金	192,500,000	—	—	192,500,000
合計	242,491,322	98,518,452	170,756,635	511,766,410

イ 満期保有目的の債券の内訳(平成29年3月31日現在)

(単位 千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額	摘要
国債	7,693,028	7,980,480	287,451	
政府保証債	30,186,232	30,826,900	640,667	日本高速道路保有・債務返済機構債券ほか
非政府保証債	115,295,420	116,994,150	1,698,729	地方公共団体金融機構債券ほか
地方債	33,997,943	34,701,620	703,676	愛知県公募公債ほか
事業債	132,093,785	132,976,204	882,418	東日本高速道路㈱社債ほか
合計	319,266,410	323,479,354	4,212,944	

(4) 満期保有目的の債券等の今後の償還予定額(平成29年3月31日現在)

(単位 千円)

区分	貸借対照表計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金					
定期預金	59,900,000	59,900,000	—	—	—
満期保有目的の債券					
国債	7,693,028	499,873	4,696,961	2,496,194	—
政府保証債	30,186,232	3,799,396	16,386,835	10,000,000	—
非政府保証債	115,295,420	16,297,391	63,098,028	35,900,000	—
地方債	33,997,943	3,799,952	25,397,991	4,800,000	—
事業債	132,093,785	25,594,709	106,499,076	—	—
譲渡性預金	192,500,000	192,500,000	—	—	—
合計	571,666,410	302,391,322	216,078,892	53,196,194	—

3.4　子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債　　権

短期債権（未収金）

（単位　千円）

会　社　名	平成27年度末	平成28年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	628,615	915,785	287,170
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	397,648	476,786	79,137
㈱日本国際放送	685,486	331,631	△ 353,854
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	214,182	190,343	△ 23,839
㈱ＮＨＫプロモーション	60,493	45,488	△ 15,004
㈱ＮＨＫプラネット	36,810	18,230	△ 18,580
㈱ＮＨＫ出版	21,711	12,605	△ 9,105
その他	36,830	28,320	△ 8,510
合　計	2,081,778	2,019,191	△ 62,586

債　　務

短期債務（未払金）

（単位　千円）

会　社　名	平成27年度末	平成28年度末	増　減
㈱ＮＨＫエンタープライズ	7,013,138	7,352,808	339,670
㈱ＮＨＫメディアテクノロジー	3,054,966	3,441,434	386,468
㈱ＮＨＫアイテック	3,131,077	2,595,938	△ 535,138
㈱ＮＨＫグローバルメディアサービス	1,783,680	2,060,752	277,071
㈱ＮＨＫエデュケーショナル	1,581,603	1,794,887	213,284
㈱ＮＨＫアート	1,539,314	1,732,438	193,123
ＮＨＫ営業サービス㈱	943,062	1,028,665	85,603
その他	2,830,870	2,498,267	△ 332,603
合　計	21,877,713	22,505,192	627,479

3.5　子会社及び関連会社との取引高の総額

（単位　千円）

区　分	平成27年度	平成28年度	増　減
収入総額	6,762,400	10,452,962	3,690,562
支出総額	160,403,639	162,908,327	2,504,688

3.6　関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金

該当事項はありません。

3.7　役員との間の取引による債権債務に関する事項

該当事項はありません。

3.8　関連当事者との取引

記載すべき取引はありません。

3.9　担保提供に関する事項

該当事項はありません。

3.10　重要な係争事件に係る損害賠償義務等に関する事項

該当事項はありません。

3.11　比較キャッシュ・フロー計算書

（協　会　全　体）

（単位　千円）

区　分	平成27年度	平成28年度	増　減
Ⅰ　事業活動によるキャッシュ・フロー			
当期事業収支差金	28,931,984	28,235,995	△ 695,989
減価償却費	69,255,549	74,842,741	5,587,191
退職給付引当金の増減額	15,823,357	12,101,630	△ 3,721,726
前払年金費用の増減額	△ 8,673,934	△ 5,476,136	3,197,797
役員退任引当金の増減額	△ 50,730	3,830	54,560
未収受信料欠損引当金の増減額	△ 208,000	1,262,000	1,470,000
国際催事放送権料引当金の増減額	3,878,962	△ 2,753,354	△ 6,632,316
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額	3,000,000	3,000,000	—

固定資産撤去費用引当金の増減額	△ 1,896,838	—	1,896,838
受取利息及び受取配当金	△ 4,412,456	△ 7,664,310	△ 3,251,853
固定資産売却益	△ 2,020,561	△ 4,024,243	△ 2,003,681
固定資産受贈益	△ 3,656	△ 987	2,668
固定資産除却損	2,272,681	2,562,325	289,643
固定資産売却損	41,549	12,153	△ 29,395
受信料未収金の増減額	1,078,768	△ 1,305,488	△ 2,384,256
番組勘定の増減額	△ 2,559,707	3,698,569	6,258,276
前払費用の増減額	△ 1,305,229	980,960	2,286,189
未収金の増減額	△ 2,338,713	1,072,975	3,411,689
未払金の増減額	3,016,906	3,042,254	25,347
未払消費税等の増減額	△ 7,037,282	1,819,415	8,856,698
受信料前受金の増減額	2,563,921	2,559,132	△ 4,789
その他	△ 243,484	△ 1,589,730	△ 1,346,246
事業活動によるキャッシュ・フロー	99,113,084	112,379,731	13,266,646
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△ 103,900,000	△ 139,300,000	△ 35,400,000
定期預金の払戻による収入	100,300,000	115,400,000	15,100,000
有価証券の取得による支出	△ 419,600,000	△ 397,700,000	21,900,000
有価証券の売却・償還による収入	434,000,000	403,300,000	△ 30,700,000
固定資産の取得による支出	△ 82,405,617	△ 79,677,639	2,727,977
固定資産の売却による収入	2,245,848	4,107,064	1,861,216
長期保有有価証券の取得による支出	△ 54,992,970	△ 73,400,000	△ 18,407,030
差入保証金の増減額	△ 13,181	△ 31,545	△ 18,364
利息及び配当金の受取額	4,423,763	7,739,609	3,315,846
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 119,942,157	△ 159,562,511	△ 39,620,354
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務返済による支出	△ 872,229	△ 1,003,672	△ 131,442
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 872,229	△ 1,003,672	△ 131,442
Ⅳ　現金及び現金同等物の増減額	△ 21,701,302	△ 48,186,452	△ 26,485,149
Ⅴ　現金及び現金同等物の期首残高	112,765,659	91,064,357	△ 21,701,302
Ⅵ　現金及び現金同等物の期末残高	91,064,357	42,877,905	△ 48,186,452

注　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に表示されている科目の金額との関係は、次表のとおりであります。

（単位　千円）

	（平成27年度）	（平成28年度）
1)　現金及び預金勘定	67,564,357	68,277,905
2)　預入期間が3か月を超える定期預金	△ 33,500,000	△ 57,400,000
3)　取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資（有価証券）	57,000,000	32,000,000
現金及び現金同等物（1＋2＋3）	91,064,357	42,877,905

4　重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

5　貸借対照表及び損益計算書についての勘定相互間の相殺消去等

（貸借対照表）

平成29年3月31日現在

（単位　千円）

科目	一般勘定	放送番組等有料配信業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
流動資産合計	345,390,378	251,980	45,132	△ 7,105,077	338,582,414
現金及び預金	68,277,845	—	59	—	68,277,905
受信料未収金	6,055,527	—	—	—	6,055,527
有価証券	242,491,322	—	—	—	242,491,322
番組勘定	9,217,598	—	—	—	9,217,598
前払費用	1,539,469	16,807	—	—	1,556,277
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金	7,105,077	—	—	△ 7,105,077	—

未収金	8,225,584	235,172	45,072	—	8,505,830
その他の流動資産	2,477,952	—	—	—	2,477,952
固定資産合計	575,379,485	16,700	—	—	575,396,185
有形固定資産	431,262,777	16,700	—	—	431,279,477
建物	148,705,755	—	—	—	148,705,755
構築物	64,514,844	—	—	—	64,514,844
機械及び装置	135,478,716	—	—	—	135,478,716
車両及び運搬具	1,655,859	—	—	—	1,655,859
器具	3,259,155	16,700	—	—	3,275,855
土地	48,357,679	—	—	—	48,357,679
建設仮勘定	29,290,766	—	—	—	29,290,766
無形固定資産	17,199,348	—	—	—	17,199,348
無形固定資産	17,199,348	—	—	—	17,199,348
出資その他の資産	126,917,359	—	—	—	126,917,359
長期保有有価証券	98,518,452	—	—	—	98,518,452
出資	10,775,932	—	—	—	10,775,932
長期前払費用	105,466	—	—	—	105,466
前払年金費用	14,150,070	—	—	—	14,150,070
その他の出資その他の資産	3,367,436	—	—	—	3,367,436
特定資産合計	170,756,635	—	—	—	170,756,635
建設積立資産	170,756,635	—	—	—	170,756,635
資産合計	1,091,526,499	268,681	45,132	△ 7,105,077	1,084,735,234
流動負債合計	224,968,930	7,598,884	45,132	△ 7,105,077	225,507,868
一般勘定短期借入金	—	7,105,077	—	△ 7,105,077	—
未払金	56,322,484	465,043	961	—	56,788,489
未払費用	24,385,898	—	—	—	24,385,898
未払消費税等	4,889,784	11,227	26,550	—	4,927,562
受信料前受金	136,968,531	—	—	—	136,968,531
短期リース債務	913,837	17,535	—	—	931,373
その他の流動負債	1,488,393	—	17,620	—	1,506,013
固定負債合計	143,031,915	—	—	—	143,031,915
退職給付引当金	105,339,309	—	—	—	105,339,309
役員退任引当金	124,380	—	—	—	124,380
国際催事放送権料引当金	28,777,597	—	—	—	28,777,597
東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金	6,000,000	—	—	—	6,000,000
長期リース債務	1,696,052	—	—	—	1,696,052
その他の固定負債	1,094,575	—	—	—	1,094,575
負債合計	368,000,845	7,598,884	45,132	△ 7,105,077	368,539,784
承継資本	163,375	—	—	—	163,375
固定資産充当資本	456,825,629	—	—	—	456,825,629
剰余金（欠損金）	266,536,648	△ 7,330,202	—	—	259,206,445
純資産合計	723,525,653	△ 7,330,202	—	—	716,195,450
負債純資産合計	1,091,526,499	268,681	45,132	△ 7,105,077	1,084,735,234

（損益計算書）

平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

（単位　千円）

科目	一般勘定	放送番組等有料配信業務勘定	受託業務等勘定	相殺消去等	合計
経常事業収入	701,953,452	2,207,745	2,133,429	△ 1,746,542	704,548,083
受信料	689,021,461	—	—	—	689,021,461
交付金収入	3,791,300	—	—	—	3,791,300
放送番組等有料配信業務収入	—	2,207,745	—	—	2,207,745
副次収入	9,140,690	—	—	△ 1,746,542	7,394,147
受託業務等収入	—	—	2,133,429	—	2,133,429
経常事業支出	688,578,215	2,056,245	1,757,198	△ 1,370,312	691,021,347
国内放送費	314,789,520	—	—	—	314,789,520
国際放送費	23,472,377	—	—	—	23,472,377

放送番組等有料配信費	—	1,857,759	—	△ 133,067	1,724,692
受託業務等費	—	—	1,757,198	△ 1,235,241	521,957
契約収納費	58,919,398	—	—	—	58,919,398
受信対策費	972,736	—	—	—	972,736
広報費	5,369,517	21,947	—	—	5,391,464
調査研究費	9,530,316	—	—	—	9,530,316
給与	110,930,946	86,626	—	—	111,017,573
退職手当・厚生費	64,510,082	46,179	—	—	64,556,262
共通管理費	13,150,371	27,032	—	△ 2,004	13,175,399
減価償却費	74,889,457	16,700	—	—	74,906,158
未収受信料欠損償却費	12,043,489	—	—	—	12,043,489
経常事業収支差金	13,375,236	151,499	376,230	△ 376,230	13,526,736
経常事業外収入	11,114,950	467	—	—	11,115,418
財務収入	7,664,310	—	—	—	7,664,310
雑収入	3,450,640	467	—	—	3,451,108
経常事業外支出	112,451	—	—	—	112,451
財務費	112,451	—	—	—	112,451
経常事業外収支差金	11,002,499	467	—	—	11,002,966
経常収支差金	24,377,735	151,966	376,230	△ 376,230	24,529,702
特別収入	6,365,656	—	—	—	6,365,656
固定資産売却益	4,024,243	—	—	—	4,024,243
固定資産受贈益	987	—	—	—	987
その他の特別収入	2,340,424	—	—	—	2,340,424
特別支出	2,659,363	—	—	—	2,659,363
固定資産売却損	12,153	—	—	—	12,153
固定資産除却損	2,562,325	—	—	—	2,562,325
その他の特別支出	84,885	—	—	—	84,885
当期事業収支差金	28,084,028	151,966	376,230	△ 376,230	28,235,995

6　主たる設備の状況

平成28年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりであります。

区分	土地		建物	機械及び装置	その他の固定資産	貸借対照表計上額合計
	面積	金額				
	㎡	千円	千円	千円	千円	千円
放送会館	361,749	36,152,534	92,167,852	100,240,687	11,861,445	240,422,520
（うち、放送センター）	(82,646)	(5,079,536)	(23,928,686)	(51,203,900)	(4,466,758)	(84,678,881)
テレビジョン放送所	377,245	817,302	15,899,675	15,995,920	33,278,727	65,991,626
ラジオ放送所	2,099,943	8,941,400	7,923,457	9,049,936	5,259,636	31,174,431
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	12,747,701	12,747,701
その他の施設	1,955,872	2,446,441	32,714,770	10,192,171	6,299,047	51,652,430
合計	4,794,809	48,357,679	148,705,755	135,478,716	69,446,560	401,988,711

注1　その他の施設は放送技術研究所及び放送文化研究所等であります。

2　その他の固定資産は構築物、車両、運搬具及び器具であります。

官報（号外）

7　収入支出の決算の状況

7.1　収入支出の決算

平成28年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりであります。

7.2　予算総則の適用

（一　般　勘　定）

(1)　予算総則第４条第１項に基づく予算の流用 …… 3,970,000千円

ア　事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額　3,970,000千円

退職手当・厚生費	2,770,000千円	
減価償却費	1,090,000千円	
財務費	110,000千円	

イ　事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額　△ 3,970,000千円

国内放送費	△ 1,200,000千円	
給与	△ 2,770,000千円	

(2)　予算総則第５条第１項に基づく平成29年度への建設費予算の繰越し …… 717,415千円

ア　放送網設備の整備費	176,155千円
イ　地域放送会館の整備費	498,620千円
ウ　番組設備等の整備費	42,640千円

(3)　予算総則第５条第２項に基づく平成27年度からの建設費予算の繰越し …… 815,502千円

ア　放送網設備の整備費	131,580千円
イ　地域放送会館の整備費	440,980千円
ウ　番組設備等の整備費	242,942千円

(4)　予算総則第12条に基づく国際放送関係交付金の受入れ及び国際放送実施経費への振当て …… 99,874千円

ア　受入れの項及び金額　99,874千円

交付金収入	99,874千円

イ　振当ての項及び金額　99,874千円

国際放送費	99,874千円

（放送番組等有料配信業務勘定）

予算総則第４条第１項に基づく予算の流用 …… 3,000千円

ア　事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額　3,000千円

退職手当・厚生費	3,000千円

イ　事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額　△ 3,000千円

給与	△ 3,000千円

別　表

収　入　支　出　決　算　表

（一　般　勘　定）
（事　業　収　支）

平成28年度

款	項	予算額 当初額 (1)	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 第4条第1項流用	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 第12条交付金	予算額 予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	予算額 合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		701,674,316	—	99,874	99,874	701,774,190	707,390,569	△ 5,616,379
	受信料	675,895,709	—	—	—	675,895,709	676,977,971	△ 1,082,262
	交付金収入	3,688,243	—	99,874	99,874	3,788,117	3,791,300	△ 3,183
	副次収入	8,068,872	—	—	—	8,068,872	9,140,690	△ 1,071,818
	財務収入	8,505,869	—	—	—	8,505,869	7,664,310	841,558
	雑収入	2,700,000	—	—	—	2,700,000	3,450,640	△ 750,640
	特別収入	2,815,623	—	—	—	2,815,623	6,365,656	△ 3,550,033
事業支出		693,635,216	—	99,874	99,874	693,735,090	679,306,541	14,428,548
	国内放送費	321,076,744	△ 1,200,000	—	△ 1,200,000	319,876,744	314,789,520	5,087,223
	国際放送費	24,862,861	—	99,874	99,874	24,962,735	23,472,377	1,490,357
	契約収納費	58,921,547	—	—	—	58,921,547	58,919,398	2,148
	受信対策費	1,070,786	—	—	—	1,070,786	972,736	98,049
	広報費	5,562,535	—	—	—	5,562,535	5,369,517	193,017
	調査研究費	10,202,433	—	—	—	10,202,433	9,530,316	672,116
	給与	117,427,768	△ 2,770,000	—	△ 2,770,000	114,657,768	110,930,946	3,726,821
	退職手当・厚生費	61,750,832	2,770,000	—	2,770,000	64,520,832	64,510,082	10,749
	共通管理費	13,223,960	—	—	—	13,223,960	13,150,371	73,588
	減価償却費	73,800,000	1,090,000	—	1,090,000	74,890,000	74,889,457	542
	財務費	3,750	110,000	—	110,000	113,750	112,451	1,298
	特別支出	2,732,000	—	—	—	2,732,000	2,659,363	72,636
	予備費	3,000,000	—	—	—	3,000,000	—	3,000,000
事業収支差金		8,039,100	—	—	—	8,039,100	28,084,028	△ 20,044,928

注1　事業収支差金の処分の内訳

資本支出への充当	8,039,100	—	—	—	8,039,100	8,039,100	—
建設積立資産繰入れ	8,039,100	—	—	—	8,039,100	8,039,100	—

官　報（号外）

翌年度以降の財政安定のための繰越金	—	—	—	—	—	20,044,928	△ 20,044,928

2　収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額であります。

（資本収支）

款	項	予算額 当初額(1)	予算総則に基づく増減額(2) 第5条第2項繰越	予算総則に基づく増減額(2) 増減・額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)−(4)−(5)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		91,039,100	815,502	815,502	91,854,602	89,709,471	717,415	1,427,715
	事業収支差金受入れ	8,039,100	—	—	8,039,100	8,039,100	—	—
	前期繰越金受入れ	6,253,080	815,502	815,502	7,068,582	4,040,001	717,415	2,311,165
	減価償却資金受入れ	73,800,000	—	—	73,800,000	74,889,457	—	△ 1,089,457
	資産受入れ	2,946,920	—	—	2,946,920	2,740,912	—	206,007
資本支出		91,039,100	815,502	815,502	91,854,602	89,709,471	717,415	1,427,715
	建設費	82,800,000	815,502	815,502	83,615,502	81,470,371	717,415	1,427,715
	出資	200,000	—	—	200,000	200,000	—	—
	建設積立資産繰入れ	8,039,100	—	—	8,039,100	8,039,100	—	—
資本収支差金		—	—	—	—	—	—	—

1）前期繰越金　79,775,086千円
2）平成28年度使用額　△ 4,040,001千円（建設費充当△3,840,001千円と出資充当△200,000千円の合計額）
3）平成28年度発生額　20,044,928千円（事業収支差金28,084,028千円から事業収支差金受入れ8,039,100千円を差し引いた額）

後期繰越金（1＋2＋3）　95,780,013千円

（放送番組等有料配信業務勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初額(1)	予算総則に基づく増減額(2) 第4条第1項流用	予算総則に基づく増減額(2) 増減額計	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		2,217,564	—	—	2,217,564	2,208,212	9,351
	放送番組等有料配信業務収入	2,217,564	—	—	2,217,564	2,207,745	9,818
	雑収入	—	—	—	—	467	△ 467

事業支出		2,201,804	—	—	2,201,804	2,056,245	145,558
	放送番組等有料配信費	1,959,429	—	—	1,959,429	1,857,759	101,669
	広報費	53,688	—	—	53,688	21,947	31,740
	給与	91,700	△ 3,000	△ 3,000	88,700	86,626	2,073
	退職手当・厚生費	43,777	3,000	3,000	46,777	46,179	597
	共通管理費	36,509	—	—	36,509	27,032	9,476
	減価償却費	16,701	—	—	16,701	16,700	0
事業収支差金		15,760	—	—	15,760	151,966	△ 136,206

注　事業収支差金151,966千円を含む平成28年度末の繰越不足△7,330,202千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんしております。

（資本収支）

款	項	予算額 当初(1)	予算額 予算総則に基づく増減(2)	予算額 合計(1)+(2)(3)	決算額(4)	予算残額(3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
資本収入		16,701	—	16,701	16,700	0
	減価償却資金受入れ	16,701	—	16,701	16,700	0
資本支出		16,701	—	16,701	16,700	0
	建設費	16,701	—	16,701	16,700	0
資本収支差金		—	—	—	—	—

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予算額 当初(1)	予算額 予算総則に基づく増減(2)	予算額 合計(1)+(2)(3)	決算額(4)	予算残額(3)−(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入		2,101,161	—	2,101,161	2,133,429	△ 32,268
	受託業務等収入	2,101,161	—	2,101,161	2,133,429	△ 32,268
事業支出		1,815,117	—	1,815,117	1,757,198	57,918
	受託業務等費	1,815,117	—	1,815,117	1,757,198	57,918
事業収支差金		286,044	—	286,044	376,230	△ 90,186

注　事業収支差金376,230千円は、一般勘定へ繰り入れております。

調査報告書

国際経済・外交に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成二十年六月六日

国際経済・外交に関する調査会長　鴻池　祥肇

参議院議長　伊達　忠一殿

国際経済・外交に関する調査報告

（中間報告）

目　　次

まえがき…… 1
一　調査の経過…… 2
二　調査の概要…… 4
1．国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題…… 4
（1）国際平和実現への取組…… 4
ア　参考人の意見陳述概要…… 6
イ　主要論議…… 13
（2）環境問題・気候変動等への対応…… 38
ア　参考人の意見陳述概要…… 39
イ　主要論議…… 43
2．信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題…… 58
（1）日ＡＳＥＡＮ、日ロ関係等…… 58
ア　参考人の意見陳述概要…… 59
イ　主要論議…… 64
（2）多国間協力枠組みの在り方等…… 76
ア　参考人の意見陳述概要…… 77
イ　主要論議…… 82
3．海外派遣議員の報告…… 96
ア　海外派遣議員の報告概要…… 96
イ　政府の説明概要…… 99
ウ　意見交換…… 102
4．視察…… 108
（1）横浜港…… 108
（2）横浜市…… 108
（3）独立行政法人国際交流基金…… 109
（4）独立行政法人国際協力機構研究所・同機構地球ひろば…… 109
5．アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方（「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」）…… 110
三　提言…… 116
1．「グローバル・コモンズ」における平和と自由の確保…… 116
（1）自由で安全な海洋の実現…… 116
（2）宇宙空間のガバナンス…… 117
（3）サイバーセキュリティ等をめぐる協力…… 117
2．アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散…… 117
3．東京オリンピック・パラリンピックも見据えたテロ対策…… 118
4．環境問題、防災などを通じた地域協力…… 119
（1）気候変動問題への対応…… 119
（2）防災協力…… 120
（3）越境海洋ごみ問題への対応…… 120
5．ロシア、インドに対する外交の在り方…… 120
（1）対ロシア外交…… 121
（2）対インド外交…… 121
6．多国間協力の在り方…… 122
（1）アジアにおける地域内協力の在り方…… 122
（2）国際機関、ＮＧＯとの連携…… 123
7．外交における議会の役割…… 123
あとがき…… 125

参考　主な活動経過…… 126

略語表記

本報告書において使用されている略語は、以下のとおりである。（アルファベット順）

【A】

ＡＤＭＭ　ASEAN Defence Ministers' Meeting　アセアン国防相会合

ＡＩ　Artificial Intelligence　人工知能

ＡＩＩＢ　Asian Infrastructure Investment Bank　アジアインフラ投資銀行

ＡＮＦＲＥＬ　Asian Network for Free Elections　自由選挙のためのアジアネットワーク

ＡＰＲＳＡＦ　Asia-Pacific Regional Space Agency Forum　アジア太平洋地域宇宙機関会議

ＡＰＳＣＯ　Asia-Pacific Space Cooperation Organization　アジア太平洋宇宙協力機構

ＡＲＦ　ASEAN Regional Forum　アセアン地域フォーラム

ＡＳＥＡＮ　Association of South-East Asian Nations　東南アジア諸国連合

【C】

ＣＣＴＶ　China Central Television　中国中央電視台

CO_2　Carbon Dioxide　二酸化炭素

ＣＳ　Communication Satellites　通信衛星

ＣＴＢＴ　Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty　包括的核実験禁止条約

【E】

ＥＰＡ　Economic Partnership Agreement　経済連携協定

ＥＲＩＡ　Economic Research Institute for ASEAN and East Asia　東アジア・アセアン経済研究センター

ＥＳＧ　Environment Social Governance　環境・社会・ガバナンス

ＥＵ　European Union　欧州連合

ＥＶ　Electric Vehicle　電気自動車

【F】

ＦＥＭＡ　Federal Emergency Management Agency　米国連邦緊急事態管理庁

ＦＴＡ　Free Trade Agreement　自由貿易協定

ＦＴＡＡＰ　Free Trade Area of the Asia-Pacific　アジア太平洋自由貿易圏

【G】

ＧＤＰ　Gross Domestic Product　国内総生産

ＧＰＳ　Global Positioning System　全地球測位システム

【I】

ＩＣＡＮ　International Campaign to Abolish Nuclear Weapons　核兵器廃絶国際キャンペーン

ＩＣＡＰＰ　International Conference of Asian Political Parties　アジア政党国際会議

ＩＣＢＭ　Intercontinental Ballistic Missile　大陸間弾道ミサイル

ＩＣＴ　Information and Communication Technology　情報通信技術

ＩＰＣＣ　Intergovernmental Panel on Climate Change　気候変動に関する政府間パネル

ＩＰＮＤＶ　International Partnership for Nuclear Disarmament Verification　核軍縮検証のための国際パートナーシップ

ＩＳ　Islamic State　いわゆる「イスラム国」、イスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国」（ＩＳＩＬ：Islamic State of Iraq and the Levant）

ＩＴ　Information Technology　情報技術

【J】

ＪＡＸＡ　Japan Aerospace Exploration Agency　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

ＪＥＡＮ　Japan Environmental Action Network　一般社団法人ＪＥＡＮ

ＪＩＣＡ　Japan International Cooperation Agency　独立行政法人国際協力機構

【N】

ＮＡＦＴＡ　North American Free Trade Agreement　北米自由貿易協定

ＮＡＴＯ　North Atlantic Treaty Organization　北大西洋条約機構

ＮＥＤ　National Endowment for Democracy　全米民主主義基金

ＮＧＯ　Non-governmental Organization　非政府組織

ＮＰＯ　Non-profit Organization　非営利組織

ＮＰＲ　Nuclear Posture Review　核態勢の見直し

ＮＰＴ　Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons　核兵器不拡散条約

【Ｏ】

ＯＤＡ　Official Development Assistance　政府開発援助

【Ｐ】

ＰＣＢ　Poly Chlorinated Biphenyl　ポリ塩化ビフェニル

ＰＫＯ　Peacekeeping Operations　国連平和維持活動

ＰＰＷＴ　Treaty on Prevention of the Placement of Weapons in Outer Space and of the Threat or Use of Force against Outer Space Objects　宇宙空間での兵器配備禁止条約

【Ｒ】

ＲＣＥＰ　Regional Comprehensive Economic Partnership　東アジア地域包括的経済連携

【Ｓ】

ＳＤＧｓ　Sustainable Development Goals　持続可能な開発目標

ＳＳＡ　Space Situational Awareness　宇宙状況監視

ＳＴＭ　Space Traffic Management　宇宙交通管理

【Ｔ】

ＴＩＣＡＤ　Tokyo International Conference on African Development　アフリカ開発会議

ＴＰＰ　Trans-Pacific Partnership　環太平洋パートナーシップ

ＴＰＰ11　ＣＰＴＰＰ：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership　環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定

【Ｕ】

ＵＮＴＡＣ　United Nations Transitional Authority in Cambodia　国連カンボジア暫定統治機構

【Ｗ】

ＷＦＰ　United Nations World Food Programme　国連世界食糧計画

まえがき

「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」を３年間の調査テーマとして活動を開始した本調査会は、１年目の中間報告のあとがきの中で、戦後世界の安定と繁栄を支えてきた様々な国際秩序の在り方が今改めて問われていることや、アジア太平洋地域で安全保障環境の厳しい状況が続いている中で、平和の実現や地域協力を進めていく必要性が以前にも増して高まっていることについて問題提起を行っている。

調査が２年目に入り、安全保障面では、６回目の核実験やＩＣＢＭ級とされる弾道ミサイルの発射実験による北朝鮮問題の緊迫化など依然不確実性が高いままであり、また、経済面でも、米国トランプ政権が貿易戦争も辞さないと公言しつつ、保護主義的な政策を強めるなど、先に提起された問題意識を踏まえた一層具体的な取組が求められる状況が生じてきた。さらに、2018（平成30）年に入り、韓国平昌でのオリンピック開催を契機に、北朝鮮が対話姿勢への転換を見せ、南北首脳による板門店宣言の発表や、米朝首脳会談をめぐる様々な外交的な駆け引きが行われるなど、状況が大きく変化する可能性も生じている。

そうした中、本調査会は、平和の実現の基礎となる、地域における信頼醸成に向けた取組の重要性や、その際に切り口ともなり得る、国境を越える諸問題を解決する上での地域協力の意義に着目し、２年目の調査を進めてきた。

本調査会は、２年目において、５回にわたり計15名の有識者から参考人として意見を聴取し、質疑を行うほか、海外派遣議員団からの報告聴取及び意見交換、アジア太平洋地域における信頼醸成や地域協力に関する地方自治体や政府関係団体の取組の視察など、多角的に調査を進めた後、委員間の意見交換も実施し、論点の確認や議論の掘り下げを行った。

本報告書は、２年目の中間報告として、その調査の概要を取りまとめるとともに、３年目の最終報告に向けた今後の議論の礎とすべく、これまでの調査において明らかになった論点を踏まえ、同地域における平和の実現や繁栄に向けた具体的な方策について提言の形で整理を行ったものである。

一　調査の経過

参議院の調査会は、国政の基本的事項について、長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられた機関である。第192回国会の2016（平成28）年９月26日、国際経済・外交に関し、長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として、「国際経済・外交に関する調査会」は設置された。

本調査会は、同年12月14日の理事会において、今期３年間の調査テーマを「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」と決定した。また、具体的な調査項目として、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」「外交能力及び戦略を向上させるための取組の課題」「文化、人的交流などのソフトパワーを活用した信頼醸成の取組の課題」及び「ＳＤＧｓ、パリ協定などの国際公約を推進、実施する国内体制構築への課題」の五つを取り上げ、調査を行うこととした。

１年目は、最初に総論的な調査を行った後、「外交能力及び戦略を向上させるための取組の課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」について、参考人からの意見聴取、質疑を通じて調査を進めるとともに、委員間の意見交換を行った上で、2017（平成29）年５月31日、調査報告書（中間報告）を決定し、議長に提出している。

本報告書が扱う２年目の調査では、第196回国会において、五つの調査項目のうち、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」を取り上げ、「国際平和実現への取組」（２月７日、４月18日）及び「環境問題・気候変動等への対応」（２月14日）について、各回３名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。また、「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」を取り上げ、「日ＡＳＥＡＮ、日ロ関係等」（２月21日）及び「多国間協力枠組みの在り方等」（４月11日）について、各回３名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。さらに、海外派遣議員団からの報告及び政府からの説明聴取並びに意見交換を行った（２月14日）。最後に、「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」について、委員間の意見交換を行った（５月９日）。

なお、「アジア太平洋における平和の実現に向けた信頼醸成や地域協力への取組、国境を越える諸問題の解決における地方自治体の役割等に関する実情調査」のため、横浜市及び都内において関係機関の視察を行った（２月22日）。

官　報（号外）

官　報（号　外）

二　調査の概要

１．国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題

（１）国際平和実現への取組（平成30年２月７日、４月18日）

科学技術や情報通信技術の発達により、グローバル化の進む国際社会の平和と繁栄を維持する上で、海洋、宇宙空間、サイバー空間などの国際公共財（グローバル・コモンズ）とされる公共領域において自由と安全を確保することが不可欠となっている。アジア太平洋地域においても、これらの領域の安定的利用をめぐって様々なリスクや問題が新たな安全保障上の課題として現れており、ガバナンスの在り方が問われている。

また、同地域においては、国境を越える問題として核拡散と国際テロも深刻さを増している。核拡散への対応については、北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる動向が緊張を増す中で、国連では核兵器禁止条約が採択された。また、国際テロについては、シリアやイラクで活動の拠点を失ったＩＳの南・東南アジアへの浸透が懸念されており、こうした新たな状況の中で、地域全体及び我が国の平和と繁栄を確保していくための取組が求められている。

こうした国境を越える諸問題に対処していくためには、地域内での様々な協力を進めていくほか、国際機関との適切かつ効果的な連携も必要となってくる。

そこで、調査会では、参考人から、２月７日に日本の海洋安全保障と海洋政策、核兵器禁止条約と日本の役割、サイバーセキュリティ分野をめぐる現状と課題について、また、４月18日に宇宙開発の現状と解決に向けた課題、アジア太平洋における国際テロリズムの現状と同地域への影響、国連の緊急人道支援活動の現場から見た日本の国際協力について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、２月７日に我が国の安全を守るための予算、非軍事分野における日本の国際貢献と戦争の抑止、沿岸管理体制の充実に向けた具体策、海上安全保障分野における人材育成を通じた国際協力の在り方、南シナ海問題をめぐるＡＳＥＡＮ諸国の対応と米国の関与、尖閣諸島の問題に関する日本の対外発信の在り方、中国の「一帯一路」に対する日本の対応、北朝鮮漁民における軍の関与及び北朝鮮による漁業権の売買、大和堆における北朝鮮漁船への対処、大量の中国漁船による日本国内港への緊急避難、マラッカ海峡の管理における中国の責任、環境問題等を通じた国家間協力、マラッカ海峡以外における日本の存在感の発揮に向けた方策、北方領土問題解決に向けたアプローチ、メタンハイドレート開発の採算性・有効性、トランプ政権による「核態勢の見直し（ＮＰＲ）」、核兵器禁止条約に対する日本の対応、核兵器禁止条約の意義と各国の核軍縮・不拡散政策への影響、南半球等における非核地帯と東アジアにおける核軍縮・不拡散、アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散の現状と核兵器禁止条約の意義、核兵器禁止条約の実効性、核管理等における日本の役割、日本の核兵器禁止条約への加入の可否、サイバー攻撃への対応と抑止力の在り方、サイバーセキュリティ分野の人材育成における日本の課題、サイバー攻撃に関する国際的なルール作りの意義、サイバー攻撃に対する企業の取組の促進、データローカライゼーションへの対応、サイバー攻撃の特定に向けた日本の取組等について、また、４月18日に宇宙空間のガバナンスの在り方、宇宙空間における平和の維持、アジアを中心とした宇宙開発協力、宇宙開発における日本の立ち位置、利用主導の宇宙開発、ＪＡＸＡ法改正の影響、日本の有人宇宙事業の在り方、日本の宇宙開発研究の現状、テロ防止のための構造的対応、アジアからの労働力導入に対するテロ対策上の懸念、ＡＳＥＡＮ諸国に対する日本のテロ対策支援、先進国でテロが起こる背景、特にテロを警戒すべき都市、2020年東京オリンピックに向けたテロ対策、平和的手段によるテロ対策、シリア情勢とテロ対策、ＷＦＰの配送能力の活用、日本の国際協力と防衛力、援助のモニタリングの在り方、日本の国際開発援助改善に向けた優先課題、日本のＰＫＯ参加の在り方、欧米先進国によるＮＧＯ支援、日本における民間からのＮＧＯに対する資金拠出、日本の評価を改善するために必要なＮＧＯ支援の在り方、国際協力における中立性・公平性と国益等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

【２月７日】

山田吉彦参考人（東海大学海洋学部教授）

尖閣諸島周辺海域への中国公船の侵入については、昨年来、月３回、１回３から４隻というペースが堅持されており、その活動は中国中央電視台（ＣＣＴＶ）を通じて対外的に発信され、国際的に認知され始めている。他方、日本は自身の戦略や日本が尖閣諸島を実効支配している現状を海外に伝え切れていない。また、中国の戦略はエスカレートしてきている。2018（平成30）年１月の中国潜水艦による日本の接続水域の通過は、直接国際法に触れるものではないが、海上保安庁と中国の海警局がにらみ合う形でバランスを取ってきたこれまでと違い、あえて軍事力を近くに置いてきたという点で問題は大きく、両国の関係上、非常に緊迫した事態にならざるを得ない。加えて、日本の周辺海域では、極めて多くの中国漁船が活動し、島に上陸した場合に対応できないことや地域住民の生活への影響も懸念される。

シーレーンの安全確保の問題に関しては、南シナ海における中国による人工島建設が着実に進む一方、ＡＳＥＡＮ諸国が目指す南シナ海行動規範に法的拘束力を持たせることについて、中国の同意を取り付けることができず、またＡＳＥＡＮ諸国内での温度差もあり、足踏みの状況にある。また、中国は真珠の首飾り戦略を進めているが、マラッカ海峡に影響力を及ぼせない限り、真珠の首飾りはつながらない。中国は、仮に同海峡への強引な勢力拡大を図り、紛争になれば、自身が不便を来すため、飽くまでも平和裏に、力を誇示することなく戦略を立てなければならないマラッカ・ジレンマと言われる状況にある。一方、同海峡は日本にとっても生命線と言われ、その管理においては、航路標識の設置・管理、人材育成への支援を通じて、今でも日本が大きな影響を及ぼしている。しかし、通過する日本関係船舶も多くが中国を経由していることから、同国との連携を視野に入れる必要があり、中国もこれを非常に意識し始めている。

今後は、近海における漁業資源の乱獲を防ぐため、国際ルールの作成や北方四島における日ロ共同経済活動などの取組のほか、アジアが一体となった海底資源開発などの協力も視野に入ってくる。また、海洋安全保障に係る国際協力に関し、日本が中心となって海賊対策に成功してきたほか、アジア各国の海上警備機関の育成にも力を注いできた。日本の海洋管理体制の充実はアジアにおける海洋の平和と安定に寄与しており、尖閣諸島の問題を含め、東シナ海において海洋環境や航行安全の視点から、日本や中国、韓国、台湾その他の利用国も含めた形での海洋調査、海洋管理体制の整備を通じ、国境を越えた海上警備、海洋環境保全及び海洋管理の協力体制を進めていく必要がある。

川崎哲参考人（ＮＧＯピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ＩＣＡＮ）国際運営委員）

今日、北朝鮮による核兵器とミサイルの開発・実験が国際社会に深刻な脅威をもたらしている。その一方で、米国トランプ政権は軍事力行使も辞さないとの態度を取っており、何らかの誤算で軍事衝突が起これば、核兵器の使用にまで発展し得る現実の危険性がある。北朝鮮の核の脅威を圧力のみによって除去することはできず、軍事的な抑止力だけで永続的な安全を得ることはできない。このため、危機を回避した先の出口戦略を描く必要があり、核兵器禁止条約はその出口を示している。

核の脅威に対処する上で、これまで要とされてきた核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）は五つの核兵器国の核保有を正当化しているため、他の国もそれに続こうとする根本的な限界があり、実際、名目とは裏腹に、ＮＰＴの下で核兵器が拡散し、特にアジアにおける状況は深刻化している。

核兵器禁止条約はこのＮＰＴの不備を補強し、核兵器はいかなる国にも許されないという国際法規範を形成するものであり、核兵器を普遍的条約によって禁止し、廃絶へつなげようという大きな運動の成果である。核兵器禁止条約が発効すれば、締約国会議が２年に一度開かれることになり、国際的な核軍縮の議論はＮＰＴプロセスと核兵器禁止条約プロセスの二本線で進むことになる。

日本政府はこれまでのところ核兵器禁止条約に対し後ろ向きな姿勢だが、現在の政府の立場を踏まえた上で、核兵器禁止条約に参加するために具体的に検討し行動すべき点として、幾つか提案したい。第一に、核抑止力に依存することの道徳性、有効性、必要性、そして核抑止が破れた場合の対応を論点として、核抑止力を批判的に再検討すべきである。検討の結果、仮に核兵器の必要性を今すぐに完全否定はできないという結論が出たとしても、核兵器の先制不使用など一定の制限を掛ける措置は可能なはずである。第二に、国会のイニシアティブにより、核兵器禁止条約への加入の可能性について調査する委員会を立ち上げ、条約に加入する場合と加入しないままでいた場合の双方の影響について議論すべきである。また、日本がすぐには核兵器禁止条約に加入しないという場合でも、同条約に定められた事項のうち、核廃棄の検証措置と核被害者援助などは日本が具体的に貢献できる分野であり、直ちに行動を開始すべきである。

川口貴久参考人（東京海上日動リスクコンサルティング株式会社主任研究員）

サイバー攻撃は非常に難しいテーマであると認識されているが、結果という観点で見れば非常にシンプルであり、情報やデータを盗む、情報やプログラムを改ざんする、サービスや機能を停止させる、あるいはデータや物を壊す、若しくはそれらの組合せである。サイバー攻撃の影響は、国策プロジェクトから選挙制度まで多岐にわたっており、金融やエネルギーといった重要インフラ、自動車や家電といった生活機器など、非常に多くのものがリスクにさらされている。この現実を踏まえて、国際協力あるいはサイバーセキュリティ政策に関する議論を深めていく必要がある。

しかし、そうした議論を行う上で、以下のような現実について考慮されていない点が多々ある。第一に、サイバー空間は仮想空間であると言われるが、実際には物理インフラや地理に密接に依存しており、政策を作る上では物理的な視点が必要である。第二に、サイバー空間は国際公共財と呼ばれるが、実際に公共財ではなく、全て企業や個人の所有物である通信チャネルや通信デバイス、データストレージなどに基づく人工的な空間であり、民間のインフラと投資を前提に成り

立っているという観点で政策を構築する必要がある。第三に、サイバー空間では個人やテロリストが主権国家と同様の能力を持つと信じられてきたが、洗練されたサイバー攻撃にはほぼ全て地政学的な対立や国家による関与が背景にあり、国家間の対立をいかに管理するかという観点で政策を構築する必要がある。

こうした点を踏まえ、日本は二つの国際協力のアプローチにより、中長期的にはサイバー空間に法の支配を確立し、自由で開放的、かつ安全なサイバー空間を維持することを目指すべきである。一つは、国家が合意をして規範を作ることである。全ての主権国家が議論をして包括的なルールに合意するのが難しい状況を踏まえ、価値観を共有する国々で先行してルールを作っていく取組が重要である。もう一つは、そうした取組には時間が掛かるため、許容できないサイバー攻撃の発信源を特定・公開し、必要に応じて制裁を行い、デファクトな規範を作っていくアプローチも必要不可欠である。国会としてもそうしたサイバー攻撃に関する調査、攻撃元の特定、制裁のオプションを整備していただきたい。

【４月18日】

鈴木一人参考人（北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授）

国際社会における宇宙開発は、一般にイメージされるような有人宇宙飛行の世界からは大きく変わってきている。その一つが、宇宙ベンチャーの台頭である。これまでのように国家が進めるのではなく、民間が自ら資金を集め、ロケットや衛星を開発し、それを使い、通信、地球観測、資源探査など様々なサービスを行い、収益を得るビジネスが動き始めており、そうした会社は世界に約2,000社、日本にも30社程度ある。このような状況の変化を踏まえ、国家の役割については、従来のような開発の推進よりも、むしろ規制やルール作りに関する面の方が大きいとの認識が強まってきている。もう一つの変化は軍事における宇宙利用の拡大である。宇宙システムは、自動化、無人化といった軍事能力の近代化を実現する上で不可欠なインフラになってきている一方で、有事の際には極めて脆弱であり、攻撃対象になりやすい環境にある。競争はこのような見えないところで生じている。

以上のような新しい状況を踏まえたルール作りの必要性を各国が認識するようになる中で、混雑する宇宙空間の交通管理（ＳＴＭ）に向けては、中国の衛星破壊実験を契機として宇宙の道路交通法に当たる国際行動規範作りを推進する欧州、米国、日本及びインドと、ミサイル防衛を念頭に、宇宙空間での兵器配備禁止条約（ＰＰＷＴ）を提案する中国、ロシアという図式で膠着状態となっており、ルール作りはほぼ頓挫している。そこで、できることとして、衝突回避を目的とした衛星の位置を把握する宇宙状況監視（ＳＳＡ）が進められている。

アジア太平洋地域での宇宙に関する協力としては、まず、日本主導のアジア太平洋地域宇宙機関会議（ＡＰＲＳＡＦ）が挙げられ、そこで進められている災害時に各国の衛星で協力して情報を集めるセンチネルアジアの取組は、日本が誇るべきイニシアティブである。一方、中国も条約ベースのアジア太平洋宇宙協力機関（ＡＰＳＣＯ）を設立しており、技術移転などを行い、宇宙開発を主導していこうという意思が見て取れる。また、ルール作りについては、ＡＲＦや東アジアサミットで提案や会議がなされているが、日米グループと中ログループに分かれ、議論は進まず、突破口がない状態である。

日本の宇宙開発については、長らくキャッチアップを目指し、技術開発を中心に進められ、技術面では世界トップレベルに達したものの、その先のプランがなかった。その後、2008（平成20）年の議員立法による宇宙基本法の成立を機に、利用を中心とする宇宙開発に転換し、10年を経てそうした方向への変化は起きているが、例えば防衛省の宇宙利用では、ＳＳＡへ参画はしているもののそれへの関与が限られているなど課題もある。また、今後利用サービス市場で増えつつあるベンチャー企業が中心的役割を果たすと予想されることを踏まえ、ルール作りも含めた民間活動への支援を継続的に行っていく必要がある。さらに、米国の宇宙システムが攻撃された場合、日米同盟のオペレーションにも大きな問題が生じるため、日本の衛星の相互運用など、日米間の柔軟な協力、連携も必要になってくると思われる。

安部川元伸参考人（日本大学危機管理学部教授）

東南アジア、中でも日本と関わりの大きいインドネシア、マレーシア、フィリピンにテロリストが入り込み、日本に輸出されることを警戒すべきである。そうした中、フィリピン、パキスタン、インドネシア、インド、アフガニスタン、中央アジアなどの多くの現地テロ組織がイスラム国（ＩＳ）に忠誠を誓っていることは見逃せない事実である。こうした組織は、自発的にテロを行うほか、ＩＳの指示に基づき行うこともある。

特に危険な国として、まず、パキスタン、アフガニスタンが挙げられるが、それ以外にもバングラデシュ、フィリピン、インドネシアなどがあり、実際にテロリストによる大きな事件が起きている。そのほか、シンガポールにはマレーシアなどの周辺国からテロリストや支援者が流入している。こうした国々では、シリアやイラクからの帰還戦士が危険な状態である点に留意すべきである。

具体的な事件としては、2017（平成29）年５月頃、フィリピンで、ムスリムが多い南部ミンダナオ島のマラウィ市にＩＳのメンバーが進入し、現地のテロ組織と結託し、同市を占拠、ＩＳと同様の体制を敷き、一般市民約1,100名が殺害された。ドゥテルテ大統領は国軍を投入したが、戦闘にたけているＩＳの鎮圧には５か月掛かった。ただし、この組織は消滅しておらず、残党がおり、いつテロが再燃するか分からない。また、バングラデシュのダッカで2016（平成28）年７月に起きたテロも、同国政府は認めていないが、ＩＳの影響下で行われたものである。地域には現地人によるテロ細胞ができており、非常に危険で、日本への影響も否定できない。イスラムが悪いということは決してないが、テロリストは各国にいるムスリムを利用してテロのインフラ作りを試みるのが通例である。

アルカイダは、ジェマー・イスラミアのメンバーを使ってインドネシアでテロを行ったほか、フィリピンを重要な資金稼ぎやインフラ形成の場所と捉え、オサマ・ビン・ラディンの義弟を送り込むとともに、現地組織にテロを起こさせるなど、東南アジアに浸透した。アルカイダは過去の組織ではなく、まだ生きており、生き残ったビン・ラディンの息子が欧米への報復を宣言するとともに、ＩＳに手打ちを提案している。消耗したとはいえ、ＩＳがこれに乗った場合、恐ろし

いテロ組織になることが警戒される。アルカイダは、2002（平成14）年のサッカーワールドカップ日韓大会の際に、日本への攻撃を計画したものの、支援者の不足や優秀な治安機関等のために断念した。過去には実際に日本に入国し、機材確保などの行動をしていた関係者もおり、日本にテロリストが入らないということは決して言えない。

東京オリンピック・パラリンピックに対する脅威への対応として、リオ・オリンピックの例を見ると、テロリストが攻撃の声明を出した場合には、日本人のリクルートなど、何かやってくると思われるので、警察、公安調査庁等の治安・情報機関への支援をお願いしたい。

忍足謙朗参考人（元国連世界食糧計画（ＷＦＰ）アジア地域局長）

30年以上にわたりアフリカやアジアにおける国連での緊急人道支援活動の現場で日本の国際協力を見てきたが、どのような戦略・政策の下で国際社会において存在感を出したいのかが分からなかった。ＪＩＣＡによる二国間援助、国際機関を通じたマルチ支援、ＮＧＯを通じた援助、ＰＫＯなどの国際協力の四つのツールが縦割りで個別に考えられている印象を受けた。

ＯＤＡの７割を占める二国間援助については、ＪＩＣＡはそれなりのビジョンを持ち、良い仕事をしている。しかし、欧米の同種の機関が、国連やＮＧＯに対する予算についても専門家を張り付け、資金の使途、活動内容、インパクトなどを厳しい目で見ているのに対し、ＪＩＣＡは飽くまで自らの仕事をする形で現場にいて、そうしたマルチの支援には目を向けない。

マルチ支援では、日本は2016（平成28）年に年間3,600億円もの巨額の資金負担を行っている。拠出先・金額の決定に関しては、就任前の河野外務大臣から各機関の日本人職員数も考慮するような話を聞いたが、そうではなく、国際機関支援の方向性などの政策を示すべきである。例えば、ＪＩＣＡが活動できない危険地域の人道支援をもっと国際機関に任せるといった政策が挙げられる。また、そもそも国際公務員は自国の利益のために活動ができないのであり、国連組織の日本人職員を増やすことが本当に大切なのかというところから再考すべきである。

日本の顔を見せたいのなら、日本のＮＧＯのことをもっと考えるべきである。彼らはきめ細かい、日本人らしい思いやりのある支援を届けているが、小規模で、資金を政府に頼っている。ところが、ＮＧＯ向けの予算は年平均100億円、ＯＤＡ全体の１％ほどしかなく、政府には、更なる支援事業の拡大、人材育成支援をお願いしたい。また、プロである日本のＮＧＯ職員を一般人と同列に危険地域から撤退させてしまうのも問題があり、彼らは、一緒に仕事をしている外国のＮＧＯから、一番必要な現場にいないとのレッテルを貼られてしまう。さらに、ミャンマー政府に配慮して、ロヒンギャという言葉を使うなとの外務省の指示も国際的なレベルで見るとおかしい。

ＰＫＯについては、何を基本方針に協力の決断をしているのかが全く分からない。例えば、自衛隊の場合、民間人の保護ができないといった日本の制約があるのは分かるが、同じ国連指揮下にいながら他国の軍とは違う役目を追求していることが、外部関係者からどう見られているのかを考える必要がある。自衛隊はこれまで道路などインフラ整備を自前で行ってきたが、これは現地雇用を生まないし、もし本格的に整備するのならＪＩＣＡの仕事になる。任務完了という形での撤退も現場の人には理解できない。

日本は四つのツールを個別にプランニングせず、戦略と政策という大きな器を持って各ツールを使い、日本の国際協力の存在感を見せてほしい。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

【２月７日】

（我が国の安全を守るための予算）

○我が国を取り巻く環境が非常に危機的である中で、日本の防衛費は高いものではないと認識している。防衛費を含め我が国の安全を守るための予算について、所見を伺いたい。

●技術発展に伴う新たなタイプの装備の更新のように、海洋国家として海全体を守っていくための海上防衛や沿岸警備などの防衛にある程度費用を掛けなければいけない。また、海上保安庁は人員や装備の点で他国と比べて脆弱と言わざるを得ない状況であり、ダイナミックに海洋警備機関の充実を行っていただきたい。

●ここ数年、世界の軍事費が微増になってきているが、東アジアでは軍事費の増強が非常に顕著になっている状況があり、日本や中国の軍事費の増強が連鎖反応を起こしていく可能性を懸念している。

●サイバーセキュリティに関する予算には防衛省など各省庁の予算のほか、重要インフラに対する民間企業の投資も含まれている。こうした予算はコストではなく投資であるという観点から、幅広く目配りいただきたい。

○南シナ海問題への中国の対応を踏まえれば、海上保安能力を高めていくことに加え、自衛隊も関わる必要があると考えるが、その点について意見を伺いたい。

●海上警備力は防衛力の後ろ盾があって成り立っている。特に中国の海上警備機関の武装は自衛隊に相当するレベルになっており、防衛力と合致した形での海上警備力の充実は不可欠である。

○平成30年度防衛省予算の中にサイバー部隊の体制、人員の強化が盛り込まれているが、防衛分野等におけるサイバーセキュリティに関する日本の脆弱性について、意見を伺いたい。

●サイバー分野では防御も攻撃も混然一体という状況なので、専守防衛は余り意味がない。前回の中期防衛力整備計画の中では、サイバー攻撃者によるサイバー空間の利用を妨げるための研究開発に言及されていたが、更に踏み込んでいく必要がある。政府のネットワークのみならず、民間の重要インフラをどう守るのかについての議論もお願いしたい。

（非軍事分野における日本の国際貢献と戦争の抑止）

○非軍事分野での国際貢献など、戦争の抑止につながるような日本の「武器」があれば伺いたい。

●海洋の世界における日本の最大の「武器」は人材協力であり、アジア一帯における海上警備機関の協力体制が着実に進んできている状況にある。これを更にダイナミックに展開し、大国も同調させていくネットワーク作りが不可欠である。

●国際法を通じた核軍縮・不拡散の枠組み自体が「武器」となる。核兵器禁止条約は北朝鮮の核の危機を解決した後の出口となるものであり、そのための環境整備について今から議論していただきたい。

●発展途上国ではセキュリティ状態の良くない端末やサーバが放置されており、彼らが被害者になるのみならず、それらが乗っ取られ、彼ら自身が加害者となってしまうといった環境を改善する必要がある。この点、他国のキャパシティ・ビルディングができる人材が非常に大きな「武器」となる。

○ジブチでの自衛隊の活動に関する国際的な評価について伺いたい。

●Ｐ３Ｃが収集した情報を近くの警備機関や各国の警備船に伝えることで、より速やかな動きが可能となり、またＰ３Ｃを見せることで海賊船の動きを封じる具体的な動きが取れており、米国、英国、中国などの研究者から高く評価されている。

（沿岸管理体制の充実に向けた具体策）

○島国である日本の国防上、海岸線が重要であると認識しているが、沿岸管理体制の充実に向けた具体策について伺いたい。

●沿岸警備体制において最も重要なものは機動力であるが、北朝鮮漂流船事案のような細かい案件の場合、水産関係者等からの情報と海上保安庁や自衛隊が入手する大局からの情報との連携が重要である。今日、これらの情報の連携はなされていても、統一した意思決定がなされておらず、海の安全を中心に監督で

きる機関が必要である。

（海上安全保障分野における人材育成を通じた国際協力の在り方）

○海上安全保障に係る国際協力ではアジア各国との連携が非常に重要であり、その中で日本が人材育成に取り組んできたことは評価すべきだが、そうした人材育成を通じて各国との連携を強化していくために重要なことは何か伺いたい。

●現在は海上保安大学校で留学生を受け入れているが、人数的にも限られている。そのため、日本一国が受け入れる形ではなく多国間の枠組みの下、国連大学のような形の国際的な警備大学を作って、そこで日本が中心となってアジア各国における海上警備機関、特に最終的に上層部に行く人材を育成していくことが望ましい。

（南シナ海問題をめぐるＡＳＥＡＮ諸国の対応と米国の関与）

○2017（平成29）年11月のＡＳＥＡＮ首脳会議では、南シナ海問題について、フィリピンやベトナムが中国への接近や現状維持の姿勢を示したとの見方、またこの問題に対する米国の関与が低下しているとの見方もあるが、見解を伺いたい。

●ＡＳＥＡＮ諸国は、問題への米国の関与は形だけだと感じ始め、トーンダウンしている。また、ベトナムやフィリピンには、南沙諸島の島々は全て岩であるとする仲裁裁判を準用すると中国以上に自らの排他的経済水域が減り、新たな火種を生むため、問題の先送りを覚悟する一方で、中国による開発が進んでいるというジレンマがある。日本がＡＳＥＡＮに協力する形で、制裁措置を含む行動規範を作成していくことが有効である。

（尖閣諸島の問題に関する日本の対外発信の在り方）

○尖閣諸島の問題で、中国がＣＣＴＶを使って対外的なアピールを強めていることに関して、今この分野で日本がすべきことを伺いたい。

●日本政府が報道機関に対してダイレクトに情報を伝えられるチャンネルを確立

するとともに、ネットを含めてできるだけリアルタイムに現状を報告できるシステムを作っていくことが重要である。また、日本語だけでなく多言語での発信を充実していくことも有効である。

（中国の「一帯一路」に対する日本の対応）

○中国の「一帯一路」については、ＡＩＩＢとの関係もあり、透明性や公正性の課題があるが、海路で主導的役割を果たすため、日本もこれに参画していくべきとの議論や、独自にアジアと欧州を結んでいく立ち回りをすべきではないかとの議論があるが、見解を伺いたい。

●海の世界では、船は共同運航が多く、船員も多国籍でどこの国のものとも言えない。能力のある利用国である日本は積極的に海運の安全、一体化に協力していく必要がある。ＡＩＩＢに今踏み込むのではなく、日本独自のスタンスを確認した上で、米国も含めた既存の国際金融機関・制度の下、「一帯一路」に関与していくことが重要であり、日本が主導してアジアと欧州をつなぐ経済圏を確立していくことが望ましい。

○トランプ大統領はアジア歴訪の際、安倍総理がＴＩＣＡＤⅦで使ったインド太平洋戦略という言葉を米国の戦略のように使ったが、「一帯一路」とインド太平洋戦略との関係及び日本の対応の在り方について、意見を伺いたい。

●中国はインド太平洋戦略という言葉の解釈に戸惑っている。米中で話をすればよいということにならないよう、まずは日本として、中東における安全保障政策も踏まえつつ、インド太平洋戦略へのスタンスを決め、それにどう対処していくのかを前面に出していくべきである。

（北朝鮮漁民における軍の関与及び北朝鮮による漁業権の売買）

○北朝鮮漁民の出漁について、軍の関与が指摘される理由を伺いたい。

●北朝鮮では漁船のほとんどが軍の管理下にあり、船の中には確実に軍人もいる。日本の管轄海域まで来られる船約300隻のうち100隻が漂流している状況で

あるが、燃料代を考慮すれば採算の合う漁ではなく、国家の意思で漁民が派遣されている。中には日本に漂着することを目的とする者もいると考えられる。

○北朝鮮が中国に漁業権を売ることで外貨を獲得しているとの情報の真偽について伺いたい。

●北朝鮮は同国の水産物の輸出額に相当する130億円程度の漁業権を中国企業に対して売却しており、これは韓国のメディア等ではかなり報道されている。

（大和堆における北朝鮮漁船への対処）

○日本海の大和堆に侵入する北朝鮮漁船への対処の在り方について、意見を伺いたい。

●日本の国内法と法的手続に従って、追い返していく戦略を取る必要がある。母船に対する警戒を強めていけば、小さい木造船は姿を消していくことになるので、法執行体制を確立していくことが重要である。

（大量の中国漁船による日本国内港への緊急避難）

○2012（平成24）年に大量の中国漁船が台風の際に五島市旧玉之浦町へ避難したことについては、事前の通報もあり、また具体的な事件等もなかったと聞いている。こうした場合に日中が協力できる関係を維持することは双方にとって良いことと考えるが、意見を伺いたい。

●当該港は日中漁業協定の発効以降、国際避難港には指定されていないが、台風の緊急避難で事前に海上保安庁に通告があれば、受け入れざるを得ない。本件については、安全保障上の被害はなかったものの、ふん尿の垂れ流しによる海域汚染が生じている。理由が明確でない船の侵入について、日中間で協議し、原因究明を行える関係、できれば防衛関係まで含めた深い対話のチャンネルができることが望ましい。

（マラッカ海峡の管理における中国の責任）

○マラッカ海峡における中国関係船の通過量の多さや、中国の今日の経済規模や今なお経済成長を続けていることを踏まえれば、日本だけでなく中国も同海峡の管理により責任を負っていくべきであり、日中は協力すべきではないか。

●中国がシーレーンを守っていく考えを否定するものではないが、海上警備機関の力を前提に、国際法に基づいてシーレーンの運用をしてきた実績を有する日本が中核となり、中国だけでなくその他の国々も含めた国際的な協力をリードしていくべきである。

（環境問題等を通じた国家間協力）

○様々な国家間の問題を環境問題等、外から協力を進めて解決していくような事例、方策等について伺いたい。

●マラッカ海峡で事故が起きた場合、沿岸国、利用国の全てが被害を受けることから、国際的な協力体制の下、シンガポールに油防除の機関が実働隊として置かれ、国連の専門機関を舞台に交渉が進められている。

（マラッカ海峡以外における日本の存在感の発揮に向けた方策）

○マラッカ海峡以外の場所においても、日本が存在感を発揮していくためには、どういった方策が有効であるか、伺いたい。

●北極海航路との関係などから、今後、日本の港の重要性が増す中で、日本の沿岸管理が非常に重要であり、日本の技術が有効に機能すると考えられる。また、チョークポイントと言われるパナマ運河やスエズ運河を中心とした運河の管理についても、日本が積極的に発言・関与していくことが今後重要となってくる。

（北方領土問題解決に向けたアプローチ）

○北方四島における共同経済活動等、2016（平成28）年12月の日ロ首脳会談で合意された内容について、意見を伺いたい。

官報（号外）
平成二十年六月六日　参議院会議録第二十七号（その二）　調査議会事務

●四島一括返還は難しい状況であり、まずは身の丈に合った規模の経済交流から進めていく必要がある。海洋環境問題や水産資源問題での協力は両国民にプラスであり、まずはそこから進めていくことが可能である。特に研究者であれば、お互いに動きやすく、水産、環境若しくは観光といった分野での研究を実現していくのに時間は掛からないと考える。

（メタンハイドレート開発の採算性、有効性）

○メタンハイドレートに関し、経済的な採算性等を含め、海洋資源開発における有効性について伺いたい。

●現状では海外からガスを購入する方が安く、企業がメタンハイドレート開発に投資するところまでは行っていないが、自前のエネルギーを確保する体制作りという観点から、国として、ある程度利用に結び付けるために研究開発を超えた施策が必要である。

（トランプ政権による「核態勢の見直し（ＮＰＲ）」）

○トランプ政権によるＮＰＲについて、日本の外務大臣が支持する旨の発言をしたと聞き及んでいるが、その発言への評価を伺いたい。

●トランプ政権のＮＰＲは、核兵器の役割の拡大とより使いやすい小型核の追求を内容に含んでおり、オバマ前政権が掲げた核なき世界という目標を根本から否定するように読め、日本の外務大臣がそれを高く評価する発言は誤解を招く。また、ＮＰＴにおける核軍縮のコミットメントとの整合性について米側に説明も求めずに手放しで評価するのは理解に苦しむ。

○ＮＰＲそのものの評価・分析について伺いたい。

●核の役割を縮小する、新型核を目指さないということは、ＮＰＴ再検討会議の中で積み重ねられてきた全会一致の合意であり、米国もこれに拘束される。米国政府は、ＮＰＲとこれまでのＮＰＴでの合意の整合性を説明する必要がある。また、ＮＰＴの下での核軍縮を重視してきた日本としては、その点を議論

していく必要がある。

（核兵器禁止条約に対する日本の対応）

○日本政府は核兵器国と非核兵器国との協力に向けた橋渡しをすることが重要であると表明し、そのために取組を行っているが、そのことについて評価を伺いたい。

●橋渡しをする上では、核兵器禁止条約を推進する諸国の主張、核保有国の主張双方を重視して進めていくことが重要であるが、最近の政府の姿勢は核保有国側の立場を代弁するものとなっており、やや残念である。その点を改め、政府の取組を核兵器禁止条約の発展のためにいかすような形に転じれば、実際の橋渡しになれるのではないか。

○日本が今すぐ実施できる核兵器禁止条約上の措置として、核廃棄の検証と被害者援助・環境回復を挙げている理由は何か。また、そうした対応が日本政府の立場と矛盾するのではないかとの意見に対する反論を伺いたい。

●検証措置については、日本はＩＰＮＤＶ（核軍縮検証のための国際パートナーシップ）という国際的枠組みの中で主導的な役割を果たしながら研究を進めている。これは核兵器禁止条約の強化に生きるものであるとともに、さらに、北朝鮮の核放棄の問題を含め、日本の安全保障にとってもプラスとなる。

○日本政府が核兵器禁止条約に賛成しなかったことで、被爆国としての日本の評価は大きく下がったと考えるが、見解を伺いたい。

●日本は昨年も核兵器廃絶を目指した国連決議案を提出したが、そこで核兵器禁止条約に全く言及しなかったことに対して、現場の外交官や関係者等から否定的な反応が寄せられた。日本は米国の同盟国ながらも、核兵器廃絶についてはきちっと物を言う国だという評価を大きく傷つけたのではないか。

（核兵器禁止条約の意義と各国の核軍縮・不拡散政策への影響）

○核兵器の非人道性を国際的な共通認識にすることの重要性についての所見、また、被爆者がこれまでのように直接語っていくことが難しくなっていく中での核兵器禁止条約の意義について伺いたい。

●伝統的な軍備管理協定は軍事バランスの問題として作られてきたが、核兵器禁止条約は核兵器の非人道性をベースに国際人道法の考え方で作られており、核軍縮・核軍備管理をめぐる従来の議論の枠組みを大きく変えた。この法規範を活用し、核の非人道性を警告していくことが日本の果たすべき役割である。

○今後の課題として、各国が核軍縮・不拡散に関する政策を転換していく必要があると考えるが、その可能性について伺いたい。

●ＮＡＴＯ加盟国のうち、ノルウェーとイタリアがＮＡＴＯの義務を果たしたまま核兵器禁止条約への加入が可能か否か、議会の決議を踏まえて調査を始めているほか、非ＮＡＴＯ加盟国のスウェーデンも同様のプロセスを始めている。米国との同盟と核兵器禁止条約をどう両立できるかについて、真剣な議論が欧州でなされており、日本でも同様の議論をしていくことが大きな課題となる。

（南半球等における非核地帯と東アジアにおける核軍縮・不拡散）

○北朝鮮からの核の脅威について、日本が核兵器禁止条約に参加し、核抑止に頼ることなく平和解決を目指すことにより、政治的・論理的に強い立場を持って北朝鮮に核兵器廃絶を迫ることができると考えるが、意見を伺いたい。

●条約に日本、北朝鮮、韓国が同時に加入すれば、事実上非核兵器地帯となり、核の脅威を大幅に削減することとなる。もし日本が単独で条約に加入できないのであれば、北東アジア地域での同時加入を追求することも方法として考えられる。

○南半球を始め世界では非核地帯が広がる一方で、東アジアだけは核抑止が有効なエリアとして位置付けられているが、このギャップについて、意見を伺いたい。

●南半球を中心に広がる非核兵器地帯条約は、理想ということではなく、極めて現実的な安全保障政策として作られてきた。核の脅威があるからこそ、条約を通じた核兵器の禁止体制が北東アジアに必要であり、安全保障上の側面を直視して、軍縮に前向きな検討を行う必要がある。

（アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散の現状と核兵器禁止条約の意義）

○アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散の現状と同地域における核兵器禁止条約の意義について、意見を伺いたい。

●インド、パキスタンを含めると、アジアの核保有国が核兵器を増強させており、日本、朝鮮半島から核兵器禁止条約にコミットしていくことで、アジアにおける核軍拡競争を抑制していく必要がある。北朝鮮の核に対する対応が軍事的な議論に傾斜し過ぎると、逆にアジアでの核軍縮のサイクルを悪化させることになると懸念している。

（核兵器禁止条約の実効性）

○核保有国が核兵器禁止条約に参加せず、その実効性が問題となっているが、今後、核保有国が有する核兵器の廃絶を進めるとともに、非核保有国が核兵器を持つことがないようにする方法があるのか伺いたい。

●核兵器のない世界を目指すには、まず禁止するという部分、違反があった場合に検証して執行するという部分の二段階があり、条約は飽くまで前半部分である。核廃棄の検証措置に関する制度的、技術的な保証が可能となれば、核保有国やその同盟国も安心して条約に入ることができるようになる。日本はそのための技術開発への貢献を通じ、核保有国と非保有国の橋渡しとして役立てる。

（核管理等における日本の役割）

○大量のプルトニウムを保有し、福島を経験した日本が、核管理、核処理、核廃棄といった分野で先頭に立つべきと考えるが、意見を伺いたい。

●福島からの教訓の一つは、安全神話である。核抑止論も一つの神話と言え、

しっかりチェックしていく必要がある。もう一つは核テロの問題がある。福島では冷却装置がストップすれば、甚大な被害が周辺にまき散らされることが示された。核テロの脅威が現実問題となってきた中で、核兵器禁止条約による規範形成と並行して、核管理の規制強化を進めることが重要である。

（日本の核兵器禁止条約への加入の可否）

○日本が今の日米安保条約と米国の核抑止力の下で核兵器禁止条約に加入した場合における、条約と日米安保条約との関係、法的・政治的問題やメリット・デメリット、そして現状のままで加入が可能か否かについて伺いたい。

●日本の核抑止依存の政策は、核兵器禁止条約が禁止する核兵器の使用又は威嚇の援助、奨励、勧誘に恐らく当たるため、現状のままでの加入は困難と考えている。もし日本が加入するとすれば、日米の同盟関係は堅持し、米国による抑止力の提供を続けつつも、核兵器による抑止力は取り除くという大きな政策転換が必要になると考えられる。それは、米国の日本防衛の選択肢を狭める一方で、被爆国である日本の道義的立場を示すものとして評価され、核のリスクも下げられる。

（サイバー攻撃への対応と抑止力の在り方）

○サイバー攻撃が防ぎようのない中で、どのように対応していくべきか伺いたい。

●サイバー攻撃をゼロにすることは不可能であり、被害を前提とした対策、すなわち早期の復旧と代替性の確保を講じる必要がある。

○攻める側が有利な構造となっているインターネット空間において、ミサイル防衛と同様、抑止力を有していく必要があると考えるが、見解を伺いたい。

●サイバー分野における抑止力については、ファイアウォールのようなセキュリティ措置のほかに、懲罰的な抑止力も必要であり、経済制裁、刑事訴追、外交的な措置などに加えて通常兵器あるいはサイバー的な手段による報復も含めて、その在り方を検討していくべきである。

（サイバーセキュリティ分野の人材育成における日本の課題）

○サイバーセキュリティ分野の人材育成における日本の課題について伺いたい。

●サイバーセキュリティ分野では、一般的にエンジニアの人材が足りないと言われているが、サイバーセキュリティに関する法律や貿易政策といった政策サイドの専門家もほとんどいない状況であり、そうした人材育成も検討いただきたい。

（サイバー攻撃に関する国際的なルール作りの意義）

○サイバー攻撃への抑止として、攻撃の発信源を突き止めることができれば、その後は発信源となっている国の政府が責任を持つといったルールや認識が国際的に共有されていくことが望ましいと考えるが、見解を伺いたい。

●懲罰的な抑止はサイバー攻撃の発信源を特定していることが前提条件となるが、2012（平成24）年頃から技術的な証拠保全、戦略的な意図、地政学上の背景の分析によって発信源が特定可能との見方が強まっている。その上で、疑われた国は捜査に協力し、疑わしきサーバを公開するといった規範を作っていくことが国家間の国際協力になり、国家以外のサイバー攻撃主体の特定にもつながる。

（サイバー攻撃に対する企業の取組の促進）

○情報セキュリティ管理最高責任者を置く等の取組が企業で進んでいない状況だが、これを政策的にどう誘導していくべきか、伺いたい。

●個人情報が漏えいした場合、営業秘密の漏えいを公開すれば企業の株価が下がるなど、サイバー攻撃を受けたことがリスクとなるだけでなく、その事実を公開すること自体も更なるリスクとなる。この現状を変えるためには、被害情報を積極的に公開できる仕組みを作ることが重要である。

（データローカライゼーションへの対応）

○ビッグデータの取扱いが大きなテーマとなっている中で、中国などではデータそのものの存在を自国の中に置くような取組が始められているが、各国はどのような対応をしていくのか。

●データローカライゼーションの要求に対する民間企業の対応は、断るケースと応じるケースに分かれるが、サイバー空間の自由な情報の流通という観点からは、一定程度のところで断るべき問題と考えている。

（サイバー攻撃の特定に向けた日本の取組）

○セキュリティソフトには外国製が多いが、サイバーセキュリティという意味で、日本では国の関与が弱すぎるのではないか。

●日本国内のアンチウイルスソフト会社自体が成熟しておらず、サイバー攻撃を特定する能力の観点で、日本は非常に弱い立場にあると言わざるを得ない。しかし、国主導でセキュリティ会社を作るのではなく、同盟国のセキュリティ会社と協力しながら、サイバー攻撃を特定し、それを政策にいかしていくことが現実的である。

【４月18日】

（宇宙空間のガバナンスの在り方）

○宇宙条約により宇宙空間への兵器の配置が禁止されている一方、宇宙資源の開発活動については議論が分かれているが、今後、同条約等関連条約の先にはどういった枠組みが考えられるか。

●国家による天体の領有は宇宙条約で禁止されているが、商業的な利用についてはルールがなく、米国などは国内法で支援をしている。将来、いろいろな活動が行われ、事例が積み重なっていけば議論の枠組みができてくるであろう。

○宇宙条約は宇宙空間の利用ルールとしては大まかであり、時代の変化や利害関係の複雑化を踏まえ、実効性あるものにしていく必要がある。そうした中で日本が宇宙政策で堅持すべき原則、また、宇宙のガバナンスルールを改善する上での国際宇宙探査フォーラムの可能性について伺いたい。

●多くの国や民間企業が参入している今日では、宇宙開発に関する合意形成が非常に難しく、大まかな原則だけを決め、実践の積み重ねでルールができていく状況になっている。日本が堅持すべきは、宇宙空間での対立、宇宙デブリの発生、宇宙での活動を妨害する活動を認めないといった原則である。同フォーラムは月や火星の探査のための国際協力の枠組みなので、地球の周りで今使っているところに関するルール作りは難しいのが現状である。

○自国企業の宇宙開発を後押しすると思われたトランプ政権が、国際宇宙探査フォーラムで宇宙条約の遵守や宇宙環境の保護といった規制的な側面を含む合意に加わった意図はどこにあるのか。

●トランプ政権の宇宙政策の枠組みが米国の従来の宇宙政策プラス月探査である一方で、中国が野心的な月探査を狙っていることから、何らかのルールを作って、中国による開発を野放しにしないという意識はあると思う。

○宇宙空間の利用及びガバナンスに関し、アジア太平洋において日本主導と中国主導のイニシアティブ、日米同盟の側面などの調整をどのようにしていけば良いか。

●日米欧は広く民間利用、商業利用までカバーした宇宙空間の利用ルール作りを目指しているが、中ロは安全保障問題に特化したルールを目指しており、このずれが収まらない。また、両者の間の猜疑心も難しい問題である。日米間では、日本の防衛省と米国の国防総省との間にようやく安全確保のための宇宙状況監視などで協力のための調整メカニズムができた段階である。

○宇宙空間のガバナンスや利用などの調整について、欧州はどのような状況にあるのか。

●アジア太平洋の枠組みでは、中国、ロシアが加わるので、グローバルでの対立

官　報（号　外）

がより煮詰まった状態だが、欧州ではＥＵを中心にかなりグローバルなルール作りを進めているほか、アフリカ諸国とのコミュニケーションメカニズムもある。様々な事例が積み上がり、危機感や切迫感が高まることが状況打開への突破口になると思われることから、米国は今、積極的に事例作りの活動をしていると考えられる。

（宇宙空間における平和の維持）

○新たなバトルフィールドと言われる宇宙では、抑止の基本である攻撃者の特定が容易ではないが、平和維持や何らかの抑止の展開は可能なのか。また、交渉が難航している宇宙空間での軍拡禁止はどうすれば可能になるか。

●衛星破壊の原因がデブリか攻撃かといったアトリビューションを確立しなければ抑止を可能にすることは難しく、ＳＳＡや地上発射ミサイルを探知する早期警戒衛星など、情報収集のインフラを整えていく必要がある。今まで約30年動かなかった宇宙空間の軍拡禁止については、軍縮会議において宇宙も含めた一括協議の形で議論が進む予感はあるものの、日米グループと中ログループとの対立は非常に根深く、なかなか突破口は見いだせていない。

（アジアを中心とした宇宙開発協力）

○日米同盟を基軸にした宇宙政策という提案があったが、今だからこそ、日本が中心となり、アジアと共に宇宙開発を進めていくという新しい視点が必要ではないか。

●アジアを中心に協力を行うべきである。静止軌道上の衛星はアジアの広い範囲をカバーし、気象衛星による写真など、日本が提供できるものがかなりある。宇宙機関間の協力を超えた、農業分野、さらには測位衛星「みちびき」を使った協力なども可能であるが、制度化された取組は少ない。中国が自国版ＧＰＳの「北斗」で行っているような押売的なやり方をしない日本にとっては、具体的な制度化が課題になる。

（宇宙開発における日本の立ち位置）

○宇宙開発をめぐり、米国では商業ベンチャーが台頭し、一方、中国では国を挙げて月の有人探査を目指しているような状況がある中で、日本はどのような立ち位置で宇宙開発を見据えていくべきか。

●米国のベンチャーは大富豪たちの個人の思いが推進力となっており、中国は国威のため米国と全て同じことをやろうとしている。両国と同じ規模のことができない日本としては、例えば、石油備蓄タンクの衛星写真を使った石油価格や需要の予測、宇宙デブリの除去といったニッチな分野で知恵と技術を使った新たなビジネスを作る取組などを進めていくべきである。

（利用主導の宇宙開発）

○日本の宇宙開発は技術中心の発想から脱却しきれず、宇宙利用が遅れているということだが、利用主導の宇宙開発の在り方について、具体的に伺いたい。

●技術開発が悪いということではなく、それ自体が目的化することが最も問題であり、技術開発と利用をつなげていくことを大事にし、利用するために技術開発するという順番で考えることが、将来のあるべき姿である。

○利用主導の宇宙開発が重要であるというが、具体的にはどういった利用目的が考えられるのか。

●日本では、既に気象、通信、測位などや、様々な無人機への活用も進んでいる。測位衛星「みちびき」は精度が高く、自動車の無人運転にも活用し得る。また、利用を目指した新しい技術開発が進んでいるものとしては、携帯電話、ＣＳ放送、インターネットなど様々な用途に使える大容量の通信衛星などがある。利用としては、基本的に宇宙から信号を飛ばして地球上で何かを行うことであり、様々な展開がある。

（ＪＡＸＡ法改正の影響）

○2012（平成24）年にＪＡＸＡ法が改められ、目的から「平和の目的に限り」と

いう文言が削除されるとともに、主務大臣が必要な措置を求めることができることとなったが、必要な措置の実施例やＪＡＸＡの変化について伺いたい。

●法改正後、ＪＡＸＡと防衛省との関係はそれなりに進んでいる。元々ＪＡＸＡしか能力がなかった宇宙の監視のほか、防衛省が進めるミサイル発射を探知する二波長赤外センサー開発の宇宙に関する部分でも協力が進んでいる。

（日本の有人宇宙事業の在り方）

○日本が有人宇宙事業について、全面的に止めることも含めて検討すべき時に来ていると考えている理由は何か。

●国際宇宙ステーションに累計で１兆円近く使うなど、有人宇宙飛行は非常にお金が掛かるが、日本の場合、リターンの検証が極めて曖昧である。政治的なプライドも含め、そのリターンを本当に日本が必要としているのか、また、更にお金の掛かる月探査を厳しい財政の中で進めるべきなのか、もう一度検討すべきである。

（日本の宇宙開発研究の現状）

○研究開発予算が縮小していく中で、日本における宇宙開発の現場の状況について、人材育成の課題も含めどう見ているか。また、宇宙の根源の探求に関係した素粒子物理のような基礎研究において日本への期待が大きいのではないか。

●今日の宇宙開発では、技術を開発し、使うところまでパッケージにしないと研究費が付かない状況に加え、国家予算以外の資金がベンチャーへの投資などを通じて入ることもあり、より利用主導型になっている。一方、基礎研究にはそうした資金は入りにくいので、国が支えていく必要がある。人材育成では、文系と理系との融合を積極的に進めていく必要がある。

（テロ防止のための構造的対応）

○テロの防止には、大国等が世界展開を行った際の地域の協力者への末永い適切な対応、小型武器の取締り、軍縮、さらにはベーシック・ヒューマン・ニーズ

を満たすための国民皆保険など、構造的な対応が必要ではないか。

●米国が支援したイスラム義勇兵であったオサマ・ビン・ラディンが米国と仲が悪くなったのは、米軍のサウジアラビアへの駐留がきっかけであった。関係が一時は良くても別の要素が出ればひっくり返るのが歴史の常である。テロリストがあおるのは憎悪なので、これを無くす取組が必要である。薬品や物資の提供、貧困対策などがあるが、ヒズボラやハマスのような社会福祉的なテロリストもおり、いろいろな要素を研究すべきである。

（アジアからの労働力導入に対するテロ対策上の懸念）

○日本では今後労働力不足が見込まれるが、アジアの国々から航空産業、空港職員として労働力を導入することについては、テロ対策上、懸念があるのではないか。

●一昨年のロシア航空機への爆弾テロは、エジプトの空港で機内持込みをチェックする職員がテロリストのスパイであったために起こった。また、ソマリアでも同種の航空テロが起こっている。労働力の補充は重要だが、クリアランスをしっかり行う必要があり、様々な手段を考え、アプローチした方が良い。その際には、バイオメトリックも含め外国の情報機関との協力も必要である。

（ＡＳＥＡＮ諸国に対する日本のテロ対策支援）

○日本と関係の深いＡＳＥＡＮ諸国にＩＳが入り込んでいることを踏まえ、テロ対策支援を行っている日本としては、今後、どのように対応していくべきか。

●日本と東南アジアは互いに不可欠な存在であり、日本は責任ある立場にある。外務省が行っている様々な技術協力に加え、バリ島の事件の際、日本の警察が現地において鑑識で協力したように、人員面での協力も大いにすべきである。

○日本と結び付きが強い東南アジアにＩＳが浸透を図る一方、日本でもイスラム教徒の定住が始まっているが、日本の強みをいかしたテロ予防策としてどういったものが考えられるか。

●日本にいる10万人ほどのイスラムの人々は幸せに暮らしている。日本国民は彼らと仲良く接し、学校給食や入管でハラル食を提供する努力もしている。今後も彼らの心情をおもんばかり、彼らの幸せを願っていくべきである。2000（平成12）年頃にコーラン廃棄事件が起こった際に、日本政府が謝罪したのは素晴らしかった。コーランやハディースなどイスラムの勉強をし、共存を考えていくとよい。

（先進国でテロが起こる背景）

○今は紛争国だけでなく、先進国でもテロが起こる状況になってきているが、こうした状況はいつ頃から、何を契機・背景として生じてきたか。

●テロには様々な類型があるが、必ず憎悪が絡んでいるので、一番大切になるのは、憎悪をどう癒やすかという国の姿勢や取組である。先進国におけるテロは移民によるものが多い。移民は多くの国で迫害されており、テロリストは、そうした恨みを抱く若者を仲間に引き込み、テロを起こしている。

（特にテロを警戒すべき都市）

○軍事攻撃への報復のほか、貧困など社会的な要因なども踏まえ、テロを特別に警戒しなければならない都市は世界にどれくらいあるのか。

●テロリストは、今、鉄道駅、バス、野球場など、警備がしっかりできないソフトターゲットを狙うように指令を出している。成功しやすい、警察に探知されない形のテロが主流になっており、人通りが多い所でレンタカーを使い、ひき殺すなど、手口は様々である。敵意を持つ対象である警察署や軍基地への攻撃も常套手段である。

（2020年東京オリンピックに向けたテロ対策）

○様々な国の人々が2020年の東京オリンピックに集まることになるが、テロ対策の観点から何か変化が予想できるか。

●1998（平成10）年のタンザニアでの米国大使館爆破事件では、４年前からテロリストが現地に潜り込み、機会をうかがっていたほか、9.11テロでもテロリストが１年半前に米国に入国していたという事実も踏まえ、テロリストの入国やその試みをキャッチするため、外国政府と協力し、可能性をゼロに近づける努力が必要である。

○米国などに比べ、日本ではテロに対する感覚が必ずしも醸成されていないと思われる中で、東京オリンピックに向けて、テロ発生を未然に防ぐためのポイントは何か。

●写真で人物を特定できる顔認証システムを使えば日本や東京といった都市への侵入者を瞬時に識別できる。また、行動認証パターンにより識別するシステムも2020年のオリンピックまでには進歩すると思われる。こうしたＩＴ技術の進歩がテロ対策にかなり貢献するのではないか。

（平和的手段によるテロ対策）

○テロを力で押さえ付けようとしても成功せず、泥沼化する現状を踏まえ、より平和的な手段によるテロ対策を模索すべきであるとすれば、まずやるべきことは何か。

●憎悪を和らげる取組が必要であり、人の心情を理解し、優しく手を差し伸べる愛情が基本となる。武力によるテロとの闘いには、テロの減少、ＩＳの縮小、アルカイダの封じ込めなど、功を奏している面もあるが、一般人への被害などで新たな憎悪も生んでおり、もう少し愛を基本に考えるべきである。

（シリア情勢とテロ対策）

○ＩＳの本拠地があったシリアをめぐる情勢とＩＳやテロ、大国の動向、さらには国連や日本の役割について伺いたい。

●中東でのテロにはいろいろな国の国益や実情が絡んでいるが、日本は中立的な外交を行い、暴力にも参加していない。今後はさらに、難民の受入れも含め、彼らの苦しみを救い、生活できるようになったら帰国させるような政策の検討

官　報（号　外）

が必要である。そして、国同士の権益の対立は一般人の暮らしや命を無視することが多く、それが憎悪につながるため、日本は間に入ってやめるように声を上げるべきである。

（ＷＦＰの配送能力の活用）

○非常に重要な緊急人道支援を担っているＷＦＰの高いディストリビューション能力は、今後、医薬品を届けるなどの目的にも活用することは可能か。

●ＷＦＰは食糧が専門だが、他の組織と一緒に薬品を届けたりロジスティック面を任されたりすることもある。食糧だけはまず確保し、その上で職業訓練など他の支援をやってもらうというのがＷＦＰの考え方である。

（日本の国際協力と防衛力）

○安倍総理の圧力路線、防衛費拡大の結果、日本は北朝鮮問題での対話の流れから置き去りにされたことを踏まえ、むしろ、国際協力を行っているＮＧＯに対する予算等を増やすことは、日本を守るバリアができるという意味で、防衛力の強化につながるという発想について、どう考えるか。

●ＮＧＯは中立性、公平性といった人道原則を大切にして活動しているので、日本の防衛につなげるのはかなり難しい。ＷＦＰは北朝鮮でも仕事をしており、そこで関係を作っていくことは大切だが、今それを日本に期待するのは難し過ぎるのではないか。

○和をもって貴しとする文化を持つ日本の国際貢献に流れる、陰で支えていくという美徳が世界に認められ、憲法９条の下、日本は守られていると認識しており、そうした国際貢献にしっかり予算を付けていくことが大切である。

（援助のモニタリングの在り方）

○日本の国際協力の在り方を踏まえ、国連の人道開発支援のコストパフォーマンスなどを見極め、拠出金について客観的にアドバイスできる専門家グループが必要とのことだが、具体的にはどういったものになるのか。

●ＪＩＣＡのような専門組織を、米国やＥＵにもあるようなもっと全体的に見る組織に変えていくこと、あるいは、議員や大学の先生なども入り、もっと大きなポリシーレベルで考えるグループ、シンクタンクのようなものを作ることも可能ではないか。

○国際機関への拠出について、日本では「顔の見えない」援助、官僚主義で非効率といった批判も聞かれる中で、日本の存在感を見せるためには、資金の使途、活動、インパクトなどのモニタリングをどのように改善すべきか。

●例えば、ＷＦＰの場合、全ての援助物資には国旗を付けて各家庭や学校に配っており、国際機関を通すと日本の顔が見えないということでは必ずしもない。モニタリングについては、米国のように、ＪＩＣＡが国連からＮＧＯ、ＰＫＯまでモニターする方法があるほか、コンサルタントの評価に基づき拠出金の出し方を決めている英国や豪州のような方法も良い。

（日本の国際開発援助改善に向けた優先課題）

○日本の国際開発援助が抱える問題を解決していく上で、日本はまず何をやるべきか。

●きめ細かい思いやりのある援助を見せていた日本の草の根ＮＧＯを、邦人保護を理由に、イエメン、イラク、南スーダンなどから撤退させるようなことはせず、一番効果が上がるようにバイ、マルチ、ＮＧＯ、ＰＫＯの四つのツールを使い分けることが重要である。国際機関に対しても、日本人職員の採用といった話が中心ではなく、例えば、紛争後の復興の強化といった政策レベルでの要求を行っていくべきである。

○国際援助に関する司令塔を作るべきとの趣旨か。

●組織でなくても、シンクタンクのように国際援助について別に考えてくれるグループがあると援助全体を見ることができる。

（日本のＰＫＯ参加の在り方）

○1994（平成６）年のルワンダ大虐殺を契機に、ＰＫＯは武力紛争の当事者になり得る状況となったが、そうした本質的な議論を欠いた状況で日本がＰＫＯを派遣していることが、南スーダンの撤退問題にもつながった。日本は今後、どのようにＰＫＯに参加していくべきか。

●現在、ＰＫＯに軍隊を出している先進国はほとんどない。文民警察で参加する形もある中で、参加するのなら、本来のＰＫＯマンデートを実行するために出すべきである。日本の事情で他の部隊と関係なくインフラ整備だけをやるために自衛隊を送り込むのは、現場になぜ日本だけ違うのかという印象を与えるので、むしろ出さない方がいい。

○自衛隊が道路などのインフラ整備を行っていることを他国のＮＧＯはどのように見ているのか。

●南スーダンでの道路修復それ自体は現地で有り難いと思われているものの、日本は他の国連ＰＫＯとは違う形でいるため、戦闘のような形で国内避難民がＰＫＯの陣地に入ってきた際は受け入れないなど、独自行動となることについて周りの関係者が理解しているのか、どう見ているのかをやはり気にしなければいけない。

（欧米先進国によるＮＧＯ支援）

○欧州などの先進国における民間ＮＧＯと国との関係、支援規模などには何か特徴があるか。

●開発支援を含まない、人道支援に限ったデータでのＮＧＯへの支出額を比較すると、米国は日本の約10倍、英国が約３倍、ドイツが約２倍となっており、欧米先進国に比べ、日本のＮＧＯに対するサポートは低いと言える。

（日本における民間からのＮＧＯに対する資金拠出）

○ＮＧＯに対する民間からの資金拠出における日本と欧州との違いについては、どう認識しているか。

●日本においては、外務省から出る助成金に全く頼らないＮＧＯはあるが、大きく頼っているＮＧＯもある。米国や英国でも、かなりの割合のＮＧＯは政府からのサポートに頼っている。

（日本の評価を改善するために必要なＮＧＯ支援の在り方）

○ＯＤＡの金額や送り出している人材の割に国際社会における日本の評価が高くない現状を改善するには、日本のＮＧＯへの支援を少なくともどの程度の規模にする必要があるのか。

●ＮＧＯを信頼していないかのような細かな審査が助成を行う際に行われるのも問題だが、事業に対する助成だけを増やしても、人材面のサポートがなければ本当のプロレベルには育たない。例えば、ＯＤＡの５％の支援規模を狙うにしても、日本の顔を現場で見せたいのであれば、安全管理へのサポートも欠かせない。

○日本において今後ＮＧＯの活動の質の問題などが問われてくる中で、ＮＧＯにアドバイスやサポートを行う機関はあるのか。

●評価については、ジャパン・プラットフォームが人道支援の現場で見て、行っている。このほか、ＪＩＣＡや、費用を掛ければコンサルタントに評価してもらうこともできる。日本のＮＧＯは既にいい仕事はしているが、規模を成長させていくことが重要である。

（国際協力における中立性、公平性と国益）

○国際協力では中立性、公平性が最も大切であることは理解するが、自国の利益をしっかり追求している国も多いのではないか。

●中立性、公平性は人道支援に関する原則であり、必ずしも開発支援の原則ではない。開発支援については、日本の興味や地域との関係などを考慮しても全く構わない。ただ、カンボジアの現政権が独裁的で、世界的に批判されているにもかかわらず、歴史的な友好関係を理由に、黙っているのは適当でない。

（２）環境問題・気候変動等への対応（平成30年２月14日）

気候変動問題は今日、重大な非軍事的脅威として、国際社会が直面する最も重要な課題の一つとなっている。主要な温室効果ガスであるCO_2排出量の上位５か国中４か国がアジア太平洋地域に存在し、また多くの風水害が集中している同地域では今後、被害の更なる深刻化が懸念されるなど、同地域における気候変動対策の強化は特に重要な課題となっている。そうした中、排出削減などに関する高い技術のほか、防災に関する高い技術と経験・知見も有する我が国が地域各国の期待に応え、効果的な支援を展開し、いかに貢献していくかが問われている。

また、国土を海で囲まれ、海洋国家として発展の道を歩んできた我が国にとって、海洋環境の保全は他国に増して重要な課題となっている。沿岸地域での経済活動の活発化などを背景の一つとして、近年、増大する漂着海洋ごみ問題が深刻さを増す中で、地方自治体やＮＧＯが中心となり対処しているが、その取組には限界もあり、ごみが国境を越えて漂着する特殊性などを踏まえ、国内外で進める対策への国の一層の関与が求められている。

さらに、こうした非軍事的な脅威への対処に関する協力は、相互の信頼醸成や、地域における更なる他の分野での協力の枠組み作りにもつながることが期待される。

そこで、調査会では、参考人から、気候変動問題の現状と「卒炭素」への道、プラスチックごみによる海洋汚染問題の現状・対応・課題、防災分野における国際協力の在り方について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、地球温暖化対策における日本の役割、脱化石燃料化と産油国、地球温暖化の真偽をめぐる世論等、気候変動問題に対する教育・啓発の在り方、新興国の気候変動対策と日本の対応の在り方、気候変動問題に関する科学的知見の蓄積、地球温暖化による途上国及び弱者の被害、CO_2排出量削減に向けたエネルギー政策、シェールガスとCO_2排出量の関係、沖縄におけるエネルギーの在り方、脱炭素化における森林資源の有用性、日本国内におけるプラスチックごみ対策の在り方、マイクロプラスチックの化学的性質、海洋ごみ対策の

地域差、減プラスチック社会実現に向けた世界の取組、マイクロプラスチック問題の現状と解決に関する科学的知見、漂着ごみ対策の適切な予算規模、海洋ごみ対策に向けた国際的協力基金の在り方、地球温暖化と風水害との関係、防災分野における日本の役割、防災分野の人材育成に関する日本の国際協力、防災分野における組織的取組の在り方、アジアにおける自然災害の増加要因、東京一極集中と大規模災害、国境を越える諸問題に対する国の関与の在り方、被災地復興時の防災対策、政府資金とＮＧＯ等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

江守正多参考人（国立研究開発法人国立環境研究所地球環境研究センター気候変動リスク評価研究室長）

世界の平均気温は長期的に上昇傾向にある。温暖化については、良い面と悪い面両方の影響があるほか、対策には経済コストなどの副作用もあるなど、様々な側面を持つ複雑な問題であると言える。そして、気候変動の問題全体を深刻なものとする国際認識の広がりの背景の一部には、貧しい途上国や弱い立場の人たち、将来世代など、原因に最も責任のない人々に最も深刻な被害が及ぶ国際的な人権問題であるとの捉え方がある。

パリ協定では、長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて２度より十分低く保つとともに、1.5度に抑えるよう努力するとされているが、現時点で既に１度上昇しており、これは非常に厳しい目標である。今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡の達成が必要であり、吸収量は余り増やせないため、排出量を今世紀中にほぼゼロにしなければならない。

ここ数年、経済成長の中でも世界全体のCO_2の排出量は増えておらず、これには再生可能エネルギー導入の進展も寄与している。しかし一方、パリ協定の下で各国が自主的に定めている現在の排出削減目標が全て達成されても、３度前後の気温上昇が生ずると認識されており、５年ごとに各国の目標強化の見直しを行

い、このギャップを埋めることが重要なアジェンダになっている。

世界では気候変動対策は生活の質を高めると考える人が多いが、日本では生活を悪くすると考える人が多い。脱炭素化は嫌々努力して達成できるものではなく、人々の見方、考え方、常識が変わるような社会の大転換が起きる必要がある。そのためには新奇性、多様性、経験からの学習が必要とされ、日本が得意としてきた過去の延長で対策を進めるやり方では難しいと思われる。

京都議定書では、経済的負担である排出削減の他国への押し付けが政策目標になったが、パリ協定では、技術の変化で排出削減は可能との新しい認識の下、再生可能エネルギー、バッテリー等自国の技術の普及を利用した経済的機会の獲得の競争へとパラダイムが変化している。

日本における地球温暖化の議論では、技術が重要との見方のグループと社会的な変化が重要との見方のグループとに分かれ、鋭く対立してきたが、パリ協定以降の動きを見ると、両者は必ずしも対立しないという見方ができるようになった。理念を唱えるだけでは変わらなかったライフスタイルがイノベーションで変化し、それによってビジネスモデルや産業構造も変わるという融合が見られるようになってきている。

パリ協定は人類が化石燃料文明を今世紀中に卒業しようという決意であり、化石燃料を使い切るより早く、より安価で便利で豊富に存在する安定したエネルギーシステムを人類が手に入れたときに、化石燃料時代が終わるのではないか。

金子博参考人（一般社団法人ＪＥＡＮ代表理事、特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事）

マイクロプラスチックを含め、プラスチックごみについては、発生原因や経路が複雑多岐にわたるとともに、移動性、拡散性があるほか、微細化、破片化によって回収不可能になる等の特徴があり、含有、吸着する有害化学物質が食物連鎖に取り込まれ生態系に及ぼす影響が世界的に懸念されている。

2007（平成19）年の海洋基本法に基づく計画作成の際、ＮＧＯやＮＰＯはプラスチックごみによる海洋汚染問題への対応について基本原則と方策を提示し、

2009（平成21）年に超党派の議員立法で制定された海岸漂着物処理推進法にその一部が盛り込まれた。同法は漂着ごみの回収処理とごみの発生抑制を目的とし、前者については国の予算措置もあり、かなり多くの海岸で一定の成果が上がりつつあるが、後者については地域ごとに差が生じているなど課題がある。また、同法の基本理念の中には国際協力の推進も入っている。

移動性、拡散性のため、漂着ごみについては、どこの国・地域から流れてきたものかを明確にしても対策には直結せず、各々に回収処理と発生の抑制対策が求められ、他国、他地域の現状や対策手法などを学び合う国際協力が非常に重要となる。ＪＥＡＮは様々な国際協力の枠組みに向けて努力を重ねており、2016（平成28）年に開催した海ごみサミットでは関係者が集まって協議し、国際的な基金の設置の提案やプラスチックごみの削減に向けた鳥羽アピールを採択した。

一方、協力、連携を進める上での課題もある。現行法の下では、ごみ対策は民間との協力も含め都道府県経由で進められ、国には、調査研究の予算はあるが、広報や、教育等に全国規模で取り組む団体への財政支援を行うスキームがない。このため、全国的に対策が進展していくのかが懸念される。

また、海外のＮＧＯへの支援については、様々な配慮から特に中国のＮＧＯの取組への支援に制約があるほか、ＯＤＡの対象国・地域も限定されている。国のファンドである地球環境基金には、活動に携わる直接の団体職員等の人件費が計上できないという制度上の難点がある。

こうした状況を踏まえ、中長期的な方策としては、ごみの管理は徹底できないとの前提に立ち、モラルに訴えるばかりではなく、法制度的に廃棄物管理が徹底できるような仕掛けを作る必要がある。プラスチック製品の大量生産・消費・廃棄社会から減プラスチック社会への転換を促し、プラスチックごみによる海洋汚染防止に係る政策パッケージを実行すべきである。

短期的な方策としては、まず、政策パッケージの議論や取りまとめを行うことがあり、その際には地球温暖化対策等、海ごみ対策以外の問題と連動させることが大事である。そして、国は基本方針だけではなく、行動計画ないし基本計画まで策定するよう現行法を改正すべきである。また、デポジット制度の導入等関連

法制の整備も進んでおらず、民間団体の役割の重要性を踏まえ、アジア太平洋地域における国際的協力基金を創設すべきである。さらに、運動の後継者を含めた人材等の確保や育成、アジア太平洋地域におけるプラスチックごみの管理フォーラムの開催の検討もお願いしたい。最後に、是非現場を見ていただきたい。

濱田政則参考人（アジア防災センターセンター長、早稲田大学名誉教授）

1980年代半ばから地震や津波そのものの発生回数とは比べものにならないペースで各地において急激に地震・津波災害や風水害が増えている。これは自然現象の受け手である我々の社会が災害に脆弱になってきていることを示唆している。また、今世紀に入り、1,000人以上の犠牲者を出した風水害は年に１回以上の割合で発生している。巨大台風、ハリケーン、サイクロン等の増加の原因の一つとして地球規模での気候変動に伴う海水温の上昇が指摘されている。

1,000人以上の犠牲者を出した自然災害については、過去30年において、発生件数、犠牲者数ともアジアに集中している。2015（平成27）年に仙台で開催された国連防災世界会議において採択された、世界の自然災害リスクを軽減するための行動枠組の主要な対象は、正にアジアであった。

自然災害の分野における我が国の各機関の国際協力には、①国連などによる国際防災プログラムへの参加、②多国間及び二国間などの防災分野の共同研究、③災害予防の段階での協力、④発災直後の緊急対応、⑤復旧復興の支援の五つの項目があり、様々な機関がこの国際協力に参加している。しかし、機関や組織の間の情報交換、協力、連携は極めて不十分であり、お互いに何をやっているのか分からない状態が続いてきた。

こうした状況に加え、アジア諸国から防災先進国である我が国への支援要請が極めて高いこと、防災分野の国際協力は防災だけではなく社会、経済、環境など多分野での協力が重要であることを背景に、日本学術会議は「自然災害軽減のための国際協力のあり方検討委員会」を設置した。同委員会は１年間議論し、「我が国の防災分野の国際協力の在り方について」という提言をまとめた。その骨子は、防災分野の国際協力の連携を図るために自然災害軽減国際戦略協議会を国全

体で作り、その下に①災害予防協力と被災地支援のための情報等の共有化、②人材育成、③国際プログラムへの対応に向けた情報の共有化、の三つの統合プラットフォームを設置するものであったが、具体的な組織作りに入ろうとしたやさきに東日本大震災が発生し、中断したまま現在に至っている。同協議会設置に向けた努力への支援をお願いしたい。

アジア防災センターは、1998（平成10）年、神戸市に設置され、アジアの災害を軽減するために30か国がメンバーとなって運営されており、五つの活動分野のうち、防災・減災のための人材育成に一番力を入れている。メンバー国政府の防災関連職員を研修生として受け入れており、研修生は数か月間の研修後、自国に戻り、ほとんどが政府機関の防災分野で活躍している。また、毎年アジア防災会議を運営し、活動の在り方を定期的に議論している。

ＮＰＯ法人の防災分野の協力の例としては国境なき技師団があり、土木学会、日本建築学会等工学系の学協会が中心となって、インドネシア等において被災地の復旧と復興のための支援、自然災害軽減化のための技術普及と防災教育などを行っている。

また、学生のグループによる国際的な防災教育活動の事例もある。スマトラ沖の地震、津波の後に設立された早稲田大学と京都大学の学生組織は、自前の資金により毎年インドネシア、フィリピンに出向き小中学校の児童を対象に防災教育活動を行っている。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（地球温暖化対策における日本の役割）

○地球温暖化対策については、イノベーションに火が付けば、倫理観の共有がなくても進んでいくことには希望が持てるが、世界が一丸となって取り組んでいくために、日本が果たす役割は何か。

●日本は国内外で石炭火力発電所建設を計画し、批判を受けるなど、脱石炭を目指す国際的な流れに乗れていない部分がある。一方、日本の技術で引っ張っていきたい部分もあり、例えば自動車がＥＶに向かう中、トヨタがモビリティーサービスの提供を目指す動きなどは、世界の企業と協力・競争をしていく流れであり、今後日本の国際的な貢献が期待される。

（脱化石燃料化と産油国）

○脱化石燃料が進んだ場合、企業については移行に対する補助を行って社会全体で後押しできるが、石油に依存して発展している国は今どのような思いでこの新しいイノベーションを見詰めているのか。また、対応の仕方はあるか。

●サウジアラビアのように、脱石油依存のために相手企業に投資をするなどの形で転換を図る国もあるが、全ての産油国が脱化石燃料の時代にうまくトランジションできるかというのは国際的な非常に重大な政治課題である。

（地球温暖化の真偽をめぐる世論等）

○温暖化は生じておらず、むしろ氷河期に入っているとの議論があり、温暖化対策に向けた世論が揺さぶられたようなイメージがあるが、どう考えるか。

●地球温暖化は間違っているといった議論は以前からあるが、ＩＰＣＣは、人間活動が20世紀後半以降の気温上昇の主な原因であること、またこのまま温室効果ガスの排出が続けば、世界平均気温が上がり続けることについては科学的な知見として十分に結論付けられるとしており、国際交渉も科学的な認識としてはそれをベースにしている。

○地球温暖化懐疑論については科学の分野で既に決着が付いているのか。

●気候科学者の立場としては、ＩＰＣＣの報告書にまとめられている論文を基にした結論が非常に信頼性の高いものだと思っている。自然現象なので100％理解したということはあり得ないが、現在分かっている知識で、20世紀後半以降の世界平均気温上昇の主な原因が人間活動であり、これからも放っておけば人

間活動によって気温が上昇することに疑いはないと考えている。

○米国における気候変動への懐疑論には産業界の反対、新自由主義などの発想に基づく反対、キリスト教原理主義の発想に基づく反対という三つの理由があると言われるが、日本における懐疑論の背景及び現状を伺いたい。

●2007（平成19）から2008（平成20）年頃、気候を専門としない学者などによる米国での懐疑論を無批判に引用したような本が世論に影響を与えていたが、その後、地球温暖化問題への関心自体が下火になり、懐疑論も余り聞こえなくなった。ところが東日本大震災以降、地球温暖化問題は原発推進の口実であるとして、原発御用学者と温暖化の科学の御用学者を同一視するような、あるいは国家権力を一般的に敵視するような流れの中で、懐疑論に傾倒した人が現れてきたように思われる。

（気候変動問題に対する教育・啓発の在り方）

○日本人の気候変動対策に対する意識が世界平均と比べて余りにもネガティブ過ぎることに驚いた。その原因及び意識改革の在り方について伺いたい。

●日本では我慢だ、辛抱だという意識が強い。世界でポジティブな意見が多いのは、新しい社会に移行するんだという気持ちのほか、特に台風等の被害を実際に受けている途上国の場合には、気候変動が収まることが生活の質の上で非常に重要であるとの認識があると思われる。日本では、この問題に関してポジティブなメッセージをもっと出していかねばならない。

○京都議定書からパリ協定に変わることによってパラダイムシフトが起き、また必ずしも地球温暖化対策が対立の図式ではないことを踏まえた上で、気候変動対策に対する日本人の意識改革に向けて、学校教育や啓蒙活動における具体的な提案等を伺いたい。

●今日の身の回りでできることを考えさせる取組だけでは、現状のシステムを肯定してしまいかねない。今のエネルギーの在り方や社会の大きな構造の問題に

も目が向くようにし、大きくなったらできることは何かについても考えさせれば、子供は将来こんな職業に就いてこんなふうに問題に取り組みたいということを発想してくれるのではないか。

○ドイツでは、既に15、16年前から小学校で、物事は地球規模で考え、行動はローカルにという教育をしていたが、当時の日本ではそうした環境が全く整っていなかった。地球温暖化に対する教育も相当遅れ、今の日本人の意識にもつながっている。こうした問題に対する提言などがあれば伺いたい。

●京都議定書以前から環境省が地球温暖化の啓発をしてはいたが、ローカルな行動の面だけが独り歩きし、グローバルに考える面は余り浸透しなかった。今後は起こり得るエネルギー革命について一人一人がどう考えるかが非常に重要であり、環境省だけでなく、経産省も含め政府が一体となり、エネルギーの選択を今後の温暖化の教育に入れていけば、グローバルに考えるという部分もおのずと含まれてくる。

（新興国の気候変動対策と日本の対応の在り方）

○中国が脱原発、再生可能エネルギーに急速にシフトし、このままでは日本が飲み込まれるのではないかとの報道もあったが、こうした現状についてどう考えるか。また、中国がそのようにシフトできた大きな原因は何か。

●大気汚染の問題と産業政策が原因であろう。例えばＥＶの販売促進政策には、地球環境への貢献と同時に、日本に追い付けないハイブリッドをやめて、ゲームのルールを変えることで国内産業を伸ばす目的があり、再生可能エネルギーについても同様と思われる。また、米国のパリ協定離脱によるリーダーシップの空白の中で、中国が国際的な存在感を示そうとしているとも言われる。

○中国やインドは途上国側の代表として先進国に資金を求めつつ、気候変動への対応による社会の大きな変化をにらみ、自国有利のイノベーションを始めるのではないか。日本はどの立場で技術と対立の構造を改革すべきなのか。そしてイノベーションをビジネスにつなげることに積極的になってよいのか。

●インドは引き続き先進国の資金や技術による発展を望んでいるが、中国は既に資金を供給する立場になりつつあるほか、脱炭素革命の流れの中で、自国産業を有利にするよう動き、日本もそうしたビジネスでの競争が避けられない。中国がＥＶや再生可能エネルギーという国際的にも評判が良いものを売っている一方で、日本が国際的に非難されながら高効率石炭火力発電技術を売っていることは適当なのかが気になるところである。

（気候変動問題に関する科学的知見の蓄積）

○パリ協定における気温上昇の「２度目標」は科学的な知見によって全部説明できるとのことであるが、こうした知見はどのような形で蓄積されているのか。また、その中で日本が果たすべき役割はあるか。

●国連の下の世界気象機関と国連環境計画の枠組みである気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）において、各国政府が報告書の在り方について議論をした上で、世界中の専門家が集まって、５から７年に一度、報告書を出している。日本政府も非常に大きな役割を果たしており、執筆者も日本から数多く出てきているほか、日本の研究者が書いた論文が多数引用されており、これら一つ一つがベースになって国際的な温暖化の知見ができている。

（地球温暖化による途上国及び弱者の被害）

○アフリカで貧困層が住む傾向が強い沿岸部の農村が水没する可能性があるなど、地球温暖化に責任を持たない者が影響を受けていることや、食料や水の供給の流れが変わり、これらをめぐって紛争に発展しているとの当事者の話が印象に残っている。途上国におけるそうした具体的な事例を紹介いただきたい。

●シリアの内戦の引き金ないし拡大要因の一つとして、記録的な干ばつによる深刻な食料不足が指摘されている。それが地球温暖化に起因するとは言わないが、地球温暖化が進み、干ばつが増えることは予測されている。日本で議論していると、つい日本の気候、農業、災害ばかり考えてしまいがちだが、国際的

にもっと深刻な問題が起きれば、日本も他人事ではないことも含めて議論することが大事である。

（CO_2排出量削減に向けたエネルギー政策）

○再生可能エネルギーが原子力発電の代替となるにはまだ時間が掛かることを踏まえれば、当座は石炭火力をベースロード電源とするとともに、世界の石炭火力発電所を日本の高効率のものに置き換え、これに二国間クレジットを併せて実施するのが妥当ではないか。

●一般論として、石炭火力発電所を建てれば、そこに30から40年間は再生可能エネルギーが入っていかなくなるので、それが高効率であるにせよ、排出ゼロに向かう道には逆行することになる。また個人的な考えだが、ベースロード電源は原発か石炭かの二択ではなく、再生可能エネルギーの大量導入に政府はまだ本腰を入れていない。発電量の変動はあっても、ＩＴの活用や需要の調整で対策は可能と考えている。

（シェールガスとCO_2排出量の関係）

○シェールガスの大量消費が必ずしも化石燃料の消費増に結び付いていなかったような説明であったが、これについて詳しく伺いたい。

●同じエネルギーを作るのに、石炭は天然ガスのおよそ２倍のCO_2を出す。米国では、イノベーションによってシェールガスが安く豊富に国内で取れるようになったので、石炭火力発電をシェールガスに置き換えれば、現時点では有効なCO_2対策になる。しかし、パリ協定の目標を目指す上では、今世紀中にそれを再生可能エネルギーに置き換えることが必要になってくる。

（沖縄におけるエネルギーの在り方）

○沖縄には原子力発電がなく、石油から石炭へ、そして今後に向けて天然ガスへと移行しているが、天然ガス発電は当面の間は容認されるのか。

●石炭に比べれば容認されると思うが、長期的には再生可能エネルギーに向かっていくべきである。例えばハワイ州は、タンカーで運ばれてくる石油等に頼っていたが、今は風力、太陽光、地熱等のフル利用による再生可能エネルギー100％を目指している。沖縄も自然に非常に恵まれ、そうした考え方をすれば可能性はあると思うので、是非検討してほしい。

○沖縄では海流発電、潮流発電も研究されているが、風力や太陽光発電、地熱発電に加えて水素燃料は有望と言えるか。

●水素自体は一次エネルギーではなく、電気のように何らかのエネルギー源から変換されて作られるものである。水素を使った燃料電池車の議論については、水素ステーションの整備を考えたときに必ずしも良い結論にならないと思うが、一方で、水素をエネルギーの貯蔵や運ぶ際の媒体として使う道筋は大いに研究されるべきである。

（脱炭素化における森林資源の有用性）

○空の上から日本列島を見ると、ほとんどが森である。この森の資源を使うことは脱石炭燃料にもなり、CO_2の収支はバランスが取れているので大変有望ではないか。

●森林資源をバイオマス燃料に使うのは、理論的にはカーボンニュートラルだが、実際には輸送時の燃料や、木をエネルギーにする活動に付随して発生するCO_2を含めて考える必要がある。しかし、森林を有効に使うことは非常に重要である。なお、林業の担い手が高齢化や過疎化によって減っているので、そこをどう手当てしていくか併せて考える必要がある。

（日本国内におけるプラスチックごみ対策の在り方）

○減プラスチック社会を実現するために、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）も含めて一人一人ができること、政府レベルでやるべきことは何か。

●個人のレベルでは、プラスチックによる海洋汚染問題の現状を正確に知ることが大事であるため、メディアも活用し周知を図ることが重要であり、都道府県

や地域レベルではなく、正に国レベルで行うべきである。その際に、国外からの漂着物だけではなく、国外に出ていくごみについても、日本社会の問題としてしっかり伝えることが一番のポイントになる。

（マイクロプラスチックの化学的性質）

○マイクロプラスチックに有害物質が付着するメカニズム等を詳しく伺いたい。

●加工等のために添加される有害な化学物質とは別に、海域に溶け込んでいる過去に人間の排出したＰＣＢ等の有害物質が表面に吸着し、濃縮される。これを摂取したプランクトンを食べた小魚が消化器官から体内に取り込むのかどうかは今の研究課題である。有害物質が鳥などの体内に移動したという研究成果も出てきているが、すぐに影響を与えるほどの濃度ではない。しかしこの問題を放っておくと、食物連鎖の中で、我々の健康被害、あるいは生態系全体の保護において大きな問題になると指摘されている。

（海洋ごみ対策の地域差）

○海洋漂着物等の発生の抑制が地域ごとに温度差を生じているとのことだが、具体的にどのような地域差が発生しているのか。

●発生抑制対策については、主な海岸管理者である都道府県が中心となって進めるという法律の枠組みの中で、国が回収活動を直接行うスキームにはなっていない。例えば県の職員が理解をして対策をするか否かで結構な地域差が生じるので、一律にボトムアップしていく必要がある。

（減プラスチック社会実現に向けた世界の取組）

○ＥＵが2030年までにプラスチック包装を段階的にゼロにしていくとの報道があった。こうした動きが広がってきた要因について、国際海岸クリーンアップなどの海洋ごみ対策に取り組んできた立場から、どう受け止めているか。

●ＮＧＯ、ＮＰＯによる社会的な運動という側面もあったと思うが、温暖化対策とも絡み、石油資源の再活用化へとかじが切られているという大きな流れも背景にある。特に海ごみの主たるものはプラスチック製品なので、そこに結び付けた政策ということで展開され始めたと考えられる。

（マイクロプラスチック問題の現状と解決に関する科学的知見）

○2016（平成28）年のダボス会議で示された、2050年にはマイクロプラスチックが海の魚の総量を超えるとの試算は本当か。

●マイクロプラスチックそのものの量については様々な推計値が出ているが、海に出るプラスチックごみは世界全体で年間約1,000万トンとする論文がよく引用されており、当該報告を行った財団は、マイクロプラスチック化についての実際の調査をこの論文の数字に併せる形で試算したと理解している。

○沿岸国と内陸国では国際協力も難しいと思われる中で、マイクロプラスチックを分解する微生物の研究はどの程度進んでいるのか。

●内陸国においても廃棄物問題として支援していくことはあり得るが、やはり海のごみ問題は海を有している国々が直接関わる話である。ＯＤＡ等を利用して、海を有し、廃棄物処理の仕組みが整っていない国において、日本の家庭ごみの収集システムなどを立ち上げることが大事である。そのために、廃棄物全体の議論をする場が今後必要である。また、海中に、微生物が陸上と同じようにプラスチックを分解できる環境があり得るのかという点には疑問があり、国連も、生分解性プラスチックを普及させても、海洋ごみには余り効果がないと評価している。

（漂着ごみ対策の適切な予算規模）

○全国の漂着ごみを全部除去する仕組みを作るとすれば、必要な年間予算はどのくらいか。

●現在、回収処理自体の費用として国は年間30億円近く確保しているが、ごみの多いところに集中的に取り組むにはもう少し予算措置が必要であろう。しかし、様々な関係者が現場を共有し、議論をして有効な政策を地域で立てていく

といったソフトの面には予算は余り掛からないはずである。

（海洋ごみ対策に向けた国際的協力基金の在り方）

○参考人は海洋ごみに関するアジア太平洋地域における国際的な協力として、漂着した海岸におけるごみの回収、運搬、処理を行う費用を負担し合う基金の創設を提言しているが、拠出者や国の関与の仕方など、この基金のイメージについて伺いたい。

●沿岸国が拠出するのはもちろんだが、製品として販売したものが漂着物になっている以上、製品に課金をして産業界からもお金を集め、一部を対策に充てるというスキームにしなければ、将来世代に負荷を与えてしまうので、税制の問題も絡めて検討するのが理想的である。重油の流出事故に関する基金、制度を参考にするのも良いのではないか。

○中国のような海洋ごみを多く排出している国が基金にお金を出すようにして、基金に多額の拠出をするよりごみの削減にお金を使おうと考えを改めてもらうという啓発も必要と思うが、このような制度は実現可能か。

●原則論としては確かだが、一方でプラスチック製品の輸出入の関係をどう捉えるかを考えなければいけない。輸入が多い日本が果たすべき責任をどう捉えるか。例えば、百円ショップの製品にはアジアも含めた生産地がある。我々は安く買っているが、廃棄物処理のコストを払っていないのであれば価格に乗せる議論も併せてしていかなければならない。

（地球温暖化と風水害との関係）

○地球温暖化を防止できず、今世紀末までに約２度気温が上昇した場合、海水温及び大規模な風水害のリスクはどの程度高まるのか。

●最悪の場合海水温は5.6度上がるとの数字も出ている。こうした変化は確かに自然現象によるハザードの増大を招いているが、それを受ける我々の側、社会環境の変化が更に問題である。災害経験の伝承も不足している。今後、自然災害の規模や頻度が増大することは間違いない。予想を超える自然現象への対応や、設計時の想定を超えた外力が生じたときに大災害につながらないような措置をしておくことが重要である。

（防災分野における日本の役割）

○大規模災害の犠牲者の約４分の３が集中するアジア諸国から日本に対する防災面での期待が大きい中、人材育成以外に日本政府としてできること、やるべきことは何か。

●アジア地域に災害が集中し、死傷者が多くなる原因は、耐震性の極めて低い建物、家屋の崩壊である。しかし、補強は経済的に難しく、いつまでも放置されるという状態が続いているので、防災分野の支援だけではなく、経済、社会等多分野にまたがるようなシームレスな支援をしていく必要があろう。

（防災分野の人材育成に関する日本の国際協力）

○アジア防災センターにおける防災・減災のための人材育成として、各国の政府職員に対する研修が紹介されているが、日本で行われている防災・減災に関する人材育成の枠組み及び実際の取組について伺いたい。

●アジア防災センターにおける研修では、同センターの研究員から防災・減災に対する基礎的な知識を伝達した後、中央防災会議等の政府機関で政策等を、自治体で対策等を学んでもらう。研修生の多くは帰国後防災関連のトップとして防災政策を引っ張っている。防災機材等の提供などの短期的なものはなかなか効果が長続きしないが、人材育成はこの点非常に有効である。

（防災分野における組織的取組の在り方）

○防災分野での日本の国際協力は、組織的な取組が今まで余りできていなかったのではないか。もし専門家が少ないとすれば、それはなぜか。日本学術会議の提言もあり連携は進んできたと思うが、残された課題は何か。予算の面も含め伺いたい。

●専門家が少ないわけではないが、それぞれの専門分野に埋没している。防災には広い分野にわたる協力が不可欠だが、学会を横断する取組が十分でない。現在、日本学術会議ではおよそ30の学会が防災の問題に共同で取り組む動きがあり、分野間の協力も出てくると期待している。

○日本の災害対策は市町村が中心で、自治体が直接被災すると初動が困難を極めることから、国、都道府県、市町村がどう連携するかが非常に重要である。内閣府は飽くまで行政の一組織であり、ガバナンス強化の観点では米国のＦＥＭＡのような専門的な組織があるべきと考えるが、世界的な支援をしながら日本を振り返って見ていかがか。

●確かに内閣府は防災分野のコーディネーションはできてもガバナンスまではできていないが、最近は防災分野の国家的な研究プロジェクトを主導しており、こうした積み重ねを通じ、リーダーシップが出てくると期待している。初動体制の遅れについては、将来は衛星写真やドローンなどの新たな技術を活用していく一方、現状でも各社が手分けをして航空写真を撮影するなどの取組が進み、災害直後の情報収集の円滑化など対応を改善する体制ができつつある。

○首都直下地震、南海トラフ地震などの大きな危機に備え、対策計画が作られる中、それを危機の中で動かす組織や人材を作っていけるのかという点に危機感を持つが、適切な推進体制の在り方について伺いたい。

●連携の在り方には限界を感じている。例えば臨海部の安全性問題への取組では、産業施設を管轄する経済産業省と、航路を管轄する国土交通省の連携が全くなっていない。老朽化対策を強化しようとしても、施設内の情報を出すのは企業のデメリットになるため、経済産業省から国土交通省や自治体にほとんど情報が出ない状況である。

○最近、内閣府は、市町村に対し災害発生時の受援体制に関する計画の構築を求めているが、災害の中で市町村がそれをコントロール、マネジメントできるのか懸念される。各市町村を都道府県、国全体で支えていく体制について更なる研究が必要である。

（アジアにおける自然災害の増加要因）

○1986（昭和61）年以降アジアで洪水、津波が極端に増えている理由を伺いたい。

●風水害に関しては、自然環境の変化のみならず社会環境の変化も原因である。少子高齢化や都市圏の過密化、人が住んではいけない所へ住んでしまうといった問題が増えており、我々受け手の方が脆弱になってきている。こうした社会環境の変化は風水害のみならず地震や津波による災害も増やしている。

（東京一極集中と大規模災害）

○阪神・淡路大震災以降に首都機能移転法が作られたものの、東京一極集中が進んでいる。都市化により東京は極めて脆弱になっていると思うが、いわゆる東京一極集中についてどう考えているか。

●ふだんの生活でも交通渋滞、通勤など様々な問題があり、大雪程度のちょっとした気象の変化でも大騒ぎになるので、首都直下地震のような災害が起こったときに想像を絶することになるだろう。

（国境を越える諸問題に対する国の関与の在り方）

○地球温暖化は世界中で、あるいは国家的規模で取り組まれているのに対し、プラスチック問題は議員立法、防災分野は日本学術会議の主導であり、国の関与が随分不足していると感じるが、国は今後どうあるべきか。

●海洋ごみについては、所管省庁がようやく環境省に落ち着いた後、当初は地球環境局で担当していたが、窓口として海洋環境室が生まれた。政府職員の数を減らす動きの中でも、その問題に関するプロパーを育て人材確保をしてほしい。国際会議が相当数開かれ、その対応だけでも手一杯であり、まずは体制作りが必要である。

●自然災害軽減国際戦略を作るための会合を内閣府主体で作るべきである。補佐機関はアジア防災センターを含めて幾つも考えられる。お互いに情報を共有化することが連携の第一歩であり、是非実現してほしい。

（被災地復興時の防災対策）

○沖縄は台風の常襲地域だが、死者や建物の損壊が出ず、農産物の被害も減りつつある。自然災害が起こった国で町を再生するときには、壊れないような町に生まれ変わっているのか、それとも同じようなものを作っているのか。

●結論から言うと同じようなものを作っている。国連の行動枠組の中にビルド・バック・ベターというものはあるが、財政的な基盤がないととてもできない。沖縄で台風による死者が出ていないのは、長年の経験が家の造り方等にいかされているからではないか。残念ながら、災害が起こった国では一般的にビルド・バック・ベターができる状況にはないと思われる。

○防災対策は様々な知恵を出して取り組んでいくべきであり、また日本が持っている技術を是非全世界に提供して、防災基準そのものをそれぞれの国で確立できるように努力していただきたい。

（政府資金とＮＧＯ）

○政府の資金による支援が難しい国や分野については、関係するＮＧＯにお金を出して連携するのが有効と考える。ＮＧＯが政府等の資金を利用しつつ、自らの考えを損なわないように活動していくためのアイデアはあるか。

●まずは、相当数あるＮＧＯの活動内容に関する情報を共有化・把握するための情報プラットフォームを構築し、その上でどこに投資すべきかという議論をしていくことになる。

●ＮＧＯには活動しやすいという利点はある一方で、お金は掛かるという前提が日本社会では理解されておらず、行政側も含め長年の課題になっている。

●気候問題に携わる研究者の場合、分野間の連携は活発に行われている印象である。気候問題の影響は非常に広い分野にわたるので、日本国内の温暖化の影響に限っても、農業、健康、防災、気象学的な基本研究など、様々な分野の研究者が一堂に会して議論することが起きている。しかし、省庁間の対話はまだ比較的少なく、研究者が連携し、省庁間の壁を横断していくような動きができれば良いと考えている。

２．信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題

（１）日ＡＳＥＡＮ、日ロ関係等（平成30年２月21日）

戦後の我が国の平和国家としての歩みは、東南アジア諸国との戦後賠償問題及びそれに続く開発協力から始まったと見ることができ、今日では東南アジア10か国から成るＡＳＥＡＮとの間でアジア地域の平和と安定、発展と繁栄のために友好かつ密接な関係を構築している。一方、ソ連を継承したロシアは我が国の重要な隣国であるが、両国間には今なお平和条約が締結されず、関係改善も十分な進展が見られない。東南アジア諸国やロシアと我が国の関係が歩んできた対照的な歴史は、アジア太平洋地域の永続的平和や繁栄にとって、信頼醸成の持つ意味を考える上で示唆を与えるものと考えられる。

東南アジア諸国は、我が国のこれまでの開発協力のほか、域内に構築された日本企業を始めとするサプライチェーンが経済統合を事実上深化させたことなどにより、地域全体として順調な発展を続けている。一方、中進国の罠への懸念が強まる中、自由や人権、民主主義の後退が見られる国もあり、我が国の外交の在り方も問われている。

また、ロシアとの間では、安倍総理はプーチン大統領と会談を重ね、信頼関係の強化を図っているものの、米ロ関係を始めとする国際情勢の悪化や日米安保条約に対するロシア側の懸念などもあり、北方領土問題の解決と平和条約の締結に向けた日ロ交渉の歩みは遅く、アジア太平洋地域全体を視野に入れた新たな取組も期待される。

さらに、人口増加と経済発展の著しいインドがその政治力のほか、近年は経済面でも注目される存在となっている中で、アジア太平洋地域で同国がどういった役割を果たし得るのかも今後の同地域の平和と繁栄を考える上で重要である。歴史的に同国と良好な関係を有する我が国としては、政府が進める「自由で開かれたインド太平洋戦略」における意味合いも含め、同国との間で意思疎通を図りながら協力関係を高めていくことが求められている。

そこで、調査会では、参考人から、次期プーチン政権の誕生と日ロ関係の展望、インド外交・安全保障の現状と課題及び印中関係、信頼醸成と永続的平和の実現に向けた日本とＡＳＥＡＮの在り方について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、教育の機会の充実等による対外的予測可能性の向上、福田ドクトリンとＡＳＥＡＮ外交５原則の差異、カンボジアのメディアに対する支援、ＯＤＡにおける政府とＮＧＯの協議の場の改善、カンボジアへの支援の在り方、カンボジア情勢の現状と今後の展望、カンボジアにおける野党及びメディア弾圧の現状、東南アジアにおけるグローバル化・国家主権・民主主義の鼎立、日ロ間の信頼醸成、北極海航路に伴う北方領土問題解決への影響、北方領土問題解決に向けた日米同盟の在り方、北方領土等におけるロシアの軍備増強、北方領土における共同経済活動の在り方、北方領土問題解決の条件、北方領土問題をめぐるプーチン大統領の発言の真意、ロシアによる北極海航路開発等への日本の関与、ロシアとの北朝鮮に対する認識の共有、日ロ関係の在り方、インドの発展、「自由で開かれたインド太平洋戦略」と「一帯一路」との関係、日印関係の在り方、日印原子力協定・対印インフラ輸出等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

兵頭慎治参考人（防衛省防衛研究所地域研究部長）

日本から見るとロシアは捉えどころがない国である。欧州からアジアにまたがる最大の陸地面積を持ちつつ、自らはそのどちらでもないユーラシア国家をアイデンティティとして主張し、また、ＧＤＰでは韓国程度でありながら、核戦力も含む膨大な軍事力を有し、時としてそれを使うアンビバレントなところがある。そして、日本の安全保障上のロシアの位置付けも、敵ではないが、完全に価値を共有する味方でもないという曖昧な状況が続いている。

2018（平成30）年３月18日のロシア大統領選挙にはプーチン大統領に対する信

任投票の側面があり、同大統領が得票率７割という厳しい目標設定をするのは、今回の選挙結果が次の６年間の任期の政権基盤の強度に直結するためである。憲法の規定や年齢から見て、プーチン政権は次の任期で事実上最後であり、後半の３年間は緩やかなレームダック化が強まるとの見方が多く、ロシアとの平和条約締結交渉は2021年頃を目指して進めていく必要がある。

多極世界が到来したという世界観の中で、いかにロシアが存在感を示し、一つの極として台頭していくのかがプーチン大統領の外交課題、戦略課題となっており、米国から中国へのパワーシフトが展開する中で、ロシアとしては今後もアジア重視、東方シフトを強めていくことになる。ただ、現在は米ロ関係が極めて悪化し、中ロ関係における有利な展開も難しく、対外強硬路線も次の材料が見当たらない状況であり、行き過ぎた反米親中路線の修正が次の６年間の本音の課題である。

北極海やオホーツク海は、ロシアにとって自国の影響圏として外国の軍事的影響力を排除したい地域であり、北方領土や極東におけるロシアの軍事的動きの背景には、北極海航路の関心が強まる中で、北極海への進出を最も進めている中国を念頭に置いたものが一定程度あると思われる。

北方領土問題に関しては、日本にはこれまで経済協力・資源協力と結び付ける発想があったが、ロシアにとっては軍事・安全保障の問題であり、領土を引き渡した場合の安全保障上の懸念をストレートに日本にぶつけてきている。今後は、ロシア側の懸念をどう払拭するのかも含めて、安全保障の面から更に議論をしていく必要がある。

ロシアと向き合う上での日本側の視点については、「国家安全保障戦略」からも分かるように、日ロ関係だけを見るのではなく、東アジア全体を俯瞰しながら考えていく発想へと移ってきているが、これは望ましいことである。一方、ロシア側も、アジア太平洋全体の安全保障の中で、日本と距離を縮めておいた方が良いとの発想を持ち始めているようにみられる。

このように、今後プーチン政権においては、行き過ぎた反米親中路線の修正やアジア重視を進めるべき実利的・戦略的理由などを背景に、日本重視が強まるとみられる。欧州側からロシアを見れば、クリミア編入といったことになるが、東アジアから見る日本としては、ロシアとの対話を通じ東アジアの安全保障問題で両者の認識をより近づける努力を行っていくべきである。アジア太平洋全体の安定化のためには、日本とより協力した方がロシアにも戦略的メリットがあるとの問い掛けを行うことにより、平和条約締結あるいは領土問題交渉の前進につなげていくことができるのではないか。

福永正明参考人（岐阜女子大学南アジア研究センター客員教授）

2018（平成30）年１月18日にインドがアグニ５という核弾頭搭載可能なＩＣＢＭである長距離ミサイルの実験に成功したことは、同国にとって中国との全面戦争や核戦争の抑止を非常に大きく強化するものである。核拡散防止条約あるいは包括的核実験禁止条約などに加盟していないインドによるミサイル実験を余りメディアが報じないという特別扱いの背景には、対中牽制策として同国を重要視する国際社会の後押しがある。一方、全土がミサイルの射程範囲となる中国の懸念と反発は非常に強く、今後、印パ対立に中国が加わってくることは、インド、そして南アジア全体を考えていく上での重要な問題である。

「一帯一路」や「真珠の首飾り」の問題は、端的に言えば、インドを包囲する形での中国海軍のプレゼンス強化で、長い国境線を持つ中国とインドは緊張関係にあると認識されている。2017（平成29）年６月から２か月半の間、ブータンを巻き込んだ高地でのインド軍と中国軍の対峙が非常な緊張状態となるなど厳しい軍事対立があるほか、高齢となっているダライ・ラマ法王の問題も今後重要になってくる。一方、そうした中でも、両国の経済関係は非常に緊密で、インドは上海協力機構のフルメンバーでかつＡＩＩＢの理事メンバーでもあり、インドにとり中国は369.9億ドルの貿易赤字を抱えるものの最大の貿易相手国である。

インドは世界の大国を目指して、核武装、ミサイル、宇宙開発、親米路線を進めてきたが、今日のインドの外交は一言で言えば状況対応型であり、国際秩序を新しく形成する能力は見られない。どの周辺国とも良好な関係を作ってこられなかったことが、インドを南アジアに封じ込めようとする中国に付け入る隙を与え

ており、周辺諸国が中国になびく中で、立て直しが重要な問題となっている。今後のインド外交について識者の意見は分かれるが、インドは「自由で開かれたインド太平洋戦略」の問題とつながってくるインド洋と太平洋を結ぶような構想の下での米国及び日本との協力関係を求めている。日印間の安全保障協力も進んでおり、取り分け海上自衛隊とインド海軍の協力関係は緊密と言ってよい。

日印関係は、お互いを余り分からないが相手国は自分に親しみを感じてくれている良い国だと思っているという善意の相互誤解の上にあると言える。インドを日本の真の友好連携国にしていくには、まず、インドがサンフランシスコ平和条約に加入せず単独講和として日本と平和条約を結んだ歴史的事実に立脚し、その上で、インドを単に対中牽制策の面で捉えるのではなく、もっと広い意味で世界のために協力できる関係を作った方が良い。そのためには、インドを中心にした南アジア全体の発展や民生向上、域内貿易の拡大、「一帯一路」との連携などの取組、そして何よりも、便宜的な友好関係という今日の関係から、将来を見通した次なる関係へ発展させる必要がある。様々なレベルでの対話や、地球規模での様々な問題を共に解決していく取組を通じ、称賛のみではなく、苦言も呈することができる成熟した関係へ進んでいくことを目指せればよいのではないか。

熊岡路矢参考人（日本映画大学特任教授）

ＡＳＥＡＮは、親米、反ベトナム、反ソ連の色彩が強い５か国から成る比較的小さな地域共同体として発足したが、現在では、10か国から成る、人口、経済力、政治力、文化力等から見ても、大きな地域共同体として認知されている。ＡＳＥＡＮは日本の重要なパートナーであり、①日本は軍事大国にならない、②ＡＳＥＡＮと心と心の触れ合う関係を構築する、③日本とＡＳＥＡＮは対等なパートナーである、とする1977（昭和52）年の福田ドクトリンは、現在まで生きる大切な考え方である。

福田ドクトリンの前後はＡＳＥＡＮ地域では大きな戦争が終わり難民が出てきた時期であったが、その後もカンボジアの内戦を中心とした混乱が続くことになってしまった。他方、このカンボジア内戦、インドシナ紛争は、戦後初めて日本がイニシアティブを発揮し、国連や大国と協力しつつ、ＡＳＥＡＮ全域の在り方に直結する和平に導くことに成功した事例である。また、ＡＳＥＡＮが、敵対していたインドシナ３か国、さらにはミャンマーも参加する中で劇的な変化を成し遂げるに当たり、民間ＮＧＯの支援、復興支援などを通じ役に立ったという、日本にとって大事な時期でもある。そして、1991（平成３）年10月にカンボジア包括和平協定がパリで締結され、1993（平成５）年のＵＮＴＡＣ管理下での総選挙を経て、自由、民主主義、人権に配慮した憲法を有するカンボジア王国が再生した。

日本のＮＧＯの一員として、30年以上にわたり相手国の一般の人々と共に働けたことは、個人としても大変貴重な体験であった。今後も日本の青年が海外で国際交流や協力で働けるようにすることや海外の青年を受け入れていくことは、大きな力になっていくのではないか。福田ドクトリンが②として掲げるように、日本の青年やＮＧＯなどによる現地の人々との心と心の触れ合いは数量化はできないが、国と国との関係の中で非常に重要なものである。

当面、ＡＳＥＡＮ域内で複数国を巻き込むような大きな戦争が起こる可能性は低く、拡大するロヒンギャ問題などへの積極的な対応、解決や、防災や災害救援の更なる共同化などを通じて、日本とＡＳＥＡＮは結び付きを強め、つながっていける。また、今後の日本のＡＳＥＡＮ外交においては、両者共に豊かな自然エネルギーの活用に関する協力構想の構築、公害問題に対応した経験の伝授等の協力も進めてもらいたい。

対ＡＳＥＡＮ外交５原則の一番目にうたわれ、開発協力大綱でも宣言されている日本の外交・協力における第一の中心課題は、自由や民主主義、基本的人権など普遍的価値の定着と拡大である。ＡＳＥＡＮ各国の政治体制には幅と違いがあり、中には日本が掲げる原則や価値観から遠ざかっている国もある。加えて、距離の取り方は国により様々ではあるが、中国が投資、援助、貿易、労働者の四つを一体的に活用して影響を与えている。

カンボジアでは、最近国会内唯一の野党が解散に追い込まれ、2018（平成30）年７月に実施予定の総選挙は実質的に内容が見込めない流れにある。こうした状

況について、日本政府は、批判をすれば同国政府の中国への傾斜が強まるため、内政干渉はしないなどとしている。同国政府のトップが、パリ和平協定の精神・条項は死んだ、ＥＵ、米国、日本などが援助を止めても中国の援助があるから構わないなどと公言する状況への対処の在り方について、各位の意見を伺いたい。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（教育の機会の充実等による対外的予測可能性の向上）

○教育の機会等を充実させることにより、市民の社会における個人の予測可能性を高めることが、ひいては当該国の対外的な予測可能性を高めるのではないか。

●予測可能性の意味で、教育やメディアは非常に大切であり、その点でＡＳＥＡＮ全体としては良い方向に進展し、カンボジアでも、一般市民が民主主義等の概念をしっかり受け止め始めていた。しかし、同国を含め一党支配に近い国では市民が発言することを怖がる状況になっており、これが続くと予測可能性の源泉が枯渇していくのではないかと思われる。

（福田ドクトリンとＡＳＥＡＮ外交５原則の差異）

○福田ドクトリンとＡＳＥＡＮ外交５原則との間において、ＯＤＡを含め、ＡＳＥＡＮ諸国に対する日本の外交姿勢に違いが見られるのか。

●自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値の定着及び拡大が外交戦略でもあり援助方針でもある点では両者に余り変わりがない。法の支配の後で「自由で開かれた海洋は公共財であり」と書かれている部分は、中国を意識した新しい戦略と思われるが、ＡＳＥＡＮ外交５原則が出てから何年も経っていないこともあり、詳しくは承知していない。

（カンボジアのメディアに対する支援）

○総選挙を控える中、カンボジア国内の状況を客観的に分析し、それらをカンボジア国民が知り、また国際社会にもありのままに伝えるようメディアが機能するために国際社会はどのように取り組むべきか。また、日本政府が果たすべき役割をどう考えるか。

●カンボジアのメディアは萎縮しているが、ＵＮＴＡＣ総選挙からの25年間を振り返る特集を考えている日本や日本以外のメディアは随分ある。日本政府は、例えば総選挙に野党が改めて出られる可能性があるまでは支援を止めることも含め、カンボジア政府と話し合ってほしい。また、同国で市民社会が発展できる余地が残るよう働き掛けてほしい。

（ＯＤＡにおける政府とＮＧＯの協議の場の改善）

○ＯＤＡに関する政府とＮＧＯの定期協議の場を更に深めていく点で、政府に求めることは何か。

●ＡＳＥＡＮ、当面はカンボジアにおいて、日本のＯＤＡでいかに人権、民主主義、自由をいかした社会的状況を作るかについて、外務省、ＪＩＣＡ、ＮＧＯで話し合う特別の場を作ってほしい。そして少なくとも現状の事実確認までは、議員にも共同で行ってほしい。

（カンボジアへの支援の在り方）

○カンボジアの状況を改善していく上で、日本の政府やＮＧＯに対する期待が生まれているのはなぜか。

●カンボジアのＮＧＯの話では、1980年代から1990年代のカンボジア、インドシナが平和になる過程で日本が非常に尽力したことによる信頼の流れが今も続いているということである。また、相手側のことを考えながら対話していく日本の力に期待する意見も多かった。

○ＡＳＥＡＮ諸国は、カンボジアの状況をどのように捉え、その改善のためにど

のような努力を行っているのか。

●ＡＳＥＡＮ人権議員連盟などは、カンボジア政府や国際社会にこのままでは良くないということを何らかの形で訴えている。一方、カンボジアの情勢を見てタイ政府が2018（平成30）年11月予定の総選挙の事実上延期を決め、また、ＡＳＥＡＮの一党支配の国で現状を変える必要性の認識が弱まるなど、カンボジアの状況が放置されることによって、ネガティブな影響が出る可能性がある。

○日本が軍事政権下のミャンマーにも援助を続けたことへの評価は分かれるが、民主化と逆行するような政治状況にあるカンボジアに対しても、これを黙認するかのように援助を続けることについてどう考えるか。

●1980年代から1990年代は、非常に悪い状況の中でこれらの国にＮＧＯが支援し、カンボジアには政府も支援したのであり、そのような選択肢もあり得る。これに対し現在は、パリ和平協定から27年経ち、ＵＮＴＡＣ総選挙から25年にわたるカンボジア人自身の取組や諸外国の支援で相当良くなったものが、なし崩しにされようとしている状況である。

○カンボジアの現状を同国への政策だけで解決することは困難であり、ＡＳＥＡＮ、日本、中国、さらには「自由で開かれたインド太平洋戦略」といった大きな流れでカンボジア問題を捉えるべきではないか。

●そのとおりであるが、同時に、非常に短期間での状況悪化に対し、何らかの対応が必要である。中国との中長期の対話も選択肢であるが、一番良いのは、ＡＳＥＡＮ内の議員外交その他によりカンボジアの状況が改善され、よりまともな総選挙が行われ、次の政権ができる流れである。軍事政権が大きな流血なしに民間政党へ移行したミャンマーモデルは説得材料になり得るが、現政権は負けることを非常に恐れ、政権内での世代交代への思いが余りに強い。

○与野党の和解協議等、カンボジアに複数政党制と民主主義を取り戻すために日本政府が行うべき支援について、より具体的に伺いたい。

●カンボジアのＮＧＯ関係者の話では、米国政府や日本政府の同国政府への働き掛けは、余りうまく進んでいない。最近の１年半くらいの急な動きの中で、カンボジアの現トップは、救国党に合併する前の二つの政党の形で別々に総選挙に出るのは構わないとも発言しており、選挙に出られる政党を作り、選挙監視も行って、それなりに総選挙を行うことでかすかな希望が持てると考えている。

（カンボジア情勢の現状と今後の展望）

○カンボジア情勢の改善に向け、野党などへの弾圧が許されないことを訴えるほかに、どのような展望があるか。

●日本、ＥＵ、米国、北欧、ＡＳＥＡＮのほか、ＡＮＦＲＥＬというアジア全体の選挙監視を行うＮＧＯなどが様々な働き掛けを行うと思われるが、このまま一気に総選挙に行ってしまうのではないかと感じている。中国にも日本の援助の在り方を評価する意見があり、中期的には、外交・援助について話合いの中で互いに影響を与え合う道は十分にあり得る。

（カンボジアにおける野党及びメディア弾圧の現状）

○カンボジアにおける野党及びメディアに対する弾圧の現状や、同様のことを行っている国の事例について伺いたい。

●野党の解散前にも国会議員への暴力や不逮捕特権の無視などが行われたほか、課税によるメディアへの弾圧も行われている。今も紛争や戦争が続いているコンゴなど、カンボジアのような状況の国がアジアやアフリカにはあると認識している。

（東南アジアにおけるグローバル化、国家主権、民主主義の鼎立）

○グローバル化、国家主権、民主主義の三つを共に成立させられない政治的トリレンマが問題化する中で、カンボジアや東南アジア全般を見て、日本としてどのように向き合っていくべきか。

官　報（号外）
平成三十年六月八日　参議院会議録第二十七号（その二）　調査室報告書
二四七

●国民主権が根本的に崩されているカンボジアへの外国の関わり方について、内政干渉の面からは難しいところがあるのは確かである。また、安全保障にも関連するが、ＡＳＥＡＮへの支援は、トップドナーとなっている中国と、対決型と対話型の両方を行っていくべきであろう。加えて、特に保健や教育のために海外から多くの支援が行われた割に成果が少ないのは、腐敗の問題とつながりがある。こうした問題をもう一度考える時期だと思う。

（日ロ間の信頼醸成）

○日ロ間で信頼醸成、すなわち予測可能性の向上を図るには、どのようなことが必要か。また、予測可能性が高い国家になるよう、ロシアに働き掛けるべきではないか。

●ロシアとの間で様々な分野、レベルでの対話・交流を重ねること、中でも、安全保障面での対話を進めることが一番重要である。クリミア編入後、欧米とロシアの関係が悪化する中、ロシアとの安全保障対話には難しい面があるものの、対話・交流を行いながらロシアの行動様式を共有していく努力を進めるべきであり、そうした機会はいろいろなレベルで増えつつある。

（北極海航路に伴う北方領土問題解決への影響）

○北極海航路への中国進出の流れを自国のみで防ぐことはできないとの考えから、ロシアが、北方領土問題について日本の求める解決を促しつつ、日本にも関与を求めてくることはあり得るか。

●安全保障面での協議や交流を通じて、中国抜きで北東アジアの安全保障を語ることができない中で、北極海における日本とロシアの安全保障上の認識をどの程度近づけられるかが、両国にとって今後重要である。

○北極海航路開発に伴う北方領土の経済的・軍事的な価値の高まりを踏まえれば、その返還は一層難しくなるはずだが、ロシアが平和条約締結交渉を進めようとする意図は何か。

●オホーツク海周辺の戦略的価値が相対的に高まる中で、ロシアの軍事力の幾分かは中国に向けられているとすると、日本とロシアとの間で利害の共有が生まれ、安全保障面で話を行う余地ができるのではないか。

（北方領土問題解決に向けた日米同盟の在り方）

○2016（平成28）年の日ロ首脳会談で進展が見られなかった一番の要因は何か。返還後の北方領土に米国の軍事的なプレゼンスが生じ、ロシアとの軍事的緊張関係が生まれるとの話もあったが、どのように見ているのか。

●米国あるいはその軍事同盟に対するロシアの認識には、欧州とアジアで多少温度差があり、公式見解では日米同盟を全否定はせず、アジアで米国の軍事プレゼンスが全く無くなってよいと思っていない部分もある。今回の首脳会談で進展がなかった理由は、北方領土問題が最終的にはロシアの安全保障問題である中で、その部分の交渉が十分に間に合わなかったことが大きい。

○北方領土問題解決に向け、安全保障対話の中で日米同盟、在日米軍に対するロシアの懸念や不安をどのように取り除いていくべきか。

●9.11事件直後、米国とロシアとの間で対テロ協調が一時的に成立し、ロシアが影響圏と考える中央アジアへの米軍駐留を認めた経緯もあり、プーチン大統領はこうした分野における米国との協力関係の復活を望んでいるとみられる。この辺りからロシア側の懸念をいかに低減させていくのかについて議論していく必要がある。

○米国内でのロシア疑惑がいずれ解決すれば、対テロ協調によって米ロ関係が改善し、日ロ関係や領土問題も違うステージに入っていくと思われるが、今後どのような展開になっていくと考えるか。

●日ロ関係の外交上の進展は、米ロ関係に規定されているところが大きい。9.11事件後に米ロ協調が達成された事実を踏まえ、プーチン大統領は、対テロでもう少し米ロ関係を戻しておきたいと間違いなく思っているはずであり、ロシア

ゲート問題が解決すれば、日ロ関係を更に進展させる上で望ましい状況ができる。

○ロシアに安全保障面での懸念がある中で、北方領土問題解決のためには、最終的に日米ロによる議論が必要になってくると思われるが、日本が米国に対しどのような働き掛け方を行うのが効果的か。

●日ロ関係の正常化が、東アジア全体、ひいては国際社会全体の安定化につながると説明し、米国にどの程度納得してもらえるかということであろう。トランプ政権になって米国のロシアへの厳しいスタンスも変わってきており、東アジア全体の安全保障を議論しながら、日ロ関係強化の意義を訴えていく必要があろう。

（北方領土等におけるロシアの軍備増強）

○ロシアはどのような意図で、北方領土を含む千島列島等において軍事的強化を行っているのか。

●北極海、オホーツク海はロシアの影響圏であり、外国の軍事的影響力を排除したい場所であるとの意識から、軍事プレゼンスの強化を行っている。全てが対米対応ということでは、日米対ロシアの構図になり進展しない部分もあるので、今後北極海航路で最も北極に進出している中国へのロシア側の潜在的な不信などを安全保障対話の中で議論していく必要があろう。

（北方領土における共同経済活動の在り方）

○共同経済活動が果たして北方領土返還につながっていくのかについて、見解を伺いたい。

●共同経済活動を含めた経済協力や資源協力は、ロシアを交渉のテーブルに着かせるために必要な動きではあるが、それだけで北方領土交渉を最終的に妥結することは難しい。ロシア側が北方領土を返すには、安全保障上の懸念をいかに払拭するかが問題であり、その議論を行っていく必要がある。

○日本がロシアのために民間資金を提供することは国益になるのか。民間が良いと思わないものを政府が約束したとなると、ロシア側からかえって疑念を持たれることになるのではないか。

●民間レベルの経済協力にはそもそも企業の利潤追求ということがあり、更にそれを超えてどこまで行えるのかについても、必ずしも政府の意向と民間企業の意向が完全に一致するわけではないという構造的な難しさがある。

（北方領土問題解決の条件）

○ロシアが一定の条件の下で、北方領土返還の可能性を提示することは考えられるか。また、その際に付されることが予想される、経済協力の更なる条件や、安全保障上の懸念の払拭等の条件を、プーチン政権のレームダック化が始まる前に日本が受け入れることは可能か。

●ロシアは四島の軍事的価値が全て同じとは見ていない点が一つのポイントである。また、ロシアは日本に北方領土を引き渡した場合の米軍が駐留する可能性に関する担保を求めてくるので、日本は米国とのすり合わせが必要になる。ただ、北方領土問題の本質は安全保障の問題であるとの焦点化ができつつあるのは前進であり、最終的な政治決断の余地が全くないわけではないと認識している。

（北方領土問題をめぐるプーチン大統領の発言の真意）

○北方領土の非武装のオプションはあり得るとのプーチン大統領の発言について、実際には北方領土の軍備を増強していることとの矛盾も含め、その意味を伺いたい。

●プーチン大統領のこの種の発言には、返還しない言い訳と見るか、前向きな交渉材料として本当に懸念している問題を示したものと見るのかの二つの解釈があるが、プーチン大統領は必要ないことは言わない人であり、安全保障問題でもう少し議論したいとの前向きな発言であると思われる。

（ロシアによる北極海航路開発等への日本の関与）

○ロシアの北極圏、極東シベリア開発に対し、日本の関与、あるいは開かれた開発としての世界的な関与は今後可能か。また、北極海航路開発への日本の関与についても示唆いただきたい。

●ロシアには、北極海航路を頻繁に使用する中国に対する潜在的な不信から、この問題については日本の方がパートナーになり得るとの認識がある。まだ通年航行ができず、地理的にも離れている北極海航路への投資は、日本の民間において本格的な動きになっていないが、日ロの潜在的な協力の可能性はある。

（ロシアとの北朝鮮に対する認識の共有）

○ロシアは北朝鮮に対し中国よりも更に甘いことを言っているが、それでも日本が北朝鮮の脅威に対する認識をロシアと共有できると考える理由は何か。

●北朝鮮の核保有及びＩＣＢＭの強化は、自らに直接向かってくるものではないにせよ、軍事上は望ましくないとの基本認識がロシアにもあるだろう。ロシアの場合、軍事の認識と政治・外交的な認識とで若干異なる表情を見せるので、そうした点は区別して理解する必要がある。

（日ロ関係の在り方）

○中国やインドの台頭などを踏まえ、韓国と同程度の経済規模しかないロシアとの関係を重視し過ぎることは、日本の国益に本当につながるのか。

●ロシアだけを切り取って関係強化の意味を考える発想ではなく、東アジア全体の安全保障環境を安定化させる上で、ロシアとの領土問題を解決し、平和条約を締結して関係を正常化することが、中長期的には日本にとって重要である。

（インドの発展）

○大国を志向するインドには、自ら率先して問題解決メカニズムや対話の枠組み作りを行うように促すとともに、同国の予測可能性を高めるよう、国内の社会発展を国民にとってより予測可能性の高いものとする必要があるのではないか。

●日印関係は、毎年の首脳の相互訪問や様々なマルチの場での対話など、発展している。日本とインドが共に南アジア地域全体の民生向上やインド社会の発展に取り組むほか、アドバイスをしていくことが重要であろう。

○インド・モディ政権については、厳しい状況にある経済の改革が進まないことやヒンドゥー主義の影響が指摘されるが、今後政治体制が強まる中で経済や国民に関する政策は改善されていくのか。

●2016（平成28）年の高額紙幣の急な使用停止は、国民の不満を招いたが、モバイルレジといった今までは考えられなかった姿も生んでいる。一方、人口の約７割が住む農村では、モンスーン頼みの手法で農業がうまくいかず、また、大都市近郊農業の隆盛により遠距離農業が廃れ、過疎化が進んでいる。農業の立て直しが非常に重要な問題であり、また、消費意欲が高まる中でのローンの増加を背景にした金利や為替レートの問題もあり、経済は難しい状況である。

○日米同盟にこだわらない、国益に即した日印関係の在り方を考える上で、インドの発展の状況について伺いたい。

●2014（平成26）年に政権に就いたインド人民党は、ヒンドゥー主義の宗教色の強い政党であるため、モディ政権の支持層にはインドをヒンドゥー教徒の国として作り直そうという意識が強く出ており、社会は荒れている。経済発展については、貧富の差が大きく、非常に危惧すべきことと思っている。

（「自由で開かれたインド太平洋戦略」と「一帯一路」との関係）

○「自由で開かれたインド太平洋戦略」と「一帯一路」との関係は対立と取られがちだが、参考人がこの関係を連携と表現している趣旨と具体的な連携の在り方について伺いたい。

●インド洋において国際公共財としての安全な航路をいかに確保するかという問題があり、国の独自性と主権を維持しながら協力していくため、両者を対立す

るものとして考えるよりは、互いに補い、強い部分を更にいかしていく外交が必要との意味で連携と表現した。

（日印関係の在り方）

○日本は、日米同盟に縛られ、対中牽制策が優先されているが、経済関係が強まっている南アジアやインドとの間では、今後どのような関係構築を行っていくべきか。

●将来的にインドが中国とどのような関係を作っていくのかは見通せない。日本は2000年代からインドと非常に良い関係にあるが、必要なのはインフラ、教育、民生、医療、再生エネルギーなどで援助を行い、結び付きを深めていくことである。前のめりになって中国に対しインドを前面に押し立てていくのは、若干危ない気がしている。

○インド国内で自由や民主主義が後退していることについて、強く言っていく必要があると思うが、日本は同国にどのように接するべきか。

●歴史的な付き合いや人それぞれのインド像もあるので難しいところだが、民主主義が保障する言論の自由や結社の自由などの一つ一つが重要であることのほか、議会制民主主義の国であることと社会の中で人権や個性などがいかされる国であることは同じではないことをしっかりとインドに話していかない限り、同国は世界最大の民主主義国をキャッチフレーズとして接してくる。

（日印原子力協定、対印インフラ輸出）

○日本とインドとの今後の関係構築の在り方を考えるに当たり、日印原子力協定や対印インフラ輸出についてどのように考えるか。

●インドがＮＰＴに入らないままで日印原子力協定の締結を日本が認めてしまったことは非常に残念である。協力への最低限の条件として、インドのＮＰＴやＣＴＢＴへの加入及び全面的な査察受入れに言及し、協力と結び付けてほしかった。また、日本のインドでの新幹線プロジェクトも現在動き始めているが、同国の人々にプラスになる援助を突き詰めてほしい。

○日印原子力協定により原発輸出が可能になったが、2017（平成29）年夏以降、東芝が原発事業から撤退する等大きく状況が変わっている。原発輸出に関するこのような動きはその後どのようになっているのか。

●日本の原子力メーカーがプラントメーカーとして直接話を進めている状況ではなく、部品や資機材、技術部分での協力はあり得ても、原発全体を造ることは厳しくなっている。一方、インドには、内陸部の農業用水路から取水して原発を造る計画があり危惧している。また、インドはバングラデシュでのロシアによる原発建設事業に合弁企業として参加しているほか、今後他国への協力も行っていくと思われ、状況をよく見ていきたい。

（２）多国間協力枠組みの在り方等（平成30年４月11日）

これまで幾度となく戦争による焦土化を経験した欧州においては、戦後、二度と戦争の惨禍を繰り返すことがないように、永続的平和の実現を目指す取組として政治・経済両面における地域統合が進められ、今日のＥＵはその努力が結実したものと言える。一方、欧州と比べ、政治体制、経済発展段階、言語、宗教、文化などの多様性に富むアジア太平洋地域においては、ＥＵのような超国家的ともいえる統合体の発展は見られていない。

そうした中にあって、ＡＳＥＡＮは、緩やかな統合ではあるものの、東南アジア地域で戦後長らく発展してきた組織であり、ＡＳＥＡＮが中心となり形成された地域国との多数の対話の枠組みは、地域の課題解決や平和実現に向けた信頼醸成を進める上で一定の役割を果たしたほか、域内の経済統合にも貢献してきた。こうした中、近年、中国は二国間関係を中心とする「一帯一路」戦略のほか、ＡＩＩＢを通じた経済協力も進めており、そうした動きが、地域の多国間協力の枠組みにどういった影響を与えるのか注視していく必要がある。

一方、事実上進んできた経済統合を一層確かで質の高いものとするため、これを制度化する動きも進んでいるが、ＴＰＰについては、現時点でＡＳＥＡＮの一部の国のみが参加している中で、今後のＲＣＥＰの在り方や進捗など、経済統合の行方が注目される。

また、こうした多国間協力を進める上では、国際益と国益を調和させていける外交力が必要であり、そのためには政府のみならず多種多様なアクターの連携、協力等を通じた積極的な取組が求められる。そうした中で、外交において議会がどういった役割を果たし得るのかについても、我が国の政治制度や運用なども踏まえつつ、取組の在り方や課題を検討する必要がある。

そこで、調査会では、参考人から、アジアにおける地域制度形成に関する近年の動きと日本にとっての課題、アジア太平洋地域の経済的な構造・課題及び既存の多国間協力枠組みの成果・限界、日本の政治制度における権力の分立と融合について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、ＡＳＥＡＮの安全保障認識、ＡＳＥＡＮに対する日本のアプローチ、ＡＳＥＡＮの発展の在り方、ＡＳＥＡＮの「マルチ疲れ」防止の方策、ＡＳＥＡＮとアフリカ、ＡＳＥＡＮとインド、ＡＳＥＡＮの流儀の意義及び役割、ＡＳＥＡＮと「一帯一路」政策、「自由で開かれたインド太平洋戦略」と中国、メガＦＴＡの進展とＡＳＥＡＮ、ＴＰＰ11とＡＳＥＡＮ、アジアへのインフラ輸出、地域の平和と繁栄における国家の限界、アジア政党国際会議（ＩＣＡＰＰ）の意義、多国間外交で議論し得る政治テーマ、ＴＰＰ11の日本への影響、自由貿易と日本の農業、二国間ＦＴＡの今後、経済のグローバル化と中小企業、経済のグローバル化と経済活動の分散化、ＴＰＰに対する評価、国会議員による外交及び国際交流の活発化に向けた方策、参議院による国際会議等への議員派遣の在り方、多層的な国際交流と多国間協力枠組み、選挙制度及び政治制度の方向性、諸外国における政権選択の実情、参議院の選挙制度の在り方、参議院の権限の在り方、憲法改正をめぐるイタリアの事例と日本の課題等について、議論が行われた。

ア　参考人の意見陳述概要

調査会において、参考人が述べた意見の概要は、以下のとおりである。

大庭三枝参考人（東京理科大学教授）

かつてアジアは他の地域と比べ地域制度が手薄な状況にあったが、今日では地域協力の枠組みが乱立するまでになっている。その中で注目され、重要な役割を果たしてきたのが、ＡＳＥＡＮを中心とする地域アーキテクチャーである。

ＡＳＥＡＮは、冷戦時代に共産主義の脅威から逃れるための組織として５か国で始まった。以来、まとまることで交渉力を強化し、西側諸国のみならず中国やロシアといった国々を含む対話国制度の枠組みで諸外国との対話を進めたほか、10か国体制に拡大した。そして、2015（平成27）年には、経済共同体、政治・安全保障共同体、社会・文化共同体の三本柱から成るＡＳＥＡＮ共同体の設立を宣言した。特に1990年代以降は、日本、中国、米国といった大国のリーダーシップ

が不在であったアジアにおける広域地域秩序の維持にも積極的に関与・主導するようになり、ＡＳＥＡＮプラス３、ＡＳＥＡＮ地域フォーラム（ＡＲＦ）、2005（平成17）年の東アジアサミット、ＡＳＥＡＮ国防相会合プラス（ＡＤＭＭプラス）が実現した。

冷戦終結後の1990年代から2000年代にアジアで様々な地域制度が形成され、ＡＳＥＡＮがイニシアティブを発揮できた要因には、世界が元来の西側的価値へと収れんする中で、人権や民主主義を保障し進めることが正統であるとの認識が非常に強かったほか、力による現状変更は適当ではなく、話合いによる協調により国際社会を維持すべきとの規範がある程度の力を持っていたという時代背景もあった。

しかし、2010年代に入るとこうしたリベラルの優位が揺らぎ、力による現状変更を許すような状況や、民主主義、人権、法の支配、グッドガバナンス、自由市場経済への疑義が表面化し、アジアの状況も揺れている。こうした時代背景の変化の中で、緩やかに無理なくまとめ上げるというＡＳＥＡＮの流儀が持つ、地域統合、安全保障などの問題解決といった本当の意味での地域協力を進める上での生ぬるさが非常にクローズアップされているが、ＴＰＰは、ＡＳＥＡＮとは異なるイニシアティブを拡大することで地域統合を進める動きが顕在化したとも言える。

2010年代の最大の変化は、習近平政権下の中国が、ＡＩＩＢ設立や「一帯一路」政策などの地域ビジョンを明確に示すようになったことである。米中のパワーバランスが変化し、影響力を増した中国がリベラルを揺さぶる一方、米国がアジアにこれまでと同様にコミットをするのか不透明となる中で、ＡＳＥＡＮ自身にも分裂の兆しがあるのではないかとの懸念が相当に見られる。ＡＳＥＡＮ諸国はそれほどやわではないが、彼らがバランスを取るつもりでも、気が付いたら中国の影響力が非常に大きくなるということも考えられ得るので、日本が中国以外の選択肢を出せるようにしておくことが非常に大事である。

日本の課題としては、既に進めているＡＳＥＡＮやＡＳＥＡＮを中心とする地域制度の強化のほか、ＴＰＰ11の強化、ＲＣＥＰの妥結に向けた試みが重要であり、日本から発する地域ビジョンという意味では「自由で開かれたインド太平洋」も非常に重要な鍵になり得る。ただし、究極の目的は、この地域にルールに基づく国際的でリベラルな秩序を、中国を排除せずに、包摂しながら形成・維持することにある。そのためにＡＳＥＡＮ諸国とどのようなパートナーシップを今後築いていくかが一層重要になる。

石戸光参考人（千葉大学大学院社会科学研究院教授）

貿易面での地域協力は、多様性に満ちたアジア太平洋地域の平和と繁栄を実現する上で経済的、安全保障的に非常に大きな意義を持つ。いわゆる貿易戦争は結果的に生産、分配、消費を連鎖的に縮小させるので、長期的には勝者はいない。

アジア太平洋地域の域内貿易の規模はＥＵ及びＮＡＦＴＡを大きく上回る。同地域における貿易・投資に対しプラスの効果をもたらしている二国間ＦＴＡは今や貿易ルールが錯綜しかねない乱立状態で、物品に係る関税の引下げによる産業集積にも限界が見えており、多国間貿易協定の締結が政策的に極めて重要となっている。また、インド太平洋戦略においても、ＴＰＰ及びＲＣＥＰの参加国間におけるシーレーンの確立及び安定確保、競合から協調への移行などが課題となる中で、非国家間のサブリージョナルな形での協力も必要となる。

我が国が果たすべき役割と具体的取組について、以下①メリッツ効果、②空間経済的効果、③サービス経済の三つの観点から提言したい。

第一に、貿易自由化の進展により生産性の低い企業も輸出が容易となる一方、生産性の高い企業が生き残り、全体の厚生が上昇するというメリッツ効果が生じる。海外進出が大規模な企業に偏ることを是正するため、ＦＴＡの中小企業に関する章や経済協力に関する章をより具体化するための域内協力措置を官民連携で拡大させていくことが重要である。

第二に、ＦＴＡにより、効率的な経済活動が大都市集積型から再び分散型になっていくという空間経済的効果が生じるため、ＴＰＰ及びＲＣＥＰを通じた協力を通じ、こうした効果を促すことが重要である。また、地域における多面的な協力は、協働を通して平和構築の精神を育てるのにも役立ち、日本、中国、ＡＳ

ＥＡＮ加盟国は南シナ海でも調和して目指す必要がある。ＴＰＰ及びＲＣＥＰの規定内容を実効あるものにするため具体的な案件を積み重ねるとともに、中長期的にはアジア太平洋自由貿易圏（ＦＴＡＡＰ）の実現も念頭に置くべきである。

第三に、生産性向上及びサービス貿易自由化のため非常に注目すべき、そして手厚く政策がなされていくべき分野は、サービス産業などである。地方の観光資源もサービスとしての経済価値に転化させるとともに、中小企業が多く存在するサービス分野での貿易自由化を通じ、コンパクトな集積地帯を分散的に立地させていくことが重要である。

ＡＳＥＡＮ市場において優位性が非常に目立っている中国も、技術面では依然として日本に依存し、注目している。ＲＣＥＰについては、日本として自らの主導で設立された東アジア・ＡＳＥＡＮ経済研究センター（ＥＲＩＡ）を始めとする研究機能等を更に活用し、ＡＳＥＡＮを後方支援しながらサービス貿易の自由化を進めていくことが重要な課題となる。また、アジア太平洋地域のインフラ等についても、ハード、ソフトの双方で主導的に支援を行うべきである。こうしたＲＣＥＰに関連した実質的な活動を通じ、「一帯一路」のイニシアティブを進める中国との連携を目指しつつ、東アジア経済の一体化を高めていくことは、米国にＴＰＰへの回帰を促すことにも貢献するのではないか。

アジア太平洋地域における分散型経済システムの構築は、地場企業としてのみ操業してきたサービス関連を含む中小企業のグローバル化を後押しする。日本は、多国間協力枠組みの姿勢として分散的後方支援的な地域協力を目指すことを明確化し、それをパブリック外交として発信していくべきである。

増山幹高参考人（政策研究大学院大学研究科長・教授）

議会の制度的な観点から、議会の外交や、政党や議員による外交がどのように捉えられるのかを説明する。

政治制度は大きく大統領制と議院内閣制に分けられる。前者では大統領は議会との間で抑制と均衡の関係にあり、権力は分立している。一方後者では、内閣、中でも総理は議会の信任に依拠し、その信任関係が成り立つ限り立法権と行政権は一体不可分であり、権力は融合している。また、選挙制度には大きく分けて、有権者に政権選択の機会を与えるものと有権者自らの意見をより良く代弁する代理選択の機会を与えるものがあり、小選挙区制は前者、比例代表制は後者の典型である。

日本の場合、衆参全体で小選挙区制が約半分を占めるので、選挙制度は政権選択、代理選択の中間的なものである。また、憲法上、議院内閣制における権力の融合は衆議院においてのみ作用し、衆議院とほぼ対等に位置付けられる参議院においては、内閣との信任関係もなく、むしろ大統領制のような権力分立の関係にある。比較的分権的な両院の委員会制度などの議会制度の観点も含め、権力融合、分立による政治制度の分類では、日本は中間的な位置付けになる。

こうした環境の中、日本の政党政治は、比較的代理選択的要素の強い選挙制度の下で緩やかな連合体として長く政権の座にある与党が内閣主導の立法を目指す一方、野党が政権の受皿としてまとまることは少なく、政策的な交渉を制度化するにも至っていない。また、参議院は、その権限の強さゆえに、内閣による政党化の圧力にさらされるなどの制度的ジレンマを抱えている。こうした政権選択でも代理選択でもない状況が長く続くことで日本の有権者にフラストレーションがたまっており、一挙に反理性主義的な傾向が強まることが懸念される。

諸外国における議会内外の取組は、その国の制度、社会経済、歴史、文化的な環境の上で機能しており、いいところだけを部分的に異なる環境に接ぎ木しても機能しない。例えば、シンクタンクや準公的な組織は、米国的な権力分立の環境で二大政党が対峙する中において、成り立っていくのが本来の在り方である。また、欧州であればＥＵの枠組みを度外視できない。さらに、ドイツのように公務員の立場を維持したまま議会職員や政党職員になれるという雇用関係が成り立つなど、議会、政党、行政が非常に密な社会において機能する組織も、そうでない環境では機能しないのではないか。

外交の外縁を拡充すること自体は大変良いが、それは単に交流レベルのものなのか、何がしか政府間の関係であるのか、また、何を目指すのかといった議論があって初めて人道支援や経済支援等が成り立ち、それに応じた組織形態を考える

ことができる。

日本の政治が政権選択を志向していくのか、代理選択を志向していくのかは正しく参議院に懸かっており、参議院の見識の在り方が問われている。議会独自の活動や議会の外交機能も権力の多元化の志向の中でするものであろうし、参議院の独自性、組織的な活動も奨励されるべきである。しかし、もし日本の政治制度が政権選択を目指すべきなのであれば、むしろそうした多元的な取組は責任所在の不明確化につながるかもしれない。参議院が立法権の共有という権限に固執すればするほど、政党化の圧力にさらされることは変わらない。参議院独自の活動や議員独自の活動が評価されるには、参議院が有する何らかの権限の放棄や制約を同時に考えることが必要ではないか。

イ　主要論議

調査会で行われた質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（ＡＳＥＡＮの安全保障認識）

○今は経済連携が前面に出ているＡＳＥＡＮは、元々ベトナム戦争の脅威という安全保障上の理由から誕生したとの説明があったが、今日、ＡＳＥＡＮが軍事的に脅威を感じているとすれば、どういう点にあるのか。

●南シナ海問題の現状変更に関する脅威はあるが、これは中国に対するものだけではなく、ＡＳＥＡＮ諸国それぞれが軍拡をしているため、相互の問題でもある。このほか、南アジアと東南アジアではテロが非常に増えており、近隣諸国間の関係がざわつく状況になっている。ただ、それが直接の軍事的脅威とつながるかは疑問である。

○日本は外交・国際関係のトップに日米同盟を据えているが、ＡＳＥＡＮでは中国との関係もあって米国との軍事的な関係が薄まっている面もあるのではないか。安全保障上ＡＳＥＡＮは米国及び日本をどのように見ているのか。

●中国が影響力を拡大する中、米国に対しては、覇権国としての力の維持は求めているものの、民主主義や人権問題で対立している国もあり、東南アジアへの余り繊細でないアプローチへの拒否反応もある。他方、日本はＡＳＥＡＮ側の事情を理解しつつ、長期的にはリベラルな秩序へと導くのに非常に大事なプレーヤーである。

●ＡＳＥＡＮ諸国にとって中国は警戒すべき相手であるとともに、利益を与えてくれる相手でもあることを踏まえれば、同諸国と協力していく上で、日本が中国と対立しているのは非常に良くない。中国とうまくやることとＡＳＥＡＮと協力していくことは必ずしも矛盾せず、むしろＡＳＥＡＮ諸国は対立の先鋭化を恐れていると思われる。

（ＡＳＥＡＮに対する日本のアプローチ）

○日中両国政府及び企業がＡＳＥＡＮに注目する中、日本のアプローチは日米同盟を意識した政治重視の流れではなく、経済中心あるいは信頼醸成装置的な役割の方がＡＳＥＡＮ共同体に歓迎されるのではないか。

●ＡＳＥＡＮ共同体自身が多面的なものなので、経済共同体はＡＳＥＡＮ諸国にとっても、また日本にとっても非常に大事である。一方、看過されがちだが、ＡＳＥＡＮが信頼醸成の仕組みの要という政治・安全保障上果たしてきた役割のことは絶対に忘れるべきではない。

（ＡＳＥＡＮの発展の在り方）

○安全保障面から生まれた20世紀型の地域統合であったＡＳＥＡＮが、今後、安全保障認識と経済効果を組み合わせた21世紀型の地域統合に発展する可能性はあるのか。

○人間社会には政治発展、経済発展、社会発展という三つの時期があるが、ＡＳＥＡＮでは社会発展ではなく文化の交流になった。今後、ＡＳＥＡＮは人権、人道、平等、社会的公正といった社会発展の時期をどの程度重視し、共通項と

して持っていくのか。

●既にＡＳＥＡＮ憲章の中で、民主主義、人権その他についてはＡＳＥＡＮの目的としており、それなりにコンセンサスはあるが、各国の様々な実情が追い付いていないのが現状である。

（ＡＳＥＡＮの「マルチ疲れ」防止の方策）

○米国には、マルチの枠組みの中で自国ばかりが公共財を提供する負担を負うことによる「マルチ疲れ」が生じているが、ＡＳＥＡＮがこのような状況に陥らないようにするためにはどうすべきか。

●援助疲れ、マルチ疲れに陥らないようにするためには、大企業、中小企業にかかわらず様々な人々が付加価値貿易的な観点から関わる形でお互いに貿易を拡大し、ウイン・ウインの関係を探っていくことが重要である。また、ロビー活動やオフレコ的な場面でオープンな会話ができ、信頼作りにつなげられるような経済面での人材育成、キャパシティビルディングが大変重要である。

（ＡＳＥＡＮとアフリカ）

○アフリカに関して、ＡＳＥＡＮ諸国はどのような見方をしているのか。また、ＡＳＥＡＮに比べ社会インフラが整っていないアフリカと経済連携を行うときには何が大切になるのか。

●インド太平洋戦略にアフリカ支援が入っているのは、日本にとり、アフリカが今後ＯＤＡを含む様々な手段で経済発展と政治的な安定に寄与し得る、あるいは寄与しなければならない非常に重要な地域であるためと思われるが、ＡＳＥＡＮ側はそれを入れると視野が広がり過ぎて戦略自体がつかみにくいとの印象を持っているようであり、またその中におけるＡＳＥＡＮの位置付けを非常に気にしている。

（ＡＳＥＡＮとインド）

○安倍総理は「自由で開かれたインド太平洋戦略」を掲げているが、ＡＳＥＡＮ

は今後人口が中国を超える大国となっていくインドの存在をどう見、どう関わっていくのか。また、日本はそれにどう関与していくべきか。

●ＡＳＥＡＮは中国の影響力を相対化する存在としてインドを重視している。インドを入れた協力には合理性があるが、同国は地域大国としてのプライドも高く、独自の世界観を持っており、簡単にパートナーになれるような国ではない。こうした点はＡＳＥＡＮも承知の上であり、日本もインドが思い通りの動きをすると思わずに、安全保障、経済の両面で協力を進めていくべきである。

（ＡＳＥＡＮの流儀の意義及び役割）

○緩やかな、そして悪く言うと曖昧かもしれないＡＳＥＡＮの流儀は、不安定な要素が多いこれからの国際社会の中で重要なものと考えられるが、ＡＳＥＡＮ及びＡＳＥＡＮの流儀は今後どのような役割を果たしていくのか。

●ＡＳＥＡＮの流儀には都合のいいところだけで協力すると取られかねないところがあり、例えばＴＰＰのように国内の規制を取り除いて協力をするときに、その生ぬるいやり方でいいのかといった議論はＡＳＥＡＮ内部でもある。しかし、それが多様な意見やスタンスを持つ国々をまとめ上げる一つの方法であることは事実であり、ＡＳＥＡＮを中心とするアーキテクチャーはＡＳＥＡＮの流儀に従ってまとまっていくであろうし、ＡＳＥＡＮ諸国自身がＡＳＥＡＮを重視している。

（ＡＳＥＡＮと「一帯一路」政策）

○地域大国によるＡＳＥＡＮ中心性の尊重がアジアの多国間協力枠組みの発展の背景にある中で、ＡＳＥＡＮ中心性を前提としない中国の「一帯一路」が、今後のアジアにおける多国間枠組みに与える影響について伺いたい。

●「一帯一路」の一番大きなインパクトは、多国間の協力におけるＡＳＥＡＮ中心性の比重の低下である。ＡＳＥＡＮ諸国は、開発資金の面などで「一帯一路」を歓迎する一方、ＡＳＥＡＮの影響力低下への懸念、中国の政治的な意図に対する危機感も持って対応しているので、それほどやわではない。ただし、

彼らがバランスを取ったつもりでも、結果としてそうなっていない場合もあり、両面を見ながら対応していくことが非常に大事である。

○「一帯一路」は貿易費用や効率化の観点からアジアに大きな影響を与えるのではないかとの指摘であるが、今後この「一帯一路」はアジアをどのように変え、また、日本はどのように関与すべきか。

●「一帯一路」の覇権的な動きには警戒を覚えるが、止めることができないのであれば、内陸の資源がパイプラインで中央集権的に吸い取られるような「一帯一路」を目指すのではなく、道の駅のような地域的な集積が分散的にもたらされていくべきである。そこには、大分モデルの「一村一品」のような、日本の国内総合開発の歴史あるノウハウを移出できるのではないか。

（「自由で開かれたインド太平洋戦略」と中国）

○中国を包摂しながら「自由で開かれたインド太平洋戦略」を進めることは難しいが、それでもやらなければならない部分がある。どのような戦略があり、また手段としてどのようなことを考えているか。

●今のところ具体的な決定打はないが、その時々の日中関係に応じて両国でできる協力を積み重ねて続けることが重要である。最終的には全体のシステムに中国を包摂せざるを得ないと思う反面、今は多層的な地域アプローチを進める中で、中国との連携も念頭に置きながら一歩一歩進めていくしかないと思われる。その点では、ＲＣＥＰも非常に大事な方策の一つであろう。

○ポテンシャルを秘めた「自由で開かれたインド太平洋」において、地域の大国間の連携は秩序維持の前提であり、その中では日米豪だけではなく中国の存在も無視できないと思うが、これについての意見を伺いたい。

●インドが台頭する中、世界の政治と経済のグラビティーが変化しており、従来のようなアジア太平洋よりもやや西に寄った形で地域・世界秩序の中心を考えることが、世界的な流れとして重要になりつつある。そのため、地域秩序維持

のコアを日米豪印とするインド太平洋がポテンシャルを帯びてくるが、これが中国に対抗していこうとする色彩が強まると危険である。

（メガＦＴＡの進展とＡＳＥＡＮ）

○今後メガＦＴＡが国民主権や民主政治と対立しても、保護主義に走るのではなくちょうど良い具合ということが非常に大事と考えられるが、そうした中における、ＡＳＥＡＮ諸国で共有されているＡＳＥＡＮの重要性について伺いたい。

●自分たちの力に限界があるとの認識の上に、地域を基盤に共通の利益を図る国際枠組みとしてのＡＳＥＡＮの外交的アセットを守ることが各国の外交政策の礎の一つであるという意味で重要性がある。なお、今後ＡＳＥＡＮ各国で民主化が進めば、将来、グローバル化について、ＡＳＥＡＮ内の格差という影の側面が問われてくるが、そのときでも、やはり共通の利益を図るためにＡＳＥＡＮは重要であろう。

（ＴＰＰ11とＡＳＥＡＮ）

○ＡＳＥＡＮはＥＵと異なり国家間の格差や国内の貧富の格差が大きく、仮にＴＰＰ11のような自由貿易協定が入っていくとすると、メリッツ効果により更に格差が広がることとなるが、それでもメリッツ効果を期待するのか。

●そのままではメリッツ効果が起きてしまうので、それを改めるために中小企業や経済協力のチャプターを活発化させて、地方密着型であるサービス産業において資源の掘り起こしを中小企業の支援と併せて行っていけば、少しでもメリッツ効果的なものが分散型になっていくのではないかと考える。

（アジアへのインフラ輸出）

○アジアへの電力、鉄道、通信、水などのインフラ輸出を進める上で、文化や政治体制の違いなどの中で何に気を付けていく必要があるのか。特に原子力発電所の建設や廃炉事業についてはどのような見通しか。

●日本の高度なインフラ整備については、中国その他の国々もインフラ整備の質を上げてきているため、日本がどのような独自性を出していくかが鍵である。日本が譲れない政治体制や政治的な価値の問題が絡むと苦戦が予想される。東南アジアには原子力は導入されておらず、現時点では廃炉も含めた問題はない。フィリピンでは休眠中の原発の稼働論があるものの、東南アジア全般では東日本大震災以降原子力に否定的な空気が強まっている。

○インフラのソフト面の整備というのはなかなか分かりにくいところもあるが、どのようなイメージか。

●道や港湾などのインフラには運営体制の構築が必要であり、特に国をまたいでつながる場合には基準認証を統一しなければならないが、実際には国ごとに分断されがちである。そこで、ＦＴＡ等を通じてこの基準認証をすり合わせ、統一していくことが、現場では非常に重視される項目になっている。

○2017（平成29）年に日本では新幹線の台車に亀裂が発生して社会的問題となったが、インドへの高速鉄道の輸出は順調に進むのか。

●インドの鉄道はとても古く、新しくするのは非常に大事である。インドで事業を行うこと自体に相当な難しさがあるため、スムーズにはいかないと思われるが、もし日本が貢献できれば、日本にも、またインドにも非常に大きな機会になる。

（地域の平和と繁栄における国家の限界）

○南シナ海で領有権問題を抱えるフィリピンは、中国から開発資金の提案を受け、国内の産業団体などミクロ主体の影響で政治を棚上げしたと指摘されているが、こうした国内における様々な関係性に着目したとき、地域の平和と繁栄を実現する上で、国家の限界はあるのか。

●例えばフィリピンでは、バランガイキャプテン（村長）に最も人々の信頼が置かれ、政府は外様的に捉えられている中で、「一帯一路」についても、バランガイレベルでは国家の限界を感じている。したがって日本は、市民レベルの草の根的な活動、中小企業等主導の開発努力をバランガイキャプテンを巻き込んでボトムアップ的に行い、「一帯一路」に食い込んでいくことが重要である。

（アジア政党国際会議（ＩＣＡＰＰ）の意義）

○アジア政党国際会議（ＩＣＡＰＰ）はアジア各国の与野党を問わず、文化や信条が違う各政党が集まりながら、非常に幅広のテーマで議論が行われる非常にユニークなものであるが、これについてどう見ているか。

●政党間の関係では政府間の様々な制約を超えた連携が可能である。また、アジアのほとんどの国々に議会制度と選挙制度が存在する現在、政府間の関係、住民間の関係に加え、ＩＣＡＰＰを通じて政党間の関係を深めることは、様々な国の知見を交換し合い、民主主義や人権の推進について刺激をし合うという意味で非常に重要である。

（多国間外交で議論し得る政治テーマ）

○日本にとって多国間の外交が必要になっていく中で、多国間で話し合い得る政治的なテーマにはどのようなものがあるか。また、どのような外交が必要か。

●例えば非核化については、日ＡＳＥＡＮの枠組みであれば容易に話せるが、インドや中国が加わった場合は容易でないなど、設定し得る政治的なアジェンダは枠組みによって変わる。米国の政策の不透明性と中国の影響力拡大の中で、二国間アプローチや日米関係だけでは日本の外交が難しくなっており、アジアが自発的に共通の課題を議論する枠組みに日本が積極的に関与して、イニシアティブを取っていく多国間外交が今後非常に重要になる。

（ＴＰＰ11の日本への影響）

○米国は自国の雇用が失われるとの理由でＴＰＰ交渉から離脱したが、ＴＰＰ11は日本の経済や雇用にどのような影響を及ぼすのか。また、雇用が増えるとすればどの分野が期待できるのか。

●米国の離脱は政治的、アナウンスメント的には大きなインパクトとなるが、凍結項目に大きな痛手となるようなものはない。日米両国でＧＤＰの８割を占めているサービス分野で、もし何もしなければ、メリッツ効果によって上昇した競争条件に対応できず雇用を失うことになるが、再トレーニングなどの努力を続ければ、低生産部門から高生産部門へと雇用が移り、賃金上昇にもつながる。これが分散的にもたらされることが一番大きな起爆剤ではないか。

（自由貿易と日本の農業）

○平均年齢が70歳以上と高齢化している日本の農業が、自由貿易の進展による生産性の競争の中でも生き残っていくため、具体的にどのような方法が考えられるか。

●メリッツ効果は、何もしなければ退出を余儀なくされるということであり、これを防ぐため、中小のサービスの生産性をＩＴの活用によって上げていく議論が日本国内でも必要となっている。農協からも、生産性向上策を相談しようにもつてがないとの声を聞くので、初歩的ではあるが、物流商社に現場に足を運んでもらい、名刺交換を第一歩に農業輸出の可能性や成功例を共有し、連携を進めていくのが解決策となるのではないか。

○高齢化した農業の中では、ＩＴの活用も一朝一夕に進むとは思えず、生産能力のないものは撤退を余儀なくされるというのは、日本の農業が置かれている立場そのものである。農協の問題はさておき、生産性を上げていくにはどうすべきか。

●ＩＴというと非常に大規模に捉えられがちだが、例えばビニールハウスの温度管理をタブレット端末で行うといった小さな取組も考えられる。ミャンマーではこうして高山性植物が育つ気温を管理することで生産性が２倍程度に上がる可能性があるとの予測結果を目にしたことがある。こうした流れの延長として、ＩＣＴを活用した生産性の向上が可能なのではないか。

○ＩＴの活用を現実の生産性向上に結び付けるには、農業の現場に入って利用方

法を定着させていく人材が必要である。

（二国間ＦＴＡの今後）

○地域内でのルール作りをしていく多国間ＦＴＡは国際経済活動を進めていく上で二国間ＦＴＡより高次元のものと思われるが、経済がより広域化していく中で二国間ＦＴＡは消えていくのか、形を変えて残っていくのか、今後の見通しについて伺いたい。

●多国間ＦＴＡには原産地規則の累積制度などのメリットがある中で、二国間ＦＴＡについては、当面は存続するとしても、多国間ＦＴＡのメリットを更に深掘りするような個別の付加価値や競争的な効果がない限り、長期的には多国間ＦＴＡという面的な方向へ収れんしていくと考えられる。

（経済のグローバル化と中小企業）

○グローバルな活動が大企業中心に行われている中、中小企業のグローバル化についての展望はどのようなものであるか。

●中小企業の生産性は多様であるが、特にニッチな部分、例えば日本食関連のフード産業や金型関連の製造業には伝承された技術があり、こうしたものが外に出ていくことによって生産性が上がるとともに、逆に日本での研究開発努力が刺激されていく可能性も指摘されている。これが実証的にも示され、海外に飛び立つような中小企業が出てくることを期待したい。

（経済のグローバル化と経済活動の分散化）

○経済のグローバル化は時に国家主権や民主政治と対立するもので、ＴＰＰやＲＣＥＰといったメガＦＴＡの推進は経済活動の分散化に逆行するイメージを持っている。分散化のためには今何が必要か。

●そこに住まなければ得られない利便性やサービスなどは、付加価値が大きいものほど都市機能の集積が必要となるため、分散の規模にもレベルがあり、各都市はその地域の需要が取り込める規模を目指すことになる。その臨界点が技術

的な効果と相まって動き、より分散親和型になるのであれば、ＴＰＰ、ＲＣＥＰにおける中小企業や経済協力のチャプターが大きく関わり、実効性を伴わせていくことが民主政治上も大事になる。

（ＴＰＰに対する評価）

○参考人は米国離脱前のＴＰＰに賛成か。

●大国を含んだマーケットの拡大という意味では賛成とならざるを得ない。

（メリッツ効果への対応策をめぐる課題）

○メリッツ効果への対策として中小企業章、経済協力章があっても、その対策が効果を発揮するには時間が掛かるので、先に自由貿易が進展して国家間競争にさらされてしまう危険性はないか。

●対策には時間が掛かるものなので、特に農産物や食品産業等については何らかの国内措置を段階的に伴わせるべきと考えている。自由化も国内措置もステップ・バイ・ステップに進めていきながら、可能な部分は輸入だけでなく輸出もできるというリトレーニング的なことにも目を向けさせる措置も必要である。

（国会議員による外交及び国際交流の活発化に向けた方策）

○信頼醸成、予測可能性を国家間が高めていくには重層的な交流及び会議形態が重要であるが、議会人は民主主義の大事な枠組みの中で機能する立場として、国際交流や国家間の議員団会議などに参加する機会が制約される。これをどう乗り越えていくべきか。

●交流を活発にするべきであることは間違いない。例えば日韓議員連盟が先細りしコミュニケーション不足が起きている中、大学レベルで日韓会議を行っている立場としては、議員レベルでの活動も必要と考える。また、日本の国会議員や職員はとても忙しい。総理が国会に張り付けられている間は議員も同様に拘束される。こうした日常的な業務の処理に関わらない在り方を考えていけば、より自由な活動ができよう。

（参議院による国際会議等への議員派遣の在り方）

○参議院が院として行っている外交的な活動の中に国際会議への議員の派遣があるが、派遣議員については、議院運営委員会の理事会で各会派の所属議員数を基本に会派割当てを決定した後に、各会派から推薦される運用になっている。こうした運用について改善すべき点はあるか。

●国際関係が交流から外交まで幅広い中で、参議院の外交がどう位置付けられるかは政治制度にも左右される。もしも、その目的が儀礼的なものであるなら余り交流と変わらず、むしろ議員独自の交流ルート作りを促す国会運営の在り方を定着させれば時間に余裕もでき、資金力のある議員は外交能力を高め、院の外交をリードしていくこともできる。議会運営の手続は議員の判断で必要に応じて見直すのが適当と思われる。

（多層的な国際交流と多国間協力枠組み）

○高齢化社会の中では、若者だけでなく高齢者の国際交流を行うなど、多層的な交流の中で信頼醸成を図ることが重要であり、既に枠のあるＡＳＥＡＮやＡＳＥＡＮプラスが活用できるのではないかと思う。

（選挙制度及び政治制度の方向性）

○都道府県代表的な考え方の下でも、米国議会上院のように政権選択的な選挙になっている例があることを踏まえれば、逆に現在の政権選択的な制度の中でも、代理選択性を強めた選挙や議会活動があり得ると考えられるが、諸外国に参考となる事例はあるか。

●具体的な事例は挙げられないが、日本の制度は中間的で、その中途半端さが有権者のフラストレーションの根源になっているとも考えられる。小選挙区制を導入した衆議院でさえ政権選択的な効果が定かでないという日本の特殊性に鑑みると、政権選択と代理選択のどちらを目指すかを考える際には、非現実的ではあるが、両極端なモデルを参照すべきである。

（諸外国における政権選択の実情）

○実質的な政権選択の機会がない我が国では国民の間にフラストレーションがたまっているとの指摘があったが、世界の国々ではどのような形で政権選択が起こっているのか。

●英国は政権選択的な選挙制度の典型だが、三党に近いような状況であり、比例代表を加味した選挙制度だが、ニュージーランドのような国が現実的には最も政権選択的な政治制度に近い。また、権力分立の政治制度でも、米国は選挙制度の影響で二大政党制が実現している。衆議院の選挙制度は政権選択的だが、戦後長きにわたり日本には自民党に匹敵する政治勢力がほぼ存在せず、政権選択選挙になることがほとんどない。まとまるべきか、分裂して独自にやるべきかを議員自ら考え、日本の政治をリードしていってほしい。

（参議院の選挙制度の在り方）

○参議院では選挙制度改革として合区等の一票の格差を無くす努力をしてきたが、今後の参議院選挙制度の在り方について伺いたい。

●選挙制度の在り方は、どのような政治制度を目指して何を実現していくかという議員や国民の合意に基づいて決まる。代理選択的な形が望ましければ、非拘束名簿方式でより個人の資質や特性、活動がアピールできるようにすれば良いが、野党がまとまって政権を狙えるようにしたければ、むしろ個人的要素が入り込まない制度として、都道府県ごとの代表に変えるなどの方法を考えてもよいのではないか。一票の平等という問題は必ずしも全てに優先されるべき問題ではないのかもしれない。

○文化や伝統に基づく日本的な二院制があってもよいと考えたときに、参議院は代理選択を目指していくべきなのか、政権選択を目指すべきなのか。参考人はどちらを支持するか。

●個人的には日本は国の規模、人口規模や経済規模を考えれば二つの院でしっかり議論をするという政治体制は合理的だと思うが、整合的なシステムとして、

国の決定をするに当たって政権を争うべきなのか、あるいは社会の様々な意見を吸い上げるべきなのか、どちらでも処方箋は提案できる。

（参議院の権限の在り方）

○代理選択的な議会を実現するに当たっては権利を放棄する必要があるとのことであったが、現状で参議院が持っている権利の中で、具体的にはどのようなものを放棄すべきなのか。

●極端な話をすれば、立法権の共有により、参議院でも与党が多数でなければ政権が成り立たない状況になるので、例えば予算によほど実質的な修正、代替案が提示されない限り、衆議院の議決を国会の議決とみなし、参議院では審議しないという運用も考えられる。参議院は国会日程の自由度が増し、従来と異なる議会運営方式も可能になるかもしれない。国民の政治的な非効率性に対する不満を背景に、このような権限の放棄に関する制度改革の案について世界中で議論されており、日本でも検討すべきと思われる。

（憲法改正をめぐるイタリアの事例と日本の課題）

○イタリアの憲法改正国民投票については施策メニュー自体の判定ではなく、政権に対する賛成、反対がそのまま投票結果に出てしまったものと受け止めているが、この事例から日本はどう学んでいくべきか。

●大衆扇動的な状況においては、憲法改革のような本当に冷静に議論しなければいけない問題を国民投票にかけてもうまくいかず、そこに至るまでに憲法の市民教育という土壌を培っていくことが重要である。日本では、まず参議院として、どういう政治を目指すのか、政権選択を目指すのか、個々の議員や政党の活動を重視するのか、そしてその中で自らをどう位置付けるかを議論し、その上で憲法の制度や政治体制の議論をしていくべきである。

官　報（号　外）

３．海外派遣議員の報告（平成30年２月14日）

2017（平成29）年８月31日から９月９日までの10日間、本院から、メキシコ合衆国及びアメリカ合衆国の対外政策及び外交における議会の取組等に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、本調査会の委員を中心とする議員団が派遣された。本調査会は、調査に資するため、派遣議員団からの報告及びその後の状況に関する政府からの説明をそれぞれ聴取した後、委員との意見交換を行った。派遣議員団は、酒井庸行議員（団長）、大野泰正議員、吉川ゆうみ議員、藤田幸久議員及び糸数慶子議員の５名で構成された。

ア　海外派遣議員の報告概要

調査会において、海外派遣議員が行った報告の概要は、以下のとおりである。派遣議員団を構成した３会派から１名ずつが報告を行った。なお、議員の所属会派名は報告時のものである。

酒井庸行議員（自由民主党・こころ）

派遣議員団は、アジア太平洋の平和の実現や外交における議会の役割等について、主に相手国関係者との意見交換を通じて調査を行った。

メキシコでは、米国のＴＰＰ離脱やＮＡＦＴＡ見直しに対する認識を問うたところ、自由貿易政策への確信が強まっており、建設的な交渉を通じて、地域全体の利益になる見直しを実現していくとの決意表明があった。また、ＮＡＦＴＡの見直しの結果次第で、進出日本企業に影響が及ぶことから、対応を問うたところ、意見も聞きながらしっかりと連携して交渉に当たっていくとのことであった。メキシコ政府は、今回の見直し交渉をＮＡＦＴＡを近代化する機会と認識しており、米国との間でのサプライチェーンや移民労働力という相互依存関係の重要性に対する強い確信が感じられた。

外交と議会の役割との関係では、メキシコ連邦議会上院は、ＴＰＰやＮＡＦＴＡ見直し交渉などの際、超党派の議員団を政府代表団に同行させて、情報収集を行い、条約や関連法の審議を円滑化、充実させているとのことであり、こうした取組は、我が国においても参考になるのではないか。

そのほか、現地日系人団体関係者との懇談では、現地の日系社会との連携を強化し、戦略的な外交を行うべきとの意見があったほか、メキシコ進出の意義やＮＡＦＴＡ見直しへの対応などについて現地日系企業と懇談を行った。

歴史的に見て、メキシコは近代日本が初めて平等条約を締結し、最近も最初の本格的なＥＰＡを締結するなど、日本外交にとって重要な役割を果たしてきた。今回の調査でも、我が国に対する信頼と関係強化への期待が表明され、北朝鮮問題では、駐墨北朝鮮大使を国外退去にするなど、我が国の立場への支持を行動でも示している。経済関係はもとより、外交を含め、日墨関係を重層的に発展させていく重要性を認識した。

藤田幸久議員（民進党・新緑風会）

ワシントンでは、連邦議会議員や国務省関係者などとアジア外交を中心に意見交換を行った。米国のアジア外交について問うたところ、大統領の発言だけでなく、実際に取られている政策など取組全体を見るべきこと、アジア政策は前政権の方針を引き継いでいること、中国とは協力できるところを探っていくこと、アジア各国と良好な経済関係構築を目指すといった考え方が示された。また北朝鮮問題では、全ての選択肢がテーブルの上にあるが、米国の目標は外交的解決であり、核プログラムの放棄が目的で、体制の崩壊や半島の統一ではないとの考え方が示された。そのほか、シンクタンク等の有識者からは、北朝鮮の非核化は幻想であり、同国の核保有を前提に解決策を模索すべきとの見解も示された。そのほか、議員団は、北朝鮮による拉致問題の解決に向けた米国の更なる協力や、沖縄の実情を踏まえた米軍基地問題の解決などについて要請した。

また、外交における議会の役割に関する調査では、全米民主主義基金（ＮＥＤ）を訪問し、意見交換を行った。近年、欧米諸国では、議会や政党が法律と国家予算に裏付けられた組織を作り、外交や対外援助支援などを行っている。ＮＥＤは、1983（昭和58）年にレーガン大統領の主導で法律に基づき設立された基金

で、主に共和党、民主党、財界、労働界の関係組織を通じて90以上の国々で民主化支援等を行っている。こうした組織が生まれた背景には、冷戦後、政府以外の紛争当事者が増え、外交を多元化する必要が生じたことがある。

意見交換では、ＮＥＤ側から、独立性をいかし、国務省に比べ、民主化支援のような長期的な外交課題に取り組むことができること、国務省の外交を損なわず、補完するのが役割であるとの認識を聞いた。また、当初、国務省等はＮＥＤ設立に反対したが、同盟国内で実績を積み上げ、冷戦後は多元外交の重要性について認識共有に至ったとのことであった。超党派の議員の強い支援がレーガン大統領の決断につながっており、また、英国でも、最初外務省はウエストミンスター財団に反対したが、今は外務省予算で活動している。

今回の米国での調査では、北朝鮮の核実験に関する過熱気味の報道や安保理での米国の挑発的な主張がなされる中、政府高官や有識者の間では外交的解決の重要性を唱える冷静な意見が多く、我が国もそうした冷静な解決策の模索が必要であると認識した。また、ＮＥＤでの調査では、同様の組織について、十数年前に倉田、綿貫両院議長が勉強会を主催していたことも想起しつつ、アジアでもそうした組織の創設や重層的な外交が行われていることも踏まえ、我が国でも同様の組織の立ち上げを検討する上での示唆を得た。

糸数慶子議員（沖縄の風）

ニューヨークでは、主に北朝鮮問題や核軍縮をめぐる国連の取組、我が国の国連外交の在り方等について国連関係者と意見交換を、また米国経済の今日的課題等についてニューヨーク証券取引所関係者と意見交換を行った。

北朝鮮が核開発を続ける中で、核兵器禁止条約の意義や我が国の対応について問うたところ、同条約だけで核兵器廃絶が実現するとは思っていない、ＮＰＴ第６条の核軍縮交渉を補完し、また、生物兵器や化学兵器と同様に禁止を規範化することによる中長期的な効果が期待できるとの見方が示された。我が国へは、核兵器国と非核兵器国との溝を埋め、2020年のＮＰＴ運用検討会議で成果文書が出せるように働き掛けてほしいとの期待が述べられた。また、外交力強化のため、

国連との関係強化を進める上での留意点については、国連以外の外交ツールとの組合せが重要になるほか、国連に何を期待するのかを考えた上で優秀な日本人を配置すること、国連内の日本人人材への支援などが必要とのことであった。

国連改革を進める上で国連事務局が果たし得る役割を問うたところ、国連の重要課題を設定することはできるが、安保理内で意見が割れてしまうと、事務総長も力を発揮するのが困難になるとの見方が示された。

ニューヨーク証券取引所では、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成にも有意義と思われるＥＳＧ投資の意義などについて意見交換を行った。同取引所では、ＥＳＧ投資の重要性を踏まえ、グッドプラクティスを共有するための会議の開催などを行っているが、個別企業の自主的な取組を重視し、取引所として評価指標などを作成してはいないとのことであった。

そのほか、日米のメディア関係者や日系企業関係者と懇談し、トランプ政権の政策に対する評価や米国経済の見通しなどについて意見交換を行った。

ニューヨークでの調査では、日本人女性として初めて国連事務次長となった中満泉氏と、核軍縮問題や日本の国連外交の在り方のほか、女性活躍の課題など特にジェンダー問題についても意見交換ができたのは大変有意義であった。

また、主にワシントンでの調査になるが、アジア太平洋地域の平和の実現を考える上で、沖縄の米軍基地問題の解決が不可欠であることを米国政府関係者、特にユン次官補代理に対して強く訴えたが、沖縄の実情に対して更なる理解を深めてもらう必要性を痛感した。

イ　政府の説明概要

調査会において、政府から聴取した説明の概要は、以下のとおりである。

外務省（鯰博行　外務大臣官房参事官）

北朝鮮は、2017（平成29）年９月３日に第６回の核実験を行い、９月15日には再び我が国上空を通過する弾道ミサイル発射を行った。９月11日には国連安保理で決議第2375号が採択された。９月19日から25日にかけての国連総会では、トラ

ンプ大統領が横田めぐみさんに言及し、安倍総理はこれまでの北朝鮮との対話の経緯を説明し、今は圧力の時であると訴えた。これに対し、北朝鮮側は、９月21日、金正恩国務委員長が史上最高の超強硬対応措置の断行を慎重に考慮するという声明を発表した。11月３日から14日にかけて、トランプ大統領はアジアを歴訪し、日本では、米国は100％日本と共にあるというメッセージを発し、韓国では、力強い同盟のコミットメントを訴えると同時に、北朝鮮が正しい選択をすれば明るい未来を提供することもできるとのメッセージを出した。しかし、北朝鮮は11月29日、ＩＣＢＭ級と評価される弾道ミサイルを発射し、これを受け、国連安保理は、12月15日、議長国である我が国の主導の下、不拡散（北朝鮮）に関する安保理閣僚級会合を開催し、安保理決議の履行・圧力の強化の重要性を訴えた。さらに、安保理は12月22日、石油精製品の北朝鮮への輸出制限など、かなり厳しい制裁を内容とする決議第2397号を採択した。

2018（平成30）年に入り、１月１日、金正恩国務委員長は新年の辞で、核弾頭と弾道ミサイルを大量生産し、実戦配備のプロセスに拍車を掛けることと同時に、北朝鮮の平昌オリンピック出場を初めて表明した。１月16日のバンクーバーでの北朝鮮に関する関係国外相会合で、河野大臣は、南北対話を歓迎するが、ほほ笑み外交に目を奪われてはならないとのメッセージを発出した。

平昌オリンピック開会式の際の日韓首脳会談で安倍総理は、先の河野大臣と同様の認識の下、日韓米が連携し、最大限の圧力を掛ける方針がぶれてはならないと訴えたのに対し、文在寅大統領からは、南北関係の改善と対話は非核化につながらなければならないとの立場が示された。また、オリンピックの開会式のレセプションで、安倍総理は北朝鮮の金永南最高人民会議常任委員長と立ち話をし、全ての拉致被害者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入れた。

南北関係では、２月10日、金正恩委員長の特使とされる金与正朝鮮労働党中央委員会第一副部長が、同委員長の親書を文大統領に手交し、口頭で北朝鮮訪問を要請したのに対し、同大統領は今後、条件を整えて成功させようと応じた。その際、同大統領は、南北関係発展には米朝間の早期の対話が必要であると北朝鮮側に述べた。

外務省（林禎二　外務大臣官房参事官）

北米自由貿易協定（ＮＡＦＴＡ）見直し交渉は、これまで６回行われ、2018（平成30）年２月26日に第７回会合が予定されている。議員団が訪墨中にメキシコシティーで行われた第２回会合から、ほぼ全分野である28の分野で議論が始まり、交渉が本格的にスタートした。９月にオタワで行われた第３回会合では、情報通信、競争政策、税関など比較的技術的な分野で交渉がかなり進展し、中小企業分野については交渉が実質的に終了した。10月にバージニアで行われた第４回会合は、トランプ大統領がＮＡＦＴＡ破棄の可能性に言及する中で、自動車の原産地規則、サンセット条項など、かなり立場の違う分野について本格的な議論が行われた模様である。メキシコシティーで行われた第５回会合では、米国からは、カナダ、メキシコが真剣に交渉に応じていない旨の発言もあった。本年１月下旬にモントリオールで行われた第６回会合後の共同記者会見では、ようやく中核的な問題について議論し始めたと米国が述べたのに対し、カナダ、メキシコからは、米国の要求は前例がない、克服すべき本質的課題があるといった発言もあるなど、主要論点については立場の隔たりがあると推測される。

ＮＡＦＴＡの再交渉のポイントとしては、自動車の原産地規則とサンセット条項が挙げられる。原産地規則では、米国から、関税の免除が受けられるＮＡＦＴＡ産部品等使用に関する閾値を現行の62.5％から85％に引き上げ、さらに、その中で米国産を50％使わなければならないとの提案がなされているが、カナダ、メキシコは反対しており、知的財産や先端技術なども含めたカナダの対案も出ていると聞いている。また、米国は、新ＮＡＦＴＡ発効後５年を経過した時点で、延長合意がない限り協定が失効するというサンセット条項を提案しているのに対し、カナダ、メキシコは５年ごとのレビューには同意するが、協定の安定性を損なう失効には反対している。そのほか、政府調達や紛争解決でもカナダ、メキシコが米国に反対している。

今後については、３月末まで交渉することになっているが、３月中旬からメキシコ大統領選挙が本格化するほか、米国の中間選挙等もあり、こうした政治日程もにらみながら交渉が続けられていくものと考える。

ウ　意見交換

意見交換において、表明された主な意見は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は海外派遣議員の発言、■は政府参考人の発言を示している。

（外交における議会の役割）

○ＴＰＰ交渉などの際に、メキシコ連邦議会上院が超党派の議員団を政府代表団に同行させ、情報収集等を行っている取組の具体的な内容とともに、どういった場合に我が国はその取組を参考にできるのか、伺いたい。

●ＴＰＰ協定をめぐっては、日本でも政府による交渉内容の説明、情報開示の在り方が国会によるチェック機能との関係で議論になった。メキシコ上院からは、数人の超党派の議員団による政府の交渉団への同行について、情報を収集し、随時上院に伝達させるため交渉に参加させることにより、上院における協定の承認過程での議論を簡素化するとともに、必要となる法改正についても随時フォローアップしていくなどポジティブな取組であるとの説明があった。

○米国におけるＮＥＤに対する現地調査を踏まえ、同種の組織を日本に作る意義や課題について伺いたい。

●カリフォルニアの議員が沖縄問題に取り組んでいる話なども聞き、議員外交、政党外交が特に先進国ではスタンダードになっていると感じた。欧米の外務省関係者から外交の一元化といった言葉はほぼ聞かれず、ＳＤＧｓなども含め、具体的な政策課題に取り組む主体が多層化する中で、国民の代表である議員が関わることは当然である。河野外務大臣もこうした点に関心を持っていることから、議員が実態を共有し、議会として超党派で取り組むべきである。

（北朝鮮問題への対応）

○北朝鮮問題の外交的解決を図る上で、日本が果たすべき役割は何か。その際、日本は武器を用いない中で、何を独自の「武器」と考えるべきか。その文脈で、トランプ大統領の核戦略を高く評価する河野外務大臣の発言をどう考えるか。

●米国の政府関係者や有識者によれば、体制崩壊や半島統一が米国のアジェンダでないということは北朝鮮に伝わっており、それなりの対話ルートもある。日本の最大の「武器」は、唯一の被爆国、中立性、人道援助による信頼性などであり、こうしたツールを積極的に活用すべきである。河野大臣には、内々の会合などで直接当事者に話しているであろう政治家としての考え方が外交政策に明確に反映される時が来ることを期待している。

○２月９日に平昌で行われた日韓首脳会談において、文大統領から非核化をぼやかしたりしない、日本も積極的に対話に乗り出すことを望む旨の発言があったというが、前後のやり取りも含め、具体的に説明願う。

■南北対話の動きは最終的には非核化につながっていかなければいけない、南北が動いているコンテクストで日本も積極的に対話に乗り出してはどうか、米国も対話してはどうかとの発言があったが、特段反応はなかった。

○北朝鮮問題は対話による解決が必要であり、国際社会の中で、日本にも対話に乗り出すよう望むという大きな流れが生まれてきている点に注目したい。

○北朝鮮の非核化は幻想であり、核保有を前提に解決策を模索すべきとの有識者の見解について、もう少し詳しく伺いたい。

●米国の複数の有識者から、今保有している核兵器を廃絶させるのは難しく、対話をするなら、現状を踏まえた実効的なものにすべきとの意見も示され、今後、米国内で大きな争点になると予感した。平昌オリンピックから帰国後のペンス副大統領の対話発言などからも、そういったことを予感させる。

○そうした状況の中で、日本は北朝鮮問題に関し、何を基軸に米国やアジアに発言していくべきか。

●日米韓で北朝鮮の核廃絶を目指し、そのための対話の取っかかりを模索する中で、米国では、圧力が対話に通じるという考え方以外の方法論も政権関係者等に見られ、トランプ大統領は方法論とタイミングの組合せや、日韓、北朝鮮、

中国との関係などを踏まえ動いている。日本は、米国とは核・ミサイルの距離感で、また、同胞民族の韓国とは温度差、緊迫感で違いがある。

○有識者が述べたという北朝鮮の非核化は幻想であるという考え方は、米国内のどのレベルまで広がっているものと考えられるか。

●政府関係者とのやり取りはオフレコだが、シンクタンクの専門家には北朝鮮と直接交流したり、元関係者もおり、彼らの発言は重要である。派遣前の２月、５月にも個人的に訪米し、ペンタゴンの経験者も含め意見交換しているが、米朝間で北朝鮮との話合いについても様々なやり取りを通じて模索が行われていると感じた。

○南北対話が始まろうとしている中、米国自身も条件を付けずに話合いを始めることを了承したような報道があり、そうした動きを見守ってほしいと考えるが、外務省の今後の対応を伺いたい。

■ワシントン・ポストで、ペンス副大統領のそうした発言が伝えられたが、同副大統領は、その後、自身のツイッターで、話合いに対する報酬はない、新しい強力な制裁をすぐに科すといったことも言っている。状況を注視し、日米韓で緊密に政策調整をしていきたい。

（ＮＡＦＴＡ見直し交渉の影響）

○第２回のＮＡＦＴＡ見直し交渉と時を同じくして行われたメキシコ側関係者との意見交換で印象に残っていることがあれば伺いたい。

●交渉に際して、上院が超党派の議員団を派遣するなどの取組の紹介があったほか、同国関係者が親日家であり、日本を第一に考えるという言葉も頂き、日本側もしっかり応えないといけないと思った。

○多くの日本企業がサプライチェーンを構築している現状も踏まえ、ＮＡＦＴＡ見直し交渉については、成否いずれのケースが日本に与える影響が大きいと見

ているか。

■日本企業への影響は交渉結果にもよるので、いずれのケースがいいのか一概に言えない。例えば自動車産業などは、原産地規則がどうなるかで日本からの部品の調達などの変更について検討をすると思われる。

○米国がＮＡＦＴＡで交渉を決裂させるとすれば、バイの交渉に持ち込むことを狙ってのことであり、ＮＡＦＴＡ交渉の結果から、米国がＴＰＰ11へ参加するのか、日米ＦＴＡを目指すのか、出方が分かるのではないか。

■政府としては、ＴＰＰの早期発効を目指している。ペンス副大統領の来日時には、ＴＰＰの重要性について会話したが、米国側からは再交渉や二国間ＦＴＡについての言及はなかった。引き続きＴＰＰの重要性を米国に説き、復帰を促していく。

○日本企業約1,100社が進出する中、ＮＡＦＴＡ見直しの動きに対する外務省の対応及びＮＡＦＴＡ見直しの方向性とＴＰＰの今の実効性との間の関係について伺いたい。

■見直しにより日本企業に影響が出ないようにメキシコ政府等に働き掛けを行うほか、現地大使館が説明会を主催し、同国の交渉担当者から情報を日本企業に提供してもらっている。また、アジア太平洋の中で自由貿易を進める観点から、まずはＴＰＰを早期発効させるとともに、ＮＡＦＴＡ見直し交渉の結果から見えてくるであろう米国の態度も踏まえつつ、同国との今後の貿易関係、経済関係を進めていきたい。

○ＮＡＦＴＡ見直し交渉は、米国の拒否権で壊れ得るものなのか、また、一定の枠内で行われているものなのか、伺いたい。

■ＮＡＦＴＡ自体に脱退の規定があり、米国に限らず、当事国は６か月前に通報すれば脱退できるが、貿易など、いろいろな影響を考えながら判断がなされるものと思われる。

（日系社会との戦略的連携の在り方）

○日系社会との懇談において、同社会と連携した戦略的外交を行うべきとの提言があったとのことだが、具体的な内容を伺いたい。

●具体的にはまだ言えないが、ＮＡＦＴＡ、ＴＰＰ、そして1,100社の日系企業がメキシコに進出している中で、親日家だからこそ、同国との歴史的なつながりについても、もう少し考えた対応をしてほしいという、移住者の日本に対する気持ちを強く感じた。

●沖縄から約1,000名が今、メキシコに移住しているほか、民俗芸能、空手など文化面での交流も活発であることを付け加えたい。

（沖縄における米軍基地問題）

○ワシントンでの調査で、沖縄の米軍基地問題の解決が不可欠であることについて、更なる理解を深めてもらう必要性を痛感したのはなぜか。

●ユン国務次官補代理は、米国の目線、沖縄での事件や事故は承知しつつも、戦略的に沖縄に基地を置くという視点での対応であり、同氏には訪日時には沖縄まで足を伸ばし、現地を見るように要請した。シンクタンクでも、立場の違いから当方の認識に対する理解が得られず、頻繁に訪米し、実情を訴えるべきと強く感じた。

（日韓関係、日韓中サミット）

○平昌での日韓首脳会談において韓国側からなされた、日韓関係に対する立場の説明及び日韓パートナーシップ宣言20周年を契機としたい旨の発言を政府としてどう受け止めているか。また、日韓中サミット開催の見通し及び課題や期待について伺いたい。

■安倍総理は、慰安婦合意で問題は解決していないとする最近の韓国政府の立場に反論し、徴用工問題は1965（昭和40）年の請求権協定で解決済みであるなど日本の立場を述べた上で、地方交流の歴史にも触れつつ、パートナーシップ宣言20周年を契機に未来志向の日韓関係を築きたい旨述べた。日韓中サミットについては、依然調整中だが、できるだけ早く日本で開催できるように中韓両国に協力を求めている。開催を機に李克強首相も訪日するので、日中関係も進めたい。

官　報（号　外）

４．視察（平成30年２月22日）

本調査会は、アジア太平洋における平和の実現に向けた信頼醸成や地域協力への取組、国境を越える諸問題の解決における地方公共団体の役割等に関する実情調査のため、横浜港、横浜市、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構研究所及び同機構地球ひろばを視察した。

（１）横浜港

横浜市港湾局の担当者より、「横浜港の概要と国際コンテナ戦略港湾の取組」及び「横浜市の客船寄港促進の取組」について、説明を聴取した。

質疑においては、横浜港が国際コンテナ戦略港湾として釜山や上海等との競合を勝ち抜く上での国としての支援の在り方、我が国における効率的な港湾作業を支えるクレーン運用技術と支援・開発の現状、港湾作業を効率化する上での機械化・情報化の意義及び将来展望、ベイブリッジ建設当時の客船の大型化に関する技術者間における議論、免税店などおもてなし施設に関する全体的なオペレーションの概要、カジュアルな旅客船が多い中で地元への経済効果を高めるための取組等について、議論が行われた。

（２）横浜市

横浜市国際局の担当者より、「横浜市国際戦略」、「第７回アフリカ開発会議に向けて」及び「気候変動対策に向けた都市間連携と横浜型の公民連携による国際技術協力」について、説明を聴取した。

質疑においては、横浜市が国際都市としてまちづくりを進める際に基本としている考え方、国際的な物流や旅客の拡大に向けた事業予算の現状、国際会議誘致の際に日本式医療の普及に向けた医療サービスの提供と連携する必要性、地方自治体が海外拠点を設置する理由及び地方自治体への海外情報の提供などにおける国としての支援の在り方等について、議論が行われた。

（３）独立行政法人国際交流基金

安藤裕康国際交流基金理事長より、「国際交流基金の概要」について、また、事業参加者・関係者として日本語パートナーズ経験者及び公益財団法人講道館関係者より、「日本語パートナーズインドネシア活動報告」及び「日ＡＳＥＡＮ自他共栄プロジェクト」について、それぞれ説明を聴取した。

質疑においては、日本の伝統文化を海外に発信する上での人材育成の重要性とその面での国際交流基金の取組、日本人が実際にインドネシアの若者に日本語指導等を行ったことで彼らに生じた変化、柔道整復術も含めた形で柔道の普及活動を行う重要性、放送コンテンツ等海外展開支援事業等を行う際の同種事業やビジネスを行っている団体との連携の在り方、海外での日本語教師数の増加における国際交流基金の関与の程度及び相手国からの語学教師受入れの現状等について、議論が行われた。

（４）独立行政法人国際協力機構研究所、同機構地球ひろば

地球ひろば展示施設を視察した後、ＪＩＣＡ関係者より、「ＪＩＣＡ業務の概要」及び「ＪＩＣＡ研究所の概要及び活動紹介」について、説明を聴取した。

質疑においては、途上国への中小企業の海外展開支援を進める上で共有すべき課題、日本の国益へのＪＩＣＡ事業の貢献を発信する必要性及びそれによるＳＤＧｓ達成への寄与、防災ネットワーク及び防災ガバナンスの強化に関する研究を行う際に連携対象となる機関、防衛力とも言える海外での日本の評価を高める活動を行うＪＩＣＡの予算を確保する重要性、人口減少時代におけるボランティア事業に対する将来展望及び人材確保策等について、議論が行われた。

５．アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方（「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」）（平成30年５月９日）

委員間の意見交換において、表明された主な意見は、以下のとおりである。

（海上安全保障）

○海上安全保障については、軍事的な対立に目が行きがちであるが、航行安全、環境保全、水産資源の保護といった多様な切り口から国際的な協力の糸口をつかんでいくべきとの意見は重要であると感じた。

○海洋安全保障の問題では、尖閣問題などもある中で、単純に防衛力の強化によって解決を図るのではなく、中国も含めた各国との連携を通じて環境改善を図るほか、「自由で開かれたインド太平洋戦略」という流れの中で、日中間の協力の枠組みの構築を戦略的、積極的に図っていくべきである。

（宇宙空間の利用）

○日本が主導するアジア太平洋地域宇宙機関会議が進めているセンチネルアジアの取組は日本が誇るべきイニシアティブであるとの意見があったほか、油井亀美也宇宙飛行士によれば、宇宙戦略の面で日本はアジアにおいてリスペクトされているとのことでもあり、宇宙での諸外国との連携は有効であると感じた。

（日ロ関係、北方領土問題）

○北方領土問題について、日本では経済・資源協力と結び付ける発想が多いが、ロシアにとっては軍事・安全保障の問題であり、懸念の払拭など、その面での議論が北方領土問題の解決にも有効であるとの意見は参考になると感じた。

○北方領土問題については、日ロ首脳間で経済・開発援助が議題となり、入口ができたので、そこをベースに現実的な議論をしていくべきである。あわせて、米ロ関係の改善の重要性を踏まえ、そうした動きを後押しし、環境整備を図っていくことが日本の国益に資する外交であり、インド太平洋戦略との連携を視野に進めていくべきである。

（外交と議会の役割）

○昨年、メキシコ及び米国への海外派遣に参加し、両国の国会議員や政府関係者等と意見交換を行う中で、議員外交の重要性を強く感じた。

○日本とアジア近隣諸国における官民交流を促進し、特に国会、地方議会、地方自治体間の交流や外交に取り組むとともに、日中韓、あるいは更に北朝鮮も加えた中でバイ又はマルチの議会交流、議員交流に取り組めるようにすべきである。

（北朝鮮問題）

○北朝鮮問題については、南北首脳会談の開催自体は意義があり、朝鮮半島の完全な非核化が共同目標として宣言されたことは大きな前進と言えるが、歴史を振り返れば油断できず、今後も日本は核軍縮に向けて役割を発揮し、核、ミサイル、拉致問題の包括的解決を実現しなければならない。関係国と緊密に連携し、北朝鮮の完全かつ不可逆的、検証可能な非核化を実現する必要がある。

○朝鮮半島情勢の緊張緩和を東アジアの軍事的緊張緩和につなげなければならず、この機会を捉え、日本、沖縄の安全保障環境を改善し、沖縄などの基地問題の解決を図っていくべきであり、間違っても、今以上の過重な基地負担を引き受けることにならないような仕組みを構築する必要がある。

○米朝交渉が進展すれば、日朝国交正常化に向けて、拉致、ミサイル、植民地支配及び戦後賠償などの様々な問題の議論が避けられないことを踏まえ、朝鮮半

島の非核化に向けた長期的プロセスに日本がコミットしていくため、六者会合のような多国間協議の枠組みを積極的に支援し、諸問題を協議し、東アジア全体の軍事的緊張緩和につなげていくべきである。

（核軍縮・不拡散）

○核兵器禁止条約が非人道性を根拠に核兵器を違法であるとの規範を初めて打ち立てたことは評価したい。唯一の戦争被爆国として核廃絶を目指す日本は、条約に反対する核保有国と推進する国々との溝を埋めるため、橋渡し役として核軍縮を具体的に進める役割を担うべきであり、引き続き対話の促進や核軍縮の確かな方法を探る努力をすべきである。

○国会のイニシアティブにより、核兵器禁止条約への加入の可能性について調査する委員会等を立ち上げ、加入と非加入の双方の影響について議論すべきとの意見は貴重である。

○北朝鮮と韓国の南北首脳会談、板門店宣言により、朝鮮半島の非核化と北東アジアの平和体制の構築に向けた流れが大きく前進したことを歓迎する。核兵器禁止条約は北東アジアの非核化に寄与するものであり、北朝鮮、韓国、日本が同時加盟すれば事実上の非核兵器地帯になるとの意見に耳を傾けるべきである。日本は対話による平和外交に踏み出し、唯一の戦争被爆国として核兵器の非人道性を訴えながら禁止条約に加盟し、その流れを北東アジアから世界へ広げるべきである。

○東アジアの非核地帯化を展望した核兵器禁止条約への加入促進、同条約への日本の加入可能性を調査検討する委員会を設置すべきである。

（防災協力）

○防災対策は国際社会の最重要課題と言ってよく、世界有数の災害国である日本

には、それを乗り越えた経験と技術力をいかし、災害復興と防災対策で世界をリードする役割が期待される。防災には復興コストを抑制し、貧困撲滅と持続可能な開発に寄与する面もあり、ＮＧＯなど多様な主体と連携し、日本の知見、経験をいかした防災の主流化を進めることが重要である。

（開発協力）

○日本のＮＧＯは日本人らしい思いやりのある支援を行っているが、現場で活動されてきた参考人から、彼らを支援するための予算が、ＯＤＡの平均の１％と非常に少ないとの意見があったことを重く受け止める必要がある。

○北朝鮮問題では、中朝会談、米朝会談など様々な動きが見られる中、日本の立場が蚊帳の外といった非常に深刻な状況であることも踏まえ、日本独自の思いやりのある支援、外国に向けたそうした発信が、日本のこれからの永続的平和を築く基礎であることを見詰め直す必要がある。

○日本の国際開発援助は地域の信頼醸成を促す上で一定の役割を果たしているが、ＪＩＣＡ、国連関係、ＮＧＯ、ＰＫＯなどのツールに、大きな戦略的視点から、横串を通した取組が重要との意見を踏まえ、援助の在り方をもう一度しっかり考えるべきである。

（今後の対中国外交の在り方）

○仮に朝鮮半島の非核化が実現すれば、基地問題を含め、日米同盟は大転換を迎える可能性があり、その意味で、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の重要性を指摘したい。そこでは、日中両国が対立一辺倒ではなく、長所と短所を補いつつ、協力的な形で連携する方向性が重要である。日本としては、同戦略について、中国の「一帯一路」とどう結び付けて日中関係を進めるかを大きなテーマとした上で、その方向性や内容を率先して示していくべきである。

○各参考人の意見は、多極的な視点、アジアの視点を持った国際経済・外交の構想が必要であるという点で共通していた。この点で、日本は日米同盟一辺倒で米国に追従するだけの路線を修正し、日中関係を一層改善することが差し迫った課題である。

（ＡＳＥＡＮ外交の在り方）

○カンボジアで民主主義の後退が危惧されているが、日本はＡＳＥＡＮの枠組みの中で、同諸国における民主主義の在り方について、しっかりした目線を持って対応していくべきであり、そこでもインド太平洋戦略という流れの中で捉え、日本は状況の改善に向けて積極的な役割を果たしていくべきである。

（気候変動問題）

○石炭火力を減らし、今世紀中に再生可能エネルギーに置き換えていくことがパリ協定の目標を目指す上で必要であるとの意見を踏まえれば、インド、ベトナム、インドネシアへの石炭火力発電プラントの輸出支援を始め、エネルギー政策を見直すことも喫緊の課題となっている。

（越境海洋ごみ問題）

○越境海洋ごみ問題については、現行法では都道府県を中心に対策を進めることとなっているが、問題は深刻であり、より踏み込んだ取組が必要になってくる。ＮＧＯの資金不足などもあり、下からの積み上げだけでは十分でなく、意見のあった国際的な基金の設置は急務である。ごみを出す側に重い負担を課す取組も必要である。

○中国に対しては、同国の意識のありようも考えれば、越境海洋ごみ問題の解決が同国にとっても利益となることについて首脳会談などで訴え、トップダウンでの対応を促していくことも必要であり、また、将来、強制力のある国際的枠組みを作り、そこに同国も包摂していく上でも、こうした取組が必要ではないか。

（日本外交の在り方）

○日本国憲法は前文で基本原理として国際協調を掲げているが、これは人類普遍の価値であることをしっかり踏まえるべきである。

（国連外交）

○国連の機能を強化していくべきであり、そのための国連改革において、日本は積極的役割を果たし、先頭に立つべく議論していくべきである。ＮＧＯとの連携、ＰＫＯや核兵器禁止条約への参加の在り方も国連の活動強化という中で検討していくことが大事である。

三　提言

本調査会は、１年目の中間報告における論点整理にも留意しつつ、２年目に行った５回にわたる参考人質疑、委員間の意見交換等の結果を踏まえ、３年間の調査テーマである「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、特に「国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題」及び「信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題」に関する内容を中心に、以下のとおり提言を行う。

１．「グローバル・コモンズ」における平和と自由の確保

海洋のような国際公共財（グローバル・コモンズ）の自由で安全な利用を確保することは、国際社会の平和と繁栄にとって不可欠である。一方、近年の科学技術の発展に伴い、宇宙空間、ＩＴやＡＩの利用とも関わるサイバー空間が新たな公共領域として注目を集めており、こうした領域でガバナンスを確立することが求められている。

（１）自由で安全な海洋の実現

資源やエネルギーの多くを海外に依存する我が国にとって、シーレーンを確保する上でも海洋の安全は重要な課題であるが、アジア太平洋地域の海洋には様々な紛争要因が存在する。急速な経済成長を遂げ世界第２位の経済大国となった中国も、シーレーンを確保する必要性が高まっていることなどもあり、自ら積極的な海洋進出を図っている。我が国は自らの主権を確保しつつ、引き続き地域各国と航行の自由、法の支配の重要性について認識の共有を図るとともに、アジア太平洋地域の海洋の安全を図る上で中国との協力が重要である現実を踏まえ、海洋環境保全といった分野から同国との協力を進め、より広範な分野をカバーする枠組みへの発展を目指すべきである。また、我が国は、地域各国の海上保安機関に対する能力向上支援を継続するほか、人材育成に関する国際機関の設立に向けた取組も検討していくべきである。

（２）宇宙空間のガバナンス

宇宙空間のガバナンスをめぐっては、民間ベンチャー企業の台頭など、利害関係者の多様化に伴い、ルール作りが難航している。特に、こうした商業利用も含めた広範なルールを志向する日本、米国、欧州等と、安全保障面に焦点を当てようとするロシア、中国等との間に溝があるが、我が国としては、現在進めているアジア太平洋地域宇宙機関会議（ＡＰＲＳＡＦ）による各国の衛星を使った防災協力であるセンチネルアジアの取組の成果を踏まえ、宇宙機関間の協力という枠を超えたより広範な宇宙利用に関するルール作りの枠組みを構築し、実績作りを積み重ねていくことにより、ロシア、中国などにその必要性について理解が得られるように取り組むべきである。

（３）サイバーセキュリティ等をめぐる協力

ＩＴ社会を支えるサイバー空間については、基幹インフラを民間が保有・運営していることから、純粋な意味での国際公共財ではないものの、各国や国際社会の政治、経済、安全保障など、多方面で決定的な重要性を有していることを踏まえた十分なルール作りが急務となっている。長期的には国際法の整備を目指しつつ、当面の対応として、国家や社会にとって許容できないサイバー攻撃には、有志国が連携し、発信源を特定し、場合によっては制裁も行うといった、デファクトな規範作りも念頭に、攻撃の監視・分析などに関する国際協力の推進に取り組むべきである。また、ＡＩの利用に関しても、ルール作りに向けた取組が必要である。

２．アジア太平洋地域における核軍縮・不拡散

核軍縮・不拡散の問題はグローバルな課題であるが、アジア太平洋地域においては、国際社会の再三にわたる警告や制裁の中でも進められた北朝鮮による核・ミサイル開発が、我が国を含む同地域の安全保障における重大な脅威となっており、早急かつ実効性ある対応が求められている。

本年２月の平昌オリンピック以降、北朝鮮が対話による問題解決に向けた様々な動きを見せる中で、こうした動きを東アジア地域の軍事的緊張緩和につなげて

いくため、我が国は、関係国と緊密な連携を取りつつ、拉致問題など我が国にとって重要な課題が置き去りにされることがないことを前提に、将来の同地域における平和の在り方も見据えつつ、核・ミサイル問題の解決に向け外交努力を行っていくべきである。その際、地元、特に沖縄の負担軽減を一層進めていくことも忘れてはならない。

また、北朝鮮の核問題を解決するためには、核兵器の完全な検証可能な、かつ不可逆的な方法での廃棄の実現が必要となることも踏まえ、我が国は、実効性のある検証の実現に向けてイニシアティブを発揮すべきである。

さらに、唯一の戦争被爆国としての我が国の役割に対する期待に留意しつつ、ＮＰＴプロセスにおいて、引き続き核兵器国と非核兵器国との橋渡しに向けた外交努力を行うべきである。

なお、核兵器禁止条約については、我が国の核廃絶に向けたアプローチとは異なるほか、米国の抑止力を損なうなどの懸念が指摘される一方で、同条約が非人道性から核兵器を違法とする規範を確立する意義や、日本、韓国、北朝鮮が同時に加入すれば、東アジア地域が事実上の非核兵器地帯になるといった見方があることを念頭に、その意義や影響などについて検討するための委員会の設置の検討も含め、国会等において議論を深めていくべきである。

３．東京オリンピック・パラリンピックも見据えたテロ対策

国際テロについては、イラク、シリアなどでいわゆる「イスラム国」（ＩＳ）が活動拠点を失うなど、全体的な情勢としては改善が見られる。しかし、ＩＳは、組織の生き残りをかけて南・東南アジアへ進出を図り、戦闘員のリクルートや資金獲得活動を行っているとの見方があるほか、一時はフィリピンのマラウィ市を占拠し、影響下に置くなど、アジア太平洋地域においては、引き続き対策の強化が必要となっており、我が国と関係の深い南・東南アジア地域へのテロ組織の勢力拡大は、地域全体のほか、我が国の平和と安全にも直結する問題として十分に認識する必要がある。

また、我が国では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、テロのリスクの高まりが懸念されることを踏まえた万全の対策が求められている。

こうした認識の下、アジア諸国に対するテロ対策支援の協力を引き続き行うほか、必要に応じて関係機関の職員を派遣するなど、人的面での協力をより積極的に行うことも検討していくべきである。また、テロを起こす背景には憎悪があることに留意し、それを払拭するため、我が国の強みでもある「和をもって貴しとする文化」や「ウイン・ウインの精神」を広める平和的なテロ対策を推進していくべきである。

そのため、諸外国の関係機関と情報共有などの面で連携を強化するとともに、顔認証、行動認証といったＩＴ技術の開発を強化した上で、人権への十分な配慮を前提に、適切に使用することによりテロの予防に取り組むべきである。

４．環境問題、防災などを通じた地域協力

政治体制の違いや歴史的経緯などにより、域内での国家・国民間の信頼醸成が必ずしも進んでいないアジア太平洋地域においては、気候変動、環境汚染、自然災害といった、非軍事的な脅威への対応における協力が、草の根レベルでの国民感情の改善に寄与するとともに、協力の枠組み作りに関するノウハウの蓄積などを通じ、各国間の信頼醸成にも寄与するものと考えられる。

（１）気候変動問題への対応

近年、安全保障の問題としても認識されるようになってきた気候変動への対応においては、パリ協定の実効性を高める必要があり、気候変動問題に対する国民の意識改革を促すとともに、温室効果ガスの更なる削減を実現する上で不可欠となる技術とライフスタイルの変革を融合させるイノベーションの実現を容易にするための取組を強化すべきである。そして、我が国は技術協力や経済活動を通じて、そうしたノウハウを開発途上国等に広めるほか、適応策の支援などでも積極的に貢献すべきである。なお、石炭火力発電のプラント輸出支援などについては、パリ協定の目標達成への貢献策としての妥当性に関し、中・長期的効果を含む総合的な視点から改めて検討していくべきである。

（２）防災協力

自然災害の発生件数や犠牲者数などがアジアに集中している中で、我が国の豊富な経験・知見や高い技術に対する地域各国の期待が大きいことや、防災が復興コストを抑制し、貧困削減と持続可能な開発にも寄与することなどを踏まえ、アジア防災センターを始めとする多様な主体と連携して人材育成支援などを引き続き強化すべきである。さらに、日本学術会議の「自然災害軽減のための国際協力のあり方検討委員会」が打ち出し、その後の東日本大震災の発生により中断している、様々な協力を総合的に実施するための「自然災害軽減国際戦略協議会」のような組織の設置について、改めて取組を進めるなど、日本の知見、経験をいかした防災の主流化をより効果的に進める工夫を行うべきである。

（３）越境海洋ごみ問題への対応

ごみの発生と漂着が異なる国で生じる越境海洋ごみ問題については、生態系への影響が指摘されるマイクロプラスチックを始め、事態の深刻化が進む中、問題解決のために現行法による都道府県のみならず、国の更なる関与が必要とされるほか、国際協力が不可欠となる。各国ＮＧＯなどがネットワークを作り、取組を進めている中で、海洋国家を任じる我が国は、こうした取組を支援するため、より積極的な役割を担うべきである。なお、特に中国との協力においては、同国の政治体制や国民レベルでの問題意識の実情なども踏まえ、草の根での取組のほか、ハイレベルな会合の場で問題の重要性や取組の意義を提起するなど、同国が積極的に対策を進めるよう促す取組も必要である。

５．ロシア、インドに対する外交の在り方

国連安保理常任理事国として、国際政治で一定の影響力を有し、また、豊かな天然資源のほか、核戦力を含む強大な軍事力を有し、クリミア併合に見られるように、場合によってはその行使も辞さないロシア、及び近い将来世界最大の人口大国となることが見込まれ、経済的にも大きな潜在力を有する南アジアの大国であるインドは、インド太平洋地域の平和と繁栄にとって、大きな役割を果たし得る存在である。

（１）対ロシア外交

ロシアは近年、経済的な側面のほか、北朝鮮の核・ミサイル問題や自らの勢力圏と考えている北極海への中国の積極的な進出などを背景として、安全保障の側面でもアジアへの関心を強めている。一方、ロシアの対外政策に大きな影響を与える米ロ関係については、米国のトランプ政権発足後も改善が進んでいないが、プーチン大統領は中国傾斜からの転換を模索しているとの見方もあり、テロ対策などでの協調を契機に関係改善が図られることも考えられる。

日ロ関係については、戦後いまだに平和条約が締結されていない異常な関係が続いている中で、政府は北方領土問題を解決した上で、平和条約を締結すべく、北方四島での共同経済活動の実現に向けた取組を始めとする様々な取組を進めているが、ロシアにとって北方領土問題は安全保障の問題であることを忘れてはならない。

したがって、政府は、米ロ関係の動向も視野に入れつつ、その改善を後押しする外交を進めるとともに、アジアの平和とロシアの役割も念頭に、ロシア側の懸念も踏まえた適切な協力を行う中で、日ロ関係の進展を図っていくべきである。

（２）対インド外交

インドは、隣国パキスタンとの間では、1947（昭和22）年の分離独立以来、カシミール地方の領有権をめぐる紛争が続いているほか、中国とも国境紛争を抱えており、インドの外交政策の動向は、南アジア地域の安定に大きな影響を与えるものと言える。

我が国は、インドとは歴史的に良好な関係を有している中で、首脳同士が年次相互訪問を行うなど、政治的な関係を強めており、さらに、近年はインド市場への期待から貿易・投資といった経済関係も進展している。

中印両国の深い経済関係などに鑑み、我が国は「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進するに当たり、中国の「一帯一路」戦略との間で、強みと弱みを補完するような連携の在り方についても検討すべきである。

また、我が国や欧米諸国は、インドを世界最大の民主主義国家として重視しているが、同国内におけるヒンドゥー主義の広がりに伴い、そうした人々を支持基

盤とするモディ政権が、多様性に非寛容とも見える政策を一部進めていることを踏まえ、我が国は、自由や人権の重要性について、同国との間で認識が共有できるように、しっかりと働き掛けていくべきである。

６．多国間協力の在り方

（１）アジアにおける地域内協力の在り方

多様性豊かなアジア地域の諸国家間においては、ＥＵのような超国家的な統合体が誕生するには至っていないが、地域の平和や繁栄を実現する上で、内政不干渉や全会一致を基本とする緩やかな連合体であるＡＳＥＡＮを結節点として、地域の主要国に対話の場を提供する独自の枠組みが一定の役割を果たしてきた。

しかし、近年、中国が二国間関係を重視する「一帯一路」戦略を打ち出し、また、我が国も参加するＴＰＰにＡＳＥＡＮ加盟国の一部の国が参加するなど、アジアにおける多国間外交で見られた「ＡＳＥＡＮの中心性」が問われる状況が生じている。

厳しい決断が容易にはできない「ＡＳＥＡＮの流儀」に限界はあるものの、ＡＳＥＡＮが多様性あるアジアにおいて成功してきた多国間協力枠組みであることを十分に踏まえ、我が国は、引き続きＡＳＥＡＮをアジアにおける多国間外交で重要な役割を担う対等なパートナーとして重視し、十分な支援を行うべきである。

なお、近年、ＡＳＥＡＮ内では、特にカンボジアなどにおいて、我が国がこれまで支援してきた民主主義の発展や人権尊重などの面で後退が懸念される状況が生じていることを踏まえ、支援の実効性について不断に検証しつつ、様々な手段による相手国への強力な働き掛けを行い、状況の改善を促すべきである。

また、アジア地域での経済面の多国間協力を進める際には、中国経済の規模や域内各国との密接な関係に留意し、中国を包含する経済連携枠組みであるＲＣＥＰについて、質の高さにも留意しつつ、必要な国内対策を講じた上で迅速な実現を図るべく取り組んでいくべきである。

（２）国際機関、ＮＧＯとの連携

緊急人道支援、開発協力は、地域の安定と発展及び地域間の信頼醸成を促す上で、一定の役割を果たしているが、より効果的な展開を図る上では、専門性と高い能力を有する国連機関などの国際機関のほか、きめ細かな日本らしい援助を展開している我が国のＮＧＯと適切に連携していくことが求められる。そうした観点から、我が国は、政策目的に沿って二国間援助、国際機関経由の援助、ＮＧＯ経由の援助、ＰＫＯという四つのツールの効果的な組合せを検討するための新たな仕組みを検討すべきである。また、国際機関経由の援助であっても、提供国の国旗が描かれた援助物資が各家庭や学校などへ届けられる「顔の見える援助」が行われていることを周知するとともに、現場で日本の強みをいかし、存在感を示す観点から、他の先進諸国の実情なども踏まえつつ、我が国ＮＧＯに対する資金や人材育成面での支援の一層の強化を図るとともに、危険地域での活動の在り方についても検討すべきである。そして、日本独自の思いやりのあるきめ細かな支援を国際的に発信していくことは、これからの日本の永続的平和の基礎となるとの認識を共有すべきである。

また、国連の機能強化に向けた国連改革では我が国が先頭に立ち、積極的な役割を果たしていくべきであり、国際機関の邦人職員を増やす取組については、国際公務員が出身国に対する中立性を求められることも踏まえつつ、外交上の意義、我が国の政策目的達成上の効果について、十分な検討を行いつつ進めるべきである。

７．外交における議会の役割

国際社会においては、多様な主体の影響力が増大し、国際問題の要因や解決に向けたアプローチも複雑性を増す中で、単に政府による外交のみでなく、そうした主体との連携による重層的な外交が求められており、国民の代表である我々議会もその一翼を担う存在であることを忘れてはならない。

参議院は、議員外交の一環として、長年議員の海外派遣や外国議会議長を団長とする訪問団の公式招待などを行っているが、こうした取組の戦略性を高めてい

くべきである。特に、アジア近隣諸国、日中韓やＡＳＥＡＮ諸国との間におけるバイやマルチでの議会交流、議員交流の推進や、国際会議出席のための派遣などに際して、議会の立場から我が国の立場をしっかりと発信できるように、会議のテーマに関して専門性を持った議員が継続的に参加することが重要であるほか、重要な国際条約交渉など我が国の国益や国民生活に重大な影響が生じることが見込まれる外交交渉が行われる際には、政府代表団に同行する形で、議会として情報収集等を行うための議員団の派遣を検討すべきである。

また、アジア太平洋地域における平和の基礎となる民主主義の定着に向けて、議会や政党が一層の役割を果たしていくため、平成14（2002）年頃、欧米主要国で見られるような民主化支援財団の設立に向けた機運が両院において高まったことも想起し、政府の外交を補完し、議会の視点から長期的な外交課題に取り組むため、我が国でも類似の仕組みの実現に向けて、改めて議論を深めるべきである。その際、権力の融合、分立の観点から見た、現在の我が国の議院内閣制における行政府と立法府との関係を踏まえ、国会、なかんずく参議院がある程度の自立性を持って外交的な活動を行うために必要となる条件について、国会運営や選挙制度の在り方まで含め、広範な視点から議論を行うべきである。

あとがき

本調査会は、３年間のテーマとして、「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」を掲げ、調査を進めている。調査に当たっては、調査会制度の趣旨を踏まえ、テーマに取り上げた課題について、多角的な視点から、長期的、抜本的な解決に向けた議論を行っているが、調査会設置以来、北朝鮮による核・ミサイル開発問題は、早急な対応が求められる喫緊の課題として、本調査会の議論にも影を落としてきた。

そうした中、４月27日に南北首脳会談が行われ、朝鮮半島の完全な非核化や戦争状態の年内終結などについて合意がなされる一方、米朝首脳会談については、開催をめぐり様々な外交的な駆け引きが行われており、今後の動向が注目されている。こうした一連の流れの中で、拉致問題の解決も含め、我が国及び東アジア全体の平和と繁栄がしっかりと確保されるよう、政府には関係諸国との緊密な連携の下、一層の外交努力を期待するとともに、本調査会としても我が国として何をなすべきかについて議論を深めていきたい。

本中間報告の後、本調査会は最終報告に向けて、調査を約１年続けていくこととなるが、そこでは、これまで議論を重ねてきた信頼醸成を含む地域の主要国などとの関係や国境を越える諸問題を解決するための協力の在り方などを踏まえつつ、さらに、ソフトパワーの活用や、ＳＤＧｓ等の国際公約の推進の在り方などについて議論を行う予定である。その上で、そうした様々な論点から浮かび上がるアジア太平洋地域において平和を実現していくための課題、その解決に必要な地域協力や日本外交の在り方について、調査会としての最終的な共通の認識を明らかにしたいと考えている。

参考　主な活動経過

国会回次及び年月日	調査会の主な活動等
第194回国会 平成29年９月28日	・理事の辞任及び補欠選任
第195回国会	（会期末手続のみ）
第196回国会 平成30年２月７日	・理事の補欠選任 ・参考人からの意見聴取及び質疑（「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（国際平和実現への取組）） （参考人） 東海大学海洋学部教授 山　田　吉　彦　君 ＮＧＯピースボート共同代表、核兵器廃絶国際キャンペーン（ＩＣＡＮ）国際運営委員 川　崎　　哲　君 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社主任研究員 川　口　貴　久　君
２月14日	・参考人からの意見聴取及び質疑（アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（環境問題・気候変動等への対応）） （参考人） 国立研究開発法人国立環境研究所地球環境研究センター気候変動リスク評価研究室長 江　守　正　多　君 一般社団法人ＪＥＡＮ代表理事、特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事 金　子　　博　君 アジア防災センターセンター長・早稲田大学名誉教授 濱　田　政　則　君 ・海外派遣議員からの報告聴取、政府からの説明聴取及び意見交換
２月21日	・参考人からの意見聴取及び質疑（アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題（日ＡＳＥＡＮ、日ロ関係等）） （参考人） 防衛省防衛研究所地域研究部長 兵　頭　慎　治　君 岐阜女子大学南アジア研究センター客員教授 福　永　正　明　君 日本映画大学特任教授 熊　岡　路　矢　君
２月22日	・アジア太平洋における平和の実現に向けた信頼醸成や地域協力への取組、国境を越える諸問題の解決における地方自治体の役割等に関する実情調査（視察） （視察先） 横浜港、横浜市、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構研究所及び同機構地球ひろば

官　報（号　外）

4月11日	・参考人からの意見聴取及び質疑（アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題（多国間協力枠組みの在り方等）） （参考人） 東京理科大学教授 大庭三枝君 千葉大学大学院社会科学研究院教授 石戸光君 政策研究大学院大学研究科長・教授 増山幹高君
4月18日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち、国境を越える諸問題の現状と解決に向けた課題（国際平和実現への取組）） （参考人） 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授 鈴木一人君 日本大学危機管理学部教授 安部川元伸君 元国連世界食糧計画（ＷＦＰ）アジア地域局長 忍足謙朗君
5月9日	・理事の選任 ・委員間の意見交換（「アジア太平洋における平和の実現、地域協力及び日本外交の在り方」のうち国境を越

	える諸問題の現状と解決に向けた課題及び信頼醸成と永続的平和の実現に向けた取組と課題）
6月6日	・調査報告書の決定及び議長への提出 ・本会議において報告を申し出ることの決定

調査報告書
国民生活・経済に関する調査
右の件について別紙のとおり中間報告する。
平成三十年六月六日

国民生活・経済に関する調査会長　増子　輝彦

参議院議長　伊達　忠一殿

国民生活・経済に関する調査報告

（中間報告）

目　　次

Ⅰ　調査の経過 …… 1

Ⅱ　調査の概要 …… 2
1　参考人からの意見聴取及び質疑 …… 2
（1）子どもをめぐる格差への取組（平成30年２月７日） …… 2
（2）若年者をめぐる格差への取組（平成30年２月14日） …… 15
（3）高齢者をめぐる格差への取組（平成30年２月21日） …… 29
（4）ユニバーサルサービスへの取組（平成30年４月11日） …… 43
（5）子ども・若年者をめぐる格差への取組（平成30年４月18日） …… 57
2　委員間の意見交換（平成30年５月９日） …… 71

Ⅲ　主要論点の整理 …… 79

（凡例）

会派の略称は、以下のとおりである。

（自民）……自由民主党・こころ
（公明）……公明党
（民主）……国民民主党・新緑風会
（立憲）……立憲民主党・民友会
（共産）……日本共産党
（維新）……日本維新の会
（無ク）……無所属クラブ
（国声）……国民の声

Ⅰ　調査の経過

参議院国民生活・経済に関する調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会（平成28年９月26日）に設置された。

本調査会は、３年間を通じた調査テーマを「あらゆる立場の人々が参画できる社会の構築」とし、１年目は、調査テーマのうち「経済・生活不安の解消」について調査を行った。

２年目の第196回国会においては、調査テーマのうち「豊かな国民生活の実現」について調査を行うこととし、「子どもをめぐる格差への取組」、「若年者をめぐる格差への取組」、「高齢者をめぐる格差への取組」、「ユニバーサルサービスへの取組」及び「子ども・若年者をめぐる格差への取組」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。また、２年目の中間報告を取りまとめるに当たって、委員間の意見交換を行った。

なお、スウェーデン王国及びアイスランド共和国における格差及びその是正策等に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、本院から派遣された議員から、報告を聴取した。

Ⅱ　調査の概要

１　参考人からの意見聴取及び質疑

（１）子どもをめぐる格差への取組（平成30年２月７日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

公益財団法人あすのば代表理事　小河　光治　参考人

○　子どもの貧困対策の法律を求める活動を通じて、様々な貧困状況に置かれている子どもを支援する必要性を感じ、あすのばを設立した。

○　あすのばでは、子どもの貧困の実態を見える化するための調査と政策提言、地域において子どもを支援する民間団体への中間支援、子どもへの直接支援等を行っている。子どもの意見を直接運営の中でいかすため、理事６人のうち３人は大学生が就任しており、また、高校生以下による子ども委員会を設けている。

○　国民生活基礎調査によると、2015年の子どもの貧困率は13.9％で、３年前より改善されているものの、依然として７人に１人の子どもが貧困状況にある。特にひとり親世帯の貧困率は50％以上であり、日本はＯＥＣＤ加盟国の中で最悪レベルである。

○　全国ひとり親世帯等調査によると、2016年のひとり親世帯は142万世帯と推計されている。近年、母子世帯が非常に増えており、かつ、貧困状況に陥っていることが問題である。

○　両親がそろっていても貧困状況にある世帯も少なくない。非正規雇用が約４割を占め、30年前の倍近くになっている。また、外国にルーツを持つ子どもも増えている。様々な原因により、子どもの貧困は深刻な状況となっている。

○　子どもの貧困率は、景気回復に伴いここ数年低下しているが、この傾向が続くのか注目しなければならない。今後景気が悪化したときに、貧困率が再び上

昇するのではないかと危惧している。

○　あすのばでは、設立当初から独自の制度として、生活保護世帯、住民税非課税世帯の子ども、児童養護施設等から退所する子どもを対象に、小中学校入学者に３万円、中学校卒業者に４万円、高校卒業者等に５万円を支給している。2017年度は、2,000人の定員に対し、全国から３倍以上の応募があった。

○　子どもの貧困について、各都道府県や基礎自治体で調査を実施しているが、日本全体の実態調査は行われていない。あすのばでは、2016年度に給付金を受給した1,500人の子ども等を対象にアンケート調査を実施した。

○　貧困の「貧」は経済的な問題、「困」は困り事が多いことである。かつては、経済的に苦しくても地域の支えがあったため、困り事は少なかった。現在の子どもの貧困のうち、経済的な問題に対しては、雇用の安定、世帯所得の増加、再分配の強化とともに、住居費、教育費等の負担軽減が必要である。困り事に対しては、地域の支え合いを広げていくことが必要である。

○　現状の子どもの貧困対策では、高等教育に対する支援は充実しているが、高校生以下の子どもに対する支援は必ずしも十分ではない。高校生に対する給付型奨学金について、住民税非課税世帯の第一子と第二子以降との格差是正が求められる。また、高校入学時、生活保護世帯に対しては入学準備金の支援があるが、住民税非課税世帯等は対象外である。山梨県では独自に住民税非課税世帯に５万円を支給しており、こうした制度の全国展開も重要と考える。

○　税制上の寡婦控除を、現在は対象外である婚姻歴のないひとり親にも適用することで、住民税非課税世帯として様々な支援制度の対象となる。このほか、生活保護世帯の進学時における世帯分離の廃止等も検討が望まれる。

○　見直しの時期を迎える子どもの貧困対策法と子供の貧困対策大綱については、実際の施策の方が先行している面がある。見直しに当たっては、第一に、貧困の連鎖を断ち切ることに加え、現在の貧困の解消を理念として明記すべきである。第二に、子どもの貧困対策の四つの柱のうち、教育支援のみならず、生活支援、就労支援、経済的支援の拡充が必要である。第三に、子どもの貧困に関する施策の評価等のために設定する指標については、貧困率に限らず、多面的な指標を定めるべきである。第四に、都道府県による子どもの貧困対策計画策定を努力義務から義務に格上げするとともに、基礎自治体による計画策定についても盛り込む必要がある。

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長

赤石　千衣子　参考人

○　しんぐるまざあず・ふぉーらむでは、ひとり親を対象とした電話相談・グループ相談会、食料支援、学習支援、交流事業、支援者養成、就労支援等を行っている。会員数は1,100人で、メールマガジンの購読者増により、日々増加している。

○　電話相談は会員に限定せず実施しており、地域の中で困難を抱え、どこにも相談先がない人等から相談がある。グループ相談会は、社会的に孤立している人が自分と同じ立場の人と会うことにより元気になれる場を提供するもので、各地で実施している。食料支援は、困窮者に米を提供しており、年末には200世帯以上に送った。クリスマス会やバーベキューパーティーなどの交流事業も開催している。このほか、大手化粧品会社と連携して、４か月半のプログラムで美容部員等としての正社員採用の機会を提供する就労支援を実施している。

○　日本のひとり親世帯の貧困率は、ＯＥＣＤ加盟国で最悪となっている。全国ひとり親世帯等調査の推計によると、2016年の母子世帯は123万世帯で、ひとり親となった理由は離婚が約80％、死別が約８％、非婚・未婚が約９％となっている。

○　また、同調査によると母子世帯の就業率は約82％と非常に高いが、そのうち非正規雇用が約44％を占め、平均就労年収は133万円である。低収入が貧困の原因となっている。正規雇用になると年収300万円程度になるが、長時間労働となり、子育てと仕事の両立が困難となるなどの事情から、ひとり親の中には正社員になることに踏み切れない人がいる。

○　さらに、同調査から母子世帯を収入階層別に見ると、年収０～100万円が約22％、100～200万円が約36％を占める。100～200万円の階層は、毎日の生活は

何とかなるが、教育費や祝い事、修学旅行や高校進学の支出には困難が伴う。300万円ないし400万円程度の年収がなければ生活が安定しない。親族の支援があれば比較的良いが、母子世帯の親族との同居率は４割に満たない。なお、父子世帯の場合は６割が親族と同居している。

○　父子世帯の子育てと仕事の両立は更に過酷になっている。男性の仕事は子育てを前提としておらず、他者への相談が不得手な父親が多いためである。

○　ひとり親世帯を対象とした公的支援制度は、広報が不十分である。例えば、高等職業訓練促進給付金は、看護師や介護福祉士の養成機関に通う場合、住民税非課税世帯には月額10万円、課税世帯には７万500円の生活費を３年間援助するという充実した補助制度であるが、周知が十分とは言えない。

○　無業の母子世帯の母親の半数が抑うつ状態であるとの調査結果がある。孤立していたり、他人の目を気にして自己評価が上がらず、自己肯定感が低いことが、子どもにも悪影響をもたらしている。

○　日本のひとり親世帯の貧困の理由の一つは、母子世帯の母親が就労していないからではなく、就労率は諸外国より高いものの就労収入が低いからである。理由のもう一つは、母子世帯は家族だけでは支え切れていないからである。

○　現在は、男性が長時間働き、女性は短時間働くことが社会の主流となっている。これを、男性も女性も子どもを育てながら働き、賃金も平等に得られる社会に変えなければ、ひとり親世帯の貧困問題は解決しない。

○　長期的な目標としては、同一価値労働同一賃金の原則を社会に定着させることが必要である。また、女性が出産で仕事を辞めなくてよい、ワーク・ライフ・バランスが整った社会をつくるとともに、充実した子育て教育費の支援も重要である。さらに、養育費に関しては、児童扶養手当と引換えではない立替払制度等の充実が求められる。

○　中期的な目標としては、在宅就労支援等のひとり親支援の政策が役立っているのかを評価・検証すべきであり、そのための評価指標の導入が必要である。

○　短期的な目標としては、相談の質の向上や利用者の声を聴く工夫が求められる。支援を必要とする人に情報が届いていない点は問題である。ひとり親は窓口で様々な審査を受けることを嫌い、支援可能な施策に結び付けることが難しい場合があるため、窓口の信頼関係を構築する取組が必要である。このほか、児童扶養手当の毎月支給や20歳までの支給延長、ＤＶ問題を考慮した面会交流の制度整備、非婚・未婚の母への寡婦控除の適用等も検討すべきである。

特定非営利活動法人豊島子どもＷＡＫＵＷＡＫＵネットワーク理事長

栗林　知絵子　参考人

○　豊島子どもＷＡＫＵＷＡＫＵネットワークは、東京都豊島区で子どもの居場所づくりの活動を行っている。対象は全ての子どもであるが、特に困難を抱えた子どもが笑顔で成長できるよう、思いを共有した地域の人と共に活動している。

○　2004年に豊島区が子どものプレーパークを造ったことが始まりであり、そこで出会った子どもを支援するため、様々な居場所をつくってきた。具体的には、遊ぶためのプレーパーク、学ぶための無料学習支援のほか、一人で食事をしたり満足に食事ができない子どものための子ども食堂など暮らしを支える場所もある。また、行き場のない子どもが安心して泊まることができるＷＡＫＵＷＡＫＵホームも設置した。

○　日本財団が2015年に発表した子どもの貧困に関するレポートによると、15歳の子ども120万人のうち、18万人がひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設で暮らしていると推計されている。このような恵まれない境遇にある就学前の子どもに対する投資の意義についてノーベル経済学賞を受賞したヘックマンが指摘している。学習支援でも、小学生の頃から支援できれば進学先や就労先も変わり、より成果が高くなると考え、小学生も対象としている。

○　子どもが地域にいる間に多くの大人が関わり、皆で育てる環境をつくることが重要である。福祉の観点でも、発達期における十分な依存体験が人間の基本的信頼感を育み、子どもの自立を促すとされている。孤立しがちな子どもや母親とつながりをつくることは地域にしかできないことから、地域に様々な居場所をつくっている。

○　プレーパークにおいては、異年齢の子どもが共に遊んでいる。ここで子どもは、人を頼り、何か困ったら相談し、様々な経験をして成長できる。

○　無料学習支援は、小中学生、外国籍の子ども等の地域の全ての子どもを対象としている。日本語が読めないため行政の支援を利用できない外国籍の親も来ている。学習を支援する大学生は十分な環境の中で育った者が多く、クリスマス会や博物館の見学など自分が体験したことを子どもにも体験してもらう場をつくっている。

○　行政の支援もあって、地域全体の意識が高まっており、豊島区内では現在19か所で無料学習支援が行われている。区の福祉課が無料学習支援のマップを作り、必要な子どもに情報を提供している。

○　現在、子ども食堂は全国に800～1,000か所あると言われており、豊島区内だけで13か所ある。子ども食堂は、食事を提供するだけでなく、子ども同士あるいは地域の様々な人と触れ合うことができる交流の場所となっており、子育て支援が届かない親子を地域につなぐ役割を果たしている。

○　子どもの居場所ができ、地域と子どもをつなげる人が増えていくことによって、地域のセーフティネットの網の目が細かくなる。豊島区では、地域の人々に加えて、行政に子供生活支援員やコーディネーターを配置し、支援を必要とする子どもを地域の資源につなげる取組を実施する予定である。

○　子どもは、年齢によって必要な支援が異なる。幼少期に重要であるのは大事にされることなど関係づくりであるが、成長すると経済的な問題が重要となる。様々な制度、居場所、人を子どもにつなげることで、子どもが成長し、将来地域に戻ってくるという循環ができれば、持続可能なまちづくりにつながる。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　参考人の運営する団体が持続的に子どもの支援を行っていく上で必要なものは何か。

答　政府や各政党に要請を行う上で中立性を確保する必要があり、広く市民に支援されることが重要と考える。一方、十分に民間からの寄附が得られず財源が厳しい団体もあることから、助成も含めた支援も求められている。

答　多くは寄附を受けて運営しているため、より多くの人の理解の下で寄附を募りたい。支援に当たる人材の確保も重要である。また、支援を行う団体の運営を助ける中間支援機能の活性化も求められる。

答　子ども食堂の運営には、食材や場所、人材の確保が必要であり、取組が全国に広がっていくためには経済的な支援があることが望ましい。

問　子どもの貧困問題への対応に地域による格差があるのではないか。

答　地域による格差は大きい。まず地域ごとに実態把握を行い、民間団体の取組とともに、その地域の課題解決に資する施策を講ずることが必要である。

答　ひとり親の就労状況等には地域格差があることから、支援を求める人の要望を踏まえた情報の提供や、同じ立場の人が集まることのできる場の整備が求められる。

答　地域により環境が異なるが、全国どこでも、子どもが食べ、眠り、遊ぶことができる環境が成長には不可欠である。

問　国民生活基礎調査に基づく子どもの貧困率等の調査は、３年ごとに実施され、結果の公表にも時間を要している。これは重要な指標であり、毎年調査を行い、速やかに公表すべきではないか。

答　貧困率については、可能であれば毎年の調査結果を速やかに公表することが望ましい。国民生活基礎調査はサンプル数が十分でなく、都道府県の貧困率は把握できないため、より所得を把握しているデータを使う方法も含めて、検討する必要がある。なお、イギリスでは、税の情報を使ってより細かい面積単位の貧困率を公表している。

問　子どもの貧困対策法の見直しに当たり、子どもの貧困率の削減目標等の指標を法律に盛り込むべきか。

答　イギリスなどでは、子どもが生活に必要な物や体験の機会を得られているかという剥奪指標を用いている。貧困に関する指標については、経済的な問題だ

けでなく多種多様な子どもの状況を把握する指標を設定するとともに、その指標をどのように改善していくかという目標を示すことが望まれる。

問　諸外国では、国による養育費の立替払や取立援助等の制度があり、日本でも法制審議会において、養育費を支払わない人の預貯金口座の特定等の制度が検討されている。養育費の支払確保のため、どのような取組が必要か。

答　養育費の支払確保制度は必要である。国による立替払の場合は、養育費、児童扶養手当の両方を受領できる形でなければならないと考える。ただ、相手の支払能力の問題もあり、養育費の支払だけでは貧困は解決しない。

問　孤立して行政の支援が届きにくい貧困世帯に対し、あすのばではどのような取組を行っているか。

答　孤立している貧困世帯には、あすのばや行政の支援に関する情報が届いておらず、苦慮している。地域の民間団体や行政がこのような世帯にアウトリーチする仕組みを構築する必要がある。

問　行政の窓口において、相談に訪れたひとり親が話しやすい環境をつくるなど、信頼関係をどのように構築すべきか。

答　申請者の期待に添えない際の代替案提示など、窓口担当者の対応能力を向上させ、つながりを持ち続けるようにすることが必要ではないか。

問　豊島子どもＷＡＫＵＷＡＫＵネットワークの様々な支援の中で最優先で取り組むべきことは何か。

答　子どもの年齢により必要な支援は異なる。幼少期は地域で大事にされるというつながりが重要であるが、成長に伴って給付金等の様々な制度が求められる。

問　子どもの貧困対策において国が果たすべき役割は何か。

答　貧困対策の対象者を一定の基準で区別することは難しいので、まず子ども全体に対する制度や施策を充実させた上で、困難を抱える者に対してよりきめ細かく支援を行うことが必要である。また、困り事に対する支援は民間でできる部分が多いが、経済的な問題には行政の対応が求められる。子どもの貧困対策法の見直しに当たっては、特に経済、就労、生活の三分野に対する支援の底上

げを期待したい。

問　母子世帯の就労環境をめぐる課題と国が取り組むべき対策としてどのようなことが挙げられるか。

答　ひとり親世帯に家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業があるが、実施している都道府県が少ない。地域において児童の預かり等を行うファミリー・サポート・センター事業と共に充実していく必要がある。また、適性等を踏まえた職業能力開発を行うことにより、母親の就業が促進されるのではないか。

問　子ども食堂が地域で果たしている役割と子どもの貧困に対して国や地方自治体が果たすべき役割をどのように認識しているか。

答　子ども食堂は、子どもの役に立ちたいと考える地域のあらゆる人がつながる場となり、まちづくりにも寄与している。また、地域社会の分断や核家族化が進む中では、子どもを親だけでなく地域で育てていくとの意識に変わることで、地域のセーフティネットが構築されていくのではないか。国や地方自治体においても、これを支援する取組が求められる。

問　奨学金制度のあるべき姿をどのように考えるか。

答　希望すれば誰でも進学できる制度の構築が重要である。一方で、高校卒業後に働きたい人への支援がないほか、奨学金の返済に苦労している人もいる。特定の子どものみを支える制度とならないよう配慮する必要がある。

問　欧米では教会を中心に行われる子どもの支援活動を、日本では行政やＮＰＯが担っていることについて、どのように考えるか。

答　子どもへの支援を担う者がいなければ、地域の人が自ら立ち上がり、できることに取り組んでいくしかないと考えている。

問　ひとり親世帯の貧困解決のために同一価値労働同一賃金が重要と考える理由は何か。

答　例えば、女性の賃金水準は、職場で同様の仕事を行っていても男性より低い実態があるので、同一価値労働同一賃金は重要である。

問　相対的貧困ではなく、絶対的貧困の子どもの支援に主眼を置いた上で、機会

平等を実現すべきではないか。

答　子どもにより貧困の度合いは異なっており、比較することは適当ではない。また、社会が分断され、支援を受ける人に非難が集まる傾向が見受けられる。一部の子どもだけでなく全ての子どもを対象とした支援を充実させることで、社会のコンセンサスが得られるのではないか。

問　子どもの貧困対策法の施行後５年目の見直しにおいて、特に盛り込むべき事項は何か。

答　子どもの貧困の背景には家庭の貧困の問題が存在することから、世帯全体への支援を拡充するための見直しが必要と考える。また、現行法の目的規定は子どもの将来についてのみ言及しているが、現在の困り事にも向き合うとの理念を盛り込んでほしい。さらに、子どもをめぐる課題は地域により異なることから、国の財政的なバックアップの下で基礎自治体ごとに子どもの貧困対策計画を策定すべきである。

問　子ども食堂のように、子どもを地域で支える仕組みを全国展開していくために必要なことは何か。

答　民間の活動だけでは広げることができないため、同時に、子どもを地域で支えるための制度づくりが必要と考える。

問　妊娠による高校生の退学を防止するためにどのような支援が必要か。

答　実態を確認した上で、継続して通学するための工夫をしつつ、通信制の学校など選択肢を示すことが重要ではないか。

問　子どもの貧困問題を考える上で、例えば、ランドセルを購入しなければならないといった、意識や文化等で変えられるものがあるのではないか。

答　十数年前にアメリカに在住した時の経験では、公立小学校は、子どもを朝から夜まで預かり食事も無償提供されるのが標準であった。日本でも先駆的な地方自治体で朝食の提供が行われている例もあり、学校における夏休み中の給食提供や給食無償化などが広がることが望まれる。

答　ひとり親は経済的に厳しく忙しい中でも、子どものために人並みにしてあげたいという気持ちを持っており、学校での集金の手間や制服の購入等が負担となっている面がある。

問　子ども食堂等の民間における取組に対する行政の関与はどうあるべきか。

答　豊島区の場合は、公共施設の会場費免除、保険代補助が行われている。このような必要最低限の支援が望ましい。

問　支援を必要とする子どもに対して、子ども食堂等はどのようにつながりを持つようにしているのか。

答　子どもが小さい時期から地域との関係をつくることで、成長してからも相談できる関係を維持することができる。

問　地域で支援を必要とする人の孤立を防ぐために、どのような取組が求められるか。

答　小中学校が地域のプラットフォームとなるべきであり、スクールソーシャルワーカーの役割が非常に重要である。基礎自治体の中には、教育と福祉を連携させた先駆的取組もあり、それを広げることが重要である。

答　母子手帳交付時の状況把握のほか、現金給付はつながりをつくる機会であるので、児童扶養手当の現況届時の相談受付、児童手当支給時の保健師による訪問などの工夫が考えられる。

答　小学校入学前からの支援が必要であり、保育園、幼稚園の無償化や地域のボランティアとの関係づくりが有効と考える。

問　フードバンクを始めとする食料支援については、活動資金や人手の不足が指摘されている。解決策としてどのようなことが考えられるか。

答　豊島子どもＷＡＫＵＷＡＫＵネットワークでは、食材等を届ける場合もあるが、事務所のほか、子ども食堂や無料学習支援の場から持ち帰ってもらう場合もある。

問　ひとり親の就労支援制度について、どのように周知を図るべきか。

答　ＳＮＳ、メールマガジン等様々な手段を活用するとともに、相手からのフィードバックを得ることが必要ではないか。

問　行政の支援を受けたくない人が存在する背景にどのような問題があるのか。

答　真面目なひとり親には、窓口で相談したにもかかわらず、ある支援が対象外

とされると、自分はあらゆる支援が受けられないと認識してしまう傾向がある。この場合、ほかの制度の情報提供や相談の継続等の対応が必要である。また、孤立して情報がなく自分を客観視できなくなってしまう傾向があるので、初期の段階で、同じ立場の人や地域とのつながりをつくることが不可欠である。

問　民間の活動を支える募金や寄附制度の問題点としてどのようなことが挙げられるか。

答　比較的規模の大きい団体に民間の寄附が集まる傾向にある。また、中間支援的な活動や政策提言を行う団体には、子どもを直接支援する団体よりも寄附が集まりにくい。寄附文化を醸成しつつ、バランス良く寄附が行き渡る仕組みが求められる。

答　寄附を集めるためのノウハウを、活動している団体に伝えていくことが重要と考える。

答　滋賀県、広島県、高知県では、県が基金を造成して企業に寄附を募り、その基金から地域の子どもを支援する団体に助成している。このような事例をモデルに各地域で寄附の循環が広がっていくことが望まれる。

問　ＮＰＯ法人を運営する上で、制度面で改善を求めることはあるか。

答　ひとり親世帯の支援に関する委託事業の多くは随意契約となっているが、競争入札を導入した方が効果を測ることができるのではないか。

問　地域における子どもの支援を行う上で、課題や改善点としてどのようなことが挙げられるか。

答　子どもが安心して育つ環境を整備することは、地域の全ての人に異論はない。現場の声を行政に届け、行政と地域の人が共に問題に取り組む関係を築くことが必要ではないか。

問　ひとり親世帯にファミリー・サポート・センター事業による支援を周知するとともに、同事業により援助を行いたい者の登録を促進することも必要ではないか。

答　事業の担い手を増やすため、具体的な支援内容を情報発信し、例えば子ども

食堂の支え手がファミリー・サポート・センターに登録する動き等が広がると良い。

問　子ども食堂の意義や役割をどのように位置付けていくべきか。

答　子ども食堂の取組から、全ての子どもを支援する政策や予算の必要性が伝わるようにしたい。

問　子どもを支援するための給付の在り方についてどのように考えるか。

答　一般的に、現物支給に比べ、現金支給には抵抗感を持たれることがある。しかし、困っている人のニーズを満たすために現金は万能であると考えており、あすのばでも給付金を支給している。

（２）若年者をめぐる格差への取組（平成30年２月14日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

立教大学大学院特任准教授　稲葉　剛　参考人

○　若者が生活困窮に至る背景の一つに、貧困の世代間連鎖の問題がある。2010年のＮＰＯの調査によると、ホームレスの若者50人のうち９人が実の親以外に育てられていた。現在、政府においても、公的な給付型奨学金の創設や児童養護施設を出た若者への住宅支援等を進めているが、このような対策を更に進めてほしい。

○　もう一つの背景は、いわゆるブラック企業の問題である。正社員として就職したものの、過重な労働の結果、うつ病などを発症して働けなくなる。一時的に頼った親との関係も悪化して家に居られなくなり、いわゆるネットカフェ難民や路上生活者になる。ブラック企業に対する規制を更に強化してほしい。

○　日本では、2002年に成立したホームレス自立支援法の下で、本格的にホームレス対策が行われてきた。官民の支援の結果、近年ではホームレスの数は激減しており、厚生労働省の調査では6,000人を切っている。しかし、同調査は昼間の目視によるものであり、夜間の実数はその約2.5倍とも指摘されている。

○　ホームレス自立支援法は、路上、公園、河川敷等の屋外で生活している者を対象としている。しかし、ネットカフェ難民、友人宅への居候、派遣会社が用意した部屋への住み込みなどが増えており、住まいの貧困が広がっている。これら路上生活一歩手前の者を含め、全体を調査、把握して対策を行う必要がある。

○　2017年の東京都の実態調査によると、ネットカフェ難民の約半数が20～30代であり、アパートに入居するための敷金等が用意できず、また、家賃を払い続けられる安定収入が得られないことが明らかとなっている。低収入であるため、親元から離れられない若者が多いとの調査もある。このように、若者、特に大都市部に暮らす若者にとって住宅確保のハードルが高くなっている。

○　低収入で未婚の若者の約７割が結婚に消極的あるいは悲観的な傾向を示しているとの調査もある。若者が自分の住まいの確保だけでなく、将来に対する見通しを持てないという実態が明らかになっており、ある意味では社会の持続可能性の危機に陥っていることを表しているのではないか。

○　欧米では、家賃の補助、低廉な住宅の提供等の若者への住宅支援を行うことで、自立促進や少子化対策につなげる取組を行っている。日本でも政策の転換が求められている。

○　2017年10月に施行された改正住宅セーフティネット法に基づき、都道府県ごとに空き家を登録してもらい、高齢者、障害者、若者を含めた低額所得者等の住まいとして活用する画期的な制度が設けられた。若者にも活用してほしいが、登録件数はまだ少なく、更なる充実が求められる。

○　2015年度から始まった生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者向けの相談窓口をつくり、就労や居住等の支援を行うものであるが、就労支援に偏っている。例えば、仕事が見付かるまでの間家賃相当額を支給する住宅確保給付金は、対象者が離職者に限られていることから、利用者数がこの６年間で７分の１まで減少している。支給対象者の拡大、敷金等の初期費用の支給等、安定した居住の確保を最優先とする政策に転換していく必要がある。

○　これまでの日本は、中間層の持家取得を促す住宅政策が中心であったが、日本型雇用が崩れる中、若者が将来の見通しを持てないまま住宅を確保できない状況が広がっている。例えば、公営住宅の若者への開放や、生活保護の対象となる前の段階での家賃補助の導入など、住まいは基本的な人権であるとの考え方に立って、これまで別個に行われてきた福祉政策と住宅政策を融合するような政策への転換が求められている。

○　改正住宅セーフティネット法に対する参議院の附帯決議で指摘されているとおり、国としても住まいの貧困実態調査を実施すべきである。

社会福祉法人わたげ福祉会理事長

特定非営利活動法人わたげの会理事長

仙台市ひきこもり地域支援センター長　秋田　敦子　参考人

○　わたげ福祉会及びわたげの会は、20年近くにわたり、不登校やひきこもりの若者の支援を行っている。

○　不登校やひきこもりの始まりと終わりは、本人の決断によるものであり、自分から相談に出てくることは少ない。そのため、本人からではなく家族等からの相談が支援の始まりとなる。本人に直接支援ができる段階に至るまでには時間を要するため、まずは家族への支援を重視して行う。

○　家族を安定させることで、本人が自らの意思で社会に出られる環境を整え、最終的に本人が自立と社会参加の仕方を自ら選択できるようにするため、本人と家族の状況に合わせながら、三つのステップで支援を行っている。

○　宮城県や仙台市から委託を受けているひきこもり地域支援センターに、家族、民生委員、医療機関等から相談が寄せられる。ステップⅠでは、家族との個別面談や心理教育を使った家族教室により、家族が本人の心を理解し、本人が安心して過ごせるよう家庭の安定を取り戻すことを目指している。家族の支援は、三つのステップのいずれの段階でも行っている。

○　ステップⅡでは、家族を通じた本人支援を行う。家庭内で具体的な工夫を繰り返し、振り返りをしながら家族のモチベーションを高める。この過程で本人が動き出す機会があれば、アウトリーチを開始する場合もある。

○　ステップⅢは、本人への直接支援の段階となる。ここでは、本人に合った居場所をつくっていく。まず、初期の居場所となるフリースペースで仲間との関わりを経験しながら自己肯定感を持ってもらう。その後、目的を持って居場所を変わっていく。こうして彼らにとって居場所は不可欠のものとなっていく。

○　三つのステップを経た後に、彼らを一般の社会に溶け込ませるプロセスが必要となる。地域との関わりをつくるため、ボランティア活動や働くための実践トレーニングの機会を提供しており、就職した者も多い。

○　支援の過程で病気や障害が背景に考えられる場合は、福祉サービスを使える

社会福祉法人わたげ福祉会で、それ以外の障害に当てはまらない場合は、ＮＰＯで就労支援等をしている。障害に当てはまらなくても一般就労では働き続けることが難しい場合があり、中間就労の場の確保が大きな課題である。

○　自分はやる気が起きれば動けるようになると最初は思い、自分で判断してひきこもり、職場を辞めるが、社会は待ってくれず、そこからかなりの苦しみを背負う。ひきこもっている間に成長した友人との格差を気にするようになり、ひきこもりはかなり長期化する。

○　最近は50代のひきこもりの相談も増えてきた。高齢の家族が地域包括支援センターを利用する中で、自宅にひきこもっている人の存在が分かることがある。今後大きな問題となるのではないか。

○　ひきこもりで困難を抱えた人が、人とつながる喜びを感じ、自分らしい生き方をして幸せになるという希望を持てる社会をつくっていきたい。そのためには、我々だけでなく、地域での横の連携も必要となる。

和光大学現代人間学部教授　竹信　三恵子　参考人

○　最近は、仕事を見付け、会社に入るためのキャリア教育は広がってきた。一方、働く中で不当な目に遭ったときに、自分にどのような権利があって誰に相談すればよいかといった、働く人にとっての基本的な知識を、若者はほとんど持っていない。

○　労働力調査によると、15～24歳の失業率は他の年齢層に比べて高い。また、大学卒以外の若者の失業率は高く、学歴格差が見られる。さらに、国民生活基礎調査によれば、貧困率は、高齢者だけでなく15～24歳でも高くなっている。

○　若者の貧困の要因は、働き始めたときの労働条件が悪いことにある。非正規雇用の比率が高い上、正規雇用でも低賃金で、非常に不安定である。それを支える親世代も、1997年以降賃金の低下が続き、貧困化が進んでいる。奨学金を返済できず破綻してしまう若者も少なくない。こうした状況でも、若者は仕事を辞めたら終わりと思い、声を上げて訴えることができないため、周りからは困っていないと思われている。

○　実際には、製造業派遣解禁等により中学・高校卒男性の安定的雇用が失われている。女性についても、専門学校で資格を取得しても生活できる賃金はすぐに得られず、正規雇用でも完全歩合制の営業職となるなど、仕事が不安定かつ低賃金となっている。

○　正社員の制度についても劣化してきている。例えば、正社員として就職しても、固定残業代制や裁量労働制が導入されており、結果的にサービス残業とならざるを得ないことから、時給は高くないが労働に見合った賃金が得られる契約社員に雇用形態を変更する若者さえいる。

○　経営者側は、人手不足や中小企業の経営の悪化等により、安い労働力を求めており、アルバイトという名で児童労働が行われ、死亡事故が発生している事例もある。大手企業も、経営がグローバル化して不安定化する中で、可能な限りそのリスクを働き手に転嫁しようとしている。一方、若い労働者側は、親の支援が受けられず、奨学金返済の負担が掛かり、仕事も辞められないため、立場が弱い。こうした双方の要因から、若年労働の劣化が起こっている。

○　若者は一度会社に入れば後は何とかなるはずと思っているが、それは終身雇用制の下で定年まで労働条件が上がっていく前提のものであり、実際には、解雇や過労自殺が頻発し、賃金が非常に低下している。また、賃金は労使交渉で決めるものであるが、会社の言うとおりに働くことが当たり前と認識している若者が多い。

○　若者には、働く権利や、どうすれば身を守れるか、困ったときに何が守ってくれるのかといった原則を知るための教育が必要である。超党派でワークルール教育推進法案を提出すると聞いているが、これを早急に成立させることが非常に重要である。

○　働く権利は、知っているだけでは使えない。ワークルール教育とともに、相談窓口の整備も必要である。労働組合の組織率が17%程度まで低下しているが、地域の小規模労働組合や、労働弁護士、あるいは行政の窓口に相談することが重要である。

○　労働者が権利を行使できるよう後押しできる仕組みを充実させ、労働者から

声が上がることにより、産業の在り方を変えていこうというマインドが出てくる。労働者の側から、８時間労働で生活できる賃金水準はどうすれば保てるのか、サービス残業を無くすにはどうすればよいのかという改善を求める動きを起こし、産業界の側からも、良い仕事をつくれる産業の在り方を、共に考えていくべきである。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　福祉政策と住宅政策の融合を実現させるための具体的な提案はあるか。

答　日本型雇用が崩れる中で、就労支援をしていれば住宅も確保できるという発想を転換して、まずは安定した住まいを確保するための施策を講ずることが必要である。特に、現在賃貸住宅に暮らしている人への支援を構築していくことが重要である。具体的には、空き家活用型住宅セーフティネットの拡充が現実的であるが、ワーキングプアの人も受けられる普遍的な家賃補助制度も検討してほしい。

問　ひきこもり支援に不可欠である、企業や地域社会におけるトレーニングと受入体制の整備について、どのようなことが必要か。

答　地域の中で生活していくに当たって、町内会の会議への参加や空き家のシェアなどの方法を考えている。働きながら、自分にも余裕が出るお金の使い方ができるようになるためには、住まいの確保が必要である。地域の空き家を法人で借りる際の保証の在り方も含めて、地域で彼らを支援しやすくする仕組みがあると良い。

問　厚生労働省では、総合労働相談コーナーの各都道府県への設置等により相談に対応しているが、同様の窓口が官民問わず必要ではないか。

答　ユニオンという地域関係の相談窓口が最も機能している。相談窓口があることを学生に周知することが必要である。

問　若年者の年齢の上限をどのように捉えているか。

答　国の政策で39歳とされているので、20～30代と考えている。

答　年齢で言えば39歳になるが、精神的には実年齢より低いひきこもりの人もいるので、少し上げてもよいのではないか。

答　当面は20～30代までを対象として、様々な教育や支援をしていく必要がある。

問　非正規労働者が一気に増加した時期はいつ頃と認識しているか。

答　1990年代半ば頃から急速に、特に若者を中心に非正規雇用が広がっていった。

問　国の調査によればひきこもりの人が減少しているように見えるが、若年者の定義から外れた40～50代のひきこもりは増加しているのではないか。

答　若年者の定義に当てはまらない年齢のひきこもりが多く存在しているように思われる。対象を若年者として区切るのではなく、困難を抱えた人として支援することが必要である。

問　改正住宅セーフティネット法に基づく空き家の登録が進んでおらず、現在でも東京は０件である。活用の見通しはいかがか。

答　国土交通省は全国で周知に努めており、徐々に登録件数が増加することを期待する。各地方自治体における取組を注視する必要がある。

問　高齢の親と中高年の子が同居する世帯において、親の病気等により生活が立ち行かなくなるいわゆる8050問題等について、どのように対処すべきか。

答　低収入で未婚の若者の77.4％が親と同居しているとの調査結果がある。この状態を放置すると、10～20年後、親が要介護となり、又は死亡したときに、彼らが生活できず、ホームレス化する危険性がある。今のうちから彼らが自立して住宅を確保できるようにするための対策が必要である。

問　働き方改革関連法案は、一部の専門職について労働時間規制を適用除外とする高度プロフェッショナル制度の導入や裁量労働制の対象拡大と、罰則付きの長時間労働の上限規制という、政策の方向性が全く異なるものが一つの法案に束ねられて提出される見込みである。こうした方針をどのように考えるか。

答　政策の目標を決めなければ、改革の方向性が分からなくなるどころか、むしろ悪化することもあり得るので、慎重に進めるべきである。

問　精神障害等と生活困窮は深く関係しており、住宅政策だけでなく総合的な取組が必要ではないか。

答　精神障害や知的障害を抱えている路上生活者が多いことは近年の調査で明らかになっているが、有効な対策はまだ行われていない。東京では民間団体が中心となって、まず住宅を提供した上で治療につなげる支援を行っており、国としてもこのような取組を進めてほしい。また、労働環境、特にブラック企業の問題が若者の精神疾患を引き起こしている側面もあるので、この点の規制も重要である。

問　行政のひきこもり対策の支援メニューに不足しているものは何か。

答　ひきこもりの人が元気になり、学びたくなったときに必要となる学習支援は、学齢期を過ぎていると受けられない。働く場合も障害の有無で福祉サービスと就労に振り分けられ、リハビリをしながら働く練習をするような中間就労は体制的に整っていない。

問　日本では、自分の労働力を売るという価値観が労働者、企業共に希薄であり、キャリア教育が重視されない要因となっているのではないか。

答　キャリア教育や労働力を売っていく力は必要であるが、それをいかしていくためには、働く人の権利についても身に付ける必要がある。

問　ひきこもり支援のステップⅠにおいて、安定した家庭を取り戻すための具体的な取組はどのように行われているか。

答　相談窓口を訪れる親の気持ちには焦りしかないが、親の焦りが子どものひきこもりをより強めてしまい、暴力沙汰にもつながりかねない。親の気持ちを安定させ、子どもの気持ちを理解できるようにするため、親への個別面談を時間を掛けて繰り返している。

問　東日本大震災と福島の原子力発電所事故の経験から、住まいは人権であると強く実感してきた。住まいの確保の重要性についてどのように考えているか。

答　住居の喪失には、日常的な生活の場を失うと同時に、安定的な仕事を見付けることが困難になるという側面がある。例えば、長期間ネットカフェに暮らしている人の中には、住民票が消除され、マイナンバーが受け取れないことによ

り次の仕事に就くのが難しい人もいる。まずは安定した住まいの確保が重要である。

問　ひきこもりが広がった背景にある若者の実態をどのように捉えているか。また、若者のひきこもり対策として何が必要か。

答　機械化されている社会、核家族化、集団で群れることが無くなったことなどにより、人との関係をうまく築けなくなっており、誰もがひきこもりの可能性を持っている。昔のような、周りの大人や地域で子どもを育てていく社会をもう一度取り戻すとともに、心が安定する働き方、人を使い捨てるのではなく育てていく企業をつくっていくことが必要である。

問　現在議論されている働き方改革を良い方向とするためには何が必要か。

答　今の改革は雇う側に資する内容が中心となっており、同一労働同一賃金など働く側に立った改革を行う必要がある。

問　体力のある若者であれば、人手不足の中で、建築労働など働く場はある。それにもかかわらず、勤務先が倒産したからといって、このような若者を支援することについて適切と考えるか。

答　今増えているネットカフェ難民のように、仕事はあるが雇用が不安定かつ低賃金であるため、安定した住まいを確保することができない状態に若者を放置しておいてよいのかが社会の側に問われている。

問　終身雇用制があるがゆえに、賃金が低く抑えられ、ブラック企業や長時間労働が存在し、同一労働同一賃金も達成できない。終身雇用制を無くした上で、対内直接投資を増やし、労働市場の流動性を保つなど、根本的な経済政策を行えば貧困問題は解決できるのではないか。

答　終身雇用制は事実上崩壊しているが、単に解雇を自由にするだけでは失業者が増えるだけである。労働市場の流動化を進めるためには、まずセーフティネットを整備しなければならない。

問　一般社団法人つくろい東京ファンドはどのような活動を行っているのか。

答　つくろい東京ファンドは、都内の空き家を借り上げて、路上生活者やネットカフェ難民への住宅支援に活用する事業を行っている。

問　2018年１月に札幌で起きたような生活困窮者の自立支援住宅の火災について、どのように感じているか。

答　若者のみならず高齢者や障害者の住宅問題も非常に深刻な状況にある。厚生労働省において、こうした施設への規制や質の高い施設への補助を行っていくとのことであるが、そもそも孤独死の問題から高齢者や障害者が住宅を借りられない状況があり、住宅政策そのものを見直していく必要がある。

問　北米や欧州において、ハウジングファーストの理念で行われている取組はどのようなものであるのか。

答　障害を持つホームレスが集団生活の施設に入ると、人間関係がうまく行かず、施設と路上生活を繰り返すこととなり、社会的なコストが高くなることが欧米の研究で明らかになった。主にアメリカのＮＰＯの実践では、まずは安定した住居に入り、ソーシャルワーカーや医療関係者が訪問して地域での生活を支えていく仕組みを導入したところ、医療的なコストも安くなり、多くの人々が安定した暮らしに戻ることができた。こうした取組を日本でも導入すべく、民間で独自の事業を進めている。

問　ひきこもりの人に家族がいない場合、どのように支援していくのか。

答　民生委員や区役所などから相談がある。ある程度本人の情報等を聞いて、こちらから保健師等と共に訪問する場合もある。

問　不安定化している正社員の雇用の実態はどのようなものか。

答　正社員の質が変わってしまい、非正規雇用の条件に合わせるように引き下げられている。本来はスタンダードを上げなければならないが、若者はそのスタンダードを労働教育等で全く教えられていないため、悪いのが当たり前と思っている。

問　農山村では住まいも仕事もありながら住民が少なくなっている一方、東京では住まいを確保できない人がおり、ミスマッチが生じている。住宅政策よりも、若いうちに様々な地域を体験するなど、人口を流動化させる政策の方が問題解決につながるのではないか。

答　農山村への就職や移住は選択肢としてあり得るが、コミュニティになじめず

に戻ってくる事例もあるので、住み続けられるような支援が必要である。一方、仕事は東京に集中している現状もあり、地方に仕事がなく東京に出てきた人もいる。人が生活していくためには住まいと仕事が必要であり、東京で働きたいと思う人への住宅支援も同時に進める必要がある。

問　ネット依存とひきこもりの相関性が強く見受けられる事例はあるか。

答　ひきこもりの時には、ネットでのみ外部とつながっている。支援に当たっては、時間は掛かるが、ネットの世界よりも現実社会の方が自分にとっては必要であると気付くような関わり方を提供すると、ネットはほとんど使わなくなる。

問　労働者の相談窓口の整備をどのように進めるべきか。また、ワークルールを知ることは、労働者だけでなく企業にも有益であり、更に推進していく必要があるのではないか。

答　アメリカではＮＰＯが創設したワーカーセンターに相談機能を持たせ、州によっては補助金を出している。日本でも、既存の組織をワーカーセンターに重ね合わせながら強化していく政策も必要である。また、ワークルールが労使両方にメリットがあることを認識し合って良い職場をつくるべきであり、そのためにも、働く側の後押しが必要である。

問　親から虐待を受けるなど、様々な理由で家に居場所がない未成年者の現状と支援の必要性について、どのように考えるか。

答　日本でも、様々なＮＰＯが夜回りをして声を掛けるという相談活動を行っている。韓国のソウルでは、行政も協力して夜間巡回バスを走らせ、居場所のない少年少女の相談を受け付ける取組が始まっていると聞く。気軽に行きやすい相談窓口をつくっていくことが重要である。

問　ひきこもり支援において、医療機関などの関係者間の連携が必要と考えるが、連携のためにどのような機関が必要となってくるのか。

答　仙台では、委託を受けているひきこもり地域支援センターが拠点となっており、まず窓口で相談を受けて、第三者も入った会議をしながら、時間を掛けて本人に最も合うところへつないでいくようにしている。

問　他の仕事に挑戦しようとしたり、一度辞めたとしても正社員になれるような、誰もが挑戦できる社会でないと、安定した経済につながらないのではないか。

答　雇用の流動化は悪いことではないが、仕事の内容で評価を行うなど、そのためのインフラが必要である。加えて、一対一で会社と交渉することは困難であるため、労働相談や会社にとらわれない労働組合も必要である。

問　同一労働同一賃金における同一性の判断に関して、職務分析・職務評価のためのツールの必要性や、労働契約法第20条にある不合理な労働条件の禁止規定が裁判では効果を発揮しないといった点について、どのように捉えているか。

答　労働契約法第20条の問題点は、実際に行っている仕事ではない、転勤の有無等の雇用管理も同じでなければならないことである。そのため、雇用差別の救済が難しくなっている。今の仕事内容で比較して、雇用差別を是正する必要がある。また、生活できる賃金にするための最低賃金引上げと生活給の水準の組み直しも検討すべきである。

問　高齢の親と同居する40代、50代のひきこもりの人を、どのように把握して支援していくのか。

答　民生委員を通じた地区でのアンケート等で調査しているほか、地域を巡回し、誰でも相談できるような窓口を開設している。親が元気なうちに子のために動けるよう、高齢の親を対象とした講座も毎月開いている。地域に拠点となる相談窓口が望まれる。

問　貧困を社会的に解決するために、格差問題や貧困問題にどのような視点で向き合うべきか。

答　貧困問題の存在は認知されてきたが、近年は、仕事はあるが低収入、就労が不安定で住むところも不安定になりがちという、見えにくい貧困になってきた面がある。この問題にどのように取り組んでいくのかが今後の課題であり、各種の調査結果について、経済的な貧困と社会的な孤立の問題が背景にあるのではないかという視点で見ていくことが重要である。

問　幼児教育・高等教育の無償化、給付型奨学金制度の創設をどのように評価し

ているか。

答　若者の貧困の一つの背景として貧困の世代間連鎖の問題があり、特に児童養護施設の出身者や生活保護世帯の子どもが高等教育まで進むことにハードルが高いという現状がある。給付型奨学金の対象範囲を拡充していく方向で検討を進めてほしい。

答　ひきこもりの人の学び直しの際に使える制度を検討してほしい。また、奨学金が残ったままひきこもり、自己破産してしまうケースについても、支援を考えてほしい。

答　教育の有償度合いの高さや、奨学金の給付の少なさが重荷になって、問題が多い働き方であっても働き続けなければならない。無償化や奨学金の制度の拡充は必要と考える。

問　ひきこもり支援において、自宅以外での居場所づくりはなぜ重要なのか。

答　自宅以外で生き生きと暮らすために居場所が必要である。居場所をつくることが最も手間が掛かり、支援する職員自体のスキルも必要になる。ただ、専門性は余り必要ではなく、人間対人間の関係をつくっていくことで、一つの居場所ができる。また、寮生活についても良い効果があり、自分たちが本来持っている力を発揮できるような場所が確保できる。

問　社会の持続可能性の観点で、結婚や家族の形態をどのように考えていけばよいか。

答　日本の社会は家族に対して非常に過重な負担を掛けている。公的支援が弱い中で家族で支え合わざるを得ず、結果的に共倒れ等が発生している。若者の住宅問題についても、社会全体が若者の自立を阻んでいるのではないかという問題意識から、親元から出たいときに出られるような支援を行う必要がある。そして、親元から出て初めて結婚やコミュニティづくりなどができるのではないか。

答　結婚の問題は、結婚したいと思えるようなモデルを多く目にすれば良い。貧困の中でも幸せは築ける。その意識を気付かせる人にいかに出会うかが最も大切である。

答　働く場が家族や家事といったものをほとんど考慮していないため、長時間労働が特に正社員では当たり前になっている。私生活を見込んだ労働時間に改めていくべきである。生活と折り合えるような形での産業政策をもう一度考え直すことが必要ではないか。

（３）高齢者をめぐる格差への取組（平成30年２月21日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

明治学院大学社会学部教授　河合　克義　参考人

○　高齢者が抱える課題についての調査、研究の出発点は、高齢者の生活水準を幾つかの階層に分類し、底辺で苦しんでいる人の属性、特徴や問題を捉え、その階層の人の生活を安定的にするための制度や政策の在り方を考えることにある。これが、ほかの階層の人の生活の安定にも資する。

○　貧困状態になると孤立問題を伴う。また、時代に応じて制度が対象とする領域が変化する中で、制度はあっても利用しない、制度がなく困っているが自ら声を上げられない人も現れる。こうした潜在化した問題を把握するため、基礎自治体単位の地域調査を実施している。

○　2010年のテレビ番組で、孤立問題の解決策として公的ヘルパーを提案した。2000年の介護保険導入以降、制度を自ら選択して契約するシステムにシフトしたことで、制度に気が付かない又は利用する気持ちがない高齢者が地域に潜在している。こうした人に対して、権限を持ったヘルパーがアウトリーチする仕組みが必要と考えた。

○　孤立死は20代の若者から発生しており、東京都監察医務院のデータによると、東京23区の高齢者の孤立死数は2015年に3,000人を超えている。賃貸住宅の家主向けの孤独死保険もあり、2015～2017年の支払は1,000件を超えている。

○　都道府県別の一人暮らし高齢者の出現率は、東京都の割合が最も高く、山形県が最も低い。しかし、一人暮らし高齢者が少なく、同居率が高いとされる福井県や石川県でも孤立死は発生している。

○　高齢者の孤立問題発生の背景として、一人暮らしや夫婦のみの世帯の増加が指摘されるが、近年は、親と未婚の子のみで、親の年金で暮らしている世帯の増加も影響している。

○　高齢者の孤立問題には、日本の家族関係や地域社会の大きな変化が影響しているのではないか。正月三が日を一人で過ごした人が都市部、地方共に３割前後存在するとの調査結果がある。また、親や子どもと食事をする回数についての国際比較では、日本は月単位では回数が出てこない。

○　地域類型別及び基礎自治体別に一人暮らし高齢者の出現率を見ると、上位30自治体のうち、大都市は1995年に２自治体のみであったが、2015年には14自治体に増加している。都市部で一人暮らし高齢者が急速に増加しており、農村部や離島においても増加している。

○　2011年に東京都港区及び山形県全市町村において実施した調査によると、年間収入が生活保護基準相当額の一人暮らし高齢者がいずれの地域も５割超に上っている。

○　港区での一人暮らし高齢者の調査結果について、多重困難型から生活安定型まで五つの生活類型に分類して特徴を見ると、社会参加率や健康状態について多重困難型と生活安定型では非常に大きな格差がある。このように、生活類型ごとに一人暮らし高齢者の生活状態を把握することが必要ではないか。

○　港区では、調査結果を踏まえ、介護保険、福祉サービス、医療サービスを利用していない一人暮らし高齢者をリストアップして、ふれあい相談員が全数訪問する見守り活動を実施している。

○　社会保障には、社会保険、社会手当、公的扶助、福祉サービスなど様々な構成要素があるが、日本の場合は社会保険が中心で、福祉サービスが非常に軽んじられている。そこから起こる問題を把握できていないことが、貧困や孤立問題の厳しい現実を醸し出している。声を上げない人々の潜在化している問題に対処するため、福祉サービスの意義を再考する必要があるのではないか。

○　フランスは孤立問題を解決するための国民的な組織（モナリザ）を創設し、イギリスは孤独担当大臣を新設するなど、諸外国は政府を含めて孤立問題への対策を重視している。

株式会社高齢社代表取締役社長　緒形　憲　参考人

○　株式会社高齢社は、60歳以上の高齢者を対象とした人材派遣の会社である。2000年１月に東京ガスＯＢが創業したが、東京ガスとの資本関係はない。

○　創業者の上田研二は、1990年代に当時の橘本通商産業大臣の講演で、これからは労働者不足で高齢者が働く時代が来るとの話を聞き、高齢社を起業した。その後、関係会社として、2002年に住宅リフォーム等を行う株式会社ユメニティ、2013年に家事代行事業を行う株式会社かじワンを設立し、身体障害者の雇用拡大や女性の活躍支援などにも取り組んでいる。

○　高齢社は、「元気な高齢者がたくさん働く高齢社会の実現」を基本方針としている。労働力活用の一翼を担い、高齢者が元気に安心して働ける会社を存続して、社会貢献に資すること、社会に必要な仕事を確実、丁寧に行うとともに、現場で働く人を中心に活動し、一人でも多くの高齢者に働く場と生きがいを提供する「人が財産」の会社を目指している。

○　現在の日本、特に都会は人手不足であり、現役世代は時間外労働や休日出勤などで余裕がない。一方で、定年退職した経験豊富で気力、体力がある高齢者が時間を持て余している。労働力不足を補うために高齢者が活躍する時代が到来している。

○　創業時は派遣登録者数が十数人、売上高2,000万円程度であったが、右肩上がりで伸びており、登録者数は2018年２月21日現在で939人、2017年度の売上高は６億4,000万円程度の見込みである。また、65～69歳までの登録者が多く、平均年齢は70.3歳である。登録者の就労率は42％である。

○　高齢社においては、60歳以上75歳未満で、定年退職したが仕事が好きで、気力、体力、知力のある前向きな人を登録の条件としている。勤務形態は働く人の都合を優先し、週３日程度の勤務で、一つの仕事を２人以上でワークシェアリングしている。収入は月に８～10万円程度であり、年度末には利益を分配する形で期末手当を支給している。原則として定年制度はなく、83歳で働いている人もいる。

○　派遣業務は、ガスメーターの閉栓、倉庫管理、制服の洗濯、ＬＮＧ（液化天然ガス）の受入れ立会い等の東京ガス関係が約６割、家電機器修理に訪問する際の運転助手等の東京ガス以外が４割程度となっている。

○　働くことによる適度な緊張感と責任感が、高齢者の健康維持につながり、健康寿命も延びる。これは社会保障費の抑制につながり、現役世代の負担軽減に結実する。また、働く高齢者が多くなれば消費活性化と税収増加にもつながる。高齢者が働きやすい環境づくりを進め、高齢者が働くことは特別ではないと世間の認識を変えていきたい。

○　高齢社で働く高齢者のメリットとしては、働くことで自分の収入が得られるとともに、勤務日以外に様々な過ごし方ができ、社会とのつながりを保ち、会社や家庭で頼られ、役に立つ喜びや達成感が得られること等が挙げられる。

○　派遣先企業のメリットとしては、月末など期間変動業務への対応、労務管理の軽減、低コスト化のほか、派遣者が即戦力であること、人生の先輩としてアドバイスができることが挙げられる。派遣元である高齢社にとっても、派遣者が真摯に仕事に取り組むことが会社の信用と評価につながっており、口コミで業容も拡大している。

○　登録者には、高齢者ゆえに健康問題がある。また、各企業に65歳までの雇用確保が義務付けられたことにより、登録者の確保も課題となる。このほか、登録者と仕事内容、勤務条件等のマッチングが難しい。高齢であることに対する派遣先企業の先入観は是非変えていきたい。

○　派遣者の中には、生活のためにより多く収入を得たい人もいるが、社会保険への加入や年金減額などの問題が生じる。また、有期雇用の無期雇用への転換についても、高齢者は無期雇用を希望する場合が余り想定されず、当社として対応に苦慮している。

特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会代表理事

佐久間　裕章　参考人

○　1990年に、東京の山谷地域において炊き出しなどのホームレス支援を行う団体として、ふるさとの会を設立した。1999年にＮＰＯの法人格を取得し、その

官　報（号　外）

後宿泊所等を設置してきた。

○　現在はむしろ、路上生活は経験していないが家族をつくる経済的な基盤がなく身寄りのない高齢者を、地域でどのように支援していくかが大きな問題となってきている。

○　当初は東京都台東区を中心に活動していたが、現在は生活保護の保護率が比較的高い墨田、荒川、豊島、新宿を加えた計５区で事業展開しており、2017年４月現在で1,133名を支援している。

○　共同居住をしている支援対象者の前居所は、病院が最も多い。身寄りのない人は、病状が固定し退院可能であるにもかかわらず、迎え入れて支援してくれる場所が確保できず、短期間で転院を繰り返す事例もある。こうした事例も含めて広義のホームレス問題と考え、行政とも協議しながら、新しい類型として、単なる居所の提供ではなく、介護のヘルパーステーションや在宅医療など地域の資源を取り込んだ宿泊所を設置することとした。また、貧困により犯罪を繰り返した後に刑事施設から出所した高齢者を受け入れるため、関連法人として更生保護法人同歩会を設立している。

○　最近では、低所得、低年金の高齢者が、アパートの立ち退きを迫られた後、家賃を支払える次の住まいを確保できないケースが増加している。

○　支援対象者のうち、共同居住をしている人は361人で、アパート等で独居している人が772人いる。また、453人が70歳以上であり、要介護認定を受けている人が274人いる。要介護で、認知症やがんを抱える人も増加している。共同居住の場合は職員が常駐しているため、病状の悪化などの際に早急に対応できるが、独居の場合には同様の支援をすることが難しい。一方で、共同居住の物件確保は容易でなく、こうした人々を地域で支え続けるための取組が喫緊の課題である。

○　ふるさとの会は、認知症になっても、がんになっても、障害があっても、家族やお金がなくても、地域で孤立せず最期まで暮らせるように、との事業目的の下で活動している。

○　ふるさとの会では、まず住まいを提供し、食事の提供等の家族代わりの生活支援を行う。次の段階で、支援し支援される関係だけではなく、ほかの利用者と互いに支え合う仲間づくりを行う。また、最期までここで暮らしたいという要望を受け、これまでに10人以上の在宅みとりを行っている。

○　共同居住の場を提供すると、そこでの生活支援のために配膳や清掃などの雇用が生まれる。ふるさとの会で働く常勤、非常勤、パートタイム合わせて289人のうち108人は支援付き就労であり、働く意欲も能力もある高齢、若年の生活困窮者が生活支援を受けながら支援する側に回り働いている。

○　独居の支援対象者の暮らしを支えるために、居場所づくりや相談、訪問の拠点となるサロンを設置している。また、賃貸借保証事業を行う関連法人として設立した株式会社ふるさとと連携し、独居の物件確保に取り組んでいる。

○　独居の支援対象者の生活状態を見ると、高齢で介護保険サービスを利用しているが、アパートの老朽化で生活が不自由になっているケースや、認知症で将来的に独居が困難となるケース等が見受けられる。行政とも相談して、住まいと生活支援を合わせて提供する自立援助ホームを開設している。

○　自立援助ホームは、既存の住宅ストックを活用したものや、地元のオーナーの協力を得て地域の老朽物件を高齢者施設に建て替えてもらい、ふるさとの会が一棟借り受けたものもある。また、地域全体で医療、保健、福祉サービスを提供するネットワークとして、地域ケア連携をすすめる会を立ち上げ、必要な介護や医療サービスは地域の資源で提供する仕組みを構築している。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　高齢社で高齢者の就労支援を行ってきた経験から、ハローワークやシルバー人材センターの今後の運営に当たってどのような工夫が求められると考えるか。

答　シルバー人材センターは入会時に会費を支払う必要があるが、高齢社では無料で登録できる。また、ハローワークでは自らが端末で検索すると聞いているが、高齢社では一人一人に仕事を紹介するとともに、トラブル発生時にはフォ

ローを行っている。なお、ハローワーク等でも、様々な提案を受けて取り組もうとする動きがあると承知している。

問　高齢者の就労を制約している社会保障制度等の法規制としてどのようなものが挙げられるか。

答　週30時間以上勤務すると社会保険に加入する必要があり、働く人及び会社側に保険料負担が生じる。特に70歳までの人は、年金を受給しながら年金保険料の支払も必要となる。また、在職老齢年金制度により、収入が一定額を超えると年金が減額されてしまうため、不本意ながら働き方を調整する人もいる。

問　高齢の生活困窮者に対する地域での医療提供について、改善すべき点はあるか。

答　通院中の病院内での介助は、家族の介助があることを前提としている。単身者が通院する場合、院内介助は介護保険給付の対象外で、かつ自費負担も困難であるため、ヘルパーは基本的に送迎のみで引き揚げている。病院によってはボランティアによる介助を導入しているところもあるが、病院ごとではなく地域全体で解決策を見いだせることが望ましい。

答　医療や介護の自己負担額が制度ごとに縦割りで設定されており、低所得の高齢者世帯の負担総額や生活への影響についての検証がなされていない。フランスなどでは、最低の生活水準を設定し、それを下回らないよう制度間調整をしており、日本においても対応を検討すべきである。

問　地域において低所得者や生活困窮者に住まいの提供や生活支援を行う地域包括ケアモデルは、他県の介護施設への移住よりも、利用者の幸福度のみならず経済財政的な全体最適の実現に資するのではないか。このモデルをほかの地域にも広げていくにはどのような方策が求められるか。

答　地域で安心して暮らしていくためには、介護だけでなく総合的に取り組むことが重要である。生活困窮者を受け入れることは、決して地域の重荷とはならない。例えば、住まいの提供は家賃収入につながり、訪問看護等のニーズがあれば担い手の雇用が生まれる。地域包括ケアモデルは、経済的な意味でも、その果たすべき役割としても、より地域を豊かにするものであるとの考え方を共

有していきたい。また、日常生活支援を行う無料低額宿泊所へのインセンティブを付与する法改正の動きを歓迎したい。

問　現在の高齢者の生活保障体系は介護保険が中心であるが、例えば家族と同居していても日中は独居となる高齢者への生活援助は介護保険の対象外であり、支援を求める声がある。貧困と孤立の問題に対処するために、介護保険とは別に福祉サービスを再構築して対応することが不可欠か。

答　介護保険施設である特別養護老人ホームには、要介護認定を受けた相当重度の人でなければ入居できない。一方で、刑務所から出所した等の生活問題を抱えた高齢者を受け入れる養護老人ホームは、措置費が基礎自治体の一般財源とされた影響もあり措置が控えられ、定員割れを起こしている。ドイツでは、介護保険のみでは全ての高齢者問題に対処できないとして、社会扶助法に基づく福祉サービスも併せて実施している。日本においても、介護保険中心の支援の在り方や福祉サービスの位置付けを見直すとともに、長期的視点で、家族関係や地域社会の再構築について考える必要があるのではないか。

問　イギリスでは孤独問題担当大臣が新設されたが、日本において孤立問題にどのように対処すべきか。

答　フランスやイギリスでは、孤立問題への対応を重視している。担当大臣の設置にこだわるものではないが、日本においてもこの問題を真剣に考える必要がある。

問　高齢期に貧困に陥らないための予防的な措置として、どのようなことが考えられるか。

答　高齢者の生活状況の調査結果を見ると、高齢者の貧困、孤立は、若い頃からの生活歴の結果として表れている。高齢期の生活保障とともに、現役世代の生活を安定させるための施策を講ずることが重要となる。

問　高齢社においては、登録者が現役時代の経験や技術をいかせないような仕事に従事する際の研修をどのように実施しているか。

答　高齢社では、現役時代に培った能力をそのまま即戦力として活用しているため、新たな仕事に従事するための研修は行っていない。ただし、新しい機器に

ついての研修やシミュレーションによる自動車運転教育等は実施している。

問　生活の互助についてふるさとの会が行っている取組を地域に拡大していくために必要なことは何か。

答　共同居住の場合は、問題が発生するとミーティングを行って互いの理解を深め、生活の互助につなげることができる。地域における互助については、試行ではあるが、単身生活が困難な人が数人で居住できる戸建てを半径100～200メートル以内に数軒設けるとともに、その周辺にミーティングができるサロンを設置し、地域が一つの住まいのように連携して支え合う仕組みを構築している。ふるさとの会は、地域で孤立した世帯を把握する役割を担っており、地域包括支援センターと連携する仕組みができれば良いと考える。

問　高齢者が働く現場において、高齢者をめぐる格差を実感することはあるか。

答　高齢社の登録者は東京ガス関係者が多いこともあり、格差はそれほど見受けられない。

問　一人暮らしの高齢者が地域で安心して生活するためのネットワークづくりについて、どのような課題があるか。

答　リスクが高い層を把握し、アウトリーチしていく方策が必要ではないか。来所申請が必要な行政の支援をためらう人でも相談しやすい、コミュニティカフェのような場所を地域に設けるとともに、情報を得てアウトリーチする仕組みも考えられる。

問　平成30年２月に閣議決定された新たな高齢社会対策大綱には、公的年金の70歳以降の受給開始を選択可能にすること等が盛り込まれている。年金については、支給額の引下げや高齢者の低年金、無年金の問題があり、また、受給者の半数が高齢者である生活保護についても生活扶助基準が引き下げられる方針である。こうした政策は高齢者の生活にどのように影響するか。

答　フランスでは、最低賃金より少し低いレベルに国が最低保障する生活水準を設定し、それを踏まえて各制度の調整を行うシステムを採用している。日本においても、高齢者の健康で文化的な最低限度の生活水準を具体的に設定し、そこに向けて年金等の制度を組み立てることが必要ではないか。なお、文化的要素には特に大きな地域間格差があるため、基準の設定に当たっては留意が必要である。

問　人手不足の状況下では、働きたい高齢者に働いてもらうことが必要であるにもかかわらず、現行の社会保障制度や税制が、高齢者が働きたくても働けない仕組みとなっていることは問題である。どのように取り組むことが必要か。

答　まず企業側に、高齢者は仕事ができないという先入観を払拭してもらいたい。また、働く高齢者には、誰にでもでき、社会に必要な仕事の需要がある。仕事にチャレンジする高齢者をフォローする体制が必要ではないか。

問　年金の引上げ等による財政赤字の更なる増加は、高齢者と若者の世代間格差の拡大をもたらす。このままでは多くの若者が低所得の高齢者となるのではないか。

答　財政論とは別に、生活の現実から見た格差への対応を考えなければならない。一方、若者に多い国民健康保険や国民年金の保険料未納は高齢期の格差につながることから、高齢者の生活を支える公的制度への信頼を醸成することも課題である。財政に関しては、税制を含めた全体の財源負担の在り方を検討することも必要である。

問　低所得の高齢者の居住をめぐる近年の動向をどのように見ているか。また、国が果たすべき役割は何か。

答　東京都内の低所得の高齢者の多くが他県の高齢者施設に居住する傾向が引き続き見られるが、これは望ましいことなのか。やはり、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすべきではないか。

問　2017年10月に施行された改正住宅セーフティネット法に基づく空き家等の登録制度の普及を進める方策はあるか。

答　東京では物件確保が困難なため、住宅セーフティネット制度における登録可能な住宅の基準について、居室面積等で大都市の事情に配慮した運用が望まれる。

答　住宅セーフティネットは、高齢者の住まい確保の観点で大きな課題である。ヨーロッパでは、公営住宅の整備とともに家賃補助の制度が設けられている場

合が多い。日本の住宅政策は持家主義であるが、公営住宅の役割は大きい。また、養護老人ホームの活用など、高齢者にとっての公的な生活施設の在り方についても議論が必要ではないか。

問　定年延長や競合他社の存在など、高齢者雇用をめぐる社会環境の変化が想定される中で、高齢社はどのような課題を抱えているか。

答　高齢社では、現場で働く登録社員に定年制度は設けていないが、75歳の時点で本人の意向を確認している。本社スタッフは70歳を定年としているが、会社として働いてもらいたい人には75歳まで働けるように専任嘱託制度を設けたところである。また、希望して有期雇用から無期雇用に転換した人については、定年制度を設けることとしている。

問　行政では行き届かない生活困窮者支援を、ＮＰＯなどの民間団体が担っている。こうした活動を全国展開していく上での弊害や行政への要望はあるか。

答　利用者同士が支え合う関係を構築するためには、職員がその支え合いを支援することが必要であり、そのための人材育成の研修を他の困窮者支援団体と合同で行っている。こうした取組への支援があれば、更に情報発信をして取組を広げていくことができるのではないか。

問　高齢者の雇用機会を拡大させるためには、大手企業の協力が不可欠である。高齢者が働きやすい職場を提供する企業に表彰や税制優遇等のインセンティブを付与する必要があるのではないか。

答　高齢者が働くための会社を立ち上げる際に、企業の協力は大きな力となっている。高齢社の場合は、創業者と当時の東京ガス幹部との信頼関係等があり、起業が実現できた。一方で、人事権等で余り影響力を行使されたくない面もあり、東京ガスとの資本関係は持たないこととしている。

問　日本でもフランスのように家族への支援を充実させるためには、消費税などの社会保障の財源をどのように確保すべきか。

答　フランスの消費税率は高いが、使途についての国民的合意がある。また、フランスでは消費税のみならず企業が財源的に社会保障を支えている面もある。

問　高齢の親と未婚の子のみの世帯が貧困に陥る背景に、どのような問題があるのか。

答　高齢の親と未婚の子のみの世帯では、子の就労収入が十分でなく親の年金で生活している場合や、精神的な問題を抱えてひきこもっている場合など、若者の生活が不安定であることが多く、現役世代の貧困が影響していると考えられる。東京都港区で実施した調査では、75歳以上の高齢者を含む二人世帯のうち１割はこのような親子世帯で、世帯収入は夫婦世帯よりもかなり低い。

問　中山間地域では、仕事や学校がなく、高齢者と子ども世帯が離れて暮らさざるを得ない実情がある。現在の家族の在り方についてどのような課題があるか。

答　中山間地域における仕事の確保など地域経済の問題の解決には年数が必要であり、どのような地域をつくっていくのかは政治の課題である。また、一人暮らし高齢者については、公的制度以前に家族が支えるかどうかが決定的なポイントであり、家族関係の再構築について、国民自身の努力のみならず政策的な対応も必要ではないか。

問　高齢社に登録している女性はどのような仕事に就いているか。

答　経理、総務、設計、受付のほかレストランの接客など多岐にわたる。また、子会社で行っている家事代行事業には100人以上が登録している。

問　高齢者の下限年齢を何歳と考えているか。

答　フランス等では、客観的な調査を踏まえて70歳あるいは70歳超から本格的な高齢者政策を検討する手法を採用している。ただ、生活の現実を見ると、格差は60歳以前でも生じていることから、年齢で一律に区切ることは困難である。

答　高齢社では60歳以上を登録条件としているが、各企業で65歳までの雇用確保が義務付けられていることもあり、65歳以上が多く該当する。

答　ふるさとの会では、80歳近い人が支援付き就労をしており、支援対象者それぞれと関わる中で、個人の体調などを総合的に配慮しながら、働ける年齢層や可能性を拡大している。

問　高齢社の登録社員の男女比はどの程度か。

答　約15％が女性である。

問　ふるさとの会で支援付き就労により雇用している人のうち、45歳以下の人の割合はどの程度か。

答　支援付き就労に従事している30～40代の人の割合は約25～30％である。

問　現在の65歳以上よりも雇用不安を抱えた35～45歳の世代は、高齢期を迎えたときに、現在の高齢者よりも更に貧困に陥るおそれがあるのではないか。

答　今の現役世代の雇用不安は深刻であり、高齢期にはかなり悲観的な状況が想定される。生活保護だけではなく、高齢期までの生活を保障するために、どのように制度を組み合わせていくか、工夫が必要である。

問　フランスにある孤立問題を解決するための国民的な組織（モナリザ）はどのような取組をしているか。

答　モナリザは、高齢者の孤立問題に国、地方自治体、ＮＰＯ、住民含めて皆で取り組む組織として設立された。モナリザ宣言に合意、署名した地方自治体を中央組織が認定している。こうした国民全体で課題に取り組む組織の創設は日本でも参考になるのではないか。

問　高齢者の生活実態に関する地方自治体での調査を抽出調査ではなく悉皆調査として行うため、どのような工夫をしているか。

答　地方自治体が調査を行うと、結果に対して首長が議会から追及される可能性がある。そのため、社会福祉協議会や民生委員の団体と協力して、地域の課題を明らかにし、住民とともに考えるために調査を行う形式を採っている。市町村合併により、地方自治体内の地域格差も大きくなっており、地域の現状を把握するためには、基礎自治体単位での悉皆調査が非常に重要と考える。

問　東京都の一人暮らし高齢者の出現率を見ると、コミュニティがある島嶼部よりも都市部における孤立化の傾向が問題となるのではないか。

答　例えば、港区は一見豊かな自治体であるが、一人暮らし高齢者が非常に多い。このほか、杉並区と中野区も一人暮らし高齢者が急速に増加している。大阪府については以前より全市で一人暮らし高齢者が多い傾向にある。

問　生活困窮者の幼少期の環境の影響についてどのように捉えているか。

答　就労支援を行っている要保護者の生育歴を見ると、幼少期に虐待を受けていたり０歳児から養護施設で育っていたりする若者が多く、年々増加している。こうした若者に対しては、まず住まいと生活支援、仲間づくりを通じて、居場所を持ち、自己承認、安心感を持ってもらう。その際、彼らと高齢者が地域で互いに支え合うことは、彼らが居場所や仕事を見付ける上で意義があると考える。

問　24時間体制で生活困窮者支援を担う職員が抱える課題はあるか。

答　雑多性を大事にして、利用者同士がそれぞれの役割を持って互いに支え合うのと同様に、職員の間でも一人一人の課題を皆で解決していくこととしている。

官　報　（号　外）

（４）ユニバーサルサービスへの取組（平成30年４月11日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

日本理化学工業株式会社代表取締役社長　大山　隆久　参考人

○　日本理化学工業は、昭和12年に東京都大田区で操業を開始した、人体に無害な炭酸カルシウム製のチョークを主力商品とするメーカーである。売上げの半分以上はチョークなどの関連商品であり、チョークの市場では国内シェア60％以上を占めている。しかし、少子化の進展、パソコンの普及、プロジェクターや電子黒板の導入により、板書での授業が減少している状況に危機感を持っている。

○　工場は神奈川県川崎市と北海道美唄市にあり、社員は85人である。そのうち、63人は知的障害を持っており、重度の知的障害で文字の読み書きや数字の理解が難しい人が26人いる。障害者雇用は昭和35年に開始し、60年近くになる。

○　経営理念では、相手の理解力に合わせるという姿勢を大事にして、全社員の物心両面の働く幸せの実現を追求すること、障害者雇用にこだわり、より良い皆働社会の実現に貢献することを掲げている。

○　知的障害を持つ社員は、臨機応変に作業をすること、自分のことを正確に言葉で伝えること、文字の読み書きや計算を行うことが苦手である。しかしながら、短い言葉や表情から酌み取る努力をすることや、製品検査の治具等の工夫を行うことで、大きな戦力になってくれる。

○　知的障害を持つ社員の長所としては、自分が理解したことを一生懸命に集中して仕事をしてくれること、責任感を持って自己管理しながら毎日休まず出勤すること、特に重度の知的障害の人は手順どおり仕事をしてくれるので信頼ができ、けがにも至らないことが挙げられる。

○　当社は、利益を出して継続していく会社として障害者雇用を続けており、障害者が戦力であること自体が当たり前になっている。2008年にテレビ番組で取り上げられたとき、障害のある人の能力の高さ、素直さ、純粋さ、人間力の高さを世の中に伝えていくことが使命であることに気付かされた。そのためには、安定した強い経営ができてこそ説得力を持つと考えている。

○　生活の豊かさの水準を上げていくことは幸せに直結することであるが、会社はお金を稼ぐためだけにあるわけではなく、心の豊かさも働く幸せにつながるものである。人間の究極の幸せと言われるもののうち、人から褒められること、人の役に立つこと、人から必要とされることについては、働く場であるからこそ与えられる幸せであり、そのような物心両面の働く幸せを実現できる企業を目指している。

○　前社長である会長が障害者雇用の視察でヨーロッパへ行った際に、重度の障害者を一般企業が採用したときに国がその最低賃金分をバックアップするという制度がベルギーにあった。皆働社会の実現のため、この制度を日本でも導入してほしい。

○　国による最低賃金分のバックアップが実現すれば、働く障害者本人が自立でき、社会保険料の支払もできるようになるとともに、働くことで自分の存在意義を確認でき、働く幸せを実感できるようになる。また、企業の競争力強化、国の社会保障費削減、自立することによる家族の安心感、福祉施設職員の生活ケアへの専念にもつながり、正に五方一両得と言えるのではないか。憲法においては、働くことは義務でもあるため、国は働く場を提供してほしい。

○　人の役に立つことが自分の存在を確認できることにつながり、プライド、自信、責任感によって人からの信頼、幸せの実感につながっていくものであることを社員から教わった。誰もが人の役に立ち、必要とされる社会を目指すべきではないか。

公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長　﨑山　美智子　参考人

○　滋賀県手をつなぐ育成会は、主に知的障害の子どもを持つ親の会として昭和28年10月に発足し、障害福祉の父と言われた糸賀一雄氏の「この子らを世の光に」という福祉理念の下に保護者の相談活動等を行ってきた。障害があっても地域で普通に暮らしたいという障害当事者の思いを大切に育て、自立への手助

けはもとより、生まれ育った地域で支援を受けながら生きがいのある生活ができるように活動している。

○　現在は、親と知的障害者である子の双方の高齢化により様々な課題が発生している。また、若い親は、人間関係の希薄さから我が子の障害の受容すらできず、毎日の生活に追われ、情報の渦の中でもがきながら子育てをしている。

○　課題の一つに、障害者の就労がある。一般就労と就労継続支援A型では、労働関係法令の適用を受ける労働者として、最低賃金が保障されている。一方、就労継続支援B型などでは、福祉サービス利用者等として扱われ、工賃も目標値が定められているものの、それより低い事業所も少なくない。

○　障害者の法定雇用率は平成30年４月から2.2%に引き上げられたが、知的障害者の雇用は低迷している。一方、就労継続支援B型での就労は知的障害者が全体の半数以上を占めており、多くの知的障害者は福祉的就労に落ち着かざるを得ない実態がある。

○　就労継続支援事業所は、工賃向上や一般就労への移行等を更に促進しなければならないが、利用者の高齢化や障害の重度化が進み、生産能力の低下から工賃向上が困難になってきている。このような現状の中で、就労継続支援A型事業所の突然の廃業が問題となっている。その原因は様々であるが、働く場を突然失ってしまった利用者の戸惑いと落胆、将来の不安は計り知れない。

○　これからの就労支援においては、障害特性の多様化を踏まえ、障害理解の取組を積極的に推進していく必要がある。親の会や他の障害者団体でも障害理解のための活動に取り組んでおり、全国手をつなぐ育成会連合会によるキャラバン隊も各地で結成されている。

○　障害当事者の希望と障害特性に合った仕事を長期に安定して続けられるようにするため、就労希望者の増加を想定した就労支援機関の充実を図ってほしい。また、体力、気力等が低下していく中高年齢層の障害者について、その能力に応じた働き方ができるような支援の仕組みを考察してほしい。

○　障害のある子の親は、進路の決定、就労先の決定、就労環境、地域とのつながりなどで、可能な限り本人の希望と目標に基づく支援を行い、生活の見守り

役を果たしてきた。1980年代に、子の学校卒業後の行き場がない現状から、作業所づくりに励んでいた40～50代の親が現在70～80代、子も40～50代となっており、高齢化が深刻になっている。

○　高齢となった親は、親亡き後の問題に直面している。65歳以上の高齢期家庭へのアンケートを実施したところ、親亡き後の不安材料として、住まい、金銭管理、身上監護が挙げられた。ただ、日常生活の見守りや権利擁護に対して漠然とした不安はあるものの、改まって相談に行くというケースは少ない。身近に相談する仲間もつながりが薄くなりつつあり、孤立感が高まっている状況にある。

○　障害者の就労を支えることは、本人の生活そのものを支える生活支援である。親亡き後は、相談支援、法的支援、生活支援が連携して、障害者本人を支える仕組みが必要であり、身近な地域の人も本人を支える関係づくりができることを願っている。

筑波大学附属視覚特別支援学校教諭　宇野　和博　参考人

○　視覚障害の現場から、また一人の視覚障害者として、格差を無くしていくための要望を取り上げたい。

○　一点目は、弱視生徒の受験上の配慮についてである。視覚に障害があると文字の読み取りに時間が掛かるため、受験上の配慮として時間延長が認められている。しかし、大学入試センター試験は、時間延長が認められる条件が盲学校の就学基準や障害者手帳を交付される視覚障害の認定基準と異なっているため、盲学校に在籍して障害者手帳を持っていても、時間延長が受けられない場合がある。大学入試センター試験の基準はその他の大学入試等にも大きな影響を与えているので、盲学校の就学基準や視覚障害の認定基準にそろえてほしい。

○　試験時間の延長の幅についても、大学入試センター試験では点字と弱視で格差があるが、実用英語技能検定、盲学校の入学試験ではそのような格差がない。大学入試センター試験においても、弱視に点字と同様の時間延長を認めてほしい。

○　二点目は、高校における拡大教科書の費用負担についてである。2008年に教科書バリアフリー法が制定され、その後教科書出版社が義務教育段階の拡大教科書を発行するようになったため、無償で入手できるようになった。しかし、義務教育段階ではない高校では、高額な拡大教科書を自己負担しなければならないという課題が残っている。高校の拡大教科書を出版社が作ることはほとんどなく、ボランティアに依頼しても、製作実費だけで１教科当たり数万円掛かってしまう。

○　盲学校では就学奨励費制度があり、高額な拡大教科書や点字教科書は自己負担なく無償で給与されている。2013年度には、小中学校の通常の学級の障害児にも就学奨励費制度が適用されるようになった。国連障害者の権利条約ではインクルーシブ教育を推奨しており、2006年の参議院文教科学委員会の附帯決議でも、高校段階の拡大教科書の自己負担の軽減について検討することが求められている。高校段階にも就学奨励費制度を適用し、せめて検定教科書と拡大教科書の価格差分だけでも国又は地方自治体の予算で補償してほしい。

○　三点目は、障害者の読書環境の整備についてである。マラケシュ条約の前文では、著作権法で著作権を制限しても、引き続き障害者が利用可能な著作物は不足しており、それを増やしていくためには相当の資源が必要であることが示されている。この理念を実現するために、障害者の読書環境を総合的に整備していく読書バリアフリーに関する法整備を検討してほしい。

○　読書のバリアフリー化には、買う自由と借りる権利を確立することが必要である。買う自由については、利用可能なデータがあれば発売日当日に情報にアクセスすることができ、著者、出版社、視覚障害者のいずれにも利益となる。借りる権利については、図書館の役割が大きい。視覚障害者に加え、寝たきりや上肢に障害がある人にも読書の機会を保障するため、国立国会図書館関西館が核となり、利用可能なデータを収集して、公共図書館等とネットワークをつなぐことが必要である。また、視覚障害者のために制作された録音図書についても、国立国会図書館を通して公共図書館等に提供できる仕組みが必要である。

○　四点目は、障害者への差別や偏見を無くしていくために行政用語を適正化することについてである。特別支援教育又は特別支援学校という用語の中にある「特別」という言葉は、障害者施策の理念であるノーマライゼーションにも反するので見直してほしい。また、「障害」という言葉にも疑問がある。日常的に障害という言葉はネガティブな意味に使われることが多い。災害時の避難行動においては要支援者や要援護者という言葉も使われている。人は生きていく中でお互いに支援し合っているとも言える。障害を個性や差異、生きていくための条件と捉え、多様性を包摂できるような理念、用語を考えてほしい。

○　五点目は、駅のホームからの転落事故対策についてである。事故を防ぐ最善の策はホームドアであるが、ホームドアがなくてもホームから転落しないようにする方法を考えなくてはならない。視覚障害者は、つえの先や足裏から伝わってくる情報、聴覚情報で頭の中に地図を描くが、錯覚や誤認識も起こり得る。たとえヒューマンエラーがあっても、事故につながらないようなホームのデザインを考えてほしい。具体的には、ホームの中央に誘導ブロックを敷き、動線を確保するなど、国土交通省のガイドラインの内容も含めて検討してほしい。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　日本理化学工業は、平成22年度にバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者として内閣総理大臣表彰を受賞しているが、受賞の意義をどのように考えているか。また、受賞後に何らかの変化はあるか。

答　知的障害の社員だけではなく、多くの人にとって分かりやすい仕事をどのように考えればよいかという視点での取組が評価されたものと思う。受賞後は、若い社員に当社の理念が大事であることを理解させるために活用している。

問　平成20年３月に政府が決定したバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱は、６分野にわたって基本的取組の方向を示しており、最初に心のバリアフリーを掲げている。この推進要綱について、どのような認識を持っているか。

答　それを基に社内で何か検討している現状にはない。

答　心のバリアフリーは実際には社会に根付いていないと考えるが、多様な障害特性を理解するためには、親の会の活動が心のバリアを取り除く一つの鍵になる。

答　様々な行政文書が出ていることは承知しているが、理念的なものにとどまっている場合もある。障害者権利条約にあるとおり、障害者の視点で具体的な施策を盛り込むことが更に重要になってくると感じている。

問　障害者施策について、政府や地方自治体に対し何を求めていきたいと考えているか。

答　意見陳述で示した５点はいずれも重要であるが、命に関わるという意味では誘導ブロックの問題、子どもの将来の進路を考える場合は受験上の配慮や拡大教科書の問題が大きいと考えている。

答　誰でも障害を持つ可能性があるから、障害のある人がそばにいても当たり前という考えを教育現場に取り入れていけば、心のバリアフリーの活動も進んでいくのではないか。

答　障害のある人の社会参加を大企業だけではなく中小企業にもある程度任せてほしい。そのためには、重度の障害者が一般企業に就労する場合に、国が最低賃金分をバックアップする制度が望まれる。

問　就労継続支援Ａ型事業所の経営安定化のためには、生産性や仕事の単価の向上を図ることが求められており、専門家のアドバイスや他企業との連携などの取組を行政が進める必要がある。日本理化学工業が目指す強い経営の中で、参考となることはあるか。

答　売上げ最大・経費最小が経営の要諦であり、その中で最大限利益を出していくことになる。社員には、目標が達成できなければ仕事ができなくなるから、協力することを呼び掛けている。社員を路頭に迷わせないよう、あらゆる手段で事業を考えている。

問　障害者に対する相談支援、法的支援、生活支援の内容について、具体的な考えはあるか。

答　相談支援では、相談を受けた後のモニタリングで変化をチェックしてもらえることが重要である。法的支援では、相続等の問題が生じた場合における弁護士等の支援体制の充実が必要である。生活支援では、ホームヘルプサービスや移動支援などを更に充実してほしい。親が亡くなった後も、三つの支援がバランス良く実施されるような連絡・連携体制が必要になってくるのではないか。

問　障害者に対する差別の実態として、どのようなことがあるか。

答　日常的に得たい情報がＰＤＦでしか提供されずテキストデータが入手できないことや、結婚、就職、家を借りるなどの際に断られたケースがあるなど、日常生活の様々な点で差別があると感じている。

問　日本理化学工業において、現会長が知的障害者の雇用を始めた経緯は何か。

答　大田区に工場があった昭和34年に、隣接する世田谷区にある青鳥養護学校の教員から知的障害者２人の就職依頼を受け、就職を前提としない２週間の実習を受け入れたことがきっかけである。この２人の一生懸命な仕事ぶりを見た社員からの進言で採用が決まり、２人はその後50年以上勤務した。

問　障害者の親の高齢化に対する支援体制が未整備である現在、親が亡くなったときにどのような問題が生じているのか。

答　母親が亡くなった後に、グループホームに入所している障害者である子のためにためていたお金を他の兄弟に相続されてしまい、障害基礎年金と工賃だけで生活している事例がある。誰も世話を引き受けず遠方の施設に入所したり、虐待を受けて行政に保護されたりする例もある。親と同様の支援ではなくても、見守りや法的な支援が必要な際に、兄弟による支援が行われるよう考えている。

問　差別や偏見を無くすために行政用語を適正化することについて、関係団体等で議論したことはあるか。

答　読書バリアフリー化を求める４団体において行政用語について議論したことはないと思う。現在、特別支援学校の学校名から「特別」という言葉を除いている学校があるが、恐らく学校や地方自治体の判断であると思われる。

問　障害者の就労と生産性向上についてどのように考えているか。

答　人は、安心した場所でないと一生懸命頑張ることはできないので、居場所が

会社の中にあるようにしたい。声を掛けたり、話を聞いたり、レクリエーションなどを含めてお互いを知ることが、チームワークや生産性の向上につながり、物心両面の働く幸せにかなうことになる。

問　福祉的就労でも最低賃金が保障されることが必要ではないか。

答　就労継続支援Ｂ型や生活介護での福祉的就労では、最低賃金の保障は難しい。賃金ではないが、障害基礎年金を生活保護費と同程度の水準まで引き上げることで、最低限の生活を保障できるのではないか。

問　駅のホームからの転落事故対策として、国や事業者に対してどのような取組を求めるか。

答　ホームドアについては、事業者任せでは資金力による格差が出るので、国や地方自治体が集中的に予算を投入して整備することも必要ではないか。また、ホーム上で安全管理を行う基準を国が整備し、規模の大きな駅では一日のかなりの時間、ホームで駅員が安全を見守るようにしてほしい。

問　障害者の親が、子の生活の補助のために資金を残すに当たり、相続税の減免などの法的な制度はどのようになっているのか。

答　相続税については、一定の障害者控除を受けることができる。しかし、相続の争いが起こった際に、知的障害者は理解できずに相続放棄の形を取られてしまうような例がある。そこで、親が元気なうちから成年後見人となった上で、次の成年後見人の選定などを含めた相続対策を行うため、勉強会を実施している。

問　チョークの製造は労働集約的であり、東南アジア諸国との競争に勝てない状況になると、将来的には営利企業ではなく、政府も関与した社会福祉的な組織に変えていかなければ、継続は難しいのではないか。

答　チョークはこれから伸びる市場ではないが、工程を分割して生産個数を引き上げるなど、視点を変えれば競争力を高める方法はある。

問　筑波大学附属視覚特別支援学校と他の学校との間で交流の機会はあるのか。

答　中学部は筑波大学附属中学校と交流しており、高等部は東京学芸大学附属高等学校との交流会を持っている。徐々には交流教育が進んできていると感じている。

問　電子書籍化の促進は、著作権の一括契約で著者や出版社を危機に陥らせる懸念がある。障害者と著者・出版社のいずれにも利益がある関係づくりはどのようにすれば可能であるか。

答　これまで視覚障害者は出版社が販売している著作物を買うことができなかったが、電子書籍による著作物を買う自由が開かれることによって、小さな市場ではあるが著者や出版社にも利益がもたらされる。

問　差別や偏見を無くすために行政用語を適正化することは、各地方自治体ですぐに実施できるのではないか。

答　ヨーロッパでは、学校名に障害をイメージさせるような言葉を使わない国もあると聞くので、差別や偏見を助長している現状をすぐにでも解決してほしい。

問　障害者の親は、高齢化を受けて、どのように取り組んでいくことが求められるか。

答　親の活動を、次の世代にいかに引き継いでいくのかが課題である。子の将来のためにという思いだけで活動しているが、次の世代に担ってもらうことも親の務めであると思っている。

問　障害者雇用を推進するために、最低賃金の保障以外に制度面でどのようなことを担保すれば良いと考えるか。

答　中小企業の中には、障害者に適した仕事がある。このような場で障害を持つ人が働くことができれば感謝され、企業も幸せになると考えている。

問　障害者が高齢者施設に入ると、孤立化してしまうことがあると聞く。障害特性に応じた高齢者施設は必要か。

答　現在の高齢者施設では受入れ自体が難しい事例もあるので、障害特性に合わせた特別の支援を行う施設が必要になってくる。ただ、介護保険制度と障害者総合支援法の制度間で連携を取れるか不安がある。

問　駅のホームの誘導ブロック設置については、それぞれの駅で視覚障害者による検証を積み重ねた上で、国土交通省のガイドラインに反映していく必要があ

るのではないか。

答　多くの視覚障害者は、ホームの端に敷かれている警告ブロック沿いに歩くことの危険性に気付いていない。ガイドライン改定には時間が掛かるかもしれないが、国土交通省だけでなく多くの人に現状のリスクを知ってもらうことが重要である。

問　駅のホームからの転落事故防止対策として、更に望むことはあるか。

答　転落を無くすためには、ハードとソフトの両面で総合的に対策を進めていく必要がある。誘導ブロック以外にも、転落検知マットや非常ベルなどハード面の整備を含め、国土交通省には当事者の意見を聴いて制度整備を進めてほしい。

問　日本理化学工業では、毎年、特別支援学校の生徒を職場体験に受け入れていると聞くが、その期間や業務はどのようになっているか。また、職場体験をどのように雇用につなげているのか。

答　卒業までに２週間の実習を２回又は３回受講する機会を設けている。１回目は就職を前提としてはいないが、２回目以降は就職が前提の実習として、本人の得意なことや苦手なことを聞いて参考にしながら、ミスマッチがないことを確認して採用している。

問　人に工程を合わせるための過程で、失敗した事例はあるか。もしあれば、どのような対処をしたのか。

答　いつも試行錯誤しており失敗は常に付き物であるが、より仕事がしやすい環境はないか、より単純に成果が上がるやり方はないかという視点で確認している。相手の理解力に合わせ、相手の能力のせいにはしないという考え方は曲げずに、これからも取り組んでいきたい。

問　親が亡くなった後の障害者の住まいについて、どのような整備が必要か。

答　グループホームを希望する親が多いが、需要と供給のバランスが取れていない状況にある。グループホームの火災を受けて、消防法によりスプリンクラーの設置が義務付けられたが、家主の設置許可が受けられないので、空き家を活用したグループホームは難しくなっている。

問　障害者雇用の促進と就労後の定着支援に向けた環境整備のため、企業在籍型のジョブコーチの育成等を図っていく必要があるのではないか。

答　日本理化学工業においては、自社の現場管理者でサポートしているので、ジョブコーチの導入は考えていない。ただ、支援する方法が多様であることは必要である。

答　就労定着は、親の立場としても安心に関わることであり、制度的な整備を進めてもらいたい。ただ、就労を支える福祉人材の不足が問題となっており、人材を育てていくことも求められる。

答　視覚障害者の就労に関しての専門性を持つジョブコーチはまだ少ないと聞いており、多種にわたる障害に対応するためにジョブコーチの研修は大切である。また、企業側には、中途失明の場合に解雇することがないよう、リハビリテーション休暇や仕事の割り振りなどの取組をお願いしたい。

問　農業と福祉の連携について取組が進められているが、農業への障害者就労についてどのように考えるか。

答　実際に農業を選択肢の一つとして考えている。美唄市に工場があるので、地の利をいかして養蜂に取り組み、自社生産の蜜ろうを原材料として使うことを検討している。

答　指導者が寄り添っていれば、農業の分野でも知的障害者が就労できるのではないかと期待している。農業には専門の知識を持つ人が必要であり、専門性のある若い人材を育てていくこともこれからの課題である。

答　視覚障害があると細かい作業は難しいが、知的障害がある人が農業に従事する可能性は大いにある。財政基盤を持ち、人員配置ができる組織で進めることができれば、後継者不足に対し有効な施策となる。

問　インクルーシブ教育の中で、副籍制度、支援籍制度はどの程度進んでいるのか。

答　副籍や支援籍については各地方自治体の考え方によってまちまちであるのが実態である。障害のある子どもの学籍自体は地域の学校に置き、その子どもの支援籍を特別支援学校に置くなど、インクルーシブ教育を支えるシステムが必

要である。現在の認定就学制度は実態を反映していないので、まずはインクルーシブ教育の実態把握の必要がある。

問　平成24年に中央教育審議会の特別委員会が特別支援教育の推進についてまとめた報告書に示されている、入学後でも柔軟に転学できるような仕組みは、どの程度進んでいるのか。

答　入院して院内学級に入ったときに籍を移すことはあるが、簡単に転校して、また戻ってくることは日常的には余りない。

問　駅の改修の際に、転落検知マットが設置されるようにすべきではないか。また、安全対策を検討する国土交通省の審議会等に、障害者が参加できるようにする必要があるのではないか。

答　転落検知マットについては、電車の停止ボタンと連動するような仕組みも、今後整備を進めてほしい。また、審議会には当事者団体を是非入れてほしい。

問　駅で障害者が割引乗車券を使用する際には、改札で障害者手帳を見せれば通ることができるが、無人改札も増えており、全盲の人がインターホンを探すのは難しいのではないか。

答　インターホンが設置されていても、場所が分からなくて困るというケースはある。また、関西では障害者・介助者用のＩＣカードがあり、自動改札を通過できるので、全国でも導入して利便性を高めてほしい。

問　親や兄弟などの家族や地域といった、これからの障害者を取り巻く環境について、どのように考えているか。

答　親の活動だけではなく、周りの行政関係者等も、親が亡くなった後に障害のある子を地域でサポートする制度を真剣に考えている。また、兄弟は幼少期から寂しい思いをしており、その思いを受け止めるための兄弟の会がこれからの活動の軸になると考えている。

問　障害者差別解消法が制定されたが、国会は対象となっていない。障害のある人のために国会はどのようなことを考える必要があるか。

答　視覚障害の場合は、大きな物は直接触ることができず、形が分からないことがあるので、３Ｄプリンターを使って国会議事堂の全体像を触れるようにすることも一案である。また、随所において点字や音声による案内をすることも検討してほしい。

問　障害者に対する情報保障が日本ではまだ確立されていない。読書バリアフリー以外に、対応すべきことは何か。

答　視覚障害で困難となることのうち、移動に関する立法措置はそれなりに進んできているが、情報保障に関する立法は少ないと思っている。読書バリアフリーの先には、様々な情報媒体のバリアフリーが出てくると考える。大学図書館の障害学生支援室に眠る教科書のテキストファイルを共有する仕組みづくりや、公共図書館における障害者サービスの費用の予算化についても検討してほしい。

（５）子ども・若年者をめぐる格差への取組（平成30年４月18日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

足立区地域のちから推進部長　秋生　修一郎　参考人

○　東京都足立区はこれまで、治安、学力、健康、貧困の連鎖という四つのボトルネック的課題に取り組み、成果が現れてきた。しかし、その成果は対症療法的な結果ではないか、実は根本的な課題は貧困の連鎖であり、それを断つことが区の将来につながるのではないかという意識を持つに至った。そこで、子どもの貧困対策実施計画として「未来へつなぐあだちプロジェクト」を策定し、本格的に取り組むこととなった。

○　子どもの学力については、所得や雇用といった経済資本だけではなく、コミュニティやつながりといった社会関係資本や、本を読める、博物館や動物園に行ける環境といった文化資本が同程度に影響するという研究がある。経済資本については、国の税制、社会保障制度による部分が大きく、市町村レベルで取り組めるものは多くはないので、社会関係資本、文化資本を通じて、子どもの貧困対策に取り組んでいる。

○　計画策定段階では詳細な基礎調査は実施せず、就学援助率、児童扶養手当受給状況、学力調査、都立高校中退率等の既存の情報で子どもの状況を把握した。例えば、虫歯の統計を見ると、医療費が無料であるにもかかわらず、未処置の虫歯がある子どもの割合が高い。親を調査すると、同じように未処置のまま育ってきたことが分かり、貧困や健康の格差が連鎖していることが推測される。

○　計画の基本理念の一番目は、生まれ育った環境に左右されないことである。親は自分が育てられたのと同じように子育てをしてしまう。よく本人の努力が足りないと言われるが、決して子どもの責任ではない。そのような自己責任論には陥らないということである。

○　二番目は、生き抜く力を持つことである。長い人生の中でぶつかる様々な壁を乗り越えるには、ペーパーテストの点数など目に見える学力だけではなく、非認知能力や、経験、体験、つながりなども重要ということである。

○　三番目は、貧困は経済的な要因だけで捉えられ、単純に低所得者対策をすればよいとされてしまうが、孤立や健康上の問題など、成育環境全般にわたる複合的な課題として捉えるということである。

○　取組の姿勢としては、連鎖を断つことや予防に重点を置き、早い段階からきめ細かい施策を実施することとしている。学校のプラットフォーム化については、学校は滞在時間が長いので情報を把握する場とし、学校だけに全てを任せるのではなく、外部からの力を入れて解決しようとするものである。

○　貧困の連鎖が止まったかどうかは、１～２世代を経ないと結果が見えないが、少しでも早い段階で把握していくべきである。国、都道府県、市町村にそれぞれの役割があるが、価値観の変化、核家族化、地域コミュニティの希薄化等の課題を踏まえると、行政だけでは対応できないので、地域、ＮＰＯ、企業の協力が必要である。

○　子どもの貧困は教育と福祉だけの問題ではないので、足立区では全庁体制で取り組み、各課の窓口に情報をつないでいる。経験、体験、つながりをつくるという意味では、環境、産業、まちづくりなど、それぞれの部署でできることがあり、職員の意識改革にも取り組んでいる。

○　実態調査は計画実施と並行して行っている。子どもの健康・生活実態調査では、年収300万円未満、生活必需品の非所有、ライフライン等の支払困難のいずれかに該当する世帯を生活困難世帯と定義した。所得だけでなく、実際に家計が回っているか否かで区分したもので、小学１年生の25％程度が該当した。

○　2015年度の調査によれば、心の発達が懸念される子どもの割合を、生活困難世帯と非生活困難世帯とで比較すると、親に相談相手がいない方が高いことは両者とも同じである。しかし、相談相手がいれば、たとえ生活困難世帯であっても、相談相手がいない非生活困難世帯より低いことから、社会関係資本の重要性が読み取れる。このような調査結果を計画に反映して取り組んでいきたい。

矢吹町教育委員会子育て支援課長　山野辺　幸徳　参考人

○　福島県矢吹町は、県南部に位置する人口約１万7,000人、世帯数約6,000の小さな町である。平成30年度一般会計予算は約86億円の規模である。

○　子育て支援課は教育委員会に属している。教育委員会の中に児童福祉の分野があることで、教育と福祉のつなぎが実現した組織となっており、組織内の横断的な情報共有、連携は容易である。

○　貧困の実態を知ることは非常に重要であることから、内閣府の交付金を活用して、平成29年に子どもの貧困対策実施計画である「矢吹町の未来を担う子ども応援計画」を策定した。計画策定の検討体制をつくるに当たっては、時間的な余裕もなく、有識者もいないという厳しい状況であった。そこで、比較的貧困に対する理解があると思われる、虐待を取り扱う要保護児童対策地域協議会の実務者会議委員に、地域ネットワークの形成の見地から、行政区の区長、社会福祉協議会、民間企業の代表者を加え、検討委員会を設置した。一方、既存事業の把握と洗い出し作業のため、庁内の既存の部会を活用するとともに、保健福祉課、教育振興課、幼稚園に対して支援者ヒアリングを行った。

○　子どもの貧困対策については遅れており、町で施策化された事業はまだなく、支援団体もない現状である。検討委員会では、計画策定に批判的な意見もあり、現場や地域に携わっている委員であっても、相対的貧困と絶対的貧困の認識がずれるなど、子どもの貧困に対する理解が不足している現状があった。３回の会議では、情報共有と地域ネットワークの形成に向け、グループワークで共通理解を深めた。

○　計画策定に当たり、アンケート調査を実施した結果、貧困層にある子どもの割合が13.1％であった。一方、町の既存事業である就学援助の受給割合は11.6％であった。国民生活基礎調査による子どもの貧困率が13.9％であることや、各市町村の子どもの貧困率は就学援助の受給割合と近い数値になると言われていることに鑑み、推測可能な範囲の結果が出てきたと考える。

○　具体的な施策は三つの柱を設けている。一つ目は学び育つ環境づくり、二つ目は教育と福祉をつなぐという視点からの健康と暮らしの支援、三つ目は関係機関、地域、企業、ＮＰＯ、地方自治体などをつなぐ地域ネットワークの形成である。小さな町であり、どの支援者がどのような支援を行っているか、どのような支援ができるか否かが明らかであるので、今後の施策を見極めていきたい。

○　学び育つ環境づくりの主な取組は、幼稚園・保育園保育料無料化事業などである。全ての子どもと課題のある子どもの二層へのアプローチが必要である。既存の制度や各種施策について、貧困対策及び支援等が必要な子どもと家庭の支援という視点での見直しを行った。施策はすぐに効果が出るものではないことを理解し、長期的な視点で実施する検討を始めている。

○　貧困に関係のない部署はないという意識を持って既存の事業の視点を変えること、貧困対策になるかもしれないといった視点を持つことも重要である。また、行政は、組織の構造上、縦割りとなりがちだが、福祉部門の持つ情報の共有と連携を図る必要がある。

○　ネットワークの形成については、要保護児童対策地域協議会のほか、高校中退者、ひきこもりといった義務教育修了後の段階で問題を抱える子どもを支援する青少年児童サポート事業連絡協議会がある。これら既存の組織に加えて、子どもの貧困対策支援部会も含めた関係者相互のネットワークづくり及び支援体制を確立することとしている。

○　このように、子どもの貧困に視点を当てた既存の取組や事業による支援策の充実、既存のネットワークの横断的な取組により、コミュニティや地域ネットワークの中で子どもが生き抜く力を育てていくことを目指し、学校教育、家庭教育、生涯学習が連携した取組の中で、子どもと子育て家庭を支援する体制を構築していきたい。

○　最終的な目標は、地域ネットワークの構築、地域全体で経済的に厳しい状況に置かれた子どもを支援することであり、子どもの貧困が見えにくくなっている中で、いかに子どもとつながっていくことができるか考えていきたい。

首都大学東京人文社会学部人間社会学科教授　阿部　彩　参考人

○　国民生活基礎調査による子どもの貧困率は、最新調査の2015年は、前回の2012年から大きく下がった。しかし、長期的にその推移を見ると、景気変動による親の所得の変化を反映し、山と谷を繰り返していることから、好況時同士、不況時同士を比較すると、必ずしも安心できる状況ではない。

○　国民生活基礎調査を基にした性別又は年齢層別の貧困率を見ると、現在は、高齢期と若年期の二つの山がある。これを1985年と2015年とで比較すると、高齢期の貧困率は、公的年金制度の成熟により、男性に限れば大きく下がっているが、若年期についてはまだ高い状況にある。30年間で日本の社会、貧困の構造がかなり大きく変容していることがうかがえる。

○　子どもの貧困率を世帯構造別に見ると、ひとり親と未婚子のみの世帯が最も高いが、夫婦と未婚子のみの世帯と三世代世帯も徐々に上昇している。三世代世帯は、育児の担い手や稼ぎ手が増える可能性から推奨されているが、貧困率は夫婦と未婚子のみの世帯よりも高い。高齢化により祖父世代が現役を退いた世帯が増えており、今後、ダブルケアという非常に大きなリスクを抱えることになると思われる。

○　夫婦と未婚子のみの世帯は貧困率は低いが、数が圧倒的に多いため、相対的貧困に該当する子どもの半数以上がこの世帯構造である。しかし、現状では子どもの貧困対策としての所得保障やサービスは、これらの世帯には行き届いていない。

○　近年の子どもの貧困率は、特に中学・高校生以上の年齢層で上昇している。この世代への支援が必要であるが、基礎自治体は中学卒業後に自治体外に進学した子どもの現状は把握できないので、国が力を入れる必要がある。

○　東京都が2017年に公表した子供の生活実態調査によると、過去１年間に金銭的な理由で公共料金を滞納したことがある世帯の子どもが約２～３％いた。他の地方自治体の調査でも、例えば、愛知県は４～５％、沖縄県は10％超、北海道は約10％であり、同様の状況にある子どもが全国にかなり存在する。学力格差を問う以前に、ライフラインの止められた家で勉強できるのかを問うべきである。多くの先進諸国で光熱水道費と家賃に対する補助が制度化されており、日本でも子どもがいる世帯のライフラインの停止を禁ずる法律等を考える時期に来ている。

○　貧困率が全体的には下がったが、これは経済状況が改善して市場所得が上がったことの反映であり、再分配の効果ではない。貧困率を再分配前と再分配後で比較すると、０～４歳では再分配後の方が高く、他の年齢層でも改善度はさほど大きくない。景気対策等で再分配前の貧困率を下げることは政府として重要であるが、景気は必ず循環するので、再分配機能を他の先進諸国と同程度に高めておかなければ、次に景気が悪化したときには貧困が拡大することになる。

○　東京都の調査では、家計のひっ迫や子どもの所有物・体験の欠如といった物質的剥奪指標を所得とクロスして分析したところ、約５～６％の子どもが困窮層に該当した。学校の授業の理解度を見ると、困窮層とそれ以外との差が中学生になると更に大きくなる。困窮層は、３割以上が光熱水道費の滞納経験があると答えているにもかかわらず、４割は私立高校に進学し、そのうち５割は公立高校の入試に合格しなかったからと答えている。今の親は家計が厳しくても高学歴を付けさせようとするので、子どもには就労の選択肢はない。小中学校から学力格差を付けさせない方法が必要である。

○　小中学校には基礎自治体が支援するのであれば、高校以上は、定時制などの課題の多い学校に国が資源を投入してほしい。最も厳しい層は、定時制に通い１日１食しか食べていないことも多いので、給食を拡充し、学習できるよう生活を支援すべきである。

○　各地方自治体で子どもの生活の実態調査を行い貧困率を推計しているが、国民生活基礎調査と比較可能な数値は算定できない。東京都では、ＥＵで公的指標となっている物質的剥奪方式を採用しており、あるいは、地方自治体の税務データを使用する方法もある。国は、地方自治体においても算定できる方法を確立し、全国に広げる必要がある。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　健康と福祉に配慮することを前提として、中学・高校生に働く場所を確保することは、経済面のみならず、社会経験を積むことで学業への意欲も高まり、人生設計の選択肢も増えるなど、貧困の連鎖からの脱却にもつながるのではないか。

答　高校生については、労働条件が整備されていない中では非常に難しいが、働くことがキャリアにつながるものであれば、学業やスポーツ活動と両立ができ、しかも守られているという条件付きで推奨されるべきである。中学生については、義務教育期間内のため推奨されるべきではない。様々な職業の人をロールモデルとして中学校に迎える形で啓蒙していけばよいのではないか。

問　相対的貧困を基準とするよりも、むしろ絶対的貧困の基準を明確にし、その基準を下回る世帯を無くすことを目標とすべきではないか。

答　どこが絶対的貧困線であるか、特に日本でその線を引くことは困難である。生活保護基準を始めとした日本の関係制度は相対的貧困概念に基づいている。先進諸国も今は相対的貧困概念に基づいている。ただ、子どもの貧困率は限りなく０％に近付けるべきである。

問　足立区では実際に行政を推進する際に、子どもの貧困に関する指標をどのように使用しているのか。

答　実施計画における指標については、長期的なものとして設定している。他の行動計画等ではより詳細な指標を設けている。

問　矢吹町において、アンケート調査以外に子どもの貧困の実態を把握するために行っている取組はあるか。

答　虐待と貧困は関連が深いと考えており、要保護児童対策地域協議会で虐待の事例を把握している。

問　人員等に制約のある地方自治体が比較可能な貧困率を算定するためには、どのようにすべきか。

答　最適な方法は国が全てを算定することである。しかし、多くのサンプル数を

取るには予算が必要であるので、基礎自治体レベルまでは困難である。基礎自治体では、税務データを活用し、共通の計算式で算定する方法があるのではないか。

問　貧困問題に関する自己責任論についてどのように考えるか。貧困は社会構造上の問題であるとして、十分に認識されてきたと考えているか。

答　町会や青少年団体など様々な場所で話をするが、いまだに自己責任という意識が残っていると感じる。

答　自己責任論はまだ根強いが、20年前と比較すると相当程度改善している。国民の大多数は、自分のまちに実際に貧困に陥っている子どもがいるかどうかは分からなくても、そのような子どもが存在する状況は好ましくないと理解している。

問　足立区において、各部署の連携を図り、支援が必要な人を各部署につなぐ「つなぐシート」は有効に機能しているか。また、職員の意識改革のための具体的な取組にはどのようなものがあるか。

答　つなぐシートは、元々は自殺予防対策として各部署をつなぐために使っていたものを改良して活用しているが、改善の余地はある。職員の意識改革については、年度当初に子どもの貧困対策担当課が部署ごとに職員研修を実施している。

問　矢吹町が実施計画を策定した背景は何か。

答　貧困の現状を把握し、事業を展開したいという担当者の思いが強かったことが最大の理由である。

問　生活保護を受けていない世帯の子どもが貧困状態にあることを把握し、支援する方策として具体的なものはあるか。

答　足立区で行われているような、母子手帳申請段階という早期から様々な支援につなげていく取組を、全国に広げるべきである。一方で、公立中学校での給食の提供など、個別の子どもの状況を把握していなくてもできる支援もある。

問　政府が検討している私立高校の授業料の無償化、高等教育の奨学金制度の拡充、授業料の減免拡大等の施策をどのように評価するか。

答　奨学金制度の拡充等は望ましいが、まず小中学校での学力格差を解消するために支援を増やしてほしい。次に高校では、例えば職業訓練を受けてキャリアを構築することができるようにするなど、定時制高校や職業高校も含めて資源を投入してほしい。

問　足立区において子どもの貧困対策に取り組む中で実感している変化はあるか。また、国の責任で行うべき貧困対策には何があるか。

答　少しずつ地域の理解も進んできている。子ども食堂は十数か所に増えてきたが、継続できるかどうかが課題である。経済資本に関する所得や労働の部分は、国が取り組むべきである。文化資本、社会関係資本に関する部分は、住民に身近な市町村が地域を巻き込んで取り組むことができるため、国には財政的な支援をしてほしい。

問　矢吹町は生活保護の保護率が県内でも高い水準にあるが、どのようなリスクが懸念されるか。また、実施計画策定による効果には何があるか。

答　生活保護世帯に加えひとり親世帯も多く、貧困のみならず虐待などのリスクを抱えていることが多い。実施計画を策定したことにより、関係者の貧困に関する理解度が高くなり、事業展開が容易になる。事業展開に当たっては、貧困世帯に絞らず、全ての子どもを対象とすることが必要と考えている。

問　子どもの貧困の大きな要因である親の労働問題についてどのように考えているか。

答　東京都の調査によれば、早朝深夜や土日も働いている親が多い。子のいる労働者という観点からは、低賃金や非正規雇用といった待遇の問題だけでなく、不規則な労働時間等の問題もある。

問　貧困層を助けるために、ごく一部の富裕層からの再分配では不十分であることから、貧困層以外の国民全員が負担することについてどのように考えるか。

答　消費税のほか所得税も含め増税は必要と考えている。結果として再分配効果が上がることが重要であり、給付だけを増やして再分配効果を上げるのは困難である。社会保険料と税金の見直しは更に進めるべきである。

問　終身雇用制が雇用の流動性を低下させ、格差や貧困の固定化に大きな影響を与えているのではないか。

答　流動性を高め、固定化を防ぐことには賛成するが、終身雇用制が無くなり、単にリスクが高まるだけであれば問題である。再雇用の確率が上がるという見込みがある中で終身雇用制の見直しも行っていくという、両輪が必要である。

問　現在、エンゲル係数は貧困の指標として使われていないのか。

答　エンゲル係数の法則は、子育て世帯に関しては、以前ほど強く見られなくなっている。現状では、家計の中で縮小できるのが食費だけになっており、所得が下がるとその分食費も縮小されるからである。

問　東京都の調査においては、等価可処分所得135万円を低収入の基準としているが、足立区の調査においては、世帯年収300万円未満を生活困難と定義している理由は何か。

答　本来は世帯人数を加味した等価可処分所得を基準とすることが望ましいが、捕捉困難であったため、世帯収入としている。

問　親の精神状況など健康状態と子どもの生活困難度に強い相関が見られることについてどのように認識しているか。

答　健康状態と経済状況は相関している。低所得層や貧困層においてうつ傾向の親が多いのは事実で、地方自治体の調査からも見いだせる一般的な法則であると認識している。親の健康状態が子どもの生活に影響し、将来の可能性までも狭めてしまうという状況が起こっている。

問　子どもの食と貧困との関係について調査が行われているか。

答　子どもが食べている物の栄養価を調査したところ、貧困層の子どもについては総カロリーが少なく、たんぱく質、亜鉛、ビタミンA類やC類といった、野菜や肉から得る栄養素も非常に少なくなっている。

問　足立区における健康対策の取組は、どのような狙いで行われているか。

答　健康が将来の収入や所得に関係することから、子どもの段階から食べ方を工夫し健康を維持することが、貧困の連鎖、健康格差の連鎖を断つことにつながる。

問　足立区の調査の結果から、子どもの地域活動への積極的な参加により、逆境

を乗り越える力を培える可能性があることをどのように分析したのか。

答　因果関係とまでは言えないが、相関関係はあるので、地域活動に関する社会関係資本を整備していきたい。

問　生活保護制度の見直しなどの際、審議会等に当事者が入ることの意義についてどのように認識しているか。

答　当事者の声を聴くことは重要であるが、当事者一人を呼んで聴取する形式ではなく、意識調査など、統計的に妥当性がある形で、より広い当事者の声の反映を目指すべきである。

問　足立区では、経済的な困窮だけでなく、孤食や社会的経験が乏しいなどの心の貧困の問題を抱えている子どもにはどのように対応しているのか。

答　地域で子どもを見守り育てるというコンセプトで、住民にロールモデルになってもらえるよう協力を求めている。足立区においても子ども食堂が増えてきているが、子どもとの信頼関係をつくり好循環が現れるまで、できるだけ長く継続して活動してもらえるよう要請している。

問　高校中退が貧困の連鎖にもつながっていく可能性がある。足立区では高校の中退率が高いが、中退した後の支援にどのように取り組んでいるのか。

答　高校は都立となるため、都と区の連絡会を教育委員会主体で拡充し、情報交換している。また、不本意入学を防ぐため高校の説明会を庁内で行うなどしている。中退後の追跡調査については、個人情報の問題等を調整している部分もあるが、都と区で問題意識を共有化して動き始めている。

問　子どもの貧困対策において、小規模自治体は子どもの数も限られるので、細部にわたる対応ができる等の利点もあるが、協議会の運営や取組等において、小規模ゆえの課題はあるか。

答　協議会の委員の顔ぶれが同じになってしまい負担が重い。また、資源が十分でなく、次の事業展開に進むことが困難である。子ども食堂など、居場所づくりへの思いは非常に強いが、事業の担い手がおらず、厳しい状況にある。

問　時代の変遷とともに貧困状況が変化する中、支援の在り方はどのように変えていくべきか。

答　直近20年程度のデータの推移を見ると、貧困世帯が２代目、３代目になってきている。今の親世代は日本が右肩上がりだった時代を知らず、自分が頑張れば何とかなるという価値観を持たずに育っているため、前世代と異なり貧困が階層化してきている。貧困の心理的な影響が厳しくなるなど、質的な変化が起きていることを踏まえる必要がある。

問　足立区と矢吹町におけるスクールソーシャルワーカーの状況はどのようになっているか。

答　足立区では、区内に中学校が36校あるが、15人を非常勤として採用している。国では１校に１人の配置を計画しているが、財政的な問題も含めて、そこまでは難しい。現状では、不登校対策を中心に取り組んでいる。

答　矢吹町内の中学校は１校のみであり、１人を配置して、不登校対策、心のケアや保護者からの相談等を担当させている。元教員であり、学校現場との連携も良好である。現状では、子どもの貧困対策ネットワークのコーディネーターに近い役割も担っている。

問　貧困層の子どもの多くが未成年で労働市場に送り込まれる現状をどのように認識しているか。

答　多くの子どもは労働市場で様々な問題を抱えるが、それが問題であるという認識自体の不足により、劣悪な労働環境に直面しても支援に行き着いていない。

問　地方自治体における連携体制構築のためにはどのような課題があるか。

答　同じ自治体の中でも、教育関係と子ども福祉関係の部署が連携していない。足立区の子どもの貧困対策担当部のような組織があれば、トップダウンで様々な部署に浸透させていくことが可能になるのではないか。

問　平成28年度の都道府県別の公立中学校における完全給食実施率は、100％から27.3％まで格差がある。公立中学校の給食実施の重要性についてどのように考えているか。

答　足立区は公立中学校で完全給食を100％実施している。給食は非常に大事である。また、夏休み明けに子どもが痩せて登校してくることがあるので、長期

休暇中の食について取組を始めている。ただし、ＮＰＯ等に協力してもらう場合には安全性の担保が問題となる。

答　矢吹町の中学校は完全給食を実施している。食育の観点から、十分な食の提供を行政側もできればよいが、朝食の提供までの考えには至っていない。

問　子どもの食生活の格差を、国、地方自治体でどのように解消すべきか。長期休暇中や高校での給食提供などの可能性はあるのか。

答　給食は、子どもの最低限の生活を守る意味からも、学習面からも非常に重要である。調査結果から見ても、小学生より中学生、中学生より高校生の方が食の格差が大きいのは、学校で給食が提供されているかどうかによる。近年では給食の重要性が認識され、神奈川県川崎市が給食を開始し、足立区は朝食プログラムをＮＰＯの力を借りて始めている。また、給食の無償化や学童保育での夏休みの給食提供をしているところもある。

問　困難を抱えているにもかかわらず、行政の窓口に行くことなく、支援を受けていない人々をどのようにして把握しているのか。

答　行政の窓口は敷居が高いと言われており、足立区では、研修等を通じて職員の意識改革を行っている。また、人口が多いことから、行政が窓口に来ない人を把握するためには、地域の力が必要である。ＮＰＯや子ども食堂等には、地域で子どもを見守り育てる中で、行政への橋渡しも期待している。

答　矢吹町は小さな町であり、福祉部門への通報等の際には、民生委員の果たす役割は非常に大きい。そのほか、幼稚園、保育園で保護者が先生に相談した例、スクールソーシャルワーカーが手続の助言をした例などがある。

問　ブラック企業から搾取されることを未然に防ぐため、ハローワークの生徒版という形で、一定の条件を満たした企業とマッチングをして、中学・高校生に社会経験の機会を提供するという選択肢についてどのように考えるか。

答　ブラック企業を排除することは第一歩であり、加えて、スクールソーシャルワーカーやキャリアカウンセラーを各高校に配置し、進路相談を含めたマンツーマンのアドバイスを行うことが必要ではないか。

問　足立区は、ボトルネック的課題として、治安、学力、健康、貧困の連鎖の四

つを挙げているが、これらの背景をどのように分析しているか。

答　様々な要因があると思われ、簡単に分析できる問題ではない。

問　昼食だけでなく、朝食やおやつの提供まで含めた学校給食の在り方についてどのように考えるか。

答　足立区における朝食の取組は、単に食事を提供するだけでなく、地域の人たちとのつながりも含めて提供したいという考えで実施している。まだ１か所のみ、年数回の実施であり、広げていくことは容易ではない。学童保育のおやつも工夫している。

答　矢吹町の場合、朝食の提供は、人材や財源の面で実現が難しいのが現状であるが、今後検討する余地があるかどうか協議していく。

答　朝食等もあれば望ましいが、優先課題は、義務教育である公立中学校の完全給食の100％実施である。次に、定時制高校の給食の拡充である。

問　貧困対策において小規模自治体に必要とされる国の援助等には何があるか。

答　一般財源化された就学援助費については、国の補助金の復活を要望したい。

問　貧困の見える化のために必要な指標と持つべき視点は何か。

答　学力や所得などの指標が、平均値を用いて説明されることが多いが、それでは実態が把握できない。下位10％が中央値と比較してどの程度かというような格差の指標で見ていく必要があるのではないか。また、統計も同様の観点で整備していくべきである。

2　委員間の意見交換（平成30年５月９日）

意見交換の概要は、次のとおりである（発言順）。

上野　通子　君（自民）

子ども・若年者をめぐる格差への取組については、経済的な困窮だけが要因ではなく、社会的孤立や健康上の問題など、地域ごとにその実態把握を行った上での課題解決に資する施策が求められている。子どもの貧困対策法の見直しなどに当たっても、基礎自治体の役割を重視する必要がある。

また、義務教育終了後の若年者への支援として、ソフト・ハード両面からの教育支援を充実するとともに、安定した住まいと雇用を確保できるよう、実態を踏まえた環境整備が必要である。

さらに、各地方自治体において行われている子どもの貧困に関する調査では、調査方法や貧困率の算出方法が統一されておらず、国の調査による貧困率との比較は不十分であることから、国として子どもの貧困についての比較可能な指標を構築する必要がある。

そのほか、ひきこもりの人に対する支援では、若年者だけでなく40～50代のひきこもりの人が増加しており、学習支援や中間就労の場の確保が課題となっている。

高齢者をめぐる格差への取組については、経済的に困窮し、孤立化が進む高齢者の一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、医療、介護、福祉全般の更なる充実を図るとともに、家族関係や地域社会を再構築する必要がある。また、高齢者雇用の促進は人手不足への対応策となるだけでなく、健康寿命の延伸や社会保障費の抑制につながることが期待されるため、今後、各事業者における高齢者が働きやすい環境の整備と、就労促進につながる制度の検討が必要である。

ユニバーサルサービスへの取組については、ハード面の支援の充実と併せて、障害者への差別や偏見を無くす心のバリアフリーを実現することが求められており、障害者に関する行政用語の適正化、老老介護となったときに生じる問題、家族へのレスパイトケア支援等、早急に対応すべき問題の解決に積極的に向き合うべきである。また、障害者の法定雇用率が引き上げられたものの、引き続き福祉的就労で低い工賃の下で働かざるを得ない障害者も多いことから、障害者が自身の希望と障害の特性に合った仕事を長期に継続できるよう、就労支援機関等による支援の充実が求められる。就労継続支援事業所等の経営の安定化や、農業と福祉の連携による新たな就労の場の確保も必要である。

格差の解消のためには、経済的な支援とともに、ソフト面の支援の充実が重要である。誰もが、どこに住んでも、日々の生活の中で孤立化することなく、生きがいを持って安心して幸せを感じて暮らすことができる環境の整備に、国も地方も取り組んでいく必要がある。

横山　信一　君（公明）

子どもをめぐる格差への取組に関しては、真に支援を求めている人に必要な情報が届かないとの懸念があり、行政や民間団体がアウトリーチする仕組みが必要である。また、支援の入口となる市町村の窓口対応も重要であり、窓口担当者の対応能力を向上させるため、困難を抱える人に支援をつなぐ工夫や職員研修の実施などによる意識改革が必要である。

教育費の負担軽減については、格差の固定化を回避するために教育格差の是正が必要であり、そのための給付型奨学金等について将来的に給付額を増額すべきである。

ひきこもりの若年者に対する支援の充実については、学び直しのための学習支援とリハビリをしながら働く中間就労の確保などの施策を更に強化すべきである。また、ひきこもりの若年者が社会と関わっていく過程では、自宅以外の居場所が不可欠である。居場所づくりでは、地域の中で生活していくための住まいの確保とともに、支える職員のスキルが重要となる。

リカレント教育等の能力開発支援については、本人の努力だけでは抜け出すことができない慢性的貧困を回避するために有効であることが参考人から指摘され

ており、非正規労働者の能力開発に取り組む企業への支援が必要である。また、若年者に対する労働法令や社会保障に関する学習機会の増大や、キャリアアップに資する教育訓練の充実が有効である。

高齢者の貧困と孤立については、若い頃からの生活歴が影響しており、高齢期の生活保障とともに、現役世代の生活安定のための施策を講ずることによる予防が必要である。また、生活に困難を抱えた高齢者の互助の取組として、近距離に共同住宅とミーティングサロンを設置し、連携して支え合う事例が参考人から紹介された。この仕組みは地域で孤立した世帯を発見する役割を担うことができるため、新たな制度とすることを求めたい。

障害者の貧困と孤立については、精神障害や知的障害を抱えていることに気付かないまま生活困窮に陥っている人を医療に結び付けることが重要である。その手段として、障害を持つ路上生活者に住まいを供給した後、医療サービスを提供するハウジングファーストと呼ばれる取組に注目すべきである。また、障害者への差別や偏見を無くすために、障害を個性や生きていくための条件と捉え、多様性を包摂できるように行政用語を適正化していくことが必要である。さらに、障害者雇用の推進のために、ジョブコーチなどの働く障害者自身への支援に加えて、事業者側へのスタートアップ支援などの強化が必要である。

石上　俊雄　君（民主）

子どもの貧困については、2015年時点でも７人に１人の子どもが貧困状態にあり、依然として貧困率は高水準と言わざるを得ない。そもそも、国民生活基礎調査では、子どもの貧困率などの重要な指標の調査が３年ごとの実施になっており、改善を進める上では調査間隔が余りにも長過ぎるのではないか。国として政策のＰＤＣＡサイクルを回していくためにも、毎年調査を実施して速やかに公表するとともに、様々な角度から多種多様な子どもの状況を確認することが重要である。

若年者をめぐる格差については、若年層でも非正規雇用が大幅に増加していることが、格差拡大の大きな要因であると考える。安倍内閣総理大臣は、同一労働

同一賃金の実現のときが来たと施政方針演説で発言している。しかし、問題はその中身であり、先駆的な取組を行っている国を参考に、納得度が高い仕組みを決めていくことが重要ではないか。

高齢者の雇用については、深刻化する人手不足の解消のために、高齢者の豊かな経験や技術を活用することが多くの有識者から前向きに提言されており、高齢者の高い就労意識も統計上明らかになっている。真のエイジレス社会実現のため、同一労働同一賃金を含めた高齢者雇用の賃金に対する考え方を再検討する必要がある。

障害者の就労については、雇用促進や就労後の定着支援に向けた環境整備を進めることが重要であり、企業側の担い手の育成や専門性の向上が不可欠である。しかし、企業在籍型ジョブコーチの養成研修の実施団体が限られているなど、問題がなお存在している現状にあり、改善していく必要がある。

給食格差については、公立中学校における完全給食の実施率には地域によって大きな隔たりが存在しており、早急に改善されるべきである。また、給食があったとしても、学童保育などでの夏休み中の食事をどうするかや、高校生になれば給食が無くなることなどの問題があり、食生活格差について国や地方自治体のレベルで考えていく必要がある。

川田　龍平　君（立憲）

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするための制度整備が不可欠である。そのためには、改正住宅セーフティネット法に基づく施策や、公共住宅などを充実させるとともに、地域のコミュニティづくりが重要と考える。

高齢者の生活実態については、同じ地方自治体の中でも区域によりばらつきが見られるとの調査もある。国において、地方自治体の協力を得ながらより詳細な悉皆調査を実施していく必要がある。

日本の急速な高齢化とこれに対する施策は、諸外国の指針となり得ると考える。

障害者施策の検討に当たっては、審議会等において当事者の意見を聴く機会を設けるとともに、例えば駅のホームからの転落防止対策など、命に関わる課題について優先的に取組を進める必要がある。このような取組は、障害者のみならず、子どもや高齢者など全ての人が享受できるユニバーサルなサービスにつながる。

また、これまで、障害者の生活は親が中心となって支えてきたのが実態であるが、これからは、家族だけでなく地域全体で支え、障害者が地域の中で生涯にわたり生活をしていくことができる社会の構築が求められている。

インクルーシブ教育については、障害者が普通学級に在籍して教育を受けることが、社会で障害者と共に生きることを障害を持たない人が子どものときから認識するためにも重要と考える。障害者が社会や他者に合わせて生きることを強いられるのではなく、社会の側が障害者を受け入れる仕組みを構築することが求められる。

子どもの貧困については、親の健康状態が子どもの将来の可能性にも影響することが参考人から指摘された。健康と食の関連や食育の観点からも、国として学校給食の充実を進めていくべきである。

岩渕　　友　君（共産）

子どもをめぐる格差への取組については、子ども全体への施策の充実と、困難を抱えている人へのよりきめ細かな支援が共に重要となる。また、子どもの貧困対策法の見直しに当たっては、特に生活支援、就労支援、教育支援を拡充すべきである。参考人からは、子どもの貧困対策を行う地方自治体への財政支援を求める意見もあった。

若年者をめぐる格差への取組については、住まいは基本的な人権であり、日常的な生活の場であると同時に安定した仕事に就くために不可欠な、安定した住まいの確保が重要である。また、政府が進めている働き方改革については、同一労働同一賃金の実現とともに、働く人の視点に立った改革が必要である。

高齢者をめぐる格差への取組については、生活保護を受給している高齢者が多い中で、生活保護基準が低所得者の生活費低下に合わせて改定されることは問題があり、東京と地方で格差が生じている文化的な要素を含めた基準の設定が、高齢者の生活を保障していくためにも必要である。

ユニバーサルサービスへの取組については、障害者の最低限度の生活を保障するために、障害基礎年金を生活保護費と同水準に引き上げるべきである。また、駅のホームからの転落事故防止のため、国の予算の集中的な投入によるホームドアの整備とともに、駅員による見守り体制など安全基準の整備が必要である。

格差の解消のためには、国が、憲法第25条に定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国民にどのように保障していくのかが問われている。

藤巻　健史　君（維新）

相対的な格差と絶対的な格差を区別して考える必要がある。

国は、国民の財産と生命を守ることが最大の責務であり、絶対的貧困を無くすためにセーフティネットを整備しなければならない。特に、障害者に対しては手厚い補助が必要である。

一方、相対的な格差については、全く格差がなければ人は働くインセンティブを失うため、ある程度の格差は許容されるべきであり、どこまでの格差を是認するのか、国として明確に示す必要がある。格差是正は、高所得者層の引下げではなく、低所得者層を引き上げる方向で行うべきである。また、現在の厳しい財政状況下では、単なる分配のみでの格差是正はハイパーインフレをもたらし、結果として弱者が最もダメージを受けることになる。

日本における相対的な格差のうち、最大の課題は世代間格差である。若年者やこれから生まれる人は莫大な借金を背負い、借金を返すために働くという最悪の状況にある。

アメリカでは、若いうちに収入が少なくても、学び直しや転職により新たなステップに進む機会がある。しかし、日本は終身雇用制であるため、学校卒業時点の選択で人生が決まってしまい、親の経済力も子どもに影響する。このような社会の在り方を根本的に変えていかなければ、格差問題は解決できない。

薬師寺　みちよ　君（無ク）

実務担当者や当事者である参考人から得た具体的な提案により、理念は共有できていると考える。これらの提案を本調査会として受け止めるために、国、地方自治体、民間団体で実施すべきこと、予算を要するものか否かという視点で整理する必要がある。

中長期的なビジョンの下での提言のほかに、例えば弱視生徒の受験上の配慮に関する格差への対応など、予算措置や法改正を要することなく実現できる提案については、早急に所管府省に申入れをすることなどにより容易に解決することができるのではないか。

このように本調査会で議論した成果を示すことで、今後も多くの有識者から有効な提案を得ていくことができると考える。

平山　佐知子　君（国声）

困難を抱える人を支援するために国が講じている施策については、同様の目的に基づくものが多数存在することがある。しかし、例えば母子家庭の母などを３か月試行的に雇用した事業主に支給する、厚生労働省のトライアル雇用助成金の活用実績が低迷しているなど、施策を効果的に活用することができず、結果として課題解決に至らない事例が見受けられる。多くの施策が困難を抱える人にとって使いやすいものとなっているかどうかを、特に府省横断的に同様の施策がある場合には、評価・検証をすべきである。

本調査会は、議員が党派を超えて地域の課題や意見を出し、各府省の予算や前例にとらわれずに議論できる場であり、これまでの議論をいかして３年目も更に深掘りしていくことが望まれる。

井上　義行　君（自民）

自らの経験から、子ども・若年者の貧困対策として、子どもの頃に周りの環境以外の様々な人と触れ合い、多くの職業があることを知る機会があると、多くのことを学び、吸収できるのではないかと考えている。

全ての子どもが多様な分野について学び、考え、自らの人生を選択していくことができる社会をつくるため、例えば、中学・高校生が、１週間程度ＩＴ企業や観光、介護、農業など様々な仕事を経験する研修や、同時に資格が取れる仕組みを構築することや、これまで接したことのない大学の理工学部、医学部などの研究分野での実習授業を１週間程度体験させる制度を検討すべきと考える。

Ⅲ　主要論点の整理

２年目の「豊かな国民生活の実現」についての調査を踏まえ、本調査会における主要論点について、参考人の意見を基に以下のとおり整理する。

◇　子どもの貧困や若年者の生活困窮、高齢者の孤立等について、十分な実態把握が必要である。その上で、支援策が成果を挙げているかどうかについて評価・検証を行うことが重要である。

◇　支援が必要な人に行政の支援に関する情報が届いていないことが多いため、十分な広報を行い支援につなぐことが必要である。児童手当等の現金給付の機会を利用することも一方策である。また、行政窓口における信頼関係構築のための担当者の能力向上、関係部署間での連携のための工夫や横断的組織の設置も重要である。さらに、母子手帳申請時など初期段階からの行政や地域とのつながりづくりも求められる。

◇　支援が必要であっても行政窓口への来所をためらう人も多い。これらの人を把握するには、学校あるいは子ども食堂、コミュニティカフェのような立ち寄りやすい場所などを情報把握に活用し、民間団体、地域の人等の協力も得ながら、アウトリーチする仕組みが考えられる。

【子どもをめぐる格差】

◇　子どもの貧困対策においては対象者の特定が難しいことから、まず子ども全体に対する制度や施策を充実した上で、課題のある子どもにはきめ細かい支援を行うことが重要である。

◇　子どもの貧困対策のうち、大学における奨学金制度の拡充等の高等教育に対する支援は充実しているが、高校生以下に対する支援は必ずしも十分ではない。まず小中学校、次に高校の段階での支援が求められ、小中学校から学力格差を生じさせない方策が必要である。また、ＮＰＯ等による学習支援についても、早い段階から行うことで、より成果が期待できる。

◇　子どもの貧困対策法と子供の貧困対策大綱の見直しに当たっては、教育支援は比較的充実されてきたことから、生活支援、就労支援、経済的支援の拡充を図るとともに、地域により課題が異なるため、基礎自治体による貧困対策計画の策定なども重要である。

◇　子どもの貧困率は重要な指標であるが、３年ごとの調査であり公表までに時間を要するため、毎年速やかに国が公表することが求められる。また、地方自治体で推計している子どもの貧困率の数値は国が算定している貧困率と比較できないことから、税務データを活用し共通の計算式で算定する方法やＥＵで公的指標となっている物質的剥奪方式など、基礎自治体においても算定できる方法を国が確立し、全国に周知することが重要である。

◇　一般的に健康状態と経済状況は相関していることから、子どもの段階から健康を維持することは将来の収入や所得に関係し、貧困や健康格差の連鎖を断つことにつながる。給食は、子どもの最低限の生活を守る意味でも学習面からも重要であり、子どもの個別の状況を把握しなくともできる支援である。優先課題は、義務教育である公立中学校の完全給食の100％実施であり、次に、困難を抱える生徒が多い定時制高校において給食を拡充することが求められる。

◇　ひとり親世帯が貧困となる理由は、母親の就労率は高いが就労収入が低いことなどにあり、男性も女性も子どもを育てながら働き、賃金も平等に得られる社会に変えなければ、問題は解決しない。

◇　子ども食堂や学習支援の場の提供は、居場所をつくり、地域につなげる役割

を果たしており、できるだけ長く継続して活動できるようにする必要がある。

【若年者をめぐる格差】

◇　日本型雇用が崩れる中、若年者が将来の見通しを持てないまま住まいを確保できない状況が広がっている。住まいを失うことは、日常的な生活の場を失うことのほか、安定的な仕事を見付けることが困難になる側面があることから、安定した住まいの確保が重要である。例えば、就労支援中心である現行の生活困窮者自立支援制度について、住まいの確保を優先する政策を含めるなど、福祉政策と住宅政策の融合への転換が必要である。

◇　現行のホームレス自立支援法は、路上、公園、河川敷等の屋外で生活している者を対象としているが、ネットカフェ難民など路上生活一歩手前の者も対象に含めて現状を調査、把握し、対策を行うことが重要である。

◇　若年者の中には、不安定な雇用状態に置かれ、働く人の権利についての基本的な知識も有していない者も多い。労働に関する教育を充実させるとともに、相談窓口を整備することが必要である。

◇　ひきこもりの人への支援に当たっては、本人が自らの意思で社会に出られる環境を整えることが必要である。学齢期を過ぎていても必要な学習支援が受けられるようにするとともに、障害に当てはまらなくても一般就労で働くことが難しい場合のために、中間就労の場の確保も求められる。また、若年者の定義に当てはまらない40～50代のひきこもりの人が多く存在しており、高齢の親と同居しているひきこもりが今後大きな問題となるので、年齢で区切らない支援が必要である。

【高齢者をめぐる格差】

◇　高齢者の生活実態については、市町村合併により同一自治体内の地域格差も

拡大していることから、地域の現状把握のため基礎自治体単位の悉皆調査が重要である。

◇　高齢者の貧困、孤立は、若い頃からの生活環境が影響しており、高齢期の生活保障とともに、現役世代の生活安定が重要となる。また、高齢期までの生活を保障するため、制度の組合せについて工夫が必要である。

◇　日本の社会保障制度は社会保険が中心となっているが、住まいの問題を始め、社会保険のみでは十分対応できない問題が生じており、福祉サービスの意義を再考すべきである。

◇　低所得の高齢者であっても住み慣れた地域で安心して暮らせることが必要であり、まず住まいの提供から始め、生活支援や仲間同士の関係づくりなどを行うことが求められる。このような、地域における住まいの提供は、家賃収入や生活支援の担い手の雇用にもつながる。高齢者にとっての公的な生活施設の在り方についても議論が必要である。

◇　現在、日本は人手不足であり、高齢者が活躍する時代が到来している。働くことによる適度な緊張感と責任感が高齢者の健康寿命の延伸、社会保障費の抑制、現役世代の負担軽減等につながることから、年金制度の在り方を含め、高齢者が働きやすい環境づくりを進めることが重要である。

【ユニバーサルサービス】

◇　例えば、企業が重度の障害者を採用した際に国が最低賃金分を保障するような制度が導入されれば、中小企業においても障害者の社会参加を容易に支援することができ、障害者も自立し、自分の存在意義や働く幸せを実感できる。また、福祉的就労では工賃も低いことから、障害基礎年金を生活保護費と同程度の水準まで引き上げることも考えられる。

◇　障害者が障害特性に合った希望する仕事を長期に安定して続けるためには、就労希望者の増加を想定した就労支援機関の充実が求められる。また、就労を支える福祉人材の育成も重要である。体力、気力等が低下していく中高年齢層の障害者が能力に応じた働き方ができる支援の仕組みも必要である。

◇　大学入試センター試験で弱視生徒の時間延長が認められる条件を盲学校の就学基準や視覚障害の認定基準に統一することや、その延長幅を点字と同様にすることについて、速やかに対応することが求められる。また、障害者への差別や偏見を無くす上で、多様性を包摂できるよう行政用語を適正化することが重要である。

◇　駅のホームからの転落事故対策については、ホームドアの整備とともに、国土交通省のガイドラインの内容も含め、ホームドアがなくても事故につながらない方法の検討が必要であり、安全対策を検討する国土交通省の審議会への障害者の当事者団体の参加も求められる。

官　報（号　外）

調査報告書

原子力等エネルギー・資源に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成三十年六月六日

資源エネルギーに関する調査会長　鶴保　庸介

参議院議長　伊達　忠一　殿

原子力等エネルギー・資源に関する調査報告（中間報告）

目　次

第１　調査の経過 …… 1

第２　調査の概要 …… 3

１　参考人からの意見聴取及び主な議論 …… 3

（１）資源エネルギーの安全保障（平成30年２月７日）

意見の概要

一般財団法人日本エネルギー経済研究所中東研究センター研究理事
保坂　修司　参考人…… 3

東京大学公共政策大学院特任教授　芳川　恒志　参考人…… 6

東京大学名誉教授・
内閣府ＳＩＰ「次世代海洋資源調査技術」プログラムディレクター
浦辺　徹郎　参考人…… 8

主な議論 …… 10

（２）再生可能エネルギー（平成30年２月14日）

意見の概要

公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長
山地　憲治　参考人…… 19

一般財団法人電力中央研究所エネルギーイノベーション創発センター
研究参事　浅野　浩志　参考人…… 22

みやまスマートエネルギー株式会社代表取締役
磯部　達　参考人…… 25

京都大学大学院経済学研究科／地球環境学堂教授
諸富　徹　参考人…… 27

主な議論 …… 30

（３）資源エネルギーをめぐる諸問題（平成30年４月11日）

意見の概要

特定非営利活動法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
竹内　純子　参考人…… 45

龍谷大学政策学部教授　大島　堅一　参考人…… 48

特定非営利活動法人日本水フォーラム代表理事
竹村公太郎　参考人…… 52

主な議論 …… 54

２　政府に対する質疑 …… 71

３　委員間の意見交換 …… 82

第３　主要論点別の整理 …… 92

エネルギー政策の方向性 …… 92

エネルギーミックス …… 94

地球温暖化対策とエネルギー政策 …… 95

産油国情勢 …… 96

火力発電 …… 97

原子力発電 …… 98

再生可能エネルギー（総論） …… 100

再生可能エネルギー（系統接続） …… 101

再生可能エネルギー（コスト問題） …… 102

再生可能エネルギー（地域の取組） …… 103

再生可能エネルギー（水力発電） …… 104

海洋資源 …… 104

第１　調査の経過

参議院資源エネルギーに関する調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会（臨時会）の平成28年９月26日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、理事会等における協議を経て、「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の１年目においては「資源エネルギー情勢と我が国の対応」を調査項目として取り上げて調査を行い、平成29年５月31日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の２年目においては「我が国の資源エネルギー戦略」を調査項目として取り上げて調査を行うこととした。

第196回国会（常会）においては、平成30年２月７日、資源エネルギーの安全保障について、参考人一般財団法人日本エネルギー経済研究所中東研究センター研究理事保坂修司君、東京大学公共政策大学院特任教授芳川恒志君及び東京大学名誉教授・内閣府ＳＩＰ「次世代海洋資源調査技術」プログラムディレクター浦辺徹郎君から、２月14日、再生可能エネルギーについて、参考人公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長山地憲治君、一般財団法人電力中央研究所エネルギーイノベーション創発センター研究参事浅野浩志君、みやまスマートエネルギー株式会社代表取締役磯部達君及び京都大学大学院経済学研究科／地球環境学堂教授諸富徹君から、４月11日、資源エネルギーをめぐる諸問題について、参考人特定非営利活動法人国際環境経済研究所理事・主席研究員竹内純子君、龍谷大学政策学部教授大島堅一君及び特定非営利活動法人日本水フォーラム代表理事竹村公太郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

次いで平成30年５月９日、これまでの参考人からの意見聴取等を踏まえ、我が国のエネルギーミックス、水力発電の利活用、我が国の地球温暖化対策と再生可能エネルギー施策等について、西銘経済産業副大臣及びとかしき環境副大臣から説明を聴いた後、西銘経済産業副大臣、とかしき環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、資源エネルギーに関する実情調査のため、平成30年２月22日、神奈川県において、メガワット級大規模蓄発電システム、水素の大量貯蔵・輸送技術の実証実験プラント及び水素ステーション・水素エネルギーに関する情報発信施設の視察を行った。

これらの調査を踏まえ、平成30年５月９日、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。委員からは、エネルギーミックスにおける３Ｅ＋Ｓのバランスの重要性、原発の安全神話崩壊を真摯に受け止めることの必要性及び直ちに原発ゼロとする政策の非現実性、原子力規制ルールの明確化、脱炭素・省エネ・再生可能エネルギーの大幅拡大、脱原発実現に向けた真剣な検討、地球温暖化問題で世界をリードする必要性、経済性等多面的評価を行った上でのエネルギー基本計画等の作成、当面は原発再稼働に取り組む必要性、地震等の自然災害と発電施設との関係を考える必要性、メタンハイドレート開発への取組等について意見が述べられ、これらを受けて主要論点別の整理を行った。

なお、平成29年９月、フランス共和国、スペイン王国及びモロッコ王国における原子力及び再生可能エネルギーの開発並びに鉱物資源政策等に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察のため、本院から議員団の派遣が行われたことから、本調査会の調査に資するため、30年２月14日、その調査の概要報告を聴取した。

官　報（号外）

第２　調査の概要

１　参考人からの意見聴取及び主な議論

（１）資源エネルギーの安全保障（平成30年２月７日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

一般財団法人日本エネルギー経済研究所

中東研究センター研究理事　　保坂　修司　参考人

エネルギーの本筋から若干離れてはいるが、エネルギー安全保障を考えるに当たり、中東という非常に重要なポイントについて述べる。

我が国のエネルギー政策は、第四次中東戦争をきっかけに中東産油国が石油武器戦略を発動したため、石油価格が一気に上昇する等により日本中がパニックとなった1973年を境に、大きく変貌したと言える。

現在の我が国における石油や中東の位置付けは1970年代とは大きく異なっているが、依然として中東は我が国のエネルギー安全保障上重要な位置を占めているとともに、地政学的リスクを抱える地域として認識されている。

中東とは政治的、文化的概念でもあり、エネルギーの中東依存度という場合の中東と、我が国における一般的な中東の範囲とは、領域的にかなりずれている点に注意が必要である。中東が大きな問題となるのは、宗教や民族といった軸で考えると、単にエネルギー供給源というだけではなく、政治的、宗教的、文化的、経済的に中央アジアや東南アジア等に影響を及ぼしていくためと言える。

我が国の石油の輸入は、サウジアラビアとアラブ首長国連邦（ＵＡＥ）からだけでも約６割であり、その他の大口の輸入元も中東である。天然ガスに関しても輸入元に若干の多様性があるものの、中東の役割はかなり大きい。我が国の石油の中東依存度は現在87％と言われているが、サウジアラビアやＵＡＥ等の湾岸協力理事会（ＧＣＣ）６か国に加えイラン、イラクの計８か国がほぼ全てを占める。天然ガスの中東依存度は約24％だが、イスラム教を通じて中東と深く結び付くインドネシア、マレーシア、ブルネイ等の国々を含めたイスラム依存度は６割近くを占め、また石油のそれは９割に達する。中東の重要性は、単に資源国というだけではなく、その資源を運搬するシーレーン上の要衝が含まれている点も大きい。例えばホルムズ海峡等は、封鎖されれば深刻な影響を受ける重要なチョークポイントであり、この地域の安定が我が国の経済にとって不可欠である。我が国の対中東貿易を見ると、エネルギー輸入面での重要性は言うまでもなく、輸出面でもそれなりの地位を占めている。しかしながら、中東市場における我が国のプレゼンスは徐々に低下し、中国等アジア諸国が大きな地位を占めつつある。

中東の地政学的リスクは、地域に内在する多数の国際紛争に起因している。パレスチナ問題をきっかけとして起きたオイルショックのときの中東産油国による石油武器戦略が多くのエネルギー関係者等のトラウマとなっている。また、テロ問題の多くが中東を根源としていることも、我が国の中東進出や対中東投資を躊躇させる原因になっている。そのほか、クルド問題、イランの核問題、人権の問題等も重要なポイントになっている。

我が国のエネルギー安全保障にとってとりわけ重要な問題が、サウジアラビアとイランの対立である。サウジアラビアはスンナ派のアラブ、イランはシーア派のペルシャということで、こうした宗教等を原因とする両者の対立は必然との論調は少なくない。しかし、実際には、両国は1990年代から2000年代初めまでは極めて良好な関係だった。それが2003年のイラク戦争を機にシーア派やイランの影響力が増し、関係が悪化して2016年に断交した。サウジアラビアとイランという中東の二大資源強国が対立し続けることは、当然、我が国にとってプラスではない。また、中東域内紛争の解決を遅らせるものと言える。もう一つ重要なポイントは、サウジアラビア、ＵＡＥ等が同盟国であるはずのカタールと2017年６月に断交したことである。我が国は両陣営と長く良好な関係を構築してきており、石油・ガスの両面で重要であることは言うまでもなく、我が国としては安易にどちらか一方を支持すべきではない。

湾岸産油国は、大きな経済力を持ち、域内外で政治力のみならず経済面でも影

響力を発揮している。これらの国が政治的に混乱し、石油・ガス輸出に支障が生じれば世界中に悪影響を及ぼす。さらに、湾岸産油国が直面するのはそうした政治的な紛争だけではない。更に根深い、政治、経済あるいは社会システムそのものに根差した問題が湾岸産油国の未来に暗い影を落としている。湾岸産油国は、レンティア国家と呼ばれる、石油等の天然資源を海外への輸出による収益により福祉や教育等の政府サービス経費を捻出するという社会構造によって豊かな福祉国家を実現した。しかし、この石油に依存するシステムは、油価、埋蔵量、地球温暖化問題次第の極めて脆弱なものと言える。

石油業界では、近年、石油需要がピークを迎えるとの議論が盛んで、日本エネルギー経済研究所では2030年頃から油価が低落していくと試算している。加えて湾岸産油国は人口増加に伴う国内エネルギー消費の拡大により、これまで輸出により収益を上げていた石油・ガスを国内で消費せざるを得なくなるため、主たる産業が石油しかない湾岸産油国は危機的な状況に陥ってしまう。そこで、経済の多角化・民営化による非石油部門の増強、補助金カットによる歳出削減といった新たな対策を立てることとなった。

湾岸産油国の安定は我が国のエネルギー安全保障上重要であることはもちろん、中東の域内外の安定にとっても不可欠である。石油が一次エネルギーの中核を占めている限り、我が国のエネルギー安全保障における湾岸産油国の重要性は変わらないため、その間、湾岸産油国によるエネルギー消費国への安定的・持続的な資源供給システムが必要であり、我が国の対応が問われている。

そこで、一つは、対立する両勢力と友好的かつ深い関係を維持している我が国が、中東諸国の抱える様々な紛争において仲介や調停の役割を積極的に担うことであり、もう一つは、脱石油依存プロセスを支援することである。例えば我が国は、「日・サウジ・ビジョン2030」という形でサウジアラビアの構造改革への支援について合意しているが、同様の枠組みによって他の産油国の脱石油依存に貢献できるかが一つの鍵となる。

一方で、産油国側のアジアへの輸出依存度が増しており、中国やインドのプレゼンス拡大が著しい。そのような中で我が国がエネルギーの安定供給を確保するためには、我が国のうまみをいかした独自の対中東関係の構築が必要であって、かつてのアラビア石油の権益更新失敗の分析を踏まえた対応や、国営石油会社サウジアラムコの新規株式公開（ＩＰＯ）が検討課題と言える。また、産油国の人口増とエネルギー消費増への対応には、我が国が得意とする省エネや再生可能エネルギーといった分野での協力に大きな可能性がある。既に協議が進んでいるサウジアラビアでの化石燃料から水素を製造するプロジェクトは、産油国とウィンウィンの関係を構築し得る有望な分野である。いずれにせよ、エネルギー安全保障のために石油や中東への依存度を下げることには意味はあるものの、結果として我が国のプレゼンスを下げてしまっては、逆効果になると考える。

東京大学公共政策大学院特任教授　　芳川　恒志　参考人

我が国がとるべきエネルギーミックスを検討するための重要かつ基本的な要素について述べる。

第一に、エネルギー政策は、エネルギー安全保障、環境性、経済性という三つのＥが大切である。東電福島第一原発事故以降は安全性が重要とされ三つのＥ＋Ｓとの議論もあるが、伝統的には三つのＥのバランスを上手に取ることが最も基本とされる考え方である。第二に、エネルギーは三つのＥとともに安全保障や外交等様々なことに関連しているが、特にパリ協定以降、エネルギーとCO_2排出問題との関係が強調される傾向にある。第三に、エネルギー政策は、市場と対話しながら進めることが極めて重要である。このため、価格指標を注目し続けることが大切であり、そのためにも価格は市場を正しく反映したものであることが重要である。第四に、パリ協定以降はイノベーションが大変強調されており、エネルギー政策と地球温暖化対策とイノベーションの三つを同じように解決しようというのが世界的な傾向である。

エネルギー政策の基本は、エネルギー安全保障、温室効果ガス排出問題等の環境性、経済成長にいかに貢献するかという経済性の三つについて、それぞれの効果をできるだけ大きくするとともにバランスを取るということであって、この発想は、将来のエネルギーミックスを考える際、特に重要である。これまでのエネ

ルギー安全保障に関する議論は、中東依存度が高いとか自給率が低いとかというものであったが、国際エネルギー機関（ＩＥＡ）が指摘するように、世界は一次エネルギーから電力の供給へと大きく変化し始めており、電力の安定供給がより重要になっていることを踏まえる必要がある。環境性は、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の議論を踏まえ、CO_2排出だけでなく中国の環境問題等も重要とされ、また経済性は、我が国で言うと電気料金の問題等に現れることとなる。

従来のエネルギー政策、とりわけ2016年までの10年間は、三つのＥのうち特に安全保障と経済性を中心に議論されてきたが、パリのＣＯＰ以降、地球温暖化問題の重要性が増しており、少しずつ風向きが変わってきている。特に中国では、環境問題を競争力やエネルギー安全保障と併せて議論するようになってきたと思われる。脱原発を図るドイツでは、固定価格買取制度（ＦＩＴ）によって再生可能エネルギー導入を進めており、産業用の電気料金は比較的低く設定し、家庭用は高い国民所得を背景に比較的高く設定するというように、産業を支える意識の高い消費者が負担することを前提としている。他方、我が国では再生可能エネルギー発電促進賦課金（賦課金）に係る将来の負担増が議論となっている。

産業革命後から化石燃料等のエネルギー消費が急激に増えている。ＧＤＰの伸びとエネルギー消費、CO_2排出量の伸びは大体同じであり、それぞれのＧＤＰ弾性値はほぼ一定だったと言える。現時点では、経済成長はする、しかしCO_2排出量は削減の必要があるということで、両者を切り離すことが課題となっており、そうしなければ地球温暖化が進むということである。そのための最も有効な方策は省エネ、すなわちエネルギーを使わない経済構造をつくることである。また、化石燃料を使わないようにしていくことが世界の流れとなってきている。

ＩＥＡの「450シナリオ」は、産業革命以前に比べ気温上昇を２℃以内に抑制するようCO_2濃度を管理した場合と、我が国を含む各国がＣＯＰで約束した措置を講じた場合とではCO_2排出量に大きな乖離があり、このままでは、気温上昇は２℃どころでは済まないことを示している。我が国も地球温暖化対策計画を閣議決定し、この中で2050年までに80％の温室効果ガスの排出削減を宣言したが、達成するにはイノベーションが必要としており、そのためには、エネルギー政策、地球温暖化対策、そしてイノベーションの三つを統一的に実施する政策環境をつくっていくことが必要である。

したがって、三つのＥの達成に加え、新たな要素であるイノベーションについても問題意識を持って取り組む必要がある。

東京大学名誉教授
内閣府ＳＩＰ「次世代海洋資源調査技術」
プログラムディレクター　　浦辺　徹郎　参考人

海洋鉱物資源について述べる。

2017年９月、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）が沖縄の1,600mの海底から、海底熱水鉱床の連続揚鉱に成功した。揚鉱は生産過程において最も難しい部分であり、連続揚鉱に成功したことは、生産に一歩近づいたということになる。また、我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）は非常に大きく、大陸棚の管轄方法が大きな問題で、その一つの方法として資源と環境の調査があるが、今回、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）の「次世代海洋資源調査技術」において安価で迅速かつ効率的に行う方法を開発した。

我が国の大陸棚には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、そしてメタンハイドレート等があり、こうした非在来型の資源を開発するには、様々な技術開発が必要である。そこで経済性の観点から代表的な海底資源である海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、そしてマンガン団塊の三つに限定して説明する。マンガン団塊とコバルトリッチクラストは、形状は異なるが鉱物組成は似ており、冷たい海水から100万年に３㎜程度の非常にゆっくりしたスピードで出来上がる。他方、海底熱水鉱床は、海底火山活動に伴う300℃程度の熱水から沈殿して出来上がるという全く異なるメカニズムのものである。こうした資源は、マンガン団塊の80％以上は公海の底、コバルトリッチクラストと海底熱水鉱床は基本的にＥＥＺ内にある。

海底熱水鉱床の資源量は、マンガン団塊やコバルトリッチクラストに比べると極めて少ないように見えるが、大洋中央海嶺にあるものだけで６億tある。ま

た、統計はまだないが、海底面に露出していない潜頭性鉱床が資源量に大きく寄与すると考えられており、ＳＩＰでこの探索方法を開発した。また、これら三つの海底資源は、いずれも多種多様な金属を含む多金属型との特徴がある。

世界でどのような金属が必要かについてＯＥＣＤは重要鉱物の2030年の状況を予測しており、我が国と世界で必要なものは、おおむね同様の傾向を示している。そして、最も耐用年数の短いものはアンチモンで、最も長いものはレアアースとしている。量の問題を別にすると、代替が利かない、あるいは地政学的リスクの高い金属は、海底熱水鉱床とコバルトリッチクラストで大体カバーされるため、開発機運が高まっている。

経済性の観点からは悲観論と楽観論がある。悲観論は、量が少ないため余り重要ではないものの、ナショナリズム等の観点からは考えるべきといったものである。ただ、悲観論でも、経済性のあることが判明すれば、大挙して参入してくるとも予測している。そして、経済性からは海底熱水鉱床が最も良いと見られることから、我が国を含む太平洋島嶼諸国が探査対象となろう。楽観論は、海底油田・ガス田やシェールガス・オイルの開発スピードを見ると、技術が出現すれば急速に進化するものであることを根拠として、海洋経済には新しく、膨大なフィールドがあると指摘する。真実は恐らく両論の間にあろう。

世界の陸上鉱物資源の探査費用と鉱床発見数の推移を見ると、これまでは鉱床がコンスタントに見付かってきていたが、最近、発見数がほぼゼロに向かい急激に減少しており、これは大きな構造的変化ではないかとの見方が進んでいる。コスト面から見ると、これまでは探査コストの約2.3倍の価値の鉱床が見付かってきていたが、この10年では約0.47倍しか見付かっていない。この陸上鉱物の探査コスト効率が低下している傾向が懸念されていることもあり、年間１兆円ほどの陸上鉱物探査費を、今後、海洋資源探査に向かわせることを主導できるかが大きな問題で、そのためには技術開発が必要である。資源は、民間で商業化されて初めて開発されたことになる。探査技術開発は順調であり、採鉱技術開発は我が国が世界のトップを走っている。また、選鉱製錬技術開発は、ＪＯＧＭＥＣが綿密な調査を行って、現在パイロットプラントができている。加えて、事業投資、環境影響評価等の全てを政策的に主導することが重要である。

探査技術の例を挙げると、ＳＩＰで開発した統合海洋資源調査システムは、まず、広い海域から速度の速い船や自律型海中ロボット（ＡＵＶ）を使って対象を絞り込み、最後に、余り機動力はないものの情報収集を行う海底設置型のもので精査していくものである。これにより、高効率、低コストで陸上と同程度の探査ができるようになって、民間への技術移転は済んでいる。これによって、久米島西方域で、船から自然電位という物理探査によって平面的な分布がきれいに見え、さらに音波探査により精査することで海底面下の堆積物、その下の鉱物、更にその下の変質帯といった三次元的な分布が分かるようになった。

我が国のＥＥＺは広大で、豊富な資源を有しており、経済的な現実性が見えてきたことから、我が国が海底資源探査に先鞭をつけるべきである。まず、我が国の大陸棚で資源調査を実施して、その技術を我が国と同様に海底熱水鉱床の分布する太平洋の島嶼諸国にも応用していくことで、海洋及び資源の安全保障につながっていくものと考える。

（主な議論）

【我が国のエネルギー政策】

問　我が国のエネルギー政策の在るべき方向性を伺う。また、気候変動問題対策における国際協調は、各国の経済発展段階の相違による取組の差異を超えて効果的に進める必要があると考えるが対策について伺う。

答　我が国のエネルギー政策の方向性については、国際的な議論の新しいトレンドを踏まえつつ我が国らしい三つのＥをどう実現するかに尽きる。具体的には、最近の四つの変化を踏まえることである。第一に、米国がシェール革命の結果、世界の化石燃料貿易のリーダーになるであろうということ。第二に、中国が大気汚染対策として省エネと再生可能エネルギー中心のエネルギー政策に力を入れているということ。第三は、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーが世界で最も建設される電源になりつつあるということで、ＩＥＡはこれをシェールに替わる第二の革命と言っている。第四は、今後、我が国のエネル

ギー安全保障において石油よりも電力の重要性が増すということである。

国際協調を進めるに当たっては、我が国は技術力、政策を持ち、グローバルな課題に対する国際協調の枠組みでのプレーヤーになるべきとの問題意識を持つことが重要である。

問　今後、ＡＩ、ＩｏＴあるいは電気自動車の取組が進み、新興国を含む地球規模での経済が発展すれば電力消費量は増加する。そうした中、一次エネルギーに近い形で位置付けられた電力が、エネルギー安全保障において果たす役割について伺う。

答　電力特有の安全保障をめぐり三つの問題がある。

第一は、発電量の問題だが、我が国は、今後、高齢化や省エネ等で、電力消費が大きく増えることはないだろう。第二は、送配電網の問題で、再生可能エネルギーについては発電立地から送配電網につながなければならないため送配電網整備には相当量の投資が必要となる。第三は、再生可能エネルギー割合を22～24％とする現計画だが、更に増やすことは不安定な電源を送配電網に入れることとなるため、これへの対応が必要となる。

問　世界の投資家の間で環境、社会、企業統治を重視するＥＳＧ投資が広がっており、最近、欧米の機関投資家が環境や健康への負荷の高い企業から投資の引揚げを表明している。

エネルギー戦略やエネルギー安全保障を考えるに当たって、世界経済の面からも石炭火力や原子力から再生可能エネルギーへという流れが大きく働いていると考えるが、この点について見解を伺う。また、我が国の政治や経済はこの変化に対応できていないところがあるのではないか見解を伺う。

答　世界的な傾向としては、世界のエネルギー需要増の85％が低炭素エネルギー及び天然ガスで、石炭需要の低下、特に中国の石炭需要の低下がこの傾向に拍車を掛けている。また、石炭火力発電に対し消極的な投資行動に出ることも世界的な傾向であって、我が国が有する高効率石炭火力発電技術で国際貢献を目指すことは理解できるものの、どう折り合いを付けていくかは大きな課題である。

問　エネルギー安全保障を考えるに当たり、中東リスクもあり化石燃料への依存割合を下げるべきとのことだが、一次エネルギー供給に占める石油割合を現在の43％からどの程度にまで下げるべきと考えるか伺う。

答　石油依存度低減の数値目標は持っていないが、少なくとも環境問題は待ったなしの部分があるため、電気自動車や燃料電池車等の普及が進めば加速度的に下がっていくものと考える。

問　脱化石燃料と脱原発依存の二つを実現させようとすると、エネルギー供給源が全くなくなってしまうという困難な課題に直面する。脱化石燃料はパリ協定等からは当然の流れであろうが、原発政策に関し所見を伺う。

答　2030年エネルギーミックスが、三つのＥに照らして我が国がとるべき方向性なのかという議論の一方で、原子力の割合を低減させていこうという政府の方針がある。そうした中、ＦＩＴを用いて再生可能エネルギーを最大限増やしても、2030年に22～24％との計画が達成できるにすぎない。現実的に脱CO_2を考えた場合、原発の安全性を十分確保して再稼働を進めることはとらざるを得ない方向性であり、それを前提にしなければ2030年エネルギーミックスの達成は困難である。

問　2030年エネルギーミックスに占める原子力割合20～22％は下がるはずであるし、下げるべきと考えるが見解を伺う。

答　現在の原発再稼働の状況を見ると、現実的には、2030年に原子力の割合が20％に到達することは困難と考える。

問　エネルギー政策において達成すべき三つのＥを単体で最も満たしているエネルギーは何か伺う。

答　三つのＥを矛盾なく全て達成できるのは省エネと言われている。既存の主要なエネルギーでは、従来は原子力と言われていたが、東電福島第一原発事故後は、安全性に係る議論やコストへの意見等がある。現在は、再生可能エネルギーがそれに近づいているが、供給安定性には疑問符が付くのかもしれない。また、天然ガスは化石燃料とはいえ、比較的中間的な存在と思われている。いずれも単体で全てを達成するのは困難である。

問　メタンハイドレートが商業ベースで採掘できるようになった場合の我が国のエネルギー政策、中東等の産油国に与える影響について伺う。

答　我が国のエネルギー政策に影響を与えるかどうかは、価格と量に依存することから、現時点でどの程度の影響があるのかを見通すことは困難である。

答　石油は燃料用途が大半であり、メタンハイドレートがそこの分野に進出しない限り、中東への影響は限定的と考える。

【産油国をめぐる情勢】

問　我が国がエネルギーを大きく依存する中東地域は、テロ問題や地域間紛争等で目まぐるしく変化していることから、我が国のエネルギー安全保障を確たるものにするための中東政策の在り方を伺う。

答　中東や化石燃料への依存度を下げることは重要だが、中東での我が国のプレゼンスを下げることは極めて危険で逆効果となるため、我が国は中東地域に深く関与して中東地域内の安定性につなげていく必要がある。我が国が政治的にできることは限られるが、中東には我が国を高く評価する友好国の多い点をいかすことで、仲介の役割を果たせると考える。さらに、湾岸産油国の化石燃料への依存低減の努力に我が国が協力していくことが今後は重要である。その意味でサウジアラビアとの「日・サウジ・ビジョン2030」は、新しく、より深い試みとなると考える。

問　石油価格が、石油輸出国機構（ＯＰＥＣ）だけでなく、世界の産油国の中で決められてきており、今後のＯＰＥＣ加盟国と国際社会との関係の在り方について伺う。また、我が国が対ＯＰＥＣよりも個別の産油国との二か国間関係を進めていくことの必要性について所見を伺う。

答　ＯＰＥＣの影響力は低下しているが、中東における様々な事件が起きたとしても必ずしも石油価格にそのまま反映されるわけではなく、石油あるいはＯＰＥＣの役割自体が他の要素から大きな影響を受けているものと思われる。ＯＰＥＣ自身もロシアと協調して減産合意を得たように、非ＯＰＥＣ諸国との共闘などによって油価を安定的にしていこうとの思惑を持ち続けるだろう。なお、重要な点に、アラブ石油輸出国機構（ＯＡＰＥＣ）という別の枠組みがある。ＯＰＥＣ、ＯＡＰＥＣは、今後も政治的な潜在能力を有すると思われるが、長期的には低下するだろう。

問　中東をもう少し広い単位で見ると、中東の様々な政治的混乱の中にロシアも入ってきていると考える。そこで、今後の中東の動きを見る上で我が国として留意すべき点を伺う。

答　中東におけるロシアの役割は、ここ数年の間だけでも極めて大きくなっている。ロシアがシリアやイランを支援することで、中東の安全保障あるいは紛争の多くが形を変えており、現在、ロシアは中東で最も得をしている国の一つと考える。我が国が、こうしたロシアの新たな役割を踏まえ、どういった形で付き合っていくべきかは非常に難しい問題である。我が国のエネルギー安全保障の視点からは、ロシア自身がエネルギー資源国のため、エネルギーをめぐるロシアと日本との関係をそのまま中東に持っていくことはできない。なぜならば、我が国とロシアはシリアやイランの問題で外交政策の利害が一致していないため、ロシアの新たな役割は、抑制的に評価せざるを得ないからである。ただ、仮にロシアと利害を一致させられるならば、中東の様々な問題は、より積極的な方向で変化していくだろう。

問　今後、環境規制が強化されて大型船舶等の輸送機械の燃料が石油からＬＮＧへと変化し、産出国の構成が変わってきた場合の我が国と燃料産出国との関係について伺う。

答　大型船舶等の輸送機械の燃料自体に関することではないが、ＬＮＧ輸送はホルムズ海峡という重要なチョークポイントの通過比率が２割強で、８割を超える石油と比べて地政学的なリスクは低い。ＬＮＧ産出国にはマレーシアやインドネシア等の中東と深い関係の国があることから注意する必要がある。

問　エネルギー自給率６％の我が国が中東地域から輸入する石油に依存する状況が続く中、我が国の中東情勢への関わり方が問われてくると考えるが、米国トランプ大統領がエルサレムをイスラエルの首都と認定する方針に関し、エネルギー安全保障への影響を含め日本政府の外交姿勢について、所見を伺う。

答　米国トランプ大統領のエルサレム承認発言あるいは在イスラエル大使館移転発言は、中東和平に大きな脅威であり、また、日本政府の対応に不満と思う部分はある。一方で、中東和平の完全な頓挫、停滞という現状において、この発言が呼び水となって、多くの人々が中東和平に関心を持つようになればプラスに働く可能性もある。

問　米国トランプ大統領による在イスラエル米国大使館のエルサレム移転方針の実現見通しと、仮にこれが国内向けリップサービスであれば、どのような勢力に向けられたものと考えるか伺う。

答　米国トランプ大統領の公約が覆されるか否かについては、現政権に中東専門家あるいは中東政策立案責任者がまだ決まっていない点が重要である。仮に中東専門家が就けば方針は覆される可能性があるが、現在、中東問題はクシュナー上級顧問が担っており、方針転換は困難と考える。ただ、トランプ大統領はビジネスマンであり、ビジネスの問題に絡めれば、方針転換の可能性はないこともない。

問　米国トランプ政権が多国間合意であるイラン核合意の破棄に踏み込む可能性について伺う。また、米国がそうした方針転換をする場合は我が国もそれに引きずられる可能性があるが、エネルギー政策に関しては我が国の安全保障上、米国と必ずしも一体ではない対応が必要と考えるが見解を伺う。

答　多国間合意であるイラン核合意の破棄は困難であり、また破棄すべきではない。ただ、米国トランプ政権は必ずしも核合意の枠組みだけではなく、それ以外の例えばミサイル問題等で核合意を実質的に無効化するとの方針が見られるが、他国が説得することは非常に困難と考える。この問題で重要なことは、日本企業にとってはイランを取るか米国を取るかという選択を迫られていることであり、米国市場を失ってまでイランに肩入れすることは困難だろう。

問　テロはいかなる理由があっても許されない。ただ、テロをなくすためには国際社会の協力が必要だが、軍事作戦を行ってきたことは、逆にテロを世界中に拡散させてきたのではないか、テロと戦争が悪循環にしかならないこともはっきりしているのではないかと考える。テロの根絶には、軍事一辺倒ではなく非軍事の対応を基本に据えるべきであり、そこでこそ我が国が役割を発揮できると考えるが見解を伺う。

答　個人的には軍事作戦が不要とは考えていないが、軍事作戦のみでの解決もあり得ない。ラッカ、モスルというＩＳ拠点の陥落以降、欧米諸国で様々な形でテロが頻発しており、そうしたことへの対策として、過激化した若者のリハビリテーションや社会への再復帰プログラムなど、我が国が貢献できる様々な分野がある。また、テロに関する情報収集・分析等、我が国が各国と協力しながら取り組むことも必要である。

【海洋資源】

問　海底資源の発掘等の世界的なトレンド及び我が国が開発を進めていく上での体制上の課題を伺う。

答　鉱物資源には、探査、生産、処理、金属にするという四つの過程が必要であり、他国では現在困難であるが、我が国では政府の取組もあり、その四つの過程についてほぼ見通しがついた段階にある。経済性について、海底熱水鉱床に関しては大部分の問題が解決できた。現在のリスクは資源量の足りないことであり、経済産業省は海底で約5,000万tの鉱石が発見できれば採算が取れると見て目標としている。

我が国の課題は、金など一部を除いて鉱物資源をほぼ100％輸入していること、また、世界的に、省エネは進んでいるが省資源は遅れており、資源の消費量の伸び率がエネルギーより何倍も高いことである。こうした状況から我が国は海底資源開発に取り組んで技術開発が進んでおり、企業がその技術を使って、生産に乗り出すことを決断できるよう環境整備を着実に進める必要がある。

問　国益の観点から、ＳＩＰ「次世代海洋資源調査技術」における知財戦略の体制及び重要性の認識について伺う。

答　ＳＩＰ「次世代海洋資源調査技術」では、探査技術開発と環境影響評価技術の開発に取り組んでいる。探査技術の詳細は非公開とする戦略の一方で、環境

影響評価技術は、我が国が他の既存手法と組み合わせて国際標準化機構（ＩＳＯ）における規格化を主導するため、積極的に技術を公開するとの、異なる知財戦略を取っている。

問　鹿児島湾から沖縄県の島々にかけてアンチモン鉱床を含む海底熱水鉱床が数多く見られ、メタンハイドレートも太平洋側に多く存在するとの説明であった。我が国にとって、資源の安定確保はエネルギーと同様に重要な課題であり、メタンハイドレートの採掘及び世界で開発したことのない海底熱水鉱床商用化への見通しについて、また、商用化を進めるに当たりどのような国の支援を要望するか伺う。

答　鹿児島湾のアンチモンは世界にも例のない資源であり、大きな困難を伴わずに採掘できる見込みである。ただ、周辺住民や漁業との関係で、環境面での対応が大きな問題と見ている。アンチモンは最も耐用年数が短い元素であり、また産出国が中国等に限られていることもあり、非常に注目すべき資源である。海底資源開発は、少し前までは夢物語との意見が非常に強かったが一歩一歩進んでおり、平成30年代後半以降に民間が関わる開発を手掛けるとの国の方針を変える必要はない。現在のところ、金属価格動向等の問題はあるものの商業的には成り立つところに到達しており、着実に進めていくべきである。

問　ＳＩＰ「次世代海洋資源調査技術」の出口戦略が極めて重要であるため、研究技術の進展性、社会実装化等のビジョンについて伺う。

答　海底資源開発は、平成30年代後半以降にＪＯＧＭＥＣを中心として民間の参画する資源開発を行うとの国の方針があり、これに向け準備している段階である。このため、すぐに利益に結び付くものではない。最も重要なことは資源開発は民間が主体であり、ＳＩＰ「次世代海洋資源調査技術」で得られたものは全て民間に移転できる状態をつくっている。

問　公海というコモンズにおいて、海底鉱物資源を公平に分配するための枠組み、環境へ過剰な負担を掛けないための国際的なルール策定の現状について伺う。

答　公海の底にあるマンガン団塊は資源量が大きい。この公海の底の資源が人類

共同の財産であることを定める国連海洋法条約が採択されて以後、環境シフトが起こっており、現在、同条約に基づき設立された国際海底機構（ＩＳＡ）で、環境の規則の在り方が活発に議論されている。一方で実際の開発のための規則策定は遅れている。

問　今後の我が国のエネルギーミックスの足りない部分を補うことが期待できる海底資源はあるのか伺う。

答　我が国の海底は十分調べられておらず、資源がどれぐらいあるかは全く分からない状況である。ただ、我が国の大陸棚は、世界の平均に比べて圧倒的にポテンシャルが高いことが分かっており、これを財産にするためにしっかり調査する必要がある。そして、その先に我が国を救えるものがあるとの望みを持って取り組んでいくしかない。

他方、省エネと同時に、省資源には絶対に取り組まなければならない。また、資源ナショナリズムのような動きへの対策として省資源やリサイクル等を進めることが鉄則である。ただ、資源消費の伸びが止まらない中、海底資源は破局的な事態を防ぐ対抗策との意味合いが大きい。

官　報（号　外）

（２）再生可能エネルギー（平成30年２月14日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事・研究所長　　山地　憲治　参考人

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の委員長等の経験を踏まえ、再生可能エネルギー大量導入の課題と対応について述べる。

再生可能エネルギーは世界的に大量導入されており、2006～2016年の約10年間で、設備容量が太陽光発電は600万kWから３億300万kWへと約50倍に、風力発電は7,400万kWから４億8,700万kWへと約６倍に増加しているという状況である。我が国も、2012年のＦＩＴ導入以降、太陽光発電が2016年度末までに560万kWから3,910万kWへと約７倍になるなど、再生可能エネルギーの導入が急増した。そして2016年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合は、水力が7.5%、水力を除く太陽光、風力、バイオマス等の小計で7.8%、合計15%を超え、2030年エネルギーミックスの目標値である22～24%へと近づきつつある。ＦＩＴの認定容量をみると太陽光とバイオマスは、2017年３月末に2030年エネルギーミックスの目標値を過剰達成した。

他方、買取価格の水準は欧州の２倍以上であり、国民負担も急増している。ＦＩＴ法は、まず電気の買取価格を決め、そこから電気の価値に当たる回避可能費用を差し引いた部分を賦課金として消費者に割り当てている。2017年度の賦課金は、電力多消費の特別な産業を除いた電力消費者に対し2.64円/kWhが均等に掛かっており、年間の総額で２兆円を超え、これが20年近く続くことからエネルギー対策としては空前の規模である。これは、第一次オイルショック後のサンシャイン計画総額4,400億円、90年代の住宅用太陽光発電設備補助の年間最大約100億円に比べ、非常に大きな補助となる。

再生可能エネルギー特別措置法の一部を改正する法律（改正ＦＩＴ法）が2016年５月に成立し2017年度より施行された。これは太陽光発電に偏った導入や国民負担の急増等に対応するためのものである。改正内容の一点目は、新認定制

度の創設である。これは未稼働案件の排除を目的として、認定時期を従来の系統接続の申込時から契約締結時へと変更するとともに、認定時の高い買取価格を維持したまま稼働を遅延させて、太陽光パネルの価格急落を利用してもうけようというインセンティブを防止することを目的として、認定から運転開始までの期間を制限できることとした。また、景観破壊や森林伐採等といった環境問題が顕在化したことを受け、規制強化や事業者情報の開示等、事業を健全に継続させる仕組みを整備した。二点目は、コスト効率的な導入のため、2,000kW以上の大規模な事業用太陽光発電から入札を実施し、また、中長期的な買取価格の目標を決めることとした。2017年度に一回目の入札を実施したものの、募集規模ほどの落札がなかったため、その原因とみられた入札保証金の没収ルール等の取扱い等について修正に向けた意見が取りまとめられたところである。また、中長期的な目標として、事業用太陽光の買取価格について2020年は14円/kWh、2030年は７円/kWhとし、陸上風力について2030年は８～９円/kWhと決めた。さらに、地熱等のリードタイムの長い電源の導入促進のため、少し先の買取価格も提示することとした。

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会は、再生可能エネルギーをコスト競争力を持たせて主力電力とし、また系統制約の克服を目的として審議しており、そこでの決定事項は適宜実施するとされている。まず、入札制度の活用を更に拡大して、2018年度には10,000kW以上の木質バイオマスを入札対象とする。また、太陽光以外についても認定から運転開始までの期間に制限を設ける。さらに、事業環境整備として、環境問題対応のため厳しくする部分がある一方で環境アセスメントで長時間を要しているところを緩和する等、規則の在り方を見直す。そして、ＦＩＴ期間終了後の住宅用太陽光発電の自立促進策として、電気自動車やゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）等と組み合わせた自家消費の促進や、仮想発電所（ＶＰＰ）の電源としての活用に向けた環境整備を進める。また、欧州で盛んな洋上風力について、我が国での導入促進に向けた海域の利用ルールの整備等に取り組んでいる。

再生可能エネルギーの導入に当たって問題となる系統制約の克服のために、日

本版コネクト＆マネージの検討、接続に伴う費用負担の在り方、系統情報の開示に取り組んでいる。日本版コネクト＆マネージについては、瞬時の需給バランスの維持が求められる電気の特性に対する理解不足や送配電部門中立化に向けた電力システム改革の制度整備が遅れている側面もある。かつては、発電、送配電、販売の垂直一貫体制で電気事業が行われ、送配電部門の整備や運用も電力会社の中で行われていた。つまり、電力会社は電力（キロワットアワー）を販売しながら、電気容量（キロワット）及び調整力（デルタキロワット）を総合調整することで電気の質と安定供給を実現してきた。しかし現在は、卸電力市場、容量の市場、調整力の市場のそれぞれで調整する準備をしている段階であり、このことを認識していないところで無用の誤解が起こっていると考える。

日本版コネクト＆マネージで実現しようとしていることは次のとおりである。一番目は、電源稼働の蓋然性評価や自然変動電源の出力評価といった想定潮流の合理化である。従来は、接続契約電源の定格容量を確保した上で空き容量を配分していたが、実際には、垂直一貫体制の下でも、定格稼働していないところが空いていれば他のものを運用していた。しかし、電力システム改革により送配電部門が分離されたことで、こうした方法がとれなくなったため、現実に即した想定を行って空きを見付け、そこに接続契約させようというものである。

二番目は、送電線の事故時に電源制限を行うことで運用容量を拡大しようというＮ－１電制である。従来のＮ－１ルールでは、２本通っている電線の一方を故障時の予備としているため、基本的に電気は50％しか流れないことから、この予備も活用しようというもので、本線で事故が起きた場合は、リレーシステムで予備に流れている電源を瞬時に制限して、本線の電気をそこに流すというものがＮ－１電制である。電源制限によって生じた損害の負担ルールを決める必要があるが、制限された電源と費用負担が一致する場合は2018年度から実施する方向で議論している。

三番目は、送電容量の枠はあらかじめ与えはしないが、送電容量に空きがあるときには送電可能とするノンファーム接続がある。従来の垂直一貫体制では可能だったが、送配電部門の分離によりできなくなっていた。ノンファーム接続で問題になるのは、市場取引の停止するゲートクローズまでにノンファームにも送電容量の枠を与えることであり、ゲートクローズ後の調整方法や費用負担の在り方について議論をしている。

一般財団法人電力中央研究所
エネルギーイノベーション創発センター研究参事　　浅野　浩志　参考人

再生可能エネルギー電源拡大の支障になっているのは電源の調整力と呼ばれるものである。電源の調整力を確保するため、消費側の有するデマンドレスポンス（ＤＲ）資源を活用することで、再生可能エネルギー電源をできるだけ円滑に系統へ接続する取組について述べる。

現在普及の進む再生可能エネルギー電源は、水力発電に次いで太陽光発電である。太陽光発電はCO_2を削減できる重要なシステムだが、電気需要に合わせた出力コントロールができないという欠点がある。このことを補うため、電気自動車や給湯器等を集約して電源であるかのように運用することで、系統運用者が調整力を確保できる方策が実証されつつある。これは、消費側が、電気自動車等を使っていないときに調整力として供給することで経済的な価値を得るものである。また、需要側資源を集約するアグリゲーターにとっては収入源となり、再生可能エネルギー事業者にとっては出力抑制を避けられ、系統運用者にとっては安定供給を続けられるという、誰もがウィンウィンとなる解決策であり国民経済的にも望ましいものである。したがって、合理的に再生可能エネルギーを拡大するためにＤＲを進めるべきと考える。

ＤＲとは、電力の供給側から消費側に価格や系統運用の状況を信号で伝え、これにより自ら需要を変えるものである。直近の例として、東京電力が、首都圏の大雪に伴い暖房需要が増えたため電源Ｉダッシュという厳気象対応を発動した際、電源集約に加えてネガワットと呼ばれる節電を行うことで需給バランスを取ったが、これは2017年度に始まった調整力公募の成果である。従来、需要に合わせて供給力をつくっていたが、風力や太陽光のような発電側の変動に合わせて需要を変えることがアンシラリーサービス型ＤＲの原理であって、これまでで き

なかったことが、ＩＣＴの進歩により自動的にできるようになったものである。さらに、従前、需要を下げるために節電する下げＤＲだけだったが、太陽光発電の余剰電力を有効利用するために、需要をつくる上げＤＲを実用化する必要がある。これは従前、電力需要の変動が毎日３％程度だったが太陽光発電等の変動する分を含めた調整力を余分に系統運用者が持たなければならなくなっているためである。

ＤＲのメリットには、平常時の電力価格の安定化、停電回避、太陽光発電等の大量導入時における系統周波数の維持、配電系統への太陽光発電接続を容易にする可能性、調整力として用いている石油火力発電等の削減によるCO_2削減がある。また、基幹系統や配電系統の需要減による流通設備投資の効率化とこれに伴う電気料金の抑制といった長期的メリットがある。ただし、余剰電力に対応する上げＤＲ等は実験段階であって、今後、制度をつくる必要がある。そもそも需要側資源を活用することは国民に知られておらず、ＤＲが再生可能エネルギー普及に役立つことを伝えていくことが課題となる。

現在、国の補助事業でＶＰＰ実験が始まったところである。九州電力管内、離島で既に生じている太陽光発電の出力抑制を回避し電気を有効活用するため、余剰電力を充電や湯沸かし等に使うといった実験を行っている。最も進んでいる実験は、電気自動車を利用して、遠隔で充電することによって余剰電力を使えるかどうかという関西電力と日産自動車で行っている実験である。現下の問題は、昼間に太陽光発電が十分で、しかも電力需要の少ないゴールデンウィークや秋に太陽光の余剰電力を使い切れず、しかも火力発電の出力を絞りきれないといった長周期変動への対策や、日中の出力が予測以下の場合に、火力発電の出力を増すことが必要となる際の系統運用の困難さを解消するために分散型の電源や蓄電池といった需要側資源利用が使えないかが焦点となる。2019年末より住宅用太陽光発電のうち約120万kWがＦＩＴの買取期間終了となるが、電力会社に引き取ってもらうより自分で使った方が割安となることから、蓄電池購入のインセンティブが働き、太陽光の電気が余っている際に蓄電池に充電するようアグリゲーターが指令できるようになると有効活用できる。

ＶＰＰの資源には工場の自家発電や建物の空調が有望である。こうした大きな需要家は自身のエネルギーマネジメントシステムを有しており、電力会社からのＤＲの信号に応じて需要を自動的にコントロールすることができるからである。

また、国のネガワット実証試験により全国の需要側資源を推定したところ、商店やビルの空調、工場の自家発電等を合わせると、全国の電気使用量の９％程度は技術的な可能性がある。このほか、例えば愛知県豊田市は中部電力と協力し2017年度より、再生可能エネルギーの地産地消を目指して、産業用、家庭用、業務用等あらゆる分野の需要側資源を集約する実証試験を開始した。

現在、系統運用者は、火力発電所や水力発電所において調整力を確保しているが、将来的には家庭用給湯器の使用法や業務用空調の設定温度の調整あるいは蓄電池活用により、現在より安く調整力を供給できる可能性がある。直近では、2017年度に一般送配電事業者が調整力を確保するため節電を行うネガワット事業者の公募を開始した。次の段階として、政府は、ネガワット事業者が調整力を供給できる需給市場を2020年度につくる準備をしている。また、米国の一部や欧州の一部では、電気の最大需要の幾らかをＤＲ資源として契約しているが、我が国では2030年頃までにこのＤＲ資源を６～９％としていく計画である。家・ビル・工場のエネルギー管理や電気自動車等の系統側との双方向接続には大きな可能性があり、その１割でも調整力に充てられれば国全体の電力需要の10％程度となることから、この計画は十分実現可能である。

再生可能エネルギーを合理的に連携して調整力を確保するためには、安価なＤＲ資源を使い、電気を熱に変換するヒートポンプやエネルギー貯蔵、水素や電気自動車を組み込んだ低炭素なエネルギーシステムとしていくことが大きな方向性である。既存資源の利活用の観点から、例えば法に基づく蓄電池の計量をより簡便な方法にできないかを検討している。また、自家発電には電力会社から電気を購入するインセンティブがないため、ＤＲで自家発電を活用するのであればＦＩＴ法の改正も必要だろう。

需要側資源は全ての電気利用者に供給可能性があり、そのことを国民には広くアピールする必要がある。また、再生可能エネルギーの賦存状況や需要構造は地

域によって異なるため、再生可能エネルギーを増やすために需要側資源をどう使うかということには、地域ごとの支援が必要である。さらに、グローバルな観点からは、国際電気標準会議（ＩＥＣ）で、我が国が主導してリソースアグリゲーションの国際標準を策定する準備を進めており、我が国が先駆けてこうした取組を進めることは、技術の優位性や産業競争力の強化につながる機会になると考える。

みやまスマートエネルギー株式会社代表取締役　　磯部　達　参考人

自治体地域エネルギー会社が進める地方創生について述べる。

みやまスマートエネルギー（みやまＳＥ）は、福岡県みやま市が55％、地元の筑邦銀行が５％を出資する地域のエネルギー会社であり、地域の再生可能エネルギーを活用する、すなわち地域内で電力を売買し、その収益を地域の課題解決につなげていく活動をしている。電力会社のような電力売買による企業価値の最大化ではなく、その収益をいかに地域に還元し、住み続けられるような地域をつくっていくかということである。地域の課題には、高齢化や子育て等あるいは健康づくりなど様々であり、それぞれの地域の優先課題に従った形で収益を活用し、エネルギー事業による地方創生を進めている。多くの自治体が人口減少、あるいは高齢化による活力減退に直面しており、その中で、行政は安定した雇用の維持等のために、どのようなサービスを提供していくかということで日々活動しており、そうした中で、地域に埋もれているエネルギーを有効に活用して、地域を活性化していく。

こうした取組は、再生可能エネルギーの普及にもつながり経済循環の視点からも効果がある。例えば、みやま市全体の電気代は年間40～50億円と推定しているが、その約50％は発送電保守費で、残りについては我が国のエネルギー自給率が６％であることを考えると、みやま市の電気代のうち約20億円が九州電力を通じて燃料代として海外に流出していることとなる。地域の再生可能エネルギーを全て活用できれば、この20億円を海外流出させずともよくなり、また、地域活性化の効果は一定規模で考えられる。

制度改正によって電力小売自由化が認められ、当社のような新規電力事業者が地域貢献のため活動することや、電気料金等を地域の特性に合わせて決定できるようになった。我々のビジネスモデルは、地域にある太陽光発電、小水力発電、ごみ発電等を地域のために活用し、電力の売買益を、市民サービスや産業振興に使うという目的で先行的に始めたものである。現在、多くの自治体から、このような形で地方創生を進めたいとの相談がある。今後、地域の再生可能エネルギー活用による地方創生が、我が国で定着していくと良い。

みやま市には、地元で再生可能エネルギーを生産して地元のために使うため、みやま市が筆頭株主となってメガソーラー発電所を整備し、現在、当社がその電力を使っている。一方、当社の最大の電力調達先は住宅用太陽光発電で、従来、ＦＩＴにより九州電力へ売電されていた余剰電力を当社が買い集め、地域内で循環させている。また人口減少に伴う小学校統廃合の跡地にバイオマス発電プラントを建設中で2018年秋に完成予定である。さらに、市民生活から出た生ごみなどの資源を利用してメタン発酵発電を行うとともに堆肥や液肥を製造して農家へ配るという資源循環に取り組んでいるところである。

みやま市は、結婚や就職等を機とする人口流出により高齢化が進み、独り暮らしの人々が増えているが、こうした地域の疲弊は地方共通の課題である。このような地域の課題を市民とともに解決していくため、エネルギーの自給自足、再生可能エネルギー100％の地域を目指している。そして、雇用を増やして経済を活性化し、高齢者の働く機会をつくり、みやま市に住み続けたいと思うような若い世代、元気な町をつくっていくために再生可能エネルギーを活用している。

再生可能エネルギーによる収益の使途の一例として、契約者にタブレット端末を配付し、行政と連携した防犯防災等の情報発信、地域で経済を回していく目的で地元商店ショッピングサイトで利用可能なポイントの付与、購入商品の集荷、配達の際の高齢者への声掛け、電力データを活用した高齢者や子供の安否確認等の見守りサービスを行っている。さらに、行政の福祉サービスだけでは手が届かないようなところをカバーし、より安心、安全に暮らせる地域づくりの一環として、本社にコミュニティースペースをつくり、電力の収益を活用しながら、環境

学習やコンサートなどを開催したり、地域の人々が意見交換などをできる地域の拠点としている。電力売買は技術的に難しいと言われているが、当社は、地元で雇用した社員によりシステム導入から運用まで大阪や東京の企業に頼らず全て地元で運営している。

現在、環境省委託事業で、家電ごとの利用データの分析を踏まえた省エネ行動の提案の取組を行っている。また、地域を更に元気にしていく方法として、個々の家庭電力の使い方に合った家電買換えやエコリフォームの提案等を、地域の家電店や工務店とともに行うなど、今後も、電力データを利活用した様々なことが考えられる。

こうした取組は、行政が関与する意味や必要性が非常に大きいことから、公的サービスの提供を通じ、地域における持続可能な経営を自治体とともに考えていくことが重要である。

京都大学大学院経済学研究科／地球環境学堂教授　　諸富　徹　参考人

欧州調査等を踏まえ、再生可能エネルギーの現状と課題について述べる。

ノルウェー、デンマーク、ドイツは、再生可能エネルギー比率の高い国々で、それぞれ100%、60%、35%となっている。これらの国々は、変動電源である再生可能エネルギーを、系統全体でのみ込む、すなわち電力融通を広域で積極的に行うことにより大量導入を可能としている。以前は、電力会社が再生可能エネルギーに消極的であったが、発送電分離後、送電会社として自立すると自らの収入を最大化していく上で再生可能エネルギーを積極的に受け入れて収入を最大化していこうという行動に変わってきている。

また、以前は、自社内で電力需給の一致を図っていたが、ドイツ全土で行う方が効率的であり、現在はさらに欧州送電系統運用者ネットワーク（ＥＮＴＳＯ－Ｅ）プロジェクトが動いている。これは、全欧州的な送電会社のネットワーク化や汎欧州的な系統建設そして電力をやり取りするための共通コードのルール形成へと取組を進めている。一方で、再生可能エネルギーの大量接続は系統への負荷となる。そこで、ドイツ北部から南部へ送電するに当たり、周辺

国に迂回するループフロー送電を行っていることで他国から非難されていることもあり、南北を結ぶ系統建設をどう進めるかが課題となっている。他方、発送電分離後の送電網は、公益性、公共性、中立性、透明性をキーワードとし、既存電源と新規参入の再生可能エネルギー電源との競争機会の均等化が明確にルール化されている。

現在、我が国における再生可能エネルギーの課題を考えると、費用の膨張問題がある。ＦＩＴ導入以降、再生可能エネルギーの急激な伸びに伴い必然的に買取費用が急速に膨らんでいる。これにどう対処するかが課題となっているが、買取価格は急速に引き下げられている。

また、最大の課題は系統容量制約の問題である。電力会社が系統容量の空きがゼロであることを理由に接続を断る事例や、接続可能であっても系統増強のための相当額の負担金を求められ、再生可能エネルギー事業者が事業採算性の見通しが立たなくなっている事例が全国各地で相次いでいる。私が支援してきた長野県飯田市のいわゆる限界集落における小水力発電事業でも、ほぼ詳細設計までできていたにもかかわらず、事業としては絶望的な状況となっている。

この系統容量ゼロ問題については、京都大学再生可能エネルギー経済学講座が容量問題について調査、研究をしており、東北電力や北海道電力の系統を調査した結果、実際には空き容量が有ることが分かった。全国の再生可能エネルギー事業者は、系統容量は一杯で受入れ余地なしとして諦めてきている状況だったが、実際にはそうではないことが判明してきており、今後、何らかの形で解決策を見いだす必要がある。この問題の根本的な原因には、10年先まで系統を押さえることができる先着優先ルールがあり、こうしたルールや系統利用の在り方自体を見直すことが重要なポイントである。我が国の状況はドイツと異なり、明らかとなってきた系統容量の空きを上手に使うことで、かなりの量の再生可能エネルギーの接続が可能と考える。

しかしながら、系統容量の空きがなくなれば増強投資が必要となるため、次に問題となるのは費用負担の在り方である。現在、再生可能エネルギー事業者が相当額の負担を求められている一方で、欧州では送電会社が増強費用を一旦負担

し、電力の利用者が広く薄く負担する受益者負担、すなわち電力料金への転嫁によって、新規参入事業者と既存事業者との費用負担の公平性が図られているため、競争促進的になるとの利点がある。そういう意味で今後の我が国における電力システムの在り方を考える上で、系統や送電網をどう考えていくかが決定的に重要なポイントである。

我が国の電力システム改革の精神は、これまで電力会社の中で発電、送電、配電、小売が一体となっていたが、このうちの送電部門を分離し中立化を図ろうとするものである。その意味では、系統容量の利用ルールは、既存電源事業者と新規電源事業者との競争条件を均等化する方向で議論していくことが重要である。また、系統容量の計算に当たっては、これまでの計画潮流によるのではなく、国際的なスタンダードとなってきた実潮流とすること、さらに費用負担ルールについても、受益者負担に基づいて電力利用者が広く薄く負担する方向へと転換していくことが望ましい。こうした方向はメリットオーダーからしても望ましく、再生可能エネルギーの大量導入は、国家的に見て非常に重要な課題であり国益にかなうものと考える。再生可能エネルギーは、基本的には燃料費が掛からず、設備の建設後は限界費用がほぼゼロで入ってくる電源である。そして、原発のような事故リスクがなく、石炭火力のような大量のCO_2排出もない。何よりも国産資源であり、所得や富の海外流失を防ぐことができるという大きな利点がある。このため、むしろ再生可能エネルギーを、国家戦略として積極的に開発すべきである。

現在、ドイツにおける再生可能エネルギー比率は、2017年実績で36.1％と、2020年目標の35％を前倒しで達成した。また、賦課金負担は2023年にピークを迎えた後、減少に転じることがほぼ明らかとなっている。これは今後、買取期間が終了し、いわゆる高い負担をもたらす再生可能エネルギー電源が外れていくことになるため、再生可能エネルギーがますます増加しても、負担が徐々に減っていく段階になるということである。我が国は、現在、負担が右肩上がりの局面にあるが、20年たてば買取価格の高いものの期間は終了していくのであり、その負担増は未来永劫のものではない。それゆえ、負担増のピークを超えていけるかどうか、また、国民に負担の説得ができるかが鍵となる。

ドイツは、再生可能エネルギーの供給増加により電力価格が急速に下がり、北欧に次いで低い水準となり、従前ドイツは原発をゼロにするとフランスから電気を輸入することになると言われていたが、現在、電気の純輸出国になった。将来、ドイツで再生可能エネルギーを増加させていく場合のシミュレーションによると、コスト増の期間がしばらく続いた後、2031年以降は、既存電源と比べ再生可能エネルギーのコストが大きく下回り、再生可能エネルギーに依存する方が国民経済的には有利な状況になっていくことがはっきりしてきた。そして、再生可能エネルギーの出力が増加した場合には、既存電源の出力を絞ることで受け入れる。こうした形で再生可能エネルギーの導入が増えてきている状況でコストが抑えられるとともに、停電日数が減る傾向にあるなど電力安定性はむしろ高まった。こうして、世界では再生可能エネルギーへの投資額は2011年を境に既存電源と逆転し増加している。

再生可能エネルギー産業は成長産業へと移りつつあり、いずれ電力網のデジタル化、インダストリー4.0と融合した新産業の誕生が見えてきており、今後、我が国の国益という観点からも、再生可能エネルギーの進展を見つつ、電力システムの在り方を考えていく必要がある。

（主な議論）

【エネルギーミックス】

問　エネルギー政策を考える上での最も重要なキーワードは安定供給と考えているが、電力供給という面だけでなく、環境配慮や産業発展など多面的に考えていかなければならない問題である。ただ、太陽光パネルなどの設置が個々の個人や事業者単位で進むと全体としての効果や中長期的なビジョンがどうなるのか不安な面もある。再生可能エネルギーを安定的に供給していくために何％を目指すべきか30年後の目標を伺う。

答　30年後の再生可能エネルギー導入目標については、再生可能エネルギー自体の構成いかんではあるものの、太陽光、風力など自然変動性のあるものを一定

程度抑え、かつＤＲなど需要側の調整を行うことを前提とすれば、地域により違いはあるが40％程度までは導入できるとの感覚を持っている。

答　地球温暖化対策に係る2050年までの目標を達成するには40～50％を目指すべきである。ただし、現状、再生可能エネルギーの利用は電力に偏っており、電気だけではのみ込めない分を熱利用などへと多様化していく可能性もあろう。

答　当社の実態からすると50％を超えるときもあるが、田舎は夜や週末の電気使用量が極端に減るなど、都会とは事情が大きく異なる。しかし50％程度を目標にすることは一つの基準であろう。また、昼間の太陽光の更なる活用とセットで考えていくことにより、再生可能エネルギーの利用率は随分変わってくるものと考える。

答　2030年に22～24％というエネルギー基本計画の再生可能エネルギー導入目標があるが、現在、大規模水力を含めると既に15％前後に達しており、この伸び具合からすると2030年には30％、そして2050年前後には60％は可能と考える。ドイツでも、再生可能エネルギーは４～５％しか系統に入らないと言われていたが、現在、36.1％に達している。再生可能エネルギーの実力を過小評価しがちであるが、想像以上の技術進歩及び量産効果によって価格が低下し、また系統における技術進歩が進んでおり、想定以上に導入される可能性がある。

問　エネルギー基本計画は、発電コストが低廉で、安定的に発電でき、昼夜を問わず継続して稼働できる電源をベースロード電源としている。中でも原子力や石炭火力が重要なベースロード電源とされ、再生可能エネルギーをベースロード電源にする考え方は持っていないというのが昨年の当調査会での政府答弁である。しかし、これでは原子力や石炭火力への依存度は下がっていかず、再生可能エネルギーの大量導入も進まない。他方、参考人の論文ではベースロード電源が必要かとの問題提起がなされ、欧州ではベースロード電源との考え方にこだわることをやめたとの指摘もあった。

そこでベースロード電源について我が国ではそれなしには電力需要を賄えないかのような印象があるが、欧州でこれと異なる考え方がとられている理屈及び国外との電力融通が利かない我が国はベースロード電源という考え方が必要

なのか、現状や展望を伺う。

答　ベースロード電源という考え方は、再生可能エネルギーが大量に入ってきた場合は、その位置付けをある程度は落とせるが、全く無くすことは難しい。ベースロード電源を一言で言うと24時間定格で運転しているイメージだが、火力や原子力を中心とした電源のシステムだった時代に比べ、再生可能エネルギーを中心とするような分散型のシステムに移行していく場合は、ベースロード電源は下げられる。欧州では、一つには、出力調整の容易な天然ガス発電を柔軟に運転することで再生可能エネルギーの変動性を補うスタイルの系統運用が可能となってきている。もう一つは、広域の系統運用に取り組んでいることである。我が国においても、例えば風力の賦存量の多い北海道や東北で消費しきれない電力を、首都圏、中部、関西に流すという形でかなり広域の系統運用を実現していくことは可能である。我が国で電力融通を行うことは難しいとの議論もあるが、人口規模や電力消費量が欧州の一国レベルに相当する電力会社が、地域ごとの多様な電源がお互いに補い合って電力融通することを可能とすることによって、欧州で行われているような電力融通を電力会社間で行うことで再生可能エネルギーの大量導入は十分可能と考える。

問　原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟が、原発ゼロ・自然エネルギー基本法案を提唱している。一方で、電気料金や気候変動問題への対応やエネルギーの海外依存度などを理由に、原発ゼロは責任あるエネルギー政策とは言えないとの意見もある。しかし、東電福島第一原発事故の経験が国民的に共有され原発再稼働に反対する世論が揺るぎないものとなっており、また事故の原因究明や使用済核燃料の処分問題も解決しない我が国で原発依存を続ける必要はないと考える。原発はゼロにして再生可能エネルギーは更に積極的な目標を掲げていくことは十分に可能と考えている。そこで、この基本法案についての意見を含め、今後目指すべき電源構成の在り方について伺う。

答　原発をできる限り低減したいとの個人的な思いはあるが、地球温暖化問題、CO_2排出削減は、非常に大きな課題として我が国にある。ドイツを見ても、原発ゼロを着実に進める一方で石炭火力は減らず、CO_2排出量の削減は後回

しになっている。原発を低減しながらCO_2排出量も減らすにはどうするかというかなり大きなジレンマがあることから、時間軸によって優先順位を決めていく必要がある。

問　福島の例などを見ていると原発はゼロにすべきである。太陽光発電を中心に再生可能エネルギー開発が進んでいるが、再生可能エネルギー導入先進国と言われるドイツでも2035年で60％程度と、かなり長いロードマップが必要と見られる。そこで、原発ゼロを達成できる時期について伺う。

答　我が国が再生可能エネルギー比率を2050年に60％とすることは確実であり、残りの部分で火力を用いる場合は、可能な限り天然ガスへ転換していくべきと考える。原子力発電は、2050年までに引き下げてゼロにすることは可能と考えており、ドイツを見ていると政治的な意思によって決まってくる部分が大きいものと感じており、経済合理性での判断というよりも、国民の合意として原発をゼロにするとなれば、それに向けてスケジュールを組んでいくものと考える。そして、ここから逆算して取り組むべきことは、省エネの実施や再生可能エネルギーの引上げ目標を決めていくことである。また、火力発電の構成をどのように考えるかは、我が国がパリ協定後の目標を達成するため、非常に重要なことであり、このままでは石炭火力が増えていくことには注意が必要である。そして、トータルコストがどう推移していくのかを慎重に予測しつつ合意を形成していくことが重要であると考える。

問　これまで原発は、低コストで安心、安全で十分に供給できるベースロード電源として用いられてきており、しかも採算が取れるとされてきたが、東電福島第一原発事故以降、安全神話が崩れ、しかも復興事業等への投資コストを見ると、原発は決して低コストではないとの立場をとる。逆に言うと、再生可能エネルギーは原料費が掛からず経済性及び安全性の面で、原発よりもはるかに良いと思うが見解を伺う。

答　再生可能エネルギーの利点はエネルギー問題として国民経済にとってどうかを考える場合、委員の指摘に尽きている。再生可能エネルギーが増えれば系統の増強が必要となり、また再生可能エネルギーの変動に合わせて柔軟に既存電源を上げ下げする調整も必要となることから、コストも掛かっていく。ただし、再生可能エネルギーの発電コストの驚異的な低下はグローバルに確認されており、その投資総額も既存電源を既に上回り始めており、そのコストは低減の先が見通せないほど今後も下がっていく。したがって将来を見据えると、再生可能エネルギーに懸けていくことが国民経済的にプラスになっていくとの方向は揺らがないものと考える。

問　再生可能エネルギーのコストが原発のコストを下回って採算が取れるようになる導入割合について伺う。

答　再生可能エネルギーと原発のコストが逆転するときの数字は必ずしもあるわけでないが、ドイツの経験等を見ると、大規模水力を除く狭義の再生可能エネルギー比率が４分の１を超える辺りが分岐点になることを観察している。我が国では、狭義の再生可能エネルギーが７～８％で、まだ頑張らなければならず、再生可能エネルギーを更に導入することを通じた量産効果や技術進歩を起こすことによりコストを削減する必要があり、高い建設コスト等の我が国特有の事情も含めて考えていく必要がある。

問　再生可能エネルギーの問題は、ふだんの生活、国全体の経済、場合によっては国際的な経済、政治、外交に関わる非常に幅広い問題であると感じながら、実はまだつかみきれてない。分単位で需要が変動し、供給も自然現象により変動する電力を上手に国内で調整していくことは非常に難しいものと考えるが、東電福島第一原発事故後の再生可能エネルギーの発展には感慨も覚える。

今回の再生可能エネルギーに係る意見陳述では、水力発電の問題に言及がなかったが、我が国は水が豊かな国だという中で、水力発電に関してどう考えているのかを含め、国として取り組むべき課題について伺う。

答　水力には長い歴史があることから有望地点はほとんど開発されている。ＦＩＴで対象とするような小さなところは、時間は掛かるが増えていくと考える。

なお、再生可能エネルギー問題は非常に幅広いものと感じており、その関連で、電力システム改革について説明する。電力システム改革は、卸市場の日本

卸電力取引所（ＪＥＰＸ）、容量市場の広域機関（電力広域的運営推進機関：ＯＣＣＴＯ）、調整力を扱うバランシンググループ（ＢＧ）のそれぞれで制度設計され、実施タイミングも少しずれている。再生可能エネルギーの導入には、これら前後の調整が必要だが、各部分を担う機関が異なっている。電力システム改革全体を動かすには、この三つの機関と機能を連携あるいは統合することが望ましいと考えている。現在、法的分離が進んでいるが、所有と運営を分離する機能分離を行えば所有はそのままで広域化できる。そこで、再生可能エネルギーを含めた全体の電力調整をするには、所有と運営を分離し、その上で三つの機関を統合していくことが望ましい姿と考える。

答　大規模ダムを造るような水力はほぼ限界だが、地域には放置されている農業用等の小水力がある。再生可能エネルギーは太陽光だけとか風力だけよりも様々な種類を組み合わせると、地域の中でより安定的な利用が可能になるため、中小水力は限定的との話もあるが長い目で育てるべきと考える。

答　地域には、ため池や農業用水等、活用可能な小水力発電所がたくさんあり、例えば、土地改良区などに自治体の首長が理事に入って管理運営に携わっているケースが多くあることから、量は大きくないものの地元のために水力発電を活用することは、地域のための安定電源として大変役立つものと考える。

答　地域活性化のために小水力は非常に大事である。大規模ダムの開発はほぼ止まっているが、人口減少に悩む集落等が将来を切り開く上で、小水力発電の可能性を追求することは非常に重要である。また、戦前、電気組合という形で地域で発電していく際は、大抵が小水力発電で、現在、適地と言われるところは、戦前、開発されていたところも数多いことから、そうした伝統を引き継いで取り組んでいくことは一つの可能性と考える。

【地域での取組】

問　自治体による電力事業が、地域のエネルギー安定供給にとどまらず、我が国の最重要課題である地域経済の活性化や福祉文化活動の推進、さらに雇用創出へと踏み込んでいることは評価している。しかしながら、これが本当に全ての

自治体で通用するのかという疑問もあり、最適な自治体の規模、自治体における首長や職員の情熱や熱意、地域の方々の地域問題やエネルギー問題への関心の高さ、一体感が不可欠であり、さらに一定のノウハウを持った企業やＮＰＯが先導していくことが必要と考える。そこで、政策方針を具現化していく上で最も重要な点を伺う。

答　現在、少なくとも100以上の自治体がこれから検討したいということで、全国でそうした形は確実に広がってきている。事業規模としては、契約容量5,000kWが一つの目安で、それ以上であれば事業として赤字にならないと言われている。人口38,000人のみやま市の場合、約40か所の公共施設があり、全部で3,800kWの契約容量の規模で、公共施設だけで考えると、もう少し大きな規模の自治体であれば、確実に事業として成り立つ。ただし、必ずしも一自治体が単独で取り組む必要はなく、他の自治体と広域的に連携して進める可能性もある。一方で、地方の再生可能エネルギーを需要地で使い、それを通じてさらに人の交流、産業交流を進めるといったように、大都市等の中で再生可能エネルギーを生産できなくとも、地方のエネルギーを都市で使うという連携の仕方もあろう。そこで、各自治体がこうした事業計画を策定する際は、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルの調査に時間とコストを掛け、議会等を通じて市民一人一人が納得できる事業計画を作成し伝えていくことがポイントで、そのためには専門的知識も必要であり、予算措置を含む政策誘導的な支援があれば、こうした動きは広まっていくと考える。

問　自治体や地域でエネルギーを供給することは良いことだが、再生可能エネルギー事業に、例えば太陽光であれば大きな耕地や山林が必要となるといった面での心配や近隣市町村との連携の可能性について伺う。

答　太陽光発電コストに関しては、導入量を増やしながらコスト低減を図ること以外に、ビジネスモデルとして考える方法もある。例えば、住宅の屋根に太陽光を載せると託送料金が不要となるため電気料金は約３分の１が減る。これをビジネスモデルで考えると、事業者側が家庭へ太陽光パネルを無料で設置して、託送料金の掛からない分の一部をビジネスの償却費として取っていくこと

で、家庭の電気代は下がり事業者は償却費で運用できる。必ずしも製品や施工費で考えるのではなく、ビジネス全体で考えて再生可能エネルギーを増やす方法もある。したがって、山を削ってメガソーラーを整備するのではなく、地域の中で増やしていく方法を市民と議論しながらやっていくビジネスモデルも十分に成り立つ程にモジュールや施工費等のコストが下がっており、そうしたビジネスが可能となる分岐点を迎えている。

近隣市町村との連携については、これまで地域全体のエネルギーや環境保全活動を自治体が連携しながら行おうとの協定を行政同士で結んでいる。電力のメリットは、電線網が共通で通っているため離れたところの他の自治体にも供給できることである。系統容量の問題はあるが、連携している自治体の再生可能エネルギーを融通することは日々可能であり、特に九州の中であれば系統の問題は関係なく相互に電力融通を行っている。

問　身近にある地域資源をいかしていきたいと考える。みやまＳＥの取組に際して直面した課題は何か。

答　再生可能エネルギーを用いて地域を元気にするという理念だけでは動かない人がおり、やはりどれだけ安くできるかが基本である。そうした中、地域における再生可能エネルギー利用の大切さや地域への効果を市民一人一人が納得できるように、商売というよりも普及啓発に力を入れて地域全体が協力していく姿がまだ十分ではない。ドイツではシュタットベルケ、すなわち地域エネルギーを活用した電力事業が行われ、75～85％の者が地域の会社から電力を買うという郷土愛のようなことが定着しており、我々もこうした郷土愛を引き出すことのできる活動としていくことが大きな課題である。

問　みやま市のモデルは、特に住民サービスと連携して行われている点等が非常に興味深く感じられたが、利用者を増やしていく中で課題等があれば伺う。

答　地域貢献の在り方として、個人向けのニーズを満たすような形でのサービスを広げる方法と、地域全体のニーズに対して行政とともに計画を立てる方法とに大きく分かれるが、その両方に関して、地域のため住民に喜んでもらえるサービスの在り方を考えているところである。

問　これまで外部へ流出していた富を地元にとどめて地域に還元する取組は、地元の人々にとって良い話で、その中でも利用者が地域サービスを受けられる仕組みは、高齢化が加速する中で全体的に考えていく必要があるとのことであった。そこで、みやまＳＥが今後取り組んでいきたい住民サービスや参考となると考える他地域の取組について伺う。

答　今後取り組んでいきたいサービスは健康と教育と考える。生活習慣病の改善につながる日々の運動や食事の提供を行うことも一つのコミュニティーと考えており、地域の人々のコミュニケーションをより深くするため健康に必要なサービスを提供するということは地域の理解を得られやすいものと考える。

また、未来を担う子供たちへ再生可能エネルギー活用や地域づくりの重要性を成長段階に応じて教える機会について、市役所と相談しながら計画づくりを始めたところである。子供のときに刷り込まれた思いがあれば、将来、Ｕターンして地元のために尽くそうという人々が増えると思っている。

問　日本版シュタットベルケを拡大する上での障害、あるいは障害となり得る規制等はあるか伺う。

答　電力の安定化という意味では、現行法で電力大手の支援を得られる仕組みは整っている。ただ、現在直面している問題として、この冬、例年になく雪が多く寒い日が続いており、地域の再生可能エネルギー100％というわけにはいかないため、卸電力市場で電力を調達しているが、こうした寒い日が続くと、卸電力市場の単価が西日本では例年の８割増しと、一般家庭の倍程度の価格で電気を調達せざるを得ないため、結果として卸電力市場の安定化が保てなくなることがないよう、市場の公平な取引に対して適切に目を向けていくような厳密なルールや法律等があればよいと、日々の活動の中で思っている。

【再生可能エネルギーをめぐる諸問題】

問　我が国の電力自由化は、全体的に見て順調に進展していると言えるか否か。また、電力自由化の障害になり得る事情があるとすれば、その最大のものについて伺う。

答　電力自由化はそれなりに順調に進展しており、今後は、発送電分離の的確な実施と送電部門の中立化の成否、そして再生可能エネルギー等の新規事業者と既存事業者との競争の公平性の担保が課題である。電力自由化の最大の障害は系統容量の問題だったが、一定程度解決に向けて動き始めている。続いての大きな課題は、卸電力市場をどのように育てて活性化し、そこで透明かつ公平公正な取引が行われるかである。これまでは相対取引や電力会社の中で発電されたものを小売部門が受け取り販売する形だったが、新規事業者が入ってくると、取引市場の客観性、透明性、公平性が重要なポイントとなってくる。ただし、最近まで、卸電力市場の占める比率は２～３％でしかなかったが、ようやく10％近くになっており、これをどう育てていくのかが次の大きなポイントとなる。

問　発送電分離について、我が国では法的分離方法をとるとされるが、これは一つの電力会社が送電・発電・小売を同一のグループに置くことができるため、地域独占してきた旧来の巨大電力会社が送電線を握り続け、本当の自由化とは言えない状態に陥る可能性が高い。不公正を防止するために、強い権限を持った電力・ガス取引監視等委員会が存在するというが、任命は国会ではなく経済産業大臣に係ることから、時の権力のありようによっては自由化が阻害されるおそれもある。そこで我が国の監視機関に加えるべき権能があるとすればどのような権能があり得るか伺う。

答　発送電分離の成否は、我が国の電力システム改革上、非常に重要な分岐点である。そうした意味では、電力・ガス取引監視等委員会と広域系統に関する広域機関に加え公正取引委員会が重要な役割を果たすものと考える。欧州の所有分離に比べると、我が国の法的分離は一見弱いとも見えるが、始まった枠組みの中で、できる限り送電部門の中立性を担保する方向に持っていくことが重要である。その意味で、電力・ガス取引監視等委員会の役割は非常に重要であり、新たに与えるべき権能としては、電力系統の状況、それから市場の活性化と取引の公正性・透明性についてマーケットから電力・ガス取引監視等委員会への情報提供が常時行われるとともに、系統のリアルタイムでの使用状況等の

情報提供が電力・ガス取引監視等委員会に常時行われ分析されることが必要である。そして、競争条件の公平性が損なわれているなどと判断された場合について、適宜電力・ガス取引監視等委員会が当該問題を取り上げて調査し、場合によってはペナルティを含めた措置を採ることができる権限が必要と考える。

問　分散型電力システムや電力の地産地消を成り立たせるには、強固な送配電網が必要性であることを忘れられてはならないと考えるが見解を伺う。

答　再生可能エネルギーを連係して活用するためには、送配電網が正常に機能することが大前提である。現在の問題は、太陽光や風力が系統への接続を待っており、しかも送配電網の増強には時間が掛かり、投資も必要なことである。電力・ガス取引監視等委員会が議論をしているところだが、再生可能エネルギー連係を促すような託送料金の在り方や送配電のインセンティブ規制、そして送配電網の将来的な投資あるいは保守に係る制度の整備が必要だと考える。現在、デジタル化等の進展もあり保守人員が減っていることから、そこに送配電業者に対して新しい技術の導入に向けたインセンティブを与える等、何らかの工夫ができるものと考える。

問　再生可能エネルギーを活用して地域の課題解決にも役立てようという、みやまＳＥの自治体主導の取組等を興味深く伺った。再生可能エネルギーを受け入れる側の送電網容量が制約となっているとの報道があり、また、電力大手が新規再生可能エネルギー事業者の発電、売電を阻んでいるとの指摘もある。みやまＳＥが既存送配電網を使用するに当たり課題に直面した経験の有無、また、自営送電線を用いた電力供給に着手するとの計画等は既存送電網では限界があることが理由か伺う。

答　みやまＳＥは九州電力の送配電部門を借りて事業を行っており何ら阻まれていることはない。しかしながら、九州の場合、電気料金の３分の１程度を託送料金が占めており、電線網をできる限り自前化して電気料金の削減に努力したい。ただ、全く新しい町を一からつくる場合であれば、民間事業者が電線網を自前で保有することも法律的には可能だが、既存の町に既にある電線網をいかさずに電線網を更につくることには法律の制約がある。しかしながら、そのよ

うな制約があっても電線網を保有することで新たなサービスや利便性を提供できるのであれば追求したい。

一方で、大きな系統網の中では系統制約ということがあるが、我々のような地域の中で電力需給の全てをバランスさせることは可能と考えている。ＤＲやＶＰＰの手法を用いて地域での電力需給を安定させることで、系統に更なる負担を掛けずに再生可能エネルギーを増やすことは十分可能である。

したがって、エネルギー事業会社がエネルギーのマネジメント可能な形をとれば、地域発の再生可能エネルギー普及という形が技術的には十分可能な状態である。

問　再生可能エネルギー普及に伴い停電率が低下してきているとのドイツの調査結果について、どのような分析によってその因果関係があるとするのか伺う。

答　再生可能エネルギーが増えると電力安定化が損なわれるとの批判があるが、実態はそれとは逆であることを示すためにドイツの調査結果を用いた。きちんとした分析はないが、恐らく、系統の増強投資をきちんと行ってきたこと、また、電力市場マーケット改革等を行ったことにより、試行錯誤を経て変動電源で需給一致させるための習熟をしてきたということであると考える。最も大事なことは、以前は、電力供給計画を１か月前に提出する必要があったが、これが前日の12時までに提出すればよいとされるなどの電力のマーケット改革が行われ、電力需給をバランスさせることが非常に容易になってきた。さらに調整市場について、特に北欧の場合は、ゲートクローズ後、実供給の直前の15分間に最後の調整市場が開かれて電源の入替えが行われる。このように、需給を合わせるためにマーケットの仕組みが工夫されてきたことで、物理的な供給時間におけるトラブル回避が可能になってきたものと考える。

問　系統の容量ゼロ問題の詳細について伺う。

答　発電所建設の際に出力の関係から、あらかじめ必要と想定される系統容量のうちある程度を取り置く手続が取られ、その残りの空き容量に新規電源を接続できることになっている。ところが、それは、計画上流れることになっている計画潮流という言い方をされるものであるが、当日実際に電気が流れるかどうかという実潮流との間には乖離があることから、区別が必要である。その大きな原因として、稼働していない原発や休止している火力発電所の容量が取り置かれているが、実際には稼働していないため電気は流れず、そうした場合に表面上は空き容量はゼロだが実際には空いている状況が生じてしまうという問題がある。

問　ＤＲの実現は、情報通信技術が発達してきており、大きな需要創出というよりは、小さなものの積み上げの中での調整になっていくと感じるが、そうした中、今後より良いＤＲとしていくために、特に上げＤＲの制度的な方向性について伺う。

答　現状では、下げＤＲだけは国のガイドラインがあり、ＤＲアグリゲーションがビジネスとして成り立ったところだが、上げＤＲは今から制度化するということで、一点目は、ごく短時間需要を上げても規制対象にならないよう、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）を改正すること。二点目は、需要者にとっては上げＤＲは余分に電気を使うため電気料金が上がるという観点から、また、事業者にとっては長期的にビジネスを行うという観点から、双方に適正なインセンティブとなるよう国のガイドラインが必要だが、これは海外の先行事例を参考にすればそれほど難しくなく、早く実行できると考える。

問　再生可能エネルギーの経済効率を高めるためには、我が国の技術開発の推進、ものづくりの推奨が必要であり、これは我が国経済そのものを活性化することにつながると考えるが、太陽光パネルや風力発電の製造・開発等において、中国等の台頭の中で撤退するといった事業者も多くなっている。そこで、当分の間、一定の国内市場を国産向けに確保していくべきとの意見があるが見解を伺う。

答　次期エネルギー基本計画に向けた議論でも、コスト競争力のある再生可能エネルギー電源を主力電源として育成しようとの議論がある。我が国企業の開発した太陽光パネル等が商品化される中で、外国企業との競争に敗れる現象が起きており、そこに関しては我が国の強みを発揮していくことが必要である。

答　太陽光パネルで我が国企業は、かつてトップメーカーだったが、コスト競争に巻き込まれていく中で困難な状況に陥っている。これは家電全般が陥った状況とよく似ており、コスト競争力の優位性が一番重要な要素であるような商品では、大量生産によるコスト下げの余力が大きい中国等に負けてしまう。かつてはドイツも太陽光パネルを量産していたが中国に敗れ、その後、より複雑な製品にシフトしたが、そこでもコスト競争に敗れた。現在、ドイツの産業で市場を確保しているのはある種のインダストリー4.0、第四次産業革命に関わるところである。事例としては、再生可能エネルギーの変動性を吸収できる形で天然ガス発電をセットで売って、それに天候予測を組み合わせて需給を一致させられる発電所運用あるいは系統運用をセット売りするビジネスである。発電所を建設して物だけを単体で販売するだけでなく、変動性を吸収する電力運用、つまりソフト面と併せて販売し、その後も常時顧客と接するという形、いわば、ものづくりのサービス産業化を進めている。我が国も、単に物を売り切って終わりというビジネスを続けている限り、常に中国との競争にさらされ市場を失っていくという繰り返しになってしまう。

問　ＦＩＴの在り方について、国民負担増大や電力系統運用への影響の視点から見直すべきであるとの意見と理解したが、再生可能エネルギー発電事業者の育成の視点に立つと、事業者の投資意欲の問題等や倒産企業を中国の事業者が買い占めているといったことへの現状認識、また買取価格の引下げや送電インフラ負担などにより事業者が淘汰されていくという競争原理導入は不可避なのか見解を伺う。

答　再生可能エネルギーの導入は進んでいるものの、余りにも国民負担が大き過ぎるため、改正ＦＩＴ法においてコスト削減のために入札制度や買取価格の中長期目標設定を取り入れたが、それだけでは力不足と考えている。ただ、現行法制度の下では限りがあり、現在、改正ＦＩＴ法の下で対応できることを限界まで追求しようと、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で検討している。元々のＦＩＴ法案は、買取価格は調整可能な政策変数と考えていたが、現行では大きく異なっており、長期的には、現在の原価プラス利潤で買い取る方法を根本的に改める必要がある。

問　再生可能エネルギー導入の方向性は国民の賛同が得られると考えるが、高コストなところは乗り越えなければならない課題と認識している。そこで、国際水準レベルのコストを実現するため、入札制度の活用のほか、他国での実績等を踏まえ、更なる削減に向けた具体策について伺う。

答　現在の具体的な取組に洋上風力がある。欧州では、一般海域での施設整備のための利用ルールを法制化して環境アセスメント等の手続を効率的に進めて、しかも相当大規模に開発ができるセントラル方式によって非常に安価な洋上風力発電を実現している。我が国も、洋上風力の大規模開発を可能とする事業環境整備に取り組んでいる。

（３）資源エネルギーをめぐる諸問題（平成30年４月11日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

特定非営利活動法人国際環境経済研究所

理事・主席研究員　　竹内　純子　参考人

我が国のエネルギーミックスをめぐる諸問題と題し、長期的なエネルギーのトレンドや基本的な考え方、世界の潮流を含め、エネルギーの動向を説明する。

我が国のエネルギーをめぐる状況は間違いなく激変するが、それをもたらすトレンドを五つのＤで整理した。

一番目が脱炭素化（Decarbonization）である。パリ協定という国際的な枠組みだけでなく民間企業が脱炭素化へ動き出している。ただ、大幅なCO_2削減の技術的な選択肢はそれほど多くない。我が国で使われているエネルギー全体の約３割が電力で、残りの７割は車のガソリンや工場のボイラーの重油といった直接燃焼と言われるものである。直接燃焼で出るCO_2の削減方法は、高効率化と使用抑制の二つあるが、前者は既に限界に来ており、後者は国民生活への抑制あるいは負担となる。これを踏まえると、再生可能エネルギーや原子力等を用いることによって、CO_2を出さずに得られる電気や水素といった二次エネルギーを活用することがCO_2削減の有効な手段と考える。ただし、期待される水素は現時点で送るためのインフラがないことから、例えば、ガソリン車を電気自動車にするなど、直接燃焼で使っているエネルギーを電化し、電源の低炭素化を図るといった掛け算でのCO_2削減が世界の大きな潮流となってくる。したがって、最終エネルギー消費というエネルギーの全体像は減っていくものの、今後、2050年に向けた大幅な脱炭素化となると、人口減少、省エネ等の減少トレンドを踏まえても、電力需要は現在と比べて２、３割増加すると予想した。

二番目が人口減少（Depopulation）である。今後、我が国では人口減少、過疎化が急速に進み、全ての社会インフラ、行政サービス等の維持が困難となり、電力については全ての送配電線が赤字となるおそれがある。現在、大規模電源の収

益で投資を回収しているが、人口減少が進むと、売電量が減少して投資回収が困難になってくる。

三番目が分散化（Decentralization）である。太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーが分散設置されているため分散電源とも言われる。これまでの大規模集中電源から分散電源や蓄電の導入が世界的な潮流である。我が国でも分散化は進むが、再生可能エネルギーの普及拡大のためには、諸外国の数倍に高止まりしているコストの引下げが非常に大きな課題である。ただ、分散電源や蓄電池の導入は、政策的な措置によってある程度は進む。我が国でも、2012年のＦＩＴ導入後、世界に例を見ない勢いで太陽光発電が急速に普及し、現在、ＯＥＣＤ加盟国中、第二位の発電量となっている。分散電源をある程度導入した上で考えるべきことは、安定供給を確保するために従来型電源、送配電網の適切な維持が必要になることである。分散化を進めることには政策の目が向けられるが、その調整役を担う側の適切な維持策が見落とされがちであり、諸外国でもこの点の制度設計がおろそかになり、後に苦労するようなことが起きている。

四番目が自由化（Deregulation）である。自由化とは、経済性に勝る事業者が生き残り敗者は市場から撤退する制度である。ただし、エネルギー政策は、経済性だけではなく、安定供給や環境価値を含め、バランスを取って考えるべきものであり、どういう方向に誘導するかは非常に難しい。その調整役を担うべき火力発電は電力自由化市場に置かれ、既存設備に余裕がある電力自由化の直後は問題は顕在化しないものの時間がたつと顕在化する。自由化と分散化とを同時に進めた欧米諸国では、送配電網や従来型電源の維持への目配りが十分でなかったことから、現在、この問題に直面している。また、電力自由化で考えるべきものに原子力がある。電力自由化市場では、民間事業者が原子力事業に挑戦することは基本的になくなることから、国が必要とするならば、これを補完する制度設計が必要となる。

五番目がデジタル化（Digitalization）である。デジタル技術の進歩によって、特に計量や課金の仕組みが非常に安価、手軽となり、エネルギービジネスの在り方は大きく変わることが予想される。

今後のエネルギーミックスを考えるに当たり、まず考えなければならないことは時間軸の問題である。エネルギーのように大きな社会インフラを変えるためには非常に長い時間が必要となる。我が国は、パリ協定に係る2030年目標を提出したが、今後12年でエネルギーのインフラを入れ替えるには全く時間が足りず、目標の達成は、原発再稼働次第である。ただし、2050年であれば、多少の時間的な猶予とともに、非連続な変化が起きてくることが予想される。

次に、エネルギーミックスを考えるに当たって基本的なところを説明する。重要なことは、各エネルギー源にはそれぞれリスクがあることである。原子力には、既に顕在化した事故リスクや災害リスクがあり、それ以外のエネルギー源についても、再生可能エネルギーには天候リスク、化石燃料には国際市場価格の変動を含む地政学リスク等がある。エネルギーミックスの強靭化は、政治の責任として当然考えるべきであり、リスクを勘案したポートフォリオが重要である。また、見落とされがちなリスクが明らかとなるのは非常時であるため、東日本大震災を含む過去の経験の全てを学ぶ必要がある。例えば、東日本大震災直後、東京電力管内で計画停電が実施され、大規模集中電源には問題があり、システム改革が必要との議論になった。しかし実際には、東京電力は火力発電所を太平洋側に広く点在させていたものの、これらが同時に被災した。日本海側に分散させていた柏崎刈羽原発が稼働していれば、本来、あのような事態に至らずに済んだと思うが、地理的リスクを分散させていたにもかかわらず、それをいかせなかった。そこで、このような災害リスクの観点からの地理的な分散の必要性を考えなければならない。特に、例えば再生可能エネルギーで地産地消している場合に、その地域一帯が自然災害に遭った場合は復旧のためのエネルギー源を確保しなければならないなど、様々なリスクに目配りをしておく必要があるが、依然として対応できていないところが多分にある。今年も、関東圏内で、何箇所かの火力発電所のトラブルとともに、積雪により数日間太陽光発電が発電できず需給逼迫の時間帯が生じた。こうした様々なリスクを併せ考えておく必要がある。

将来のエネルギーの鍵が原子力であることに疑いはない。もし我が国のエネルギーの将来に原子力が必要であるならば、人材・技術を維持しなければならない。諸外国でもエネルギーのナショナルリスクを考えて制度を措置している。英国では、事業予見性を確保するような買取制度を導入、米国は化石燃料に恵まれているにもかかわらず全方位政策を行っている。英国、米国、カナダとも安全性や廃棄物の問題が少ない次世代原子力の技術開発戦略を描いて将来を見据えている。

原子力の経済性をめぐる議論は比較論でしかなく、化石燃料が高くなれば相対的に原子力が安くなる。電源コストは国によって条件が異なるため、単純比較は相当困難である。新設の原発は、確かに諸外国では一部コスト増が指摘されており、ＯＥＣＤもその要因分析をしているが、新型炉への挑戦や開発中断によるサプライチェーン喪失等、様々な要因が重なっている。なお、中国や韓国等では新設の原発であってもコスト増が確認されていないところがある。既存原発は、燃料コストがほとんど掛からないため相当の競争力を有している。ただし、再稼働に至るまで相当の時間等が掛かっており、規制行政の在り方が問われている。

最後に、我が国のエネルギー議論に足りていない点について述べる。一点目は、我が国が独自にリスクに係るポートフォリオを描くことである。二点目は移行シナリオを描くことである。すなわち、既存の社会インフラを、安定性を保ちつつ新たなものに差し替えるのは非常に難しく時間を要することから、エネルギー政策は、長期的ビジョンであることを国民と共有する必要がある。特に今後は、再生可能エネルギーの不安定性を吸収する担い手として、電気自動車の蓄電池が活躍する時代が来るかもしれず、そうなればエネルギーをモビリティーと融合させて考えることも必要になる。三点目として、政治あるいは行政が、在るべき姿に向けて適切なモチベーションを与えることや、予見可能性を確保しつつ事業者に安心して取り組んでもらえる規制の在り方にどのように関与していくべきかについても議論を深める必要がある。

龍谷大学政策学部教授　　大島　堅一　参考人

エネルギー政策をめぐる課題について四点述べる。一点目は政府が現在作成しているエネルギー基本計画の策定プロセスの問題点、二点目は原発は現時点では

安い電源でなくなったこと、三点目は電気料金と原発再稼働との関連、四点目は政策決定上極めて重要な情報公開についてである。

エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づき2003年より策定され、現在は第四次計画である。基本計画の策定後に長期エネルギー需給見通し、エネルギーミックス、原子力政策大綱などが策定されていく。2005年の長期エネルギー需給見通しでは、目標年次を2030年とした中長期的なエネルギー政策の枠組みを策定し、次いで、具体的な需給見通しであるエネルギーミックスが示されている。言うまでもなく、新しい政策は、これまでの政策に対する経済性評価を含む多面的評価を行った後に策定すべきであり、また、利害関係者を含まない客観的な評価を行うべきである。その上で、基本計画を策定し、それに基づくエネルギーミックスが策定されなければならないのであり、これはエネルギー政策基本法の趣旨にも合致する。しかし、2014年のエネルギー基本計画では、経済性評価がなされていないにもかかわらず、原発は運転コストが安価なため安いとされ、後付けでの計算という本来の形とは逆の手順となった。今回も、2015年に策定されたエネルギーミックスを前提とし、この達成のためにエネルギー基本計画を策定しようという本末転倒の議論がなされている。しかも、目標年次は2030年のままであり、かなり遅れている。

2014年のエネルギー基本計画以降、パリ協定、東芝の海外原発事業の破綻、東電福島第一原発事故費用の急増、高速増殖炉もんじゅからの撤退など、エネルギー政策の根幹に関わる重大な出来事が多数発生しており、本来であれば2050年以降を目標に、基本計画自体を大きく見直すべき時期に来ている。原発コストの計算方法には平準化発電コスト（ＬＣＯＥ）や実績値推計といった、幾つかの方法があるが、本来、コスト情報が公開されていれば、こうした計算は不要である。このＬＣＯＥとは評価時点で原発を新設した場合のコストであり、計算方法は非常に単純なもので、原発を新設した場合に40年間に掛かる費用を40年間の発電量で割るというものである。政府の最新の試算は2015年のもので、このときは化石燃料価格は非常に高く原発コストが相対的に安くなっている。また、再生可能エネルギーを非常に高コストなものと評価している特徴があるが、これは世界

の潮流から大きく外れている。また、計算方法自体にも問題がある。東電福島第一原発事故以降に造られる原発コストの試算であるにもかかわらず、事故前における原発建造コストに追加的に安全対策コストを加えることを前提としている。世界では、設計段階から安全性を高めることが求められており、このことは反面で建設コストの上昇を招いている。英国のヒンクリーポイントＣ原発では120万円/kW程度と、2015年試算の前提である37万円/kWと比べ３倍で、米国でも２倍程度となっている。我が国だけコストが格安にできると考えることには無理があり、英国と同程度とすれば、資本費は上昇し、発電コストは17円/kWhと、非常に高い電源と評価することができる。

事故費用の計算にも重大な問題がある。事故発生頻度という概念を用い、これが２分の１になったと評価してしまって計算している。また、このような概念を用いるにもかかわらず、事故費用の絶対額が非常に多いことから来るリスクプレミアムの加算が必要であるにもかかわらず考慮していない。そのため、結果的に事故費用を大幅に値引きしていることになる。現実の東電福島第一原発事故の費用は23.5兆円となっているが、2015年試算では12兆円と想定していた。仮に事故発生頻度の考え方をとらず、共済方式という現実に近い方法で計算すると、事故費用は1.6円/kWhとなり、全てのコストを加えると17.6円/kWhとなる。これは一つの試算にすぎないが、原発のコストが安いとは到底言うことができない。非常に問題の多い2015年の計算方法を用いたとしても、現在の原発コストは12.56～15.14円/kWhと、他の電源に比べて高くなる。したがって、経済性評価をしないでエネルギー基本計画を作るべきではなく、経済性評価をやり直し、その結果を国民に示すべきである。

原発再稼働と電気料金の関係については、原発が再稼働すれば電気料金は下がると言われており、これは正しい。ただし、原発を廃止すると現在より電気料金が上がるということではない。原発が再稼働すると火力発電が減少する分の電気料金が下がる。他方、現在、廃炉決定していない原発にも維持費が掛かっているため、原発を廃止した場合は維持費が減少する分、電気料金の原価が減少することになる。再稼働と廃止のどちらが安い電気料金となるのかは、そのときの火力

燃料費や電力会社の電源構成で変わるため一概には言えないが、いずれにしても電気料金は下がる。

原発の再稼働や廃止した場合の電気料金の原価について、関西電力が2017年に公表した資料に基づいて試算した。高浜３、４号機を再稼働した際の値下げ時の原価は9,900億円だが、仮に大飯３、４号機を再稼働すると9,267億円で7.39％の値下げとなり、さらに、高浜１、２号機、美浜３号機と、全ての原発を再稼働すると8,799億円で9.69％の値下げとなる。一方で、原発ゼロの場合は、原発維持費が下がるため8,569億円で10.82％の値下げと、最も電気料金が下がることになる。ただし、この試算は、関西電力が2017年に電気料金を値下げした際に公表した数値が基礎となっていることに注意する必要があるが、現時点ではこれ以外に依拠できる数字がない。正しい試算は、これ以外の数字が明らかとなれば可能だが、原発の再稼働、廃止のいずれの場合であっても現行より電気料金が下がるとはっきり言える。電力会社が再稼働を強調するのは多少理解できるが、本来、中立公正であるべき政府が原発ゼロの場合の電気料金を示さないことは問題である。原発のコストが明らかであれば試算の必要はないが、東電福島第一原発事故の費用も根拠も具体的に示されておらず、今後幾らになるか分からない。そして、廃炉のための積立てや再処理のための拠出金が現実に幾らとなるのかは全く明らかにされていない。

情報公開の在り方は、エネルギー基本計画に第三者が独自の視点で整理するとまで記されているが全く行われていない。逆に、2016年末の東電福島第一原発事故のコスト負担の在り方を検討した東京電力改革・１Ｆ問題委員会は、情報公開と正反対の非公開で行われた。原発に係る措置費用が足りるのか、足りない場合どうするのかは国民的関心事だが、これでは議論すらできない。国の予算ではないため国会で直接審議されることもないが、現実として国が原子力に強く関与しており、国民に隠れた形でコスト負担もしている。したがって、正確なコスト情報の公開が強く求められる。情報公開とは、分かりやすく出すのではなく、アクセスしやすい形で全ての情報を公開し、検証可能にすることである。このことを進めなければ適切なエネルギー政策を形成できないと強く懸念している。

特定非営利活動法人日本水フォーラム代表理事　　竹村　公太郎　参考人

水力発電の活用策について述べる。

我が国のエネルギー自給率は６％であり、歴史を見ると６％の文明は必ず滅びる。昭和年代、我が国が全てのエネルギー、化石エネルギーを戦争に投入したことから分かるように、あの戦争は石油戦争だった。当時、我が国はエネルギーを米国に依存しており、エネルギー自給率は現在とほぼ同じ７％であったが、その米国が石油を禁輸したことによって戦争に突入した。

現在、経済産業省によると、エネルギー可採年数は、石炭が100年、石油が53年、ガスが56年であり、50年後には石油とガスがないという大混乱の文明となることが想定できる。その証拠の一つとして、スタンフォード大学のヌル教授による巨大油田発見の経年経過の調査が挙げられ、これによると、巨大油田の発見は1965年が最後と言える。石油生産と消費についてみると、世界で最も生産と消費の多いのは米国である。また、ロシア、イラン、イラク、サウジアラビア、ＵＡＥ、クウェートという非常に厳しい国々で石油が余っており、そこから我が国はどうにかして輸入している実情にある。したがって、今後は米国、中国、我が国そしてＥＵが化石燃料を取り合う状況が十分に考えられることから、今後の方向性としては、無限で膨大な太陽エネルギーしかないと考える。しかし、太陽エネルギーは単位面積当たりの密度が薄いという決定的な弱みがあり、そのエネルギーをどう集めるかが技術開発の焦点となっている。そこで水力である。

我が国国土の70％は山で、低平地に人口の50％と資産の70％が集中している。逆に見ると大都市の背後には山が控えており、雨が山岳地形によって集められ、大都会に電気として供給される。つまり、日本列島は水を循環させる太陽エネルギーに囲まれた国なのである。

これまで各電力会社が水力発電から撤退したのは、電気事業連合会の東日本大震災以前のデータのとおりに、他の石油、石炭、ＬＮＧそして原子力と比べ水力が高コストであることが理由だった。しかし水力は燃料費が掛からない。石油、石炭、ＬＮＧは、50年後には採掘できなくなるため、燃料費が途方もなく上昇していくという前提となると、今のうちに燃料費の掛からない水力を進めることが

ベストな選択であると考える。

ただし、我が国の河川は、世界と比べて雨水の滞留時間が短く、すぐに海に戻ってしまう滝のような川であるという弱点がある。これをためておくのがダムであり、ダムは太陽エネルギーの貯蔵庫である。このダムがあるからこそ、水を使い勝手の良いエネルギーにできるということである。

以上を整理すると、我が国はアジア・モンスーンの北限にあり非常に水が多く、海に囲まれているということは、太陽エネルギーの原資である水に囲まれているということである。また、国土の70％が山地であり、日本列島そのものがエネルギーを集める装置である。さらに、全国的に脊梁山脈があり、全ての市町村に川があり水が流れている。この全てがエネルギーであり、このような社会的に平等で公平な国家は他にはない。ダムは太陽エネルギーの貯蔵庫であり、新しいダムを造るのではなく、既存のダムを有効に使ったならば大変なポテンシャルがある。

これまで資源エネルギー庁は、水力発電に関して国土交通省や農林水産省のダムを考慮に入れてこなかった。そこで、各省庁の縦割りの枠を外して、今ある全てのダムを徹底的にエネルギーに利用することとして、まず全てのダムに発電機を設置する。また、現状より多く水をためられるようダムの運用変更を行う。現在の運用は、洞爺丸の事件をもたらした昭和29年の台風被害を踏まえ、台風の進路が分からない前提に基づく特定多目的ダム法によっているが、今は台風の進路は一週間前には分かるなど事情が変わっている。そこでダムのポテンシャルを高めるため、例えば、あと５mためられるよう運用変更しようというものである。加えて、ダムのかさ上げを行う。さらに、ピーク発電を推進するため、本ダムの下流に30m程度の小さいダムを造り、これを下流調整池として、本ダムでのピーク発電のときの水量をためて安定的にゆっくりと下流に放出する。これは既に国交省直轄ダムとして建造した宮ケ瀬ダムで実施している。

このように既存ダムの活用だけで更に370万kW発電できると試算した。ただ、これは、化石燃料の枯渇する50年後を見据え、全てのダムの最優先事項を発電とした場合の試算である。つまり、ダムは水力発電を前提とした操作を行い、水道

や農業用水は従属的に用い、足りなければ他のところにため池を造ろうという考え方であり、治水に関しても同様である。

さて、370万kW発電というのは原発５基分に相当するので、既存のダムだけでこれだけの規模になるのかと思われるがそうではない。原子力と異なり水力は分散型であって、北海道から九州までの各市町村の小さな水力発電も含めた数字である。水力発電で東京の需要を満たすとなれば、黒四ダム規模があと３基ほど必要となるが、関東に新たに黒四ダムを３～４基建造するなどできるはずがない。あくまでも既存ダム活用の水力発電は分散型であって、他の電力とのミックスによって我が国は生きていかなければならない。

最後に、河川法第一条には治水、利水及び環境が記されているが、水力エネルギーの最大活用を記す必要があると考える。現行の河川法でも可能ではあるが、河川管理者が許認可を行うだけでなく、当事者として水力発電に参加するようにしなければ実現できない。現場の河川管理者が事業者と一緒になって行うためには、法律を変えるべきであるが、国土交通省と経済産業省の所管範囲にまたがるものであり、議員立法で行う以外にないと考える。

（主な議論）

【我が国のエネルギー政策】

問　2030年エネルギーミックスは、３Ｅ＋Ｓという条件を満たす必要のある難しい方程式である。経済産業省の有識者会議が2050年に向けて議論をしており、不連続性や不確実性があり30年後を見通すことは難しいということだが、2050年を見据えて2030年をどのように検証していくかが非常に大切である。そこで、2030年エネルギーミックスの実現性についてどう捉えているのか伺う。

答　2030年エネルギーミックスの実現性は、原子力を含め全ての電源について非常に難しい。なぜならば、発電事業は既に自由化しているため、実現には補完的な政策によって誘導するしかなく、今までのように政府の規制によって事業者にこの配分でということでできるものではないからである。再生可能エネルギーの22～24％達成も非常に難しいが、原子力の20～22％は不可能とは言わな

いまでも極めて厳しい。

問　2030年エネルギーミックスの目標達成は厳しいとの意見があったが、他方、資源エネルギー庁長官はインタビュー記事で、目標は必達であり、現実味に欠けるといったことは議論にはならないだろうと述べている。自由競争の中で政策的に目標を立てて、それに向け進めていけるのかという課題があるかもしれないが、やはり、エネルギー基本計画やエネルギーミックス等を変える必要があるのか、2030年に向けた目標の達成が難しいならば、現実的な目標を立てるべきか所見を伺う。

答　エネルギーミックス設定の前提条件として、政府が何を示していたのかを正確に踏まえる必要がある。一点目は化石燃料依存が進み従前の20％程度から現状８％程度に下がっているエネルギー自給率を25％程度に上げたいということ。二点目は東日本大震災後に非常に高くなった電気料金を2013年度よりは引き下げること。三点目は欧米諸国に遜色のない温室効果ガス削減目標を掲げること。これら三つの連立方程式の解として2030年エネルギーミックスを描いたのであって、それを数年たって困難だからと見直すことには慎重であるべきで、まずはこの達成に向けて努力する必要がある。加えて、仮に見直すのであれば、同じく低炭素電源である再生可能エネルギーと原子力は、電気料金を2013年度より上げないとの制約の下での配分であるため、原子力で足りない部分を再生可能エネルギーで補うのであれば、コストがどうなるのかを適切に試算し、電気料金を上げるのか、あるいは上げずにできるのかを考えなければならない。その際、再生可能エネルギーのコストを適切に考えなければならない。世界ではこの５年ほどで急速に下がったが、我が国では今でもドイツの２～３倍程度と非常に高い。太陽光発電の機器機材や施工のノウハウ等の蓄積がないなど様々な問題はあろうが、コストが高止まりしているという問題をまず解決しなければならない。こうしたコストの問題等を含め、エネルギーミックスを策定した際に政府が国民に何を条件として約束したのかに立ち返った上で、見直すのであれば見直すべきである。

問　次期エネルギー基本計画の策定に当たり、根本的に見直すべきであると考えているのか改めて所見を伺う。

答　まずエネルギー基本計画があって初めてエネルギーミックスがあるべきにもかかわらず、前回のエネルギーミックスを前提とした上で、それを必達とすること自体が基本計画策定の意味を履き違えている。

また、エネルギーミックスについて、2005年に目標を定めた2030年の話を、既に2018年になったにもかかわらず、いまだに長期のエネルギー計画と言っていること自体が行政の怠慢である。2050年の課題は別だとして懇談会が設けられてはいるが、それは法律に基づくものではなく、意味合いもはっきりしない。本来であれば、現在のエネルギーミックスの策定後にできたパリ協定に合わせた長期の計画を策定すべきである。

さらに、エネルギー基本計画自体にも非常に問題がある。一つ目は原子力については過大な目標であり、全ての原発を再稼働するとともに、全て40年運転ではなく20年延長運転して初めて満たせる内容であり、事業者も相当厳しいと考えて当然であろう。二つ目は再生可能エネルギーについて、2016年段階で2012年に策定された革新的エネルギー・環境戦略の2020年の目標を既に達成しているため、2030年の目標としては過小評価である。したがって、2014年以降の動きも含めて見直すべきときに来ている。

問　エネルギー基本計画が策定された後に、エネルギー政策のための審議会等が多数設立されたが、設立方法や運営方法等に改善すべき点などがあれば伺う。

答　残念ながら政府の方針が先にあり、それに沿う形で委員構成が決められている。東日本大震災の直後、国民の世論が割れていることを前提に、原子力に対し積極的な委員、中立的な委員、反対ないし慎重な委員を同数にして審議した経緯があるが、その後そうではなくなってきている。政府の方針は別としても、少なくとも政策の客観的な評価に当たっては、世論が割れていることを踏まえ、委員構成については慎重に考える必要がある。

問　我が国には、2050年にCO_2を80％削減するとの対外的な約束がある。省エネ、再生可能エネルギーに尽力することが大前提ではあるが、2030年に原子力の割合を20～22％としていることへの評価を伺う。

答　2030年に原子力の割合を20～22％とすることは相当困難と考える。2050年にパリ協定の目標を達成することは国際的にも求められているが、我が国は自由経済であり国が直接関与して建設しない限り原発の新設は非常に困難と考えられる。事業者も二の足を踏むと思われるため、パリ協定の目標を達成するには、原子力がこのまま衰退していく想定の中で別の選択肢を考えていくことが現実的である。

問　これから人口減少社会になっていく中で、我が国が世界に対する競争力を維持し、かつ国内の生産性を高めるためには、当然、ＡＩ導入、ＩｏＴ促進、情報通信技術向上により、人間自ら行わずとも効率よく起動し作業できることが大事な時代になる。そうなると、スーパーコンピューターやドローン、電気自動車の普及に伴い、むしろ電気を大量に使う時代になるが、今の議論だけで、今後の電力需要を賄っていけるのかが一番の心配事であり、かつ一番の技術革新の種となっていくのではないかと考えている。その上で、ソフトウェアや基礎学問で世界に打って出ようとしてリニアコライダーを造るとすると火力発電所１基分の電力が必要となるため、こうしたことをきちんとエネルギー基本計画に組み込むとともに、何を使って行うかだけでなく予想能力を高めてどれくらい必要かというところからの逆算型のエネルギー政策の策定が必須と考えるが見解を伺う。

答　電力あるいはエネルギーを需要の面から考えるべきとの見解はそのとおりで、需要をいかに減らすか効率的に利用するかが最も重要な課題となってくる。需要が減れば再生可能エネルギーで100％賄うことも容易となる。電力に関しては事業者が策定する電力供給計画のうち向こう10年間の計画では、電力需要をほぼ横ばいと考えており、電源も原子力はほぼゼロで需要は賄えるとなっている。もちろん、様々なエネルギーが必要だが、電力需給を引き下げることで、より安定した社会が形成されると考える。エネルギー基本計画の策定プロセスを見ていても、省エネは2030年目標を既にほぼ達成ということであり、より高い目標を持って効率を高める措置を講じる必要がある。

答　政府が一つのシナリオを描き、ある数字を示して国を誘導することが既に非常に難しい時代になっている。人口減少に伴い電力需要が減っていくことが想定されるがＩｏＴ等を活用して生産性を高めていく未来もある。電力需要を伸ばすこととなる社会構造の変革をもたらしていけば、我が国は生産性を高めＩｏＴを活用するような良い社会になっている可能性が高い。そのときの電力需要をどう賄うのかが重要である。今後、電力需要が２～３割増えるとすると、環境省が見込む社会的な制約等の多くを取り払った場合の再生可能エネルギーの最大導入量によっても必要とされる電力需要の５割程度を賄えるにすぎないだろう。その場合、35～40％程度が火力発電となり、原子力は10％程度残ると試算せざるを得ず、そのときの原子力はどうするのか、あるいは、それだけ多くの再生可能エネルギーを導入するならば、そのコストをどのように抑えていくのか等、全体的に考えなければならない。

問　エネルギーを考える際、原子力や再生可能エネルギーを含む全ての選択肢を排除すべきでないと考える理由について伺う。

答　エネルギーがなくなると、それを確保するために環境も何も考えずにどんなことでも行うということを人類はこれまで繰り返してきた。つまり、国土が崩壊してしまうことが歴史的に分かっているため、今あるエネルギーを大事にしながら未来に向かって何を準備するかを議論すべきと考える。

問　CO_2排出量を削減するためには、再生可能エネルギーをどれだけ大きくできるかであるが、これにも非現実的な部分があるかもしれず、また、ＦＩＴにより再生可能エネルギーの導入を増やせば増やすほど電気料金が上がるという難しいところがあると思うが、この制度の経済性に関する見解を伺う。

答　再生可能エネルギー普及の初期にあってはＦＩＴが非常に有効なことは世界的にも実証され、我が国でも経験が積み上がっている。ＦＩＴの良いところは、技術の成熟度に応じて買取価格を下げることができ、そこでコントロールが可能なことであり、先行するドイツ等では非常に下がっている。ＦＩＴを卒業して入札制度や一部補助金等に替えていくことで、全体としての負担額は一時的なものと考えることが適切である。

問　外務省気候変動に関する有識者会合のエネルギーに関する提言では、ベース

ロード電源として原子力や石炭が必要との考え方は既に過去のものであり、電力市場の成熟した国々では、限界費用の安い再生可能エネルギーをまず最大限利用し、柔軟性に乏しい原子力や石炭の役割は次第に限られたものになってきたと指摘している。また、当調査会に出席した参考人からも同様の指摘があった。我が国もこうした方向に踏み出すべきと考えるが見解を伺う。

答　再生可能エネルギーを主体とし、その調整役として他の電源を用いることは考え方としてあり得る。現状でも例えば九州では再生可能エネルギーが相当入っている。しかしながら、再生可能エネルギーを優先利用するために火力発電をできる限り絞るとしても、太陽光発電の出力が落ちた場合に備えて、最低出力運転はせざるを得ない。原発の出力調整はフランス等では行われているが、我が国では地域住民に不安を持たれることから基本的には認められておらず、また、一定した運転が経済的にも見合っている。このため、運転方法は、各電源の特性を含めて総合的に考える必要がある。

答　原子力や石炭火力をベースロード電源とし、他の電源を、ミドル、ピークとすることは、古い電力需給の在り方としてどの国でも実施してきた。しかしながら、再生可能エネルギーが大量に導入され、加えてＩＴ技術や予測技術が向上してきたことから、一回設置すれば燃料費はゼロの再生可能エネルギーは、その全てを利用する方が経済的である。

また、需給ギャップがあれば他の電源で賄うことや、再生可能エネルギーの発電が100％を超えていれば系統運用によって他のエリアに送電する等で安定供給できるようにする。再生可能エネルギーは変動性電源と言われるが不安定電源ではない。変動性電源を利用し安定的に電気を供給することが昨今の欧米諸国を中心とした考え方である。

【水力発電】

問　水力発電は、現行のエネルギー基本計画では非常に評価が低く僅か数％でしかない。しかし、全てのダムを発電に利用すれば再生可能エネルギーの柱になれるとのことであったが、この点について改めて見解を伺う。

答　現在、エネルギー政策は主に資源エネルギー庁でのみ検討されており、国土交通省は主に河川の治水、利水、環境でエネルギーという概念はない。したがって、資源エネルギー庁の計画論は、自身ででき得る範囲の計画でしかない。国土交通省と経済産業省の本省課長レベルでの話合いが始まり、国土交通省、農林水産省、県、それぞれのダムでも水力発電を考える勉強会が始まったと聞いており、エネルギーに関して少し縦割りの枠が取れてようやく関係省庁が少しずつ連携を始めたものと思われる。今後、エネルギーをめぐる情勢はますます厳しくなるため、第一次石油ショック時のようなパニックにならないうちに関係省庁で話し合い、全てのダムでエネルギーに取り組むべきと考える。

問　全てのダムを発電に活用することで370万kW増になるとのことだが、現在の水力発電は全発電量のうち何％程度を占めており、また370万kW増は発電量全体のどの程度になるか伺う。

答　水力発電シェアはおおむね８～９％程度であり、370万kW増によって電気量の30％以上になると想定している。

問　全てのダムに発電機を設置するよう提言しているが、ダムの現状について伺う。

答　国土交通省直轄ダムとそれに伴う都道府県ダムの約半数に発電機が付いていない。また、発電機が付いていても、そのダムを賄うだけの管理用発電機しか付いていないダムが多く、実態として売電用発電機の付いているダムは、直轄、水資源機構そして都道府県ダムの３分の１程度だろう。

問　発電機を付けることに不都合はあるのか、付けられない理由について伺う。

答　不都合なことは何もなく、発電機を付けても全く影響はない。

問　ダムの運用変更との提案の具体的内容について伺う。

答　昭和32年の特定多目的ダム法は、ダムを造る場所が限られているため、治水と利水という矛盾した内容を含め、いろいろな目的を持つものとして制定された。そのときに、治水目的のため百年に一度の大洪水を待ち受けられるような量を空けておくこととした。現在は、台風が来ることは一週間前に分かるので、もう少しダムの空きを減らしてもよいと考える。

問　天気予報の精度が上がったため、治水はある程度別の形で防げるので、利水の方に力を入れるべきとの考えか伺う。

答　既に予備放流という概念があり、洪水が起こりそうな場合、その３、４日前に予備的に水位を下げる際に発電しながら容量を下げていくダムもある。したがって新しい技術ではなく、実行するかどうかの段階にあると考える。

問　ダムのかさ上げをする際の問題点について伺う。

答　ダムのかさ上げにより道路への影響はあるかもしれないが、新しい環境問題や大移転の問題は起きない。既存のダムは用地買収等が全て終わっている。ダムの上の広がっているところを５m、10mかさ上げすることにより、大きな可能性が生じる。

問　今までのダムで押さえていた水量よりも、水位が高くなり水量が多くなるが、そうした工事は可能なのか伺う。

答　既存ダムのダムのかさ上げ事業は、既に治水目的では全国各地で実施されており、土木技術的には全く問題ない。

問　ダムのかさ上げ等による水力発電の増強は、既設施設をリフォームして利用するものであり、しかも我が国は山国であるため多くの水を抱えられる。また周囲にある海水も利用できるように感じるが、他のエネルギーのコストと比べた水力発電のコストを伺う。

答　コスト的には極めて安い。建設に係る初期投資は高いかもしれないが、現在でも100年前に造った発電所が稼働している。また、発電機を替えるだけで10～20％効率が上がると、その分をＦＩＴで対応できることから、今後の目玉になると思う。したがって、50年、100年のオーダーで考えた場合、水力が最も安定的で安いと考える。ただし、水力発電で必要とされる電気が全部足りるか否かは別である。

問　数年前まで沖縄県北部において電源開発株式会社が海水を利用して発電する試験を行っていたが閉鎖された。その原因について伺う。

答　それは揚水発電の施設である。揚水発電とは、夜間の余剰電力があるときに揚水し、昼間に落とすという仕組みである。恐らく余剰電力がなくなってきたためと考える。

【地球温暖化対策とエネルギー政策】

問　パリ協定を軸として見解を伺う。我が国は、発電所に関してもかなり高いＣＯ２排出削減の技術がある。エネルギー問題は、国内需要を賄うとのドメスティックな議論だけでは地球温暖化は阻止できない。そこで我が国が持ち得るＣＯ２排出削減の技術を海外にどう展開していくかが国際貢献にもなり、稼ぐ力にも直結すると見ている。

その上で、今後、火力も原子力も減り技術者も人材も減りノウハウが失われていくことは、短期的にはともかく長期的には国損になり得ることも考える必要がある。特に、原子力が長期間停止しており、運転経験者がいなくなることは、海外がどんな形でも原子力を導入したいと言っている時代にあって、我が国から人材を送れなくなるリスクも当然ある。したがって、火力発電をあえて維持することは、国内需要を担保する意味だけではなく、技術を海外に展開していくために必要な投資との見方もできると考えるが見解を伺う。

答　全てのエネルギーについて懸命に技術を積み重ねていくことが我が国にできる唯一のことであり、特定のエネルギーを排除してはならない。そのため、決して原子力を排除してはならず、太陽光も排除してはならない。

答　我が国は、国内のＣＯ２削減目標にとらわれがちだが、省エネ技術で世界に貢献すべきである。こうした省エネ技術による貢献が国際交渉でどれだけ認められるかはＷＴＯルール等との関係もあり非常に不透明なところがあるが、我が国の世界貢献の在り方としては、技術によることを模索すべきである。

答　世界は省エネと再生可能エネルギーへ大きく動いている。他方、我が国は石炭火力に投資しており、国際的にも批判の対象となっている。このことは同時に、最も成長する産業への投資を怠っていることになる。再生可能エネルギー以上の成長産業はなく集中投資すべきで、新たな成長産業として位置付け、我が国を、環境的にも経済的にも良い社会にしていくべきである。

問　石炭火力について否定的な立場もあるが、新興国や発展途上国を中心として

使い続ける、開発し続けると考えている。そうした中で、我が国は、石炭火力を止めるのではなく高効率石炭火力の技術力を更に高め国際的に展開していくことが、世界的な地球温暖化対策に有効と考えるが見解を伺う。

答　地球温暖化防止の観点からは、全ての資源を使用することはもはやできないとの国際的な認識となっており、石炭火力は資産があっても使えない座礁資産との認識が各国に広がっている。今、石炭火力に投資すると50～60年使い続けることになり、CO_2を大量に排出する経済を維持してしまうことになるため行うべきではない。

このことは、経済的な観点からも言うことができる。様々な企業がサプライチェーンにおいて再生可能エネルギー100％を求める動きがあり、石炭火力や原子力を使用していることが、かえって経済の足を引っ張ってしまう可能性があり、再生可能エネルギー100％の国に産業が移転してしまう可能性すらある。また、世界の投資銀行や保険業界などは、石炭に投資する企業に対しもはや投資を行わないとの決定すら行うようになっている。こうした大きな流れからすると、CO_2を最も排出する電源である石炭に、あえて国が大きな役割を持たせることには疑問がある。

【原子力発電】

問　原子力に関する人材の育成、継承のポイントを伺う。

答　原子力の人材及び技術の維持については、技術力の育つところに人材が集まるということで、安全性の高い次世代原子力の研究開発には国がサポートする必要があろう。また、国として原子力に対する姿勢を明確化した上で、既存の原発を使用しその後に脱原発をするのか。あるいは我が国も米国や英国、カナダのように安全性を高め、廃棄物の少ない原子力の技術開発に国の予算を付け、国が研究開発投資を行うのか、そういった点も注目されている。

問　原子力規制行政の在り方に関する問題意識について伺う。

答　原子力の新規制基準は、震災を経験し、その規制の体系の在り方や規制と推進の分離という体制の在り方を一つ一つ積み上げて作られたもので、これまで

の原子力規制委員会の取り組みを批判するようなことは考えていない。ただ、一つ一つ積み上げていく段階で、事業者からは予見可能性が低い規制活動が度々見受けられ、それらは今後改善していく余地がある。また、原子力規制委員会は事業者とだけ向き合うのではなく、例えば立地地域に対しても避難に関する意見を述べるなどの役割を果たしていくことが求められている。

問　多くの国民は電気代が高い安いで一喜一憂するが、これは全てコストの問題と考える。コストは捉え方次第で変わるものと考えるが、コスト算定におけるバックエンドコストは原子力だけのものか、再生可能エネルギー等他のエネルギーにもあるのか、さらに、バックエンドコストは上振れが激しくコスト計算上難しいとも言われるが、こうした点について伺う。

答　原子力のコストにおけるバックエンドコストは、2015年当時のコスト検証にも織り込まれている。上振れ・下振れについても見込まれていたと記憶している。また、バックエンドといった呼び方はしないが、再生可能エネルギーであっても撤去費用は当然必要であり、また、火力発電についても同様である。設備の終わりまでを含めてコストを見ることが基本と考える。

答　全ての電源やエネルギー源は、使い終わった後に必ず処分しなければならない。原子力についても同様であるが、他の電源とは異なり原子力の場合は、単なる解体では済まず、放射性廃棄物の適切な管理、処分が必要という特殊性がある。そして、放射性廃棄物をどうするのかという将来にわたる問題が存在する。ドイツの場合、100万年安全に管理するということが法律に明記されているが、本当に100万年もつのか、加えて幾ら掛かるのかは誰にも分からない。また、何をどこに埋めたのかということを100万年先の技術者に伝えるという困難が伴う。したがって、費用だけでなく様々な制度的な情報の管理が問題になっている。放射性廃棄物は、都合の悪い情報を適切に管理することが求められる分野である。そうした意味で、法制度をどのように構築していくかは各国とも悩ましいところであり、適切に対応しなければならない課題と考える。

問　原発を再稼働させる場合、燃料費が掛からないため競争力があり安上がりとのことだが、バックエンドコスト、最終処分場までの費用を考えると、再稼働

しても最後は高いコストになると思う。それでも再稼働はコストが安いと言えるのか見解を伺う。

答　原発の再稼働をめぐっては様々な見方があろうが、原発は既に利用されており、一定程度の使用済燃料も既にある。これを増やすべきではないというのも一つの考え方だが、ボリューム感を持って議論する必要がある。100万kW級の原発を１年間再稼働し、追加的に発生する使用済燃料を中間貯蔵するスペースは畳何畳分相当にすぎない。既にある使用済燃料は当然処理しなければならず、政府は地層処分ということで動いているが、それに追加してどれくらい費用が増えるのか、再稼働による収益と比較することも必要になってくると考える。

問　原発の電源市場における競争力は疑問視されている。外務省気候変動に関する有識者会合のエネルギーに関する提言では、世界的には原子力が高リスクで競争力のない電源であることが明らかとなっており、我が国での原発新増設は経済的に現実性を欠くとの指摘があった。そこで、原発の競争力について見解を伺う。

答　原発の競争力については、外務省気候変動に関する有識者会合の位置付けが明確でなく、原子力が高リスクでなじまないのは明らかとする提言の裏付けが全く分からない。意見陳述で、原子力を考えるに当たり経済性だけで考えればよいものではないとの問題提起をしており、競争力云々は判断基準にならないと考えている。よく世界は脱原発と言われるが、原子力を使っている国で脱原発を打ち出している５か国のうちスイスや韓国は2080年をめどに撤退するということである。こうしたことを踏まえると、今後、原子力については、廃炉費用を稼いだ上での撤退ということを十分考えた戦略が必要であろう。

答　新規の原発に競争力がないことは明らかであり、だからこそ英国を含めそれをどう支えるかが議論になっており、事業者からは補助制度がなければ造らないと聞いている。

問　東電福島第一原発事故以降、米国では特に原子力事業はコスト面で成り立たないとの考え方が主流となり、最大手のＧＥがもはや事業として正当化されないと、ある意味の撤退宣言したことは周知のとおりである。その一方で、我が国は原発推進方針を見直さずに邁進した結果、東芝子会社のウェスチングハウスが倒産し東芝がかなり大きな痛手を被った。そこで、原発事故後、我が国の将来の電源構成を決めるような政府の検討会等で、原発事業そのものが既にコスト的に成り立ちにくくなっているとの視点に立った議論がなされているのか伺う。

答　原発の事業性は、電力自由化の議論の下、事業環境整備の名で議論されてきた。このことは、事実上、電力自由化の下では原子力事業が成り立ちにくい、自由経済の下では成立し得ないことを暗黙の前提として議論するものであり、原子力を無理に経済の中にいかす延命策と思っている。その意味では事業性の有無にかかわらず国が支援することが今の政策ではないか。しかし、電力自由化の観点からは、原子力を有する事業者だけが特別の支援を得ることになり、電力自由化によってその効率を高めることや消費者の選択の幅を広げることを妨げるため、そうした特別の措置は控えるべきと考える。

問　事故への備えの一つとして原子力賠償制度があるが、東電福島第一原発事故の現実を見ると、この賠償制度が全く不十分なことが明らかとなった。原発事業者が賠償等に耐えるだけの体力があるかをあらかじめ審査すべきとの議論があるが、実際には、原子力規制委員会が経理的基礎について確認するのは概して工事費調達の可否だけであり、事故対応の財務体力は全く問題にされていない。この現状に対する見解を伺う。

答　既存の原子力損害賠償制度がほとんど機能しなかったことは明らかだが、その後、原子力損害賠償支援機構法を制定し（平成26年に「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（機構法）」に改正）、国が長期間ある意味無利子で東京電力に資金を貸し付け、東京電力は時を稼がせてもらうことによって、広く薄く集める電気料金で借金を返済するとの対応と認識している。保険の考え方になじまないものではあるが、現在は機構法による対処を見守る段階であろう。

答　原子力損害賠償制度にも不備がある。事故炉の廃止費用は非常に高額となるが、制度もまた不備である。したがって、新たに原発事故が発生した場合の事

故対応は、現実として非常に困難となることを大変懸念している。

問　2013年頃にドイツの最終処分施設予定地を訪問した際、現場責任者から放射性廃棄物の管理期間が100万年と聞き大変驚いた。この100万年の管理期間をコストに上乗せした場合の原発の発電コストについて伺う。

答　ドイツでは放射性廃棄物の管理期間が100万年となっているが、我が国では、明確な年限では区切られてない。100万年でのコストは、最も簡単に言うと１年間のコスト掛ける100万となるが、将来のコストは割り引いて考えることから、現在価値に引き直すと将来の価値は安くなり、現在の人から見ると100万年だとほぼゼロとなる。他方、割引率をゼロとして考えると、仮に１年間１億円だと100兆円となるので、経済計算では100万年は考えない。このため、我が国の場合、300年で区切って、その後は何も起こらずお金も掛からない前提で経済計算することとしており、100万年は経済計算の限界を超えていると認識している。

問　政府は電力を安くかつ安定的に供給するには原発が必要としている。安いか否かは様々な意見があるが、一方で原発が安定的か否かは検証が必要である。原発は発電量が大き過ぎるため、地震や事故により原発が急に止まるとその穴を埋められない。したがって、電力の分散や蓄電技術を高めることによって安定供給を目指すことで、安定供給に資するという原発の特徴はそれほどのメリットではなくなると考えるが見解を伺う。

答　原発の発電量が大きいから、それがなくなったときの穴が大きいというのは、原子力に過度に依存したエネルギーミックスの失敗であり、原子力の電源としての特性ではないと考える。2010年当時のエネルギーミックスでは、地球温暖化が非常に大きな危機とされており、原子力を５割、再生可能エネルギーは、今よりコストが大幅に高かったため２割、すなわち低炭素電源を７割に引き上げて火力を３割に抑えようという計画であった。もしこれが実現していたなら、東日本大震災以降、全ての原子力が停止した際は、その穴を埋めきれない事態が起こり得た。このため、いろいろな電源をミックスして考えることを主としながら、徐々に電源の主体を再生可能エネルギーに変えていくのが正しい方法と考える。

答　再生可能エネルギーがたくさん入ってきた場合の原発の出力変動は、フランスでは一部行われているが、我が国では安全性や住民不安からできないということであり、変動させられない電源と言える。したがって、再生可能エネルギーが入ってくると、変動しにくい原子力と石炭火力は邪魔になってくるため、将来的には役割を閉じていくだろうと考える。

問　ドイツが脱原発と脱石炭を同時進行するに当たって直面している困難な状況について伺う。

答　ドイツでは2020年の温室効果ガス削減目標は達成できず、2030年の目標も相当厳しいことがドイツ環境省の試算で明らかとなっている。再生可能エネルギーは電気の約33％を賄うまでに成長しているが、温室効果ガスの顕著な削減はまだできていない。その理由についてドイツ環境省は、低炭素電源である原発を減らしながら脱石炭を図るという非常に難しい状況にあり、どちらを優先すべきかについては、同省次官の個人的な見解としながらも、法律で決めている脱原発を優先する旨の説明があった。どういう形で使いこなしていくかの議論は必要であるが、二つの手段を同時に手放そうということは非常に困難とのことであった。

問　2030年の電源構成において原子力が20～22％を占めるとの見込みの下でエネルギー基本計画の改定に向けた議論がなされるとともに、経済産業省の有識者会議において、原発を主要な選択肢として位置付けて2050年に向けても使うとの姿勢が示された。しかし、東電福島第一原発事故以降、再稼働反対、原発ゼロを望む声は一貫して多数派である。同事故による被害の甚大さを考えると、原発事故リスクは社会的に受け入れ難く、全て廃炉にすることが当然と考える。そこで、原発事故のリスクは社会的に容認し得るものなのか、原発ゼロを目指すべきではないのかについて所見を伺う。

答　原子力事故は被害が甚大な事故であることに間違いはなく、これに対してできる限りの賠償や支援を行い福島の復興につなげていくということはエネルギー基本計画にも書かれていると認識しており、当然、現世代の責任として

行っていくべきと考える。一方で、政治の場で考えなければならないことは、リスクには多様なものがあるということである。原子力を使うことのリスクは顕在化したが、使わないことのリスクもある。このことを認識した上で、原子力を使うか否かは国民の選択である。そしてリスクを正しく認識することは、国民がその選択の結果に対して責任を負えるためには非常に重要なことであるため、十分な情報提供をした上で問うべき大きな問題である。

答　東電福島第一原発事故の費用は23.5兆円になっている。これまでの公害環境問題、例えば水俣病で原因企業が支払った2,500億円程度と比べて現時点でその百倍の規模であり、今後、これを大きく超えることは明らかである。また、経済計算では分からないような人の苦しみや国土の喪失からは到底容認し難く、原発が経済的であるとすること自体が常軌を逸した考え方である。客観的に計算しても、やはり経済的に成り立たず、だからこそ、既存の原発を再稼働したいということなのだろうが、原発の新設を検討する事業者は非常に少なくなっている。仮に、固有の安全性を持つような原発を建てる場合、１基約１兆円が必要になり、資金調達は相当困難と考えられる。したがって、原発事故の被害も甚大であり、原発の新設は経済的にも成り立たないと考えられるため、原子力はもうやめた方がよい。

答　福島県は原子力にも火力にも一切頼らず再生可能エネルギーだけで対応していくとし、東京に電力を送ろうとは考えていない。このことは、東京や横浜といった大都市はどうすべきかという非常に難しい問い掛けとなってしまう。このため、原子力の即時廃止等に言及することには躊躇を覚える。

問　高レベル放射性廃棄物の処理方法について更に議論される必要がある。原子力発電環境整備機構（ＮＵＭＯ）主催で、高レベル放射性廃棄物の最終処分場をめぐる意見交換会が行われたが、その後援を利害関係者が務めただけでなく謝礼金を払って学生を動員したことが発覚した。このことは国民的理解は一切必要ないという態度に見える。そこで、成熟した社会における適切なプロセスの在り方について見解を伺う。

答　高レベル放射性廃棄物処理は超長期にわたる判断を現時点で行うものであり、第三者的な委員会を設置し国民が関与できる仕組みを構築することが大事である。個人的に一市民としてこの説明会に参加したが、一方的に説明し理解してもらおうというもので、国民の関心を高め議論を促すという意味では下手であった。理解は当然大事であるが、問題はそもそも何なのかとの議論をしようとの観点は無いように思った。

ドイツでは、最終処分場選定のための省庁や委員会を新設し国民も参加する仕組みを作っている。これは原子力事業への賛否とは別として、放射性廃棄物への対応は、上が無理やり選んで失敗した歴史があったからこそ丁寧な議論が必要ということで特別な組織を作った。我が国にもこうした組織が必要である。

2　政府に対する質疑

参考人からの意見聴取等を踏まえ、平成30年５月９日、政府より説明を聴取し、質疑を行った。質疑の概要は、次のとおりである。

（主な質疑）

【エネルギー基本計画】

問　我が国が人口減少局面においても国力を維持するためには、生産性向上が重要なテーマとなる。そのために、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴといった様々な科学技術の進展に期待が寄せられているが、これら生産性を向上させる技術は全て電力を使う。人口減少は物品やサービスの消費量を減少させるが、生産性の向上を考えると電力消費を増大させることから、そのための見積りが必要である。こうした技術が広がり生産性を上げるためには、マクロな意味でもミクロな意味でもしっかりとしたエネルギー計画が必要で、マクロ的には技術の変化を織り込み計画を立てること、ミクロ的には例えばコンピューターを置く場所にしっかりとした電力供給体制をつくることである。こうした生産性向上を目指した技術の発展が進む中、電力需要の見積りをエネルギー基本計画にどのように反映させているのか説明を求める。

答　一般的な電力需要は、人口増加に伴い増加する一方で、技術の進展により効率化が進めば電力消費が減少する面、あるいはＩｏＴ等の進展により電力需要が増加する面がある。2030年エネルギーミックスは、こうした経済成長、人口動向、技術や省エネの進展等を考慮した電力需要の見通しを示している。具体的には、経済成長による需要増を１兆1,769億kWhと見込む一方で省エネを徹底し、結果的に9,808億kWhと見込んでいる。

問　経済産業省に設置されたエネルギー情勢懇談会が発表した2050年に向けた我が国の長期エネルギー戦略に関する提言は、2050年に向けた様々な不確実性を見据え、特定の選択を決め打ちすることなくあらゆる選択肢の可能性を追求する野心的な複線シナリオを採用している。その根拠として記載されている主要国のエネルギー戦略への評価内容について伺う。

答　各国の現況について、脱原発を掲げ再生可能エネルギー拡大を目指すドイツよりも、再生可能エネルギーや原子力といった全方位の対処を行った英国などがCO_2削減やコスト面で優れた成果を上げていると評価されている。我が国も島国という国情を考慮し、英国のようにあらゆる選択肢を追求することが重要との指摘であって、こうした提言内容を踏まえてエネルギー基本計画の検討を進めたい。

問　エネルギー情勢懇談会提言は、エネルギーセキュリティーを評価する視点として技術自給率という概念を示しているが、この内容及び技術自給率の観点からの再生可能エネルギーの評価を伺う。

答　技術自給率は、国内エネルギー消費に対し自国技術で賄えているエネルギー供給の程度を示す概念であり、エネルギー供給の核であるエネルギー技術を自国で確保することがエネルギー安全保障上重要との考え方による。太陽光や風力等への研究開発支援等を通じて我が国再生可能エネルギー関連産業の競争力強化につなげることが重要だが、中長期的エネルギー戦略を考えると、我が国企業が潜在力を有する水素や蓄電池、原子力等の脱炭素化技術をより高度に市場を牽引できる優良な自国エネルギー技術として発展させることが重要である。

問　次期エネルギー基本計画骨子案では、原子力を優れた安定供給性と効率性があり重要なベースロード電源と位置付けている。そして、原子力や石炭火力を電源構成の基礎と据え、再生可能エネルギーを含む他の電源を補完的な位置付けとした。当調査会の参考人より、再生可能エネルギー中心の分散型電力システムに移行し、変動性は火力発電等の調整で補うことが可能で、また、広域系統運用で国内での電力融通を行うことも可能との指摘があった。そこで、ベースロード電源の考え方自体を改め、再生可能エネルギー中心の方向を目指すべきと考えるが見解を伺う。

答　現行エネルギー基本計画でも再生可能エネルギーは最大限導入する方針であり、ベースロード、ミドル、ピーク電源と再生可能エネルギーをうまく組み合わせて３Ｅ＋Ｓを同時達成することが電力供給上重要と認識している。再生可

能エネルギーの大量導入でベースロード電源が不要になるとの見解は承知しているが、出力変動調整のために多くの火力を活用することが見込まれて温室効果ガス削減が進まないとの課題に直面する。また、水素、蓄電池等の技術革新が起これば再生可能エネルギー大量導入によってベースロード電源の機能を果たしつつ同時に脱炭素化も追求できる可能性を秘めているが、現在の技術を前提とするとコストが大きく跳ね上がり、低廉な電力供給ができなくなる。

問　資源エネルギーの安定供給確保への経済産業副大臣の決意を伺う。

答　安定供給あるいは再生可能エネルギーとのバランス等を考えると完璧なエネルギー源がない中で、2030年に向けた数値目標を出しており、その実現に全力で取り組みたい。

【地球温暖化対策とエネルギー政策】

問　現在、我が国は、化石燃料を使って発電している実態にある。我が国の脱炭素との位置付けは明快な一方で、化石燃料での発電に係る技術者の維持や関連する企業の経営判断をどうするかを考える時期に来ている。他方、2030年エネルギーミックスで再生可能エネルギー以外が76％あるが、このほとんどを2050年には再生可能エネルギーに変えなければならない。僅か20年間で大転換が起きて、社会の維持に必要なエネルギーの安定的な確保ができるかを考えると、2030年と2050年の目標は今同時にスタートラインに立たなければならない。また、再生可能エネルギーといっても世界中で同じものが使えるとは限らず、我が国ならば設備の耐環境性や気候変動に対するリスクを重視する必要があり、ジャパンスペシャルを生み出せる可能性もあろう。そこで、同じ再生可能エネルギーでも太陽光や風力等、様々な資源にどれだけ投資するかを具体的に検討することで、経済発展しながらの電力確保が可能と考えるが見解を伺う。

答　経済産業省としては、再生可能エネルギーは国民負担を抑制しながら最大限導入することが基本方針である。また、太陽光や風力に偏ることなく、地熱、バイオマス、水力等のバランスの良い導入を促進していくことが重要である。

一方、火力発電はCO_2排出に課題があるが、安定供給や経済性の面で優れているため一定程度の活用が必要であり、太陽光、風力の調整力としても必要である。将来的には再生可能エネルギーと蓄電池の組合せ、ゼロエミッションの強化が重要だが、いずれにしても完璧なエネルギー源はなく、各エネルギーの長所をいかしてバランス良く補完し合った供給を追求する。

答　環境省としては、2050年80％削減を目指すことは、世界全体の脱炭素社会構築への一里塚と位置付け、長期的な視点に立って脱炭素化を見据えた対応を今から講じる必要があり、再生可能エネルギーをバランス良く導入する様々な取組が非常に重要であろう。また、ジャパンスペシャルといった災害に強い技術を生み出すことも重要である。さらに、再生可能エネルギーの変動性への対応として、需要側と供給側を調整するシステム構築が大事であり、関係省庁と連携し取り組みたい。

問　脱炭素は世界的な潮流だが、我が国はこの分野で大きく後れており、更なる見直しを含め強力に推進することが必要との考えについて見解を伺う。

答　2030年エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーを可能な限り導入するとの方針には変わりない。再生可能エネルギーを現在の10％台から22～24％に上げる取組の中には、国際競争力を有するための再生可能エネルギーのコストの低減化、系統接続の改善等も含まれ、我が国にも脱炭素化の流れはある。

問　2030年エネルギーミックスで石炭火力を26％としているが、これは現状からの７％削減にすぎない。石炭火力削減は脱炭素の主要な取組という世界的な潮流を踏まえ、我が国はこの部分の抜本的見直しが必要と考えるが見解を伺う。

答　今後の不確実性、不透明性、すなわち技術開発、国際情勢、中東情勢等の不確定要素を踏まえ考えなければならない。原子力分野についても安全性が最優先だが、脱炭素という意味では火力発電に大きく依存している点を、2030年エネルギーミックスの実現に向け取り組んでいるという意味で、経済産業省の施策には確実に脱炭素化が含まれている。

問　我々が常に考えるべきは低炭素化対脱炭素化である。パリ協定で脱炭素化を目指すという国際公約の一方、電気代が高くなると経済競争力維持が困難とな

り、結果として中小企業が海外に移転し税収面に悪影響を及ぼして再生可能エネルギーへの投資ができなくなる。こうした発電をめぐる経済産業省と環境省の対立関係をどう整理していくのか見解を伺う。

答　経済産業省としては、低炭素化、脱炭素化は極めて大事でありエネルギー政策とも表裏一体である。経済産業省と環境省とが連携し様々なプロジェクトを実施しており、今後も一致して対応する。

答　環境省としては、地球温暖化対策計画で2030年度26％のＣＯ２削減目標を掲げており、これは現行エネルギー基本計画を踏まえたエネルギーミックスと整合性を取り、技術的制約、コスト面の課題を考慮しつつ裏付けある対策、施策、技術の積み上げによって策定した。関係省庁が連携し省エネ徹底や再生可能エネルギーの最大限導入を通じた同計画の目標達成へ取り組むことが重要であり、しっかりと連携したい。

問　石炭火力40基の新増設計画があるが、これでは到底脱炭素が実現できず、脱炭素化を行うためには、経済産業省が計画、ビジョン、工程表をエネルギーミックス議論の中で具体的に示す必要があると考えるが見解を伺う。

答　石炭火力が増え過ぎてエネルギーミックス目標が実現できないことがないよう、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）等の新たな規制の枠組みを導入した。これらを実効性あるものとすることでＣＯ２削減目標を達成する方向で取り組みたい。

問　石炭火力40基の新増設計画の見直しは、環境省がリードして経済産業省を始めとする政府の中で実現していくべきと考えるが見解を伺う。

答　安倍首相も脱炭素化を牽引するとの決意を示しており、経済産業省と環境省のゴールは同じである。ただ、そこに至るまでに様々な選択肢があり、この点は環境省、経済産業省で詰める必要がある。現状、石炭火力に頼ると、世界で石炭火力だけでなく全産業から投資を引き揚げる動きも出てきているため、国として石炭火力にどう取り組むのかは議論を積み上げなければならない。

問　我が国のエネルギー安定供給を確たるものとするには、火力発電が依然として重要な位置を占めている。高効率火力導入の必要性として、我が国の火力発電のＣＯ２排出量が他国に比べて非常に少なく、この最高効率の技術を中国やインド等のアジアや米国に適用するとＣＯ２削減効果は我が国全体の排出量に匹敵することが資源エネルギー庁の資料に示されている。そこで、我が国の火力発電所の現状及び更なる効率化、低炭素化に向けた技術開発の状況について伺う。

答　火力発電は、他の電源と比較するとＣＯ２排出量が多いという環境面の課題があるが、他方で、石炭火力は安定供給や経済性の面、ガス火力は需要動向や再生可能エネルギー大量導入に対する調整力の面から優れている。バランスの取れたエネルギー構造の確保が重要であり、一定割合で活用を図る必要がある。環境面への対応は、環境省と連携しエネルギー供給構造高度化法等の規制的な手法を導入し、効率的な火力発電所への新陳代謝、高効率化を促して、2030年における火力発電比率とＣＯ２削減目標実現の実効性確保に取り組んでいる。

問　二国間クレジット制度（ＪＣＭ）について伺う。我が国の低炭素技術の発展により太陽光発電等の再生可能エネルギーが急速に発展している。技術を活用した世界各国との協力により温室効果ガス削減等へ貢献する上で本制度は大いに期待できるが、今後の拡大の見通しについて伺う。

答　ＪＣＭは我が国にとって世界全体の温室効果ガス削減を推進するための国際貢献の要であり、現在17か国とパートナーシップを結び120件を超えるプロジェクトを実施している。今後もパートナー国のニーズを踏まえながら、費用対効果が高く民間資金の導入や大規模案件の実施につながるようなプロジェクトを協働して着実に実施したい。これまでは単発の技術開発や技術協力が多かったが、今後は質のアップを目的に、システム全体として行った場合の効果についても相手国と調整していきたい。

問　クレジット発行済みの国の数を確認する。

答　ＪＣＭは我が国の高い技術で途上国のＣＯ２排出量を削減し、削減量の何割かをクレジットとして我が国の削減目標に活用するものであり、クレジット発

行済みの国はインドネシア、モンゴル、ベトナム、パラオの４か国10件、合計10,464tのクレジットが発行済みである。

問　日本再興戦略2016でＪＣＭを通じ低炭素技術の海外展開を2020年度までの累積で１兆円の事業規模を目指すと定めているが、その進捗状況を伺う。

答　2017年12月の段階で、事業規模は過去５年間で累積6,300億円を超え、目標達成に向けて着実に進捗している。今後ＪＣＭの活用、我が国の低炭素技術等の国際展開により、世界の排出削減に貢献し、我が国の更なる経済成長につなげたい。

問　シンガポールでは、新築、既存全てのビルをゼロエネルギー、ゼロエミッションにするとの具体的目標を設けて取り組んでいる。我が国も目標を設け取り組むべきと考えるが見解を伺う。

答　委員指摘の方向性は共感するが、理想と現実の間をどうつなぐかであって、現場をどう導いていくのか検討したい。我が国ではＺＥＢ等の新技術が次々と開発されており、強みをいかして世界を牽引する技術開発ができるよう国として取り組みたい。

問　我が国の再生可能エネルギーの中心を占める水力発電は、更なる活用が可能である。当調査会の参考人から、ダムへの発電機設置やかさ上げ等により20％を超える程度まで水力比率を上げられるとの考えが示された。既存資源や施設の十全な活用によるエネルギー自給率の向上は大変すばらしい。水力発電の再評価とその最大限の活用に向け、縦割りを排し取り組む必要があるが見解を伺う。

答　ダムを所管する国土交通省等、他省庁と連携し水力発電の潜在能力を最大限発揮できるよう取り組みたい。水力発電は水量が豊富で落差が大きいといった地理的条件の制約があるため有望地点は限られるが、更なる導入拡大を図るための発電設備の設置、既存発電所の出力増加等に関係省庁と連携して取り組む。具体的には、事業可能性評価支援、地域の理解を得るための環境整備支援、既存発電所の設備更新支援等に取り組んでおり、関係省庁連携の下で更なる対応強化に取り組みたい。

問　今後のベストなエネルギーミックスに関する当調査会での共通認識は、環境に極力配慮するとともに安定供給ができ、その上安価なものということで、その中で水素エネルギーが有効と考える。不安定な太陽光などの自然エネルギーを使って水素を製造し、これをガソリンのように使えば安定した電源として自然エネルギーを置き換えることができる。そこで今後進めるべきは、クリーンエネルギーを使用した水素の安定的な大量生産方法と水素を使う移動可能なジェネレーター等の開発と考えるが見解を伺う。

答　水素エネルギー利用は、エネルギー供給構造の多様化と大幅な低炭素化を実現する可能性を有する手段であって、エネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札と考えており、政府は2017年末に水素基本戦略を策定した。水素コスト低減に向けては、褐炭など海外の安価な未利用資源や国内の再生可能エネルギーの余剰を活用した安定的な大量生産・消費が鍵となる。このため国際水素サプライチェーン開発や再生可能エネルギーからの水素製造のプロジェクト等を進めると同時に、発電やモビリティーを中心とした水素利用の拡大のため、特に水素を安定的かつ大量に消費する水素発電の2030年頃の商用化に向け取り組んでいる。また、小型のジェネレーターについては、分散型電源としての普及が期待される家庭用燃料電池の2020年頃からの自立的普及に向け、熱需要の大きい地域など優位性がある市場開拓等を進めている。こうした利用側と供給側の取組とを併せて進めることで、世界に先駆けて水素社会を実現したい。

【原子力発電】

問　原子力人材の確保や立地地域に対する支援との点から、原子力をどう位置付けるべきか見解を伺う。

答　エネルギー情勢懇談会提言は、2050年に向けて原子力を含むあらゆる選択肢を追求する全方位の野心的複線シナリオの採用が妥当とし、原子力については依存度を可能な限り低減する方針とともに、現状で実用段階にある脱炭素化の選択肢としつつ、社会的信頼回復が不可欠で、安全性に優れた炉の追求、人材、技術、産業基盤の強化に直ちに着手すべきとしている。こうした提言を踏

まえ、原子力の位置付けは審議会で更に議論を深め得るものと考える。

問　次期エネルギー基本計画骨子案は、2015年に策定したエネルギーミックスを前提としているが、本来、多面的に経済性評価を行ってエネルギー基本計画を策定し、その上で需給見通しを策定すべきである。2015年以降、パリ協定、東電福島第一原発事故費用の増大、東芝経営危機、高速増殖炉もんじゅ開発からの撤退等、原子力政策の根幹に関わる重大な事態が起きているが、次期エネルギー基本計画骨子案策定に当たり、こうした変化や経済性の評価あるいはモデルプラントの試算を行ったか伺う。

答　コスト検証は、2015年に外部有識者の下、原子力、再生可能エネルギー等各電源について資本費、運転維持費、政策経費、社会的費用等を総合的に費用に含めて建設から廃炉までのライフサイクルで計算するモデルプラント方式で行った。原子力のコスト検証では、感度分析に基づき、東電福島第一原発事故費用が増加したとしても引き続き低廉な電源と考える。今回、2015年のコスト検証から構造的に大きな変化がないことから、改めてのコスト検証は行っていない。

問　当調査会の参考人から関西電力資料に沿った試算として、原発の再稼働と電気料金の関係について、原発を再稼働すると電気料金は下がるが、原発をゼロにすれば原発の維持費が下がるため更に下がる計算になると紹介された。経済産業省は、原発ゼロの場合の電気料金を想定したことがあるか伺う。

答　原発ゼロの想定はしていない。なお、特定の電源を廃止した場合、その電源に係るコストは下がるが、同等の供給力を維持するには別の電源コストが掛かることから、必ずしも電気料金が下がることにはならない。

問　放射性廃棄物等バックエンド対策は緊急を要する課題である。核燃料プールの空き容量について、また、使用済核燃料が原発再稼働により僅かながらでも増加することについては、社会的課題として認知度を高める努力と同時に、最終処分場の検討加速化が重要と考えるが、今後の具体的な取組について伺う。

答　既に我が国全体で使用済核燃料が18,000t存在することは事実であり、その増加や高レベル放射性廃棄物の最終処分場確保といった課題は、国民全体が避

けて通れないものと認識しており、国として電力消費地を含めて広く理解促進活動に取り組んでいる。特に最終処分は、2015年に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（最終処分法）に基づく基本方針を改定して国が前面に立って取り組むこととし、2017年７月には科学的特性マップを公表した。これは最終処分実現に向けた長い道のりの最初とはいえ重要な一歩と認識する。

問　原発への賛否にかかわらず議論すべき核のごみ捨場について、いつまでに処分地を決定する予定か伺う。

答　決定の期限は切っていないが、現世代で解決すべき重要な課題としてできる限り早いタイミングでと取り組んでいる。

問　使用済核燃料の受入れ場所は、原発敷地内も六ヶ所村も満杯なため、電力会社はリラッキングにより詰め込んで置くという危険な状態で保管している。そこで、使用済核燃料の最終処分地選定で最も必要なこと、注意しなくてはならないことを伺う。

答　最終処分事業は、処分地選定から建設、埋設まで数十年以上に及び、これを着実に進めるためには、国民の関心や地域の住民の理解の深まりなしに実現できるものではない。2015年に特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改定し、国が前面に立ち取り組むこととし、2017年７月には科学的特性マップを公表した。今後、きめ細かな対話活動を丁寧に行いたい。

問　ＮＵＭＯと資源エネルギー庁が全国で開催している地層処分に関する説明会を日本経済団体連合会や日本原子力学会、電気事業連合会、東京電力などが後援しているが、これら後援企業等の果たす役割を伺う。

答　国民の関心を深めるため、国を始め関係団体が連携し、放射性廃棄物に関する広報等としてシンポジウムや説明会の開催、専門家の派遣等を積極的に実施する。この趣旨を踏まえ、説明会で電気事業者は廃棄物の発生者として説明を、研究機関は専門家派遣を、経済団体は広報協力を行っている。

問　原子力関係において、説明会等でのやらせは日常的と言っても過言ではない。当調査会の参考人から、最終処分に係る成熟した社会でのプロセスについて伺ったところ、超長期にわたる判断を現時点で行うことであり、第三者的な

委員会を設立し国民が関与し得る仕組みを構築することが大事であるとのことであった。そこで、最終処分場の決め方は一からやり直すべきで、委員会を設置して国民に可視化されるよう透明性を担保し直す必要があると思うが、現状に問題はないと考えるか伺う。

答　やらせのようなことは絶対にあってはならない。広く一般に開かれた形でできれば良いと考える。

【海洋資源】

問　メタンハイドレートは新しいエネルギー源として期待されている。東部南海トラフ海域に1.1兆m^3の賦存量があり、我が国ガス消費量の10年分以上とのことである。日本近海全体で7.35兆m^3とされ、抽出が継続的に行えるなら５～10年をめどに商業化を模索しているようだが、現状を伺う。

答　砂層型メタンハイドレートは安定的な生産技術の確立を目指し、2013年及び2017年の２回、海洋でのガス生産試験を実施した。これらの試験では、メタンハイドレートの含まれる海底の下の砂層まで井戸を掘り水を汲み上げてガスを吸い出す減圧法を採用した。第１回試験は井戸に砂が流入し６日間で生産停止したが、第２回試験では２本の井戸のうち１本で24日間の連続生産に成功するなど一定の成果を得た。他方、生産量が安定的に増加するとの想定は果たせず本質的な技術的課題を残したが、今後、生産試験の結果と出砂の原因究明検証を踏まえ、平成30年代後半に商用化プロジェクトが開始されるよう、着実に研究開発を進めていく。

３　委員間の意見交換

参考人からの意見聴取等を踏まえ、平成30年５月９日、我が国の資源エネルギー戦略について、中間報告の取りまとめに向け、委員間の意見交換を行った。その概要は次のとおりである。（発言順）

渡辺　猛之　君（自由民主党・こころ）

我が国は、本格的な人口減少社会の到来、国際的経済競争の激化など、国内外を問わず多端を極めているが、着実な経済成長を続ける必要があるため、エネルギー資源の安定確保が極めて重要となる。

現在、我が国は石油と天然ガスの自主開発比率向上に努めているが、昨今の産油国における自主開発油田の権益維持のための激しい国際競争からも明らかなように、エネルギー資源をめぐる国際情勢は非常に厳しい。

他方、地球温暖化対策を実効あるものとするため、世界はパリ協定の合意の実現等脱炭素化に向けて努力を重ねている。我が国としては、CO_2排出量を削減しながら経済成長は着実に行うという難しいかじ取りを迫られることとなる。

こうした中、再生可能エネルギーを主要な電源として位置付けるべく、次期エネルギー基本計画策定の最終段階に入っている。エネルギーミックスでは、３Ｅ＋Ｓの観点からのバランスの取れた供給体制構築が強く求められており、最重要の経済社会基盤であるエネルギーの安価・安定的な供給体制を維持し我が国の経済成長に不可欠なものとなる。

原子力発電に関しては、東電福島第一原発事故発生によって安全神話が崩れた事実を、当然真摯に受け止めなければならないが、直ちに原発をゼロとする政策は非現実的である。また、仮に我が国が原発を廃止したとしても周辺国では原発が稼働しているため、使用済核燃料や原発の安全性確保の問題に今後も対応しなければならない。そのためにも、我が国が培ってきた世界に誇れる原発関連技術は安易に手放してはならず、これこそが責任あるエネルギー政策である。

以上のように、我が国を取り巻く状況は困難を極める一方、日本近海のメタンハイドレートやＥＥＺ内の海底熱水鉱床といった明るく希望に満ちた未来が垣間

見え、我が国は、これを確実なものとする努力が必要となる。

浜野　喜史　君（国民民主党・新緑風会）

エネルギー政策の検討に際しては、資源に乏しい我が国の実情や取り巻く情勢を踏まえた冷静で責任ある議論が必要であり、その上で、長期的なエネルギー需給を考えるに際しては、安全性、安定供給、経済性及び環境適合の同時達成、いわゆるＳ＋３Ｅの視点が必要不可欠である。しかし、全ての面で優れたエネルギー源はなく、それぞれ一長一短がある。

経済産業省に設置されたエネルギー情勢懇談会が2018年４月10日に示した提言案で、再生可能エネルギー、原子力、ガスシフト、省エネの全方位で対処する英国がCO_2削減に成功しているのに対し、脱原子力、再生可能エネルギー拡大を中心に進めるドイツでは、石炭依存が継続し、電気代が高止まりし、CO_2も減少していないといった海外事例が紹介されている。こういった先行事例から得られる教訓や将来的な情勢変化、不確実性への対応を踏まえると、あらゆる選択肢を維持し複数のシナリオを設定することが重要であるとされている。

あらゆる選択肢の維持に際して留意すべき点は、次のとおりである。

まず、再生可能エネルギーの更なる普及拡大に当たっては、我が国の国土条件を十分に踏まえる必要がある。再生可能エネルギー先進国といわれるドイツは、周辺国と電力網で結ばれており、再生可能エネルギーの余剰や不足を隣国との輸出入によって調整することが可能である。しかしながら島国の我が国はこうした対応を取ることができず、蓄電池設置や電力系統増強が不可欠であるため、再生可能エネルギーの受入コストが発生する。これに加えて、ＦＩＴによる国民負担は現状2.1兆円に達し2030年には3.1兆円へ膨らむ見通しであることから、国民負担抑制に向けた再生可能エネルギーの低コスト化を図るとともに、買取費用総額に法的上限を設けること等も検討すべきである。

また、再生可能エネルギーの大量普及に伴い稼働率が低下した火力発電所が相次いで閉鎖される事例が我が国でも生じつつあるが、中長期的に電力不足が生じ電気料金高騰の懸念もあるため、適切な電源投資を促す対策が必要不可欠である。

原子力については、社会からの信頼回復が喫緊の課題であり、原子力規制委員会の規制基準のクリアはもとより、更なるリスク低減に向け事業者による自主的な安全性向上の取組を進める必要がある。そして原子力の選択肢を維持するならば、原子力人材の確保・育成に向けた取組も必要不可欠であり、政府は原子力の長期的ビジョンを明確に示すべきである。加えて、原子力規制行政にも改善の取組が必要不可欠であり、規制ルールの明確化により事業の予見可能性を高めるための取組等、より効果的で効率的な原子力規制の追求が必要である。

火力発電、特に石炭火力については、環境面で厳しい目が向けられているが、安定供給や経済性の面で優れ、またインドや中国、東南アジア等の新興国を中心に旺盛な需要が見込まれており、我が国の高効率技術を展開することで大幅なCO_2削減が可能となる。したがって、火力発電全体の高効率化を図りながら石炭を引き続き活用することが我が国のエネルギー供給を考える上で重要であり、また世界的なCO_2削減への貢献につながる。

石橋　通宏　君（立憲民主党・民友会）

今、三つのキーワードで表される大きな世界的潮流がある。第一に「脱炭素」、とりわけ脱石炭火力という大きな流れであり、第二に「省エネルギーと再生可能エネルギーの抜本的大幅な拡大・推進」であり、第三に「脱原発」、つまり原発ゼロを必ず目指すということである。この三つの潮流は、もはや現実であり、これをどう進め、実現するのかを、立法府として今こそ真剣に考えなければならない。

そのためには、エネルギーミックスの抜本的な見直しが必要である。今申し上げた三つの現実、そしてこの間の技術革新等の大きな変化・転換があったにもかかわらず、今日の経済産業副大臣からの説明を聞いても全く従来型発想から抜け切れておらず、また抜け出そうとしていないとしか思えない。これではますます我が国が世界的な潮流から置いていかれ、批判の的になるということを改めて認識すべきである。

官　報（号　外）

今こそ、期限を設けてきちんとした目標を立て、今後の一定期間内に集中的にあらゆる資源や人材を投入して、新しい人材も育て、その目標に向かってみんなで進んでいくという取組が必要である。また、脱炭素、省エネと再生可能エネルギー、脱原発の実現こそが、これからの時代の国民生活に、欠くことのできないライフラインとしてのエネルギーの安心・安全、そして安定性の確保という当然のことを実現するための道筋であることを前提とした議論が必要である。

同時に、これからの時代は、経済的・社会的に大変厳しい状況にある地方の各地域を、地産地消のエネルギーを発展させることによって、地域経済の活性化・安定化を図り、それとともに新しいビジネスや雇用を創出していくというパラダイムシフトこそが必要である。こうした観点から、エネルギー政策の抜本的見直しをリードし、物事を進めるべきことを我々のメッセージに込めていきたい。

最後に、原発はすぐには止められないとか、あるいはまだ他国で原発が稼働しているから日本だけやめてもしょうがないといったような議論はもうやめるべきだ。今こそ、我が国が脱原発を進め、再生可能エネルギー技術の革新に併せて廃炉技術や廃炉ビジネスの分野での新技術で世界をリードし、世界の脱原発や廃炉を進めるためのイニシアチブを取っていくべきで、そのような政治の意志と政策目標の観点からこれからも議論を深めていくことを提言する。

杉　久武　君（公明党）

エネルギー自給率が8.4％と非常に低い我が国は、国内でのエネルギー安定供給を確たるものとし、また、地球温暖化問題への適切な対応が課題となっている。そこで、海外からのエネルギー調達を確実とするため、産油国等エネルギー産出国との友好関係を深めるとともに、再生可能エネルギーの抜本導入によりエネルギー自給率の向上につなげていく必要がある。

そのためにはまず、我が国の強みをいかした様々な支援によって湾岸産油国におけるプレゼンスを高めることで、エネルギー調達を確実なものとしなければならない。

また、再生可能エネルギー導入に関しては、系統接続問題等の解決や蓄電池等

の新技術開発等への取組により、再生可能エネルギーを信頼できるベースロード電源として活用できるようにする必要がある。さらに、こうした取組を通じ得られた知見や我が国の有する高効率火力発電技術等を海外に輸出することにより、地球温暖化問題で世界をリードする必要がある。

さらに、我が国の確たる経済成長には資源の安定調達が必要であり、最も期待されている我が国のＥＥＺでの海洋資源開発に官民協力を含めしっかりと取り組む必要がある。

原子力発電については、原発に依存しない社会を目指すという方向性の下、原発再稼働は厳格な規制基準を満たした上で立地自治体の理解を得て判断すべきである。また東電福島第一原発を含めて18基が既に廃炉決定されたが、廃炉がこのように急速に進むことは想定されていなかったため、将来の電気料金や託送料金などを通じて今後の利用者が負担せざるを得ない廃炉費用については、利用者に対して適切な説明を行っていく必要がある。

以上の取組は、省庁がそれぞれ個別に行ったのでは十分な効果が期待できず、経済産業省や環境省だけでなく、関係省庁がしっかり連携し十分に対応を行う必要がある。

山添　拓　君（日本共産党）

原発再稼働反対は国民世論で揺るぎない多数派である。東電福島第一原発事故による広範囲かつ今なお続く深刻な被害、放射能汚染がもたらす社会的に容認し難い原発事故リスクを多くの国民が共有しているからである。我が国のエネルギー政策を考える際、この民意を無視することは許されない。

我が国は、約２年にわたる稼働原発ゼロにより再稼働の必要がないことが実証されている。再稼働すれば僅か５年で全ての使用済核燃料貯蔵プールが満杯となるとされ、核燃料サイクルも破綻する中、核のごみ問題を先送りして再稼働を進めることは無責任である。今期国会に原発ゼロ基本法案が提案されており、稼働原発を停止し再稼働を一切認めないという、国会史上初の画期的な法案である。原発ゼロの政治決断が求められている。

しかしながら、第５次エネルギー基本計画の骨子案は、原子力をなおも重要なベースロード電源と位置付け、原子力政策の再構築として人材、技術、産業基盤の維持強化をうたうなど、原発に固執している。また、2030年に電源構成の20～22％を原子力に担わせる計画では、原発再稼働だけでなく老朽原発の運転延長を含め30基もの運転が必要となり、その後に建て替えや新設も想定されるが、それは明記しない姑息な方法である。さらに、多面的な評価で経済性評価も行い基本計画を策定した上での需給見通し策定が求められるにもかかわらず、骨子案は2015年に策定されたエネルギーミックスを前提としており順序が逆である。

新設原発に要する安全対策や事故対応の費用の増大を考慮しない一方、再生可能エネルギーの世界的なコスト低下を十分検証せずに再生可能エネルギーは高く原発は安いと吹聴し、原発ゼロで電気料金が下がる可能性も検証せず、国民に示そうともしない。補助制度がなければ事業者は原発を行わず、さらに、英国への原発輸出では事故に備え日本政府が債務保証する始末であり経済的競争力はない。それでもなお原発に固執するのは、明らかに電力事業者、メーカー、財界、大企業の利益を最優先する政治の姿勢に原因がある。

再生可能エネルギーは変動性電源ではあるが、系統を活用し広域的な電力融通を行うことで安定供給が可能である。原子力や石炭火力等のために系統容量を温存するのではなく、再生可能エネルギーを最大限受け入れる体制を整えるべきである。欧州等でベースロード電源という考え方自体が変質している事実を受け止め、再生可能エネルギーを電源の中心に据える必要がある。再生可能エネルギーは燃料費が掛からず設備が整えば限界費用ゼロであり、国産資源のため富の流出を防げるという利点も踏まえ、積極的に国際戦略として位置付けて開発を進めるべきである。原発ゼロを決断してこそ成長産業である再生可能エネルギー事業を後押しし、その大量導入により脱炭素化への道が開ける。

儀間　光男　君（日本維新の会）

我が国のエネルギー問題の議論は、東電福島第一原発事故を境に複雑さを増し、経済性や安全性、安定供給という様々な要素が複雑に絡み合い、また地球温

暖化対策という国際的な要求にも応えなければならず、厳しい環境に置かれている。

しかしながら、我が国のエネルギー政策を推進する上でまず考慮すべき点は、我が国が島国であり、陸続きの国と同一視はできないことであり、その前提に立ち議論を尽くして政策を立てる必要がある。我が国のエネルギー自給率は、東日本大震災以降低下し、2010年には19.9％あったものが2016年には8.3％まで下がり、安全保障や国民生活、経済活動の面からも自給率向上は喫緊の課題である。そのためには、再生可能エネルギーと原子力発電の二通りしかないという客観的事実を冷静に受け止めなければならず、再生可能エネルギー普及に拍車を掛けながら、当面、停止している原発の再稼働に取り組む必要がある。

平成30年５月５日の新聞によると、東京電力は2007年11月に原子力安全・保安院の審査に備え地震や津波に対する東電福島第一原発の安全性の確認に着手し、2008年１月に原発敷地内に襲来する津波の高さを試算するよう子会社へ依頼した。試算は2002年の政府地震調査研究推進本部の長期評価をベースに行われ、2008年３月に津波は最大15.7mになると報告されながら、東京電力は対策を怠ったことが裁判で明らかにされた。

試算の時点で、技術者は原発の冷却給水ポンプの設置場所を心配し指摘したとも言われている。当時、冷却給水ポンプは海面から５mの高さに設置され、試算の高さの津波が起きると確実に水没し機能を果たさない状況であった。東京電力はこの危険を予知しながら回避を先送りした。危険の先送りは信頼の先送りと軌を一にするものである。

この一事からも、原発への国民の信頼を取り戻すことが極めて重要であることが認識される。想定される全ての災害への対処策を忠実に履行し、また国民への可視化を高めて理解を得ることが求められている。原子力の再構築に関する問題点は明らかであるにもかかわらず先送りの傾向が見受けられる。いつまでも放置できる問題はないので、解決方法を早期に示すべきである。

エネルギー基本計画が改定予定であり、再生可能エネルギーの主力電源化を明記するとのことである。これまで軽視された同エネルギーを主力電源の一つにす

ることは大きな前進でありCO_2削減の観点からも評価に値する。再生可能エネルギーの推進が容易にできるよう、政府は環境整備に努めてもらいたい。エネルギーは国民生活や経済活動の源であるため、原発再稼働に当たり東電福島第一原発事故の教訓を中心に据え、また、再生可能エネルギーが速やかかつ容易に進展できるような政策を遅滞なく実施すべきである。

山本　太郎　君（希望の会（自由・社民））

我が国が持続可能なエネルギーを持つためには、原発事故のみならず、我が国の抱える自然災害と発電施設との関係を考えなければならない。確実視されている南海トラフ、東南海、東海、首都圏直下型地震等が発電施設にどう影響を及ぼすのか、当調査会での調査を希望する。

原発の新規制基準が安全を担保できるか否かは、実際に大型地震が発生しないと確認できず、安全性の検証に国民の生命、財産を委ねることは、東電福島第一原発事故の当事国として無責任である。地震地質学の権威・専門家を参考人として当調査会に招致し、発生が予測される大地震が原発やそれ以外の発電施設等にどのような影響があるかを、重点的に話し合うことを希望する。

核のごみ最終処分に係る経済産業省の科学的特性マップでは、我が国のほとんどの沿岸部が処分場として問題ないとされている。以前、核の捨場として目を付けられていた鹿児島県南大隅町のように、海や山によって隔絶された限界集落的な地域が狙われると感じた。

政府は、高レベル放射性廃棄物を地下300mより深い地層に埋設保管し300年間モニタリングした後に蓋をするだけの地層処分を検討しているが、かなり雑との印象を受ける。地層処分後の最大の問題は水との接触であるが、処分場建造工事で水の通り道ができ、廃棄物と水との接触につながる。核廃棄物が特殊な容器に入っていても、水との接触により容器がさび、長期間の経過の間に内容物が水とつながった場合は、水に乗って放射性物質が生活圏に出てくるのも時間の問題である。

我が国は水の豊かな国であり、300m掘っても水とつながらないような最終処分に適した候補地が幾つあるというのか。経済産業省は、地層処分場に求められるような長期にわたって安定した地下環境は我が国にも広く存在するとの専門的な評価を得られているとするが、我が国でそのような場所がすぐに見つかるとは信じられない。さらに、人里離れた隔絶された土地の奥深くに地層処分された場合、その後にモニタリングを始めとする安全担保が確実に行えるのかが問題となる。

したがって、最高の処分方法が発見されるまで、若しくは人間の営みが続く限り、人間の目で管理され続けることを担保するしかなく、それには、そもそも核廃棄物を生み出した電力消費地である大都市の中心の地上での処分・管理が安全性を最も担保できる方法と考える。このような議論を専門家も交え、超党派で国民にもはっきりと見える形で行える場所は、当調査会以外にはない。是非、地震や最終処分の問題に関し、当調査会において議論を深めることを希望する。

中山　恭子　君（希望の党）

当調査会でも取り上げられたメタンハイドレートに関して、その実情や問題点、将来性などについて青山委員の所見を伺う。

青山　繁晴　君（自由民主党・こころ）

メタンハイドレート実用化の可否については、専門家は実用化可能は既定としているにもかかわらず、経済産業省、資源エネルギー庁を始めとして意欲に問題がある。

このメタンハイドレートには二種類があり、太平洋側に多い砂層型及び日本海側に多い表層型である。特に、日本海側の表層型メタンハイドレートは、過疎に苦しむ町や村の極めて近くにある。例えば、最も私が海洋調査を行ってきた新潟県では、新潟港の目の前、佐渡島のずっと南に存在している。深度も浅く沿岸に大変近いため、ガス化して取り出した場合にも、地産地消の考え方を使うのであれば実現まで一年も掛からないと考えるが、大規模発電して大規模送電するとの考え方にとらわれるのであれば様々な問題が発生するように見える。

表層型メタンハイドレートの大きな特徴は、海底から柱（メタンプルーム）が立っていることである。表層型という名前のとおり海底に露出しているからである。メタンハイドレートは、水圧、暗さ、低い水温によって気体である天然ガスが凍ったものであるため、比重は小さく、軽い。それが粒々になって海中を上昇し、平均してスカイツリーぐらいの高さのものが林立している。この粒々は毎日出ては消えるものであり、既に存在する技術を使い、柱に膜を被せ、そこに溜まった粒々を海面か陸上に上げると、圧力が下がり太陽光が届くことによって溶けて通常の天然ガスになるため、コストが非常に安い。

こうしたことは行おうとすれば可能であるにもかかわらず、九州大学、新潟大学や東京海洋大学で研究をしている学者にはそれぞれ200万円ほどの予算しかない。これについては、資源エネルギー庁が事実上、産業技術総合研究所を通じ、大学の実験室内の設備や、何千万円が掛かる海洋調査はいずれも行わず机上の計算だけを行うよう指導しているという恐るべき実態がある。これは、既得権益にとらわれ、あるいは思い込みの強い役人に任せているから問題なのである。また、利害関係のある専門家も当てにならない。

メタンハイドレートの賦存量について、資源エネルギー庁が10年分と説明するのは一部のトラフの話である。年間約8,000万tのＬＮＧを輸入しているが、その100年分程度の賦存量は既に確認されている。また、日本海側の全量は未詳だが、陸のごく近くにあることは分かっているため、大規模発電との考え方ではなく地産地消ということであれば、全量が判明しておらずとも手掛けられるはずである。しかしながら、全体が分からないとできないと言い訳ばかりしている。

エネルギーを考えるにあたり最も重要なことは、エネルギー収支比率であり、これが１以上必要である。ところが、砂層型メタンハイドレートですら経済産業省の非公表の試算では11以上である。３以上あればビジネスとして成立し、太陽光は５前後である。メタンプルームは、九州大学の非公表の仮の試算で70～80と、メタンハイドレートには大きな可能性があるにもかかわらず、既得権益の側が抑え込んでいるのが実態であり、超党派で取り組むことを希望する。

第３　主要論点別の整理

本調査会は、今期のテーマを「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」と定め調査に着手した。二年目となる本年は「我が国の資源エネルギー戦略」に関して「資源エネルギーの安全保障」、「再生可能エネルギー」及び「資源エネルギーをめぐる諸問題」について、参考人からの意見聴取及びこれに対する質疑、政府からの説明聴取及びこれに対する質疑並びに委員間の意見交換を行った。

以下、本調査会における議論を主要論点別に整理した。

【エネルギー政策の方向性】

◇　我が国は着実な経済成長を続けるため、エネルギー資源の安定確保が極めて重要となる。

［関連意見］

・エネルギー自給率が8.4％と非常に低い我が国は、エネルギー安定供給を確たるものとする一方、地球温暖化問題への適切な対応が課題となっている。

・エネルギー政策の検討に際しては、資源に乏しい我が国の実情や取り巻く情勢を踏まえた冷静で責任ある議論が必要であり、その上で、長期的なエネルギー需給を考えるに際しては３Ｅ＋Ｓの視点が必要不可欠である。

・全ての面で優れたエネルギー源はなく、それぞれ一長一短があるため、先行事例から得られる教訓や将来的な情勢変化、不確実性への対応を踏まえ、あらゆる選択肢を維持し複数シナリオを設定することが重要である。

・三つのキーワードで表される大きな世界的潮流がある。第一に「脱炭素」、とりわけ脱石炭火力という大きな流れであり、第二に「省エネルギーと再生可能エネルギーの抜本的大幅な拡大・推進」であり、第三に「脱原発」、つまり原発ゼロを必ず目指すということである。この三つの潮流はもはや現実であり、これをどう進め実現するかを、今こそ立法府として真剣に考えなければならない。

・エネルギー問題の議論は、東電福島第一原発事故を境に複雑さを増し、経済性や安全性、安定供給という様々な要素が複雑に絡み合い、また地球温暖化対策という国際的な要求にも応えなければならず、厳しい環境に置かれている。
・資源エネルギー政策は、省庁がそれぞれ個別に行ったのでは十分な効果が期待できず、経済産業省や環境省だけでなく、関係省庁がしっかり連携し十分に対応を行う必要がある。
・我が国が持続可能なエネルギーを持つためには、原発事故のみならず我が国の抱える自然災害と発電施設との関係を考えなければならない。

◇　エネルギー基本計画の策定は、エネルギー安定供給面だけでなく環境配慮や産業発展など多面的に考えなければならない。

［関連意見］
・次期エネルギー基本計画は、再生可能エネルギーの主力電源化を明記するとのことで、これまで軽視された同エネルギーを主力電源の一つにすることは大きな前進でありCO_2削減の観点からも評価に値する。
・基本計画は多面的な評価で経済性評価も行い、基本計画を策定した上で需給見通しの策定が求められるにもかかわらず、次期エネルギー基本計画骨子案は2015年に策定されたエネルギーミックスを前提としており順序が逆である。
・エネルギー基本計画は、発電コストが低廉で、安定的に発電でき、昼夜を問わず継続して稼働できる電源をベースロード電源としている。中でも原発や石炭火力発電が重要なベースロード電源とされ、再生可能エネルギーをベースロード電源にする考え方は持っていないというのが昨年の当調査会での政府答弁である。しかし、これでは原発や石炭火力発電への依存度は下がっていかず、再生可能エネルギーの大量導入も進まない。
・原発再稼働反対は国民世論で揺るぎない多数派である。我が国のエネルギー政策を考える際、この民意を無視することは許されない。

・ベースロード電源という考え方は、火力発電や原発を中心とした電源のシステムだった時代に比べ、再生可能エネルギーを中心とするような分散型のシステムに移行していく場合、その位置付けをある程度は落とせるが、全く無くすことは難しい。
・欧州等でベースロード電源という考え方自体が変質している事実を受け止め、再生可能エネルギーを電源の中心に据える必要がある。

◇　我が国は人口減少に伴い電力需要が減ることが想定されるが、ＩｏＴ等を活用し生産性を高め電力需要が伸びる社会構造の変革をもたらす社会となっている可能性があり、そのときの電力需要をどう賄うかが重要である。

［関連意見］
・エネルギー政策は、どれくらい必要かとの逆算型で策定する必要がある。
・様々なエネルギーが必要だが、電力需給を引き下げることで、より安定した社会が形成されるものと考えられる。
・我が国は人口減少局面に入っており、その中で国力を維持するには生産性向上が重要なテーマである。そのために、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴといった様々な科学技術の進展に期待が寄せられているが、これら生産性を向上させる技術は全て電力を使うため、マクロ的な意味でもミクロ的な意味でもしっかりとしたエネルギー計画が必要である。

【エネルギーミックス】

◇　エネルギーミックスでは、３Ｅ＋Ｓの観点からのバランスの取れた供給体制構築が強く求められ、これは我が国の経済成長に不可欠である。

［関連意見］
・三つのＥを矛盾なく全て達成できる主要エネルギーは、従来は原子力と言われていたが、東電福島第一原発事故後は、安全性に係る議論やコストへの意見等がある。現在、再生可能エネルギーがそれに近づいているが、供給安定性に疑問符が付くかもしれない。また、天然ガスは化石燃料だが比較的中間

的な存在と思われている。いずれも単体での全ての達成は困難である。

・脱炭素、省エネと再生可能エネルギー、脱原発の実現こそが、これからの時代の国民生活に、欠くことのできないライフラインとしてのエネルギーの安心・安全そして安定性の確保のための道筋である。

・2030年エネルギーミックスは、その実現において原子力発電を含め全ての電源で非常に困難である。なぜならば、発電事業は既に自由化しているため、実現には補完的な政策によって誘導するしかなく、今までのように政府の規制によって事業者に配分を押し付けることはできないからである。

・エネルギーミックスを見直すならば、政府が策定当初、国民に何を条件として約束したのかに立ち返った上で見直すべきである。

・エネルギーミックスは、本来であれば、現在のエネルギーミックスの策定後にできたパリ協定に合わせ計画を策定すべきである。

・様々な電源をミックスして考えることを主としながら、徐々に電源の主体を再生可能エネルギーに変えていくことが正しい方法と考える。

・現実的に脱CO_2を考えると、原発の安全性を十分確保して再稼働を進めることはとらざるを得ない方向性であり、それを前提にしなければ2030年エネルギーミックスの達成は困難である。

【地球温暖化対策とエネルギー政策】

◇　地球温暖化対策を実効あるものとするため、世界はパリ協定の合意の実現等脱炭素化に向けて努力を重ねており、我が国はCO_2排出量を削減しながら経済成長は着実に行うという難しいかじ取りを迫られることとなる。

［関連意見］

・脱炭素は世界的な潮流だが、我が国はこの分野で大きく後れており、更なる見直しを含め強力に推進する必要がある。

・世界の投資家の間で環境、社会、企業統治を重視するＥＳＧ投資が広がっており、最近、欧米の機関投資家が環境や健康への負荷の高い企業から投資の引揚げを表明している。地球温暖化への最も有効な方策は省エネ、すなわち

エネルギーを使わない経済構造をつくることである。また、化石燃料を使わないようにすることが世界の流れとなってきている点に注目すべきである。

・再生可能エネルギー利用は、現状では電力に偏っており、電気だけでのみ込めない分は熱利用などへと多様化していく可能性がある。

・我が国の低炭素技術の進歩により太陽光発電等の再生可能エネルギーが非常に急速に発展しており、技術を活用した世界各国との協力によって温室効果ガス削減等へ貢献する上で二国間クレジット制度（ＪＣＭ）は大いに期待できる。

・クリーンエネルギーを使用しての水素の安定的な大量生産の方法と水素を使う移動可能なジェネレーター等の開発を今後進めるべきである。

【産油国情勢】

◇　海外からのエネルギー調達を確実とするため、産油国等エネルギー産出国との友好関係を深めるとともに、再生可能エネルギーの導入推進によりエネルギー自給率の向上につなげていくことが重要である。

［関連意見］

・中東や化石燃料への依存度を下げることは重要だが、中東での我が国のプレゼンスを下げることは極めて危険で逆効果となるため、我が国は中東地域に深く関与して中東地域内の安定性につなげていく必要がある。

・ＬＮＧ輸送はホルムズ海峡という重要なチョークポイントの通過比率が２割強で、８割を超える石油と比べて地政学的なリスクは低いものの、ＬＮＧ産出国にはマレーシアやインドネシア等の中東と深い関係の国があることから注意する必要がある。

・石油に依存するシステムは、油価、埋蔵量、地球温暖化問題次第の極めて脆弱なものであることに留意すべきである。

・今後、我が国は、湾岸産油国の化石燃料への依存低減の努力に協力していくことが重要である。

・エネルギー政策に関しては、我が国の安全保障上、米国と必ずしも一体では

ない対応も必要と考えるべきである。

【火力発電】

◇　世界的な傾向として、世界のエネルギー需要増の85％が低炭素エネルギー及び天然ガスであり、石炭需要の低下、特に中国の石炭需要の低下がこの傾向に拍車を掛けている。また、石炭火力発電に対して消極的な投資行動に出ることも世界的な傾向であり、我が国の有する高効率石炭火力発電技術で国際貢献を目指すことは理解できるが、どう折り合いを付けていくかは大きな課題である。

［関連意見］

・我が国が持ち得るＣＯ２排出削減の技術を海外にどう展開していくかが国際貢献にも稼ぐ力にも直結する。

・再生可能エネルギーの取組を通じて得られた知見や我が国の有する高効率火力発電技術等を海外に輸出することにより、地球温暖化問題で世界をリードする必要がある。

・我が国の脱炭素化との位置付けは明快な一方で、化石燃料発電に係る技術者維持や関連企業の経営判断をどうするか考える時期に来ている。

・再生可能エネルギーの大量普及に伴い稼働率の低下した火力発電所が相次いで閉鎖される事例が我が国でも生じつつあるが、中長期的に電力不足が生じ電気料金高騰の懸念もあるため、電源投資を適切に促す対策が必要不可欠である。

・再生可能エネルギーを主体とし、その調整役として他の電源を用いることは考え方としてあり得るが、再生可能エネルギーを優先利用するため火力発電をできる限り絞るとしても、太陽光発電の出力が落ちた場合に備えて最低出力運転はせざるを得ない。

・我が国のエネルギー安定供給を確たるものとするには火力発電が依然として重要な位置を占めている。

・石炭火力は世界的にインドや中国、東南アジア等の新興国を中心に旺盛な需

要が見込まれ、そうした国々へ我が国の高効率技術を展開することにより大幅なＣＯ２削減が可能となる。

・石炭火力削減は脱炭素のための主要な取組という世界的な潮流を踏まえ、我が国は石炭火力活用の抜本的見直しが必要と考える。

・石炭火力に投資すると50～60年使い続けることになりＣＯ２を大量に排出する経済を維持してしまうことになり行うべきでない。

【原子力発電】

◇　リスクには多様なものがあり、原子力発電を使うことのリスクは顕在化したが使わないことのリスクもあることを認識した上で、原子力発電を使うか否かは国民の選択である。リスクを正しく認識することは、国民が選択の結果に対し責任を負えるために重要なため、十分な情報提供をした上で問うべき大きな問題である。

［関連意見］

・原子力発電に関しては東電福島第一原発事故発生によって安全神話が崩れた事実を真摯に受け止めなければならないが、直ちに原子力発電をゼロとする政策は非現実的である。

・原子力発電は社会からの信頼回復が喫緊の課題であり、原子力規制委員会の規制基準のクリアはもとより、更なるリスク低減に向け事業者による自主的な安全性向上の取組を進める必要がある。

・原子力人材の確保・育成に向けた取組も必要不可欠であり、政府は原子力の長期的ビジョンを明確に示すべきである。

・原子力規制行政にも改善の取組が必要不可欠であり、規制ルールの明確化により事業の予見可能性を高めるための取組等、より効果的で効率的な原子力規制の追求が必要である。

・原子力発電に依存しない社会を目指すという方向性の下、原発再稼働は厳格な規制基準を満たした上で立地自治体の理解を得て判断すべきである。

・将来の電気料金や託送料金などを通じて今後の利用者が負担せざるを得ない

官　報（号　外）

廃炉費用については、利用者に対して適切な説明を行っていく必要がある。

・原子力発電はすぐには止められないとか、あるいはまだ他国で原発が稼働しているから我が国だけやめてもしょうがないといった議論はもうやめるべきで、今こそ、我が国が脱原発を進め、再生可能エネルギー技術の革新に併せて廃炉技術や廃炉ビジネスの分野での新技術で世界をリードし、世界の脱原発や廃炉を進めるためのイニシアチブをとっていくべきである。

◇　原子力発電はできる限り低減すべきだが地球温暖化問題やＣＯ２排出削減が非常に大きな課題として我が国にある。

［関連意見］

・世界的に原子力発電が高リスクで競争力のない電源であることが明らかであり、我が国での原発新増設は経済的に現実性を欠く。

・稼働原発を停止し再稼働を一切認めない原発ゼロ基本法案が提案されており、原発ゼロの政治決断が求められている。

・我が国は、約２年にわたる稼働原発ゼロにより再稼働の必要がないことが実証されている。

・原子力発電は経済計算では表せない人の苦しみや国土の喪失の視点からは到底容認し難く、原子力発電が経済的とすること自体が常軌を逸した考え方である。

・我が国のエネルギー自給率を高めるためには、再生可能エネルギーと原子力発電の二通りしかないとの客観的事実を冷静に受け止めなければならず、再生可能エネルギー普及に拍車を掛けながら、当面、停止している原発の再稼働に取り組む必要がある。

・原子力発電は発電量が大き過ぎるため地震や事故で原子力発電が急に止まるとその穴を埋められない。したがって電力の分散や蓄電技術を高めて安定供給を目指すことによって、原子力発電の特徴である安定供給に資する点はそれほどのメリットでなくなることになる。

◇　放射性廃棄物等のバックエンド対策は緊急を要する課題であり、核燃料プールの空き容量の問題や使用済核燃料が原発再稼働で増加することについては、社会的課題として認知度を高める努力と同時に最終処分場の検討加速化が重要である。

［関連意見］

・高レベル放射性廃棄物処理は、超長期にわたる判断を現時点で行うものであり、第三者的な委員会を設置して国民が関与できる仕組みを構築することが大事である。

・最終処分場の決め方は一からやり直すべきで、委員会を設置し国民全員に可視化される形の透明性を担保し直す必要がある。

・地層処分された場合、その後にモニタリングを始めとする安全担保が確実に行えるのかが問題となる。

【再生可能エネルギー（総論）】

◇　再生可能エネルギーは国家戦略として積極的に開発すべきである。

［関連意見］

・2050年までに80％の温室効果ガスの排出削減を宣言したが、達成するにはイノベーションが必要としており、そのためには、エネルギー政策、地球温暖化対策、そしてイノベーションの三つを統一的に実施する政策環境をつくっていく必要がある。

・再生可能エネルギーは設備が整えば燃料費が掛からず限界費用ゼロであり、国産資源のため富の流出を防げるという利点も踏まえ、積極的に国際戦略として位置付けるべきである。

・再生可能エネルギーは変動性電源だが、系統を活用し広域的な電力融通を行うことで安定供給が可能であることから、原子力発電や石炭火力発電等のために系統容量を温存するのではなく、再生可能エネルギーを最大限受け入れる体制を整えるべきである。

・再生可能エネルギーは太陽光だけとか風力だけよりも様々な種類を組み合わ

せると、地域の中でより安定的な利用が可能になる。

・再生可能エネルギーが大量に導入され、加えてＩＴ技術や予測技術が向上してきたことから、一回設置すれば燃料費はゼロの再生可能エネルギーは、その全てを利用する方が経済的である。

・太陽光パネルや風力発電の製造・開発等では、中国等の台頭の中で撤退する事業者が多くなっており、当分の間、一定の国内市場を国産向けに確保する必要がある。

・太陽光発電は、導入量を増やすことでコスト低減を図るだけではなく、地域で増やす方法を市民と議論しながら実施するビジネスモデルが成り立つほどモジュールや施工費等のコストが下がっており、そうしたビジネスが可能となる分岐点を迎えている。

【再生可能エネルギー（系統接続）】

◇　再生可能エネルギーの導入は、系統接続問題等の解決や蓄電池等の新技術開発等への取組によって再生可能エネルギーを信頼できるベースロード電源として活用できるようにする必要がある。

［関連意見］

・人口規模や電力消費量が欧州の一国レベルに相当する電力会社が、地域ごとの多様な電源が互いに補い合って電力融通することを可能とすることによって、欧州で行われているような電力融通を電力会社間で行うことで再生可能エネルギーの大量導入は十分可能と考える。

・再生可能エネルギーの更なる普及拡大に当たっては、我が国の国土条件を十分に踏まえる必要があり、島国の我が国は隣国からの電力融通ができないことから蓄電池設置や電力系統増強が不可欠であるため再生可能エネルギーの受入コストが発生する。

・分散型電力システムや電力の地産地消を成り立たせるためには、強固な送配電網が必要である。

・再生可能エネルギーの導入に当たり問題となる系統制約を克服するため、日

本版コネクト&マネージの検討、接続に伴う費用負担の在り方、系統情報の開示が取り組まれており、一層進めるべきである。

・稼働していない原発や休止している火力発電所の容量が取り置かれているが、実際には稼働していないため電気は流れず、表面上は空き容量はゼロだが実際には空いている状況が生じてしまう、系統の容量ゼロ問題がある。

・現下の問題は、昼間に太陽光発電が十分で、しかも電力需要の少ないゴールデンウィークや秋に太陽光の余剰電力を使い切れず、しかも火力発電の出力を絞りきれないといった長周期変動への対策や、日中の出力が予測以下の場合に火力発電の出力を増すことが必要となる際の系統運用の困難さを解消するため、分散型の電源や蓄電池といった需要側資源利用が使えないかが焦点となる。

・再生可能エネルギー電源拡大の支障になっているのは電源の調整力と呼ばれるものである。電源の調整力を担保するため、消費側の有するデマンドレスポンス（ＤＲ）資源を活用することで、再生可能エネルギー電源をできるだけ円滑に系統に接続することができる。

◇　電力自由化は、発送電分離の的確な実施と送電部門の中立化の成否、そして再生可能エネルギー等の新規事業者と既存事業者との競争の公平性の担保が課題であり、さらに、卸電力市場をどう育てて活性化させ透明で公平公正な取引が行われるかが重要なポイントである。

［関連意見］

・我が国は、発送電分離について法的分離方法をとるとされるが、一つの電力会社が送電・発電・小売を同一のグループに置くことができるため、地域独占してきた旧来の巨大電力会社が送電線を握り続けることになり、本当の自由化とは言えない状態に陥る可能性が高い。

【再生可能エネルギー（コスト問題）】

◇　再生可能エネルギーの導入という方向性は国民の賛同が得られると考える

が、高コストなところは乗り越えなければならない課題である。

［関連意見］

・我が国の再生可能エネルギーの課題を考えると費用の膨張問題がある。固定価格買取制度（ＦＩＴ）導入以降、再生可能エネルギーの急激な伸びに伴い必然的に買取費用が急速に膨らんでおり、これにどう対処するかが課題である。

・再生可能エネルギーの普及拡大のためには、諸外国の数倍に高止まりしているコストの引下げが非常に大きな課題である。

・国民負担抑制に向けた再生可能エネルギーの低コスト化を図るとともに、買取費用総額に法的上限を設けること等を検討すべきである。

・再生可能エネルギー普及の初期にあってＦＩＴが非常に有効なことは世界的にも実証され、全体としての負担額は一時的なものと考えるべきである。

・再生可能エネルギーが増えると系統増強が必要となり、再生可能エネルギー変動に合わせた柔軟な既存電源の調整も必要となるためコストが掛かる。ただし、再生可能エネルギーのコスト低下はグローバルに確認され、その投資総額も既存電源を上回り始め、今後コストは先が見通せないほど下がる見込みである。

【再生可能エネルギー（地域の取組）】

◇　経済的・社会的に大変厳しい状況の地方の各地域を、地産地消のエネルギーの発展によって、地域経済の活性化・安定化を図り、それとともに新しいビジネスや雇用を創出していくパラダイムシフトこそ必要である。

［関連意見］

・地域に埋もれているエネルギーを有効に活用して、地域を活性化していくべきである。こうした取組は、再生可能エネルギーの普及にもつながり、経済循環の視点からも効果がある。

・地元の人々の地域問題やエネルギー問題への関心の高さ、一体感が不可欠であり、さらに一定のノウハウを持った企業やＮＰＯが先導していくことが必

要である。

・地方の再生可能エネルギーを需要地で使い、それを通じてさらに人の交流、産業交流を進めるなど、大都市等の中で再生可能エネルギーを生産できなくとも、地方のエネルギーを都市で使うという連携の仕方も検討すべきである。

・地域で電力需給の全てをバランスさせることは、ＤＲや仮想発電所（ＶＰＰ）の手法を用いて地域での電力需給を安定させることで、系統に更なる負担を掛けずに十分可能であり、エネルギー事業会社がエネルギーのマネジメントが可能な形をとれば、地域発の再生可能エネルギー普及が技術的に十分可能である。

【再生可能エネルギー（水力発電）】

◇　水力発電は、更なる活用が可能であり、水力発電の再評価とその最大限の活用に向けて、行政の縦割りを排して取り組む必要がある。

［関連意見］

・ダムは太陽エネルギーの貯蔵庫であり、新しいダムを造るのではなく、既存のダムのポテンシャルを有効に使うべきである。

・国土交通省直轄ダムとそれに伴う都道府県のダムの約半数に発電機が付いていないが、発電機を付けても全く影響はない。

・地域活性化のために小水力は非常に重要である。大規模ダムの開発はほぼ止まっているが、人口減少に悩む集落等が将来を切り開く上で、小水力発電の可能性を追求することは非常に重要である。

【海洋資源】

◇　我が国の確たる経済成長には資源の安定調達が必要であり、最も期待されている我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）での海洋資源開発に官民協力を含めしっかり取り組む必要がある。

［関連意見］

・我が国のＥＥＺは広大で、豊富な資源を有しており、経済的な現実性が見えてきたことから、我が国が海底資源探査に先鞭をつけるべきである。まず、我が国の大陸棚で資源調査を実施して、その技術を我が国と同様に海底熱水鉱床の分布する太平洋の島嶼諸国にも応用していくことで、海洋及び資源の安全保障につながっていくものと考える。

・省エネと同時に、省資源には絶対に取り組まなければならない。また、資源ナショナリズムのような動きへの対策として省資源やリサイクル等を進めるべきである。

・鹿児島湾のアンチモンは世界にも例のない資源であり、大きな困難を伴わずに採掘できる見込みである。アンチモンは最も耐用年数が短い元素であり、また産出国が中国等に限られていることもあり、非常に注目すべき資源である。

・我が国の大陸棚には、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、そしてメタンハイドレート等があり、こうした非在来型の資源を開発するには、様々な技術開発が必要である。

・メタンハイドレートは新しいエネルギー源として期待されている。東部南海トラフ海域に1.1兆m^3の賦存量があり、我が国ガス消費量の10年分以上とのことである。

・日本海側の表層型メタンハイドレートは深度も浅く沿岸に大変近いため、地産地消の考え方を使うのであれば実現まで一年も掛からないと考えるが、大規模発電して大規模送電するのであれば様々な問題が発生するように見える。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、四一六円
（本体一、三二〇円）